

平成20年
第 1 回

沖縄県議会（定例会）会議録

平成20年 2 月 13日 開会

平成20年 3 月 26日 閉会

43日間

沖 縄 県 議 会

1. 会期日程	9
1. 開会日に応招した議員	11

○第1号（2月13日）

1. 開会年月日時	13
1. 議事日程	13
1. 本日の会議に付した事件	13
1. 出席議員	14
1. 欠 員	15
1. 説明のため出席した者の職、氏名	15
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	15
1. 開 会	16
1. 諸般の報告	16
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	16
1. 日程第2 会期の決定	16
1. 日程第3 常任委員の所属変更の件	16
1. 日程第4 甲第1号議案から甲第30号議案まで及び乙第1号議案から乙第29号議案まで	16
1. 知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明	16
1. 人事委員会（嘉手納成達君）の意見	23
1. 先議案件の委員会付託（乙第2号議案及び乙第14号議案）	23
1. 日程追加	24
議員提出議案第1号 航空運賃値上げに関する意見書	
1. 一括議題 議員提出議案第2号 航空運賃値上げに関する要請決議	24
議員提出議案第3号 航空運賃値上げに関する要請決議	
1. 安里 進君の提案理由説明	24
1. 採 決	24
1. 日程第5 陳情第1号から第3号まで、第6号、第7号、第12号及び第13号の付託の件	25
1. 委員会付託	25
1. 散 会	25

○第2号（2月14日）

1. 開議年月日時	27
1. 議事日程	27
1. 本日の会議に付した事件	27
1. 出席議員	27
1. 欠席議員	28
1. 欠 員	28
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	28
1. 開 議	28
1. 諸般の報告	28
日程第1 議員提出議案第4号 在沖米海兵隊員による少女	

1. 一括議題	暴行事件に関する意見書	28
日程第2 議員提出議案第5号	在沖米海兵隊員による少女	
	暴行事件に関する抗議決議	
1. 親川 盛一君の提案理由説明		28
1. 採 決		29
1. 議員派遣		29
1. 休会の議決		29
1. 散 会		29

○第3号（2月20日）

1. 開議年月日時	31
1. 議事日程	31
1. 本日の会議に付した事件	31
1. 出席議員	31
1. 欠席議員	32
1. 欠 員	32
1. 説明のため出席した者の職、氏名	32
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	32
1. 開 議	32
1. 諸般の報告	32
1. 日程第1 乙第2号議案	32
1. 委員長報告（総務企画委員長）	32
1. 採 決	33
1. 日程第2 乙第14号議案	33
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	33
1. 採 決	34
1. 日程第3 代表質問	34
新垣 哲司君	34
岸本 恵光君	51
辻野ヒロ子君	68
1. 散 会	88

○第4号（2月21日）

1. 開議年月日時	91
1. 議事日程	91
1. 本日の会議に付した事件	91
1. 出席議員	91
1. 欠席議員	91
1. 欠 員	91
1. 説明のため出席した者の職、氏名	91
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	92
1. 開 議	92
1. 諸般の報告	92
1. 日程第1 代表質問	92

当銘 勝雄君	92
兼城 賢次君	104
狩俣 信子君	111
1. 散 会	121

○第5号（2月22日）

1. 開議年月日時	123
1. 議事日程	123
1. 本日の会議に付した事件	123
1. 出席議員	123
1. 欠席議員	123
1. 欠 員	123
1. 説明のため出席した者の職、氏名	123
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	124
1. 開 議	124
1. 日程第1 代表質問	124
糸洲 朝則君	124
上原 章君	135
当山 全弘君	147
1. 散 会	159

○第6号（2月25日）

1. 開議年月日時	161
1. 議事日程	161
1. 本日の会議に付した事件	161
1. 出席議員	162
1. 欠席議員	163
1. 欠 員	163
1. 説明のため出席した者の職、氏名	163
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	163
1. 開 議	163
1. 諸般の報告	163
日程第1 一般質問	
1. 一括議題	日程第2 甲第1号議案から甲第30号議案まで、乙第1号議案、乙第3号議案から乙第13号議案まで及び乙第15号議案から乙第29号議案まで
1. 一般質問・質疑	163
新里 米吉君	164
渡嘉敷喜代子君	172
高嶺 善伸君	182
嘉陽 宗儀君	191
外間 久子君	203
玉城 義和君	215
1. 散 会	228

○第7号（2月26日）

1. 開議年月日時	231
1. 議事日程	231
1. 本日の会議に付した事件	231
1. 出席議員	232
1. 欠席議員	233
1. 欠 員	233
1. 説明のため出席した者の職、氏名	233
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	233
1. 開 議	233
日程第1 一般質問	
1. 一括議題	233
日程第2 甲第1号議案から甲第30号議案まで、乙第1号議案、乙第3号議案から乙第13号議案まで及び乙第15号議案から乙第29号議案まで	
1. 一般質問・質疑	233
前田 政明君	233
喜納 昌春君	246
奥平 一夫君	258
比嘉 京子君	269
1. 比嘉 京子君の発言取り消し申し出	275
1. 議長の発言取り消し留保の宣告	275
1. 一般質問・質疑	276
新川 秀清君	276
平良 長政君	280
1. 散 会	286

○第8号（2月27日）

1. 開議年月日時	289
1. 議事日程	289
1. 本日の会議に付した事件	289
1. 出席議員	290
1. 欠席議員	291
1. 欠 員	291
1. 説明のため出席した者の職、氏名	291
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	291
1. 開 議	291
1. 諸般の報告	291
日程第1 一般質問	
1. 一括議題	291
日程第2 甲第1号議案から甲第30号議案まで、乙第1号議案、乙第3号議案から乙第13号議案まで及び乙第15号議案から乙第29号議案まで	
1. 一般質問・質疑	291
當間 盛夫君	292
赤嶺 昇君	301

吉田 勝廣君	311
砂川 佳一君	318
嶺井 光君	322
親川 盛一君	331
1. 散 会	341

○第9号（2月28日）

1. 開議年月日時	343
1. 議事日程	343
1. 本日の会議に付した事件	343
1. 出席議員	344
1. 欠席議員	345
1. 欠 員	345
1. 説明のため出席した者の職、氏名	345
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	345
1. 開 議	346
1. 諸般の報告	346
日程第1 一般質問	
1. 一括議題	
日程第2 甲第1号議案から甲第30号議案まで、乙第1号 議案、乙第3号議案から乙第13号議案まで及び 乙第15号議案から乙第29号議案まで	346
1. 一般質問・質疑	346
前島 明男君	346
國場幸之助君	356
伊波 常洋君	363
仲田 弘毅君	371
照屋 守之君	380
安里 進君	385
1. 予算特別委員会の設置	388
1. 予算特別委員会委員の選任	388
1. 委員会付託	389
1. 日程第3 乙第30号議案から乙第32号議案まで	389
1. 知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明	389
1. 委員会付託	389
1. 休会の議決	389
1. 散 会	389

○第10号（3月5日）

1. 開議年月日時	391
1. 議事日程	391
1. 本日の会議に付した事件	391
1. 出席議員	391
1. 欠席議員	392
1. 欠 員	392

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	392
1. 開 議	392
1. 諸般の報告	392
1. 日程第1 甲第24号議案から甲第30号議案まで	392
1. 委員長報告（予算特別委員長）	392
1. 討 論	393
嘉陽 宗儀君	393
内間 清六君	394
1. 採 決	395
1. 日程第2 陳情第17号、第20号、第23号、第25号及び第27号の付託の件	396
1. 委員会付託	396
1. 日程第3 陳情平成19年第120号の取り下げの件	396
1. 採 決	396
1. 休会の議決	396
1. 散 会	396

○第11号（3月26日）

1. 開議年月日時	399
1. 議事日程	399
1. 本日の会議に付した事件	400
1. 出席議員	403
1. 欠席議員	403
1. 欠 員	403
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	403
1. 開 議	403
1. 諸般の報告	403
1. 日程第1 乙第1号議案、乙第3号議案から乙第7号議案まで及び乙第30号議案	404
1. 委員長報告（総務企画委員長）	404
1. 採 決	405
1. 日程第2 乙第16号議案	406
1. 委員長報告（経済労働副委員長）	406
1. 採 決	406
1. 日程第3 乙第8号議案から乙第10号議案まで、乙第12号議案、乙第13号議案、乙第15号議案 及び乙第18号議案から乙第20号議案まで	407
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	407
1. 討 論	409
前田 政明君	409
辻野ヒロ子君	411
1. 採 決	413
1. 日程第4 乙第17号議案	414
1. 委員長報告（土木委員長）	414
1. 採 決	414
1. 日程第5 乙第11号議案	415
1. 委員長報告（少子・高齢対策特別委員長）	415
1. 採 決	415

1. 日程第6 議員提出議案第6号 沖縄県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例	415
1. 伊波 常洋君の提案理由説明	415
1. 採 決	416
1. 日程第7 乙第25号議案	416
1. 委員長報告（総務企画委員長）	416
1. 採 決	417
1. 日程第8 乙第21号議案	417
1. 委員長報告（経済労働副委員長）	417
1. 採 決	417
1. 日程第9 乙第24号議案	418
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	418
1. 採 決	418
1. 日程第10 乙第22号議案、乙第23号議案、乙第26号議案から乙第29号議案まで、乙第31号議案 及び乙第32号議案	418
1. 委員長報告（土木委員長）	418
1. 採 決	420
1. 日程第11 甲第1号議案から甲第23号議案まで	420
1. 委員長報告（予算特別委員長）	420
1. 討 論	423
嘉陽 宗儀君	423
内間 清六君	426
1. 採 決	428
1. 日程第12 議員提出議案第8号 国民医療を求める意見書	429
1. 前島 明男君の提案理由説明	429
1. 採 決	430
1. 日程第13 議員提出議案第9号 沖縄修学旅行の推進に関する要請決議	430
1. 國場幸之助君の提案理由説明	430
1. 採 決	430
1. 議員提出議案第7号の提出者取り消し申し出の承認	430
1. 日程第14 議員提出議案第7号 全国会員大会の沖縄開催に関する支援決議	430
1. 當山 眞市君の提案理由説明	430
1. 委員会付託	431
1. 日程追加 議員提出議案第7号 全国会員大会の沖縄開催に関する支援決議	431
1. 委員長報告（経済労働委員長）	431
1. 質 疑	431
前田 政明君	431
1. 討 論	433
外間 久子君	433
國場幸之助君	434
1. 採 決	435
1. 日程第15 陳情平成19年第52号、同第132号及び陳情第26号	435
1. 委員長報告（総務企画委員長）	435
1. 採 決	436
1. 日程第16 陳情平成17年第166号、陳情平成18年第83号、同第97号、同第112号、 陳情平成19年第15号、同第69号の2、同第98号、同第104号、同第115 号、陳情第26号の2、第29号及び第31号	436

1. 委員長報告（経済労働副委員長）	436
1. 採 決	436
1. 日程第17 陳情平成19年第36号、同第41号、同第102号、同第154号、同第156号、同第159号、 陳情第4号、第8号、第15号、第16号、第18号、第24号、第26号の3、第28号、 第32号及び第33号	436
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	436
1. 採 決	436
1. 日程第18 陳情平成17年第157号、陳情平成18年第56号、同第104号、陳情平成19年第18号、 同第27号、同第31号の3、同第114号及び陳情第20号	437
1. 委員長報告（少子・高齢対策特別委員長）	437
1. 採 決	437
1. 日程第19 閉会中の継続審査の件	437
1. 採 決	437
1. 閉 会	438

○巻末掲載文書

1. 知事提出議案	441
1. 議員提出議案	527
1. 諸般の報告	539
1. 議案付託表	543
1. 委員会審査報告書	545
1. 閉会中継続審査及び調査申出書	559
1. 予算特別委員名簿	569
1. 陳情文書表	571
1. 議案等処理一覧表	591

平成20年第1回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期43日間 自 平成20年2月13日
至 平成20年3月26日

	月 日	曜日	日 程	備 考
1	2月13日	水	本 会 議 （会議録署名議員の指名） （会期の決定） （常任委員の所属変更の件） （知事提出議案の説明） 委 員 会 （先議案件審査）	先議案件付託 請願・陳情付託
2	14日	木	本 会 議（議員提出議案の説明、採決）	
3	15日	金	議案研究	代表質問通告締切（正午）
4	16日	土	休 会	
5	17日	日	休 会	
6	18日	月	委 員 会（議会運営委員会）	一般質問通告締切（正午）
7	19日	火	議案研究	
8	20日	水	本 会 議（先議案件委員長報告、採決） （代表質問）	
9	21日	木	本 会 議（代表質問）	
10	22日	金	本 会 議（代表質問）	
11	23日	土	休 会	
12	24日	日	休 会	
13	25日	月	本 会 議（一般質問）	
14	26日	火	本 会 議（一般質問）	
15	27日	水	本 会 議（一般質問）	
16	28日	木	本 会 議（一般質問） （予算特別委員会設置）	議案付託
17	29日	金	委 員 会（補正予算審査）	請願・陳情提出期限 （特別委）
18	3月1日	土	休 会	
19	2日	日	休 会	
20	3日	月	委 員 会（補正予算審査）	
21	4日	火	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
22	5日	水	本 会 議（補正予算委員長報告、採決）	請願・陳情付託（特別委）
23	6日	木	委 員 会（予算特別委員会）	
24	7日	金	委 員 会（予算特別委員会）	
25	8日	土	休 会	
26	9日	日	休 会	
27	10日	月	委 員 会（予算特別委員会）	
28	11日	火	委 員 会（予算特別委員会）	請願・陳情提出期限 （常任委）
29	12日	水	委 員 会（予算特別委員会）	
30	13日	木	委 員 会（予算特別委員会）	
31	14日	金	委 員 会（予算特別委員会）	請願・陳情付託（常任委）
32	15日	土	休 会	
33	16日	日	休 会	
34	17日	月	委 員 会（予算特別委員会）	
35	18日	火	委 員 会（常任委員会）	
36	19日	水	委 員 会（常任委員会）	
37	20日	木	休 会	春分の日
38	21日	金	委 員 会（常任委員会）	
39	22日	土	休 会	
40	23日	日	休 会	
41	24日	月	委 員 会（特別委員会）	
42	25日	火	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
43	26日	水	本 会 議（委員長報告、採決）	

（注）2月14日は休会の日と議決されていたが、2月13日の議会運営委員会の協議に基づき、議員提出議案審議のため特に会議を開いた。

開会日に応招した議員

仲 里 利 信 君
 具 志 孝 助 君
 上 原 章 君
 佐喜真 淳 君
 新 垣 良 俊 君
 仲 田 弘 毅 君
 照 屋 守 之 君
 赤 嶺 昇 君
 當 山 弘 君
 狩 俣 信 子 君
 比 嘉 京 子 君
 奥 平 一 夫 君
 前 田 政 明 君
 吉 田 勝 廣 君
 當 山 眞 市 君
 辻 野 ヒロ子 君
 親 川 盛 一 君
 嶺 井 光 君
 岸 本 恵 光 君
 當 間 盛 夫 君
 当 銘 勝 雄 君
 渡嘉敷 喜代子 君
 瑞慶覧 朝 義 君
 嘉 陽 宗 儀 君

玉 城 義 和 君
 内 間 清 六 君
 前 島 明 男 君
 國 場 幸之助 君
 伊 波 常 洋 君
 砂 川 佳 一 君
 浦 崎 唯 昭 君
 安 里 進 君
 兼 城 賢 次 君
 新 里 米 吉 君
 高 嶺 善 伸 君
 当 山 全 弘 君
 外 間 久 子 君
 金 城 勉 君
 糸 洲 朝 則 君
 上 原 賢 一 君
 小 渡 亨 君
 池 間 淳 君
 新 垣 哲 司 君
 外 間 盛 善 君
 平 良 長 政 君
 新 川 秀 清 君
 喜 納 昌 春 君

平成20年 2月13日

平成20年
第 1 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 1 号）

平成20年
第 1 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第1号）

平成20年2月13日（水曜日）午前10時4分開会

議 事 日 程 第 1 号

平成20年2月13日（水曜日）

午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 常任委員の所属変更の件
- 第 4 甲第1号議案から甲第30号議案まで及び乙第1号議案から乙第29号議案まで（知事説明）
- 第 5 陳情第1号から第3号まで、第6号、第7号、第12号及び第13号の付託の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 常任委員の所属変更の件
- 日程第4 甲第1号議案から甲第30号議案まで及び乙第1号議案から乙第29号議案まで
 - 甲第1号議案 平成20年度沖縄県一般会計予算
 - 甲第2号議案 平成20年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
 - 甲第3号議案 平成20年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
 - 甲第4号議案 平成20年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
 - 甲第5号議案 平成20年度沖縄県下地島空港特別会計予算
 - 甲第6号議案 平成20年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算
 - 甲第7号議案 平成20年度沖縄県下水道事業特別会計予算
 - 甲第8号議案 平成20年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
 - 甲第9号議案 平成20年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
 - 甲第10号議案 平成20年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
 - 甲第11号議案 平成20年度沖縄県林業改善資金特別会計予算
 - 甲第12号議案 平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
 - 甲第13号議案 平成20年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
 - 甲第14号議案 平成20年度沖縄県自由貿易地域特別会計予算
 - 甲第15号議案 平成20年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
 - 甲第16号議案 平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
 - 甲第17号議案 平成20年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
 - 甲第18号議案 平成20年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
 - 甲第19号議案 平成20年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計予算
 - 甲第20号議案 平成20年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
 - 甲第21号議案 平成20年度沖縄県病院事業会計予算
 - 甲第22号議案 平成20年度沖縄県水道事業会計予算
 - 甲第23号議案 平成20年度沖縄県工業用水道事業会計予算
 - 甲第24号議案 平成19年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）
 - 甲第25号議案 平成19年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 甲第26号議案 平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第27号議案 平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第28号議案 平成19年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
- 甲第29号議案 平成19年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）
- 甲第30号議案 平成19年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）
- 乙第1号議案 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例
- 乙第2号議案 沖縄県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 沖縄県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 沖縄県立県民アートギャラリーの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 乙第9号議案 沖縄県公害審査会の紛争処理の手続に要する費用に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 沖縄県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 乙第11号議案 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例
- 乙第13号議案 沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第14号議案 沖縄県立看護大学条例及び沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第15号議案 沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例
- 乙第16号議案 沖縄県中小企業の振興に関する条例
- 乙第17号議案 沖縄県道路整備・都市モノレール建設基金条例の一部を改正する条例
- 乙第18号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 乙第19号議案 沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例
- 乙第20号議案 沖縄県奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第21号議案 土地の処分について
- 乙第22号議案 訴えの提起について
- 乙第23号議案 照明灯倒壊事故に関する和解等について
- 乙第24号議案 損害賠償額の決定について
- 乙第25号議案 包括外部監査契約の締結について
- 乙第26号議案 中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について
- 乙第27号議案 中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について
- 乙第28号議案 中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について
- 乙第29号議案 公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について

日程追加 議員提出議案第1号 航空運賃値上げに関する意見書

議員提出議案第2号 航空運賃値上げに関する要請決議

議員提出議案第3号 航空運賃値上げに関する要請決議

日程第5 陳情第1号から第3号まで、第6号、第7号、第12号及び第13号の付託の件

出席議員（47名）

議長	仲里利信君	1番	上原章君
副議長	具志孝助君	2番	佐喜真淳君

3	番	新	垣	良	俊	君
4	番	仲	田	弘	毅	君
5	番	照	屋	守	之	君
6	番	赤	嶺		昇	君
7	番	當	山		弘	君
8	番	狩	俣	信	子	君
9	番	比	嘉	京	子	君
10	番	奥	平	一	夫	君
11	番	前	田	政	明	君
12	番	吉	田	勝	廣	君
13	番	當	山	眞	市	君
14	番	辻	野	ヒ	子	君
15	番	親	川	盛	一	君
16	番	嶺	井		光	君
17	番	岸	本	恵	光	君
18	番	當	間	盛	夫	君
19	番	当	銘	勝	雄	君
20	番	渡	嘉	喜	代	君
21	番	瑞	慶	朝	義	君
22	番	嘉	陽	宗	儀	君
23	番	玉	城	義	和	君
24	番	内	間	清	六	君

25	番	前	島	明	男	君
26	番	國	場	幸	之	君
27	番	伊	波	常	洋	君
28	番	砂	川	佳	一	君
29	番	浦	崎	唯	昭	君
30	番	安	里		進	君
32	番	兼	城	賢	次	君
33	番	新	里	米	吉	君
34	番	高	嶺	善	伸	君
35	番	当	山	全	弘	君
36	番	外	間	久	子	君
37	番	金	城		勉	君
38	番	糸	洲	朝	則	君
39	番	上	原	賢	一	君
40	番	小	渡		亨	君
41	番	池	間		淳	君
42	番	新	垣	哲	司	君
45	番	外	間	盛	善	君
46	番	平	良	長	政	君
47	番	新	川	秀	清	君
48	番	喜	納	昌	春	君

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知	事	仲	井	眞	弘	多	君
副	知	仲	里	全	輝	君	君
副	知	安	里	カツ	子	君	君
知	事	上	原	嗣	昭	君	君
総	務	宮	城	良	三	君	君
企	画	上	原	建	幸	君	君
文	化	知	念	輝	次	君	君
福	祉	伊	波	友	美	君	君
農	林	護	得	秀	子	君	君
観	光	仲	田	勇	光	君	君
土	木	首	里	順	治	君	君
企	業	花	城		孝	君	君
病	院	知	念		清	君	君
出	納	上	原	久	己	君	君
会	計						

知	事	公	室	上	運	天	昂	君
秘	書	報	統	名	渡	山	司	君
総	財	務	統	伊	元	正	一	君
教	育	委	員	仲	村	守	和	君
委	教	育	員	翁	長	良	盛	君
公	安	委	員	得	津	八	郎	君
委	警	本	部	比	嘉	正	幸	君
警	察	員	会	嘉	手	成	達	君
労	働	委	員	太	田	守	胤	君
人	事	員	会					
委	員	監	査					
代	表							

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事	務	局	長	長	嶺	伸	明	君
次		長	遊	佐	信	雄	昭	君
議	事	課	嘉	陽	安			君

課	長	補	佐	平	田	善	則	君
主		査	査	中	村		守	君
主				佐	久	田	隆	君

主 幹 上 当 佳代子 君
主 査 大 城 佳 美 君

主 査 金 城 悦 子 君
政 務 調 査 課 長 新 城 博 君

○議長（仲里利信君） ただいまより平成20年第1回
沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（仲里利信君） これより本日の会議を開きま
す。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案59
件並びに今期定例会提出予算説明書、積算内訳書、平
成20年1月31日現在の平成19年度一般会計予算執行状
況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提
出がありました。

次に、本日、安里進君外10人から、議員提出議案第
1号「航空運賃値上げに関する意見書」、議員提出議
案第2号「航空運賃値上げに関する要請決議」及び議
員提出議案第3号「航空運賃値上げに関する要請決
議」の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特
別委員会に付託すべき陳情を除く陳情7件は、お手元
に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員
会に付託いたしました。

次に、今定例会に出席を求めた説明員のうち、会計
管理者福治嗣夫君は、所用のため本日の会議に出席で
きない旨の届け出がありましたので、その代理として
本日の会議に出納事務局会計課長上原久己君の出席を
求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書に
より御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（仲里利信君） 日程第1 会議録署名議員の
指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条
の規定により

9番 比 嘉 京 子 君 及び

38番 糸 洲 朝 則 君

を指名いたします。

○議長（仲里利信君） 日程第2 会期の決定を議題
といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月26日までの43日
間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月26日までの43日間と
決定いたしました。

○議長（仲里利信君） 日程第3 常任委員の所属変
更の件を議題といたします。

総務企画委員の奥平一夫君から土木委員に、土木委
員の瑞慶覧朝義君から総務企画委員にそれぞれ委員会
の所属を変更されたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

奥平一夫君及び瑞慶覧朝義君から申し出のとおり、
それぞれ委員会の所属を変更することに御異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ委員会の所属を変更することに決
定いたしました。

○議長（仲里利信君） 日程第4 甲第1号議案から
甲第30号議案まで及び乙第1号議案から乙第29号議案
までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井真知事。

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

知事提案説明要旨を申し上げる前に、議員各位の御
理解を得まして、在沖米海兵隊員による未成年者に対
する暴行被疑事件について、私の見解を申し上げます。

去る2月10日に発生しました在沖米海兵隊員による
暴行事件は、女性の人権をじゅうりんする重大な犯罪
であり、特に被害者が中学生であることを考えれば決
して許すことはできず、強い憤りを覚えるものでござ
います。

県は、これまでこのような米軍人等による悪質な暴
行事件が発生するたびに、再発防止を徹底するよう米
軍等に強く申し入れてきたところであります。

そのような中、またもやこのような事件が発生した

ことは極めて遺憾であります。

県としましては、米軍及び日米両政府関係機関に対し、一層の綱紀粛正及び隊員の教育の徹底、再発防止等を要請したところであり、今後とも捜査の進展を踏まえつつ、被害者及び御家族の心情や意向にも十分に配慮し、適切に対応してまいり所存でございます。

平成20年第1回沖縄県議会の開会に当たり、議員各位の御健勝を心からお喜び申し上げますとともに、日々の御精励に対し深く敬意を表するところでございます。

このたびの議会は、平成20年度の県政運営の基本となります予算案を初め、多くの重要な案件につきまして御審議をお願いするものであります。このため、議案の御審議に先立ちまして、まず県政運営に当たっての私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに県民の皆様への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、知事就任以来、「経済の自立なくして沖縄の自立なし」との強い決意を持って、雇用の創出・拡大や企業誘致など産業の振興に全力を尽くすとともに、基地問題の解決促進、医療・福祉の充実など、平和で安らぎと活力のある沖縄県の実現に向け、あらゆる面で施策を展開してまいりました。

平成20年度におきましても、完全失業率全国平均化や観光客1000万人などの政策目標の実現を目指し、現場主義をモットーに全力で取り組んでまいり所存でございます。

まず、世界、我が国及び本県についての現状認識について述べます。

さて、国際社会はテロと大量破壊兵器の拡散という脅威や、地球温暖化などの環境問題にどう対処するかが大きな課題となっております。我が国と近隣諸国との関係においても、中国等との外交協力が進められているものの、北朝鮮による拉致問題に加え、核開発という深刻な問題を抱えております。

経済面では、原油価格の高騰や米国のサブプライムローン問題による我が国の株価低迷や景気減速に留意する必要があります。

本県経済につきましては、観光客数が6年連続過去最高を記録するとともに、情報通信関連企業などの誘致や新規雇用の創出が進むなど、全体としては堅調に推移いたしておりますが、若年者の雇用情勢や本土との所得格差は依然として厳しい状況にあります。

一方、我が国が人口減少の中で本格的な高齢社会を迎えようとする中、本県は人口増加率が東京都、愛知県に次いで高く、平均年齢も全国一若いほか、住みたい都道府県に関する世論調査でもトップになるな

ど、高い潜在的な成長力を有しております。

また、スポーツや芸能などの分野で沖縄の将来を担う若者が多く活躍し、県民に自信と希望を与えております。

平成20年度政府予算案について申し上げます。

さて、平成20年度の政府予算案が歳出全般にわたり徹底的に見直され厳しい内容となる中、内閣府沖縄関係予算は対前年度比96.6%の2551億円となり、県が要望しました多くの事業に予算措置がなされております。

具体的には、持続可能な観光地づくり支援事業や沖縄 I T津梁パーク整備事業、アジア青年の家事業などの新規事業が認められました。また、沖縄科学技術大学院大学に係る研究事業や施設整備等に大幅な増額が認められたほか、那覇空港の機能拡充に係る予算や情報格差を解消する先島地区地上デジタル放送推進事業などが認められました。

さらに、北部振興事業につきましても前年同額の100億円が確保されたところであります。

平成20年度の取り組みの姿勢を申し上げます。

平成20年度は、沖縄振興計画期間中、最後の実施計画となる第3次分野別計画がスタートする年であり、本県の抱える諸課題の解決に向け着実に施策を展開してまいります。

まず、民間主導の自立型経済の構築に向けて観光・リゾート産業の振興を初め、情報通信関連産業、農林水産業、商工業等の振興と企業誘致を推進するなど、産業を徹底的に支援し、就業の場の創出と拡大に全力で取り組んでまいります。

次に、米軍基地問題につきまして、私は、県民の目に見える形で負担軽減が図られなければならないと考えており、基地の整理縮小や日米地位協定の見直し、事件・事故の防止などを日米両政府に強く求めてまいります。

また、沖縄科学技術大学院大学の設置に向けた周辺整備を進めますとともに、6月に開催されますG8科学技術大臣会合の成功に向けた取り組みや、世界のウチナーネットワークの拡充など、科学技術の振興及び国際交流・協力拠点の形成に向けて取り組んでまいります。

さらに、循環型社会の形成と自然環境の保全、交通や情報通信基盤の整備等による快適で潤いのある暮らし、子供からお年寄りまでともに支え合う安全で安心な健康福祉社会の実現に向けて取り組んでまいります。

あわせて、これからの沖縄を担う多様な人材の育成

に向けた教育と文化の振興、離島・過疎地域におけるユニバーサルサービスの確保と定住条件の整備を推進してまいります。

また、県独自の長期構想であります沖縄21世紀ビジョン（仮称）の策定に向けて県民議論を深めてまいります。

一方、沖縄県の財政は、中期見通しにおいて多額の収支不足が見込まれ、厳しい状況にあります。

このため、今後とも、地方分権の進展に対応した簡素で効率的な行財政運営が可能となるよう「選択と集中」を徹底し、行財政改革を一層加速するとともに、さらなる歳出の抑制と歳入の確保に取り組み、持続可能な行財政基盤の確立に努めてまいります。

続きまして、平成20年度における施策の概要について御説明申し上げます。

第1は、自立型経済の構築に向けた産業の振興と雇用の創出・確保であります。

まず、質の高い観光・リゾート地の形成について申し上げます。

観光・リゾート産業につきましては、県経済を力強く牽引するリーディング産業として将来の観光客1000万人を目指し、重点的な施策を展開してまいります。

平成20年度におきましては、「ビジットおきなわ計画」に基づき、入域観光客620万人、そのうち外国人観光客22万人を目標に積極的な誘客プロモーションを展開いたします。特に、海外誘客につきましては、海外重点地域におけるマーケット調査を実施し、国や地域の実情に応じた戦略的な誘客活動に取り組みます。

また、国際会議や企業インセンティブツアー、スポーツキャンプ等の誘致を促進するとともに、沖縄リゾートウエディングのプロモーションを強化し、海外市場への展開も図ります。

さらに、質の高い観光人材の確保に向けて、研修会や講習会等を開催するとともに、観光業界との連携を図ってまいります。

観光客の多様なニーズに対応するため、エコツーリズムやロングステイツーリズムなどを推進するとともに、多様なエンターテインメントづくりの促進等により、観光の付加価値向上に努めてまいります。

また、優位性のある観光資源を生かした観光まちづくりを促進し、環境や景観等の保全と再生を図りながら、持続的発展が可能な観光地づくりを推進してまいります。

次に、未来を開く情報通信関連産業の振興について申し上げます。

情報通信関連産業につきましては、関連企業の集

積・振興を図るため税制上の優遇措置を活用するとともに、通信コスト低減化支援の推進や高度な業務を担うIT核人材の育成を支援いたします。

また、情報通信分野における中核的な事業として、高度な情報通信産業の集積空間の形成を目指すIT津梁パークの整備や国際的な情報通信ハブの形成を目指すGIX（グローバル・インターネット・エクステンジ）の構築を推進するとともに、共用空間データの流通基盤整備に取り組んでまいります。

次に、地域特性を生かした農林水産業の振興について申し上げます。

おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化について申し上げます。

ゴーヤー、菊、マンゴー等の戦略品目を中心に農作物被害防止施設等の整備を支援し、拠点産地の形成を進め、おきなわブランドの確立を促進いたします。

さとうきび、パイナップル、豚等の安定品目については、生産基盤の整備等により、安定的な生産供給体制の確立に努めます。

また、島野菜や果樹につきましては、有望な品種の選定・普及や栽培法の確立を行い、消費者・市場ニーズに応じた産地づくりを促進いたします。

あわせて、環境保全型農業の推進に向けて有機農業への支援体制を整備し、安全・安心な農産物の生産拡大を促進してまいります。

次に、流通・販売・加工対策の強化について申し上げます。

流通・販売・加工対策につきましては、県産農林水産物の消費拡大を図るため、首都圏における情報の収集・発信や販売促進などマーケティング力の充実を図るとともに、モズクの県内外及び国外における販路拡大等の流通対策を強化いたします。また、県内における地産地消の推進に向けて、農産物直売所への支援や農業体験学習の実施、学校給食や観光施設等での利用促進に努めてまいります。

次に、担い手の育成確保について申し述べます。

農林水産業の担い手につきましては、認定農業者等の育成を図るとともに、就農相談会や研修の実施、農地あっせんなど就業支援を行い、多様な担い手の育成確保に努めてまいります。

亜熱帯・島嶼性に適合した生産基盤の整備について申し述べます。

生産基盤の整備については、地下ダム等による農業用水源やかんがい施設など農業生産基盤の整備を進めるほか、林業及び水産業の基盤整備を進めてまいります。

次に、地域を支える産業の育成と創出について申し上げます。

新事業の創出について申し上げます。

健康バイオ関連産業など新事業の創出につきましては、健康ビジネス産業の基盤整備に取り組むとともに、海洋生物資源を活用したマリンバイオ共同研究や、バイオベンチャー企業による研究開発・製品化への取り組みを支援いたします。

製造業等地域産業の振興について申し述べます。

製造業等地域を支える産業については、地域資源を活用した新製品の開発や品質向上対策、農商工連携による地域ブランド確立等を支援するとともに、デザインの戦略的活用を促進してまいります。

泡盛、健康食品など県産品につきましては、引き続き物産展・商談会の開催やパブリシティの促進により、知名度の向上と県外市場の販路拡大を図るとともに、海外の流通・小売業者とのネットワーク構築に努めます。

また、今議会に提案しております「沖縄県中小企業の振興に関する条例」を踏まえ、経営基盤の強化など総合的支援を行うとともに、地域に密着した商店街の振興を図ってまいります。

建設産業につきましては、技術と経営にすぐれた企業が成長する市場環境の整備や新分野進出への支援など、建設産業の活性化に向けた各種施策に取り組んでまいります。

企業の立地促進について申し述べます。

特別自由貿易地域等への企業立地を促進するため、魅力ある新たな投資環境を整備するとともに、用地の減額譲渡制度等の活用、企業誘致セミナーの開催や企業訪問など、引き続きトップセールスによる企業誘致を積極的に展開してまいります。

また、金融業務特別地区につきましては、税制上の特例措置を活用した企業集積の促進、高度な金融知識を有する人材の育成、新たな金融ビジネスの事業化支援等に努めるとともに、沖縄アジア金融センターの検討を進めてまいります。

次に、雇用の安定と職業能力の開発について申し上げます。

本県の完全失業率を全国平均並みにするためには、これまで以上に雇用を生み出す産業振興施策を強化するとともに、それと一体となった雇用対策に取り組む必要があります。

このため、各界各層と連携した「沖縄県産業・雇用拡大県民運動（みんなでグッジョブ運動）」を展開し、ミスマッチ対策や就業意識の改善に向けた啓発事

業等に取り組みます。

また、観光や情報通信など成長分野を中心に、高度な専門知識と技術を持つ人材の育成を進めるとともに、職業能力開発校や専修学校等において多様な職業訓練等を実施します。

さらに、若年者に対しては、産学官連携のもと、職業観の形成から就職に至る一貫した支援や定着支援を行います。

また、働く女性や結婚、子育て等によりキャリアパスを中断した女性、母子家庭の母親及び障害者等を対象とした就職支援を実施いたします。

第2は、米軍基地問題の解決促進と駐留軍用地跡地の利用促進等であります。

在日米軍の再編と基地の整理縮小について。

在日米軍の再編については、海兵隊司令部や兵員等のグラム移転、嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域のさらなる整理・統合・縮小などが示されており、これらが確実に実施されるよう求めています。

普天間飛行場につきましては、県外移設がベストではありますが、米軍再編協議の経緯などからその実現は困難であるため、やむなく県内移設を認めたところであります。

移設するまでの間であれ、その危険性をそのまま放置することはできないことから、早期に危険性を除去し、騒音の軽減を図るなど、私の求める3年めどの閉鎖状態の実現に向け、引き続き政府に対し強く求めていく考えであります。

また、代替施設については、地域の生活環境に配慮する観点から、可能な限り沖合へ移動することについても政府の真摯な対応を求めています。

今度とも、地元の意見、県民の意向を踏まえて政府と協議を重ね、早期に解決が図られるよう努めてまいります。

那覇港湾施設の移設につきましては、「那覇港湾施設移設に関する協議会」等において、移設に関連した諸措置及び跡地利用等に関して引き続き国、地元自治体等との協議・調整を進めてまいります。

日米地位協定の見直しの実現等について申し述べます。

日米地位協定については、政府に対し、機会あるごとにその見直しを求めてきたところではありますが、政府は依然として運用改善により対応するとしております。

しかしながら、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量をゆだねる形となる日米地位協定の運用改善だけでは不十分であり、日米地位協定

を抜本的に見直す必要があると考えております。

政府を動かすためには、より多くの国会議員や国民の理解と協力を得ることが大変重要であると考えており、今後とも渉外知事会などと連携しながら、あらゆる機会を通じて日米地位協定が見直されるよう積極的に取り組んでまいります。

また、米軍基地から派生する事件・事故の防止や環境問題等の解決促進については、三者連絡協議会等を通じて強く求めてまいります。

跡地利用の促進について申し述べます。

駐留軍用地跡地の利用の促進につきましては、国や跡地関係市町村と密接に連携・協力し、個々の跡地の特性や課題に応じた取り組みを進めてまいります。

また、嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の返還につきましては、中長期的な視点に立った産業振興や都市機能ビジョンの検討を進めるとともに、現行の跡地利用に関する制度の検討も含めて、きめ細かな対応を政府へ求めてまいります。

旧軍飛行場用地問題の解決促進について申し上げます。

旧軍飛行場用地問題につきましては、各地主会や関係市町村長の意見も勘案しながら、県・市町村連絡調整会議を中心に国への要望案の取りまとめに努め、同問題の解決促進に取り組んでまいります。

第3は、科学技術の振興と国際交流・協力拠点の形成であります。

科学技術の振興について申し上げます。

科学技術の振興につきましては、県内外の試験研究機関が相互連携する研究を推進するとともに、産業連携システムの牽引役となる人材の育成など、知的クラスターの形成に向けた取り組みを進めてまいります。

沖縄科学技術大学院大学の設置に向けては、沖縄科学技術研究基盤整備機構が進める事業を支援するとともに、子弟教育のためのインターナショナルスクールや住居、医療及び商業施設等の周辺整備に努めるなど取り組みを強化いたします。

また、6月に開催されるG8科学技術大臣会合が円滑に運営されるよう万全を期して取り組み、国際的な科学技術の研究協力の拠点としての沖縄県を国内外へアピールしてまいります。

国際交流・協力拠点の形成について申し上げます。

国際交流・協力拠点の形成につきましては、世界のウチナーネットワークの深化・拡充及び次世代への継承に向け、海外における交流拠点機能の充実を支援するとともに、本県と海外の青少年の相互交流を促進いたします。

平和行政につきましては、第4回沖縄平和賞の贈賞を通して、平和を希求する「沖縄の心」を世界へ発信するとともに、平和の礎への追加刻銘、平和祈念資料館における企画展等の平和発信事業の充実を図ります。

第4は、環境共生型社会の形成であります。

ゼロエミッション・アイランドの実現に向けた取り組みについて申し上げます。

循環型社会の形成を推進するため、公共が関与する産業廃棄物管理型最終処分場の整備について、地域の理解と協力が得られる処分場用地の選定・確保と第三セクターの設立に向けた取り組みを進めてまいります。

豊かな自然環境の保全について申し上げます。

本県の豊かな自然環境を次世代に継承するため、九州各県と連携して地球温暖化対策を推進するとともに、赤土等流出防止対策として環境保全目標の設定に向けた調査と圃場勾配の抑制など土木対策の実施、農家がみずから実施する取り組みへの支援などを進めます。

また、総合的なサンゴ礁保全対策や、ヤンバル地域におけるマングース等外来種の捕獲強化、多良間島等の県立自然公園指定に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、快適で潤いのある生活環境基盤の整備について申し上げます。

快適な都市空間を形成するため、旭橋駅周辺地区市街地再開発事業を促進するとともに、区画整理や街路、公園緑地、公営住宅及び新石川浄水場等の整備を進めてまいります。

また、沖縄らしさを生かした景観の保全・創出を図るため、市町村による景観計画の策定を促進するとともに、全島緑化を推進いたします。

さらに、農村環境の保全向上等に向けた取り組みを支援するとともに、農村と都市との交流促進を図ります。

次に、県土保全について申し上げます。

県土保全につきましては、自然災害防止対策や被害対策として治山・治水、海岸事業を推進いたします。

特に、都市部の浸水被害の軽減に向け、国場川、安里川等を整備するほか、中城村安里地区、北中城村熱田地区の地すべり対策事業や東江海岸の整備を行います。

第5は、健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保であります。

健やかで生き生きと暮らせる社会の形成です。

次世代育成支援につきましては、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」に基づき、地域における子育て支援や母子保健の推進、待機児童の解消、認可外保育施設の認可化促進や給食費の助成等利用児童の処遇向上を図るなど、子育て支援策の充実に取り組んでまいります。

また、ひとり親家庭等につきましては、自立促進や生活の安定を図ります。

児童虐待につきましては、児童相談所の体制充実を図るとともに、関係機関と連携し、未然防止や早期対応等に努めてまいります。

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができる社会を目指し、介護予防や福祉サービス利用等に関する取り組みを支援するとともに、高齢者保健福祉計画を改定し、諸施策を推進いたします。

障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者の地域生活への移行や就労支援を促進するとともに、障害者相談支援等の充実に努めてまいります。

安心して暮らせる保健医療の充実について申し上げます。

保健医療につきましては、医師等医療従事者の養成確保とあわせ、患者・利用者の視点に立った医療の確保や予防対策の推進に取り組んでまいります。

特に、「健康おきなわ21」につきましては、長寿世界一復活へ向けたアクションプランとして位置づけ、健康づくり運動の推進や生活習慣病の予防対策に県民一体となって取り組みます。

また、自殺対策については、関係機関と連携を図り、自殺予防の普及啓発や未遂者・遺族等への事後対応など総合的な対策を推進します。

さらに、エイズ等に関する普及啓発や検査体制の整備など予防対策に努めます。

県立病院に関しましては、高度・特殊医療、救命・救急医療、離島医療支援等の医療サービスを提供するとともに、病院事業経営を取り巻く環境変化を踏まえ、その役割・機能並びに効率的かつ継続的な運営体制について抜本的な見直しを行います。

食の安全確保につきましては、食品の生産から消費までの安全・安心の確保に取り組むとともに食育を推進します。

まず、ともに支え合う社会の構築です。

ともに支え合う社会の構築に向けて、女性の社会参画や配偶者等からの暴力防止対策に取り組むとともに、NPO等と行政との協働を推進します。

次に、安全・安心な地域社会づくりについてです。

県民の安全・安心の確保については、「ちゅらさん

運動」を推進し、地域への浸透を図る中から地域が自主的に取り組む運動へと発展させ、犯罪のない安全で安心して暮らせる社会の実現に努めてまいります。

また、関係機関等と連携し、風俗営業所への立ち入り等による風俗環境の浄化など県民の不安感の除去に向けた取り組みを推進するとともに、犯罪被害者等の保護・支援や各種相談等への的確な対応に努めます。

交通安全対策につきましては、交通安全運動を強力に推進するとともに、参加・体験型の安全教育や飲酒運転根絶に向けた広報啓発など、県民一人一人の交通安全意識を高める取り組みを進めてまいります。

次に、危機管理・防災・国民保護について申し上げます。

大規模テロ等のあらゆる危機に対応するため、各種の研修や訓練等により危機管理能力の向上を図るなど、危機管理体制の整備に努めます。

第6は、多様な人材の育成と文化の振興であります。

学校教育の充実について申し上げます。

学校教育につきましては、全国学力・学習状況調査等を踏まえた学校改善支援プランの作成・活用による学力向上対策等を推進するほか、心身の健康増進と体力の向上を促進するとともに、児童生徒の立ち直り支援と居場所づくりに取り組んでまいります。

また、児童生徒一人一人が望ましい職業観・勤労観を身につけ、主体的に進路を選択・決定できる能力と態度を育成するキャリア教育を推進します。

さらに、国際化・情報化に対応するため、外国人による語学指導や小学校における英会話活動など、幅広い語学教育の実施や米国等への留学生派遣を進めるとともに、情報教育を推進いたします。

障害のある幼児・児童生徒一人一人のニーズに応じた教育支援を行うとともに、教育環境の整備・充実を図るなど特別支援教育を推進します。

青少年の健全育成について申し述べます。

青少年の健全育成については、学校、家庭、地域が連携し、異年齢による共同生活体験や自然体験活動などに取り組むことにより、健全でたくましい青少年の育成に努めてまいります。

また、学校、警察、地域が連携して未成年者の飲酒や青少年の深夜徘徊の防止に努め、健全な社会環境づくりを進めるとともに、地域の非行実態を踏まえた少年非行防止対策に取り組んでまいります。

文化とスポーツの振興について申し述べます。

文化の振興につきましては、世界遺産を初めとする重要な文化財の保護・整備・活用を推進するとともに

に、組踊など沖縄の伝統文化の振興と「しまくとぅば」の普及・継承を図り、県民の多様な文化・芸術活動を促進してまいります。

また、沖縄文化を国内外へ発信し、県内音楽産業の振興に資するため、沖縄国際アジア音楽祭（仮称）の開催に向けた準備に着手いたします。

スポーツの振興につきましては、競技力の向上を図るとともに、平成22年度の全国高等学校総合体育大会の開催に向けた取り組みを進めてまいります。

第7は、持続的発展を支える基盤づくりであります。

まず、空港、港湾、道路等の整備について申し述べます。

空港につきましては、那覇空港の滑走路増設へ向けた構想段階のPI（パブリック・インボルブメント）を国と連携して実施し、早期整備に向けて取り組むとともに、新石垣空港の整備を着実に推進します。

港湾につきましては、那覇港に国際クルーズ船に対応した旅客船バースを整備するとともに、中城湾港や本部港などを整備いたします。また、中城湾港西原与那原地区における公共マリーナ施設の整備を進めてまいります。

道路につきましては、那覇空港自動車道や沖縄西海岸道路等の整備を促進するとともに、伊良部架橋、平良城辺線電線共同溝、沖縄のみち自転車道を整備いたします。

都市モノレールにつきましては、引き続き効果的な需要喚起策を実施するとともに、首里駅から沖縄自動車道までの延長検討調査を実施いたします。

あわせて、バス路線網の再構築など交通需要マネジメント施策等を推進し、渋滞の緩和や公共交通の利便性の向上に取り組んでまいります。

第8は、離島・過疎地域の振興であります。

離島・過疎地域につきましては、豊かな自然環境など優位性を生かした地域づくりを促進するとともに、ユニバーサルサービスの確保に努め、若者の定住促進及び交流人口の増加を図ります。

まず、産業の振興について申し述べます。

離島地域の活性化に向けて特産品加工施設の整備や、離島の自然・文化を生かした交流活動などの取り組みを促進します。

また、単独離島では対応が困難な観光等の産業振興や廃棄物処理などの課題に関し、広域的な連携による有効な方策について検討を進めてまいります。

次に、交通・情報通信体系・生活環境基盤等の整備について申し述べます。

さらに、新石垣空港、伊良部架橋など離島の空港・橋梁や南大東漁港の北大東地区、久米島の儀間ダム及びタイ原ダムを整備いたします。

情報通信基盤につきましては、先島地区において地上デジタル放送が視聴可能となるよう、沖縄本島から宮古島までの海底光ケーブル等伝送路の改修整備を行います。

次に、保健・医療・福祉の充実について申し上げます。

保健・医療・福祉につきましては、離島・僻地への専門医派遣のほか、医師修学資金貸与事業やドクターバンク事業の実施など、引き続き医師確保対策の充実に努めます。

また、ヘリコプター等による急患搬送体制の充実や遠隔医療支援情報システムの活用など、医療体制の充実に努めてまいります。

第9は、行財政改革の推進であります。

厳しい財政状況の中、簡素で効率的な行政体制を構築し、県民満足度の高いサービスを提供するため、「沖縄県行財政改革プラン」に基づき事業の選択と集中、出先機関の見直し、職員定員の適正管理、給与の適正化、財政の健全化等に取り組み、着実に行財政改革を進めてまいります。

また、合併市町村への財政支援等に努めるとともに、引き続き市町村合併を促進してまいります。

以上、平成20年度における施策の概要について申し上げます。

次に、甲第1号議案から甲第30号議案までの予算議案について御説明申し上げます。

国、地方を通じた厳しい財政状況の中、地方公共団体においては引き続き行政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、また歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務とされております。

このような中、本県財政は、歳入面では自主財源の割合が低く、地方交付税や国庫支出金に大きく依存した構造である一方、歳出面では人件費や公債費などの義務的経費の割合が高く、弾力性に乏しい構造となっております。これに加え、近年の社会保障関係費の増嵩傾向や基金残高の減少などにより、厳しい財政状況が続くことが予想されます。

このため、平成20年度予算の編成に当たっては、引き続き歳入の確保、歳出の削減に取り組むとともに、これまで以上に事業の取捨選択を徹底し、新たな政策課題や自立型経済の構築、健康福祉社会の実現、離

島・過疎地域の振興など県政の重要施策に重点的・効果的に配分することを基本といたしました。

その結果、平成20年度予算は、

一般会計において	5901億1200万円
特別会計において	226億5330万2000円
企業会計において	865億4945万9000円

の規模となっております。

また、平成19年度予算につきましては、一般会計補正予算及び4件の特別会計補正予算並びに病院事業会計補正予算及び水道事業会計補正予算を計上しており、この分につきましては先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、予算以外の議案といたしましては、条例議案が「特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例」外19件、議決議案が「土地の処分について」外8件を提案いたします。

なお、乙第2号議案及び乙第14号議案につきましては、先議案件として、補正予算の先議案件に先立ち、早期に御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、今回提案いたしました議案の説明といたします。

何とぞ慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会委員長の意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔人事委員会委員長 嘉手納成達君登壇〕

○人事委員会委員長（嘉手納成達君） おはようございます。

ただいま議長から、地方公務員法の規定に基づき人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

初めに、乙第1号議案「特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例」のうち、一般職の給与の減額措置についてであります。

職員の給与は、人事委員会の給与勧告に基づき適正な水準が確保されることが望ましく、今回の措置はま

ことに残念であります。

しかしながら、この措置が本県の危機的な財政状況に対処するため、臨時的・特例的に行われるものであることを考慮するとやむを得ないものと考えます。

なお、今回の措置が職員の士気と生活に影響することに配慮し、この特例措置が早期に解消され、本委員会の勧告に基づく給与が確保されるよう期待いたします。

次に、乙第2号議案「沖縄県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための育児短時間勤務制度が導入されたことに伴い所要の改正を行うものであり、適当と考えます。

次に、乙第4号議案「沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、他の都道府県の状況等を考慮し、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給額を改めるものであり、適当と考えます。

次に、乙第6号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、社会経済情勢の変化や業務内容の特殊性等を勘案し、手当の一部について廃止するほか、支給要件及び支給額を改めるなどの見直しを行うものであり、適当と考えます。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

○議長（仲里利信君） この際、申し上げます。

先ほどの知事の提案理由説明の中で、乙第2号議案「沖縄県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」及び乙第14号議案「沖縄県立看護大学条例及び沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」は、早期に議決されたい旨の要望がありました。

よって、両議案については、これより直ちに質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案のうち、乙第2号議案については総務企画委員会に、乙第14号議案については文教厚生委員会にそれぞれ付託いたします。

○議長（仲里利信君） この際、お諮りいたします。

本日、安里進君外14人から提出されました議員提出議案第1号「航空運賃値上げに関する意見書」、議員提出議案第2号「航空運賃値上げに関する要請決議」及び議員提出議案第3号「航空運賃値上げに関する要請決議」を日程に追加し、一括議題といたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号、第2号及び第3号を日程に追加し、一括議題とすることに決定いたしました。

-----◆・・・◆-----

○議長（仲里利信君） 議員提出議案第1号 航空運賃値上げに関する意見書、議員提出議案第2号 航空運賃値上げに関する要請決議及び議員提出議案第3号 航空運賃値上げに関する要請決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

安里 進君。

〔議員提出議案第1号から第3号 巻末に掲載〕

〔安里 進君登壇〕

○安里 進君 こんにちは。

ただいま議題となりました議員提出議案第1号から同第3号までの3件につきましては、2月12日に開催した総務企画委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、議員提出議案第1号につきましては、航空運賃の低減その他の措置について関係要路に要請するためであり、議員提出議案第2号につきましては、航空運賃の値上げの見直し等について関係要路に要請するためであり、議員提出議案第3号につきましては、航空運賃の低減その他の措置について沖縄県知事に要請するためであります。

次に、議員提出議案第1号を朗読いたします。

〔航空運賃値上げに関する意見書朗読〕

次に、議員提出議案第2号及び同第3号につきましては、内容が意見書と同じでありますので、記事項及びあて先だけを申し上げます。

〔航空運賃値上げに関する要請決議の記事項及びあて先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、議員提出議案第1号及び同第2号につきましては、その趣旨を関係要路に要請するため議会代表を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（仲里利信君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号、第2号及び第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（仲里利信君） これより議員提出議案第1号「航空運賃値上げに関する意見書」、議員提出議案第2号「航空運賃値上げに関する要請決議」及び議員提出議案第3号「航空運賃値上げに関する要請決議」の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号、第2号及び第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（仲里利信君） ただいま可決されました議員提出議案第1号及び第2号に関し、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第1号及び第2号の趣旨を関係要路に要請するため議員5人を派遣することとし、その期間

及び人選については議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

—————◆・・・◆—————

○議長（仲里利信君） 日程第 5 陳情第 1 号から第 3 号まで、第 6 号、第 7 号、第 12 号及び第 13 号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情 7 件のうち、陳情第 1 号から第 3 号まで、第 6 号、第 12 号及び第 13 号については米軍基地関係特別委員会に、陳情第 7 号については少子・高齢

対策特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することになしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

—————◆・・・◆—————

○議長（仲里利信君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、明 2 月 14 日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前 11 時 35 分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 仲 里 利 信

会議録署名議員 比 嘉 京 子

会議録署名議員 糸 洲 朝 則

平成20年 2月14日

平成20年
第 1 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 2 号）

平成20年
第 1 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第2号）

平成20年2月14日（木曜日）午前10時1分開議

議 事 日 程 第2号

平成20年2月14日（木曜日）

午前10時開議

第1 在沖米海兵隊員による少女暴行事件に関する意見書

親川 盛一君 佐喜真 淳君
新垣 良俊君 照屋 守之君
岸本 恵光君 小渡 亨君
渡嘉敷喜代子君 新川 秀清君
上原 章君 金城 勉君
喜納 昌春君 嘉陽 宗儀君
當間 盛夫君 吉田 勝廣君
玉城 義和君

提出 議員提出議案第4号

第2 在沖米海兵隊員による少女暴行事件に関する抗議決議

親川 盛一君 佐喜真 淳君
新垣 良俊君 照屋 守之君
岸本 恵光君 小渡 亨君
渡嘉敷喜代子君 新川 秀清君
上原 章君 金城 勉君
喜納 昌春君 嘉陽 宗儀君
當間 盛夫君 吉田 勝廣君
玉城 義和君

提出 議員提出議案第5号

本日の会議に付した事件

日程第1 在沖米海兵隊員による少女暴行事件に関する意見書

日程第2 在沖米海兵隊員による少女暴行事件に関する抗議決議

出 席 議 員（45名）

議 長 仲 里 利 信 君
副議長 具 志 孝 助 君
1 番 上 原 章 君
2 番 佐喜真 淳 君
3 番 新 垣 良 俊 君
4 番 仲 田 弘 毅 君
5 番 照 屋 守 之 君
6 番 赤 嶺 昇 君
7 番 當 山 弘 君
8 番 狩 俣 信 子 君
9 番 比 嘉 京 子 君
10 番 奥 平 一 夫 君

11 番 前 田 政 明 君
12 番 吉 田 勝 廣 君
13 番 當 山 眞 市 君
14 番 辻 野 ヒロ子 君
15 番 親 川 盛 一 君
16 番 嶺 井 光 君
17 番 岸 本 恵 光 君
18 番 當 間 盛 夫 君
19 番 当 銘 勝 雄 君
20 番 渡嘉敷 喜代子 君
22 番 嘉 陽 宗 儀 君
23 番 玉 城 義 和 君

24 番 内 間 清 六 君
25 番 前 島 明 男 君
26 番 國 場 幸之助 君
27 番 伊 波 常 洋 君
29 番 浦 崎 唯 昭 君
30 番 安 里 進 君
32 番 兼 城 賢 次 君
33 番 新 里 米 吉 君
34 番 高 嶺 善 伸 君
35 番 当 山 全 弘 君
36 番 外 間 久 子 君

37 番 金 城 勉 君
38 番 糸 洲 朝 則 君
39 番 上 原 賢 一 君
40 番 小 渡 亨 君
41 番 池 間 淳 君
42 番 新 垣 哲 司 君
45 番 外 間 盛 善 君
46 番 平 良 長 政 君
47 番 新 川 秀 清 君
48 番 喜 納 昌 春 君

欠 席 議 員（２名）

21 番 瑞慶覧 朝 義 君

28 番 砂 川 佳 一 君

欠 員（１名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 長 嶺 伸 明 君
次 長 遊 佐 信 雄 君
議 事 課 長 嘉 陽 安 昭 君
課 長 補 佐 平 田 善 則 君
主 査 中 村 守 君

主 査 佐久田 隆 君
主 査 大 城 佳 美 君
政 務 調 査 課 長 新 城 博 君
主 幹 知 念 正 治 君

○議長（仲里利信君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、親川盛一君外14人から、議員提出議案第4号「在沖米海兵隊員による少女暴行事件に関する意見書」及び議員提出議案第5号「在沖米海兵隊員による少女暴行事件に関する抗議決議」の提出がありました。

○議長（仲里利信君） この際、日程第1 議員提出議案第4号 在沖米海兵隊員による少女暴行事件に関する意見書及び日程第2 議員提出議案第5号 在沖米海兵隊員による少女暴行事件に関する抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

親川盛一君。

〔議員提出議案第4号及び第5号 巻末に掲載〕

〔親川盛一君登壇〕

○親川 盛一君 おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第4号及び

同第5号の2件につきましては、米軍基地関係特別委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、在沖米海兵隊員による少女暴行事件について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第4号を朗読いたします。

〔在沖米海兵隊員による少女暴行事件に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、あて先だけを申し上げます。

〔在沖米海兵隊員による少女暴行事件に関する抗議決議のあて先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、両議案につきましては、その趣旨を関係要路に要請するため議会代表を派遣する必要があるとの意見の一致を見ております。そのうち、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事及び在沖米海兵隊基地司令官につきましては、その趣旨を要請するために米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見

の一致を見ておりますので、議長におかれましてはし
かるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げ
ます。

よろしく願いいたします。

○議長（仲里利信君） これより質疑に入るものであり
ますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第4号
及び第5号については、会議規則第37条第3項の規定
により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略する
ことに決定いたしました。

○議長（仲里利信君） これより議員提出議案第4号
「在沖米海兵隊員による少女暴行事件に関する意見
書」及び議員提出議案第5号「在沖米海兵隊員による
少女暴行事件に関する抗議決議」の2件を一括して採
決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第4号及び第5号は、原案の
とおり可決されました。

○議長（仲里利信君） ただいま可決されました議員

提出議案第4号及び第5号については、提案理由説明
の際提出者から、その趣旨を関係要路に要請するため
議員を派遣することとし、そのうち在日米軍沖縄地域
調整官、在沖米国総領事及び在沖米海兵隊基地司令官
については、米軍基地関係特別委員会委員を派遣して
もらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第4号及び第5号の趣旨を関係要路に
要請するため議員5人を派遣するとともに、議員提出
議案第5号のあて先のうち、在日米軍沖縄地域調整
官、在沖米国総領事及び在沖米海兵隊基地司令官への
要請については米軍基地関係特別委員会委員を派遣す
ることとし、その期間及び人選については議長に一任
することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（仲里利信君） この際、お諮りいたします。
議案研究のため、明2月15日から19日までの5日間
休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、明2月15日から19日までの5日間休会とす
ることに決定いたしました。

○議長（仲里利信君） 以上をもって本日の日程は全
部終了いたしました。

次会は、2月20日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時10分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 仲 里 利 信

会議録署名議員 比 嘉 京 子

会議録署名議員 糸 洲 朝 則

平成20年 2月20日

平成20年
第 1 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 3 号）

平成20年
第 1 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第3号）

平成20年2月20日（水曜日）午前10時1分開議

議 事 日 程 第 3 号

平成20年2月20日（水曜日）

午前10時開議

第 1 乙第2号議案（総務企画委員長報告）

第 2 乙第14号議案（文教厚生委員長報告）

第 3 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 乙第2号議案

乙第2号議案 沖縄県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

日程第2 乙第14号議案

乙第14号議案 沖縄県立看護大学条例及び沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 代表質問

出 席 議 員（46名）

議 長	仲 里 利 信 君	23 番	玉 城 義 和 君
副議長	具 志 孝 助 君	24 番	内 間 清 六 君
1 番	上 原 章 君	25 番	前 島 明 男 君
2 番	佐喜真 淳 君	26 番	國 場 幸之助 君
3 番	新 垣 良 俊 君	27 番	伊 波 常 洋 君
4 番	仲 田 弘 毅 君	28 番	砂 川 佳 一 君
5 番	照 屋 守 之 君	29 番	浦 崎 唯 昭 君
6 番	赤 嶺 昇 君	30 番	安 里 進 君
7 番	當 山 弘 君	32 番	兼 城 賢 次 君
8 番	狩 俣 信 子 君	33 番	新 里 米 吉 君
9 番	比 嘉 京 子 君	34 番	高 嶺 善 伸 君
10 番	奥 平 一 夫 君	35 番	当 山 全 弘 君
11 番	前 田 政 明 君	36 番	外 間 久 子 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	37 番	金 城 勉 君
13 番	當 山 眞 市 君	38 番	糸 洲 朝 則 君
14 番	辻 野 ヒロ子 君	39 番	上 原 賢 一 君
15 番	親 川 盛 一 君	40 番	小 渡 亨 君
16 番	嶺 井 光 君	41 番	池 間 淳 君
17 番	岸 本 恵 光 君	42 番	新 垣 哲 司 君
18 番	當 間 盛 夫 君	45 番	外 間 盛 善 君
19 番	当 銘 勝 雄 君	46 番	平 良 長 政 君
20 番	渡嘉敷 喜代子 君	47 番	新 川 秀 清 君
22 番	嘉 陽 宗 儀 君	48 番	喜 納 昌 春 君

欠 席 議 員（１名）
21 番 瑞慶覧 朝 義 君

欠 員（１名）

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	仲井眞 弘 多 君	知 事 公 室	上運天 昂 君
副 知 事	仲 里 全 輝 君	秘書広報統括監	
副 知 事	安 里 カツ子 君	総 務 部	名渡山 司 君
知 事 公 室 長	上 原 昭 君	財 政 統 括 監	
総 務 部 長	宮 城 嗣 三 君	教 育 委 員 会 長	伊 元 正 一 君
企 画 部 長	上 原 良 幸 君	教 育 長	仲 村 守 和 君
文化環境部長	知 念 建 次 君	公安委員会委員	幸 喜 徳 子 君
福祉保健部長	伊 波 輝 美 君	警 察 本 部 長	得 津 八 郎 君
農林水産部長	護得久 友 子 君	労働委員会会長	比 嘉 正 幸 君
観光商工部長	仲 田 秀 光 君	人 事 委 員 会 長	瀬良垣 馨 君
土木建築部長	首 里 勇 治 君	人 事 務 局 長	
企 業 局 長	花 城 順 孝 君	代表監査委員	太 田 守 胤 君
病院事業局長	知 念 清 君		
出 納 事 務 局 長	上 原 久 己 君		
会 計 課 長			

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	長 嶺 伸 明 君	主 幹	上 当 佳代子 君
次 長	遊 佐 信 雄 君	主 査	大 城 佳 美 君
議 事 課 長	嘉 陽 安 昭 君	主 査	金 城 悦 子 君
課 長 補 佐	平 田 善 則 君	政 務 調 査 課 長	新 城 博 君
主 査	中 村 守 君	副 参 事	通 事 安 憲 君
主 査	佐久田 隆 君	主 幹	饒平名 知 徳 君

○議長（仲里利信君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた会計管理者福治嗣夫君は、体調不良のため本日から22日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として出納事務局会計課長上原久己君の出席を求めました。

また、公安委員会委員長翁長良盛君は、別用務のため本日、明日、27日及び28日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日及び明日の会議に公安委員会委員幸喜徳子君、27日及び28日の会議に同委員会委員安里昌利君の出席を求めました。

また、人事委員会委員長嘉手納成達君は、所用のため本日から22日まで及び25日から28日までの会議に出

席できない旨の届け出がありましたので、その代理として人事委員会事務局長瀬良垣馨君の出席を求めました。

○議長（仲里利信君） 日程第 1 乙第 2 号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 安里 進君登壇〕

○総務企画委員長（安里 進君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第 2 号議案の条例議案

1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第2号議案「沖縄県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の施行に伴い、沖縄県職員の育児休業等に関する条例ほか関係条例の一部を改正するものである。

主な改正内容は、第1点目に、育児短時間勤務制度を導入する。

第2点目として、育児部分休業制度について、対象となる子を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

なお、本条例は公布の日から施行するとの説明がありました。

本案に関し、育児休暇は1年間で何名の職員がどれくらいとっているかとの質疑がありました。

これに対し、「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例」に育児に関する特別休暇制度があり、生後1年に達しない子供を育てている場合に、1日1回まとめてとると90分取得できる。当該休暇は各課長の専決事項のため取得者の数は把握していないとの答弁がありました。

次に、育児休業条例による休業予定職員は何名になる見込みかとの質疑がありました。

これに対し、育児休業対象者は1300名ほどいるが、そのうち何名が育児休業を取得するのか予測できない状況であるとの答弁がありました。

次に、育児休業を取得しやすい環境整備が必要であると思われるが、県としてどのように取り組む考えかとの質疑がありました。

これに対し、職員から育児短時間勤務の請求があった時点で、当該職員の業務内容や申請期間を考慮した上で、業務分担の見直しや職場内の配置がえ等を検討する。また、業務を処理するため任期つき短時間勤務職員等を任用するなどして、できるだけ育児休業をとりやすい環境整備に努めていく考えであるとの答弁がありました。

そのほか、育児休業行使職員が少ない理由、休暇明け後の昇級・承認の状況などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第2号議案は、全会一致をもって原案の

とおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（仲里利信君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第2号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第2号議案は、原案のとおり可決されました。

-----◆・・・◆-----

○議長（仲里利信君） 日程第2 乙第14号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 前島明男君登壇〕

○文教厚生委員長（前島明男君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第14号議案の条例議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、福祉保健部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第14号議案「沖縄県立看護大学条例及び沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」は、助産師の計画的かつ安定的な確保を図るため沖縄県立看護大学に別科助産専攻を設置するとともに、同専攻に係る授業料等の額を規定するため条例の一部を改正するものである。

施行期日は、平成20年4月1日で、入学考査料及び入学科料については公布の日からであるとの説明がありました。

本案に関し、県内の助産師養成状況はどうなってい

るか、県立看護大学に別科助産専攻を設置する理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、県内の助産師養成は、これまで県立看護大学及び琉球大学保健学科において科目選択制で行われてきたが、養成数が少ないため供給不足を解消するまでには至っていない。そのため、毎年約100名の助産師が不足しており、今後、計画的かつ安定的に助産師を確保するため別科助産専攻を設置することにしたとの答弁がありました。

次に、入学定員は何名か、選抜区分はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、入学定員は20名で、その内訳は、推薦選抜が5名、社会人特別選抜が5名、一般選抜が10名となっているとの答弁がありました。

そのほか、別科助産専攻の修業年限と設置期間、助産師の受験資格などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第14号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（仲里利信君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第14号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案は、原案のとおり可決されました。

-----◆・・・◆-----

○議長（仲里利信君） この際、念のため申し上げます。

本日から22日まで及び25日から28日までの7日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（仲里利信君） 日程第3 代表質問を行います。

す。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

新垣哲司君。

〔新垣哲司君登壇〕

○新垣 哲司君 皆さん、おはようございます。

自由民主党を代表して代表質問を行います。

その前に少し所見を述べさせていただきたいと、こういうふうに思っております。

おととい、東京都の職員、都議の皆さんが、2016年に再び東京にオリンピック、パラリンピックを誘致をしたいというようなことで、今、全国においてそのアピールをしているということで御紹介がございました。

1964年（昭和39年）に東京オリンピックが行われ、ちょうど私たちの年齢は中学3年でございました。4年に一度ということで、こういうようなイメージで歌もございました。立派に成功し、元気なうちにオリンピックが来るかなという、こういう思いでございましたが、ぜひとも東京に誘致をいたしまして、スポーツを通して日本の国家復興促進のために国民挙げて頑張っていきたいなど、こういうような思いでございます。

それでは代表質問をいたします。

まず、米兵による少女暴行事件についてであります。

またしても起きてはいけない事件についてであります。

またしても起きてはいけない事件が起きました。まず最初にこの問題を取り上げなければなりません。

本来、仲井真知事就任2年目に入り、公約実現に向けた施策の本格的な取り組みについて論戦を開始すべきところを、初めにこの問題を取り上げざるを得ないことに、沖縄の置かれている現状を憂い、米軍に対し心の底からの憤りを感じずにはおられません。

去る2月10日、在沖米海兵隊キャンプ・コートニー所属の海兵隊員による少女暴行事件が発生いたしました。被害者は中学生で、友人らといったところを言葉巧みに話しかけ、家まで送るといって被害少女を連れ出したということでもあります。

女性への暴行は、人間の尊厳をじゅうりんする凶悪犯罪であります。しかも、今回の被害者は少女であり、加害米兵には人間性のかけらもなく、まさに卑劣な行為であり、決して許されるものではありません。

本県では、米兵による女性への暴行事件はこれまでも幾度となく起こっており、特に1995年に起きた少女暴行事件は県民の記憶にいまに残っております。そ

の際も、米軍は綱紀肅正を徹底し、再発防止に全力を挙げると約束しながら、その後も女性に対する事件は起きており、米軍の教育はほとんど実効性を伴っていないのであります。その背景には、運用改善で米軍の裁量にゆだねられている日米地位協定の問題があると思われま

す。これ以上、今回のような事件を起こさせてはなりません。そのためには、やはり日米地位協定の抜本的な見直しが必要であります。

そこでお尋ねをいたします。

(1)、事件の概要と県警の捜査状況及び今後の方針について説明を願いたい。

(2)、県は、米軍に対し、被害者と家族への明確な謝罪と補償及び具体的な再発防止策の提示を求めるべきと考えるが、県の対応を伺いたいと思います。

(3)、米軍人の事件・事故が減らない背景には、米軍に裁量がゆだねられている現状の地位協定に問題がある。抜本的見直しを日米両政府に求めるべきと考えるが、知事の決意を伺いたい。

2番目に、普天間飛行場代替施設建設についてであります。

普天間飛行場移設問題については、平成8年4月12日の当時の橋本総理とモンデール駐日米国大使が共同記者会見し、普天間飛行場の全面返還合意との電撃的な発表が行われ、12月2日、SACO最終報告により、代替施設建設の条件つきながら5年ないし7年以内の返還が日米間で合意されたのを機に、県民の間に大きな期待が生まれたのであります。

しかしながら、その後の経緯は、今日の状況が物語っているように11年が経過しているながら、普天間飛行場は当時と変わらず、依然として最も危険性の高い飛行場として存在しているのであります。その間、総理大臣も当時の橋本総理から現在の福田総理まで6人もかわり、本県知事も現在の仲井真知事で3人目であります。

この11年の間に我が国を取り巻く国際環境はますます複雑・多様化し、東アジア情勢も先行き不透明感が増してきており、また国内においても、国民の生活環境や社会経済状況も大きく変化してきたのであります。このような中であって、米軍再編の大きな柱であるはずの普天間飛行場問題は進展を見ないまま時間だけが経過してきたのであります。

しかしながら、仲井真知事の登場で事態は大きく動き出しました。仲井真知事の姿勢は、県として言うべきことははっきり言うが、政府との話し合いには積極的に応じるというものであります。それにより、県と

政府と地元の三者が話し合う普天間飛行場移設措置協議会が再開され、政府は移設建設に係る環境影響評価を本格的に進めており、また協議会の主宰が官房長官にかわるなど、移設作業は確実に進展しております。

去る2月7日には第6回普天間飛行場移設措置協議会が開催され、報道によれば、町村官房長官からは、沖合移動を含めた話し合いを示唆する発言があったということでもあります。

国と県・地元との信頼関係を維持することが、結果として移設作業をスムーズに進めることにつながると考えるものであります。

質問をいたします。

(1)、環境影響評価方法書に対する知事意見について。

ア、12月21日、環境影響評価方法書について県条例の対象部分に係る知事意見を提出したが、県として特に問題と考えたものは何か。

イ、今後、政府がアセス調査を進めるに当たり、知事の意見に沿った調査・評価を行えば準備書の提出には相当の期間が必要と言われるが、これについて県と政府との間に認識の違いはないか。

ウ、環境影響評価法に基づく知事意見で県は書き直しを明記したが、方法書のアセス法上の有効性は否定していないとの批判とやり直しを求めるべきとの指摘もあるが、これについての県の見解を伺いたい。

エ、施設建設で埋め立てに必要なとされる海砂は1700立方メートルと大量のため、本島周辺海砂の消失や環境への影響が指摘されている。県の対応を伺いたい。

オ、知事意見で書き直しを求められた方法書について、去る2月5日に沖縄防衛局は県に提出した。県が指摘した事項に対しては的確に対応したものとなっているか。

カ、提出された方法書は、県条例に基づく知事意見で求めた環境影響評価の項目、手法の再検討と調査の着手前の県への報告・協議等について真摯にこたえたものとなっているか。

キ、普天間飛行場の移設予定地辺野古沖に生息するジュゴンをめぐる日米の環境保護団体が訴えていた訴訟で、サンフランシスコ連邦地裁が下した判決は今後の移設作業にどのような影響を与えるか。

ク、知事意見で、県は政府に対し厳しい対応を求めているが、一方で普天間飛行場の危険性の除去を図る最大の方策は早期移設である。これについて県は今後どのように折り合いをつけていく考えかお答えください。

(2)、普天間飛行場移設問題について。

ア、政府は、V字型滑走路の沖合への移動を検討しているとの報道もあるが、県が容認できる移動範囲と政府の検討状況について伺いたい。

イ、V字型滑走路の沖合への移動については、米国防長官は明確に反対を表明するなど、日米間の考え方の違いが明らかとなっている。県はどう考えるか。

ウ、沖合移動は県及び名護市など地元の一致した要望である。県として、地元の要望を政府が受け入れない限り本格着工は認めないとの方針であるのか伺いたい。

エ、第6回普天間飛行場移設措置協議会が開催された。協議の内容と合意した事項、今後検討することとなった事項について伺いたい。

オ、町村官房長官が沖合移動を含めた話し合いを示唆したとの発言について、知事はどのような感触を受けたのか伺いたい。

カ、知事は、環境影響評価がこのまま進んでも地元の意見が反映されない場合、やむを得ない対応を考えざるを得なくなると述べたようだが、その真意はどうですか。

3、大規模基地返還について。

普天間飛行場の代替施設の建設は、2014年完了が日米合意であります。そして、今回の在日米軍再編の目玉である嘉手納飛行場以南の大規模な基地の返還は、普天間飛行場代替施設の移設建設と一体となっております。

本県は、これまで知事を先頭に県民の目に見える形で基地の負担軽減を求めてまいりました。しかしながら、県民の基地負担を軽減する大規模な返還を実現するには至っていないからであります。

本県の米軍基地の中でも、住宅地の中にあり、住民生活に最も危険な状態にあると言われている普天間飛行場の返還については、本県基地問題で特に最重要課題となっているのであります。

今回、条件つきとはいえ、普天間飛行場の返還と嘉手納以南の基地の返還が実現することは、本県にとって大きな前進であります。普天間飛行場代替施設建設の着実な前進が大規模な基地の返還につながるのです。県には早急な跡利用計画等の検討・策定を願うものであります。

そこで伺いたいと思います。

(1)、嘉手納以南の返還される6基地で、キャンプ瑞慶覧については一部返還となっているが、返還規模(面積)をめぐる日米協議の状況について伺いたい。

(2)、SACO合意により返還が決まったキャンプ瑞慶覧の一部地区について、米軍再編による一部返還と

の関係でどのように取り扱われるか伺います。

(3)、内閣府は、嘉手納以南の大規模返還を見据えて跡地利用促進室を設置する検討を進めているようです。これに対応する県の組織体制はどうなっているか。

(4)、県は、嘉手納以南の大規模返還を見据えて跡地利用ビジョン策定を進めているようであるが、その理念と基本的な考え方を伺いたい。

(5)、嘉手納以南の大規模返還は、有効な跡利用の策定で沖縄振興の最大の柱になり得ることから、政府と一体となった組織横断的な推進機構の設置が必要であります。県の考えを伺います。

4、集中豪雨による被害についてであります。

昨年8月に起きた安里川の集中豪雨によるはんらんで、蔡温橋周辺の店舗や川の浸水被害について、県は自然災害として補償対象にならないとの方針を住民側へ示しております。

県の調査によれば、焦点となっていた蔡温橋での工事については、工事前も工事中も付近の川の水があふれるとし、工事がなくても同じ場所からはんらんが起きていたということでもあります。

これに対し住民側は、昨年8月のはんらんは過去のはんらんとは明らかに違っていたとしており、県の説明に猛反発しております。

河川管理は県の責任において行われるはずであります。当然、県は毎年来襲する台風に備え、大雨を想定した河川の整備を行っておくべきであります。その意味で県には河川管理者としての責任があると思います。

伺います。

(1)、集中豪雨により安里川がはんらんし被害を受けた安里川周辺住民に対し、県は補償の対象外との結論を出したようだが、根拠を説明願いたい。

(2)、県は、河川のはんらんは工事がなくても同じ場所ではんらんが起きるとして自然災害との見方をしているようだが、物理的・科学的な実験等を含めた十分な調査はなされているか。

(3)、県の検討委員会は、蔡温橋改修工事による影響はあったとの見解を出したようだが、検討委員会の結論はどのようなものであったのか。

(4)、周辺住民への説明会を行ったようだが、住民は納得していない。県としてさらなる調査や説明会を開く考えはないか。

次5、米軍基地問題についてであります。

米軍嘉手納飛行場所属のF15戦闘機が、昨年11月末からの飛行停止措置から約1カ月半ぶりに訓練を再開

しております。F15戦闘機は米本国で墜落事故を起こし、飛行停止の措置がとられたのでありますが、本県においてもこれまで数々のトラブルを起こしている問題の戦闘機であります。

日本時間の2月2日には米空軍ハワイ州兵部隊所属のF15D戦闘機がハワイ沖で墜落したとの報道もあり、やはりとの思いを強くしたものであります。

また、金武町のキャンプ・ハンセン内のレンジ4の米陸軍都市型戦闘訓練施設をレンジ16付近へ移転する工事が1年半おくれることが明らかとなりました。そのことは、移設施設が完成するまでの間、米軍がレンジ4の暫定使用を続けることになるということであり、周辺住民にとっては到底受け入れることができない住民無視の米軍訓練を優先した日本政府の沖縄対策のあらわれであります。

このような現在起きている地域住民を巻き込んだ問題に対し、当然歯どめとなるべき日米地位協定に基づく日米協議は実態を十分把握をしているか、協議団体が機能しているのか疑問があります。

このような米軍基地の運用のあり方や米軍の行動にいかんにか歯どめをかけていくか、住民の生活、健康をいかに守っていくかについて全く期待を持ってないものであります。

そこで伺います。

(1)、嘉手納基地所属F15戦闘機の訓練が地元の反対を押し切って再開している。数々のトラブルを起こしている同機の訓練について、県としての明確な姿勢を日米両政府に対し示すべきではないでしょうか。

(2)、F15戦闘機の訓練再開で周辺地域への騒音は増加すると思われるが、住民の健康被害への対応や事故への不安解消に対しどのような対策がとられているか、県の考え方を伺いたい。

(3)、キャンプ・ハンセン内レンジ4の米陸軍都市型戦闘訓練施設をレンジ16付近へ移転する工事が1年半おくれるとのことだが、これについて県はどのような対応をしていくのかお尋ねをいたします。

(4)、施設が完成するまで米軍がレンジ4の暫定使用を続けることについて、政府の対応と県の政府との交渉・協議について伺いたい。

6、旧軍飛行場用地問題についてであります。

旧軍飛行場用地問題は、本県における戦後処理の未解決の問題として長らく取り残されたのでありますが、旧軍による土地の接収方法や代金の未払い問題、さらに米国民政府による所有権認定作業とさまざまな問題が絡み合っているほか、国の責任において問題の解決がなされることが必要であるものと考えます。

ここに来てようやく県も重い腰を上げてきたようであり、昨年11月6日には県と市町村との第3回連絡協議会が3年ぶりに開催され、団体方式での解決の方針が決定され、国への働きかけを促進することになったのであります。残り4年となった振興計画期間での事業の具体化に向け、これからの県の強い指導力を期待したいと思うのであります。

そこでお尋ねをいたします。

(1)、県は、市町村との連絡調整会議で団体方式による解決促進を決定した。会議で確認した事項と今後の具体的作業方針を伺いたい。

(2)、戦後処理事業として取り組む事業の規模、国の財政支援、市町村との役割分担、地主会の協力取りつけ等課題が山積しているが、2009年度に予算化されると残り3年間の事業の完了は可能であるか。

(3)、個人補償を求める地主会の同意をどのように得ていくか。地主会の同意の期限を設定するのか。また、同意を得られない場合は、旧軍飛行場用地問題の解決にどのような影響が出るか。

(4)、沖縄振興計画も残り4年となり、事業案のまとめや具体化は厳しい状況にあるが、今後、国と交渉する上での戦略を示していただきたい。

7、地方の活性化について。

(1)、地域活性化事業の推進について。

本県は、自立経済の構築を目指し、経済の振興と産業の活性化を図るところであります。現状においては観光が好調に推移し、その波及効果によって県内経済も好調を維持しているのであります。

しかしながら、経済の自立を目標とするからには確固とした産業の位置づけと地域に根づいた基盤がしっかりとした産業の集積が必要であると考えるのであります。

観光立県である本県においては、観光・リゾート産業が産業の柱であり、中核産業であることは論をまたないところでありますが、自立経済の構築を図るには観光だけではなく、IT情報通信関連産業の集積を図る必要があります。IT情報通信関連産業の集積を図ることにより、国内だけではなく、アジア・太平洋地域における国際的な情報通信の拠点形成につながるものであります。同時に、IT情報通信関連産業は、リーディング産業としても期待されるものであり、既存の企業へ波及効果や新規企業への立地促進にもつながるものと考えられるものであります。

現在、本県においては、県が実施した事業主体となる沖縄GIX構築事業や沖縄IT津梁パーク構想、政府が提唱する「アジア・ゲートウェイ構想」等、情報

通信に関するさまざまな事業が計画されております。

県は、これらの計画を活用し、本県をIT情報通信産業の集積拠点として構築すべく鋭意作業を進めておりますが、大事なことは本県の目指す自立経済の構築の基盤となるIT情報通信産業の集積・立地との連結や整合性をどのように図っていくかであります。

そこで伺います。

ア、政府が進めている「頑張る地方応援プログラム」について、その事業内容と本県における活用状況を伺いたい。

イ、「頑張る地方応援プログラム」のメニューは、地域活性化に取り組んでいる市町村にとって大きな助けとなる。県として各市町村に対し、活用を働きかけるべきと思うが、考えを伺いたい。

ウ、地域商店街の空洞化解消や地域開発を図るためには、中心市街地活性化法を活用した重点事業の導入が必要と考えるが、県として市町村への指導はどのように行われているのか。

エ、IT津梁パークの整備場所も中城湾港新港地区都市機能用地に決定したが、整備を進めるに当たって経済効果と今後の課題について伺います。

オ、IT津梁パークは、県が主体的に推進するが、民間活力を活用した施設整備も必要である。民間を活用するに当たっての基本方針について伺います。

(2)、南部振興策の推進について伺います。

本県は、復帰後、本土に立ちおくれた格差を解消するために、3次にわたる沖縄振興開発計画が実施されたことにより、社会資本整備を初め格差は総体として縮小されてまいりました。そして、2002年度には本県の経済の自立を目指すことを基本とする現沖縄振興計画は策定されました。その間、沖縄自動車道を初め広域道路、沖縄都市モノレール等の交通基盤の整備が進められ、那覇新都心地区の開発、中城湾港開発、市町村における新市街地等の整備等が実施されております。そして、今後も多くの事業の実施や進展が見込まれております。

これらの事業において、糸満市を初めとする南部地域はほとんど蚊帳の外であります。このままでは南部地域は取り残されてしまうとの危機感が強く、南部振興会等南部5団体が一体となって県に対し、南部振興策と財政支援の要請を行ったのも南部地域の現状を物語っております。

県は、沖縄振興計画以降を見据え、将来の沖縄のあり方を描く県独自の長期ビジョン等の策定を検討しておりますが、その際、ぜひ南部振興について明確な位置づけをしていただき、具体性を持った振興策をお示

しくくださるようお願いするものでございます。

そこで伺います。

ア、本県の自立型経済の構築を図る上で、南部地域はどのように位置づけられているのか。また、本県の経済の均衡ある発展の観点から南部振興をどのように考えているのか。

イ、南部地域における空港、港湾等へのアクセスを図る交通網整備や企業立地のための環境整備等に対する基本的な考えを伺いたい。

ウ、南部観光に対する県の基本認識を伺いたい。また、今後の観光振興策について県の考えを伺いたい。

エ、南部振興会等南部5団体から南部地域振興策と財政支援の要請があるが、県としての対応策について伺いたい。

8、企業誘致の推進について。

本県が企業誘致の核として位置づけている中城湾港特別自由貿易地域に進出している企業の2006年の取扱高が大幅な伸び率を示しているということでもあります。

搬出品は、産業用ロボットなどの電気機器が主で、輸出先は22カ国にも及び、海外への搬出がふえているということでもあります。県のこれまでの地道な努力が結果を出し始めていると評価するものであります。

県の資料によりますと、平成11年4月以降の企業誘致の実績は140社で、1万1141名の雇用を実現しているとのことでもあります。誘致した企業は情報通信関連企業が最も多くを占めておりますが、本県の各種優遇制度や支援策が誘致を促したものであります。

これを見ますと、県内における企業の雇用環境も大いに改善されるように思えますが、現実には、学卒者の就職先は県外企業が圧倒的に多く、県内への就職は依然狭き門となっております。やはり、雇用吸収力の高い大規模な工場を持つ製造業の誘致が必要であります。県の言う戦略的な企業誘致活動において、製造業等の誘致に力を入れてほしいと思う観点から質問をいたします。

(1)、3つの経済特区における企業誘致の昨年度からの実績と今後の計画を伺いたい。

(2)、本県の経済特区における課題と問題点は、割高な分譲価格、認知度、技術人材の不足にあると言われているが、これに対する県の対策と今後の改善へどういうふうにつながるか。

(3)、県は、トップセールスによる戦略的な企業誘致活動の展開を掲げているが、具体的な活動方針と実績について伺います。

(4)、全日空が那覇空港に計画をしている国際貨物輸

送中継基地構想に期待して本県への工場立地を計画している企業もあると聞くと、県の企業誘致の基本方針に中継基地計画も取り込まれているか伺います。

9、土木・建築業の違約金問題についてでございます。

昨年から今年にかけて県内建築業にとって最も懸念される問題は、県発注の土木・建築工事をめぐる談合問題でございます。

県は、一時中止していた業者への請求を改めて一斉請求する方針を固めたようであり、請求内容の大枠も既に決定しております。業者への説明会を開いて県の考え方を示すとしております。

仲井眞県政を支える我々与党としても、これまで幾度となくこの問題の慎重な解決を県に対し要請してまいりました。これは、今回の談合問題が決して許されるものではなく、県民の批判が強いことは重々周知の上で、実際に数百億円に上る違約金を請求されると、業者の受ける打撃ははかり知れないものがあるからであります。

さらに、今回の請求は、実際に工事を受注したJV企業だけでなく、直接関与をしていないJV一部構成企業（Aクラス）に対しても損害賠償金が課されており、釈然としないのであります。

本県の産業構成に占める土木建設業の比重は大きく、恒常的高失業率の現状にある本県にとって大きな雇用の受け皿の役割も担っており、土木・建設業が本県経済に貢献してきた実績を考えれば、業界の衰退は避けなければならないものとするものと考えております。

県議会としても、この問題の解決のため何らかの方策を検討していきたいと考えておりますが、他県に比べて経営規模の小さい本県建設業のこれ以上の倒産や自主廃業をふやさないためにも、県としてもいま一度慎重な検討をお願いするものでございます。

そこで伺います。

茨、損害賠償金を10%とした根拠は何か。また、直接関与していないAクラス業者に対し賠償請求する理由について伺いたい。

(2)、建設業界が要請した無利子・無担保での10年分割納付について、県の対応を伺いたい。

(3)、請負契約に違約金条項が明記されていない期間について、違約金を求める根拠を示していただきたい。

(4)、県は、請求内容の大枠を決定したとされるが、今後予想される損害賠償金請求による建設業界の倒産、リストラ等による県経済への影響を反映されたもの

のとなっているのか。

10、建築確認申請問題についてでございます。

国土交通省が昨年6月の改正建築基準法の施行に合わせて、建築確認申請の審査が厳格化したことにより、全国的に建築確認の審査が滞り、その結果、住宅着工の減少につながっております。県においても、建設業に与えた影響は大きく、建築着工の減少や大幅なおくれが出て、経営圧迫に陥った業者も多かったのであります。

これについて、国土交通省がソフトウェアを仮認定し、構造計算のチェックが容易となり、審査期間の短縮が図られる見通しとなったものであります。

しかしながら、改正建築基準法に基づき建築確認が厳格化されたことにより、業者からの申請がおくれ、建設工事の着工が大幅におくれるなど、県内建築業へ与える影響は予想をはるかに超えるものであります。

影響は、県発注の工事だけでなく、市町村事業や民間の住宅、改修工事にも波及するなど、中には休業・廃業に追い込まれるところも出ているようであります。県や国の早急なる対策を求めるものであります。

そこで伺います。

(1)、改正建築基準法に基づく建築確認申請に関し、申請のおくれによる県内建築業への影響について、現在の状況と今後の見通しについて伺います。

(2)、建築確認申請のおくれにより、住宅建築着工は大幅に落ち込んだと言われているが、県の調査ではどのようなになっているか伺いたい。

(3)、国土交通省は、おくらせていたソフトウェアを仮認定したようであるが、これにより審査期間はどの程度に短縮されたのか伺います。

次に11、道路特定財源について。

ガソリンや自動車にかかる税金を道路整備に充てる道路特定財源の暫定税率が今年度末で期限切れを迎えます。

政府与党は、暫定税率が廃止された場合の国や地方の財政への影響を考え、10年間延長する必要があるとして今国会に延長案を提出し、現在、審議が続いているのであります。

国会においては、与党が3月末までの期限切れを回避するため、5月末までの2カ月間延長する「つなぎ法案」を提出したことから、与野党の対立が激化、衆参両議院議長があっせんに入る事態となりましたのでありますが、結局、河野衆議院議長のあっせんを受け入れ、与党が「つなぎ法案」を取り下げることで事態打開が図られたのでございます。

政府は、暫定税率が廃止されれば、国で約1兆7000

億円、地方で約9000億円の減収になるとしております。特に、地方道路整備臨時交付金の約7000億円を合わせると、地方では1兆6000億円の減収となると指摘をしております。

4月から突然これだけの減収があると、地方は新規事業のほか、継続中の事業も中止せざるを得ず、地方財政のみならず住民生活をも直撃することになってしまいます。確かに、暫定税率が失効すれば、ガソリン価格が1リットル当たり25円安くなることから、世論調査でも廃止を求める声が多いことは事実であります。

しかし、本県のように、暫定税率が廃止された場合、地方税収は2005年度実績と比べ、県分が約48億円、市町村分が26億円、計74億円が減収となるほか、国からの補助金も含めた2007年度当初の予算ベースで道路整備費全体では236億円減り、ほぼ半減するという事態に直面することになれば、県経済への影響は甚大であります。

本県のような不安は全国でも同様であり、47都道府県知事も暫定税率延長を表明しており、全国知事会など地方六団体は暫定税率廃止反対、税率維持を求めています。我が自由民主党も地方財源が大きく影響を受け、道路整備だけではなく、福祉や教育など、行政サービスへの影響がはかり知れないことから、暫定税率の廃止を阻止するため全力で取り組んでまいります。

また、1月23日に開かれた道路特定財源堅持を求める全国都道府県議会議員総決起大会には500人もの議員等が参加するなど、地方も一体となって暫定税率の維持を図るための行動を進めるとしております。

このため、県においても、道路特定財源の暫定税率の延長に向けた取り組みをお願いするものでございます。

そこで伺います。

(1)、道路特定財源の暫定税率の必要性和廃止された場合、地方の道路整備や福祉、教育等にどのような影響が考えられるか。

(2)、本県における直轄国道、県道及び市町村道の整備に道路特定財源の占める割合を伺いたい。

(3)、道路特定財源の延長を前提として本県が計画している主要な道路整備事業を伺いたい。

(4)、本県の年間予算で、暫定税率分の税収の割合と廃止された場合の減収を伺いたい。また、影響を受けられる主な事業を示していただきたい。

(5)、本土マスコミの調査によると、道路特定財源の暫定税率について、47都道府県の全知事が延長に賛成

しているとの結果があるが、仲井真知事の考えを伺いたい。

12、那覇空港滑走路の拡張整備についてでございます。

去る1月31日に開かれた県、内閣府、国土交通省で構成する那覇空港調査連絡調整会議において、那覇空港はこのままの状況が続けば2010年から2015年には夏場を中心に需要に対応できないおそれがあり、滑走路増設を含めた対応が必要との結論に達したようです。これを受けて政府は、滑走路の位置などの構想段階に移行するため、那覇空港構想段階検討協議会を早期に立ち上げるとしております。

滑走路をめぐることは現在3案が提示されておりますが、2008年度から具体的検討に入る見通しと聞いております。国、県の協議において早急なる結論が出されるよう願うものであります。

そこで伺います。

(1)、第8回那覇空港調査連絡調整会議が開かれ、那覇空港の将来のあり方についての最終報告がまとめられたようだが、その概要について説明願いたい。

(2)、今後は具体的な滑走路増設3案の絞り込みに入るが、国と県との役割分担等、作業工程について伺います。

(3)、P I調査の最終段階となるステップ3での住民意見で環境問題に対する懸念も多く示されたようだが、その内容と具体的に起こり得る環境問題は想定していますか。

(4)、国際海洋リゾート地として玄関口である国際線ターミナルの拡張整備について取り組み状況を伺いたい。

(5)、県は、那覇空港の貨物ターミナル機能の強化に向けた国際物流拠点整備の検討を進めているようだが、県の構想の概要と政府の「アジア・ゲートウェイ構想」と連動させた取り組みについて伺います。

(6)、県は、全日空との間にANAが計画する2009年をめどに国際貨物輸送の中継基地（ハブ）の設置について基本合意している。実現のためには貨物ターミナルの整備や那覇空港の拡張等が必要であり、政府の協力取り付けが不可欠であります。現状を伺います。

以上で代表質問を終わります。

○議長（仲里利信君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

新垣哲司議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、米軍に対する県の対応について、これは米兵による少女暴行事件に関連するものでありま

す。

お答えいたします。

今回の事件は、女性の人権をじゅうりんする重大な犯罪であり、特に被害者が中学生であることを考えれば、極めて悪質で決して許すことはできず、強い憤りを覚えるものでございます。

県は、福田総理大臣やシーファー駐日米国大使を初め、関係大臣、関係機関に対し遺憾の意を表するとともに、このような事件が二度と起きないよう一層の綱紀粛正及び隊員の教育の徹底を行い、県民が納得できるような形で具体的な再発防止策等を講じ、それを公表するよう強く求めたところでございます。

また、軍転協を通じ被害者及び家族への謝罪を行い、十分かつ速やかな補償を行うことなどを米軍を初め日米両政府に対し強く要請をしたところであります。

さらに、県は去る2月18日に米軍人等犯罪防止対策に関する検討会議を開催し、今後、日米両政府に対し、具体的に求めていく犯罪防止策について検討いたしました。

現在検討している案について幾つか御説明申し上げますと、まず第1に、米軍人等に対する研修（教育プログラムに関する）の見直し、第2に、米軍人等の生活規律の強化について、第3に、基地外に居住する米軍人等の対策について、第4に、防犯施設の充実強化について、第5に、警察の取り組みの強化について、第6に、学校における取り組みの強化について、第7に、日米地位協定等の見直しなど、7項目20数件について検討のまとめをしているところでございます。

今後、これらの案を取りまとめ、日米両政府に対し、具体的な犯罪防止策を求めていきたいと考えております。

次に、同じく1の関連ですが、日米地位協定の見直しについてどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えており、これまで、より多くの国民や国会議員の皆様へ地位協定の見直しの重要性を理解していただくため取り組んできたところでございます。

去る2月13日には、来沖された参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会委員長に対し要請したほか、2月15日にも来沖された民主党国会議員に、2月18日及び19日には軍転協を通じて、内閣官房長官を初め日本政府と在日米国大使館等に対し要請したところであ

ります。引き続き渉外知事会等と連携しながら粘り強く取り組んでまいります。

また、米国連邦政府や連邦議会関係者等に沖縄県の実情を伝え理解してもらうため、訪米も含め検討していきたいと考えております。

次に、普天間飛行場代替施設に関する御質問の中で、普天間飛行場移設問題解決に向けての方策についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の危険性を除去するための最終的な方法は移設でございます。

しかしながら、移設するまでの間であれ、その危険性を放置することはできないことから、私は早期に危険性の除去、騒音の軽減を図るなど、3年めどの閉鎖状態の実現を機会あるごとに政府に対し求めているところであります。

代替施設の建設に当たっては地元の理解と協力が不可欠であり、政府が地元の意向に十分配慮すれば移設はより円滑に進むものと考えております。

また、移設に当たり環境の保全にも配慮することは当然であり、このためアセス手続は法令に基づき適切に対応しているところでございます。

次に、同じく普天間飛行場代替施設に関連して、代替施設の冲合移動に係る県の認識についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私としましては、地元名護市の求める代替施設を可能な限り冲合へ寄せていただきたいとの要求は、名護市と日本政府が交わした基本合意書を踏まえ協議しているものであり、米国政府においても当然理解されるものと考えております。

同じく普天間飛行場代替施設について、地元の要望を受け入れない限り本格着工は認めないのかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の移設に当たり、地元の理解と協力が不可欠であることは当然のことです。地元の意向が配慮されないままでは事業の円滑な実施に支障を来すことになると考えております。

今後とも政府と協議を重ね、移設問題の解決に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

同じく普天間飛行場に係る御質問で、官房長官の冲合移動発言への感触についてどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

協議会は、率直な意見交換ができる雰囲気になってきております。官房長官の発言なども踏まえ、何らかの進展があるのではないかと感じているところでございます。

次に、同じく普天間関連の御質問で、第6回協議会

での私のやむを得ない対応という発言の真意いかんという御質問にお答えいたします。

第6回協議会での私の発言の趣旨は、地元の意向が建設計画に反映されない場合には、公有水面埋立承認のことも念頭に置きつつ、政府に対し厳しい対応をとらざるを得なくなることもあり得るということを念のため申し添えたものでございます。

次に、大規模基地返還に係る御質問の中で、大規模返還を見据えたビジョン策定の理念と基本的な考え方がいかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県といたしましては、嘉手納飛行場より南の米軍基地の返還に伴う跡地を自立的発展に寄与する貴重な空間として活用し、県土構造の再編も視野に入れた計画的な都市づくりや新しい経済活動の拠点形成を目指す必要があると考えているところでございます。

このため、今年度から平成20年度にかけて大規模跡地を中心に主要プロジェクト等も含めた産業振興の方向性と、県土の有効利用という視点に立った都市機能のあり方について検討していくことといたしております。

次に、地方の活性化についての御質問の中で、沖縄 I T 津梁パークの経済効果と今後の課題についての御質問にお答えいたします。

現在策定中の第3次情報通信産業振興計画では、情報通信関連産業に係る生産額の目標を平成23年度までに3900億円とすることで検討をいたしております。

I T 津梁パークは、この目標を達成するための情報通信産業振興施策における中心的な事業であり、8000人の新規雇用を見込んでいるところでございます。

今後の課題といたしましては、ソフトウェア開発及び総務・経理部門などの業務受注を行う B P O（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）等の人材確保が重要となることから、情報産業核人材育成支援事業を実施するなど、人材育成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、同じく地方の活性化の中で、沖縄 I T 津梁パークにおける民間活力の活用の基本方針はどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、中城湾港新港地区の10ヘクタール程度の用地に延べ床面積7万平米の施設を整備し、8000人の新規雇用を創出する計画でございます。

I T 津梁パークの中核施設として、オフショア開発や人材育成等の機能を集約した施設を県が整備いたします。加えまして、B P O等の企業を誘致するための施設については、民間の資金とノウハウの活用により整備を進めていきたいと考えております。

このため、平成20年度は民間事業者が整備する施設を県の産業支援施設として借り上げ、I T 企業等の利用に供するため15年間の債務負担行為の設定を予定いたしているところでございます。

次に、8番目の企業誘致の推進に係る御質問で、実績と今後の計画いかんという御趣旨の質問にお答えいたします。

沖縄県では、法人税課税所得控除制度のあります特別自由貿易地域、金融業務特別地区及び情報通信産業特別地区のいわゆる3つの経済特区が指定されているところでございます。この特区に産業高度化地域、情報通信産業振興地域をあわせました全体を「経済特区沖縄」として国内外に P R をし、企業誘致活動を展開してきたところでございます。その結果、平成18年4月から平成19年12月までの約2年間で合計61社を誘致し、約2800名の雇用が創出されております。

今後は、I T 津梁パーク整備事業の推進とともに、特別自由貿易地域の土地の減額譲渡制度の活用、国際物流関連企業の誘致など、さらなる企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

同じく企業誘致の推進の中で、企業誘致の課題に対する対策についての御質問にお答えいたします。

特別自由貿易地域に係る分譲用地につきましては、昨年12月に特別自由貿易地域の土地の減額譲渡制度を創設いたしております。

沖縄県の経済特区の認知度向上につきましては、国内外の6カ所におきまして企業誘致セミナーを開催したほか、新聞・雑誌等への広告、企業へのダイレクトメール、経済特区視察ツアーの開催など積極的に取り組んでまいってきました。その結果、全国ネットのテレビ局や全国紙等により沖縄県の企業誘致活動や立地企業が紹介されてきました。

また、技術人材の育成につきましては、高度な I T 技術者を育成する情報産業核人材育成支援事業や、高度な金融人材を育てる金融人材育成事業などを実施しているところでございます。

同じく企業誘致の中で、トップセールスについての御質問にお答えいたします。

企業誘致におきましては、トップセールスが大きな効果を発揮していることから、企業訪問及び投資環境 P R 等を積極的に推進いたしております。

具体的には、従来の東京、大阪セミナーに加え、今年度は新たに名古屋、横浜においてもセミナーを開催し、私自身が沖縄県の投資環境をプレゼンいたしたところでございます。

また、上海、台北におきましても投資セミナーを行

うなど、国内外で積極的に企業誘致活動を展開してきたところでございます。

今後とも、個別に企業訪問を行うとともに、企業トップとの面談の場など、あらゆる機会を活用して沖縄県への企業誘致を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、土木・建設業の違約金問題に関連しまして、損害賠償金を10%とした根拠などについての御質問にお答えいたします。

県の工事請負契約書は、平成15年1月1日からいわゆる違約金条項が盛り込まれ、公正取引委員会から談合の認定を受けた企業は、賠償金として契約金額の10%相当額を支払わなければならないと規定いたしております。

一方、平成15年1月1日前の契約におきましては違約金条項がないことから、民法第709条の規定に基づいて不法行為責任を問うこととし、談合が認定された企業に対して契約金額の10%相当額を損害賠償金として請求することとしたものでございます。

この損害賠償金を契約金額の10%相当額とした根拠は、談合があった工事の平均落札率と公正取引委員会立入後の、談合がなかったであろうと推定される期間の平均落札率との差が13.7%であることから、この数値を基礎に県を初め国、他府県の違約金条項の規定、そして判例の動向及び建設業界の置かれている昨今の経営環境等を総合的に勘案して、一律10%と決定いたしましたものでございます。

Aクラス業者に対して賠償請求する理由は、共同企業体施工工事においては、構成員は代表構成員と共同連帯して賠償金を支払わなければならない旨、工事請負契約書第51条の2に規定しているためでございます。

同じく土木・建設業に関連して、無利子・無担保での10年分割納付要請についての御質問にお答えいたします。

損害賠償金の納付につきましては、県の財務規則は一括納付を原則といたしておりますが、一定の条件のもとに5年を限度とした分割納付を認めております。

今回の賠償金納付につきましては、一括納付に耐えられない企業に対してはヒアリングの上、その財務状況に応じて5年分割納付とし、5年後、その納付状況によってさらに履行期限を延期することを検討いたしてまいります。これにより、実質上10年の分割納付と同様な結果をもたらすことができるものと考えております。

また、財務規則は企業が無資力またはこれに近い状

態にある場合は、納付期間を10年とすることができる旨規定いたしており、ヒアリングの結果、無資力に近い状態にある企業につきましては、当初から10年分割についても検討をいたしたいと考えております。

同じく土木・建設業に関する御質問で、違約金条項がないのに賠償を求める根拠についての御質問にお答えいたします。

平成14年以前の工事請負契約書には違約金条項が明記されておりません。しかしながら、談合が認定された工事についてそこには不当な取引制限があり、そのことによって県に損害があったことが推定されます。

このため、県といたしましては、民法第709条の不法行為の規定に基づき、契約金額の10%相当額を損害賠償として請求するものでございます。

同じく土木・建設業について、県の請求内容の県経済への影響についての御質問にお答えいたします。

県は、損害賠償金の請求に当たっては、企業の倒産による県経済や雇用状況への波及を極力回避することを念頭に処理することといたしております。このため、個々の企業のヒアリングを通してその財務状況を判断することにより、経営体力に応じた納付方法の実施、無利息・無担保の措置、納付額の適切な分割方法等を検討いたしてまいります。

また、あわせて、県は、県内建設業界が置かれた厳しい経営環境にかんがみて建設産業の振興を図り、活性化を支援するための諸施策を強力に推進しているところであります。

具体的には、今年度中に建設産業活性化の方向性と施策を明示しました建設産業ビジョン及びその行動計画となるアクションプログラムを策定し、新年度から計画的に実施に移していくことといたしております。

道路特定財源に関連いたしまして、暫定税率の延長についての知事の考え方いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、昨年11月16日、県内6団体において全会一致で暫定税率の延長を決議いたしております。さらに、去る2月8日には全国の地方六団体が東京に結集し、緊急総決起大会を開催したところでございます。

沖縄県の道路交通の現状は、県人口や観光客数が一貫して増加し続けており、これに伴い自家用車やレンタカーの台数も着実に増加いたしております。

増加し続ける沖縄県の交通量に対し道路整備が追いつかず、車両台数や人口当たりの道路の延長は全国平均の6割程度であり、那覇市を中心に渋滞が慢性化し、朝夕の混雑時の車両の走行速度は大阪市や東京都

よりも悪い全国ワーストワンとなっております。

現在、沖縄県におきましては、那覇空港自動車道や沖縄西海岸道路を初め、離島苦の解消に資する伊良部架橋の整備など、各路線について鋭意整備を進めておりますが、これらの事業は国庫事業として毎年1000億円以上の道路特定財源により賄われているところでございます。

暫定税率が廃止された場合、1000億円の道路事業費の半分に当たる500億円が失われることになり、道路整備の大幅なおくれにとどまらず、建設業界を初め多くの産業経済活動に甚大な影響を及ぼすことが懸念されているところでございます。

沖縄県の道路整備の現状や今後の道路整備のあり方を踏まえ、現行の道路特定財源制度の維持及び暫定税率の延長はぜひとも必要であり、真に必要な道路整備を着実に迅速に進めていくことが極めて重要であると考えているところでございます。

次に、那覇空港滑走路の拡大に関する御質問の中で、総合的な調査の最終報告に関する御質問にお答えいたします。

去る1月31日の那覇空港調査連絡調整会議におきまして、那覇空港につきましては抜本的な将来対応方策の実施が必要であること、そしてそのためには将来対応方策を絞り込み、具体的な施設配置を検討することが適切であることなど、今後の方向性について最終報告が取りまとめられたところでございます。これを受けまして、国から事業実施に向けた構想段階への移行が示されたところでございます。

沖縄県としましては、那覇空港の滑走路増設等の拡張整備が早期に実現しますよう、引き続き国と連携し、全力で取り組んでまいり所存でございます。

同じく那覇空港関連ですが、那覇空港国際線ターミナルの拡張についての御質問にお答えいたします。

国におきましては、現在、ことしの夏を目途にターミナル地域の抜本的な整備に向けた基本計画を策定中であります。国際線旅客ターミナルの整備につきましても、その中で検討を進めているところであります。

県としましては、引き続き国やターミナルビル会社等と連携をして、早期整備が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

同じく那覇空港に関連した御質問ですが、国際物流拠点形成への取り組みについての御質問にお答えいたします。

県は、国の「アジア・ゲートウェイ構想」を受け、「アジア・ゲートウェイの拠点形成に向けた取組方針」を策定し、同構想における主要な拠点としての役

割を沖縄県が担えるよう必要な施策に取り組むことといたしております。

その中で、那覇空港におきましては、国際航空物流関連企業の誘致を推進するとともに、貨物ターミナル地区の早期整備など各種支援体制を構築することにより、国際航空物流拠点の形成を図ることといたしております。

県では、現在、全日空との合意に基づき、同社の国際貨物基地構想の支援に取り組んでいるところでございます。

また、今後は、「アジア・ゲートウェイ構想」の貿易手続改革プログラムやオープンスカイの進展等を踏まえつつ、那覇空港の国際航空物流拠点化に向けて鋭意取り組んでまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（仲里利信君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 米兵による少女暴行事件の事件概要と県警の捜査状況及び今後の方針についてお答えいたします。

本件は、2月10日午後10時35分ごろから午後10時50分ごろまでの間、沖縄本島中部に住む女子中学生を外国製オートバイに乗車させ被疑者宅まで連れ去った後、被害者宅に送り届けると称して自家用車に乗りかえて、本島中部一帯を乗り回した後で、北谷町内の路上に駐車し、車内において被害者に暴行を加えた事案であります。

県警察は、被害関係者からの届け出を受けるや否や、直ちに緊急配備を行い、被害者を発見・保護するとともに、被害者からの事情聴取、現場付近の検索等の初動捜査を行い、自宅に舞い戻り駐車場内の車中にいた被疑者である在沖米海兵隊キャンプ・コートニー所属二等軍曹タイロン・ルーサー・ハドナット（38歳）を緊急逮捕し、2月12日午後、那覇地方検察庁に強姦罪で事件送致しております。

現在の捜査状況についてであります。被疑者は現在も沖縄警察署に勾留されており、県警察において被疑者の取り調べ、被疑者宅の搜索、犯行に使用した車両等関係資料を押収するとともに、証拠品の鑑定等を進めているところであります。

今後も引き続き、被疑者を鋭意取り調べるとともに、証拠品による裏づけ捜査を推進し、法と証拠に基づいて本件を解明したいと考えております。

以上です。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 普天間飛行場代替施設建設の環境影響評価方法書との関連で、12月21日に条例に係る知事意見を提出したが、問題は何かということについてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書については、昨年10月30日に沖縄県環境影響評価審査会へ諮問いたしました。

審査会においては、数回にわたり審査を行ってききましたが、滑走路の幅や飛行場面積等の主要な諸元が不明であることや、航空機の機種、飛行経路等の運用形態などの環境影響評価を行う上で、必要となる十分な事業内容が記載されていないとの問題が出されました。

このようなことから、知事意見において事業の内容を具体的に記載することと、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を適宜見直す必要があるとの意見を述べたところであります。

次に、準備書の提出期間について政府との間に認識の違いはないかという御質問にお答えいたします。

環境影響評価方法書については、昨年12月21日の条例に基づく知事意見及び本年1月21日の法に基づく知事意見において、動植物に係る調査の手法などに関し、四季の調査や複数年の調査を実施することを求めたところであります。

県としては、準備書の作成には四季の調査など相応の期間が必要と考えており、沖縄防衛局において適切に対応していただけるものと考えております。

次に、方法書のやり直しを求めるべきとの指摘についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書については、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の法的要件を満たしていることから、方法書手続のやり直しを求めることは困難であると考えております。

しかしながら、審査会においては、環境影響評価の項目、手法等が適切であるか否かの判断ができる内容にしてほしいとの意見が出たことから、方法書の対象事業の内容、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について書き直す必要があるとの知事意見を述べたところであります。

次に、海砂採取による環境への影響についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立用材については、沖縄島周辺の海砂1700万立方メートルを用いると沖縄防衛局から説明がなされたところであります。

す。

しかしながら、県内の年間海砂採取量からすると著しく大量であるため、県外も含めた調達先の複数案を検討するよう知事意見で述べたところであります。

これに対し、沖縄防衛局が提出してきた追加・修正資料においては、しゅんせつ土を含む建設残土の受け入れや県外からの調達等も含め、具体的に検討を行うとの見解が示されたところであります。

県としましては、埋立用材の確保に当たっては、当該事業実施区域及びその周辺の生態系に著しい影響を及ぼさないよう十分な配慮が必要であることから、今後、環境影響評価手続において必要な意見を述べていきたいと考えております。

次に、2月5日に県に提出された書き直し資料は的確か、また報告・協議等に真摯にこたえているかということについて一括してお答えいたします。

2月5日に提出された追加・修正資料は、当初の方法書に比べ、対象事業の内容等が具体的に記載されたものとなっております。

対象事業の内容については、飛行場区域の面積や滑走路の幅、滑走路の長さ等の各諸元などが明示されるとともに、環境影響評価の項目、手法等については、調査項目の追加や調査地点の追加などがなされております。

また、追加・修正資料の報告・協議については、去る2月8日の審査会において、沖縄防衛局から説明がなされたところであり、県において、現在、当該資料の内容を慎重に審査しているところであります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 普天間飛行場代替施設関連で、ジュゴン訴訟判決の移設作業への影響についての御質問にお答えします。

ジュゴン訴訟の判決は、米国の裁判所が米国国防省に対し追加資料の提出を求め、それまで訴訟の進行が保留されているものと考えております。

また、この訴訟は米国の法律に基づき米国の裁判所に提訴されたものであり、移設作業への影響について県として判断することは差し控えたいと考えております。

次に、代替施設の沖合移動についてお答えします。

県が求めているのは、日米両政府が合意した案を基本にしながらも、地元の意向を踏まえてできるだけ沖合に寄せてほしいということであります。

具体的な位置については政府から示され、普天間飛

行場移設措置協議会の場において確認される必要があると考えております。

去る２月７日の第６回協議会において、町村官房長官から、沖合へという話も念頭に置いて、できるだけ早期に決着させるよう最大限に努力していきたい旨の発言があることから、今後、政府との協議に進展が見られるのではないかと期待しているところであります。

次に、第６回協議会での協議事項等についてお答えします。

去る２月７日に開催された第６回協議会では環境影響評価等が議題になり、防衛大臣からは、知事意見を真摯に受けとめ対応しているとの説明がありました。

知事からは、アセス調査の許認可は法令に基づき適切に判断したいということや、沖合移動、３年めどの閉鎖状態の実現についても発言しております。また、町村官房長官からは、沖合移動も念頭に早期決着できるよう最大限の努力をする旨の発言がありました。

今後の協議会の議題などについては今後調整することとなっております。

次に、大規模基地返還関連で、キャンプ瑞慶覧の返還規模の協議についてお答えします。

嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の返還については、日米両政府において平成１９年３月までに統合のための詳細な計画を作成するとされておりましたが、沖縄防衛局によると、現在、米側と調整中の段階であるとのことであり、その内容は明らかにされておられません。

次に、ＳＡＣＯ合意によるキャンプ瑞慶覧の一部返還についてお答えします。

米軍再編において合意されたキャンプ瑞慶覧の一部返還については、先ほど申し上げましたように、統合のための詳細な計画が作成されていないため、その面積、位置等詳細は明らかになっておりません。

したがって、ＳＡＣＯの最終報告で合意されているキャンプ瑞慶覧の返還部分との関連については、現時点では明らかではありません。

県は、昨年８月２８日及び９月６日・７日に軍転協を通じて統合のための詳細な計画の作成について地元に対し十分な情報提供を行い、関係自治体の意見を聴取し、その意向を踏まえて米側と協議を進めるよう政府に要請しております。

次に、跡地利用に係る県の組織体制についてお答えします。

駐留軍用地跡地利用については、知事公室基地対策課に課長級を含む５名の職員を配置し取り組んでおり

ます。

嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還は大規模であり、県土構造の再編を視野に入れた跡地利用計画の策定促進と跡地の有効利用を図るため、事業の実施及び推進体制について検討し整備する必要があります。このため、今後は組織体制の拡充も検討してまいりたいと考えております。

次に、推進機構の設置についてお答えします。

跡地利用の促進については、これまでも沖縄振興特別措置法等の枠組みを踏まえ、国、県、跡地関係市町村が密接に連携して取り組んできたところでもあります。

嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還は大規模であり、県土構造の再編を視野に入れた跡地利用計画の策定促進と跡地の有効利用を図るため、事業の実施及び推進体制について検討し整備する必要があります。その中で、跡地整備等のための推進機構についても、その設置や機能・役割などさまざまな観点から検討する必要があると考えております。

次に、米軍基地問題のうち、Ｆ１５戦闘機の訓練再開についてお答えします。

県は、これまで周辺住民や県民の不安を払拭するためにも、飛行停止に至った事故の原因を徹底究明し、その結果を県民へ公表するよう求めてきたところでもあります。

航空機の運用に当たっては、安全を確保することが最も重要であり、県としては今後とも米軍に対し、機体の整備点検をこれまで以上に徹底し、安全かつ慎重な運用に万全を期すよう求めていきたいと考えております。

Ｆ１５戦闘機の訓練再開に伴う対策についてお答えします。

県としては、従来から、米軍の訓練等によって周辺住民に被害や不安を与えることがないように求めてきたところであり、今後とも航空機騒音規制措置の厳格な運用や、米軍再編で合意された嘉手納飛行場からの一部訓練移転の実施により、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られるよう求めていく考えであります。

次に、陸軍複合射撃訓練場の移設工事についてお答えします。

陸軍複合射撃訓練場の移設工事がおくれることについては、去る１月４日、沖縄防衛局から説明がありました。その際、県は、国において地元金武町に十分説明を行うとともに、あらゆる方策を検討し、一日も早い移設の実現に努めるよう求めたところでもあります。

陸軍複合射撃訓練場の一時使用についてお答えします。

県は、レンジ4における陸軍複合射撃訓練場における実弾射撃訓練は容認できるものではなく、その中止を求めてきたところであります。

県としては、今後とも金武町と密接に連携して日米両政府に対し、地域住民に危害が及ばないよう早期の移設と地元の懸念に対するさらなる配慮を求めていますと考えております。

次に、旧軍飛行場用地問題のうち、連絡調整会議での確認事項と今後の作業方針についてお答えします。

県は、昨年11月の県・市町村連絡調整会議において、今後の取り組み方針として団体方式を解決策とすること、条件の整った市町村から先行的に事業の実施に向けて取り組むこと及び個人補償を主張する地主会に対しては、今後とも団体方式での合意に向けて呼びかけることを確認しております。

今後は、引き続き各地主会及び関係市町村による事業案の精査、絞り込み等を促進し、県・市町村連絡調整会議を中心に検討を進め、条件が整った市町村から先行して、平成21年度予算に向けて国に対して働きかけていきたいと考えております。

次に、振興計画期間中での事業の完了についてお答えします。

県としては、事業の規模等については、今後、国と調整していく中において、その計画性、熟度等を参考に検討されていくものと考えております。

今後は、県・市町村連絡調整会議において確認した取り組み方針及び今後の進め方を踏まえ、各地主会及び関係市町村と連携し、沖縄振興計画期間内での旧軍飛行場関連事業の実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、個人補償を求める地主会に対する対応についてお答えします。

県としては、県・市町村連絡調整会議において確認した取り組み方針を踏まえ、団体方式により問題解決を図りたいと考えております。

今後とも、個人補償を求める地主会に対しては、関係市町村と連携し、団体方式での合意が得られるよう呼びかけていきたいと考えております。

次に、国と交渉する上での戦略についてお答えします。

県としては、県・市町村連絡調整会議で確認した取り組み方針及び今後の進め方を踏まえ、国等への説明を行ったところであり、各地主会及び関係市町村による事業案の精査、絞り込み等を促進しているところで

あります。

事業案の具体化に向けては、今後とも県議会や県選出国会議員の支援・協力を得ながら、国に対して働きかけていきたいと考えています。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 答弁の途中ではありますが、新垣哲司君の質問に対する残りの答弁は、時間の都合もありますので午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時22分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

午前の新垣哲司君の質問に対する答弁を続行いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長 首里勇治君登壇〕

○土木建築部長（首里勇治君） それでは4の集中豪雨による被害関連の御質問で、安里川はんらんにおいて補償対象外の根拠についてお答えいたします。

今回の安里川はんらんを受け、我が国における河川工学の専門家で構成する「安里川出水解析検討委員会」を設置し、その指導助言を得ながら調査解析を行っております。その結果、委員会においては、このはんらんはまれに見る大雨によって現況の治水安全度を大幅に超過する洪水により発生したものであり、工事による影響についての定量的な評価は困難と判断されており、県としても同様に考えております。

はんらんは蔡温橋上流の未改修区間の流下能力55立方メートル毎秒を大幅に超える110立方メートル毎秒の流量が発生したために生じていることから、自然災害であり、補償の対象とはならないものと考えております。

なお、県においては今後とも河川整備を推進し、蔡温橋上流側の牧志安里再開発事業地区内を平成21年度までに、さらに上流側の姫百合橋までの区間を平成23年度までにおおむね完成させ、浸水被害の軽減に努めていきたいと考えております。

次に、安里川はんらんにおける調査についてお答えいたします。

安里川はんらんの調査解析に当たっては、河川の現地測量、はんらん痕跡調査23件、住民からのヒアリング調査91件をもとに工事中と工事着手前のはんらんをシミュレーションし、工事中と工事着手前を比較することにより、はんらんに対する工事の影響を調査しております。

調査解析に当たっては、「安里川出水解析検討委員

会」を3回開催し、指導助言を受けたところであります。その結果、工事中のシミュレーションモデルについてはおおむねはんらん現象を再現しており、また工事着手前のはんらん現象についても一応の再現がなされていると同委員会により判断されており、県としては十分な調査解析がなされたものと考えております。

次に、検討委員会の結論についてお答えいたします。

安里川出水検討委員会の結論についての要旨は、1点目に、安里川の現況の治水安全度を大幅に超過する洪水が発生しており、はんらんシミュレーションによると、蔡温橋の工事にかかわらず、流下能力が特に低い昭和橋上流付近から溢水はんらんが始まっていること。

2点目に、工事中と工事前のシミュレーションを比較した計算結果によれば、蔡温橋工事の影響により、はんらん面積は0.69ヘクタール、平均湛水深は7センチメートルの増加となっていること。ただし、比較シミュレーション結果の細部については、モデルの精度がプラマイ20センチであること、工事着手前シミュレーションの検証ができないことを考慮すると、定量的な評価は現時点では困難であることなどとなっております。

次に、さらなる調査や説明会についてお答えいたします。

去る2月5日に住民説明会を開催し、安里川出水解析の結果とそれを受け、今回の安里川はんらんは自然災害であり、補償の対象とはならないとの県の考えを説明いたしました。しかしながら、その中で再度の説明会を行ってほしいとの意見があり、さらなる説明会を行うことについては現在検討を行っているところであります。

また、調査につきましては、我が国における河川工学の専門家で構成する安里川出水解析委員会の指導助言を受けて行っており、十分な調査解析がなされたものと考えております。

次に、地方の活性化関連の御質問で、空港、港湾等へのアクセスを図る南部地域の交通網整備についてお答えいたします。

空港、港湾等へのアクセスを図る南部地域の主要道路の整備については、直轄事業として那覇空港自動車道の豊見城東道路、沖縄西海岸道路の糸満道路、豊見城道路、那覇西道路、国道329号南風原・与那原バイパス、県事業といたしまして、国道507号津嘉山バイパス、新都心牧志線、東風平豊見城線等の整備を推進しているところであります。

これらの事業のうち、那覇空港自動車道・豊見城東道路の豊見城インターから名嘉地インターまでの区間、及び県道新都心牧志線については本年度内の供用開始を予定しており、那覇空港へのアクセス向上や国道58号の渋滞緩和が期待されております。

また、南城市と那覇空港自動車道を結ぶ地域高規格道路の南部東道路につきましては、平成22年度からの着工を目途として県において準備調査を進めております。

さらに、本島最南端に位置する糸満市の南部海岸域と沖縄西海岸道路を結節する糸満与那原線、通称平和の道線についても、次年度の新規工区事業として国に予算要求しているところであり、南部地域と空港、港湾のアクセス向上に向け、国と連携しながら取り組んでいるところであります。

次に、建築確認申請問題に関連する御質問で、建築確認申請の現状と今後の見通しについてお答えいたします。

法改正後、昨年7月から9月にかけては、建築確認申請数は構造計算プログラムの法改正対応のおくれ等により、例年の約5割程度となっておりましたが、10月以降は例年の約7割程度まで回復してきております。県では、12月に県内の全建築士事務所を対象とした説明会を県内6カ所、参加者総数1500名で開催し、法改正の内容等、円滑な申請が行えるよう周知に努めてまいりました。

また、構造計算適合性判定についても、判定員の常勤化を図るとともに、従来2名で行っていた判定を1名でも判定できるように業務の効率化等に取り組んでおります。

現在、県では、戸建て住宅の構造計算を省略できる大臣認定を取得する作業を進めており、本年4月以降は、当該認定の利用によって戸建て住宅の着工件数及び確認申請件数も回復していくものと考えております。

次に、住宅建築着工の状況についてお答えいたします。

調査したところ、沖縄県では例年、住宅着工戸数が約1万4500戸となっておりますが、平成19年の住宅着工戸数は1万876戸で、例年比から24.3%の減となっております。

次に、構造計算プログラムの仮認定についてお答えいたします。

今回のソフトウェアの認定につきましては、あくまで仮の認定のため、法的には現在、一般的に利用されている暫定ソフトウェアと変わりませんが、仮認定の

趣旨をかながみ、国では指定審査機関に対して極力認定プログラムと同様に審査の期間短縮の扱いを行うよう要請すると聞いております。

県では、国の要請に沿えるよう、県の指定審査機関に対して協力依頼を行いたいと考えております。

次に、道路特定財源問題に関する御質問で、暫定税率の廃止による福祉、教育等への影響についてお答えいたします。

本県の本年度の道路整備費は、直轄、県、市町村合計で1047億円であり、財源の内訳は、国庫金が約9割を占め、残りの1割を地方税収等で賄っております。

本年度の事業費をもとに暫定税率が廃止された場合の影響額を試算しますと、総額1047億円のうち513億円が失われるものと思われます。

道路特定財源のうち軽油引取税や自動車取得税など、県の地方税収として本年度は約90億円の税収が見込まれておりますが、この税収も半減するものと思われます。

地方税収については、県の単独費として橋梁の劣化防止等の維持・補修や県管理道路の夜間照明、除草等の管理費など、日常の道路交通の安全を最優先する必要があります。このことから、暫定税率の廃止で地方税収が落ち込んだ場合、道路整備を初めその他の事業予算への影響についても危惧するところであります。

次に、本県の道路整備に占める特定財源の割合についてお答えいたします。

平成17年度の決算統計等による道路事業の実績は、直轄事業費が391億円、県事業費が500億円、市町村事業費が366億円、合計で1258億円であり、このうち道路特定財源の占める割合は、国、県、市町村合計で1134億円となっており、道路事業費に占める道路特定財源の割合は約90%となっております。

次に、主要な道路整備計画についてお答えいたします。

現在、国及び県で整備を進めている主要事業は、直轄事業として那覇空港自動車道の豊見城東道路、沖縄西海岸道路の糸満道路、豊見城道路、那覇西道路、浦添北道路、読谷道路、国道58号の恩納バイパス、恩納南バイパス、名護東バイパス、国道329号の南風原バイパス、与那原バイパス等の整備を進めております。

県事業につきましては、国道331号二見バイパス、国道449号本部南道路、国道507号津嘉山バイパス、新都心牧志線、真地久茂地線、那覇北中城線、沖縄環状線、伊良部架橋、ワルミ架橋等の整備を進めております。

また、今後、事業化の必要な道路整備計画としまし

ては、直轄事業として、那覇空港自動車道の小禄道路、沖縄西海岸道路の那覇北道路、浦添南道路、宜野湾道路、北谷道路、嘉手納バイパス、県事業として、南部東道路、那覇インターアクセス道路、国道507号八重瀬道路、国道449号本部北道路、及びモノレールの延長に伴う路線・軌道げたの整備や普天間飛行場、キャンプ・キンザーなど、返還跡地等の道路整備計画を立案していく必要があります。

次に、暫定税率分の税収割合と廃止の場合の減収額及び影響を受ける事業についてお答えいたします。

内閣府一括計上による本年度の全県の道路事業費は、直轄、県、市町村合計で1047億円ですが、この額を暫定税率の廃止に当てはめて試算してみますと、事業費の減収額は513億円となり、道路事業費は1047億円から534億円にほぼ半減すると想定しております。

事業費の半減に伴う道路整備への影響については、単に各道路の整備の進捗が半減するということにはならないと考えております。橋梁補修等の直接生命の危険にかかわる事業を最優先することや、費用対効果が大きい都市部の道路を優先することになるため、北部や離島地域等の整備が大幅に後退するとともに、今後の新規事業についても事業着手がほとんど不可能になるのではないかと危惧するところであります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 地方の活性化についての御質問で、「頑張る地方応援プログラム」の事業内容と活用状況についてお答えいたします。

「頑張る地方応援プログラム」は、地方独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組む地方自治体に対し、地方交付税等の支援措置を講じることにより魅力ある地方の創出を促そうという事業であります。

主な支援措置としては、市町村がプロジェクトに取り組むための経費に対し、特別交付税で1団体につき3000万円を交付するというものであります。平成19年度は、那覇市など35市町村が地域経営改革、地場産品発掘・ブランド化、少子化対策など、合計95件のプロジェクトを策定しております。

同じく「頑張る地方応援プログラム」の活用の働きかけについてお答えいたします。

平成19年度においては、2度のプロジェクトの募集があり、その都度、市町村に対し積極的に活用するよう働きかけるとともに、プロジェクトの策定に当たっ

ては、適宜、相談や助言を行うなどの対応をしております。

県としましては、引き続き市町村に対し、「頑張る地方応援プログラム」の積極的な活用について働きかけてまいりたいと考えております。

次に、同じく地方の活性化についての御質問で、南部地域の振興についてお答えいたします。

南部圏域は、都市地域、都市近郊地域、農村地域、離島地域と多様な地域性を有しており、その特性を生かした活力ある地域づくりを推進する必要があります。

具体的には、那覇市を中心とする都市地域では、都市機能の再編・再整備、浦添市から那覇市に至る西海岸では、空港、港湾等の整備により国際物流拠点の形成を図ります。

また、豊見城市から糸満市にかけては、臨空港型産業等の誘致・集積、園芸農作物の拠点産地の形成や水産業の振興を図ります。

与那原町から知念半島に至る東海岸地域では、農林水産業の振興と健康・保養や歴史散策等を中心とした観光を推進します。

離島地域においては、健康・保養や歴史・文化等をテーマとした体験滞在型観光を推進するとともに、農林水産業の拠点産地化を促進します。

同じく地方の活性化で、南部5団体の要請への対応策についてお答えいたします。

昨年1月に南部5団体から要請がありました道路網の整備促進につきましては、那覇空港自動車道の整備や津嘉山バイパス道路の改築等を進めているところであり、また家畜市場の移転整備についても次年度から着工する予定となっております。

離島の交通・情報等の振興策については、南大東漁港建設事業を進めるとともに、沖縄県離島地区ブロードバンド環境整備促進事業により、今年度中にはほぼ全域の離島地域での情報格差が是正される予定となっております。

県としては、今後とも各市町村と連携を図りつつ、着実に施策を実施してまいりたいと考えております。

次に、那覇空港滑走路の拡張整備についての御質問で、今後の国と県との役割分担、作業工程についてお答えいたします。

構想段階では、整備主体である国とP Iに参画する沖縄県で構成する那覇空港構想段階検討協議会（仮称）を設置し、総合的な調査で提示した複数案を基本に検討を行い、1案に絞り込むことになります。

来年度早期には国が主体となって詳細検討に着手

し、秋ごろをめどに1案に絞り込み、これについて国と県が連携してP Iを実施することになります。その後、具体的な施設配置を検討する施設計画段階へ移行し、事業採択された後、環境アセス等の手続に入っていくことになります。

同じく那覇空港関連で、ステップ3で寄せられた環境問題に関する意見と、起こり得る環境問題についてお答えいたします。

昨年8月末から2カ月間実施しましたP Iステップ3では、約1万2500人の方からアンケートの回答があり、県経済発展のためには滑走路増設は必要である等、将来対応方策について肯定的な意見が多数寄せられました。

一方、海域等自然環境や騒音、瀬長島への影響を危惧する意見等、将来対応方策の実施に否定的な意見も寄せられており、また肯定的な意見の中にも、事業実施に当たり自然環境への影響の低減を求める意見が寄せられております。

滑走路増設に当たっては、海域の消失等環境への影響が生じることから、これらの意見や環境調査結果、他事業の保全対策の事例等を踏まえ、環境影響をできる限り低減するよう努めていくこととしております。

同じく那覇空港滑走路の拡張整備についての御質問で、貨物ターミナル及び那覇空港の拡張整備についてお答えいたします。

沖縄県と全日本空輸株式会社は、基本合意に基づき、那覇空港における国際物流拠点の形成に向けて鋭意取り組んでいるところであります。

貨物ターミナルについては、現在、国において策定中のターミナル地域整備基本計画において、全日空の国際貨物基地構想を踏まえた検討が行われております。

また、滑走路の増設についても、国と連携して実施してきた総合的な調査が終了し、平成20年度からは増設に向けた構想段階へ移行することになっております。

県としましては、那覇空港の拡張整備に向けて引き続き国と連携して取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 地方の活性化の質問の中で、中心市街地活性化法を活用した事業の導入と市町村に対する指導についてお答えします。

中心市街地活性化法においては、市町村が基本計画を作成し国の認定を受けることにより、「選択と集

中」の観点から認定計画事業に対し国の重点的な支援措置が受けられることとなっております。

県内では、今年度、那覇市と沖縄市において基本計画の作成に取り組んでおり、計画が認定されると市街地の整備改善や商業活性化のための事業が集中的に実施され、中心市街地の活性化に大きく貢献するものと期待しております。

県は、これら基本計画作成に係る取り組みを支援してきたほか、今後作成を予定している市町村を中心に、地域商店街や市街地の活性化に向け実務レベルで意見交換を行う「まちづくり推進会議」を開催し、地域ニーズの把握や指導助言に努めているところであります。

県としましては、引き続き活性化に向けた地元自治体や商店街の主体的な取り組みに対し、地域の実情に応じた支援や指導を行っていきたいと考えております。

同じく地方の活性化の中で、南部地域における企業立地のための環境整備についてお答えします。

現在、南部地域においては豊見城市、糸満市、南風原町の3市町が産業高度化地域に、豊見城市、糸満市、南風原町、与那原町、八重瀬町の一部・旧東風平町地区の5市町が情報通信産業振興地域に指定されております。また、新たに南城市及び八重瀬町の旧具志頭村地区を情報通信産業振興地域に追加指定することとしております。

これらの地域における税制優遇制度等を生かしつつ、国、県、市町村等で構成される沖縄地域産業立地推進協議会と連携し、南部地域への企業誘致を推進してまいりたいと考えております。

同じく地方の活性化の中で、南部観光に対する県の認識及び今後の計画についてお答えします。

本県観光が今後とも持続的に発展していくためには、地域資源を有効に活用した質の高い観光地づくりを進めていく必要があると認識しております。

南部地域においては、御嶽等の歴史・文化遺産や史跡・戦跡、伝統工芸等のほか、ショッピングセンターやレクリエーション施設等の観光関連施設、周辺離島の豊かな自然と美しい景観など、優位性のある観光資源が多数存在しております。これらの資源を保全しつつ、さらに優位性を高めていくことが重要であると考えております。

県においては、現在、観光まちづくり支援事業を実施しているところであり、地域の主体的な取り組みを促進するとともに、今後とも市町村や民間団体等と連携しつつ、地域の観光振興の方向性や課題等に対応し

てまいりたいと考えております。

次に、企業誘致の推進の御質問の中で、企業誘致における中継基地誘致についてお答えします。

「沖縄県企業誘致基本方針」では、本県の企業誘致の課題である物流コストの軽減に向けて国際物流関連企業を誘致し、本県からの輸出入貨物量を増大させ、輸送航空路・航路の充実を図るものと位置づけております。

今回の全日本空輸株式会社の取り組みは、本県が目指す加工交易型企業の集積に大きなインパクトを与えるものであり、県としては国とも連携し、各種支援策等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 岸本恵光君。

〔岸本恵光君登壇〕

○岸本 恵光君 通告に基づきまして、自由民主党を代表して質問を行います。

1 番目に、県経済の活性化について。

(1)、県経済の自立に向けた長期ビジョンの策定について。

仲井眞知事は、年頭のあいさつで、2008年は経済発展のための中長期プランや事業への取り組みがスタートする時期と位置づけ、2011年に終了する沖縄振興計画が残り4年となったことを見据え、30年構想を描く「沖縄21世紀プラン」の策定や沖縄科学技術大学院大学開学に向けた学術振興を推進し、公約である観光客1000万人誘致、完全失業率の全国平均化に向けた取り組みを積極的に進めていくと述べております。

確かに本県の産業経済の現状を見ますと、全国7割の県民所得という状況は復帰後一貫して変わっておらず、中小零細企業の割合が圧倒的に高いという産業構造も何ら改善されていないのであります。復帰後、10年を期間とする沖縄振興開発計画が策定され、3次30年にわたり実施してきており、さらに2011年度を期限とする現在の沖縄振興計画もはや6年を経過しております。

時代の経過とともに県民の生活は大きく改善されていることは確かであります。しかしながら、先ほど申しました本土との格差や経済の脆弱性の解消にはつながっていないのが現状であります。

自立経済の構築を目指す現振興計画も残り4年となった今、自立とは何か、沖縄が自立する上で何が必要かなど、原点に立ち返って考えてみる必要があるのではないのでしょうか。

10年単位で国から与えられた施策に頼った沖縄振興は、結局国頼みとなり、県独自の出血覚悟の競争社会

形成へ突き進むことなく、高率補助、特別措置に依存した体質に染まったのであります。これからは沖縄独自で考え、民間活力を最大限活用した事業展開による競争に立ち向かう社会づくりを目指すべきであり、このための長期的視点からの沖縄の未来像を示す必要があります。その意味で、知事の2008年を経済発展のための中長期のプランや事業への取り組みがスタートする時期と位置づけ、県独自の30年先を見据えた長期プランの策定構想は大きな意味を持つと考えます。

今後検討される新たな振興策を含む総合計画は、今までのように単に復帰特別措置及び高率補助制度とセットとなった振興計画を策定すればいいというものではなく、民間主導の自立型経済の構築に結びつく制度の導入でなければなりません。

そこで伺います。

ア、沖縄振興計画の第3次分野別計画11分野の素案が了承された。全体的な第2次との違いを示してほしい。また、最終計画としての目標を伺いたい。

イ、県独自で策定する法定外7分野の計画で、目標の達成度と達成できなかったものがあれば、その原因等について伺いたい。また、法定4分野ではどうなのか。

ウ、21世紀ビジョンは、おおむね2030年を想定年次とする沖縄経済の将来のあるべき姿とともに、その実現に向けた基本的な取り組みを示す基本構想と位置づけているが、本県の目標は経済の自立である。この精神をビジョンの中で沖縄の将来像としてどのように描いていくか、基本理念を伺いたい。

エ、現在、21世紀ビジョン懇話会において議論が進められているが、現在の状況と基本構想案を出すのはいつごろと考えているのか。

オ、21世紀ビジョンは、今年度から開始する予定の振興計画の総点検や今後の計画のあり方の指針となるものとしているが、国が策定する新たな振興計画の施策の中に21世紀ビジョンの理念が生かされると考えていいのか。

カ、経済の自立を目指す上で、現在進行中の地方分権のあり方や検討が進められている道州制の問題を避けては通れないが、おおむね2030年を想定年次とする21世紀ビジョンでこれらの問題のあり方等も示されるのか。

(2)、自主財源確保対策について。

我が国社会は、少子・高齢化社会を迎えて、これまでの成長経済を支えた制度・慣行などにさまざまなひずみが生じてまいりました。このため、国際社会がグローバル化する中で、世界における我が国のあり方、

アジアにおける我が国の役割、そして国内においては国と地方との関係などなど、さまざまな問題・課題が浮き彫りとなり、経済にも影を落としております。しかし、昨今は我が国の経済も回復基調にあり、企業業績も好調に推移しておりますが、ここに来て米国経済の波乱要因となっている米国の信用力の低い人向けの住宅ローン・サブプライムローン問題が米国経済を直撃し、さらに世界的な株の下落を誘発するなど、不安要因が高まっております。最近では若干落ちつき、小康状態を保ってはおりますが、今後の改善の兆しが見られないことから、我が国経済への影響も大きくなってきております。

さらに、世界的原油高騰による諸物価への影響は国民生活に直結し、景気が冷え込むこととなれば経済の成長にブレーキをかけ、特に地方経済へのしわ寄せは避けられないのであります。

今、地方は都市との格差は拡大する一方であり、北海道の夕張市のような財政破綻する自治体も出ており、財政は悲鳴を上げているのであります。自主財源に乏しく、国の財政支援に大きく依存している本県においては、なお深刻であります。

このような地方を取り巻く経済状況の中で、地方交付税が減額されれば県財政が窮地に陥り、高率補助や特別措置が見直されれば県産業がもろに影響を受けるという、本県の財政体質は問題であります。

確かに、広大な海域に囲まれ多くの離島を有する島嶼県で、しかも全国の米軍専用施設の75%が集中し、しかも県内企業の90%以上が中小零細企業という特殊事情、地方交付税へ大きく依存した財政構造という特殊事情があったにしても、振興計画はいつまでも続くものではありません。

また、今後、本県においても地方分権が確実に進み、将来における道州制の導入も検討が進んでおり、県独自の税財源確保が最重要課題となってくることは確実であります。

このため、現沖縄振興計画の精神である民間活力による自立型経済の構築に向け、沖縄みずからの力で振興を図るという思い切った取り組みが必要であると考えてるのであります。

そこで伺います。

ア、本県は、全国平均7割の県民所得、自主財源の割合は全国最下位と低く、地方交付税に依存した財政構造となっている。自主財源確保のための取り組みについて伺いたい。

イ、県は、税制研究会を発足させた。自主財源を確保するには新たな税源の創出が必要であるが、中小零

細企業の占める割合が高い本県において新たな税源の創出は可能であるか、県の考え方を伺いたい。

ウ、本県のような離島を多く抱え、財政力や税源に乏しい島嶼県においては、健全な税財源を確保するための取り組みが必要である。このため、地方財政力の弱い地域に重点配分する地方交付税の特例枠、地方再生対策費の配分について、現状と今後の対応について伺いたい。また、地方交付税の所要額の確保についてはどのように取り組むつもりか伺いたい。

エ、ふるさと納税制度の導入が検討されているが、導入された場合、本県財政への影響をどのように考えているか。

2 番目、平成20年度予算と国庫補助事業について伺います。

仲井真知事は、就任2年目に入り、山積する課題の解決に向けいよいよ仲井真カラーを前面に出した本格的な県政運営を進める段階に入ってまいりました。全国的な地方の財政危機が言われ、県財政も逼迫する中での県予算案の編成は相当苦心したようであります。また、国の財政事情も年々厳しさを増しているにもかかわらず、内閣府沖縄関連予算は知事の公約がくみ上げられた内容となっており、知事を初めとする県職員の御努力に対し敬意を表したいと思えます。

仲井真知事は、知事選に出馬するに当たって、将来の沖縄の方向性についての基本的考え方として、沖縄を発展させるためにはみずから考え、率先して実行し、そして責任を負うという強固な気概が不可欠である。また、独立独歩といえども一つの地域のみでやっていけるわけではなく、国々でも国内でもいろいろな形で相互補完・相互扶助が強まっている。このため、「独立独歩」を縦軸に、「主体性のある相互依存」を横軸に展開していくことが重要であると考えていると述べております。

そこには沖縄の将来は沖縄みずからの力で切り開くとの気概なくして沖縄の発展はないとの思いが示されたものと考えるのでありますが、知事においては、みずからの公約実現のため頑張っていたいただきたいと願うものであります。

今議会に提案された平成20年度予算に知事の考えがどのように反映されているか、何と云っても重要なのは予算の裏づけであります。

そこで伺います。

(1)、仲井真知事就任2年目の予算である平成20年度予算の編成方針と特徴について説明を願いたい。

(2)、知事就任1年が経過し、公約実現に向けて本格的に取り組むに当たって、知事公約を予算編成にどの

ように反映させているか。

(3)、平成20年度予算に公約の柱である観光客1000万人誘致及び完全失業率の全国平均化を図るための具体的施策はどのように反映されているか。

(4)、医療福祉関係費の増大等により大幅な収支不足となったとあるが、その大きな要因は何か。また、単年度限りのものであるかを伺いたいと思います。

3 番目に、北部地域の振興について。

北部地域は12市町村で構成され、人口は12万8000人余が住んでおりますが、7割以上を山林が占め、中南部への水資源の供給地であるだけでなく、貴重な動植物の生息地でもあります。また、恵まれた海浜景観を有する地域においては、リゾートホテルも整備され多くの観光客も訪れております。

しかしながら、中南部のような産業施設に乏しく、地域の活性化に結びつく核となる企業立地にも恵まれていないのが現状であります。その上、沖縄の玄関口である那覇空港から遠く離れており、都市モノレールの恩恵も受けることなく、基幹交通であるバスの便も悪いことから雇用の受け皿がなく、若者の流失も歯どめがかかりません。

沖縄振興計画においては、北部圏域振興の基本方向が示され、産業の振興を初めとする農商業の振興や、交通及び企業立地基盤の整備など、さまざまな施策が計画されておりますが、振興計画が6年経過した現在においても、北部地域は変わることなく現状のままであります。

その反面、基地問題においては大きく変わりました。普天間飛行場代替施設の移設であります。しかし、受け入れ条件であった北部振興事業についても、今では地元の苦悩や感情に配慮することなく、政府の思惑で事業費の執行を凍結するという政府の強硬姿勢が目立つようになってまいりました。

移設に協力的でないとの理由で一方的に北部への配分を凍結したのであります。ここに来て官邸主導のもと、政府と県や地元との協議が再開され、アセス調査が実施されるなどの進展が見られたこともあり、やっと配分が決まりました。

北部振興事業費が決まったことに安堵するところに、北部地域の脆弱な産業経済と12市町村の厳しい財政の現状があるのであります。

先ほど申しましたように、中南部の水資源は北部に頼っております。本県における米軍基地の最大の問題である普天間飛行場代替施設の移設も北部に受け入れているのであります。

このような北部の現状を十分認識し、県においては

これからの北部地域の振興にきめ細かい配慮を願うものであります。

そこで伺います。

(1)、2007年度北部振興事業費が北部関係市町村に配分されることが決定されたが、ここまですくた原因と凍結が解除された背景を伺いたい。

(2)、北部振興事業費について、国の判断だけで予算の執行が左右されると地元における事業に大きな影響が出る。次年度予算への影響はないか伺いたい。

(3)、北部振興事業で、北部拠点港湾（本部港）物流機能施設導入調査が平成12年から18年度まで実施され、その報告書が提出されていると思うが、進捗状況と事業展開を伺います。

(4)、2014年完成予定の普天間飛行場代替施設との関係で、2010年度で切れる北部振興事業費にかわる新たな振興策が必要と考えるが、県の認識を伺いたい。

(5)、再編交付金の名護市などへの支給がはくれているが、今後の見通しと支給される場合の額について伺いたい。

(6)、沖縄科学技術大学院大学建設に係る施設整備事業に県内建設業者の優先発注についてどのように配慮がなされているか。また、現在までの実績を伺いたい。

4番目に、科学技術の振興について。

現在の国際社会は、IT情報通信技術が高度に発達し、国境の垣根が低くなつてきております。市場経済のグローバル化が一段と高まっております。

今や経済はアメリカを中心とした先進国だけでなく、技術革新や市場開放等に成功した中国、インド等新興国も著しい経済発展を見せており、世界経済の構図にも変革の波が押し寄せてきております。

このように、成熟・高度化した国際社会や生活様式が多様化した現代社会においては、科学技術の発達がますます重要となつてきており、経済を発展させるためには欠くことのできない原動力であります。

本県においては、自立経済の構築が県政の最大の目標であり、産業振興の基盤となり支えとなる科学技術の振興は喫緊の課題であります。

沖縄振興計画では、21世紀の社会経済の発展に向け、付加価値の高い産業を創出し、活力ある自立経済を構築するとともに、県民生活の向上に資するため、科学技術の振興に積極的に取り組むとうたっております。

これを受けて県では、沖縄科学技術大学院大学を沖縄振興計画の基本方向に位置づけ、これを核としてアジア・太平洋地域の先端的頭脳集積地域の形成を目指

し、産学連携や新産業創出を備えた沖縄科学技術研究都市の整備を進めるとしております。

このように、経済の自立を図るためには、新産業の創出や既存産業の高度化、市場競争力の向上を図ることが必要であり、産業、教育、行政が一体となった県内研究技術の集積を図り、中核的研究機関の構築を急ぐべきと考えます。

そこで伺います。

(1)、県は、科学技術振興センター（仮称）設置を検討しているようであるが、これは既存の科学技術機関を統合した県の科学技術中核機関の設置に結びつくものであるか。

(2)、科学技術の振興を図ることは、最終的には経済の発展に結びつける必要がある。県の基本戦略を伺いたい。また、産学官連携の役割を担う人材の育成も重要である。県の人材育成を伺いたい。

(3)、沖縄科学技術大学院大学建設について、現在の進捗状況と今後の課題等について伺いたい。

(4)、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、沖縄科学技術大学院大学の設置基準等の見直しを求めたということであるが、開学に向けての取り組みに影響はないか。

(5)、県が進めている大学院大学周辺整備の進捗状況と今後の計画について伺いたい。

5番目に、観光の振興について。

(1)、修学旅行の受け入れについて。

近年、本県を訪れる観光客のうち、修学旅行の占める比重は年々高くなっております。沖縄を目的とする修学旅行は1980年に27校、約2万人であったのが、2006年には2616校、約44万人にまでふえております。今では全国有数の修学旅行地であります。

修学旅行を観光を振興する各自治体が最も誘致に力を入れているのは、まとまった数が定期的に受け入れ可能なことのほか、社会人となった際のリピーターとなる場合が多いからであります。

しかしながら、本県の場合、多くの課題や問題点も表面化しております。沖縄の修学旅行は、他県の場合と比べて航空運賃が高いことでもあります。最近、各学校とも修学旅行費の上限を低く抑える傾向にあると言われ、そうなるとさまざまな問題が起こってまいります。費用の関係で日数や施設見学を制限すれば生徒の学習に影響し、沖縄観光の魅力が薄れてまいります。

また、航空会社が修学旅行費用の航空運賃の値上げを検討していることではありますが、近ごろは低価格で行ける韓国や中国等への修学旅行もふえてきていると

言われ、航空運賃の値上げはこれらの地域や他県へ切りかえるところが出てくるのが心配されます。

修学旅行の目的は学習であります。本県には、エコツーリズムや特異な伝統文化の体験、南部戦跡や米軍基地めぐりなどの平和学習など、魅力はいっぱいあります。これからの修学旅行の誘致は、県を初めとする行政の戦略と指導力が一段と求められてくると思われます。

そこで伺います。

ア、本県への修学旅行は年々増加しているが、年間入域客数に占める割合と増加の背景や要因を伺いたい。

イ、修学旅行誘致の県の基本戦略と修学旅行のあり方が今後どのように変わっていくか、県として見通しについて伺いたい。

ウ、本県への修学旅行用航空運賃は他県に比べ高いと言われる、その理由は何か。さらに、検討されている修学旅行用の航空運賃の値上げは、他県に比べて本県が不利となることはないか。県の対応策を伺いたい。

エ、修学旅行費のうち航空運賃は50%以上占めると言われ、その上、学校側は修学旅行費の上限額を低くする傾向にあると言われる。距離的に遠い沖縄県から他県へ切りかわるおそれはないか。

(2)番目に、県内観光客対策について。

本県は、県内外から年間580万人余の観光客が訪れている我が国有数の観光・リゾート地であります。

本県は、他県とは異なる気候的・地理的位置にあり、特異な伝統文化を有しており、また美しい自然と相手をもてなす心が県民性として観光を発展させる上で大きな財産と言われております。しかし、その美しい沖縄を県民はどの程度知っているのか、どの程度県内を旅行しているのでしょうか。

国土交通省の2007年度版観光白書によれば、観光入域客数を宿泊者で見ると、本県は全宿泊者のうち県内客は9%で、山梨県に次いで全国2番目に低いとのこととあります。ちなみに、北海道は36%で最も高いようであります。この数字から見ると、沖縄県民は他県と比較して県内を旅行するのが少ないと言われます。

本県の目標は、1000万人観光客誘致であります。この数字を達成するには、県民挙げて観光立県としての意識を持つことが必要ではないでしょうか。相手をもてなすホスピタリティーを発揮するにも、沖縄の島々や離島などのよさを知ることが必要であると思います。

やはり県においても、観光客は県外の人だけでなく

県内客も重要な観光客との認識を持ち、県民向けの観光施策の展開を進めることも必要と考えます。

そこで伺います。

ア、本県を観光する客でホテル等での宿泊者のうち、県外客と県内客の比率を調査しておれば割合を伺いたい。また、県内客の比率を高める対策も伺いたい。

イ、県は、沖縄観光の振興を図る上で、県内観光客をどのように位置づけているか。また、県内観光客を対象とした具体的な施策や対策があれば伺いたい。

6番目に、本県農水産業の課題について。

本県農業の抱える問題は、農家の零細性や農業担い手の高齢化と後継者不足が構造化していることであります。また、他産地との競争が本県農業に重くのしかかっている状況にあり、全国で唯一の亜熱帯気候という特性を生かし、オンリーワン農業、おきなわブランドの確立が急がれているのであります。

県においても、本県農業で有望な園芸品目の生産拡大を図るため、拠点産地の形成を進めるなどさまざまな施策を実施しておりますが、しかしながら、本県は絶対的な土地の狭さという現実的問題があり、その中で農業の振興を図るには、地域住民の生活圏の拡大という問題や環境問題への対応など、今後大きな課題を抱えております。

特に近年、北部地域における果樹生産で有害鳥類による被害が深刻な問題となっております。

果樹類は、病害虫による被害のほか、例年台風による被害を受け生産農家を悩ませておりますが、最も被害が多いのはカラスによるものであります。

タンカン含糖度が高く、本県のミカン類の中でも人気の高い品目ですが、カラスが最も好み、収穫時が近いと真っ先にやられて、農家よりも先にカラスが食べ、残りを人間がとるとというのが現実であります。

県もカラス等有害鳥類の捕獲等による生息密度の低減を図るとしてありますが、鳥獣被害特措法が昨年成立し、これまでの法律は鳥獣保護だけだったが、農業など被害防止を目的とした専門の法律が誕生しております。

農水省は、2008年度、新たに「鳥獣害対策室」を設置する予定であり、予算案は前年比で約15倍の28億円を計上したとのこととあります。

鳥獣被害特措法は、都道府県から市町村へ鳥獣の捕獲などの権限移譲が簡潔になり、地域主導の被害対策が行えるようになっております。権限の移譲は既に39都道府県で行われており、本県でも早急に権限移譲す

べきではないでしょうか。

また、本県の水産業は零細な組合員が多く、漁獲量の減少や従事者の高齢化など課題を抱えております。県の積極的な支援が必要と考えます。

そこで伺います。

ア、本県農業は、農地の狭隘性、従事者の高齢化と後継者不足、他産地との競争の激化など構造的な課題を抱えているが、本県農業に対する長期ビジョンを伺いたい。

イ、かんきつ類、パイナップルなどは本県農業の優良産物であるが、生産農家の安定経営を図るための対策を伺いたい。

ウ、かんきつ類、パイナップルなどへの鳥害は年々増加しており、被害防止を図ることは果樹産地にとって喫緊な課題である。被害の状況について伺いたい。

エ、特にタンカン、パイナップルのカラスによる被害は深刻であります。早急な対策が求められます。県が実施している対策を伺いたい。

オ、カラスは保護鳥類となっているが、現在のカラスの被害を考えると、特措法に基づく権限移譲により早急な駆除が必要であるが伺いたい。

カ、政府の緊急原油対策として、燃料高騰に苦しむ漁業者支援が実施されるようだが、県内の漁業者への支援はどのようになされるのかお伺いします。

キ、県漁業協同組合連合会等は、米軍施設水域内での漁業補償損失金の算定見直しと一部水域の返還を政府に要請したようだが、県としての見通しを伺いたい。

7番目に、地域医療体制の整備について。

(1)、県の医師確保について。

近年、我が国における医師不足、とりわけ産婦人科と小児科医師は先進国の中でも圧倒的に少ないと言われる。医療危機と呼ばれるほど深刻さを増してきております。このような状況を来した背景には、国の医療政策に大きな責任があります。

国は、1970年代に大学医学部の新設や定員増を推進し、医師の増加策を図り、80年代に入りその目標は達成されたのでありますが、その後、医療費の拡大が大きな問題となりますと、97年に医学部の定員削減方針を閣議決定したのであります。

さらに、2004年から新臨床研修制度が始まり、学生が研修先を選ぶようになりますと大学病院が人手不足となり、これまでの各県の県立病院に派遣していた医師を引き揚げたため、地域におけるところの医師不足や病院閉鎖を来す一因となったのであります。

今や、医師不足問題は都市と地方との格差まで来し

ており、特に地方における産婦人科と小児科医師の不足は、出産難民という言葉を生むほど社会問題化しております。

特に、本県北部病院は2005年から3年近く休診していた産婦人科の外来診療が、昨日の19日から2人の医師による一部再開としたものの、産科診療のめどがたっていないことから、早急に本来の再開が求められております。

最近の若い医師は、深夜勤務、長時間勤務や僻地勤務を嫌う傾向にあるとされ、また医師のミス等を原因とする民事・刑事責任を伴うリスクが産婦人科や小児科に多いことから、敬遠することがふえていていると言われております。このような医療現場や研修医の現状の变革を図ることは喫緊の課題であります。

県としても、国に対して積極的な提言をするなど、思い切った対策が必要であると考えるのであります。

そこで伺います。

ア、厚生労働省が公表した全国医師統計数によれば、人口10万人当たりの産科・産婦人科と小児科医師数は全国的に地域間格差が広がっているようだが、本県との対比で伺いたい。

イ、統計によれば、産科・産婦人科医師数は44.2人で全国17番目となっております。全国平均の38人より多いが、県内の産婦人科医師不足の実態から、県はこの結果をどのように受けとめているのか。

ウ、小児科医師数は134人で全国で3番目に少なく、全国平均の177人と比べても極端に少ないが、県はどのように認識しているのか。

エ、若い医師が産婦人科や小児科を避ける傾向にあると聞かすが、その背景と最大要因は何か。また、研修医のあり方や地域医療のあり方等について政府に積極的に提言していくことが必要ではないか。

オ、県立看護大学別科助産専攻の取り組み状況について伺いたい。

カ、県立北部病院の診療については、最低3人以上の医師が必要であるが、外来診療が2人の医師による一部再開としている。労働環境を考え、4人の医師確保での早期再開を願いたい、県の考え方を伺いたい。

(2)番目に、本県における看護師養成について。

本県における産婦人科や小児科医師確保対策は、県医療行政の最大の課題であります、それと並んで看護師の不足も年々深刻化しており、県立病院運営にも大きな影響を与えております。

看護師の不足の要因も多々あるようですが、県立病院における看護師の勤務実態が不規則であり、当直勤

務が全国平均の2倍にも達すると言われる長時間勤務が恒常化しているということなど、県立病院を敬遠する一因と言われております。

中部の病院では、看護師の十分な確保ができないことから多くの病床が使えず、診療科によっては病床休止の状況が続いているところもあるということであり

ます。

このような状況から、県立病院においては看護師の確保は最優先問題であります。

しかしながら、県においては、県立浦添看護学校を「沖縄県行財政改革プラン」に基づき、平成20年までに民間移譲先を選定し、できるだけ早い時期に移譲したいとしております。

このことは、県の看護師養成計画に相反することにならないか危惧するものであります。現に、県医師会を初めとする医療関係団体等からは、本県の慢性的な看護師の供給不足を解消するため、県立浦添看護学校の存続が必要との強い要請があります。県の慎重な対応を願うものであります。

そこで伺います。

ア、県内看護師確保対策について伺いたい。

イ、県立浦添看護学校が県直営となった経緯とその理由を伺いたい。

ウ、県立浦添看護学校を平成18年4月に県直営としていながら、わずか2年で民間移譲を検討することの県の認識について伺いたい。

エ、県立浦添看護学校を存続することは、県医師会や医療関係者の強い要請である。また、県議会も全会一致で3度も存続の決議をし、知事に対して要請をしている。県はこのことをどのように認識しているか。

オ、民間移譲後の運営形態及び養成課程はどのように変わるのか。移譲先に対し条件を付すこともあるか。

(3)、ドクターヘリの導入について。

離島や僻地等、医療体制の立ちおくれた地域における救急患者などを短時間に救命救急センターに搬送するドクターヘリ導入事業が開始されることが確実となりました。仲井真知事が公約に掲げていたものであり、国の支援を得て予算措置がなされたものであります。

具体的な運航については、越えなければならないハードルが多いのでありますが、地域医療体制の整備、人命重視の観点から早急な開始が望まれます。

国においては、ドクターヘリ運航の救急業務については、国の指定する施設を想定しているようですが、県においては、県全体の医療事情を総合的に勘

案し、適切な対応を願うものであります。

そこで伺います。

ア、ドクターヘリ導入の必要性和導入により本県地域医療体制に及ぼす効果について伺いたい。

イ、今回のドクターヘリ導入事業の対象となる救急業務を担う施設について伺いたい。

ウ、北部地区医師会は、救急ヘリコプター運航の実績を生かし、医療過疎地域である北部地区の急患搬送の継続を願っており、公的支援の必要性を訴えている。県の考えを伺いたい。

エ、北部地区医師会病院は、新型・地域救命救急センターの指定を受ける予定であるが、指定された場合はドクターヘリ事業の対象となり得るか。

オ、今後、運航開始に向けクリアすべき課題が多いと考えるが、運航基本計画など具体的考え方を伺いたい。

8番目に、食料自給率向上対策について。

日本の食料自給率は、主要先進国の中でも低水準にあると言われており、平成15年度の実績を比較した場合、日本の自給率は40%となっており、オーストラリアの265%には遠く及ばないにしても、スイスの55%に対しても大きな差があるのが実態であります。このため、政府は、平成22年度までに自給率を45%にする目標を掲げておりますが、実現は難しい状況にあるようであります。

しかし、当初から日本の自給率が低かったわけではございません。昭和40年度の自給率は73%あったのでありますが、そこから年々低下し続け、平成10年度に40%まで下がり、現在は40%を切っているのであります。食料を外国に依存する体質のツケがこのような結果を招いたのであります。

特に、BSE問題や鳥インフルエンザの発生に伴い、また最近の中国産の食品の安全性が社会問題となったこともあり、国民の間にも食に対する安全性や将来の食料供給についての不安から、食料自給率について引き上げを求める声が多くなっております。

本県は離島県であることから、ほとんどの物資を移入している状況にあり、自給率の低さは他県の比ではないと思われ

ます。

農水省も食料自給率向上策として地方自治体ごとの目標値設定を促進する方針を固めたようであり、県としても今後は最重要課題として取り組む必要があると思います。県の考えを伺います

(1)、我が国の食料自給率は先進国の中でも低い状況にあり、自給率向上を図ることが緊急な課題である。自給率が改善されない要因に何があると考えられる

か。

(2)、本県における食料の自給率は他県と比べてどの位置にあるか。また、県の目標である平成19年度自給率40%は可能と考えているか。

(3)、本県における食料自給率は全国的に低い状況にあるが、3次にわたる沖縄振興計画による農業施策を展開しながら自給率が向上しないのは何ゆえなのか。また、自給率向上のための県の施策について説明願いたい。

9番目に、交通網の整備について。

本県は、国内外から多くの観光客が訪れる国内有数の国際観光・リゾート地であります。今や本県への観光客は年間580万人を優に超えており、さらに将来目標として1000万人誘客を掲げております。

そのため、県においては、アジア・太平洋地域における国際交流・協力拠点形成を見据えた空港、港湾を整備し、国際観光・リゾート地として、地域の産業振興に資する空港や港湾の整備を図っております。そのための基本となるのが、空港、港湾から都心や主要観光地等への交通アクセスの整備であります。

現在、本県の交通機関は主として路線バスが中心ですが、県内各地における慢性的な交通渋滞の影響で時間のおくれ等不規則運行が日常化している状況にあります。その要因は、鉄軌道がないことに尽きるのであります。車社会の本県において、バスと自家用車等が同じ路線を走る限りは渋滞が解消されるはずがありません。

確かに都市モノレールの運行は、一部路線バスとの結節が機能し、観光客等からも好評を得ているようですが、那覇空港から首里までの運行という限られた路線では那覇市内の渋滞解消にはつながっていないのが現状であります。

観光立県として沖縄が生きていくためには、空港を起点として、県都那覇市、南部、中北部を網羅した県内交通網の整備が必要であります。そのためにも、陸上交通の機軸となる鉄軌道の導入を含めた総合的な交通体系の構築を県として目指すべきであると考えます。

そこで伺います。

(1)、県が平成20年度に検討・策定を予定している都市交通戦略、都市交通マスタープランは、北部から中南部圏への鉄軌道の導入も想定したものとなっているのか。

(2)、沖縄県総合交通体系基本計画は、骨格的な公共交通軸として基幹バス導入を促進するとしているが、現在のバス路線、都市モノレールの路線延長等との整

合性をどのようにとっていく考えなのか。

(3)、沖縄県総合交通体系基本計画で北部地区における定時・定速で安全性が期待できる基幹バス導入は計画されているのか。

以上をお伺いしたいと思います。

○議長（仲里利信君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 岸本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず第1に、県経済の活性化についての関連で、21世紀ビジョンで描く経済自立についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョン（仮称）は、20年から30年後を見据えて、県民がゆとりと豊かさを実感できる社会の実現を目指す県政運営の基本構想でございます。

その策定に当たっては、短期的な経済原則だけでなく、長期的で継続的な取り組みを通じて真の豊かさを追究し、沖縄の将来像を描きたいと考えております。このため、産業経済の振興はもとより、持続可能な福祉社会、文化・教育や環境の重視など、各面にわたって幅広く検討していくことといたしております。

県といたしましては、今年度中にビジョンの基本的考え方を取りまとめ、有識者等で構成する審議会に諮るなど、今後、県民議論を広げてまいりたいと考えているところでございます。

次に、平成20年度予算の編成方針と特徴について申し述べます。

平成20年度予算の編成に当たりましては、国、地方を通じた厳しい財政状況のもと、「沖縄県行財政改革プラン」の着実な推進に努めるとともに、これまで以上に事業の取捨選択を徹底し、限られた財源を緊急かつ重要な施策に重点的・効果的に配分することを基本といたしております。

平成20年度当初予算の特徴といたしましては、歳入面では県税が落ち込む等全体として伸びが見込めず、歳出面では、社会保障関係費の増加、病院事業会計の資金不足への対応等新たな財政需要が発生し、引き続き厳しい状況となりました。このため、政策的経費の枠配分方式の導入や給与の特例減額措置等を行ったところであります。

また、平成20年度は、沖縄振興計画に基づく第3次分野別計画がスタートする重要な年であり、自立型経済の構築や県民福祉の向上を図る観点から、産業振興の分野では、地域を支える農林水産業や製造業、建設業などの産業振興を進めるとともに、持続的な観光発展を支える質の高い観光・リゾート地の形成や情報通

信関連産業の集積、高度化を進めてまいり所存でございます。

さらに、雇用創出の分野では、若年者や就職が困難な障害者等への支援、そして福祉・医療の分野では、子育て家庭への支援や医師確保対策、また離島振興の分野では、地上デジタル放送化への対応や自然・文化を生かした地域の活性化など、県政の重要課題に重点的・効果的に予算を措置したところでございます。

次に、公約の予算編成への反映についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

平成20年度は厳しい財政状況ではありますが、公約の実現に向け、自立型経済の構築や県民福祉の向上、県民の安全・安心の確保を図る観点から、必要な施策に可能な限り重点的に予算を措置したところであります。

主な分野につきまして、その概要を申し上げますと、「経済力おきなわ」の分野では、情報通信産業の集積・振興を図る沖縄IT津梁パーク整備事業、海洋性生物資源を利用した新産業の創出のためのマリンバイオ産業創出事業、それから園芸作物の拠点産地育成のための園芸ブランドステップアップ事業のほか、雇用確保のための施策として沖縄型職業教育プログラムなどを実施する沖縄地域雇用創出事業、そして建設業界内の職種転換のための研修等を実施する雇用最適化支援事業、就職が困難な障害者等への支援を目的とした就職困難者総合支援事業などに所要額を措置したところでございます。

また、「子育て力おきなわ」の分野では、認可外保育施設に対する給食費支援として、従来の牛乳代に加え新たに米代を助成する新すこやか保育事業、その他乳幼児医療費助成事業の拡充や児童健全育成補助事業などに引き続き所要額を措置したところであります。

「健康、医療・福祉力おきなわ」の分野では、離島・僻地の医療提供体制の充実を図る救急医療用ヘリコプター活用事業、そして沖縄赤十字病院の移転新築に対し補助を行う沖縄赤十字病院施設整備事業、その他重度心身障害者医療費助成事業や医師確保対策事業などに引き続き所要額を措置したところであります。

「観光力おきなわ」の分野では、海外重点地域のニーズに応じた旅行商品の開発を支援する国際観光地プロモーションモデル事業、そして国際会議の誘致などを内容とするMICE誘致・開催推進事業がございました。

その他、「基盤力おきなわ」の分野では、新石垣空港整備事業、伊良部架橋整備事業などの重要プロジェクトの推進、そして滑走路増設に向けた構想段階の調

査を実施する那覇空港整備促進事業、そして新通信コスト低減化支援事業や沖縄GIX構築事業など、情報通信基盤の整備促進、そして国営かんがい排水事業などの大規模農業基盤の整備や南大東漁港などの水産基盤の整備を図ることといたしております。

次に、「離島力おきなわ」の分野に触れますと、先島地区へのデジタル放送伝送路及び中継局を整備する地上デジタル放送推進事業、そして多良間島及び水納島を県立自然公園に指定し自然景観を保護する多良間県立自然公園指定事業、そして伊平屋空港の整備に向けた環境調査事業などに所要額を措置したところでございます。

文化の面で「文化力おきなわ」の分野では、沖縄国際アジア音楽祭（仮称）の開催に向けた準備や県立博物館・美術館における故宮博物院所蔵展の開催などによる沖縄の歴史・文化の発信がございました。

その他、「国際力おきなわ」、「人材力おきなわ」、「教育力おきなわ」の分野では、沖縄科学技術大学院大学の早期開学に向けた支援事業や高校生等の海外留学を支援する留学支援事業の実施、第4回沖縄平和賞授賞式の開催、平成22年度開催の全国高校総体の準備や施設整備などに所要額を措置したところでございます。

「自然力おきなわ」の分野では、産業廃棄物の排出抑制やリサイクル等を推進するための施設整備、北中城村熱田地区等における地すべり防止のための施設の整備などに所要額を措置したところでございます。

その他の分野の公約につきましても、その実現に向けた施設事業に必要な予算を措置したところでございます。

次に、観光客1000万人誘致を図るための予算措置についての御質問にお答えいたします。

平成20年度予算案におきましては、将来の観光客1000万人誘致を目指した「ビジットおきなわ計画」の重点項目である外国人客やシニア層など有望なマーケットの拡充、MICEやリゾートウエディング、環境と調和のとれた観光の推進などに対し重点的に予算を配分してございます。

具体的には、海外現地のマーケティング調査に基づきプロモーション戦略を構築する事業、そして経済効果の高い企業インセンティブツアーや国際会議などのMICE誘致事業、持続可能な観光地づくりに向けた地域の取り組みを支援する事業などを新たに展開してまいりたいと考えております。

次に、完全失業率の全国平均化に向けた具体的施策についての御質問にお答えいたします。

完全失業率の全国平均並み改善に向けては、企業誘致や地域産業の振興、雇用対策等を一層拡充強化する必要がある、それに必要な予算を措置したところでございます。

企業誘致につきましては、沖縄IT津梁パークの整備や通信コスト低減化、賃貸工場の整備などに取り組んでまいります。

地域産業の振興につきましては、沖縄イノベーション創出事業や沖縄デザイン戦略構築促進事業等を実施し、新商品の開発や市場競争力の強化を推進してまいります。

雇用対策としては、土木業の職種転換を促進するための支援事業、インターンシップ拡大強化事業、就職困難者総合支援事業等に取り組んでまいります。

これら事業の実施とあわせて、「みんなでグジョブ運動」の普及啓発に努めつつ、企業や教育機関、経済団体等との連携を強化し、ミスマッチ対策や就業意識の改善に取り組んでまいり所存でございます。

次に、科学技術の振興についての御質問の中で、大学院大学の進捗状況と今後の課題についての御質問にお答えいたします。

大学院大学につきましては、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構を中心に、キャンパス整備や研究者の確保等、その準備が進められているところでございます。

施設整備につきましては、今月下旬にキャンパス本体の工事に着手し、平成21年度中には施設の一部が供用開始され、実質的な教育活動が開始される予定となっております。

現在、代表研究者17名を中心に、100名余りの研究者がうるま市などで先行的な研究を行っておりますが、ことし4月からさらに2名の代表研究者が加わる予定となっております。

今後の課題は、所要の予算額と研究者の確保であると考えております。開学に向けた準備がスムーズに進むよう、県といたしましても関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

次に、周辺整備の進捗状況いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

大学院大学の周辺整備につきましては、世界じゅうから集まる研究者やその家族などが快適に暮らせる環境を整備するためのガイドラインとして、昨年8月に周辺整備基本計画を策定いたしました。

同計画では、住宅、教育、医療や商業施設など8分野につきましては整備方針が示されており、特に大学院大学のメインゲート周辺を整備する門前町地区や、

石川インター周辺の交通結節機能を整備する交通センター地区につきましては、早急に整備すべき先導プロジェクトとして位置づけております。

現在、同計画の実施に向けワークショップの開催など地元での合意形成に努めております。

今後は、国、県、市町村、民間などを含めたメンバーで組織する専門部会などを通して、それぞれが役割を果たしつつ一体的に整備を進めていくことといたしております。

次に、北部観光の振興についての中で、航空運賃の値上げに対する県の対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

修学旅行は、若年層のリピーター化を促進するなど、沖縄観光の持続的かつ均衡ある発展を図る上で極めて重要であると認識いたしております。平成21年度の修学旅行航空運賃につきましては、飛行距離等に応じた見直しが予定されております。

修学旅行における航空運賃の占める割合が大きいため、昨年12月と1月に各航空会社を訪問し、修学旅行運賃の割引率の拡大等を要請してありましたところ、一定期間一部路線の運賃に関して据え置きが示されました。

今後とも、航空運賃の低減に向け航空会社等への働きかけを行うとともに、体験学習の拡充や受け入れ体制の整備等を図り、沖縄修学旅行の魅力向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、沖縄県の農林水産業の課題についての中で、本県農業の振興についての御質問にお答えいたします。

農業は、食料の生産、国土の保全などの多面的機能を有するとともに、製糖企業や食品加工業などを通して地域経済を支える重要な産業であります。

このため、県では、農林水産業の振興を図るため、平成14年度から2次にわたって農林水産業振興計画を推進しているところであり、引き続き第3次に取り組むことといたしております。

主な施策といたしましては、第1に、おきなわブランドの確立と拠点産地の形成による生産供給体制の強化でございます。第2に、輸送コストの低減化や地産地消など、流通・販売・加工対策の強化でございます。第3は、経営感覚にすぐれた担い手の育成や多様な新規就農者の育成確保でございます。第4は、省力・低コスト化に向けた農林水産技術の開発・普及でございます。第5が、農業用水源の確保やかんがい施設等の生産基盤の整備となっております。第6は、グリーンツーリズムなどの多面的機能を生かした農山漁

村の活性化でございます。第7が、天敵昆虫や性フェロモンを活用した害虫防除など環境と調和した農業の推進でございます。

今申し上げましたことなどによりまして、持続的農林水産業の振興と多面的機能を生かした農山漁村の振興を図ることといたしております。

今後とも、市町村、関係団体等と一体となって効果的な施策・事業を展開し、農業の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、同じく農林水産業に関連して、果樹の振興策についての御質問にお答えいたします。

本県におきましては、タンカン等のかんきつ類やパイナップル、マンゴーを中心とした熱帯果樹が栽培され、地域農業の振興に大きな役割を果たしております。

かんきつ類につきましては、タンカン、天草などが贈答品として一定の評価を得ており、またシークワサーの機能性成分が注目され、需要が拡大しております。

県といたしましては、名護市及び国頭村のタンカン、うるま市の天草、大宜味村及び名護市のシークワサーを拠点産地として認定をし、病虫害の防除、加工及び集出荷施設の整備等を実施してまいります。

パイナップルにつきましては、缶詰加工業による雇用の創出や観光産業との関連など、地域経済に大きく貢献している重要な作物であります。そのため、東村及び石垣市の生食用パイナップルを拠点産地として認定し、育苗施設の整備、優良種苗の増殖・普及、鳥獣被害防止対策等を実施いたしております。特に、北部地域のパイナップルを主体とした総合農産加工場の建設につきまして、今年度の北部振興事業で採択されたところであります。

今後とも、市町村やJA等関係団体と連携し、各種施策を積極的に推進してまいります。

次に、地域医療体制に関連いたしまして、県立看護大学別科助産専攻の取り組み状況についてお答えいたします。

県立看護大学に別科助産専攻を設置することにつきましては、昨年の10月、文部科学大臣へ指定申請を行い、本年1月末に助産師学校としての指定を受けたところでございます。

本日、本議会におきまして県立看護大学別科助産専攻設置に係る条例議案が可決されましたので、今後、入学願書受け付け等諸手続を行い、4月から20人の助産師養成確保に取り組むことにいたしております。

ドクターヘリ導入についての御質問にお答えいたし

ます。

救急医療用ヘリコプター、いわゆるドクターヘリは、救命救急センターの医師が専用のヘリコプターに搭乗して救急現場に行き、治療を行いながら速やかに病院に搬送するもので、13道府県で運航されております。

多くの離島や僻地を有する沖縄県におきましては、特に救急搬送体制の充実を図る必要がございます。

県では、平成20年度からの救急医療用ヘリコプターの導入により、離島・僻地の県民が安心して暮らせるようになるとともに、救命率の向上と後遺症の軽減が図られるものと期待をいたしているところでございます。

次に、県内の交通網に関連する御質問で、基幹バス、現在のバス路線、都市モノレールの整合性についての御質問にお答えいたします。

県は、平成18年度に定時・定速性が確保され利用者の利便性の向上に資する基幹バスを中心としたバス網再構築計画を策定いたしました。

この計画では、那覇市を中心とした遠距離路線や複雑な運行系統となっている現在のバス路線を効率よく再構築していくものであり、都市モノレールとも整合がとれるものとなっております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（仲里利信君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 県経済の活性化についての御質問で、第3次分野別計画と第2次計画との違い、計画目標についてお答えいたします。

第3次分野別計画では、第2次計画の検証・評価と状況の変化を踏まえ、指標及び施策を見直しております。

第2次分野別計画との主な違いは、観光客100万人の達成に向けた新たな施策として、観光まちづくりの推進や国際観光地プロモーション戦略モデルの構築等を盛り込んでおります。

また、情報通信産業では、IT津梁パーク整備事業や沖縄GIX構築事業等を展開することにしております。

職業安定計画においては、産業・雇用拡大県民運動（みんなでグッジョブ運動）の従来の取り組みに加え、沖縄型ジョブシャドウイング、すなわち職場体験活動を実施することとしております。

県としては、第3次分野別計画におけるこれらの新規施策の推進により、産業・雇用の拡大や、観光客

1000万人の達成など各分野の目標の実現を目指してまいります。

同じく分野別計画の目標達成状況と未達成の原因についてお答えいたします。

県任意7分野の計画では、物流面のコスト高や市場競争の激化等により製造品出荷額で目標達成が困難であり、電気使用量や自動車保有台数の増加等により温室効果ガスの排出量で目標達成が厳しい状況にあります。また、公共事業の減少等により、社会資本整備の一部指標で未達成の見込みであります。

法定4分野の計画のうち、観光関連産業では観光客数が目標を達成した一方で、デフレ等の影響で1人当たり観光消費額が達成困難な状況にあります。

情報通信産業では、雇用者数や誘致企業数等で目標を達成しておりますが、農林水産業では価格の低迷等から生産額が未達成な状況にあります。

雇用の分野では、新規雇用者数、高校生及び大学生就職率等が目標を達成する見込みであります。

同じく県経済の活性化についての御質問で、21世紀ビジョン懇話会の現在の状況と基本構想案についてお答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン懇話会」につきましては、昨年7月に設置し、これまで6回開催しております。

同懇話会では、文化や環境、景観の重要性、人材の育成、産業の振興、行政の役割等の各面について活発な議論をいただいております。

県としては、これらの意見も参考にして今年度中に沖縄21世紀ビジョン——仮称でございますけれども——その基本的な考え方を取りまとめ、広く県民から御意見・御提言を募っていきたいと考えております。

また、ことし7月ごろを目途に各界各層の有識者等で構成する沖縄県振興審議会を開催し、同ビジョンについて議論をしていただくことにしております。

同じく、21世紀ビジョンの理念と新たな振興計画についてお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョン（仮称）は、20年から30年後を見据えて県民がゆとりと豊かさを実感できる社会の実現を目指す県政運営の基本構想であります。

沖縄振興計画等の総点検作業については、次年度より開始することとしております。

県としましては、21世紀ビジョンの基本理念等も踏まえつつ、これらの総点検作業を通して県の基本的考え方を整理し、現行の振興計画終了後の新たな計画のあり方等についても検討してまいりたいと考えております。

同じく21世紀ビジョンにおける地方分権や道州制の

あり方についてお答えいたします。

将来を展望し沖縄のあり方を描く上で、地方分権や道州制は重要な要素であると考えており、21世紀ビジョンにおいてもそのあり方等について示していきたいと考えております。

次に、北部地域の振興についての御質問で、おくれた原因と凍結が解除された背景についてお答えいたします。

北部振興事業は、財務省協議の後、内閣府から各事業の所管省庁へ予算が移しかえられ実施されます。

今年度の北部振興事業につきましては、防衛省所管の事業で財務省との協議が行われていなかったことから、事業全体の執行ができない状況にありましたが、ことしの1月に防衛省と財務省との間で協議が行われ、1月25日に予算内示されております。

同じく北部地域の振興で、次年度予算への影響についてお答えいたします。

北部振興事業の平成20年度予算案は、内閣府において公共事業50億円、非公共事業50億円、計100億円が計上されております。

北部振興事業については、平成21年度まで市町村提案の事業等が計画されており、事業効果の早期発現のためには適切な時期に執行される必要があると考えております。

同じく北部地域の振興で、新たな振興策についてお答えいたします。

県としましては、この間の北部振興策の成果を踏まえ、北部市町村との十分な調整を図りながら、県土の均衡ある発展に向けた諸施策について検討してまいりたいと考えております。

同じく北部地域の振興の関連で、大学院大学の県内業者の優先発注への配慮と現在までの実績についてお答えいたします。

大学院大学関連工事については、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき、沖縄科学技術研究基盤整備機構に対し、県内企業の優先発注についてかねてから要請してきたところであります。

現在までの大学院大学関連工事における県内企業への発注実績は、件数ベースで約89%、金額ベースで約84%となっております。

県としましては、今後とも工事の内容や条件等を勘案し、可能な限り県内業者を積極的に活用するよう整備機構等へ要請してまいりたいと考えております。

科学技術の振興についての御質問で、科学技術の振興を担う中核機関についてお答えいたします。

本県の科学技術の振興を図るため、研究ネットワークの構築や産学官連携の役割を担う中核となる機関が必要であります。このため、財団法人亜熱帯総合研究所を再編して活用することとし、ことしの夏ごろを目途に新たな組織でスタートできるよう関係者と調整を進めているところであります。また、その後は類似する他の機関等の再編・統合についても検討してまいりたいと考えております。

同じく科学技術の振興で、科学技術の振興を図る基本戦略と人材育成計画についてお答えいたします。

民間主導の自立型経済を構築するためには、科学技術を振興し、新産業の創出や既存産業の高度化を図る必要があります。このため、県では、平成17年度に策定した沖縄県科学技術振興指針に基づき、「研究開発・交流の基盤づくり」、「研究開発成果を活かすしくみづくり」、「科学技術を担う人づくり」の3つの柱を設定し、諸施策を推進しているところであります。

また、産学官連携の役割を担う人材の育成につきましては、「科学技術を担う人づくり」の視点から産学官コーディネーターの育成を図るため、平成15年度から平成19年度までは戦略的研究者・専門家育成支援事業を実施してまいりました。

さらに、平成20年度からは科学技術の振興を担う中核機関で活躍し得る人材の育成を目指し、「東京大学テクノロジー・リエゾン・フェロー研修」へ職員の派遣を行うこととしております。

同じく科学技術の振興で、独立行政法人評価委員会の設置基準見直しによる大学院大学への影響についてお答えいたします。

独立行政法人評価委員会は、行政法人の業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自立性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、運営状況を点検して見直し等の勧告を行うものであります。

今回は、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の設置準備体制の強化、中期計画での明確な目標設定、研究者の採用基準の明確化、職員給与水準の適正化、随意契約の適正化など、大学院大学の設置準備の着実な実施に向けた勧告を行ったものであり、開学に向けた取り組みに影響を与えるものではないと考えております。

次に、県内交通網の整備についての御質問で、北部地区における基幹バス導入計画についてお答えいたします。

平成18年度に策定しました基幹バスを中心としたバ

ス網再構築計画は、那覇市を中心とした長く、複雑な多くの系統となっている現在の市外バス路線を効率よく再構築し、定時・定速性を確保しようとするものであります。

北部地区には、基幹バスの終点地域である沖縄市、もしくはその途中の宜野湾市地域から支線バスに乗り継ぐ計画となっております。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 県経済の活性化について関連しまして、自主財源確保のための取り組みについてお答えいたします。

地方公共団体における自主・自立的な行財政運営を推進する観点から、自主財源の確保は重要な課題であります。

このため、県としましては、「沖縄県行財政改革プラン」に基づきまして、県税の徴収強化や使用料及び手数料の定期的な見直し、未利用及び貸付県有地の売り払いなど、自主財源の確保に努めているところでございます。

また、さらなる自主財源確保の取り組みとしまして、法定外目的税等の新税の創設や広告収入、施設命名権の導入などの新たな収入源の確保策について全庁的に検討を進めてまいります。

中長期的には、本県経済の活性化に結びつく産業振興施策の推進による税源の涵養に取り組んでまいります。

同じく県経済の活性化に関連しまして、新税創設の可能性についてお答えいたします。

国、地方を取り巻く厳しい財政事情の中で、自主財源を確保するため地域の課題に応じて独自の税源を検討していくことは重要なことと考えております。

新税導入に当たりましては、1、地方税法の規定に基づきまして、国税または他の地方税と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が著しく過重となること、2、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること、3、国の経済施策に照らして適当でないこと等の状況が生じないよう留意することとされております。

また、受益と負担の関係、課税の公平性、県経済に及ぼす影響など多くの課題があることから、県民や関係業界等の意見も十分踏まえた上で、本県の実情に即した新税の導入を検討してまいりたいと考えております。

同じく県経済の活性化に関連しまして、地方再生対

策費の現状と今後の対応及び地方交付税の確保についてお答えいたします。

地方再生対策費は、地方税の偏在是正による財源を活用し、地方交付税の算定において、地方の活性化施策に必要な経費を措置することを目的として平成20年度からの導入が予定されています。

算定の指標として、第1次産業就業者比率や高齢者人口比率等を用いることになっておりますが、県としましては、地方自治体の置かれた厳しい状況をより幅広く算定に反映していただくよう総務省へ要望したところであり、引き続き見直しを求めてまいりたいと考えております。

また、すべての地方において、標準的な行政サービスを維持する上で地方交付税の財源保障機能及び財源調整機能の果たす役割は重要であり、本県の財政運営に支障を来すことのないよう、所要額の確保に向けて関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

同じくふるさと納税制度の財政への影響についてお答えいたします。

いわゆる、ふるさと納税制度につきましては、応援したい自治体などへの5000円を超える寄附金について、住民税の1割を上限に税額控除する制度の創設が検討されているところでございます。

この制度につきましては、他の自治体にお住まいの方から本県へ寄附をいただく部分と、本県にお住まいの方が他の自治体に寄附される部分がありますが、それぞれの動向を予測することは困難であり、本県財政への影響につきましても現時点で予測は難しいものと考えております。

平成20年度予算と国庫補助事業についての関連で、収支不足の大きな要因は何かについてお答えいたします。

平成20年度当初予算におきましては、歳入面では県税収入が落ち込むなど、全体として伸びが見込めず、歳出面では団塊世代の退職金や公債費がなお高い水準で推移しております。

さらに、後期高齢者医療負担金などの社会保障関係費や病院事業会計の資金不足への対応費の増加などにより、387億円の収支不足が生じております。今後もお団塊世代の退職者が高水準で推移するとともに、少子・高齢化に伴う社会保障関係費の増加が見込まれ、本県財政は厳しい状況が続くものと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 答弁の途中ではありますが、岸本恵光君の質問に対する残りの答弁は、時間の都合

もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時24分休憩

午後3時48分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

休憩前の岸本恵光君の質問に対する答弁を続行いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長 首里勇治君登壇〕

○土木建築部長（首里勇治君） それでは北部地域の振興関連の御質問で、本部港の進捗状況と事業展開についてお答えいたします。

本部港については、平成17年度の北部拠点港湾物流機能施設等導入調査において、北部地域の貨物を集約し、京浜、阪神航路を誘致するため岸壁などの港湾施設を拡張し、背後に当該貨物の保管・流通・加工施設等の整備の必要性が位置づけられております。

当該調査結果を踏まえ、県は平成18年度から岸壁などの実施設計に着手しており、平成25年ごろを目途に整備を完了させる予定であります。

また、港湾背後の当該貨物の保管・流通・加工施設等につきましては、地元本部町等関係者と整備手法等について協議を行っていきたいと考えております。

次に、県内交通網の整備関連の御質問で、北部から中南部圏域への鉄軌道の導入についてお答えいたします。

県では、平成20年度に沖縄本島中南部都市圏総合都市交通計画を策定することとしており、その中で5年から10年間に取り組む中期計画としての都市交通戦略と20年先を見越した長期計画としての都市交通マスタープランを策定することとしております。

今回策定する計画は、県の人口の約82%が集中し、慢性的な交通渋滞への対応が急務となっている読谷村、うるま市以南の17市町村を対象地域としております。その中で幹線道路網の整備に加えて、モノレールを沖縄自動車道と結節する等のハード施策と基幹バスを中心としたバス網再構築計画や時差出勤などのソフト施策に取り組んでいくことを検討しております。

北部から中南部圏への軌道系交通システムの導入につきましましては、別途、今後の需要動向、地域の開発計画、他の交通機関との連携など、多様な視点から総合的・段階的に検討していくこととしております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 北部地域の振興のう

ち、再編交付金の支給についてお答えいたします。

去る2月7日に開催された第6回協議会において、名護市、宜野座村から再編交付金の対象とするよう求めたことに対し、石破防衛大臣は、再編交付金の交付は、地元市町村の米軍再編への理解と円滑かつ確実な実施への協力が要件であり、指定はこれまでの他市町村の実例を踏まえ検討していく旨の発言をしております。

県としては、名護市及び宜野座村は基本合意を交わし、また協議会において協議を重ねてきたことから、再編交付金の対象市町村とすることは当然なことと考えております。

なお、交付の額については、面積、人員、施設・設備などを点数化し、加点と減点の合計で市町村ごとの負担の程度に応じたものとなっており、指定を受けてからの進捗状況に応じて交付するとされております。

現時点で政府から支給額についての具体的な説明はありません。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 北部観光の振興の質問の中で、修学旅行が入域観光客数に占める割合と増加の要因等についてお答えします。

平成18年の修学旅行生は約44万人で、入域観光客数全体に占める割合は約7.8%となっております。

本県への修学旅行が増加してきた理由としましては、独自の歴史・文化、平和学習、自然環境等を初め、それらを活用した沖縄ならではの体験プログラム等が高く評価されているものと考えております。

次に、修学旅行の基本戦略と今後の見通しについてお答えします。

修学旅行は、年間を通じた平準化対策に極めて有効であり、また若年層のリピーター化を促進するため、沖縄観光の持続的かつ均衡ある発展を図る観点から、引き続き積極的な誘致活動に努めてまいります。

今後の修学旅行の見通しとしましては、少子化の進展に伴う生徒の減少、原油高騰による航空運賃の値上げ、全国的な誘致競争等があり、今後も厳しい状況が続くものと考えております。

次に、修学旅行先の他県への変更についてお答えします。

修学旅行費用については、保護者の経済的負担の軽減に配慮し、生徒全員が修学旅行に参加できるようにするため、主に東京都を初めとする首都圏において、その費用上限額が設定されています。

旅行費用の中で航空運賃の占める割合が大きいため、県では航空運賃の割引率拡大の要請を行うとともに、修学旅行を取り扱う旅行社に対し、沖縄修学旅行の推進について協力依頼を行っているところであります。

県としては、今後とも、新設される静岡空港など、空港が所在する都道府県を中心に沖縄修学旅行誘致説明会を開催するとともに、新たなメニューの発掘などの受け入れ体制の強化等により、沖縄修学旅行のさらなる質の向上に努めてまいります。

次に、宿泊者のうちの県内客の割合及び県内観光客の位置づけと施策について一括してお答えいたします。

県内旅行客を対象にその実態を県として直接的に調査したものではありませんが、関連する調査から推定しますと、県内全体の宿泊客数に占める県民の割合は約12%程度と見ております。

県内外を問わず、多くの観光客を引きつける魅力ある観光地づくりを進めていくためには、それぞれの地域の観光資源を有効に活用すると同時に、観光業界や市町村などが連携し、主体的に取り組んでいくことが重要であると考えております。

そのため、現在、県においては、市町村及び民間団体等との連携のもと、「沖縄県観光まちづくり指針」の策定作業を進めており、今後は当該指針を踏まえ、広域的な観点から各地域の主体的な取り組みを促進・支援してまいりたいと考えております。

県といたしましては、今後も市町村等との意見交換の中で地域の観光地づくりに向けた課題等を明らかにし、必要な対応策等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子君登壇〕

○農林水産部長（護得久友子君） それでは本県農林水産業の課題についての御質問にお答えいたします。鳥類による果樹の被害状況と対策については、関連しますので一括してお答えいたします。

平成18年度のカラス、ヒヨドリ等の鳥類によるかんきつ類やパイナップル等果樹の被害状況は、被害面積75ヘクタール、被害金額1億600万円となっております。そのうち、カラスによる被害面積は70ヘクタール、被害金額は9600万円となっております。

県においては、カラス被害対策として、平張り網掛け施設や捕獲箱等の整備を推進しているところであり、平成19年度末までに平張り網掛け施設52.3ヘク

タール、鳥害防止ネット45.8ヘクタール、カラス捕獲箱17基が整備されているところであります。

また、昨年6月に関係市町村、JAなど関係団体を構成員とする北部地区鳥獣被害対策会議を設置し、アドバイザーによる講演や駆除方法の検討などを行っているところであります。

今後とも、国、市町村、JA等関係機関と連携し、カラス被害対策に取り組んでいく考えであります。

同じく本県農林水産業の課題についての御質問で、国の水産業燃油高騰緊急対策についてお答えいたします。

燃油の高騰は漁業経営に大きな影響を与えており、燃油流通の効率化や、省エネ型漁業への転換が必要となっております。

このため、国は、水産業の燃油価格高騰緊急対策として、燃油使用量を抑制するための省エネ型漁業への転換に対する支援、流通効率化のための燃油タンクの整備、漁業経営を支援するための低利の融資などを行うこととなっております。

また、水産業構造改善事業による給油施設の整備や、沿岸漁業改善資金による省エネ型エンジン設置等に対する無利子の貸し付けを実施しているところであります。

同じく本県農林水産業の課題についての御質問で、漁業損失補償金算定方法等の改善及び創業制限区域の一部返還の見直しについての御質問についてお答えいたします。

本県周辺海域においては、日米地位協定に基づく米軍への提供水域が設定され、漁船の操業が制限されたことから、漁船の操業制限法に基づいて漁業損失補償金が交付されております。この漁業損失補償金について、県漁連等は国に対し補償対象者の拡大及び補償額の算定方法の見直しを求めているものであります。

県としましては、漁船の操業制限が漁業者の経営に影響を及ぼしていることから、適正な補償がなされるよう国に要請していきたいと考えております。

また、操業制限水域の一部返還につきましては、県漁連等とも連携しながら対応してまいります。

次に、食料自給率向上対策についての御質問で、我が国の食料自給率についてお答えいたします。

我が国の食料自給率は、昭和40年度の73%から平成18年度は概算で39%となっております。

食料自給率が低下した主な原因は、国民のライフスタイルの多様化に伴い食生活が大きく変化し、米の消費が減少していることに加え、輸入穀物を使用する畜産物や油脂類の消費が増加したこと、また外食や中食

における加工や業務用の需要の高まりに国内生産が対応し切れないことが挙げられています。

同じく食料自給率向上対策についての御質問で、本県の食料自給率の状況と県の施策については、関連しますので一括してお答えいたします。

本県の平成17年度食料自給率は30%で、全国では34位となっております。

平成19年度における食料自給率の目標達成については、県民のライフスタイルの多様化、外食や中食における加工や業務用の需要の高まりに県内生産が対応し切れないことなどから厳しい状況であります。

このため、県では、農林水産業振興計画に基づき、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化及び地産地消の推進など、各種施策・事業を総合的に推進しているところであります。

今後とも、市町村、関係団体等と連携し、食料自給率等の向上に向け総合的に諸施策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 本県農水産業の課題との関連で、カラス被害に係る対応についてお答えいたします。

野生に生息する鳥類は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により保護されておりますが、農作物に被害がある場合は市町村等が有害鳥獣として捕獲することができます。また、狩猟鳥獣に指定された鳥類は、狩猟により捕獲することもできます。

カラスについては、平成18年度に沖縄県内で4197羽が捕獲されています。そのうち、狩猟鳥獣としては2006羽、有害鳥獣としては国や県農林水産部の補助事業等の活用もあり、2191羽が捕獲されております。

県におきましては、近年、カラスによる被害が増加していることから、有害鳥獣捕獲において市町村等が捕獲することができる数量の規制緩和を検討しております。

また、昨年制定されました「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」では、県からの権限移譲により市町村みずからが被害防止のため、鳥獣の捕獲許可の権限を行使できることとなりました。

県としましては、権限移譲についても積極的に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 地域医療体制の整備についての、産婦人科医と小児科医師数についてにお答えいたします。

平成18年末の女性10万人当たりの産婦人科医師数は、鳥取県が60人で最も多く、本県は44人となっております。

小児10万人当たりの小児科医師数は、徳島県が295人で最も多く、本県は134人となっております。

続きまして、産婦人科医師及び小児科医師不足の実態についての認識についてにお答えいたします。関連しますので一括してお答えいたします。

本県の産婦人科医師数は全国平均を上回っておりますが、医師1人当たりの年間の分娩件数は128件で、全国平均の110件より多くなっています。

本県は、他都道府県に比較して出生率が高いことから、それに対応する産婦人科医師の確保を図っていく必要があると考えております。

また、小児科医師につきましては年々増加しておりますが、本県は15歳未満の人口割合が全国で一番高いことから、それに対応する小児科医師の確保を図っていく必要があると考えております。

続きまして、産婦人科医や小児科医を敬遠する背景及び地域医療のあり方等に関する政府への提言についてにお答えいたします。

産婦人科医師につきましては、深夜の出産など医師の肉体的・精神的負担が大きいこと、出産時の医療紛争がふえたことなどを背景に減少しております。

小児科につきましては、医師数は増加傾向にあるものの、小児の夜間救急の対応など、依然として過重労働の状況にあります。

研修制度や地域医療のあり方等につきましては、平成18年7月に全国知事会から、また平成19年5月に九州地方知事会から国に対して実効性のある対策の実施を要請したところであります。

続きまして、県の看護師確保対策についてにお答えいたします。

県におきましては、看護大学及び浦添看護学校で看護職の養成を推進するとともに、民間看護師養成所に対する運営費の助成及び設備整備補助などにより民間での看護職の養成を促進しているところであります。

また、看護学生に対する修学資金の貸与の実施やナースセンター事業を充実強化して看護師確保を図っております。

続きまして、県立浦添看護学校が県直営となった経

緯と、2年で民間移譲を検討することについてにお答えいたします。一括してお答えいたします。

県立浦添看護学校の管理運営については、これまで委託していた財団法人沖縄県医療福祉センターの解散に伴い指定管理者制度を検討しましたが、文部科学省から学校の管理運営を指定管理で行うことはできないとの指導を受けました。

このため、平成17年に策定した「沖縄県行財政改革プラン」においては、浦添看護学校を民間移譲することとし、移譲するまでの間、当面は県直営とすることとしたものであります。

続きまして、県立浦添看護学校について、県医師会等の存続要請や県議会の存続決議があるが、どのように認識しているかにお答えいたします。

これまでの県議会等からの要請や決議書を重く受けとめ、県立浦添看護学校の存続の趣旨としている看護師、助産師の養成及び2年課程通信制の導入等について庁内での検討を進めてまいりました。

看護師の養成につきましては、県内養成所等の入学定員が平成18年度の470名から平成21年度に250名増の720名になる状況や、民間でできることは民間でという基本姿勢のもとに浦添看護学校の民間移譲を進めております。

助産師の養成につきましては、本年4月に県立看護大学別科助産専攻を設置するとともに、現在業務に従事していない助産師に対して、産科診療所への就業促進を図ることを目的に、平成18年度から助産技術研修を実施しております。

2年課程通信制につきましては、他県の2民間養成所と連携して、平成20年度から県内においてスクーリングを実施し、受講者の負担軽減を図ることとしております。

続きまして、民間移譲後の運営形態及び養成課程と移譲先に対する条件についてにお答えいたします。

県立浦添看護学校の民間移譲先につきましては、今月下旬から公募を行うこととしております。

民間移譲後は、他の民間養成所と同様に営利を目的としない法人によって運営されることになります。

養成課程は、看護師3年課程と看護師2年課程となります。

また、移譲先に対しましては、現行の看護師2年課程及び設置予定の看護師3年課程を転校生として受け入れ、県立のカリキュラムを引き継ぐこと、地域の看護ニーズに対応することのできる看護職養成を目指すこと、中長期的に安定的な運営・経営が期待できることなどの条件を付すこととしております。

続きまして、ドクターヘリ導入事業の対象施設についてにお答えいたします。

本県が平成20年度に実施する予定の救急医療用ヘリコプター活用事業は、国のドクターヘリ導入促進事業の補助を受けて行うもので、救命救急センターにおいて運航することが補助の要件になっております。

続きまして、北部地区医師会のヘリコプター急患搬送に係る公的支援についてにお答えいたします。

平成20年度から実施する予定の救急医療用ヘリコプター活用事業においては、本島北部地区を初め沖縄本島全域及び周辺離島を対象としていることから、北部地区医師会病院が独自に実施しているヘリコプター搬送事業に対して財政的な支援を行うことは厳しいと考えております。

しかし、北部地区医師会病院への公的支援につきましては、今後研究させていただきたいと考えております。

北部地区医師会病院の新型・地域救命救急センターの指定とドクターヘリ事業の対象についてにお答えいたします。

救命救急センターの指定に当たっては国の承認が必要であり、北部地区医師会病院の指定の可否については現段階では言及できません。

なお、ドクターヘリ導入促進事業による国の補助は、各県とも1機分となっております。

続きまして、運航開始に向けた運航基本計画についてにお答えいたします。

救急医療用ヘリコプターの運航に当たっては、次年度におきまして国及び消防機関等から構成する運航調整委員会で具体的な運航体制について検討することとしております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 北部病院の産科診療の再開についての御質問にお答えします。

北部病院産婦人科については、平成19年12月10日付で2人の常勤医師を採用し、婦人科については、昨日の平成20年2月19日から週3日の外来診療を再開いたしました。

産科については、2人では24時間体制を要する救急患者の受け入れやハイリスク分娩等への対応が困難であることから、中部病院への搬送を継続しています。

北部病院において産科診療を再開するためには4人の医師の配置が必要であると考えており、あと2人の医師の確保に向けて努力しているところであります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 辻野ヒロ子君。

〔辻野ヒロ子君登壇〕

○辻野 ヒロ子君 こんにちは。

所感を述べながら代表質問を行います。

北谷町で起きた米兵による女子中学生暴行事件発生から10日経過しましたが、今なお、子を持つ母親として、ニュースが流れるたびに被害に遭った少女とその家族のことを思うと、もし自分の娘や孫であれば、私はどうしていたんだろうと、このことを考えると本当にやるせない気持ちと心が痛みます。女性の人権を踏みにじった卑劣な行為は絶対に許せないと強い憤りを感じます。

早速知事も福田総理や担当大臣、在日米大使らと会談し、さらには庁内で対策会議を設置するなど行動を起こしていただきました。県議会でもいち早く決議に基づき、先日、抗議行動を行っております。

今後とも、ぜひ県民が納得できる実効性のある再発防止策や綱紀粛正の方策など、被害者へのケアもしっかりとやっていただくことを強く訴えていきたいと思っております。

さて、去る2月13日の定例会初日に仲井真知事は、「平成20年度においても、完全失業率全国平均化や観光客1000万人などの政策目標の実現を目指し、現場主義をモットーに全力で取り組んでまいります。」と力強い表明がありました。私たち最大会派の自民党は、仲井真県政をしっかりとサポートし、県政の抱える山積する諸問題解決のためにともに汗を流す覚悟で頑張っていきたいと思っております。どうぞ知事を初め副知事、執行部の皆様、よろしく願いいたします。

また、私にとって1期目最後の議会で同僚議員の皆さんの御配慮で代表質問の機会を与えてくださったことに心から感謝を申し上げ、自民党の代表質問しんがりの質問者として精いっぱい頑張りますので、よろしく願いいたします。

まず、1、文化行政について。

文化振興計画の推進について。

文化は、人々の生活、生き方、考え方そのものの表現であると言われております。文化をいかに生活の中に根づかせて発展させていくか、いかにその地域の文化を育成・継承させていくかという段階になると行政の役割が出てきます。

その地域の人々が文化に触れ、親しみ、主体的に活動ができるような環境づくり、多彩な文化活動を支援する体制づくりが行政の仕事となるのだと考えます。

そこで、本県においても沖縄振興計画は文化の振興

を図るための施策を唱えており、分野別計画として沖縄県文化振興計画を策定しております。

本県の先人たちが築き上げてきた伝統文化・伝統芸能を守りながら県民のゆとりと豊かさのある生活の実現を図っていくことが文化の振興にとって必要となると考えます。このことを踏まえ、次の質問をいたします。

ア、本県特有の文化の振興と継承を図るため、県としての基本理念と基本施策について伺いたい。

イ、知事部局と教育庁でそれぞれ所管している文化行政について、本県特有の文化という観点から連携・協調はどのように行われているか伺いたい。

ウ、市町村が行う文化行政と県の文化行政との連携はどのようにとられているか。また、県の市町村に対する指導方針について伺いたい。

エ、文化のまちづくりという観点から、本県独自の文化と新たに開館した県立博物館・美術館をどのように活用していくか伺いたい。

2、教育問題について。

(1)、児童生徒の不登校と中途退学対策について。

文部科学省は、2006年度に病気や経済的な理由以外で学校を年間30日以上欠席した全国小中学生の不登校の実態を調査しております。これによると、不登校は5年ぶりに増加に転じ、12万6764人に達しており、特に中学生は全生徒の35人に1人が不登校という危機的結果となっております。

本県においても、不登校の状況は1999年度以降減少傾向を示していたようですが、2006年度から増加に転じ、2年連続増加との結果となっております。また、不登校問題にも増して重要な問題は、中途退学対策であります。

教育の基本は、学校生活が生徒一人一人がみずからの存在感や自己実現の喜びを実感できるような環境にあり、学校自体の指導体制が充実していることにあると考えます。しかし、現実には全国の学校で中途退学の問題が起きており、中途退学対策をいかに図るかが教育行政における大きな課題であります。

県教育庁においては、不登校問題や中途退学対策に取り組んでいるところでありますが、根本的な解決には学校だけではなく、家庭、地域社会、関係機関や団体等との緊密な連携が必要であります。

そこで伺います。

ア、平成18年度の小中校別不登校児童生徒数と全体的傾向、今後の課題について伺いたい。

イ、学校や関係者等の努力にもかかわらず、不登校が減らず、むしろ増加する傾向にある。その背景に何

があると考えているか伺いたい。

ウ、不登校になるきっかけや原因について、本県と全国との違いや特徴について伺いたい。

エ、いじめ問題と不登校との関係について、教育庁はどのように認識しているか。また、いじめが不登校につながる割合について伺いたい。

オ、学校において取り組んでいる中途退学問題について、指導体制の現状と指導内容及び指導上起こる問題・課題について伺いたい。

カ、本県における中途退学者について、全国平均との比較で過去3年間の退学率と退学の事由について伺いたい。

(2)、スポーツの振興について。

大人や子供、年齢に関係なく、それぞれの地域においてスポーツに親しみ、心身ともに健康で生き生きとした生活を送ることは、県民がひとしく願うものであります。そのためには、地域で楽しめるスポーツの拡大や学校におけるスポーツ活動の活性化と競技力向上のため、行政による支援や指導者の養成など、社会的協力が必要であります。

県においても、競技スポーツの振興やトップアスリートの育成強化、全国高等学校総合体育大会や各種大会の開催を図るなど、積極的に取り組んでおりますが、少子・高齢化が進行する中、高齢者に適応した生涯スポーツや青少年に夢を与えるスポーツを推進するには、行政が中心となり、地域、学校が連携した環境づくりが必要だと考えます。

そこで伺います。

ア、県が進めるスポーツ振興についての基本方針と重点的に取り組む施策について伺いたい。

イ、第2次沖縄県教育推進計画で、県民に夢と希望を与える競技スポーツを掲げているが、その中の主な施策・事業とその進捗状況について伺いたい。

ウ、少子・高齢化が進展する中で、高齢者や障害者に配慮した社会体育施設の整備が求められているが、県が具体的に進めている施策を伺いたい。

エ、平成22年度全国高等学校総合体育大会に向けた取り組み状況を伺いたい。

オ、平成22年度全国高等学校総合体育大会に向けた競技力向上対策について、現在の全般的な取り組み状況と県として重点的に取り組む競技があれば伺いたい。

(3)、教育環境の整備について。

近年、少子・高齢化の進行、国際化や情報化の進展により、教育を取り巻く環境も急速に変化してきており、このような変化に対応した人間形成が求められて

おります。

学校現場においては、みずから学ぶ意欲を育て、学力の向上を図り、豊かな表現力を持った児童生徒を育成することに力を入れた教育を行っておりますが、現状の教育環境においては、学校の先生の頑張りだけでは達成することは難しいというのが実態であります。現状が時代の変化に追いつかず、教育現場の不安や保護者の不満といった形で表面化しているのです。

教育庁で現在検討されている30人学級は、このような変化へ対応した教育の見直しの一環であると考え、早急な実現を願うものであります。

そこで伺います。

ア、県民の生涯にわたる学習活動を推進するため、県が取り組んでいる生涯学習についての基本的な考え方を伺いたい。

イ、県は、県民の学習ニーズにこたえる学習機会の拡充に取り組んでいるが、そのねらいと現状を伺いたい。

次に、30人学級については知事公約でもあり、ぜひ実現してほしいと考えております。

ウ、30人学級の実現に向けての現在の取り組み状況と、平成20年度の30人学級実現の見通しについて教育長の決意のほどを伺いたい。

エ、教育長は、珊瑚舎スコーレ夜間中学校を視察なさったようですが、どのような感想を持たれたのかお聞きしたい。

オ、珊瑚舎スコーレ夜間中学校の卒業認定等の要望について、戦後処理の一環として対応を検討すべきと思うが、教育長の踏み込んだ答弁をお聞きしたい。

3、観光振興について。

(1)、本県観光の課題について。

自立経済を目指す本県にとって、リーディング産業である観光関連産業の活性化は産業振興における最大の課題であります。このため、県は、本県を国際的海洋リゾート地として、国際的な観光地の形成を図ることにより、観光産業を県内他産業及び本県経済を牽引する中核産業として発展させるためさまざまな施策を展開しているところであります。

2007年の年間観光入域客数も第2次県観光振興計画に掲げる2007年の目標580万人を超え、6年連続過去最高を更新しており、本県の観光地としての地位は高まっており、2008年度も前年度目標値5.1%増の620万人とする「ビジットおきなわ計画（案）」を発表しています。

そこで、何より特筆すべきは、課題とされた外国からの観光客が前年に比べ約87%も増加し、今後への期

待がますます高まってくるのでありますが、しかしながら、全体に占める割合は約3%にすぎず、依然、外国人観光客は少ないのが現実であります。

さらに今後心配されることは、世界的原油高騰の影響による航空運賃の値上げであります。本県への観光はほとんどが航空機の利用であり、値上げは即本県観光を直撃します。県は、第3次沖縄県観光振興計画策定に当たって、外国人観光客の誘致目標を2次計画目標から下方修正したのも今後への心配があったからと思うのであります。

目標とする1000万人観光客誘致を達成するためには、国内観光客のさらなる増加を図るだけでは限界があり、外国人観光客の大幅な増加が不可欠であります。本県への航空運賃は他県に比べ現在でも高いと言われており、この意味でもこれ以上の高騰は外国人観光客の足をとめてしまうおそれがあります。

そこで伺います。

ア、2007年の年間入域観光客数は過去最高に達したようだが、その要因と今後の課題を伺いたい。

イ、外国観光客の占める比率と、中国、韓国及び台湾など東アジアからの割合を伺いたい。また、今後どのように推移するか、県の見通しを伺いたい。

ウ、航空会社の運賃値上げの動きがあるが、これは本県観光にとって大きな打撃となる。国内客、外国客にどの程度影響すると考えているか。また、県の対策を伺いたい。

エ、最終年次となる第3次沖縄県観光振興計画策定に当たっての基本的考え方と、観光客誘致目標の国内・国外別の設定数値の根拠を示してほしい。

オ、2008年度「ビジットおきなわ計画」における施策、項目及び目標設定の基本的考え方を伺いたい。

4、離島・過疎地域等の振興について。

本県の離島・過疎地域は、本土から遠く離れた地理的条件や離島の中の離島という不利性などから、医療・福祉を初め生活環境面での整備がおくれています。また、近年、目覚ましい発展を見せている情報通信に関しても未整備の状況にあり、これが若者の慢性的な流失に拍車をかけ、高齢化の進行による担い手不足の状況は改善されるには至っていないのであります。

本県は39に及ぶ有人島を抱えており、また先島地区には10万人を超える住民が生活をしていることから、それぞれの離島の状況に対応したきめ細かい効果的な対策を打ち出すのは難しい状況にあるというのが現状であります。

このような本県の離島の現状に対処するため、国に

においては「美ら島会議」を設置し、すべての離島に担当者を派遣するなどの離島活性化特別事業を実施しております。

県においても、新沖縄県離島振興計画を活用した活性化事業を推進しており、このたびは本島と先島地区との情報格差を解消するため、2011年の地上デジタル放送完全移行に対応して先島地区の地上デジタル化事業が予算化され、実現の運びとなりました。実現が難しいと思われた事業が知事の決断により、日の目を見ることができたことは県の離島振興の具体例の一つであり、高く評価するものであります。

そこで伺います。

(1)、離島活性化事業の推進について。

ア、内閣府が実施する離島活性化事業として、本県各有人離島ごとに担当者を派遣して地域住民等との意見交換を行う等の特別事業を推進しているが、これまでの実績と今後の計画について伺いたい。

イ、離島活性化支援事業として、これまで事業化された製品の市場評価を得るためのモデル販売を実施する計画があるようだが、これまで実施した事業と今後の可能性について伺いたい。

次に、離島の産業振興についてですが、昨年の台風の被害が大きかったため気になり、先日、製糖工場を訪ねましたが、かなり厳しい状況でした。

そこで、ウ、離島におけるさとうきび生産については、台風などの災害により単収が低下しており、安定的なさとうきび生産のための台風被害対策と支援について伺いたい。

先月の1月23日、知事が県水産海洋研究センター石垣支所等の視察をなさったり、水産業に深く関心を寄せておられることに大変うれしく思います。

そこで、エ、石垣市における民間流通・加工業の誘致が具体的に進められているが、八重山地区の水産業の振興を図る観点から県の支援について伺いたい。

オ、八重山は、肉用牛が農業産出額の6割余りを占め、さらに飼養頭数は県全体の42%と半数近くを占めるなど、県内でも有数の畜産王国を誇っているが、一昨年秋ごろから八重山地区の子牛価格、飼料などの高騰もあり大幅に下落しております。10%から14%ダウンしております。畜産業の振興を図るために県の支援・指導をお願いしたいが、県の見解を伺いたいと思います。

(2)、離島支援対策について。

ア、国土交通省は、原油価格の高騰などで経営状況が厳しい離島航路に対する補助制度の見直しを検討しているようであるが、本県で対象となる航路と現在の

補助状況はどうなっているのか伺いたい。

イ、離島住民の足であるJTA、RACを初めANAがそろってことし4月1日より運賃値上げを計画しているようだが、県としてどのような対策を講じるのか伺いたい。

ウ、西表島と波照間島間の海底送水施設整備事業について、沖縄振興特別措置法の期限内、平成23年までに事業完了できるよう県の支援と国への働きかけについて見解を伺いたい。

エ、竹富町の島々を結ぶ生活保全航路の整備について、県の支援と国への働きかけについて見解を伺いたい。

次の2点につきましては、本日最南端の与那国島から町長と町議団が傍聴に見えておりますので、特によい答弁をいただきたいと思います。

オ、与那国島祖納港の入り口が北向きのため、北風が吹くと港の中に潮周期の波が入り、フェリーやバス船等が年に夏場の数回程度しか入港できず、またバス船による砂、資材の積みおろしについても船体が大きく上下するため、大変な作業環境になります。ぜひ港湾関係事業の中間計画に盛り込まれるように、祖納港湾内の静穏度改善に向けた沖合防波堤整備について県と国の支援について伺いたい。

カ、政府が策定を検討している海洋基本計画に台湾との独自の交流を進めている与那国町などの国境離島の振興を明記するよう要請があるが、県の見解を伺いたい。

(3)、先島地区の民放テレビ放送デジタル化について。

2006年4月にNHK、12月1日にRBC、OTV、QABのデジタル放送が開始し、昨年12月には佐敷、今帰仁、久米島の中継局が開局し、県民の90%以上が高画質、高音質のデジタルテレビ放送を視聴できるようになっています。

先島地区においても、住民から早急に取り組んでほしいとの強い要望がある中で、ことし5月からNHKが宮古島の放送開始を始め、着実に進むものと期待しております。

そこで次の件について伺います。

ア、県は、先島地区地上デジタル放送の海底ケーブル等の伝送路について、19年度から特別調整費を活用して実証実験をしているようだが、進捗状況と20年度の取り組みはどうなっているか。

イ、平成20年度に新たに総務省のデジタル中継局整備支援制度ができるが、その内容と新たな支援制度を活用した先島地区のデジタル中継局をどう整備するの

か。

ウ、先島地区ではNHKを含め、いつごろからデジタル放送が視聴できるか。また、琉球朝日放送（QAB）に対する支援はどうなっているのか。

エ、南北大東村における地上デジタル放送への移行について、進捗状況を伺いたい。

5、雇用失業問題について。

県が発表した2007年の平均県内完全失業率は7.4%で、前年に比べ0.3ポイント改善し、最近10年間で最もよい結果となり、知事の公約どおり着々と進んでいくものと確信しております。

また、沖縄労働局が発表した2007年平均の有効求人倍率は0.42倍で、前年比0.04ポイント低下したとしておりますが、これについてハローワークでの求人受け付けの厳格化が影響したもので、実態としての求人は減っていないとの見方をしているようであります。

しかしながら、全国の平均は3.9%、10年ぶりに3%台に低下しており、本県が依然全国平均の倍近い失業率であることには変わりはありません。

失業率を改善するには、雇用環境を好転させ、企業の雇用吸収力を高めることが最良の方策であります。本県の産業構造は脆弱のままであり、昨今、経済の回復基調で観光産業を中心に雇用を拡大する企業もふえたとはいえ、現状では県内の就職口は限られているようであります。

本県の若者の県内志向が強いことも要因の一つと言われておりますが、失業率全国平均化を実現するという目標を達成するためには、県内産業の底上げと雇用環境の改善が必要であると考えます。このような観点から、行政、教育関係と企業の一層の連携が求められると思うのであります。

そこで伺います。

(1)、第3次分野別沖縄県職業安定計画（県素案）の目標と施策展開の基本方針の2次計画との違いを伺いたい。

(2)、若年労働者の雇用の促進やフリーター対策及びニートに対する雇用機会の創出について、第3次分野別沖縄県職業安定計画（県素案）での位置づけを伺いたい。

(3)、教育庁の調査によれば、ことし3月卒業予定の高校生の12月末時点での就職内定率は好調に推移しているとしている。その要因と教育庁の就職対策を伺いたい。

(4)、全国平均との比較と、今後一層の就職率アップを図る上での課題と問題点は何か伺いたい。

(5)、県内内定者に比べ、県外内定者は倍近くに達し

ている。県内就職をふやすための企業訪問などを含めた対策と今後の見通しを伺いたい。

(6)、本県の大学・短大生等は、本土に比べ就職活動を開始する時期が遅いと言われるが、実態を把握しているか。その要因に何があると考えているのか伺いたい。

6、産業の振興について。

(1)、県内企業の育成対策について。

本県における産業経済振興の柱は沖縄振興計画であります。経済の自立を図るには県内産業の競争力強化が不可欠であり、企業の経営体力の強化や育成・支援等、抜本的な対策が必要であります。同計画も2011年度には終了するのであります。現在の本県企業の約90%以上が中小零細企業という実態にあっては、県の構想にほど遠く、目標達成には至らないというのが現実であります。

この上、世界的な原油価格の高騰に伴うガソリンを初めとする燃料や原材料価格の上昇が経営体力が劣る本県中小企業にじかに影響し、経費の負担増に苦慮している状況にあります。足腰の弱い本県中小企業がこれ以上負担を続けるのは難しいと思われ、国や県による適切で効果的な対策が望まれます。

そこで伺います。

ア、改正都市計画法の施行により、大型商業施設等の郊外への立地を厳しく規制するなど、地域の中心街形成にも影響すると思われるが、県の施策にどのような影響が生じるのか伺いたい。

イ、原油価格の高騰により県内中小企業は大きな影響を受けている。県は関係機関と連携し適切に対応しているが、県内トラック運送業者などは負担増に耐え切れない状況である。具体的な対策は打ち出せないか伺いたい。

ウ、本県特産物、伝統工芸品等の海外販売の普及を図るためには、県内企業の海外進出も視野に入れた対策が必要と考えるが、県の考えを伺いたい。

エ、福建・沖縄友好会館への県内企業の入居・活用が低迷しているようだが、現在の状況と今後の活用計画について伺いたい。

オ、今後も活用不振が続けば、会館自体の中国側への売却や譲渡も考える必要があるとの指摘もあるが、県の認識を伺いたい。

7、食の安全対策について。

我が国農業は、国土の狭隘もあり、生産効率の面等からオーストラリアを初めとする農業大国との競争が激化し、最近では地球温暖化の影響もあり、バイオエネルギーの普及という新たな要素も加わり、厳しい状況

にあります。その上、近年は、国民の食生活の向上と相まって食の安全性が問題となっております。

このような状況の中で、中国の工場で製造され日本に輸入された冷凍ギョーザを食べ、下痢や嘔吐などの食中毒症状を訴え入院したとの報道が日本じゅうを駆けめぐりました。しかも、その3家族の食べ残しから有機燐系の殺虫剤が検出されたということで、国民の間に大変なショックを与えたのであります。

その後の調査で被害は全国的な広がりを見せており、体の不調を訴える人も続出しております。県内からも少なくとも20人以上の人が病院で診察を受けており、体調不良を訴えた人が100人近くもいることがわかっています。

この問題は、輸入食品に対する安全管理の重大さが改めて問われただけでなく、輸入元である企業のチェック体制や国の検疫所における水際防止対策の限界が表面化したのであります。

このように、我が国農業は国境の垣根を越えた農産物競争と食の安全性の確保という極めて国民生活に直結する2つの重要な問題を抱えており、政府としての早急なる対策が求められているのであります。

このような状況は本県農業も抱えている問題であり、農業振興における県政の重要課題であります。しかも、本県農業を取り巻く環境は、経済連携協定（EPA）が現実味を帯びていることもあり、ますます厳しさを増してきております。

しかも本県農業は零細農家が多く、農業担い手が減少傾向にあるという構造的問題や県外産地との競争の激化、農業従事者の高齢化等も急速に進んでおり、課題が山積している状況にあります。

このため、本県農業が生き残るためには、国内唯一の亜熱帯気候の特性を生かした本県特有の農業の振興と活性化を図り、安心・安全な農産物の生産を目指し、戦略的取り組みを進めることが必要であると考えるのであります。

そこで伺います。

(1)、中国から輸入された食品の安全性が問題視されているが、本県における安全管理体制は十分であるか。学校給食では問題はなかったか。また、県保健所がこれまで把握した健康被害の事例について伺いたい。

(2)、本県農産物の安全性を確立するための基本的考え方と具体的に実施する管理対策を伺いたい。

(3)、安心・安全な農産物の提供のためには地産地消の推進が必要と考えるが、県が進めている地産地消の取り組みのねらいとこれまでの実績について伺いた

い。

(4)、県が進める園芸品目の拠点産地の認定・育成について、そのねらいと実績を伺いたい。

(5)、拠点産地を形成することにより、安心・安全な農産物の安定的供給とおきなわブランドの確立にどのような効果があったか。

(6)、安心・安全な農産物を目指す観点から、地産地消や有機栽培だけでは県内の供給は賅えず、産地偽装や安全性が疑われる食品が入ってくることとなるとの指摘もあるが、県の認識を伺いたい。

8、新石垣空港建設について。

新石垣空港建設については、国の財政事情が厳しい中で新年度の予算内示で66億円余が計上されたことに知事を初め関係部局の皆様の御努力に心から感謝申し上げます。

今後とも、毎年度の予算確保、県の事業執行の万全の取り組み、空港ターミナルビルやアクセス道路などについても、市との連携、地元の協力体制の確立が重要だと考えますので、引き続きよろしく願いいたします。

そこで伺います。

(1)、用地取得、工事の進捗状況、開港までのスケジュールについて伺いたい。

(2)、地元業者への分離・分割優先発注について伺いたい。

(3)、新空港ターミナルビル建設・出資・運営について伺いたい。

この件につきましては、先日3市長と経済団体が知事へ要請をしております。地元主導の創意工夫を生かした先進的なターミナル経営実現のため運営主体を第三セクターにさせていただき、出資・運営についても県の格別の御支援を賜りたいと強く訴えておりますので、よろしくお願いいたします。

9、福祉関係について。

(1)、児童虐待防止対策について。

児童虐待が起きる背景には、親の育児に対する認識の低さや生活苦からくる家庭での養育力の低下、そして地域社会コミュニティの変化による助け合い・互助精神の後退等があると一般的に言われております。

児童虐待防止対策を効果的に行うためには、住民に身近な市町村が中心となり、関係機関や関係者等と連携を密にした虐待予防や対策支援を図るネットワークの構築が必要であると考えます。

このため、平成16年に児童福祉法の改正により、平成17年4月から市町村においても児童相談業務が義務づけられたことにより、全市町村において相談窓口が

設けられ、住民等からの通告や相談等に対応しております。

また、本県における児童虐待の特徴は、他県に比べ児童に対する身体的虐待は少なく、心理的虐待が高くなっていることや、虐待する親は実母より実父が多いという背景があるようであります。

虐待については、県や市町村による防止対策にもかかわらず年々増加の傾向にあり、また行政の権限だけでは限界があることから、県警との連携・協力体制の強化を図っているようであります。

今後は、県、市町村、県警及び地域と一体のもと、情報の共有化を図り、迅速かつ的確な対応を期待するものであります。

そこで伺います。

ア、虐待を行っていた家庭が転居した場合、児童の保護や虐待防止はどのように継続されるか。他県への転居の場合と県内での転居の場合について伺いたい。

イ、県内市町村において設置が進んでいる要保護児童対策地域協議会の法的位置づけと役割について伺いたい。

ウ、虐待が疑われる家庭で児童相談所の立ち入りを拒み、呼び出し等に応じない場合の対応で、児童相談所に与えられた権限について伺いたい。

エ、児童へのつきまとい行為や面会や通信制限に従わない保護者への対応について伺いたい。

(2)、待機児童解消について。

本県の公立・認可保育所については、入所を申し込んでも定員がいっぱいでなかなか入所ができないというのが現状であります。入所を待つ、空きを待つ児童、いわゆる待機児童は、県の対策が追いつかず、一向に減少していないというのが本県の現状であります。

平成19年4月1日現在、認可保育所数は363カ所で前年より10カ所ふえ、入所児童数も3万432人で前年より991人増加しており、保育所整備を進めてはおりますが、逆に待機児童数は1850人で前年より330人ふえているようであります。

本県には400カ所を超える認可外保育所があり、2万人近くの児童が入所していると言われております。このため、新たに認可保育所を設置しても認可外の園児が認可保育所に移行し、増設分の定員はすぐに埋まってしまい、待機児童数の減少にはつながらないと言われており、何より待機児童の抜本的な解消を図るには、潜在的待機児童の存在を考慮した対策が必要であると考えます。

また、認可外保育所を認可化して認可保育所をふや

そうにも保育の主体である市町村の財政状況もあり、思い切った対策ができないのが実情であります。

これまで述べましたように、本県においては認可外保育所の存在を無視しては保育行政は成り立ちません。保育所に通う児童の半数近くが認可外保育所を利用せざるを得ない現実があるからであります。

しかしながら、認可外保育所の多くは小規模経営という実態から厳しい経営状況にあり、認可保育所の児童と比べて保育環境に大きな差が出ているのであります。そこで、認可外保育所の父母等からは、児童への給食費の支援要請が寄せられております。

県においても、今回初めて予算措置をしたようであり、大いに評価するものであります。これを機に一層の対策を講じていただくようお願いするものであります。

そこで伺います。

ア、県の待機児童解消策の過去3年間の実績と、その間、待機児童はどの程度減少したか。

イ、認可外保育所認可化の過去3年間の実績と今後の認可化に向けての取り組み方針を伺いたい。

ウ、認可外保育所児童の処遇向上を図るための基本方針と具体的に実施している対策を伺いたい。

エ、知事は、認可外保育所への給食費助成を公約としているが、その取り組みの成果について伺いたい。

オ、認可外保育所の給食費支援対策として、無償支給による政府備蓄米の活用について県は情報を把握しているか伺いたい。

(3)、新型インフルエンザ対策について。

近年、世界的に流行の兆しを見せている鳥インフルエンザウイルスによる感染、いわゆる鳥から人への感染が広がりを見せております。感染は、中国やインドネシアを初めとする東南アジアにおいて多発しており、特にインドネシアでは2003年から119人が感染し、100人近くが死亡したということであります。

鳥インフルエンザの怖さは、ウイルスが変異して人から人へ感染する新型インフルエンザが発生することです。インドネシアでは、鳥インフルエンザが人から人へ感染し死亡した事例が数件報告されているようであります。

中国でもことしに入って類似のケースが確認され、世界に衝撃が走ったのでありますが、今のところウイルスの変異は見られないということで、ひとまず大規模な流行へのおそれは消えたのであります。しかし、専門家の間では、現在の状況から見て新型インフルエンザがいつ発生してもおかしくないというのが定説のようであります。

本県は、中国やインドネシアなど、東南アジアと地理的に隣接していることから危険地域であります。県としても、いつ起きても対応できるよう日ごろからの準備を進めておくことが必要だと考えます。

以上の観点から伺います。

ア、中国やインドネシアでは、高病原性鳥インフルエンザウイルスの人への感染事例による死者がふえ続けている。今のところウイルスの変異は見られず、大規模な感染は起きていないようだが、地理的に隣接する本県として防疫体制は万全か伺いたい。

イ、新型インフルエンザがいつ起きても不思議ではないと言われる中で、本県で発生した場合、被害の程度の推定を行っておれば伺いたい。

ウ、本県で新型インフルエンザが発生した場合に備え、県の行動計画はどうなっているか伺いたい。

エ、本県での発生に備え、治療用薬品等の備蓄状況は万全であるか伺いたい。

以上、質問要旨を述べましたが、知事を初め当局の皆さんの明確なる御答弁をいただければ再質問は取りやめたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（仲里利信君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 辻野ヒロ子議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、文化行政についての中で、県の文化振興の基本理念と基本施策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県の文化は、かつて琉球王国として、日本、中国、朝鮮、東南アジアの国々との交易・交流を通じて形成され、さらに戦後米国からの影響等も加わり、国際色豊かに発展をしております。

県では、こうして豊かに発展してきた文化の所産であります文化財の保護・継承や、県民の文化への志向に対応するため「沖縄県文化振興指針」を策定しております。

指針におきましては、施策を推進するに当たっての基本理念として、「沖縄文化の認識」、「人材の育成」、「文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境の整備」、「多様な文化芸術の保護及び発展」など9つの理念を掲げております。

これを受け、現在策定中の第3次沖縄県文化振興計画におきましては、基本施策として、新たな文化財の指定、県立博物館・美術館の活用、県立芸術大学における人材育成、沖縄国際アジア音楽祭の開催などを内容とする14の施策を立て、沖縄県文化の振興に取り組

んでいく考えてございます。

次に、観光振興に係る御質問の中で、観光客数過去最高の要因と今後の課題についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

2007年における入域観光客数は約587万人となり、過去最高を記録いたしております。

この主な要因といたしましては、沖縄観光に対する県外メディアの注目があり、沖縄人気が持続していること、航空会社の積極的な増便による輸送能力の拡大、旅行会社による重点的な沖縄キャンペーンの展開、そして定期クルーズ船の復活による外国人観光客の回復などが挙げられると考えております。

今後の課題といたしましては、原油高騰に起因する航空運賃の値上げや消費者物価の上昇に伴い、国民の旅行マインドの低下が懸念されていること、減少に転じた修学旅行客の拡充対策、外国人観光客の受け入れ体制の充実強化などが挙げられると思います。

県といたしましては、観光業界や関係機関との連携を強化し、受け入れ体制の整備を進めるとともに、官民一体となった戦略的なプロモーションを展開し、誘客拡大に努めてまいり所存でございます。

次に、離島・過疎地域等の振興の中で、先島地区の地上デジタル放送開始時期とQABに対する支援についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

先島地区の地上デジタル放送につきましては、NHK及び民放3社とも来年3月までに放送開始できるよう関係機関と連携をして取り組んでまいります。

なお、QABにつきましては、総務省の補助制度の対象外であることから、県単独補助により支援をしてまいり所存でございます。

次に、同じく離島・過疎地域等の振興の中で、祖納港の改善について申し上げます。

祖納港は、平成17年度までにマイナス5.5メートル岸壁や防波堤等の整備を完了しております。地元与那国町からはさらなる静穏度の改善の要望が出され、平成18年度に概略的な調査を行ったところであります。

今後、防波堤の設置位置や延長及び建設費用などの調査検討を行い、鋭意取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次に、雇用失業問題につきまして、沖縄県職業安定計画の2次計画と3次計画の目標と基本方針の違いについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

現在策定中の第3次沖縄県職業安定計画の目標と施策展開の基本方針につきましては、基本的に2次計画を引き継いでおります。

施策を推進するための目標となる指標のうち、高校

新規学卒者の就職率につきましては、平成18年度で平成23年度の目標値90%を達成したことから、目標値を95%に上方修正したいと考えております。

また、ワーク・ライフ・バランスを推進する指標として、沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度における認証企業数を新たに追加したいと考えております。

なお、3次計画では、企業、学校、家庭・地域などの基本的な役割を新たに明記しております。「みんなでグッジョブ運動」と連動して施策を集中的に実施することで計画の目標達成を図ることといたしております。

次に、同じく雇用失業問題の中で、第3次沖縄県職業安定計画における若年労働者の雇用の促進等についての御質問にお答えいたします。

3次計画では、若年労働者の雇用促進を重要な課題と位置づけ、きめ細かく取り組むことといたしております。

具体的には、沖縄県キャリアセンターにおいて職業観の育成から就職まで一貫した支援を引き続き実施するとともに、新たにジョブシャドウイングを実施するなど、教育機関、企業、地域と連携した取り組みを強化することといたしております。

また、フリーター対策としましても、若年者のトライアル雇用やデュアルシステム事業などを積極的に活用し、新たな雇用機会の創出を図ってまいりたいと考えております。

ニート対策としましては、若者自立塾や若者地域サポートステーションを活用することで常用雇用につなげる取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、第6番目の産業の振興についての中で、原油価格の高騰による中小企業対策についての御質問にお答えいたします。

県におきましては、原油価格高騰の影響を受け、国のセーフティーネット保証制度の対象として認定された中小企業者について、保証枠の拡大にあわせて割安な保証料及び低金利での融資を行っております。

平成20年度には、県の融資制度におきまして原油高騰対策支援資金の創設、並びに機械類貸与制度において損料補てん及び省エネルギー診断・助言の支援策を検討いたしているところでございます。

次に、7番目の食の安全対策についての御質問で、地産地消の取り組みについていかがかという趣旨の御質問にお答えいたします。

県では、県民に新鮮で安全・安心な県産農林水産物

を提供して沖縄の食材のよさを広くPRし、消費拡大を図ることといたしております。そのため、平成16年2月に「沖縄県地産地消推進県民会議」を設立し、地産地消の推進に取り組んでいるところでございます。

具体的な取り組みとしましては、第1に、「おきなわ花と食のフェスティバル」の開催、第2に、「ゴーヤーの日」や「マンゴーの日」などによる販売促進キャンペーンの実施、第3に、学校給食、ホテル及び飲食店等における利用の促進、第4に、食育推進ボランティアの活用による食農教育の推進、第5に、ファーマーズマーケットの設置及び量販店における県産食材コーナーの設置、第6に、沖縄健康料理メニューの開発及び普及などを実施いたしております。

今後とも、市町村及び関係団体等と連携し、積極的に地産地消を推進してまいりたいと考えております。

次に、新石垣空港に係る御質問で、用地取得、工事の進捗状況、スケジュール等についての御質問にお答えいたします。

まず、用地取得につきましては、平成18年度から空港予定地に土地を所有する地権者の方々と鋭意交渉を重ねてきたところであります。

平成20年1月末時点の取得状況は、事業全体面積約195ヘクタールに対し、取得面積で約167ヘクタール、取得率で約86%となっております。残り14%の共有地権者や一般地権者が保有する未契約用地につきましては、早期の取得に向けて引き続き地権者の方々と誠意を持って交渉を重ねていく考えであります。

しかしながら、用地交渉が難航することとも予想されることから、土地収用法の活用も視野に入れ、残りの用地を取得していく考えであります。

工事につきましては、平成19年度から本格的に用地造成工事を実施いたしており、平成20年3月末時点での全体工事費に対する進捗率は、工事費ベースで約20%を見込んでおり、おおむね順調に進捗していると考えております。

県といたしましては、平成20年度におきましても大規模な用地造成工事を実施するとともに、順次滑走路工事、照明工事、建築工事等を実施し、平成24年度末の供用開始に向けて鋭意整備を進めていく考えでございます。

同じく新石垣空港の関連で、地元業者への分離・分割発注についての御質問にお答えいたします。

工事の発注につきましては、これまで工事施工の経済性・効率性・安全性の確保等を総合的に勘案するとともに、地域の要請を踏まえ、可能な限り地元企業の活用を考慮した分離・分割発注を行ってきたところで

あります。

また、用地造成工事等の大規模な工事につきましては、適切なロット数で工区を設定し、地元企業が参画できる一般競争入札の特定建設工事共同企業体方式を採用しております。

県といたしましては、今後とも工事の発注につきましてはできるだけ地元企業が参画できるよう、分離・分割発注に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、9番目の福祉関係ですが、認可外保育施設への給食費助成に向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

認可外保育施設への給食費助成につきましては、厳しい財政状況の中で検討を重ねてまいりました。平成20年度から給食費として、これまでの牛乳代に加えまして新たに米代を助成したいと考え、所要の経費を当初予算に計上いたしております。

なお、このことにつきましては、国からも支援が得られないか関係省庁へ働きかけを行っており、今後とも引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、同じく福祉関係で、新型インフルエンザ対策行動計画についての御質問にお答えいたします。

県では、平成17年に新型インフルエンザ対策行動計画を策定いたしましたところですが、その後、感染症法が改正され、国の対応ガイドラインに基づきまして、平成19年12月に行動計画の改定を行ったところでございます。

行動計画では、新型インフルエンザの発生状況を6つの段階に分類し、それぞれの段階において、「医療」、「計画と連携」、「発生動向調査」、「予防と封じ込め」、「情報共有」の5つの主要項目に関する具体的な対策を策定しております。

新型インフルエンザが国内で発生した際は、県知事を対策本部長として関係機関と連携して、新型インフルエンザの封じ込めや蔓延防止に努めてまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等が答弁をいたします。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 文化行政の推進に当たって知事部局と教育委員会はどう連携・協調しているかという御質問にお答えいたします。

現在、文化行政については、主に文化財の保護や学校教育における文化活動などは教育委員会、広く県民

文化の振興に関することなどは知事部局と役割分担をしつつ取り組んでいるところでありますが、本県文化の振興に係る施策を総合的に推進するためには、知事部局と教育委員会の連携は不可欠なものであります。

例えば、沖縄の伝統芸能については、県の無形文化財としてその保存と継承に関する取り組みを教育委員会が担い、鑑賞機会の提供、若手実演家の育成に資する公演事業は知事部局が実施しております。また、知事部局所管の県芸術文化祭については、次年度から県立博物館・美術館において毎年秋に開催することにしております。

このように、事業の実施に当たって教育委員会と知事部局で緊密に連携して取り組んでいるところであり、今後とも引き続き連携を強化して本県文化の振興に取り組んでいく考えであります。

次に、文化行政における市町村と県との連携及び県の指導方針についてお答えいたします。

市町村は、住民に最も身近な行政組織として地域に密着した文化振興施策を推進しており、本県の文化振興にとって重要な役割を果たしております。

県では、各市町村の文化振興施策が円滑に推進できるよう、各種助成制度の説明や相互の意見、情報交換を行う連絡会議を開催するほか、県主催事業の実施に当たっては、関係市町村と共催で行うよう努めております。

県は、市町村の役割の重要性を踏まえ、その主体性を尊重し、全県的な文化振興施策を推進する広域的な視点に立って市町村と連携・協力を図り、県民の文化活動に資する環境づくりに努めているところであります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは文化行政についての御質問で、まちづくりと県立博物館・美術館についてお答えいたします。

県立博物館・美術館は、常設展や企画展等、通常の展示活動のほかには本県文化に関するさまざまなイベントを地域の皆様が気軽に参加できる形で実施しております。

その内容としましては、第一線の専門家による化石人類研究の講話から、芸術家による舞台パフォーマンスまで、本県文化の多様な側面を反映してバラエティーに富んだものとなっております。

博物館・美術館では、昨年11月の開館以来、講演会、シンポジウム、映画上映会、コンサート、舞台公

演など、50を超えるイベントを開催してまいりました。これらのほとんどは館の無料スペースで催されており、地域の方々にとりましては、気軽にいつでも立ち寄り、文化に親しむことができる場となっております。

県教育委員会といたしましては、博物館・美術館を本県の自然・歴史・芸術・文化に関する情報発信拠点として充実させるとともに、地域の方々が集い、文化に親しむ場としても発展させていくことでまちづくりに貢献していきたいと考えております。

次に、教育問題についての御質問で、不登校の傾向と課題についてお答えいたします。

平成18年度の本県の不登校児童生徒数を前年度と比較してみますと、小学校で330人、24人の増、中学校で1295人、36人の増、高等学校で1068人、269人の減となっております。また、1000人当たりの比率では、小中学校で全国平均を下回っており、高等学校では上回っております。

全体的傾向及び課題としましては、小学校においては、心理的・情緒的混乱による不登校が、中学校、高等学校においては、遊び・非行や無気力による不登校の割合が高いことが挙げられます。

次に、不登校の背景についてお答えいたします。

本県の不登校児童生徒数は小中学校で増加傾向にあります。

背景としましては、親と子の触れ合いの少なさなどの家庭の課題、夜型社会や他人の子供に無関心であるなどの地域社会の課題、規範意識の低さや基本的な生活習慣の未確立などの本人の課題、学校への不適応などの学校の課題等が挙げられます。

次に、不登校のきっかけ等についてお答えいたします。

本県における不登校のきっかけとしましては、極度の不安など本人の課題や家庭環境の課題があり、全国と同様に高い割合となっております。異なる点としましては、本県は学業不振、全国は友人関係をめぐる問題の割合が高くなっております。

県教育委員会といたしましては、スクールカウンセラーや巡回教育相談員の配置、「指導・支援カルテ」の活用などによる児童生徒理解を踏まえた指導・支援の充実が必要であると考えております。

特に、遊び・非行の不登校対策として、問題を抱える子どもの自立支援事業や警察と連携した「安全学習支援隊」などを実施するとともに、基本的な生活習慣の確立を図るための子どもの生活リズム形成支援事業を実施しているところであります。

今後とも、学校、家庭、地域、関係機関・団体が連携した「子どもの居場所づくり」を通して、児童生徒の不登校の未然防止及び健全育成に努めてまいります。

次に、いじめと不登校についてお答えいたします。

平成18年度の調査結果において、不登校児童生徒数におけるいじめがきっかけと考えられる割合は、小学校において本県は2.7%、全国は3.2%、中学校において本県は1.6%、全国は3.8%となっており、ともに全国平均を下回っております。

いじめは、児童生徒の心身に大きな影響を及ぼす深刻な問題であり、決して許されないことであります。

県教育委員会といたしましては、今後とも教師と児童生徒の日ごろの人間的な触れ合いを通して信頼関係を深め、広い視野からの児童生徒理解に努めるとともに、家庭や地域、関係機関・団体等とも連携し、いじめやいじめをきっかけとする不登校の未然防止や早期発見・早期対応に努めてまいります。

次に、本県の中途退学の現状及び対策等について一括してお答えいたします。

本県の県立高等学校の中途退学率は、平成16年度1.9%、平成17年度2.1%、平成18年度2.2%で全国平均とほぼ同率となっております。

また、中途退学の主な事由としましては、進路変更、学校生活・学業不適応、学業不振等であり、基本的な生活習慣の確立、基礎学力の向上、目的意識の高揚、中・高連携した進路指導の充実等が課題となっております。

そのため、各学校においては、校内中途退学対策委員会の設置や教育相談等の指導体制の強化を図り、生徒理解のための「指導・支援カルテ」の作成と活用、創意工夫したわかる授業の実施や生徒就学支援センターとの連携を強化するなどの取り組みを行っているところであります。

県教育委員会といたしましては、今後とも生徒が生き生きとした学習や生活ができるよう魅力ある教育活動を展開し、学校生活への適応を図り、中途退学者の減少に努めてまいりたいと考えております。

次に、スポーツ振興の基本方針及び施策についてお答えいたします。

スポーツは、心身の健全な発達に資するとともに、明るく豊かで活力に満ちた生きがいのある社会の形成に役立つものであります。このため、県民のだれもが、いつでも、どこでも、スポーツに親しむ生涯スポーツ社会の実現を図ることは極めて重要であります。

また、本県選手が全国大会や国際大会等で活躍することは、県民のスポーツへの関心を高め、夢や感動を与え、青少年の健全育成にも大きく貢献するものであります。

県教育委員会では、具体的な施策として、スポーツ指導者の養成、総合型地域スポーツクラブの創設・育成、沖縄県スポーツ・レクリエーション祭の開催及び国民体育大会への選手派遣等を行っております。さらに、平成22年度に本県で開催される全国高校総体に向けた競技力向上対策並びに施設整備を推進してまいります。

今後とも、市町村を初め関係機関・団体と連携して、スポーツ振興施策を推進してまいります。

次に、競技スポーツの主な施策・事業とその進捗状況についてお答えいたします。

スポーツ活動の一層の普及・振興及び県民の活力の高揚を図るため、競技力向上対策を推進しております。現在、財団法人沖縄県体育協会と連携し、国民体育大会等への選手派遣、スポーツ団体の育成、指導者の養成、トップアスリートの育成強化等の事業を推進しております。

近年、本県の国民体育大会の総合成績は、目標の30位台前半に対して30位台後半から40位台前半を推移しておりますが、ウエートリフティングやバレーボール、なぎなた等の競技においては全国制覇をなし遂げております。また、世界選手権大会での空手道女子団体型やジュニアゴルフの優勝、アジア競技大会におけるボウリング競技の上位入賞など、本県トップアスリートの活躍は県民に大きな夢と感動を与えております。

今後とも、重点競技を中心とした県内外の強化合宿、県外チーム及びコーチの招聘を行うとともに、選手強化の基盤となるジュニアからの一貫指導体制の整備を図りながら、関係機関・団体と連携して競技力向上対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者や障害者に配慮した社会体育施設の整備についてお答えいたします。

本格的な高齢社会の到来を迎えて、高齢者や障害者を初めすべての人々が安心して生活し、社会に参加することができる地域社会を実現することが求められております。

そのような中、社会体育施設については、ハートビル法や「沖縄県福祉のまちづくり条例」等の規定に基づき、高齢者や障害者に配慮した施設整備を行っております。

奥武山総合運動場の県立武道館はバリアフリー化が

なされております。また、今年度中に着工予定の奥武山水泳プールについては、障害者等が利用しやすいようにエレベーターや多目的トイレなどを設置するとともに、プール内にもスロープを設けるなど、だれもがひとしく自由楽しめる施設としております。

県教育委員会としましては、今後とも高齢者や障害者に配慮した施設整備を行うとともに、市町村の社会体育施設のバリアフリー化についても促進してまいりたいと考えております。

次に、平成22年度全国高等学校総合体育大会に向けた取り組みについてお答えいたします。

県においては、平成18年9月に県内各界の代表から成る沖縄県準備委員会を設立するとともに、平成19年4月には教育庁内に「全国高校総体推進課」を設置し、諸準備に取り組んでいるところであります。これまでに競技会場地市町村、開催基本方針、大会期間、大会愛称等を決定したところであります。

平成20年度には県準備委員会を知事を会長とする実行委員会へ拡充強化するとともに、会場地市町村実行委員会の設立を促進し、各競技日程や競技会場を決定するほか、種目別リハーサル大会を開催してまいります。

また、施設についても、主会場となる県総合運動公園陸上競技場等を整備し、平成22年度の本大会に向け万全を期してまいりたいと考えております。

次に、全国高校総体に向けた競技力向上対策についてお答えいたします。

平成22年度に開催される全国高校総体に向けて選手の育成強化等を図ることは大会成功の大きなかぎであり、極めて重要なことと考えております。

県教育委員会においては、平成16年度に競技力向上対策事業年次計画を策定し、小学生スポーツ教室、中学生強化練習会や指導者養成事業等に取り組んでまいりました。

平成19年度は、開催年度に主力となる中学3年生を中心に県外合宿を実施するなど、選手の育成強化に努めております。平成20年度には、それらの生徒が高校へ入学してくることから、強化校として39校109部を指定し、さらなる選手強化策を推進してまいります。

今後とも、ウエートリフティング、ハンドボール、なぎなた競技を初め、多くの種目の全国優勝を目指し、競技力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本県生涯学習の基本的な考え方についてお答えいたします。

生涯学習は、県民一人一人に生きる喜びや感動をも

たらし、心の豊かさはぐくみ、生きがいをつくるものであります。

本県では、平成14年度から平成23年度までの第2次沖縄県生涯学習推進計画を定め、同計画に基づき、県民がいつでも、どこでも必要な学習が可能となるような生涯学習推進体制・基盤の整備を図っております。

また、市町村や大学等の高等教育機関、民間教育事業者などと連携した生涯学習ネットワークづくりを促進し、高度情報通信技術を活用した生涯学習機会の拡充を図っております。さらに、学んだ成果が社会で適切に生かせるような体制の整備を進めております。

次に、県民の学習機会の拡充とそのねらいや現状についてお答えいたします。

県教育委員会は、県民の自主的な学習活動を支援するため、生涯学習に関する業務を集中的・総合的に行う生涯学習推進センターを平成16年4月に開設しました。

推進センターは、講座を企画し、県民に広く学習機会を提供するおきなわ県民カレッジと国、県、市町村が持っている生涯学習情報をインターネットを通して広く県民へ提供する生涯学習情報提供システムの2つの機能を備えております。

その成果としましては、県民カレッジの講座数は平成18年度の487講座から、平成19年度は1月末現在で1226講座にふえております。

また、生涯学習情報提供システムへのアクセス数は平成18年度の1万3767件から、平成19年度は1月末現在で1万5452件に増加しており、県民の生涯学習に関する関心の高まりがうかがえます。

今後とも、県民の学習支援に努めながら、情報提供の充実や利用しやすい環境の整備を図っていききたいと考えております。

次に、30人学級の取り組み状況と見通しについてお答えいたします。

本県では、平成14年度から小学校1年生、平成16年度には2年生へ拡大し、低学年において一律35人学級編制を実施してまいりました。現在、30人学級制度設計検討委員会で実務的な作業を進めているところでありますが、平成20年度における30人学級編制の実施につきましては、施設状況等を踏まえながら小学校1年生で導入をしていきたいと考えております。

次に、珊瑚舎スコールを参観しての感想についてお答えいたします。

戦中戦後の混乱期に義務教育を受けることができなかった方々の学んでいる様子を参観するために、去る1月25日に珊瑚舎スコールを訪問いたしました。

御高齢の方々が向学心に燃え、一生懸命に勉強をしている真摯な態度や、高齢者同士が学び合い、楽しく授業に参加している姿勢に胸を打たれました。また、講師の熱心な指導やその補助に当たっている大学生が高齢者の個別指導を行うなど、多くの方の支援のもとに授業が展開されており、深く感銘を受けました。

戦中戦後の混乱期の中で義務教育を受けることができなかった方に対し、学ぶ機会を提供することの大切さを改めて認識したところであります。

次に、卒業認定についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、これまで戦中戦後の混乱期に小中学校で学ぶことができず、珊瑚舎スコールで3年間学び続けた方々に対して、戦後処理の一環として卒業証書を授与するとともに、高等学校に進学を希望する方に対しては、受験できる配慮を行ってまいりました。

現在、卒業認定につきましては、市町村教育委員会 で学齢簿に準じたものをつくり、公立中学校に籍を置いて学べるかどうかや、卒業認定の条件などを市町村教育長協会と具体的に意見交換をしているところであり、卒業認定ができる方向での検討を行っていききたいと考えております。

次に、雇用失業問題についての御質問で、新規高卒予定者の就職内定状況と対策についてお答えいたします。

県立高等学校卒業予定者の12月末現在の就職内定率は52.6%で、過去最高となった前年度同期を0.2ポイント上回っております。

その要因としましては、各学校における面接指導の徹底や積極的な職場開拓、インターンシップやビジネスマナー講座の実施などがあります。

また、県教育委員会によるジョブアドバイザーの配置、県外求人開拓及び定着指導事業等も大きな要因だと考えます。

県教育委員会としましては、県外就職の促進、県内外企業の求人開拓及びキャリア教育の推進等により高校生の就職内定率の向上に努めてまいります。

次に、全国平均との比較と課題等についてお答えいたします。

文部科学省の調査によりますと、本県の高等学校卒業予定者の12月末現在の就職内定率は52.5%、全国平均は83.8%となっております。

就職内定率向上のための課題等としましては、県外就職の促進や進路の早期決定、望ましい職業観・勤労観の育成のほか、高卒者に対する県内求人の減少、県外企業と比べて県内企業の求人が遅いことなど

があります。

次に、県内就職をふやすための対策等についてお答えいたします。

県立高等学校卒業予定者の12月末現在における県内就職希望者の内定率は39.5%、県外就職希望者の内定率は75.3%となっており、県内の職場開拓が課題であると認識しております。

県内就職をふやすための対策としましては、沖縄労働局や県観光商工部等と連携し、県内求人開拓や企業合同説明会及び面接会の実施、経営者団体への雇用確保の要請を行っております。

また、各学校においては、インターンシップの実施や生徒の希望する企業への求人要請などを行っております。

県教育委員会といたしましては、今後とも学校や企業、関係機関等と連携強化を図り、県内雇用の場の拡大に努めてまいります。

次に、食の安全対策についての御質問で、学校給食における中国産食品の安全対策についてお答えいたします。

県内の学校給食において、河北省天洋食品工場が製造したギョーザを含むすべての製品90品目の使用状況について調査したところ、市町村及び関係県立学校から使用したとの報告は一件もありませんでした。

学校給食における食材の購入に当たっては、国の「学校給食衛生管理の基準」に基づき、内容表示や消費期限、鮮度、産地等を確認するとともに、製造業者などが明らかでない食品は使用しないなどの対応を行っております。

また、外国産の牛肉や野菜等の輸入食材については、国の農薬検査を初め、九州地区学校給食会における抜き取り検査、県学校給食会での細菌検査等を随時行っており、安全性が確認されたものを使用しております。

県教育委員会といたしましては、今後とも市町村や関係機関等と連携し、安全で安心な学校給食の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 観光振興に関する御質問の中で、外国客の割合と今後の見通しについてお答えします。

2007年における入域観光客全体に占める外国人観光客の割合は3.0%となっております。

また、外国人観光客に占める国・地域別の割合は、

台湾が56.1%、韓国が9.3%、香港が7.0%、中国が3.6%となっており、東アジア地域全体では約76%と推計しております。

今後の見通しにつきましては、東アジア地域は旅行市場としてのポテンシャルが高いと言われており、沖縄観光にとりましても有望な市場となると考えております。

県といたしましては、20年度に実施予定の国際観光地プロモーションモデル事業において、東アジア地域の市場動向を見きわめ、本県の観光資源を有効に活用した効果的なプロモーション戦略を構築していきたいと考えております。これらの展開により、観光客全体に占める外国人観光客の比重を高めていきたいと考えております。

次に、航空運賃値上げの観光への影響とその対策についてお答えします。

近年の規制緩和に伴い、航空運賃の低減化が進んできたことが沖縄を訪れる観光客が好調に増加してきた要因の一つと考えております。

現在、航空運賃については、各種の割引運賃を中心に需要動向等に応じ航空会社の自由な裁量で料金設定が可能となっており、今回の普通運賃の値上げが観光にどの程度影響するか、現時点では明らかではありません。

しかしながら、国内客の99.4%が航空機利用となっていること、また原油価格の高騰に伴い消費者物価も上昇していることから、国民の旅行マインドが低下するおそれがあり、沖縄観光への影響が懸念されます。

県といたしましては、今後の観光客の動向を注意深く見守りながら、観光業界や関係機関との連携を密にし、状況の変化に応じ的確な対応策を検討していきたいと考えております。

次に、観光振興計画策定の基本的考え方と観光客目標の設定根拠についてお答えします。

現在策定中の第3次沖縄県観光振興計画の基本的な考え方は、自立型経済社会の構築実現に向け、通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成に取り組むとともに、将来の年間観光客1000万人を目指し、飛躍に向けた基盤づくりを着実に進めることを課題の一つとして、ハード・ソフト両面の施策の一元的・重点的な展開を図ることとあります。

観光客目標の設定根拠については、まず那覇空港の発着回数等空港能力を考慮し、オフシーズン対策の強化や、クルーズ船等の海路による誘客の強化等により観光客数の目標を720万人と設定したところであります。

その内訳としては、近年の本県観光の動向等を勘案し、国内客690万人、外国人客30万人と設定しております。しかしながら、今後の海外の旅行市場の成長可能性や本県観光における国際観光振興の重要性から、外国人客の比重を高めていく方向で再検討を行っているところであります。

次に、平成20年度「ビジットおきなわ計画」についてお答えします。

「ビジットおきなわ計画」は、観光客1000万人の誘致を目指し、今後1年間で重点的に誘客に取り組むマーケット等を設定し、実効的な施策展開を定めた年間の誘客行動計画であります。

この目標の設定に当たっては、観光の動向等を勘案しつつ、成長可能性の高い分野に重点的な施策展開を図ることとし、平成20年度の目標数値を入域観光客数620万人、うち外国人観光客数22万人、観光収入4770億円、観光客1人当たり県内消費額7万7000円と設定いたしました。

誘客計画の重点項目は、外国人観光客の誘客促進、インセンティブツアーなどのMICEの誘致促進、ロングステイツーリズム、エコツーリズム等のニューツーリズムの推進、リゾートウェディングの推進を掲げております。

具体的な誘客施策の展開に当たっては、観光関連業界との連携を密にし、より効果の高い事業展開を図っていきたいと考えております。

次に、雇用失業問題の御質問の中で、就職活動時期が本土に比べて遅い要因についてお答えします。

全国の大学3年生を対象とした民間の就職活動調査によりますと、大学3年次の11月までには9割を超える学生が就職活動を開始しております。

一方、県が実施した県内大学生を対象とした調査によりますと、同時期において就職活動を始めているものは約4割となっております。

本県学生の就職活動の開始時期が遅い要因としては、学生の県内志向、公務員志向、進路決定の遅さなどが考えられます。また、県内企業は比較的事業規模が小さな企業が多く、新規学卒者の採用人数が少ないことや、欠員補充型の中途採用が多いことから、県外企業と比べて採用計画の策定や求人が遅くなる傾向があります。

これらの状況を改善するため、学生等若年者に対しては、沖縄県キャリアセンターにおいて就職活動セミナーや大学でのキャリア講義等を行い、就職活動の早期取り組みを促しております。

経済団体及び企業に対しては、沖縄労働局、沖縄総

合事務局等の関係機関と連携し、早期の採用計画の策定と求人枠の拡大について要請を行っております。

次に、産業振興の御質問の中で、改正都市計画法の施行による県の施策への影響についてお答えします。

国においては、さまざまな都市機能がコンパクトに集積した都市構造の実現を目的に都市計画法を改正し、昨年、全面施行したところであります。これにより、今後は郊外への大規模集客施設の立地制限が強化され、あわせて中心市街地へ商業施設を含めたさまざまな都市機能の集積が図られることから、中心市街地活性化法の改正と相まって、集約拠点としてふさわしい中心市街地の形成や商店街の活性化が促進されるものと期待しております。

県としましては、市町村や商店街に対し、都市計画法などまちづくり三法の見直し後の新たな制度のもと、中心市街地活性化基本計画の作成や商店街の活性化に関する指導助言を行うほか、引き続き商業関係者の合意形成や商店街の組織強化の支援など、地域の実情に応じた施策を講じていきたいと考えております。

次に、沖縄県産品の海外販売普及のための対策についてお答えします。

沖縄県産品の海外展開促進を図るため、これまで県はジェトロ沖縄貿易情報センターや株式会社沖縄県物産公社等と連携し、海外市場の情報収集及び提供に努めてきたほか、海外物産展・見本市への県内企業の出展を支援してきました。

また、海外市場への効果的な参入を図るため、平成18年度から県産品海外展開戦略構築事業としてマーケティング調査に取り組んでおり、今年度中には県内企業が海外展開する上での指針となる戦略を取りまとめることとしております。

平成20年度はその戦略を踏まえ、県産品海外販路拡大ネットワーク構築支援事業を実施し、香港の流通業界での実地研修を含めた人材育成に取り組むとともに、県内企業の海外プロモーション活動を積極的に支援することとしております。

次に、福建・沖縄友好会館の現状と今後の活用計画についてお答えします。

福建・沖縄友好会館は、福建省と沖縄県の文化交流や企業活動の拠点として設置され、沖縄県は1階の一部及び4階から7階の永久使用権を有し、1階部分を物産観光展示コーナー、4階から7階を産業振興公社福州事務所、福建沖縄友好歴史展覧館及び企業の入居スペースとしております。そのうち、県内企業等の事業展開のための入居スペースには、全21室中、現在1社2室が活用されており、非常に厳しい状況にあります。

す。

このため、県では、有効活用の観点から、7階の一部を福建省に賃貸しておりますが、さらに未活用スペースを使用させることを検討するとともに、企業への募集案内を行う等、引き続き有効活用を図ってまいります。

次に、福建・沖縄友好会館の売却・譲渡についてお答えします。

福建・沖縄友好会館は、協定により福建省が所有権を有し、沖縄県はその一部について永久使用権を有しており、県のみ判断で使用権を売却・譲渡することは困難と考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 離島・過疎地域等の振興についての御質問で、離島活性化事業の実績と今後の計画についてお答えいたします。

内閣府においては、厳しい環境にある本県離島の状況を踏まえ、離島地域の活性化を図るため平成16年5月に「離島活性化調査検討会議」、通称「美ら島会議」でございますけれども設置いたしました。

同会議では島ごとの担当者を設け、実際に島を訪問して離島の現状を把握するとともに、地元住民との意見交換も実施してきたところであります。この意見交換を通して、地元のアイデアを生かした離島活性化策に取り組み、平成17年度には専門家派遣事業や「一島一物語」事業などの沖縄離島活性化特別事業が創設され、地域資源を活用した離島の活性化に取り組んでまいりました。

また、平成19年度には沖縄離島振興特別対策事業により、4町村において特産品加工施設整備を実施しております。さらに、平成20年度には新たに自然・伝統文化を生かした交流促進事業などの実施を予定しております。

県としましては、引き続き内閣府と連携を図りながら、離島地域の活性化のための諸施策を推進していきたいと考えております。

同じく離島活性化支援事業の実績と今後の可能性についてお答えいたします。

県は、離島地域の活性化を図るため内閣府と連携し、平成17年度から各島の地域資源を生かして活性化を図る、いわゆる「一島一物語」事業に対する支援を行っております。

同事業は、これまで15の離島市町村において取り組まれてきており、伊是名村の村民劇「史劇尚円王」公

演の成功や石垣島パイヤを使った石垣市の新たな特産品「赤のティラミス」の開発・商品化など、事業を実施した各島において徐々にその成果があらわれているところであります。

今後は、これまでの成果を踏まえ、商品化された新たな特産品の情報発信等により販売促進が図られるなど、離島地域の活性化につながることを期待されます。

なお、本日から26日まで、銀座わしたショップにおいて「一島一物語フェア」として、本県離島の特産品のモデル販売を実施し、本土の消費者へPRしていくこととしております。

同じく離島・過疎地域等の振興で、離島航路補助の現状についてお答えいたします。

離島航路補助事業は、離島航路の維持確保を図るため、国及び関係市町村と協調して離島航路事業者に対し、その運営により生じた欠損額を補てんするものであります。

本県における補助対象航路は14航路であり、今年度は赤字航路である13航路・13事業者に対して国が約4億円、県が約3億2000万円、市町村が約1億円の補てんを行っております。

航空運賃値上げに対する県の対応策についての御質問にお答えいたします。

航空各社は、燃料価格高騰を理由に普通運賃及びそれに連動する運賃を4月から一律約9%の値上げを国に届け出ております。

しかしながら、JTA及びRACでは、離島住民割引運賃の現行価格を据え置くなど離島住民の生活に配慮した結果、全路線の平均値上げ率は1.6%となっております。

県としましては、航空機燃料税及び空港使用料等の軽減措置の延長や航空路に対する補助制度の拡充を引き続き国に要請するとともに、県民の利用しやすい運賃価格となるよう航空会社に対し協力を求めるなど、航空運賃の低減化に努めてまいります。

次に、与那国町が取り組んでいる海洋基本計画への国境離島振興の明記についての御質問にお答えいたします。

海洋基本法では、海洋の開発及び利用と海洋環境の保全と調和、海洋の安全の確保、海洋の総合的管理など6つの基本理念が定められており、海洋基本計画は同法に基づき国が策定するものであります。

また、国は排他的経済水域の確保など、国益の観点から昨年12月に公表した国土形成計画の原案に「国境離島を含む離島の振興にも積極的に取り組む必要があ

る」との文言を盛り込んでおります。

海洋基本計画に対し与那国町が提案した国境離島の保全と振興の意見については、こうした観点からも大いに賛同できるものであり、同計画においても盛り込まれることが重要であると考えております。

次に、海底光ケーブルに関する実証実験の進捗状況と平成20年度の取り組みについての御質問にお答えいたします。

先島地区において地上デジタル放送を行うには、海底光ケーブルとそれに接続する地上回線の改修整備及び中継局の整備を行う必要があります。

海底光ケーブル等の改修整備については、特別調整費を活用し、平成19年度から平成20年度にかけて実施する予定であります。

平成19年度においては、地上デジタル放送用信号の正常伝送確認、伝送品質の確認、故障時の切りかえ確認等の実証実験を実施しているところであります。

平成20年度は、実証実験結果をもとに海底光ケーブル伝送装置及びそれに接続する地上回線の構築を行う予定であります。

同じく新たな支援制度と先島地区のデジタル中継局の整備についての御質問にお答えいたします。

地上デジタル放送の中継局整備については、総務省の平成20年度予算において、無線システム普及支援事業の中に新たに補助制度が創設されたところであります。

その内容は、市町村、第三セクターに加え都道府県、公益法人も事業主体となることができ、さらに補助率も平成19年度の3分の1から2分の1にかさ上げされております。

県としましては、中継局整備は放送事業者の自助努力が基本であること、県と公益法人の補助率が同率であることなどから、先島地区の中継局整備については放送事業者等から成る公益法人が事業主体となるよう調整しているところであります。

南北大東地区の地上デジタル放送への移行についての御質問にお答えいたします。

南北大東地区のテレビ放送については、現在、東京都が小笠原諸島向けに衛星を使用して放送している番組を南大東島で受信し放送しているところです。

県では、同地区の地上デジタル放送移行に向け、今年度、伝送手段、既存施設の活用等について調査を実施しております。

一方、国は、アナログ放送終了までに地上デジタル放送が受信できない地域に対し、暫定・緊急避難的措置として、東京キー局の番組を衛星により再送信する

セーフティーネットについて検討を始めております。

県としては、引き続き国、東京都の動向、情報通信技術の進展も勘案し、関係機関と連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子君登壇〕

○農林水産部長（護得久友子君） それでは離島・過疎地域等の振興についての御質問で、離島におけるさとうきびの安定的生産についてにお答えいたします。

本県は台風の常襲地帯であり、強風や潮害によるさとうきび等への被害が大きく、安定的な生産を図る上で被害軽減は大きな課題となっています。特に、離島におけるさとうきびは他作物への代替が困難な地域で生産されていることや、製糖を通じて雇用機会を確保するなど、極めて重要な作物となっています。

県としては、さとうきびの安定的な生産を図るため、地下ダム及びため池等の農業用水源の確保やかんがい施設、圃場整備、防風・防潮林等の基盤整備の推進、品質や生産性の向上に向けた早期高糖性及び耐風性にすぐれた新品種の育成・普及、「防風林の日」関連行事による防風林の重要性の普及啓発活動、組合員等別危険段階共済掛金率の導入等畑作物共済の加入促進など、諸施策を総合的に推進しているところであります。

今後とも、市町村、J A、製糖工場等関係団体と連携し、さとうきびの安定的な生産に努めてまいります。

同じく離島・過疎地域の振興についての、八重山地域の水産業への支援についてにお答えいたします。

石垣市における民間流通・加工業者の誘致については、関係者間の合意形成も進み、年内にモズク加工施設と冷凍・冷蔵施設が整備される予定であります。

県としても、八重山地域の水産業振興を図る観点から、石垣市、竹富町、八重山漁業協同組合と連携し、地元の意向を踏まえて支援してまいりたいと考えております。

同じく離島・過疎地域の振興についての、畜産振興を図るための県の支援・指導についてにお答えいたします。

八重山地域の肉用牛は、草地開発等飼料基盤の整備や改良・増殖が積極的に推進され、肉用牛の産出額は71億1000万円で、農業全体の59%を占めております。

肉用子牛価格については、平成18年度が45万円で過去最高の取引価格でありましたが、平成19年度は43万円の取引価格となっており、配合飼料価格や生産資材

の高騰による肥育農家の経営不安等が要因と考えられます。

県といたしましては、肉用牛の振興を図るため、草地基盤の整備を初め家畜ふん尿処理施設の整備、優良種畜の導入、生産性の高い種雄牛の造成、価格安定対策などを総合的に推進しているところであります。

次に、食の安全対策についての御質問で、農産物の安全・安心の取り組みについてにお答えいたします。

近年、食の安全・安心に対する消費者の関心が高まっており、そのため農薬の適正使用等の周知徹底及び環境保全型農業の推進を図ることが重要と考えております。

農薬の使用については、市町村及び出荷団体と連携し、生産者に対して適正な使用及び飛散防止対策、記帳の指導を行っております。また、農薬販売者に対しても立入検査・指導を実施しております。さらに、J Aおきなわと連携し、農産物の出荷前自主検査及びトレサビリティの推進に取り組んでおります。

B S E 対策については、国産牛肉について全頭検査の実施、特定危険部位の除去など、安全で安心な牛肉を提供するための対策を講じているところであります。

食品表示については、小売店等を対象とした巡回指導の実施、食品表示110番の設置及び食品表示ウォッチャーの配置など、監視体制の強化に取り組んでおります。

環境保全型農業を推進するため、農薬や化学肥料を削減したエコファーマーの認定及び特別栽培農産物の認証を実施しております。

今後とも、消費者に安全で安心な農産物を供給するため各種施策を実施してまいります。

同じく食の安全対策についての御質問で、園芸品目の拠点産地の形成と効果については、関連しますので一括してお答えいたします。

県においては、市場競争力の強化により生産拡大が期待されるゴーヤー、マンゴー、菊などを戦略品目として位置づけ、定時・定量・定品質で生産供給できる拠点産地の形成を促進し、おきなわブランドの確立に努めているところであります。

現在、ゴーヤー、オクラなどの野菜で21地区、菊、ジンジャーなどの花卉で15地区、マンゴー、パイナップルなどの果樹で13地区、園芸品目全体では49地区の拠点産地を認定しております。

主要品目の生産量について平成10年度と平成18年度で比較すると、ゴーヤーが30%、マンゴーが135%、菊が10%の増加となっております。

また、拠点産地を中心に農薬等の出荷前検査やトレサビリティの推進、エコファーマー及び特別栽培農産物の認証等に積極的な取り組みがなされるなど、環境保全型農業が進展しております。

今後とも、市町村、関係団体と連携を図りながら、高品質で安全・安心な農産物を安定的に供給する拠点産地の形成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 離島・過疎地域等の振興についての中、西表島と波照間島間の海底送水施設整備事業についてにお答えいたします。

西表島、波照間島間の海底送水施設の整備につきましては、竹富町から要請書及び基本計画が提出されており、現在、計画の妥当性、事業の実施時期等について竹富町と調整を行っているところであります。

費用対効果分析、事故時の対応等幾つかの課題がありますが、県としましては、波照間島の安定的な飲料水確保のため、沖縄振興特別措置法の期限内に事業が完了できるよう適切な指導助言を行い、町の事業計画が策定され次第、国に対し予算措置を要望してまいりたいと考えております。

続きまして、食の安全対策についての中、中国産輸入食品の安全管理体制及び健康被害状況についてにお答えいたします。

輸入食品の安全管理体制につきましては、国の検疫所等において残留農薬や有害な添加物等についての審査及び検査が行われており、問題がある食品については廃棄等の措置がとられ、輸入食品の安全性の確保に努めております。

一方、県においても国や他の自治体と連携し、県内に流通する輸入食品の監視指導を各保健所において実施し、違反食品の排除に努めております。

また、今回問題となっている中国産の当該食品に係る健康被害状況については、現在のところ県内における確定した患者は確認されておらず、メタミドホス及びジクロルボスも検出されておられません。しかしながら、何らかの健康被害を訴えている者が148名おり、そのうち31名が医療機関を受診しております。現在、全員回復しており、他県で見られた重篤な患者の発生はありませんでした。

続きまして、産地偽装や安全性が疑われる食品が入ってくることについての県の認識についてにお答えいたします。

近年、国内においては食の安全・安心を揺るがすさ

さまざまな事件や事故が多発しており、県としても産地偽装や安全性が疑われる食品の流通防止のための監視指導を強化する必要があると認識しております。

現在、食品の安全確保対策として、輸入食品については輸入時に国の検疫所が検査を実施し、市場に流通後は県が検査を実施しております。

また、国内産については、まず生産県で検査を実施し、本県で流通した時点で県が検査を実施する仕組みとなっております。

なお、これらの検査につきましては、沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき計画的に実施しております。

一方、食品表示の問題につきましては、消費者が安全な食品を選択し、安心を確保する上で極めて重要な役割を担っていることから、流通食品の監視、量販店に対する巡回指導、食品表示110番の設置、食品表示ウォッチャーの配置を行うとともに、食品関連事業者を対象とした表示講習会を開催するなど表示制度の普及啓発に努めております。

県としては、今後これらの検査体制・監視体制をなお一層強化し、食の安全・安心確保に努めてまいりたいと考えております。

福祉問題につきまして、虐待ケースの転居についてにお答えいたします。

全国児童相談所長会において平成19年7月に「被虐待児童の転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ」を行っております。

それによりますと、被虐待児童のケースが管轄区域外に転居した場合は、転居先を管轄する児童相談所との間でケース移管を行うこととしております。その場合、速やかに事前協議を行うことを原則とし、緊急を要する場合は電話等により連絡をとり、その後の対応を協議することとしております。そして、ケース移管や情報提供を行う場合には、正確なケース状況や経過の把握ができるよう共通の様式を使用し、児童記録票の写し等を添付することとしております。

なお、移管や情報提供については、他県への転居も県内での転居も同様な取り扱いとなっております。

続きまして、要保護児童対策地域協議会の法的位置づけと役割についてにお答えいたします。

要保護児童対策地域協議会は、平成16年の児童福祉法の改正により、要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う機関として法的に位置づけられるとともに、協議会の構成員に守秘義務をかけた上で関係機関に情報の提供等を求めることができる等の措置が講じられております。

同協議会につきましては、昨年5月の児童福祉法改正により、これまで「置くことができる」とされていたものが改められ、「置くよう努めなければならない」と努力義務化されており、本年4月から施行されます。

本県では、これまで市町村の協議会設置を促進し、2月15日現在22市町村に設置されておりますが、今後も虐待防止ネットワークにとどまっている7市町村を含め、未設置町村への設置を働きかけてまいります。

続きまして、立入調査等に応じない場合の児童相談所の権限についてにお答えいたします。

昨年5月に児童虐待防止法等が改正され、本年4月から施行されますが、同法により児童の安全確認等のための立入調査等が強化されております。

具体的には、都道府県知事は、虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査または質問をさせることができるとされております。

また、保護者が出頭に応じない場合は、立入調査等の措置を講ずるものとされたこと、それでも保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合において、再出頭を求め、必要な調査または質問をさせることができるとされております。

さらに、保護者が再出頭要求を拒否した場合において、児童虐待が行われている疑いがある場合は、児童の安全確認等のため、裁判官の許可状を得た上で、解錠等を伴う立入調査を行うことができるとされております。

続きまして、児童へのつきまとい行為等への制限に従わない保護者への対応についてにお答えいたします。

児童虐待を行った保護者に対する面会・通信制限については、施設等への強制入所措置の場合は従来から制限を行っておりますが、本年4月から改正施行される児童虐待防止法においては、一時保護及び保護者の同意による入所の場合においても制限が可能となっております。

また、強制入所措置の場合において、面会及び通信の全部が制限されているときは、児童虐待を行った保護者に対し6カ月を超えない期間を定めて、当該児童の身辺へのつきまとい、またはその住居等の付近での徘徊を禁止することを命ずることができるものとされております。

保護者がこの命令に違反した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処するものとされてお

ります。

なお、当該接近禁止命令を行う場合は、罰則等を伴う厳しい処分であること等を勘案し、保護者の権利保護の観点から、より手厚い行政手続である聴聞を行うこととしております。

続きまして、過去3年間の待機児童解消の実績についてにお答えいたします。

県では、待機児童解消のため、保育所の創設、分園設置、定員の弾力化、認可外保育施設の認可化等を保育の実施主体である市町村と連携しながら進めております。

過去3年間では、創設が30カ所、分園が5カ所の計35カ所の保育所を設置しており、その他、既存保育所の増改築等により2785人の定員増を図っております。

しかしながら、平成19年4月1日現在の待機児童数は1850人となっており、引き続きその解消に向けた諸施策を積極的に推進してまいります。

続きまして、認可外保育施設の認可化に関する過去3年間の実績と今後の方針についてにお答えいたします。

認可外保育施設につきましては、過去3年間で27カ所を認可化しております。

県としましては、引き続き認可外保育施設認可化促進事業等により、施設整備に係る経費の助成等を実施し、認可外保育施設の認可化促進に取り組んでまいります。

続きまして、認可外保育施設入所児童の処遇向上についてにお答えいたします。

認可外保育施設入所児童の処遇向上につきましては、保育内容や施設の充実といった観点から取り組んできたところであります。

具体的には、認可外保育施設認可化促進事業により認可化を促進するとともに、新すこやか保育事業による児童の牛乳代、健康診断費、調理員の検便費に対する助成や当該施設職員への各種研修会の実施、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく安全・衛生面等からの指導助言等を行っております。

続きまして、政府備蓄米無償交付制度について県は把握しているかという御質問にお答えいたします。

政府備蓄米の無償交付制度は、米の備蓄制度、ごはん食の重要性の理解を深めるために設けられたもので、現在のところ、給食や調理実習などの学習教材として、学校で使用される場合に限って無償交付されることとなっております。

なお、給食用として使用する場合の交付量は、前年度に比べて米の使用量が増加した分の6割までとなっ

ております。

続きまして、高病原性鳥インフルエンザ対策についてにお答えいたします。

高病原性鳥インフルエンザの海外での感染は、平成20年2月12日までに360名が罹患して226名が死亡し、死亡率が63%と高い状況でございます。

高病原性鳥インフルエンザの防疫体制については、改訂された沖縄県新型インフルエンザ対策行動計画に基づいて対応していくこととしております。

蔓延地域を旅行後、帰国時に発熱している人に対しては、検疫所で検査を実施しますが、県でも検疫所と連携して必要な調査・指導等を行うこととしております。

県内で患者が発生した場合は、感染症法の指定感染症として対応し、指定された医療機関への入院等の措置を講じます。

県においては、新型インフルエンザ対策本部を設置して全庁的な体制で取り組んでまいることとしております。

続きまして、新型インフルエンザの被害の推定及び治療薬の備蓄状況についてにお答えいたします。関連しますので、一括してお答えいたします。

新型インフルエンザが県内で発生した場合、人口の4分の1が感染すると想定しており、26万7000人が罹患し、入院患者数は最大約2万人に達し、1日当たり約1000人が入院することが想定されております。また、ウイルスの病原性が高い場合、死亡者は7000人弱になると予測しております。

この大流行に対する備えとして、県では治療用のタミフルを人口の8.3%に当たる11万2000人分備蓄しております。流行時には、一般流通量に国と県の備蓄分を合わせて治療薬の供給を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 首里勇治君登壇〕

○土木建築部長（首里勇治君） 離島・過疎地域等の振興関連の御質問で、生活保全航路の整備についてお答えいたします。

石垣港と竹富町の各港湾及び町内各港湾間を結ぶいわゆる生活保全航路の整備につきましては、船舶の安全航行の面からその必要性を認識しております。

現在、自然再生推進法に基づき設置された「石西礁湖自然再生協議会」の「生活・利用に関する検討部会」において、自然再生と生活・利用との両立を図りつつ、永続的に活用するためのあり方、ルールについて検討していると聞いております。

また、生活保全航路につきましては、国はその検討結果を踏まえ整備計画を策定すると聞いております。

県としましては、国と連携を図りながら、当該航路の港湾区域部分について整備計画を策定していく考えであります。

続きまして、新石垣空港建設関連の御質問で、新空港ターミナルビルについてお答えいたします。

新石垣空港ターミナルビルについては、平成19年度に地元市町会を初め地元経済団体等で構成する新石垣空港ターミナルビル等検討調整会議を設置し、現在、運営会社設立の準備に向けて検討を進めているところであります。

ターミナルビルの建設・運営につきましては、地元

の要望に沿えるよう第三セクター方式の方向で検討したいと考えております。

また、出資額につきましては、県内及び他県の空港を参考にし、県の財政状況を踏まえて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明2月21日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時30分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 仲 里 利 信

会議録署名議員 比 嘉 京 子

会議録署名議員 糸 洲 朝 則

平成20年 2月21日

平成20年
第 1 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 4 号）

平成20年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第4号）

平成20年2月21日（木曜日）午前10時4分開議

議事日程第4号

平成20年2月21日（木曜日）

午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出席議員（44名）

議長	仲里利信君	22番	嘉陽宗儀君
副議長	具志孝助君	23番	玉城義和君
1番	上原章君	24番	内間清六君
2番	佐喜真淳君	25番	前島明男君
3番	新垣良俊君	26番	國場幸之助君
4番	仲田弘毅君	27番	伊波常洋君
5番	照屋守之君	29番	浦崎唯昭君
6番	赤嶺昇君	30番	安里進君
7番	當山弘君	32番	兼城賢次君
8番	狩俣信子君	33番	新里米吉君
9番	比嘉京子君	34番	高嶺善伸君
10番	奥平一夫君	35番	当山全弘君
11番	前田政明君	36番	外間久子君
12番	吉田勝廣君	37番	金城勉君
13番	當山眞市君	38番	糸洲朝則君
14番	辻野ヒロ子君	40番	小渡亨君
15番	親川盛一君	41番	池間淳君
16番	嶺井光君	42番	新垣哲司君
17番	岸本恵光君	45番	外間盛善君
18番	當間盛夫君	46番	平良長政君
19番	當銘勝雄君	47番	新川秀清君
20番	渡嘉敷喜代子君	48番	喜納昌春君

欠席議員（3名）

21番	瑞慶覧朝義君	39番	上原賢一君
28番	砂川佳一君		

欠員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井真弘多	君
副知事	仲里全輝	君
副知事	安里カツ子	君
知事公室長	上原昭	君
総務部長	宮城嗣三	君
企画部長	上原良幸	君
文化環境部長	知念建次	君
福祉保健部長	伊波輝美	君
農林水産部長	護得久友子	君
観光商工部長	仲田秀光	君
土木建築部長	首里勇治	君
企業局長	花城順孝	君
病院事業局長	知念清	君
出納事務局長	上原久己	君
会計課長		

知事公室	上運天	昂	君
秘書広報統括監			
総務部	名渡山	司	君
財政統括監			
教育委員会	伊元正一	君	
教委員	仲村守和	君	
教育長	幸喜徳子	君	
公安委員会委員	得津八郎	君	
警察本部長	矢野昌浩	君	
労働委員会			
公益委員	瀬良垣	馨	君
人事委員会			
事務局	太田守胤	君	
代表監査委員			

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	長 嶺 伸 明	君
次 長	遊 佐 信 雄	君
議事課 長	嘉 陽 安 昭	君
課長 補佐	平 田 善 則	君
主 査	中 村 守	君

主 査	佐久田 隆	君
主 幹	上 当 佳代子	君
主 査	大 城 佳 美	君
主 査	金 城 悦 子	君

○議長（仲里利信君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた労働委員会会長比嘉正幸君は、所用のため本日及び25日から28日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日の会議に労働委員会公益委員矢野昌浩君、25日の会議に同委員会公益委員宮里節子君、26日及び28日の会議に同委員会会長代理大城光代君、27日の会議に同委員会公益委員宮城和博君の出席を求めました。

○議長（仲里利信君） 日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。
当銘勝雄君。

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 おはようございます。

護憲ネットワーク会派の当銘勝雄でございます。

所感を述べて質問をしたいというふうに思います。

2月10日に起きた米軍兵士による少女暴行事件、沖縄県民の人権をじゅうりんする何物でもありません。日米政府、アメリカ軍に対する憤りを禁じ得ません。

アメリカ軍はその都度、綱紀肅正云々、よき隣人になると公言をしておりますが、事件・事故は後を絶ちません。徹底した調査の上、厳罰で処していくことを望むものであります。

日本政府は、沖縄県民の基地の負担軽減云々は言うが、あくまでも政治的発言にすぎません。日米の地位協定の問題になると運用改善を図ると開き直る。運用改善で解決できるのならこんな事件・事故が一向に減らないのはなぜか。

この質問通告を出してからまた3件の破廉恥な事件が起きた。しかも少女暴行事件の後、教育訓練を行った後のことであります。きょうもまた米軍兵士による婦女暴行事件が報じられております。これは氷山の一角と見なければなりません。米軍はきょうにも帰還させるべきだというふうに私は考えます。知事の所感を求めます。

また、県警本部長には事件の概要の説明をいただきたいというふうに思います。

私たち県民は、オール沖縄でこの問題に対処していかないと永久に解決できないと思います。子々孫々まで基地被害を受けることになります。

さて、我が国の経済は一流、政治は三流と言われてきたが、今や担当大臣も認めるように、経済も三流に

落ちてしまいました。これまで自民党政治を維持するため、予算のばらまき政治を長年やってきたツケが回ってきたわけでありです。公共事業や厚労省の年金原資の無駄遣いなどがあります。収入が50兆円しかないのに、毎年30兆円の借金をして、80兆円の予算を執行してきました。その結果、後世に負担を負わせる多額の国債残高を抱え、さらにバブルの崩壊によって銀行への公的資金投入など800兆円の借金をつくってしまいました。

小泉内閣は、景気浮揚を図るとして大企業優先の税制改正、規制緩和、地方分権と称して財源を伴わない三位一体改革を断行、地方自治体の財政逼迫化を招き、国民には税負担増を押しつけております。

大企業はいざなぎ景気を上回る長い景気が続き、かつてない企業利益を上げたと言われます。グローバル化への対応が必要として勤労者への所得分配を行わず、正規職員は減少し、非正規、フリーター、派遣労働などの拡大により格差社会が一層拡大をしております。実質的な国民所得の目減りは消費性向を鈍らせ、景気浮揚の足かせとなっております。日暮らし生活ゆえ、公的年金や社会保障などへの加入もできない国民もふえております。

一方、農村においては、WTOやEPAの推進によって国際的な市場圧力に耐えられない農家がふえ、若者の都市部への流出は農家の後継者不足となり、農村は疲弊し、限界集落化が進んでおります。美しい国日本をつくるは、選挙目当てのキャッチフレーズにすぎなかったのであります。

農水省が目指す食料自給率45%引き上げとは逆に39%に低下をしております。大半の食料を外国に求める我が国、食の安全・安心の面からも国民を不安にさらしております。安ければよいとする消費者側にも問題はありますが、国民の生活を守るべき国の経済政策に問題があります。市場経済万能主義では、資源のない国土面積の小さい我が国では特定の産業と業種しか太刀打ちできないのは当然であります。

このような国民の生活と離反する経済政策を進める自民党政治は、去る参議院選挙では惨敗に帰した。

2008年度予算においては、地方農村対策に配慮する姿勢が見られるが、対症療法的な社会経済政策こそ問題であり、場当たり的です。

我が国のGDPは3.7%の上昇を発表したが、これは10月から12月期であり、予断を許しません。原油価格が2倍にも上昇し、企業活動の停滞や物価上昇を招き、またアメリカのサブプライムローンの破綻は我が国の株価の低下を招き、円高への移行は輸出産業の縮

小につながります。GDPの大半を支える内需拡大も厳しく、ますます経済の混迷が心配されます。

このような本県の状況、国民生活を憂い、自戒しながら質問に移ります。

1、知事の政治姿勢。

(1)、米軍兵士による暴行事件について。

米軍から派生する事件・事故、環境破壊、騒音など戦場地のごとく起きてきます。基地があっては事件・事故は起こるべくして起こります。

米軍基地を容認しているのも行政の長であり、またそれを支えているのも県民の一部であることは否定しないが、政府のあめとむちに毒されている現実が悲しい。

質問します。

ア、2月10日北谷町内で、起きてはならない未成年者に対する暴行事件が起きた。知事は、日米政府にどう抗議をしたか。

イ、この事件で知事はコメントを発表し、県民の怒りは頂点に達していると憤りを示した。アメリカ軍も事の重大さに即刻対応し謝罪に來た。四軍調整官、メア総領事に二度も握手をし、遅い時間に県庁まで足を運んだことをねぎらい、会談後はエレベーターホールまで見送ったと報じております。このような知事の態度は、本当に憤りを持っていたか疑問であります。たとえ礼節を重んじてとった態度であっても、社会常識や県民感情に反するものだと思います。知事の認識を問います。

ウ、13年前にも同じような痛ましい暴行事件が起き、8万余の県民が怒りを込めて抗議の県民大会が開かれました。二度と再び起きてはならないとの悲痛な思いであったと思います。知事の思いを伺いたい。

エ、知事は、この事件で辺野古への新基地建設への影響についての記者の質問に対し、影響はないと答えておりますが、今でもそう思うのか。

また、2月18日未明に起きた家宅侵入事件でも、官房長官は、知事は影響ないと言っており、そうなってほしいとコメントをしております。

オ、13年前の県民大会で、あってはならない事件に大田昌秀知事は、少女を守れなかった県民の知事としてのふがいなさをわびた。仲井真知事は、県民のトップに立って日米政府を動かす県民大会を開催する用意があるか問います。

カ、これまでも事件が起きるたびに抗議をしてきたが、基地の存在は起こるべくして起こる。もはや防ぐことはできません。新たな基地建設はそれを容認すると思うが、知事の認識を問います。

キ、不平等条約と言われる日米地位協定では県民の生命財産は守れない、政府の言う運用改善では事件・事故をなくすることはできません。知事は本会議の所信表明で抜本的改定を政府に求める考えを示したが、具体的に何をどう改定するか問います。

(2)、辺野古への基地建設。

基地があつては本県の振興発展はできないことはこれまでも何度か指摘をしてきました。基地は諸悪の根源と言われます。辺野古への新たな基地建設は県民の総意でもありません。改めて基地建設に反対をし、質問します。

ア、知事は選挙に際して、3年以内閉鎖状態、危険性の除去、今のままでは受け入れられないなど公約をしました。しかし、アメリカ政府は今の案がベストと言い、また沖合移動は環境問題を悪くするとしております。知事の公約が何ひとつ進展しないまま受け入れに動いております。なぜか。県民への公約に反することにならないか。県外移設を求めます。

イ、辺野古移設に際し、住宅上空も飛行するとしているが、普天間の危険性除去を求めながら辺野古は容認するようでは矛盾をします。どう説明するか。

ウ、普天間移設協議会が開かれるたびに新たな計画が示されてきます。上空飛行や欠陥機のオスプレイ配備、大型岸壁の配置などであります。さきの本会議でも質問しましたが、1966年に米軍が策定したと言われる辺野古基地建設マスタープランが現実化してくると思うが、どう認識するか。

エ、辺野古の埋め立てに要する海砂は、県内調達で示されたのが1700万トン、トラックにして実に340万台分と言われているとあります。海浜への影響ははかり知れません。砂利採取は可能と見ているのか問います。

オ、海浜（浅海域）は海の生物の産卵の場所であり、またプランクトンなど微生物の生息する場所でもあります。本県の海を壊滅させることになるが、どう認識するか。

(3)、普天間代替米軍基地建設に係る環境影響評価について。

山口県岩国市の市長選挙に見られるように、政府はあめとむちで住民自治まで変えてしまう暴挙に出た。基地の受け入れを認めないならば、市庁舎建設費を凍結してしまうやり方は、米軍再編促進法の行き過ぎではないか。

辺野古への新たな基地建設も同じような様相であります。

辺野古への基地建設は70%以上の県民が反対をしており、米連邦地裁もアメリカの文化財保護法に違反し

ているとの判決が出され、環境破壊が指摘されております。この地域にあえて基地建設を進める理由がわかりません。

質問します。

ア、政府が示した環境影響評価項目は当初何項目で、書き直しを要求したのは何項目か。

イ、県の環境影響評価審査会が不備を指摘した項目は何項目で、すべて書き直されたか。

ウ、書き直した項目で、さらに不備または適当でない指摘された項目は何項目か。

エ、アセス項目の不備、欠落が指摘されれば、380ページに及ぶ説明資料が追加されるふまじめな政府・防衛省の態度をどう認識するか。

オ、審査会においてやり直しの意見もあったと報じております。当初のアセス項目よりはるかにふえ、また未報告もあります。やり直しを求めないのはなぜか。

カ、米連邦地裁は、辺野古への基地建設はジュゴンへの配慮がなく影響調査も怠っているとして、米国防総省に米文化財法違反の判決を下した。この判決を評価するか。

キ、米国防総省は直接建設にかかわっていないとしているが、明らかに普天間飛行場の代替米軍基地建設であります。天然記念物の絶滅危惧種のジュゴンを守るための判決であります。建設中止しかないと思うがどうか。

(4)、沖縄振興計画について。

ア、前期計画の、①、主要産業、主要項目の数値目標と成果を問います。②、目標達成ができなかった事項と原因について説明を求めます。

イ、後期計画の、①、課題と特色、②、知事が描く沖縄の産業経済、県民生活の将来像をお示してください。

(5)、普天間飛行場の3年以内閉鎖状態について質問します。

知事は、選挙公約で3年以内閉鎖状態を県民に約束しながら、3年をめどに閉鎖状態に言葉をかえております。以内とめどでは意味が違います。3年めどでは3年にも4年にもなり、普天間の閉鎖状態がおくれることになります。

前知事は、15年問題を持ち出して普天間の解決を図ると選挙公約しながら、その実現はできませんでした。仲井真知事も公約倒れにならないか危惧するものであります。

質問します。

ア、知事が選挙公約した普天間の3年以内閉鎖状態

は、時間の経過は見えるが閉鎖への道筋は見えません。どう進めるか。

イ、これまで暫定ヘリパッドも提案されてきたが立ち枯れ、防衛大臣は、危険性の除去に向け最大限の努力をしたい旨発言しているが、具体性が見えない。最も危険な状態の現実をどう認識するか。

ウ、さきの議会で知事は、政府に対し一層の取り組みを要求していく考えを示したが、政府への要請の具体的説明を求めます。

大きな2、産業の振興。

(1)、農業問題。

我が国は輸出産業に特化して政策を進め、世界一の自動車生産、テレビやIT製品などの輸出拡大は進んだものの、食料生産は米だけを確保し、ほとんどの食料品を輸入に依存する国になってしまいました。

中国のギョーザ問題が出て、国内生産が不足している状況では輸入しなければならない。国民の安心・安全が確保できないのが実情であります。食料の安全保障は先進国並みの最低限70%の自前の確保が必要と考えます。

質問します。

ア、自民党は、さきの参議院選挙に惨敗して地方農村対策として2008年度農業予算をふやしているが、全国的にはどのような農村対策が計画されているか。

イ、本県の農業予算は毎年シェアを落としております。政府の農村対策方針を受けて来年度予算の改善がなされるか。

ウ、大企業優先の輸出産業政策によって1次産業は国際市場価格への転換を迫られ、農業の衰退は著しく、農村は疲弊しております。限界集落化が言われるが、県はその対策としてどのような予算措置がなされているか、具体的に示してもらいたい。

エ、遊休農地対策として企業の農業参入が進められているが、基本的に農村の活性化につながらないと考えます。どう認識しているか。農地所有まで認めるのか。

オ、本県の亜熱帯農業の確立は耐台風性の克服でなければならないと考えます。ハウス等近代化施設の整備の推進方向と進捗状況を示してもらいたい。

(2)、水産業。

ア、四面海に囲まれた海域の広い本県は、栽培漁業の有利性があります。どのような振興策を講じているか。また、進捗状況を聞きたい。

イ、老朽化した水産試験場や稚魚生産の場でありまず栽培漁業センターの整備強化は急務であります。整備計画と進捗状況を聞きたい。

ウ、公有水面の埋め立てや砂利採取等による荒れた漁場の回復は漁民にとって大切なものであります。県はどのような対策を講じているか。また、さきに提案した漁業補償金の一部を放流事業等漁場再生にどう取り組んできたか聞きます。

(3)、製造業。

ア、製造加工業は最も雇用効果の高い業種であります。製造加工業の振興にどう取り組んできたか。また、その進捗状況を聞きたい。

イ、製造加工業は、試験研究機関の研究成果が大きな役割を果たすと考えます。研究課題と成果について聞きます。

ウ、本県は薬草の宝庫と言われるが、多くの健康食品が生産されております。今後の課題と取り組みについて伺いたい。

(4)、観光産業。

ア、本県の有する亜熱帯の温暖な気候が豊かな自然をつくり、今や観光産業は本県のリーディング産業に成長した。今後の観光産業の目指す方向と特色は何か聞きます。

イ、観光は総合産業であり、多くの要素がマッチングして相乗効果を発揮できるものであります。農漁業や製造加工業などとの連携強化が必要であります。どのような方策を進めてきたか聞きます。

ウ、本県の観光収入は、入域観光客の伸びに比べその低さが指摘されております。仕組みの改善にどう取り組んできたか説明を求めます。

エ、観光消費額の中で食や土産品のウエートは高いものです。しかし素材が輸入物に頼っており、その改善は急務であります。どう取り組んできたか。

オ、知事は、観光客1000万人を目指してカジノ導入の検討に入っておりますが、カジノのイメージは賭博性が強く沖縄観光のイメージダウンにつながらないか、知事の認識を聞きます。

カ、政府は、我が国のカジノ導入の法制化を検討しておりますが、仮に本県がカジノを導入後大都市への導入が進められた場合、濟州島が示すように人口が集中する大都市に太刀打ちできなくなるが、どう認識するか。

キ、賭博性のカジノ導入は、青少年の教育面や依存症、若年者の勤労意欲への影響、治安対策などが懸念されるが、どう認識するか。

3、食の安全対策について聞きます。

輸入食品の中国産ギョーザで国民の不安をあおっているが、氷山の一角と見なければなりません。農業基準の違いや食に対する認識の違いなど、大量生産を是

とする国からの輸入農産物の徹底した検査体制が必要であります。

一方、国内産食品の不当表示や不適切表示、賞味期限書きかえなど、国民の不安を助長しております。医食同源と言われるように、食の安心・安全が問われております。

質問をします。

(1)、我が国は、自動車や工業製品など輸出産業を重視する余り、1次産業の衰退が続いております。農水省が目指す食料自給率45%はむしろ39%に低下しております。本県においても35%程度で低迷しておりますが、食料の安全保障の面からどう認識し取り組むか。

(2)、アメリカ産牛肉や中国産ギョーザは食の安全の面からもクローズアップされているが、それだけではありません。我が国は大半が輸入農産物に頼っており、大きな問題を内包しております。主要輸入農産物の実態はどうなっているか。

(3)、国内食品の偽り、輸入食品の安全性の面で県民に不安を与えているが、どう安全確保のチェック体制をとり、不安解消を図るか。

(4)、国土面積の小さい我が国農業は、国際支持価格では勝負できません。生産効率を上げることも困難な業種であります。国の保護策のもとで食料の確保を図る必要があると考えるが、どう認識するか。また、穀物等の生産体制を進める考えはないか伺います。

○議長（仲里利信君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

当銘議員の御質問にお答えしたいと思いますが、冒頭のは質問ですね、あれは。帰還させるべきだと思うがどうかという趣旨のことは。

○当銘 勝雄君 そうです。

○知事（仲井真弘多君） わかりました。お答えいたします。

米軍はきょうにも帰還させるべきではないかという御趣旨の御質問だったと理解しお答えいたします。

報道が事実であるとすれば、基本的に日本の司法手続によって厳正に処断すべきであり、罪を償った上でアメリカへ送還させるべきものであると考えます。県民感情にも沿うものだと思います。

次に、基地問題についてという質問の関連で、米軍兵士による暴行事件についての御質問にお答えいたします。日米政府への抗議について、特に2月10日の北谷町の事件についての御質問にお答えいたします。

今回の事件は、女性の人権をじゅうりんする重大な犯罪であり、特に被害者が中学生であることを考えれ

ば、極めて悪質で決して許すことはできず、強い憤りを覚えるものであります。

県は、福田総理大臣やシーファー駐日米国大使を初め、関係大臣、関係機関に対し強い遺憾の意をあらわすとともに、このような事件が二度と起きないように、一層の綱紀粛正及び隊員の教育の徹底を行い、県民が納得できるような形で具体的な再発防止策等を講じ、それを公表するよう強く求めたところでございます。

次の御質問で、在日米軍調整官等への私の対応についての御質問にお答えいたします。

私は、事件発生後、直ちに遺憾の意をあらわしたコメントを発表するとともに、その後の福田総理大臣やシーファー駐日米国大使を初め、岸田内閣沖繩担当大臣及び関係機関への要請におきまして、決して許すことはできず、強い怒りを覚えると申し上げ、厳しく対応したところであり、県民の怒りや事件の再発防止を強く求める県の立場は十分に伝わったと考えております。

そして、当銘議員の言われた握手や私の見送りが県民の常識と違うということは全く反対でして、私は知事の立場として、謝罪に見えた組織の代表者に対しては当然とるべき最低の、むしろ最小ラインの社会常識で、県民の感情・意識にぴったりと合っていると考えているところです。（発言する者多し）

○議長（仲里利信君） 静粛に願います。

○知事（仲井真弘多君） 次に、少女暴行事件への思いについてにお答えいたします。

このような事件は、女性の人権をじゅうりんする悪質な犯罪であり、平成7年当時、私も県民の一人として激しい怒りを覚えました。

今回の事件につきましても、県知事として、そして娘を持つ父親として、被害者や御家族のことを思うと心が痛み、断じて許すことはできず、怒りが込み上げてくる思いであります。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、暴行被疑事件の代替施設建設への影響についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回発生した事件は、女性の人権をじゅうりんする重大な犯罪であり、被疑者の海兵隊員に対し強い怒りを感じているところであります。

在日米軍再編は、沖縄県の基地負担の軽減と抑止力の維持を図ることを主眼に合意されたものであり、普天間飛行場の移設、海兵隊のグアム移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還など、沖縄県にある米軍基地の整理縮小につながる事項等が合意されております。

このような合意事項につきましては、実施可能なものから先に進展していくべきものであると考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、県民大会の開催についての御質問にお答えいたします。

県民大会につきましては、被害者及び御家族の心情や意向にも十分配慮することがまず第一であり、その上で広く県内の各界各層の声を聞く必要があると考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、知事公約の現状と県外移設についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、移設するまでの間であれ、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところであります。

私は、公約に掲げたとおり、地元の意向や環境などに十分配慮し政府と協議を行い、確実な解決が図られるよう全力を尽くしているところであります。

私としましては、普天間飛行場の県外移設がベストだとは考えますが、今回の米軍再編協議の経緯等から県外移設は困難であり、一刻も早い危険性の除去のためには県内移設もやむを得ないものと認識いたしております。

同じく知事の政治姿勢の中で、振興計画の後期計画の課題と特徴、沖縄の産業経済、県民生活の将来像等々に係る御質問にお答えいたします。

沖縄振興計画後期は、高い失業率や本土との所得格差など、残された課題の解決に向けて沖縄の自立的発展の基礎をさらに固め、新たな飛躍を図る重要な期間であると考えております。

このため、県におきましては、産業・雇用拡大県民運動（みんなでグッジョブ運動）を推進するとともに、観光客1000万人の達成やI T津梁パークの整備に向けた取り組みなど、第3次分野別計画に基づく施策を引き続き着実に実施してまいりたいと考えております。

こうした取り組みを通して産業経済の自立的発展を図り、県民がゆとりと豊かさが実感できる社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場の3年めどの閉鎖状態への道筋についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る2月7日の第6回協議会におきまして、私は政府に対し、3年めどの閉鎖状態の実現などについて、

前向きかつ確実に取り組むよう求めたところであります。

今後とも、機会あるごとに主張してまいりたいと考えております。

次に、産業の振興についての御質問で、今後の観光産業の目指す方向と特色についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今後の観光振興の基本方向といたしましては、豊かな自然景観などの優位性のある観光資源を生かし、通年滞在型の質の高い観光地の形成に向け取り組んでまいります。

このため、温暖な気候や独自の歴史・文化を生かした健康保養型や体験滞在型の観光を推進してまいりたいと考えております。

また、海洋性のリゾート環境を生かし、M I C Eやリゾートウエディングなど、付加価値の高い観光を促進したいと考えております。さらに、有望な旅行市場であります東アジア地域を中心に、マーケティングに基づく効果的なプロモーション戦略を展開し、国際観光を推進してまいりたいと考えてございます。

次に、同じく産業の振興の中で、カジノ導入による沖縄観光のイメージダウンはないかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

カジノは、観光客の多様なニーズにこたえる観光資源として世界の多くの国で合法化されており、特にアジア諸国におきましては、シンガポールが観光振興のために政策を転換し、カジノを合法化し導入を図るなど、国際観光振興策として注目されているところであります。

沖縄県が国際的な観光・リゾート地を形成していくためには、地域の特色を生かした芸能や音楽を初め、多様なエンターテインメントの充実を図る必要があります。現在の世界の観光地の状況などから、カジノを含む多様なエンターテインメントは有効な手段になると考えております。

一方、カジノ導入につきましては、慎重にするべきだとの意見や反対する意見もあることから、カジノ・エンターテインメント検討委員会の報告や国のカジノ法案の動向等も踏まえ、適切に判断したいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させます。

○議長（仲里利信君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 今回の暴行被疑事件と新たな基地建設についての御質問にお答えします。

普天間飛行場の移設問題については、同飛行場の危険性を早期に除去するため、米軍再編協議の経緯、政府と移設先である名護市等との基本合意等を踏まえ、一刻も早い解決に向け、現在、政府と協議を重ねているところであります。しかしながら、米軍基地から派生する事件は到底容認できるものではありません。

次に、日米地位協定の見直しの具体的内容についてお答えします。

県は、日米両政府に対し、11項目にわたる日米地位協定の抜本的見直しを要請しているところであります。11項目のうち、幾つかの項目について御説明いたします。

まず、地位協定第3条関係、施設・区域に関する措置について、公務遂行上必要な地方公共団体による施設・区域への立ち入りを含め、米側はあらゆる援助を与えることや、米軍の諸活動の実施等に対して、航空法等の日本国内法を適用する旨明記することを求めています。

次に、同じく第3条関係で、米軍基地から派生する環境問題について、日米地位協定に環境に関する規定を新設し、環境保全に関する日本国内法を適用するように明記することや、米軍の活動に起因して発生する環境汚染は、米軍の責任において回復措置をとることなどを明記するよう求めています。

さらに、第17条関係、裁判権について、日本側の裁判権の対象となる被疑者が米側によって拘束された場合、日本側の起訴前の拘禁移転要請に米側が応ずる旨明記することを求めています。

次に、住宅地上空の飛行についてお答えします。

県としては、地元名護市、宜野座村と政府が基本合意に至った経緯を考えれば、いかなる訓練においても住宅地区上空を飛行するようなことはあってはならないと考えております。

次に、辺野古基地建設マスタープランが実現することへの認識について。

去る平成19年11月7日の第4回協議会において、建設計画等について検討するため、県からも政府に対し、必要な情報は可能な限り公開していただきたい旨申し上げたところであります。

今後とも、協議会等の場において情報の公開を求めてまいりたいと考えております。

なお、現在の普天間飛行場代替施設の政府案は、米軍再編協議において平成18年5月に日米両政府で最終合意されたものであり、御指摘のマスタープランとは異なるものであると認識しております。

次に、ジュゴン訴訟の判決についてお答えします。

ジュゴン訴訟の判決は、米国の裁判所が米国国防総省に対し追加資料の提出を求め、それまで訴訟の進行が保留されているものと考えております。

また、この訴訟は米国の法律に基づき米国の裁判所に提訴されたものであり、県として直ちに代替施設建設事業と関連づけて考えることは困難であります。

普天間飛行場の現状に対する認識及び危険性除去に向けた政府への要求について一括してお答えします。

普天間飛行場の危険性の除去の方策について昨年8月に政府から発表されましたが、県としては移設するまでの間で、訓練の分散移転などさらなる抜本的な改善措置が必要であると考えております。

危険性の除去の具体的な方策については、米軍の運用や日本の国防にかかわることから、基地の提供責任者である政府が米国と協議をし、示すことが必要であると考えております。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 知事の政治姿勢との関連で、海砂の県内調達の可能性と本県の海への影響について一括してお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立用材については、沖縄島周辺の海砂1700万立方メートルを用いると沖縄防衛局から説明がなされたところであります。しかしながら、県内の年間海砂採取量からすると著しく大量であるため、県外も含めた調達先の複数案を検討するよう知事意見で述べたところであります。

これに対し、沖縄防衛局が提出してきた追加・修正資料においては、しゅんせつ土を含む建設残土の受け入れや県外からの調達等も含め、具体的に検討を行うとの見解が示されたところであります。

県としては、埋立用材の確保に当たっては、当該事業実施区域及びその周辺の生態系に著しい影響を及ぼさないよう十分な配慮が必要であることから、今後、環境影響評価手続において必要な意見を述べていきたいと考えております。

次に、当初示された環境影響評価項目と書き直しを要求した項目についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書においては、環境影響評価の項目として15項目が選定されております。

書き直しについては、環境影響評価の項目として地下水の水質が新たに選定され16項目となっております。また、対象事業の内容や環境影響評価の調査手法等が審査するに不十分であったことから、より具体的

に記載するよう求めたところであります。

次に、審査会が不備を指摘した項目とその対応状況について一括してお答えいたします。

沖縄県環境影響評価審査会からは、法対象事業について37項目の答申、条例対象事業について36項目の答申がなされております。

審査会が指摘した不備は、事業内容を具体的に記載することと、それに伴う調査手法等の見直しを求めたものであります。

また、方法書に対する追加・修正資料については、現在、審査会においてそれぞれ専門の立場から審査を行っているところであり、現段階でお答えすることは困難であります。

県としては、今後、審査会からの意見を集約し、適切な環境影響評価が実施されるよう県としての意見を述べていきたいと考えております。

次に、不備を指摘した後の政府の態度に対する認識についてお答えいたします。

環境影響評価方法書は、その手続が事業者としてある程度具体的な事業計画を想定できる時期であって、その変更が可能な時期に開始されるものであります。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書については、法的要件を満たしているものの、事業の内容や調査手法等が十分に記載されていないことから、対象事業の内容、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について書き直しを求めたものであります。

事業者が知事意見を踏まえて追加・修正資料を提出したことは、当然のことと認識しております。

次に、やり直しを求めない理由についてお答えいたします。

環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例においては、方法書手続から再度実施しなければならない場合の要件を明記しております。

法に基づく埋め立ての事業については、新たに埋立区域となる部分の面積が修正前の埋立区域の面積の20%以上であること、条例に基づく飛行場の設置の事業については滑走路の長さが20%以上増加すること、新たに飛行場の区域となる部分の面積が10ヘクタール以上であることと規定されております。

事業者から提出された追加・修正資料は、そのいずれの要件にも該当しないことから、方法書手続のやり直しを求めることは困難であると考えております。

次に、米連邦地裁のジュゴン保護に関する判決の評価についてお答えいたします。

米連邦地裁の沖縄ジュゴン訴訟において、ジュゴン

への影響に関する資料を法廷に提出するよう米国防総省に命ずる判決が出たことは承知しております。

当該訴訟は米国側に対する訴訟であることから、その評価については差し控えたいと考えています。

本県のジュゴンについては、我が国においても文化財保護法の国指定天然記念物に指定されていることや、環境省及び本県のレッドデータブックにおいても絶滅危惧ⅠA類に指定されており、その保護については重要な種であると認識しております。

県としては、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価の手続において、適切かつ十分な環境影響評価の実施を求め、ジュゴンを含む動植物の保護・保全や生活環境への影響に十分な配慮がなされるよう求めていると考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 沖縄振興計画前期の数値目標と成果及び目標未達成の原因についての御質問にお答えいたします。

計画前期の達成状況を第2次分野別計画の達成状況で見ると、観光関連産業では観光客数が目標を達成した一方で、デフレ等の影響で1人当たり観光消費額が達成困難な状況にあります。

情報通信関連産業では、雇用者数や誘致企業数等で目標を達成しておりますが、農林水産業では価格の低迷等から生産額が未達成な状況にあります。

雇用の分野では、新規雇用者数、高校生及び大学生就職率等が目標を達成する見込みであります。

製造業においては、物流面のコスト高や市場競争の激化等により製造品出荷額で目標達成が困難な状況にあり、社会資本整備では公共事業の減少等により、一部指標で未達成の見込みとなっております。

次、産業の振興の御質問で、水産海洋研究センターの整備計画と進捗状況についての御質問にお答えいたします。

水産海洋研究センターの移転整備に当たっては、将来の研究のあり方や水産関連機関の役割分担等を検討しております。

次年度においては、この検討結果を踏まえ、試験研究に必要な海水の確保、調査船の係留、用地取得の容易さ及び民間資金の活用等の調査を行うこととしております。

同じく製造加工業の試験研究機関の研究課題と成果についての御質問にお答えいたします。

製造加工業の試験研究につきましては、主として工

業技術センターにおいて担当しております。

工業技術センターでは、沖縄の製造業の基幹をなす泡盛産業において、品質保持や古酒の香り成分の分析等の課題を設定し、その研究成果の普及により当該業界の発展に寄与しております。

また、成長の著しい健康バイオ関連産業においても、南西諸島の伝統食材と伝承薬草を中心に数百の天然資源を研究し、その機能性の解明などの成果が、飲料、食品、化粧品関連などの企業における新製品開発に活用されています。

なお、研究課題の設定に当たっては、沖縄県工業連合会などを通じて企業ニーズの把握に努めており、今後とも製造事業者に対する技術支援を行ってまいります。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子君登壇〕

○農林水産部長（護得久友子君） それでは産業の振興の御質問で、国の新たな農業・農村政策についてにお答えいたします。

国は、農業・農村地域の活力を引き出す農政改革を推進するため、新たな措置として水田、畑作経営所得安定対策などに取り組むこととしております。これは、19年産からスタートした米、麦、大豆などの品目横断的経営安定対策が地域に定着するよう、制度の基本を維持しつつ、市町村特認制度の創設、認定農業者の年齢制限や集落営農組織に対する要件を緩和することとしております。

また、支援措置として、先進的な小麦等産地の振興、収入減少影響緩和対策及び集落営農への支援を行うこととしております。

同じく産業の振興の御質問で、平成20年度の農林水産関係予算についてにお答えいたします。

県の一般会計に占める農林水産関係予算は、平成19年度の10.1%から平成20年度は9.9%となっております。シェアの低下した主な要因は、公共事業費の抑制等によるものであります。

なお、国が平成20年度に予算を増額した水田・畑作経営所得安定対策の推進に係る対象品目は、米、麦、大豆、てん菜、でん粉、原料用バレイショに限定されることから、それに伴う本県への影響は少ないものと思われま。

同じく産業の振興で、農山漁村の活性化についてにお答えいたします。

限界集落とは、農山漁村において65歳以上の高齢者が人口の50%以上を占め、生活道の管理、冠婚葬祭な

ど社会的共同生活の維持が困難になった集落と言われております。

県としては、農山漁村地域の活力を引き出すための措置として、中山間地域等直接支払事業による中山間地域や遠隔離島の農業生産活動や共同管理活動に対する助成、農地・水・環境保全向上対策事業による農道や沈砂池、防風林の管理などの地域ぐるみの共同活動に対する助成、漁業再生支援事業による漁場の生産性向上や集落の創意工夫を生かした取り組みなどに対する助成などを行うこととしております。

今後ともこれら事業を推進することにより、農山漁村の活性化を図ることとしております。

同じく産業の振興で、企業参入による農村の活性化等についてにお答えいたします。

農業への企業の参入については、担い手不足や遊休農地の解消等の観点から、平成17年9月に農業経営基盤強化促進法が改正され、一般企業の農業への参入が可能となっております。

企業の参入については、市町村が策定する基本構想の中に参入区域を設定し、県知事の同意を得た上で農地のリース方式によることとなっており、農地の所有権は認められておりません。現在、国頭村、東村、金武町、与那原町においては知事の同意を得ておりますが、企業の農業参入の実績はありません。

同じく産業の振興で、ハウス等近代化施設整備の推進方向と進捗状況についてにお答えいたします。

本県の亜熱帯性気候等の優位性を生かした園芸作物の生産振興を図るためには、気象条件や病害虫に左右されない安定的・計画的な生産体制の確立が重要であります。

このため、県においては、台風強い鉄骨ハウスや農作物被害防止施設及び低コスト耐候性ハウスの整備を強力に推進しているところであります。

当該施設については、平成18年度までに332ヘクタールが整備され、園芸品目の全栽培施設面積の42%を占めております。特に、農作物被害防止施設については平成11年度から本格的に導入され、18年度までの8カ年で264ヘクタールの整備が図られております。

今後とも、低コストで台風強い施設の導入に努め、生産供給体制の整備を図ってまいります。

同じく産業の振興で、栽培漁業の振興についてにお答えいたします。

本県においては、温暖な海域に囲まれた立地条件を生かしたつくり育てる漁業の振興を図っているところであります。

具体的には、種苗の生産及び放流技術の開発、養殖

場などの造成、モズクの生産安定技術の開発・普及、魚病対策や衛生管理対策マニュアルの策定など、各種施策を講じているところであります。その結果、これまで養殖場12カ所、増殖場23カ所を整備し、モズク、クルマエビ及びヤイトハタ等の養殖が各地域で行われております。

県では、今後とも市町村、水産関係団体と連携し、つくり育てる漁業の振興に取り組んでまいります。

同じく産業の振興で、栽培漁業センターの整備についてにお答えいたします。

栽培漁業センターは昭和58年度に開所し、59年度から61年度にプランクトンなどえさの培養池等を整備拡充しております。さらに、平成8年度から12年度には整備計画に基づき事業費29億4000万円で大幅な増設・機能強化を行ってきたところであります。

現在、同センターにおいては、マダイ、ハマフエフキ、ヤイトハタなどの養殖用種苗、タイワンガザミ、シラヒゲウニ、タカセガイなどの放流用種苗の生産を行い、県内各地に供給しているところであります。

なお、栽培漁業センターの必要な施設の整備については随時行っております。

同じく産業の振興で、漁場回復対策に対する漁業補償金の活用についてにお答えいたします。

県においては、漁業生産の維持増大を図るため、沿岸漁場の整備開発、つくり育てる漁業の振興及び資源管理型漁業の推進などの施策を講じております。

具体的には、増殖場や養殖場の整備、浮き魚礁等の設置を実施するとともに、種苗の放流、保護区の設定など、水産資源の維持増大を図るための施策を推進しております。

なお、漁業補償金は埋め立てなどの工事に伴う漁場の消滅等に対する対価として、将来の損失をも考慮して漁業者に支払われるものであります。

漁業補償金の使途については、基本的には漁業者が決定するものでありますが、県としては、漁業が持続的に発展し得るよう放流事業等による漁場再生に漁業補償金が充当されることは望ましいことと考えております。

次に、食の安全対策の御質問で、食料自給率に対する県の認識と取り組みについてにお答えいたします。

我が国は農産物純輸入国であり、特定の国への依存が高く、輸入先国における作柄、作付の変動等、世界の食料需給の影響を受けやすい状況にあります。そのため、食料安全保障上の観点から国内農業生産の増大を図り、食料自給率を向上させることは極めて重要なことと考えております。

県では、農林水産業振興計画に基づき、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化及び地産地消の推進など、各種施策・事業を総合的に推進しているところであります。

同じく食の安全対策で、我が国の主要輸入農産物の実態についてにお答えいたします。

我が国の平成18年における主要な輸入農産物の状況は、トウモロコシ、大豆、小麦の穀物類が2626万トン、牛肉、豚肉、鶏肉の畜産物が156万トン、生鮮・冷凍野菜が164万トン、生鮮・乾燥果実が185万トンの合計3131万トンとなっております。

主な輸入先国は、アメリカ、EU、中国、オーストラリア、カナダなどであります。

同じく食の安全対策で、国の経営所得安定対策に対する認識についてにお答えいたします。

国においては、我が国経済社会のグローバル化の進展、WTO、EPAなど、国際規律の強化へ対応するためには国内補助金の削減、関税に過度に依存しない政策への転換が求められているとともに、我が国農業の構造改革を加速する必要があるとしております。

国としては、これまで米、麦、大豆などの品目別に講じられていた価格政策を見直し、品目横断的経営安定対策を19年産から実施しております。

その施策の対象としては、担い手を明確化した上で担い手の経営全般に着目し、諸外国との生産条件の格差を是正するための直接払いを導入することにより農家所得を確保し、生産性の向上を図ることとしております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 産業の振興の御質問の中で、製造業振興の取り組みと進捗状況についてお答えします。

本県製造業の振興については、物づくりの基盤となる製品・技術の研究開発力の向上を支援するとともに、経営革新、金融支援、企業連携の促進など総合的な支援を実施しております。

また、本県の地域特性を生かした比較優位性のある泡盛産業、工芸産業などはオキナワ型産業として位置づけ、戦略的に振興しております。

さらに、県産品奨励運動や産業まつりなどを通して自給率の向上に努めるとともに、物産展や商談会の開催を通して県産品の販路拡大、開拓に取り組み、県内製造業における生産額の増大と雇用の拡大に努めているところであります。

工業統計の石油製品を除いた製造品出荷額について見ると、平成18年は3660億円で、トータルとしてここ数年減少傾向にあります。これはウエートの高いたばこ産業の工場の操業停止に伴う減少や窯業・土石、一般機械の減少によるものであります。

このような状況の中で、泡盛産業、工芸産業、健康食品産業などのオキナワ型産業については着実に成長しております。

県としましては、引き続き地域特性を生かした産業を戦略的に振興し、本県製造業の競争力の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、健康食品の今後の課題と取り組みについてお答えします。

本県の健康食品産業は、機能性に富む亜熱帯の素材や健康・長寿のイメージなどの相乗効果により成長を遂げてまいりました。

今後のさらなる成長のためには、機能性に関する科学的評価の蓄積、新資源発掘と新商品開発の促進、消費者の信頼にこたえる品質管理体制の充実を図る必要があります。

このため、県では、産学官連携による機能性解明研究や新商品の開発を促進するとともに、品質管理や適正表示に関する自主行動基準の策定に対する支援を行っております。

今後とも、産学官連携による研究開発や消費者に信頼される商品づくりに対する支援を行い、健康食品のブランド力向上を図ってまいります。

次に、観光産業と他産業との連携の強化についてお答えします。

県におきましては、観光の経済波及効果を向上させていくため、観光産業と他産業との連携の強化に向けて取り組んでいるところであります。

具体的には、観光と製造業の連携による魅力ある観光土産品の開発及び販路拡大に向けたモデル事業、工芸品の観光土産品開発、離島における地域資源を活用した特産品開発などを支援しております。

また、農林水産業との連携により、県内の特色ある農林水産物を活用した新メニューの開発、レシピ集の作成、ホテルや飲食店への普及促進などにも取り組んでまいりました。

今後とも、製造業や農林水産業との連携を強化するとともに、新たな付加価値の高い沖縄型健康増進ツアープログラムの創出を促進するなど、健康ビジネス産業との連携も図りながら、観光の経済波及効果を拡大していきたいと考えております。

次に、観光収入の拡大についての御質問にお答えし

ます。

観光客1人当たりの県内消費額は、観光地間の競争の激化やデフレの進行に伴い、旅行商品の低価格化が定着していることから伸び悩んでいる状況にあります。

県内消費額の拡大を図るためには、付加価値の高い観光を推進するとともに、観光客の滞在日数の延伸を促すことが重要であります。

このため、県としましては、体験滞在型観光やMICE、リゾートウェディングなどの付加価値の高い観光を推進するとともに、体験型観光メニューの量・質両面の拡充や、エンターテインメントの充実、離島観光の推進などにより、観光客の滞在日数の延伸に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

これらの取り組みに加え、戦略的な誘客プロモーションの展開により観光客の増大を図り、観光収入を拡大していきたいと考えております。

次に、県産素材の食や土産品への利用拡大についてお答えします。

美しい海や沖縄らしい風景などの観光資源に比べ、食や土産品に対する観光客の満足度は相対的に低い状況にあり、地元素材を活用した食や土産品の高品質化を進める必要があると考えております。

県では、島野菜など特色ある農林水産物の生産拡大に努めるとともに、レシピ集の作成やリゾートホテルにおけるフードフェアの開催などにより、観光施設における県産農林水産物の活用を促進してまいりました。

また、農林水産業者と商工業関係者などとの連携による地域の農林水産物を活用した特産品開発を支援してきたところであり、土産品として大きく販売を伸ばしている商品も生まれております。

さらに、土産品については、新製品開発に対する助成制度や各種の融資制度など、支援策を講じ、県産土産品の拡充に努めているところであります。

次に、カジノ導入に当たり、人口が集中している大都市に太刀打ちできるかの御質問にお答えします。

カジノの導入については、賭博行為が刑法で禁止されていることから、競輪、競馬、宝くじ等のようにその違法性を阻却する特別法の整備が必要であります。

御質問の趣旨は、本県にカジノを導入しても運営がうまくいかないのではないかとということだと思いますが、カジノ設置が可能となる特別法の内容や設置箇所などはまだ明らかになっておりません。このような状況の中で、仮定の御質問にお答えすることは差し控えさせていただきたいと思っております。

次に、カジノ導入による青少年の教育、依存症、若年者の勤労意欲などへの影響についての御質問にお答えします。

カジノ・エンターテインメントの導入を検討するに当たっては、御指摘されている懸念事項についていかに有効な対策を講ずることができるかが重要であると認識しております。

そのため、現在、各種団体や有識者等で構成するカジノ・エンターテインメント検討委員会で、本県にカジノ・エンターテインメントを導入する場合の課題、対応策等について調査検討を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 食の安全対策、食品の安全確保のチェック体制についてにお答えいたします。

近年、食の事件・事故が多発しており、県としても食品の偽装表示や輸入食品等の安全性確保のための対策を強化する必要があると認識しております。

そのため、偽装表示や食品の安全対策として、流通食品の監視、量販店に対する巡回指導、食品表示110番の設置や沖縄県食品衛生監視指導計画に基づく監視・指導等を計画的に実施しております。

また、昨年7月には「沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例」を制定し、回収、廃棄等の必要がある食品を販売した事業者には報告義務を課すことや、風評に基づく被害を防ぐため県民が調査を求めることができることとしております。

回収、廃棄等に係る事業者の報告義務は本年4月から施行で、これらの販売情報を早期に把握し、県民に提供することにより健康被害を未然に防ぎたいと考えております。

今後とも、関係部局が連携し、条例に基づく各種施策を実施し、食の事件・事故に迅速・的確に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） フィリピン女性に対する暴行致傷事件の概要についてお答えいたします。

事件は、去る2月18日、沖縄市内のホテル内において、在沖米陸軍兵を容疑者、フィリピン女性を被害者とする暴行事件が発生し、その際、被害者がけがを負うというものであります。

県警察では、関係者からの沖縄警察署への通報により本件を認知したところであり、これまでに被害者を含む複数の関係者、容疑者である米陸軍兵からの任意の事情聴取、発生場所の検証等所要の調査を行っております。

現在、被害者から継続して事情聴取を行っておりますが、入院中であるため治療行為を優先しなければならないこと、また被害者が外国人であり、日本語、英語ともに不自由であることなどから慎重に進めているところであります。

なお、現時点において、容疑者は米軍当局の監視のもとにあります。捜査に当たっては全面的な協力を得ながら進めております。

以上です。

○議長（仲里利信君） 当銘勝雄君。

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 知事、私が知事に求めたのは、米軍兵士を帰還させるという話じゃないんです。米軍をとというふうに私は言ったんです。もう一度お答えください。

それから、知事は、社会常識や県民感情に反するんじゃないかという私の質問に対して、最小限のラインの態度であったということですが、よく意味がわからないですね。もう一度説明してもらえますか。

それから農林水産部長、遊休農地対策ということで、私は企業の農業参入というのは基本的に農村の活性化につながらないということを僕は指摘しているんです。あなたは、それは法律は今そうだということで、それを説明しているだけにすぎないんです。あなたの認識を聞きたいということです。

それから、これも食の安全対策との関連で農林水産部長、私は食料の安全確保を図るということで、やはり農業の活性化をやってもらいたいということに対して、補助金をやめさせるというのは社会的な一つの動きだということですね。それに対しては、担い手を明確にしてというんだが、担い手を明確にすると、認定農業者なんかにはしかそういう農業政策はやりませんよと、こういうことになるんです。そうすると、ほかの農家の皆さんというのはどうするのかという、そこが今問われているのが政府の農村対策のおくれなんです。もう一度お答えください。

○議長（仲里利信君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 当銘議員の再質問にお答えいたします。

1 番目の御質問は、米軍を帰還させるべきではない

かという御質問なんですか。その論理に飛躍があり過ぎて、私もこれは理解がなかなか難しいんですが、一部の不心得者が発生したからといって、これが我々が怒りが心頭に発したからといって全体の組織を国防だとか、アジア・太平洋地域の安全のことも考えずに帰還させるという論理は余りに飛躍があり過ぎて、とても考えられないと思います。これが答えです。（発言する者多し）

○議長（仲里利信君） 静粛に願います。

○知事（仲井眞弘多君） それから、意味がわからぬとおっしゃった意味が私にも非常にわかりにくくて、組織の代表が謝りに私のところ、県庁まで来て、そして謝っていったと。それに対して握手をしエレベーターまで送るというのは、それは社会常識そのものじゃないですか。

その他の御質問につきましては、部局長等からお答えさせます。（発言する者多し）

○議長（仲里利信君） 静粛に願います。

休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時29分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子君登壇〕

○農林水産部長（護得久友子君） それでは2点。

1点目でございますけれども、企業参入による農村の活性化についての再質問にお答えしたいと思います。

企業の参入によります農村の活性化につきましては、特に担い手不足や遊休農地等が見られる地域においては、農村の貸し付けにより有効利用が図られることで、農業及び農村の活性化につながるものと考えております。

それからもう一点、食の安全対策に関連して、農業の活性化について、担い手を明確化した上での対策についての再質問にお答えいたします。

これまで品目横断的経営安定対策の対象規模要件につきましては、認定農業者で4ヘクタール、集落営農が20ヘクタール以上となっておりますが、見直しに当たっては基本原則を踏まえつつ、新たに市町村特認制度が創設されることとなっております。

具体的には、地域農業の担い手として、地域水田農業ビジョンに位置づけられた認定農業者または集落営農組織であって、規模要件を満たさない者についても市町村長が認め、国との協議により本対策に加入することができます。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 当銘勝雄君。

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 知事の基本的な、安保条約を容認し、沖縄に基地を存続させるというような態度がよくわかりました。

農林水産部長、やはりもう少し私と最終的に議論しなくちゃならないというふうに思います。これは後日です。

○議長（仲里利信君） 兼城賢次君。

〔兼城賢次君登壇〕

○兼城 賢次君 所見を述べながら護憲ネットワークを代表し質問をいたします。

私は、3期12年間にわたり県議会の末席を確保させていただきましたが、本日の代表質問が最後の質問の機会になります。その間、お世話になりました皆様に対し、この場をかりて深くお礼を申し上げます。

議会活動を振り返るに当たり思いますことは、戦後63年がたち、また復帰後36年がたちましたが、議会開会前に起こった少女暴行事件に見られるように、今日なお我が郷土沖縄は米軍基地が集中し、再編縮小は遅々として進まず、戦後は終わるどころか、米軍の事件・事故は後を絶たない状況が続いているということです。

またしても米軍人による痛ましい少女暴行事件が発生しました。再発防止、綱紀粛正、教育の徹底を日米政府が言葉を尽くしても基地ある限り事件は起こります。知事は、謝罪者に握手し、エレベーターまで見送るなど、事件を矮小化させ、おもねるとしか見えないことも、礼儀を大事にする行為のように取り繕うが、事件の凶悪性からして県民感情をないがしろにするものであります。

けさの新聞は、米軍人による新たな女性暴行事件が報道されています。少女暴行事件後にも米軍人の不祥事は繰り返され、歯どめがかかりません。抗議も再発防止の申し入れも効果がない。事件・事故の抑止能力を失った米軍には撤退しかないのであります。

基地問題についてお伺いいたします。

基地の位置づけ、知事発言のあり方についてであります。

知事の発言は、個人的なことで断っても、知事個人の思惑を超えて県の最高指導者の発言として周辺に影響を与えるものであります。知事は、米軍基地の存続にもかかわるような整理縮小が進まなかった理由として、個人的見解として、地政学的な意味で軍事的、軍事技術上大きいのではないかという感じがしないでも

ないと、2007年5月15日のインタビューで答えられましたが、基地の現状容認として受け取られました。

しかしながら、2008年の元旦には、古典的な地政学的な位置論は、軍事技術が進んだ今日では本当はおかしいとコメントされました。県民世論の多くが反対する基地に基地容認を前面に掲げるのか、基地をこれ以上認めない立場でやるのかが問われることに違ったコメントをされては県民にも戸惑いと不信感を抱かせます。

これまで当時の梶山官房長官が、なぜ沖縄に75%の米軍基地があるかという反論には、残念ながら私も真正面から答える余裕がなく答えることができないと述べたことを取り上げてきました。大野防衛庁長官も、海兵隊の沖縄駐留の理由を明示し得ていません。

知事は、教科書検定の撤回に向けた県民大会開催を求めることで、7月28日の記者会見で県民大会への態度保留と報道されました。一体、知事の真意がどこにあるのか。県民の目から見ると実にわかりにくいのであります。日米安保を容認する立場であれ、沖縄に環境を破壊しながら新たな基地が必要なかどうか、県民の立場で政府にも異議申し立てすべきであります。

戦後63年に及ぶ米軍基地が県民の安心・安全に対してどのようなものであったか。普天間飛行場の代替施設に辺野古沖に新たな基地で新たな被害地域を生むだけでなく、自然破壊するようなことはやめるべきであります。

そこでお伺いいたします。

ア、知事は、地政学、軍事技術上から沖縄の基地をどのように認識されているのかお伺いをいたします。

イ、アメリカの軍事戦略としての沖縄の位置が明らかにされています。知事は、日本政府の基地政策を容認する立場であると考えますが、県民の感情からしても自立を目指す点からも基地の撤去は痛みを伴うが、同時に希望の持てるものであり、自立こそ我が沖縄県民の目的ではありませんか。知事の所見をお伺いいたします。

次に、米軍再編は負担軽減とのことで県民は大きな期待をしたものであります。県当局は、米軍再編については日本全体の抑止力の維持と沖縄を含む地元の基地負担の軽減を目的に進められ、米軍基地の整理縮小に向けた具体的な方策が示され、これが実現すれば基地負担の軽減が図られるとしています。

しかし、事態が進行するに従って見えてきたのは、米軍再編は沖縄の負担軽減などよりも機能強化であり、アメリカの軍事戦略上の必要性によって進められていることが明らかにされつつあります。

陸上自衛隊は、米軍キャンプ・ハンセンを共同使用することになりました。陸上自衛隊の特殊部隊がアメリカの特殊部隊グリーンベレーのもとで共同訓練が行われております。日米軍事同盟の強化が進んでいることが米軍再編には見られます。

嘉手納飛行場ではF15戦闘機の未明離着陸を強行し、殺人的爆音と言われるものでした。欠陥機と言われるF15戦闘機の飛行停止が3回もありながら、住民の不安を解消することなく飛行再開をしております。

騒音防止協定は、運用上の理由でやりたい放題。嘉手納町は、米軍関係の事件・事故への抗議意見書を2007年度は12月までに11件決議しております。毎月意見書を決議しているようなものであります。次から次に起こる事故に抗議も再発防止の申し入れも効果がありません。

12月にF A18戦闘機が名護市上空を飛行し、騒音に苦情が役所に寄せられ、恐怖感を感じるとのことです。名護市上空の爆音は、嘉手納飛行場周辺では日常的なことであります。普天間飛行場の代替施設は住宅地上空を飛行することも明らかになっています。

守屋前事務次官は、嘉手納より南の基地は強制接収された土地、それを県民に取り戻すもので、キャンプ・シュワブは唯一、沖縄の人が誘致した基地だとして中南部の基地をシュワブ周辺に集中させる「ノーザンプラン」、いわゆる北部地域への基地集約を主張されたということであります。

そこでお聞きいたします。

ア、中南部の基地をシュワブ周辺に集中させる「ノーザンプラン」が言われているが、知事の所見をお伺いいたします。

イ、強制接収された基地と誘致、みずから受け入れた基地は米軍の事件・事故についても政府の対応も違うものと考えねばなりません。辺野古沖への新たな基地建設は、地域住民の覚悟と知事も認識すべきと考えます。いかなる理由があるにせよ、辺野古沖への基地建設は、新たな基地建設以外の何物でもないものであります。所見をお伺いいたします。

次に、行財政についてお伺いをいたします。

道州制は、これまで他人事のように思われていました。国の財政が逼迫し、三位一体の改革は交付金の削減、借金の肩がわりという地方に痛みを押しつけ、国優先の改革でありました。

いまだ道州制の中身が明らかではないのですが、沖縄が単独州を目指した場合に課題の一つは財政問題とのことであります。いまだに見えないものを予測しながら議論も必要と思われるが、基本的には沖縄がどう

あるべきか、将来どのように進んでいくことが望ましいのか、県民の立場で見通すことが求められていると考えます。

鳥取県の片山前知事は、道州制は国の行財政改革のためではなく、国民のための道州制にしなければならないと述べています。

37年前の復帰前年の1971年に、屋良主席が自治の確立と基地のない平和な島を復帰措置に関する建議書に託して上京したものの、国会では自民党による返還協定が強行可決され、幻の建議書と言われることになりました。道州制、自立が論議されている今こそ、この建議書を県民がいま一度読み直していただきたいものであります。

当時、復帰後の暮らしについて苦しくなるのではないかと不安を抱きながら建議書は、生活不安の解消のためには、基地経済から脱却し、この沖縄の地に今より安定し、今より豊かに、さらに希望の持てる新生沖縄を築き上げていかなければなりません。言うところの新生沖縄は、その地域開発というも、経済開発というも、ただ単に経済次元の開発だけではなく、県民の真の福祉を至上の価値として、目的として、それを創造し達成していく開発でなければなりません。従来の沖縄が余りにも国家権力や基地権力の犠牲になり、手段となって利用され過ぎてきました。このような地域からも沖縄は脱却していかなければなりませんと訴えております。

2月17日に独立を宣言したコソボ自治州の例を挙げてもなく、独立すなわち自立のきっかけとなったものは、将来への希望、みずからの国をつくっていくという強い信念と誇りであります。インフラは当時と比べものにならないほど整備されたものの、36年後の今の沖縄の状況と重なり、昨今のことかと錯覚しかねないではありませんか。

続けて建議書は、沖縄県民は過去の苦難に満ちた歴史と貴重な体験から復帰に当たっては、まず何よりも県民の福祉を最優先に考える基本的原則に立って、1点目に、地方自治の確立、2点目に、反戦平和の理念を貫く、3点目に、基本的人権の確立、4点目に、県民本位の経済開発等を骨組みとする新生沖縄を描いています。

これが36年前の復帰措置に関する建議書の基本理念であり、現在の沖縄にも十分通用する考え方であります。

建議書は、沖縄は余りにも国家権力に翻弄されたと述べていますが、基地の重圧、ひずみは復帰36年たっても変わっていません。再編交付金を見るまでもあり

ませんが、それに県民の気概や知事のリーダーシップも問われます。

そこでお伺いいたします。

ア、建議書は県民の立場から提起されました。今日でもその提起の意義は大きいものと考えますが、知事の所見をお聞かせください。

イ、道州制が論議されています。いずれ導入されるものと思われます。沖縄側が主張すべきことはどのようなことと認識されておられるか、知事の所見をお伺いいたします。

次に、財政健全化策のイの一番に県税収入の確保を挙げています。職務の中でも税金徴収の税務職員は、納税者との対応にも人間関係や専門的な知識が要求されます。国は、国税専門官の部門を持ち、特化をしています。

大阪市では、高度な専門性が求められる税務職員を育成するための基本方針を策定し、中長期的な人材育成を目指して人事交流の基準も税務職員には適用しないようにするなど、また職階も排除するなどの取り組みをし、税務行政に意欲を持たせるといっております。

専門職種化することにより、メリットを選択できるような対策を講ずればそれなりの人材育成が可能であり、ぜひ専門家を養成し、後輩への経験を生かすようなことをしていかなければ、幾ら財政健全化策で県税収入で財政健全化の秘訣とするにも厳しいものがあります。

ちなみに、那覇県税事務所の平成19年度の職員定数71名の在所年数の内訳は、62名、88%が1年から3年目の職員であります。税金を徴収する納税職員は26年で、平均所在年数は1年1カ月となっています。

そこでお聞きいたします。

ア、行財政改革プランに基づく財政健全化策で歳入の確保を挙げておられるが、今後の具体的な取り組みと専門官育成についてお伺いをいたします。

次に、情報システムの専門家確保・育成についてお伺いをいたします。

県は、今や情報システムなしでは何ひとつ処理できないシステムになっています。国も電子政府構想計画を進め、情報システムの最適化、IT経費のコストダウンが重要な課題となっています。

ところが、ITシステムについては職員の職務を超え、技術的、専門化する機種への対応が十分ではないようです。他県では、民間から情報専門家を採用し、情報システム開発に関する省力化検討や、指導し助言等で大きな役割を果たし、情報システムの最適

化に関しては従前より数段進歩してきているとのこと
であります。

県は、システム開発にはコンペを実施し、契約の透
明性・公正性を確保し、経費の縮減を図っているとの
ことでありますが、これから年々多様化していく情報
システムに、県の職員も専門家ではなく、相手の売り
込み、コンペで対応せざるを得ない。IT津梁パーク
など数十億の費用を要する事業に専門的な人が不在で
あります。リーディング産業とするには心細いもので
あります。ますますIT化していく中で、コストや運
用面から見ても専門家による情報関連の対応が必要で
はないかと考えます。

そこでお聞きいたします。

ア、情報システムの専門家の採用はますます多様化
することからしても急ぐべきと考えるが、所見をお伺
いたします。

イ、リーディング産業として位置づけられている情
報システムの専門家を確保・育成すべきと考えるが、
対応についてお聞かせください。

教育行政についてお伺いをいたします。

沖縄学生会館の老朽化による寮閉鎖についてお伺い
をいたします。

沖縄学生会館は、築45年で老朽化し危険な状態なの
で、安全点検で耐力度調査をするとのことでありま
す。安全性が住む人にとって第一に優先すべきことは
当然の措置であります。そうではあっても、安全点検
の話がにわかに持ち込まれ、在寮生をろうばいさせる
手法はどういうことなのか。

寮長によると、昨年11月28日、管理運営している
国際交流人材育成財団の担当者は3点のことを示して
います。県民の所得や家庭が経済的に困難な学生に
とっては、命綱とも言える施設であります。

基本的な施設や機会を財政困難を理由に閉鎖し、売
り払って財政の一助にもと考えられているとすれば、
県の人材育成の基本そのものが成り立たないのではな
いか。人材育成財団から寮生への説明についてお聞き
をいたします。

ア、平成20年度以降、新規の寮生を募集しないこと
について。

イ、20年度中に建物の耐力度調査を実施し、最悪の
場合は県は財政難なので建てかえは考えていない、閉
寮するということになっていますが、それについてお
聞かせください。

次に、視覚障害者の普通高校への入学についての対
応についてお聞きをいたします。

10年前に初めて沖縄盲学校から宮城かし子さんが受

験をし、豊見城高校に入学され、大学も卒業し就職を
されております。

受験の許可をちゅうちょされていた教育庁に対し
て、県の視覚障害者団体と全国組織が一緒になって受
験許可の申し入れが実現されたことも私にとって心に残
るものであります。

現在では3人目の視覚障害者の上地翔子さんがコザ
高校で学んでいます。点字活動など困難が予想された
ことでした。これからも受験と推薦制などの対応を期
待しております。

そこでお聞きいたします。

ア、視覚障害者が普通高校に入学していますが、学
校の対応、生徒の反応、今後の課題についてお聞かせ
ください。

イ、課題とされた教材の点訳や視聴覚教材を使った
授業はどのようになされているのかお伺いをいたしま
す。

次に、高等学校の生産物、実習等の売上金の学校現
場への還元についてお聞きいたします。

高等学校では、実習を兼ねて、水産高校では航海実
習、商業高校ではデパート経営実習、農林高校では畜
産、野菜、花卉園芸、加工品等の実習を兼ねて生産
し、地域販売の実地教育をいたしております。

私は、以前から、農林高校生が路地を練り歩きなが
ら野菜などを売っているのを何げなく見ていました。
あるとき、汗を流しながら帰ってきた生徒が先生に、
これだけ売り上げてきたのだから学校も得しただろう
と得意げに言ったそうです。先生は、この売上金はす
べて教育庁へ納めなければなりませんと言うと、大変
がっかりしたとのことを聞いております。

いいものをつくって地域で販売する生徒たちへ、市
場原理の金もうけではなく、教育的刺激、学習意欲を
高める意味で売上金の学校現場への還元をたびたび指
摘してまいりました。条例との関係で困難とのこと
であるが、生徒を激励し、学習意欲の面からも検討すべ
きと考えます。

ア、高等学校の生産物、実習等の売上金の学校現場
への還元について、どのように対応なされたかお伺い
いたします。

○議長（仲里利信君） ただいまの兼城賢次君の質問
に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に戻
したいと思います。

休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時18分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

午前の兼城賢次君の質問に対する答弁を願います。
仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 兼城議員の御質問にお答えする前に、具志川市議会議員から引き続き15年の長きにわたり、県勢の発展に対する御貢献・御苦労に対し、心から感謝を申し上げる次第でございます。

それでは御質問の中で、第1の基地問題について、沖縄に基地が集中することについての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、戦後27年間に及ぶ米国統治下で、民有地の強制接収などによって広大な米軍基地が形成され、沖縄の本土復帰後も日米安全保障条約に基づく提供施設として引き続き米軍が使用することになり、現在に至っております。

全国の米軍専用施設面積の約75%が集中する沖縄県の米軍基地の状況につきましては、沖縄県の地理的条件に加え、このような基地が形成されてきた歴史等を踏まえる必要があると考えております。

次に、行財政についての御質問の中で、建議書提起の意義への所見という御趣旨の御質問にお答えいたします。

復帰措置に関する建議書は、沖縄の正しい復帰の達成を表明するとともに、将来の平和で豊かな沖縄県づくりのための具体的な措置を政府に求めたものであります。

同建議書は、県民福祉を最優先に考え、地方自治権の確立、反戦平和、基本的人権の確立、県民本意の経済開発等を理念として掲げております。これは、現在においても地方行政運営の基本的理念であると考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させます。

○議長（仲里利信君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 基地の撤去についての御質問にお答えいたします。

米軍基地問題については、国際社会における安全保障、地主や駐留軍従業員の生活、跡地利用計画などを総合的に勘案して、米軍基地のさらなる整理縮小を求め、県民の過重な基地負担の軽減に取り組むたいと考えております。

次に、基地のシュワブ周辺への集中についてお答えします。

米軍再編については、全体として、兵力や訓練の移転、施設の返還・整理・統合が盛り込まれるなど、米

軍基地の整理縮小に向けた具体的な方策が示されております。これが実現されれば、基本的には基地負担の軽減が図られるものと理解しております。

米軍再編の最終報告には基地の北部への集約についての具体的な言及はなく、日米両政府は、沖縄に残る施設・区域の統合のための詳細な計画を作成することから、今後、その内容を十分に見きわめる必要があると考えております。

米軍の事件・事故への政府の対応についてお答えします。

今回の事件は、未成年者に対する悪質な暴行事件であり、遺憾であります。

このような米兵に関連する事件・事故に対しては、いかなる理由があれ、厳しく対応されるべきものであり、基地建設に至った経緯の違いにより政府の対応が異なるとは考えておりません。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 行財政についての御質問で、道州制に関し、沖縄が主張すべきことへの認識についての御質問にお答えいたします。

国等において道州制に関する議論が進められておりますが、現時点では道州制がどのような姿になるか明らかではなく、導入に向けて課題も多いものと考えております。

県では、21世紀沖縄の進路を指し示す長期ビジョンを策定することとしておりますが、そこで描かれた将来像を実現するための自治のあり方はどうあるべきかとの視点に立って、今後、道州制に関する議論を深めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 行財政についての関連で、税収入の確保と税の専門家の育成についての御質問にお答えいたします。

税収入の確保の取り組みにつきましては、「沖縄県行財政改革プラン」に基づきまして、平成21年度までに全国平均並みの収入率に引き上げることを目標とし、自動車税納期内納付率や個人県民税の納付率の向上、滞納額圧縮のための目標達成のため徴収対策に努めているところでございます。

今後の具体的な対策につきましては、特に個人県民税は平成19年度の税源移譲による大幅な徴定増に伴い、その対策は極めて重要であることから、直接徴収

の拡充強化や県職員の短期併任制を導入し、市町村の徴収強化を支援しているところでございます。

平成20年度は、個人県民税徴収対策チームを編成し、市町村と連携した徴収対策のさらなる強化に努めてまいります。

また、収納率向上や滞納額の圧縮につきましては、自動車税のコンビニ収納の本格導入、インターネット公売の導入やタイヤロック等の拡充強化に加え、差し押さえの強化等を図り、職員のさらなる徴収率向上に努め、目標達成に向けて取り組んでいくこととしております。

次に、税の専門家育成につきましては、「沖縄県職員人材育成基本方針」に基づき、広い視野と高い専門性をあわせ持つ職員を人材育成の目標の一つに設定して取り組んでいるところでございます。

専門的な知識・経験を必要とする税務分野につきましては、職員の適性と意欲を踏まえた上で、人事異動の原則3年を超えた職場配置や本庁税務課及び各県税事務所の税務部署間の継続配置により、税務行政に関する知識や経験の修得、蓄積及び承継を図りながら、専門性の高い職員の育成に努めているところでございます。

次に、情報システムの専門家の採用・確保・育成について、関連しますので一括してお答えいたします。

情報システム人材の育成につきましては、職員の適性と意欲を踏まえた上で、大学等で情報技術関係を専攻した職員の職場配置や、人事異動の原則3年を超えた職場配置により、情報技術に関する知識や経験の修得を図りながら、専門性の高い職員の育成に努めているところでございます。

しかしながら、近年、情報システムの高度化・専門化が進んでいることから、他県におきましては外部から情報技術関係に精通した人材を任期つき職員として採用し、情報システムに関する企画調整や指導等の業務に従事させている事例がございます。

県としましては、予算の効率的執行の観点から、庁内情報システムの現状や他県の対応状況等を調査し、職員では十分に対応できない場合の外部からの情報システム専門家の活用について検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） 休憩お願いいたします。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後1時29分休憩

午後1時30分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

○教育長（仲村守和君） それでは教育行政についての御質問で、学生会館の入寮生募集についてお答えいたします。

千葉県にある沖縄学生会館は、建築後45年が経過しております。

県教育委員会としましては、入寮している学生の安全を確保するため、平成20年度中に耐力度調査を実施し、建物の老朽化状況を把握する予定であります。そのため、沖縄県国際交流・人材育成財団では、耐力度調査が円滑に実施できるよう平成20年度の新規募集を行わないこととしております。

また、沖縄学生会館の寮生及び寮監に対しましては、県教育委員会から耐力度調査の実施に向けた説明と協力依頼を行ったところであります。

次に、耐力度調査の結果を受けての対応についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、平成20年度中に実施する予定の耐力度調査の結果を受け、沖縄県国際交流・人材育成財団及び入寮生等の意向を聴取するなど、適切な対応をしてまいりたいと考えております。

次に、普通高校における視覚障害者の対応等についてお答えいたします。

現在、県立高等学校に全盲の視覚障害の生徒が1人入学しております。

当該校の対応といたしましては、盲学校勤務経験者を学級担任に配置するとともに、点字ブロックの設置などの施設整備、点字プリンター等の備品整備を行っております。

入学した生徒は、充実した学校生活を送っており、周りの生徒も本人との触れ合いを通して、障害に対する理解を深めているとの報告を受けております。

課題といたしましては、教材の点訳や視聴覚教材を使った授業への参加等であると聞いております。

次に、課題とされた教材の点訳等についてお答えいたします。

教材の点訳については、学級担任や他の職員が対応しており、視聴覚教材を使った授業においては、教師や周りの生徒が補足説明を行うなどの配慮をしているとの報告を受けております。

県教育委員会といたしましては、今後とも学校との調整を密にし、障害のある生徒の学習環境の整備に努めてまいります。

次に、実習生産物売り払い代についてお答えいたします。

専門高校における実習は、各分野において学んだ理論を実際に体験することにより知識や技術を習得し深めることを目的としており、その充実を図ることは極めて重要であります。

農林高校や水産高校などの専門高校の実習で生産された鶏卵や野菜などの生産物の売り払い代については県の歳入とされ、その全額が家畜の飼料代や肥料代、備品費などの実習のための経費の財源に充てられ、各学校の実習内容に応じて配分されているところであります。

県教育委員会においては、これまで実習費の所要額の確保やその適切な配分により各専門高校における実習の充実に努めてきたところであり、御提言の趣旨につきましても、さらなる実習の充実に資するものと考えます。

このため、本年度から実習費の一部を各専門高校の実習生産物の売り払い代の伸びを指標として配分しており、学校現場の生産意欲や学習効果の向上が期待されております。

県教育委員会としましては、今後とも実習の充実及び生徒の学習意欲の向上を図る方策について、学校の意見も参考にしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 兼城賢次君。

〔兼城賢次君登壇〕

○兼城 賢次君 再質問でございますが、基地問題で「ノーザンプラン」、北部地域への基地の集約化と辺野古沖への新基地受け入れについてですけれども、これはSACOにはないことだとか、あるいは基地はどういう形であろうか抗議はするんだというような意見を言っているんですが、そういうことを前提にしての再質問なんです。

昨年の12月に名護市の上空でF A 18戦闘機の飛行が3日間連続して市民から苦情や抗議がありました。それを受けて名護市議会が民間地上空での飛行訓練中止を求めた抗議決議をいたしました。

政府が、SACOにはないけれども、しかし前政務次官の「ノーザンプラン」というのは、北部地域への基地の集約化を申し上げております。そして、再編交付金もこれはSACOにはないかもしれないけれども、しかしこういうことをずっと彼らはやってきている。そういう前提でこの質問をしているわけです。

政府は、今でさえ米軍の事件・事故にまともに対応しない状況で、みずから受け入れた基地から派生する被害には住民や市町村の抗議にも真剣に対応しようと

しなかったと、そういう抗議にも真剣に対応しようとしなないことは、もう自分たちで受け入れたところはないだろうということが予見されるわけですね。これまでの政府の対応は再編交付金に見られるように、受け入れ地域に対する事件・事故の対応は軽くあしらうことは十分予測できます。辺野古への代替施設の受け入れは、事件・事故も受け入れるという覚悟がなければならぬと考えるが、知事の所見をお伺いしたいということであります。

それから建議書の件ですけれども、建議書の位置づけについてですが、建議書の理念は、基地を容認しないし、基地に依存することをよしとする姿勢とは相入れないものです。これについて先ほどの答弁とは違いますので、これも依存するということと相入れないんだということで質問しておりますので、知事の所見をもう一度聞かせてください。

それから学校現場の件ですが、高校生の生産物売り上げですが、教育長の配慮には評価をするものであります。

さて、これで私の県議会での最後の質問を終えることにいたします。

この12年間で県政は大田県政から稲嶺県政の保守県政へと変わりました。また、稲嶺県政を継承する仲井眞県政へと引き継がれました。しかしながら、冒頭で申し上げたとおり、本県の状況は、特に米軍基地の状況は本質的に何ら変わっていないというのが私の実感であります。

知事執行部と議会は車の両輪と申しますものの、やはり本県においては基地問題を中心に保守・革新の区別は明確に存在しております。平和のあり方、平和への道筋、平和への強い希望、将来を生きる子供らにとっては平和な沖縄であってほしいという強い信念は、革新側にこそあるものと思っております。

識者は、政治とは、情熱と判断力の2つを駆使しながら、かたい板に力を込めてじわっと穴をくりぬいていく作業だ。もし、この世の中で不可能事を目指して粘り強くアタックしないようでは、およそ可能なことの達成もおぼつかないというのは全く正しく、あらゆる歴史上の経験がこれを証明していると述べております。

私は、今任期をもって議員活動から身を引くものではありますが、残られる議員諸侯、加えて仲井眞知事におかれましては、沖縄の明るい平和な未来を構築すべく御努力をされんことを心から祈念申し上げまして私の最後のあいさつといたします。（拍手）

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後1時39分休憩

午後1時41分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 兼城議員の再質問にお答えいたします。

基地を容認するとか、受け入れたら事件・事故も当然のこととしてこれを受け入れることになるのではないかというような御趣旨だったと思いますが、それは当然のこととしてそうはならない。事件・事故はあってはならないことですから、これについては、私どもは断固として反対をし、改善・改良を要求していくというのは当然のことだと思っております。

さらに、この建議書についての私の答弁の中で、恐縮ですが、御質問の趣旨が正確にわかりにくかったんですが、基地のない平和な沖縄というような考えがあったということについての御質問だと思いますが、理念としては当然のことだと思いますが、現実に国際情勢を踏まえると、現に今基地があって、これがなかなか整理縮小が進まない現実を踏まえた上で、私の答弁も先ほどの答弁となっているわけでございます。

○議長（仲里利信君） 狩俣信子君。

〔狩俣信子君登壇〕

○狩俣 信子君 皆さん、こんにちは。

護憲ネットワークの狩俣信子です。護憲ネットワークの代表質問最後になります。

実は、一昨日の2月19日、私どもは2月10日に発生いたしました米兵による少女暴行事件に対する抗議集会を持ちました。これは緊急な集会でしたけれども、30に上る女性団体を結集いたしまして、320人余りの怒りに燃えた抗議集会というふうになったわけであります。

ところがまた18日ですか、新たな米陸軍兵士による暴行事件が発生いたしました。本当に何度繰り返されたらいいのかという思いであります。

そこで知事に、連続してこういうのが起こることに對するコメントをお願いしたいんですが、実は95年のあの事件のときに、大田知事は言いました。行政を預かる長として一人の少女の人権すら守れなかったこと、これに對して謝罪しますというコメントがあったんですね。知事は、こういう連続して起こるこの事件に對してどのように思っていらっしゃるかお聞かせください。

ところで、知事は昨日、米軍人による事件・事故に對しまして7つの犯罪防止策を挙げました。しかし、

いずれも今までやったことの追認だというふうに考えております。言えることは、米軍基地がこの沖縄にある限り、米軍人・軍属によるこのような事件はなくなるということであります。

解決する方法といたしましては、基地を撤去する以外にありません。とりわけ海兵隊は直ちにお引き取りを願いたい。何度繰り返したら気が済むのでしょうか。もう綱紀肅正、兵員の再教育、聞き飽きました。無意味に聞こえます。

イギリスにも約1万人の駐留米兵がいるとのことですよ。ドイツにも多いときで6万8000人の駐留米兵がいたわけですが、そういうところでは米兵によるこのような事件は起こっておりません。聞いたことがないといひます。沖縄ではなぜ何度も何度もこのような事件が繰り返されるのでしょうか。なぜでしょうか、皆さん。軍隊の持つ構造的暴力、人殺しを教える軍隊、よき隣人という名の暴行犯、我慢の限界です。

このような状況の中でも、日米地位協定の見直しではなく運用でという日本政府に、沖縄に米専用施設の75%を押しつけていて恥知らずだと私は思っています。

それでは日米地位協定の見直しについて伺ひます。

(1)点目、知事は、日米地位協定の見直しを2008年度の取り組みの姿勢の中でも取り上げておられます。見直しについては、前回の11月定例会で、米議会の方が効果的ではないかという話もあり、訪米も含めて戦術を研究してしっかりやりたいと答弁しています。今後の具体的な取り組みについて伺ひます。

(2)点目、知事は、日米地位協定の見直しではなく運用でという不誠実な日米政府に、今回の少女暴行事件を受け、どう対応していくのか伺ひます。

(3)点目、子供、女性の人権保障の立場からも日米地位協定の見直しが早急に求められます。今のままの不平等協定でいいはずがありません。知事の決意を伺ひます。

2点目、米兵による少女暴行事件について伺ひます。

私の身近にも実は米兵による性被害を受けた方がおられるんです。いまだにそのトラウマに悩んでいます。心の傷が癒えることがありません。公にすることもできず、本当に苦しんでいるんです。そういうことも受けまして質問いたします。

(1)点目、米兵による暴行事件が起こるたびに被害者へのケアについて言われますが、実態が見えません。どこが主体的に責任を持ってケアをしているのですか。県ですか、警察ですか、市町村ですか、その他の

機関ですか。また、それにかかる費用はどこが負担しておられますか。米軍ですか、日本政府ですか、沖縄県ですか、市町村ですか、加害者なのですか、お聞かせください。

(2)点目、ケアについての期間制限はあるのでしょうか。

(3)点目、基地外に居住する米兵への思いやり予算での住居手当や光熱費などの負担があるのかどうか伺います。

(4)点目、二度と再びと言いながら繰り返されるこのような事件をなくすためには、海兵隊の撤退しかないと思っていますが、知事の見解を伺います。

次3点目、教育問題についてであります。

きのうも出ておりましたけれども、再質問でまた私もいろいろあるものですから伺います。

まず、珊瑚舎スコーレについて。

これまで何度かこの問題を取り上げてきましたが、再度お尋ねしたいと思います。

(1)点目、夜間中学「珊瑚舎スコーレ」について。

ア、珊瑚舎スコーレで学ぶ高齢者の皆さんが中学校卒業証書の授与を待ち望んでいます。3月の卒業期が近づいていますが、11月議会で市町村の学校に学齢簿が作成できないか話し合うとの答弁でありました。その後の経過について伺います。

イ、教育長は先日、珊瑚舎スコーレを視察したとのことですが、そのときの感想と今後の対応について伺います。

(2)点目、学校司書について伺います。

財政難を理由に教育現場にさまざまなしわ寄せが押し寄せています。国内総生産に対する教育費の公的支出についても、日本は経済協力開発機構（OECD）に加盟している39カ国の中で最低であります。

これは前にも申し上げましたけれども、デンマーク8.3、アイルランド7.8、こういうふうに来まして日本は3.7、最下位です。その中でやり方によっては改善策も出てくるのではないかと私は思うわけですが、学力向上というならば、学校図書館の有効な活用方法も検討することが大切です。

そこで伺います。

ア、学校司書の現状について伺います。

イ、学校司書の専門性についてどうお考えなのでしょう。

ウ、専任司書教諭と充て司書教諭の違いは何ですか。

エ、学力向上対策と図書館とのかかわりについてどう分析しておられますか。

オ、学校司書の臨任と非常勤の違いは何ですか。

(3)点目、沖縄盲学校の特別支援学校編成整備計画について伺います。

沖縄盲学校のこの件につきましては、未来を考える会の皆さんからいろいろお話を伺いました。2月18日に皆さんからいろんな御意見を伺い、勉強会を持たせていただきましたけれども、その中で幼少期からの盲教育の大切さ、これを私たちはお聞きいたしました。目の見えない子にとっては、耳から入ることがすべて。そして手で触れることによって物に対する認識が始まっていく。そのために幼少期からの教育が必要であり、耳で音をとる訓練から始めなければならないということです。特に発達段階にいる視覚障害児にとっては、どの音をとっていいかわからず、その基本的なことを訓練することを根気強くやらなければならないということでもあります。そのため、ある程度成長した人の交流は結構ですが、幼少期からの、すなわちまだ訓練途中の交流とか併合の中での教育については心配だということをお話しされておられました。

今回出されました沖縄盲学校の知的障害児との併合問題は、知的障害児の皆さんを排除するのではなく、それぞれの障害を持った子供の育ち方が違うということ、お互いに我慢を強いることになるおそれがあるということで大変危惧をしていらっしゃる。また、視覚障害だけでなく、知的や身体障害など重複児への対応、そのニーズが拡大している中で、県内唯一の視覚障害学校として単独校を希望しているとのことでありました。

私も実際に話を聞く中で、お母さんの声をどう聞き分けるか、そして米の音がどう子供たちに伝わるか、いろんな器具でやりながら、そして手で触れることによって、これがざらざらしたものですよ、これとこれは一緒のつるつるですよとか、いろんなことをやっていらっしゃるんですね。やはり耳で聞いて、手で触れて、それでじゃないとできていかないという、これをお話しされていたんです。

そこで私は伺います。

ア、「沖縄盲学校の未来を考える会」が単独校としての存続を求めておられますが、教育長の所見を伺います。

イ、今回、沖縄盲学校に知的障害教育を合併するという案が出されておりますが、単独校ではいけない理由は何なのでしょう。伺います。

ウ、「沖縄盲学校の未来を考える会」が行った署名活動に、特定の団体の主張に安易に同調することは望ましくないとして教職員へ圧力を加えたようですが、

行政側の人権意識が問われております。今後、庁内の人権意識向上のための対応を伺います。

(4)点目、30人以下学級の次年度からの実施について伺います。

4、労働・雇用問題についてであります。

(1)、基地内労働の実態について伺います。

ア、2008年1月13日の沖縄タイムスに、米軍基地内でのパワーハラスメントの記事が掲載されました。従業員数228人中140人の隊員と10人の元隊員、計150人が署名し、職場の環境改善を訴えております。その後の経過と現状を伺います。

イ、米軍基地内でパワハラが起こったとき、解決のための方策はどうなっているのか。また、どの機関が対応するのか伺います。

(2)、非正規雇用の実態について伺います。

知事はきのうの答弁の中で、企業誘致の昨年度の実績として2800人の雇用があり、IT津梁パークの導入で8000人の雇用が見込まれるというお話でございました。その雇用の質の問題、それはどうなっているのか非常に気になります。要するに、正職員なのか、あるいは非正規の雇用なのか、そこらあたりが非常に気になるわけです。

今の若い人たちにお話を聞いてみますと、臨任や非常勤、パートが多く、生活の不安、経済的な不安を訴えておられます。

そういう中でお尋ねいたしますが、ア、正規雇用でないため、いつ解雇されるかと不安を持った若者たちが多い。グッジョブ運動というけれども、この若者たちの不安解消のための対応策を伺います。

イ、県内の非正規雇用の現状と課題を伺います。

ウ、県内外の派遣労働の実態とグッジョブ運動はどうかかわっていくのか伺います。

5点目、福祉・医療政策について伺います。

(1)、不妊治療についてであります。これは助成を受けて不妊治療を受けた8割の方々が非常によかったと、とても助かるというふうな声が寄せられております。

ア、県内においては、2005年度から不妊治療を受ける人への国庫補助が行われているようですが、現状と課題は何か伺います。

(2)、後期高齢者医療制度の4月1日からの実施について伺います。

全国的には75歳以上の後期高齢者は1300万人。その医療費は11兆4000億と言われています。沖縄県の実態・状況はどうなのか。また、平均収入が、県民所得が全国平均の7割しかないこの経済状況の中で、その

負担がどうなるのか気になっております。

そこで伺います。

ア、高齢者の皆さんへ一層の負担押しつけにならないかと懸念しております。県内の状況と凍結について国へ要請する必要はないのかということで所見をお伺いいたします。

(3)、年金についてであります。

ア、宙に浮いた年金、消えた年金など、余りにもずさんな社保庁の管理体制であります。県内の状況はどうなっているのか伺います。

イ、県内の第三者委員会での取扱件数、そして解決されたのはどのぐらいあるのか、あわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（仲里利信君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 狩俣議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、在沖米軍兵士による暴行事件についての知事のコメントの御質問に対してお答えいたします。

このように米軍人に関係する事件が連続していることは極めて遺憾であります。

米軍は、実効ある再発防止策を早急に講じ、一層、綱紀肅正を徹底すべきであると考えております。

次に、日米地位協定の見直しについての御質問にお答えいたします。見直しに向けた取り組みいかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県といたしましては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。これまで、より多くの国民や国会議員の皆様に地位協定の見直しの重要性を理解していただくため取り組んできたところであります。

去る2月13日には、来沖した参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会委員長に対し要請したほか、2月15日にも来沖しました民主党国会議員に、さらに2月18日及び19日には軍転協を通じて内閣官房長官を初め日本政府と在日米国大使館等に対し要請したところであり、引き続き渉外知事会等と連携をしながら粘り強く取り組んでいきます。

また、米国連邦政府や連邦議会関係者等に沖縄県の実情を伝え、理解してもらうため、訪米も含め検討していきたいと考えております。

同じく、日米地位協定の見直しに関する対応と決意について答弁をさせていただきます。

日米地位協定につきましては、政府に対し、機会あ

るごとにその見直しを求めてきたところでありますが、政府は依然として運用改善により対応するとしております。

しかしながら、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量をゆだねる形となる日米地位協定の運用改善だけでは不十分であり、日米地位協定を抜本的に見直す必要があると考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（仲里利信君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 犯罪被害者へのケアの実情についてお答えいたします。

県警察では、米軍構成員等による事件であるか否かにかかわらず、殺人、傷害、強姦等のように専門的な被害者支援が必要な場合には、捜査員とは別に被害者支援要員を指定して被害者や御家族に対して病院の手配、受診時の付き添い、事案概要、捜査状況の説明等必要な情報の提供、被害者等の要望等の把握などの支援活動を行っているところであります。

今回の事件につきましては、被害者が女性でかつ中学生であったことから、被害者支援要員に女性警察官を指定し、所要の被害者支援活動を行っているところであります。

また、被害者等の精神的被害の回復及び軽減を図る施策として、平成14年から「被害者等カウンセラー制度」を運用しており、被害者等に対しましては、事件発生後早い段階で同制度を教示し、被害者等の要望があれば精神科医または臨床心理士によるカウンセリングを実施することとしているところ、今回も同制度について既に教示しております。

これらを初めとする犯罪被害者支援のための事業として、平成19年度におきましては総合的被害者対策推進事業、犯罪被害者等基本法推進事業があり、合計487万6000円が県警察の予算として計上されております。

なお、事件発生後、早期の段階において県警本部及び沖縄警察署からマスメディアに対し、被害者が一日も早く通学ができるなどもとの生活に戻れるように、学校及び自宅周辺での取材等の自粛を強く申し入れたところであります。

次に、ケアの期間制限についてお答えいたします。

被害者支援要員による各種支援活動につきましては、原則として、当該事件の被疑者が検挙され、起訴、不起訴等の検察庁処分が確定するまで行っております。

しかし、被害者等の精神的動揺が激しく、引き続き対応が必要と認められる場合や被害者等からの要望があった場合などについては、検察庁処分が確定した後であっても必要と認められる期間、支援活動を継続実施しているところであります。

また、県警察が行う被害者等に対するカウンセリングにつきましては、被害者等の要望に基づき行い、当該カウンセリングを実施したカウンセラーがカウンセリングの継続の必要性に関する判断をしているところであり、期間や回数の制限はありません。

以上です。

○議長（仲里利信君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 基地外居住に対する思いやり予算についての御質問にお答えします。

沖縄防衛局によると、基地外に居住する軍人等の住居手当や光熱費等については、在日米軍駐留経費負担、いわゆる思いやり予算による日本政府の負担はないとのことであります。

次に、在沖海兵隊の撤退についての御質問にお答えします。

県は、これまで日米両政府に対し、あらゆる機会を通じて海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減等による本県の過重な基地負担の軽減を求めてきたところであります。

県としては、米軍再編で海兵隊司令部及び約8000名の海兵隊将校・兵員のグアム移転と、それに伴う嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の整理・統合・縮小が合意されたことは、県民の要望している米軍基地の整理縮小につながるものであり、確実な実施がなされる必要があると考えております。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育問題についての御質問で、珊瑚舎スコーレで学ぶ方々の学齢簿作成についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、これまで戦中戦後の混乱期に小中学校で学ぶことができず、珊瑚舎スコーレで3年間学び続けた方々に対して、戦後処理の一環として卒業証書を授与するとともに、高等学校に進学を希望する方に対しては受験できる配慮を行ってまいりました。

さらに、去る1月には市町村教育委員・教育長研修会において、学齢期を過ぎた方の学齢簿作成について依頼し、2月には市町村教育長協会と意見交換を行っ

たところであります。

次に、珊瑚舎スコールを参観しての感想と今後の対応についてお答えいたします。

戦中戦後の混乱期に義務教育を受けることができなかった方々の学んでいる様子を参観するために、去る1月25日に珊瑚舎スコールを訪問いたしました。

御高齢の方々が向学心に燃え、一生懸命に勉強をしている真摯な態度や、高齢者同士が学び合い、楽しく授業に参加している姿勢に胸を打たれました。また、講師の熱心な指導やその補助に当たっている大学生が高齢者の個別指導を行うなど、多くの方の支援のもとに授業が展開されており、深く感銘を受けました。

戦中戦後の混乱期の中で義務教育を受けることができなかった方に対し、学ぶ機会を提供することの大切さを改めて認識したところでもあります。

現在、卒業認定につきましては、市町村教育委員会で学齢簿に準じたものをつくり、公立中学校に籍を置いて学べるかどうかや、卒業認定の条件などを市町村教育長協会と具体的に意見交換をしているところであり、卒業認定ができる方向での検討を行っていきたいと考えております。

次に、学校司書の現状についてお答えいたします。

平成19年度における学校司書の配置は、県立学校においては高等学校61校に61名、特別支援学校16校に9名となっており、未配置の特別支援学校においては事務職員が兼務して対応しております。また、公立小中学校においては小学校277校に259名、中学校154校に141名の学校司書がおり、複数校兼務することによりすべての学校で対応しております。

次に、学校司書の専門性についてお答えいたします。

学校司書は、図書館サービスの提供及び学校図書館庶務・会計等に従事しているものであります。

これまで本県学校図書館の活性化に学校司書が果たしてきた役割は大きなものがあると考えております。

平成9年の学校図書館法の改正により、平成15年度以降、学校図書館の専門的職務を担当させるため司書教諭が配置され、現在は司書教諭と学校司書が連携して学校図書館活動の充実に取り組んでおります。

次に、専任司書教諭と充て司書教諭の違いについてお答えいたします。

学校図書館法の規定により、本県では12学級以上のすべての公立学校で司書教諭を配置しております。

同法において、司書教諭は、司書教諭講習を修了した教諭をもって充てると定められており、校務分掌の一つとして担当教諭が位置づけられております。

専任の司書教諭は、本県においても配置されておられません。

次に、学力向上対策と図書館とのかかわりについてお答えいたします。

県教育委員会としましては、学校における読書活動を昭和62年度から学力向上対策の一環として位置づけ、豊かな感性や表現力の育成等の基盤づくりとして推進してまいりました。その結果、本県の小・中・高等学校における朝の読書、教科や「総合的な学習の時間」における学校図書館の計画的な活用等が充実してきております。

また、全国学力・学習状況調査においては、学校図書館を学習・情報センターとして活用している学校で活用型問題の正答率が高いという結果が見られます。

今後とも、児童生徒の豊かな人間性の育成や確かな学力の向上の基盤として、学校図書館の活用を図っていく取り組みを充実してまいりたいと思います。

次に、臨任と非常勤の違いについてお答えいたします。

県立学校における図書館司書はすべて県単独予算で措置されており、一部臨時的任用職員及び非常勤職員で対応しております。また、公立小中学校においては市町村の予算等で措置されております。

臨時的任用職員は本務職員と同様の勤務形態であり、非常勤職員は週38時間以内の勤務となっております。

次に、沖縄盲学校の単独校としての存続についてお答えいたします。

平成19年4月に学校教育法が改正・施行され、従来の障害種別の盲・聾・養護学校は複数の障害種に対応する特別支援学校制度へと改められました。

現在、県教育委員会では、学識経験者や保護者代表等から構成された「県立特別支援学校の編成整備に関する懇話会」から提言を受け、特別支援学校編成整備計画（案）を作成し、保護者等への説明や意見交換を行っているところであります。

「沖縄盲学校の未来を考える会」が単独校として存続を求めていることについては、盲学校の持つ視覚障害教育の専門性の維持等に不安を感じておられることのあらわれと受けとめております。

次に、単独校ではいけない理由についてお答えいたします。

特別支援学校制度は、障害の重度・重複化や児童生徒一人一人の教育ニーズに適切に対応するため、障害種別を超えた教育を実施することができる制度であります。

県教育委員会では、学識経験者等から構成された懇話会から、那覇南部地域の教育ニーズに対応するため沖縄盲学校を知的障害の教育も行う特別支援学校として整備することが望ましいとの提言を受け、特別支援学校編成整備計画（案）を作成したところであります。

県教育委員会としましては、今後とも保護者や関係団体等に十分な説明と意見交換を行いながら、理解を得ていきたいと考えております。

次に、人権意識向上のための対応についてお答えいたします。

署名活動に関する情報提供のメールについては、文章中に教職員の活動を規制するかなのような不適切な表現が含まれていたことから、2月6日付で撤回と破棄を通知したところであります。

県教育委員会としましては、今後このようなことが再び起こらないよう「人権ガイドブック」の活用や職場研修等により職員の基本的人権に関する理解を深め、人権を尊重する職場環境づくりに取り組んでまいります。

次に、30人学級の実施についてお答えいたします。

本県では、平成14年度から小学校1年生、平成16年度には2年生へ拡大し、低学年において一律35人学級編制を実施してまいりました。現在、30人学級制度設計検討委員会で実務的な作業を進めているところでありますが、平成20年度における30人学級編制の実施につきましては、施設状況等を踏まえながら小学校1年生で導入をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 労働・雇用問題の御質問の中で、基地従業員へのパワーハラの経過、現状及び解決策についてお答えいたします。一括してお答えします。

1月中旬に新聞で報道された米軍基地従業員に対するパワーハラスメントの現状等について沖縄防衛局へ問い合わせたところ、現在、事実確認を行うため米軍と協議中との回答を受けております。

基地内でパワーハラスメントが起こったときの解決の方策としては、基本労務契約等に苦情処理手続が規定されており、従業員はこの規定に基づいて軍側への救済申し立てが可能となっております。

また、パワーハラスメントが起こったときの対応としては、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づいて、沖縄労働局の総合労働相談窓口で相

談が可能となっております。

次に、非正規雇用の若者に対する対応策と非正規雇用の現状、課題についてお答えします。現状、課題、対応という流れで一括してお答えします。

平成14年の就業構造基本調査によると、県内の非正規雇用者数は16万9700人で、雇用者に占める割合は34.4%となっております。

非正規雇用については、低所得者の割合が多いことや職業能力開発の機会が少ないことなどが指摘されております。

そのため、国においては、パートタイム労働者の正社員化を促すことなどを目的にパートタイム労働法を改正したところであります。また、中小企業において、正社員へ転換した場合に奨励金を支給する制度が平成20年4月に創設される予定であります。

県においては「みんなでグッジョブ運動」を展開するほか、沖縄労働局など関係機関と連携を図り、企業等へ若年者の正規雇用の拡大について働きかけているところであります。

また、フリーターの常用雇用化を図るため、若年者のトライアル雇用の活用を促進するとともに、デュアルシステム事業の推進や、沖縄県キャリアセンターにおいて職業観の育成や就職支援等の取り組みを行っております。

次に、派遣労働者の実態と「みんなでグッジョブ運動」とのかかわりについてお答えします。

平成14年の就業構造基本調査によると、県内企業で就業している派遣社員数は3100人で、雇用者全体に占める割合は0.6%となっております。

県外で雇用されている派遣労働者については、調査がなく実態把握が困難な状況にあります。

雇用形態の多様化により、正規と非正規職員の間に格差が発生しているなどの課題が指摘されており、企業等においては、これに対応した職場ルールの改善も重要であると考えております。

このため「みんなでグッジョブ運動推進計画」においては、企業等が取り組む基本的な事項として、パート、アルバイト、契約社員等の正規社員化と正規・非正規の均衡処遇に向けた取り組み促進などを掲げ、主体的な取り組みを促しているところであります。

今後においても、「みんなでグッジョブ運動」の普及啓発に努めつつ、正社員化を促進する事業の周知及び活用促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 福祉・医療問題についての、不妊治療助成の現状と課題についてにお答えいたします。

県では、平成17年度から不妊治療のうち健康保険適用外である特定不妊治療について、指定医療機関で治療に要した費用のうち1回10万円を上限に年2回まで、通算5年間助成しております。

平成18年度の助成件数は350件、今年度の助成件数は1月末現在ですけれども392件となっております。

特定不妊治療に要する費用は高額になることから、県では特定不妊治療の健康保険適用について九州地方知事会等を通して国へ要請しており、今後とも機会あるごとに要請してまいりたいと考えております。

続きまして、後期高齢者医療制度の県内の状況と国への凍結要請の所見についてにお答えいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、沖縄県後期高齢者医療広域連合の11月議会において保険料条例が可決され、現在は4月開始に向け被保険者証の交付や保険料賦課等の準備作業が進められているところでございます。

後期高齢者医療制度は、少子・高齢化が加速し、保険料を納める現役世代が減り、高齢者の医療費がふえる中で国民皆保険制度を堅持していくため、世代間の負担を明確にし、公平化を図る観点から創設された制度であります。4月からの制度の円滑な施行に向け、今後とも広域連合、市町村の支援に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、年金記録問題における県内の状況についてにお答えいたします。

沖縄社会保険事務局に確認いたしましたところ、基礎年金番号に結びついていない記録について、名寄せの結果、基礎年金番号に結びつく可能性がある方に対し、現在、加入履歴のお知らせを行う「ねんきん特別便」を本人あて順次送付し、記録を確認していただいているとのことでございます。

なお、それ以外の方々につきましては、すべての年金受給者にはことし4月から5月までをめぐり、またすべての現役加入者の方々には6月から10月までをめぐり「ねんきん特別便」を送付し、記録確認を行っていただくとのことでございます。

さらに、社会保険事務所では平日の夜間相談窓口の延長を行っているほか、市町村及び繁華街等での出張相談窓口を開設するなど、幅広く県民が相談できる体制を整えているとのことでございます。

続きまして、県内の第三者委員会での取扱件数等についてにお答えいたします。

「年金記録確認沖縄地方第三者委員会」に対する年金記録の確認申し立て件数は、沖縄社会保険事務局に確認いたしましたところ、2月17日現在で230件を社会保険事務所で受け付け、そのうち138件が第三者委員会へ回付されていると聞いております。

138件のうちの9件について、同委員会から社会保険庁に記録の訂正を求めるあっせん案が出され、そのうち7件については、あっせんに基づき記録の訂正がなされ、その一方で、18件については訂正が認められないとの決定が出されており、残りの111件については、現在、同委員会において審議中となっているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 狩俣信子君。

〔狩俣信子君登壇〕

○狩俣 信子君 御答弁ありがとうございました。

たくさんありますので、順を追っていききたいと思います。

まず、知事、運用でという日本政府に対して、知事は、米側に裁量がゆだねられるということでは不十分であり、見直しが必要と思っているということを言っておりますね。見直しが必要なら具体的に何をやるかなんですよ。見直しが必要だとそこで終わってはもうだめなんですね。その後どうするんですか。それをお聞かせください。

次、珊瑚舎スコールについて行きますけれども、珊瑚舎スコールですね、教育長。今、きっと39名の方が在籍していると思うんです。その中で、学齢簿ができてというのはこれは次年度の話でしょう。ことし、今いらっしゃる中で卒業を希望している方は何名ですか。卒業して、高校に進学する人には卒業認定しますよと。あとの人はやりませんよですよね。そこが私は問題だと言っているわけで、その解決についてどうするのかお聞かせください。

それから学校司書についてなんですが、教育長、余りにも実態が把握されてないようでございます。私が皆さんとお話した中では、こういう話がたくさん出てきているんですよ。今、学校司書としての専門性が非常にないがしろにされていると。学力向上と言いながら、朝の活動とか何とか計画的にやっているという御答弁は確かにいい御答弁もありましたけれども、実態としては、司書の皆さんは司書だけの仕事ではなくて、本当にいろいろ大変な、小さなところになると教科書注文係をさせられる、アルバム撮影担当係、だから遠足も同行していく、コンクール手続もやる、図書館どころではないと言っているんですよ。年休・病休

の職員がいるとその代理でクラスを見る、そして朝の登校時には横断歩道で旗振りをする、こういうことが司書の皆さんに覆いかぶさっている。だから弱いところにそれが行くんじゃないかということで私は心配しているわけです。

そして臨任と賃金の違い。臨任は研修に行ける、でも賃金は行けない。各学校に1人しかいない。司書は1人しかいないから弱いんです。その弱いところに圧力がかかってきて、いろいろやるんですね。賃金の人には研修も行けない。大学を卒業してきてその学校に配置される。そうすると自分になれるのに1カ年かかるわけですよ。でも1カ年で全部首切られるわけですね。そうすると自分の専門性はどうなるのということで、本当にそういう形で、学校司書というのを切り捨てるような形でやっていいのかどうか。学力向上と言いながら、図書館の充実と言いながら、実態がこうだということで、教育長、再度、それをどう思うか答弁ください。

司書の問題は終わりました。

次は、盲学校の問題に行きます。

私は、盲学校の皆さんの切実な声を聞いたんですが、今、教育長は地域の教育ニーズに合わせてとおっしゃいました。その中で、今、知的障害の皆さんがふえているということも知っていますよ。知っているけれども、盲学校としての、沖縄県に1つしかない、この目の見えない方だけじゃなくて、弱視の方にも、途中で失明した方にも、いろんな方に対応するわけですよ。そういう方々の、本当にここがなくちゃどうしようもないんだというこの気持ち。そして一緒にやるというけれども、聞いたら、音楽と体育は体育館と一緒に使うというわけでしょう。じゃ体育館に目の見えない人はどうして入っていくのと言ったら、視覚障害の人から先に入れて、知的障害の人は後に入れますというんだけど、そんなことでいいんですか。視覚障害の人は自分の世界を手探りで行くわけですよ。その中でどこにぶつかるかわからないような、この危険性もある中で、安全性の問題も出てくるわけですよ。

そういうことで、併合型を進めていくという地域のニーズとおっしゃるけれども、ほかに方法があるでしょうということも私は教育長としては考えていただきたい。併合している他府県の状況はどうなんですか、お聞かせください。

そして、単独校として必要だという声は、障害を持った、身体障害も知的障害も視覚障害も、いろんなことを体験した先生方が言っているわけですよ。自分

は知的も経験した、けれどもやはり視覚障害の皆さんには単独校が必要だと、そういう声もしっかりと聞いていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

知事、子供の暴行事件につきましては、知事は遺憾であるとかということをするんですが、一つの県のトップとして、要するに県民の人権ですよ、人権を守るというのが行政のトップの仕事だと思うから私は聞いているんですが、そこらあたりの知事の覚悟、決意を再度本当にお聞かせください。こういうことで他国の状況も調べてくださいよ、これがどうなっているか。

また再々質問いたします。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後2時33分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 狩俣議員の再質問にお答えいたします。

まず第1に、地位協定の大幅改定見直しについて具体的にはどうするんだというような御趣旨の御質問だったと思いますが、これも先ほど申し上げましたように、文字どおり、これは日本では御存じのように政府では外務省であったり防衛省であったり、そしていろんな担当部局が内容に応じてまた関連していると思いますし、これにつきましては私の方では内閣官房長官とか、日本政府とそれから在日米大使館等に先ほど申し上げましたように要請をしているところであり、引き続き渉外知事会と提携しながら粘り強く取り組んでいきたいと考えておりますし、先日は民主党の先生がお見えになったときにもお願いしたんですが、日本は各党に地位協定の見直し等々、ちょっと正式な名前は覚えておりませんが、各党おおよそ似たような内容の勉強会といいますか、研究会のようなものを持っておられますから、日本の中で各政党、それから担当省に説明と改定の必要性を理解していただき、あわせてアメリカも政府、そして議会、両方に対応をしていく必要があります、ことしはアメリカについても、ちょっと今これは戦術的にはかなりよく研究する必要があると思いますが、練りに練って、粘り強く対応してまいりたいと考えております。

それから、先ほどのまず冒頭の御質問の中に関連した再質問だと思いますけれども、今度の米軍人による少女への暴行事件についてですが、これについては先ほども申し上げましたように、このような米軍人に関

係する事件が連続しているということは極めて遺憾だというのが率直な気持ちでございまして、米軍は実効性のある再発防止策を早急に講じ、より一層綱紀の肅正を徹底すべきであると考えておりますし、きのうの自由民主党の先生方の代表質問で申し上げたと思うんですが、米軍人等犯罪防止対策の我々の対策会議というようなものをつくりまして、いろんな対策について今まとめているところでもあります。

これは7項目、そんな目新しいものはないのではないかというような御趣旨のことをおっしゃったと思うんですが、例えば、第1に、やはり米軍人等に対する研修とか教育というのを徹底してもらいたい。これは何種類かあるかと思えます。

さらに2番目が、米軍人等の生活規律の強化。これは先ほど出ていますような外出禁止措置の時間であるとか、対象の拡大であるとか、第2に、外出禁止措置の徹底であるとか、規律違反及びその上司の責任であるとか、罰則の強化とかいろんなことが出ております。

3番目には、基地外に住む米軍人等の対応。これについてもいろんなことが出ております。

それから4番目には、防犯施設の充実。これは防犯灯であるとか公園等における防犯対策等々がありますし、その他警察の取り組みの強化等々もありますし、学校における取り組み、さらに一番最後に、これは少し時間がかかりますが、日米地位協定の見直しなどなど、目新しいものはないとおっしゃるかもしれませんが、こういうオーソドックスなところを粘り強く続けていこうと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは狩俣信子議員の再質問についてお答えをいたします。

3点ございましたので、まず1点目で、現在、珊瑚舎スコーレで学んでいる高齢者の方々の3年生が卒業期に近づいておりますけれども、ことしの卒業生への対応はどうするかということと、何名いるかということでありましたけれども、現在、珊瑚舎スコーレに通う3年生は18名でございまして、4名の方が卒業証書の授与を希望しております。そのうち3名が高等学校への進学を希望しております。

県教育委員会としましては、その4名の方について卒業証書の授与を準備しております。しかしながら、正式な卒業証書ということにつきましては、学齢簿をつくって、その中学校に学籍を置かなければいけない

わけでございますので、それについては3月までに市町村教育委員会と協議をしているところでございますので、4月1日までにはその依頼文書等も発送して確認をして、現在の1・2年生についてはこれから新たにつくっていきます。こういう考え方で卒業を正式に認定をしてまいりたいと思っております。

それから2点目でございますが、2点目は、非常勤の学校司書の研修についてということでございますけれども、非常勤職員の研修については、これは制度上できないような状況でございます。

そこで、学校におきましてはその研修会での資料とか、あるいは共有の情報交換などを積極的に行っているというふうに聞いております。

次3点目でございますけれども、3点目は、盲学校の編成整備の他県での状況についてということでございますけれども、現在、長崎県で平成18年度より盲学校に知的障害の分教室が設置されております。福岡県では視覚障害と肢体不自由、そして病弱の教育を行う学校をやっているということです。それから愛媛県では盲学校と聾学校を統合し、さらに知的障害の教育を行う学校の設置を検討しているということでございます。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 狩俣信子君。

〔狩俣信子君登壇〕

○狩俣 信子君 御答弁ありがとうございました。

知事、いろいろ御答弁いただいたんですが、防止策としてきのうも7つおっしゃったんですよ。だから、これは私は今までずっとずっと聞いてきたことで、知事もオーソドックスなことだとおっしゃっているものですから、そうなんだよと思うんですが、その中で外出禁止措置の徹底なんて言ったんですが、きょうの新聞をごらんになりましたか。もう25日に廃止すると言っているんですよ。徹底どころじゃないじゃないですか、そんな防止策。だから何度も何度も、知事、63年間起り続けてきたレイプ事件ですよ。暴行事件です。何度女性が被害に遭えばいいんですか。だから多くの女性が怒っているんですよ。こういう生ぬるいやり方では女性たちはもう納得しません。だから、海兵隊の撤退しかないねという話を私たちはしているわけです。それを知事はやらないと、そこは求めないということですよ。ここだけ確認させてください。

それから次、教育長に伺いますが、珊瑚舎スコーレの件なんですけれども、4名が卒業認定を希望しているというけれども、学校に進学する方は高校進学というふうな形になるんですが、あと1人については正式

なものはないわけですね。でも、教育長も珊瑚舎スコールに行って、あちらの方の生の声をお聞きになったでしょう。皆さんは小学校、中学校出てなくて、本当に学んだ中で卒業証書が欲しいと言っているんですね。60、70になってもその気持ちがあるわけですよ。それにどうこたえるか。

戦後の混乱期を本当に頑張ってきた先輩方がそういう気持ちでいる中で、ではお尋ねしますけれども、4月1日にはそういう依頼文書を出して、今の1・2年生には適用できるようにするというんですが、じゃ、今のこの1名、この卒業証書が正式なものじゃないというこの方に対しては、4月1日でもこれができるんですか。そこをちょっと確認させてください。

それから学校司書のことで、非常勤は制度上できないですね。だから1人しかいない非常勤の司書が困っているわけです。大学を卒業してすぐ行きますよ。図書館に行って、右も左もわからない中でそれをやらなくちゃいけないわけですよ。それを研修の機会もなくて、自分が1カ年間やっと手探りでやって、そこでなれたと思ったら、はい、あなたはもう終わりです、1カ年で終わりですと。専門性が保証されてないと言っているんです。だから学校司書は専門性があると認めるならば、少なくとも1カ年はそこになれる、2カ年目はさらに子供たちのために頑張って、3カ年目はさらに充実させるというその期間が欲しいと、そういう話です。

それから次、盲学校の件ですが、他県では長崎県があるとおっしゃった。分教室とおっしゃったんですが、それはどういうことですか、ちょっとお聞かせください。

それから愛媛県というのは検討しているわけでしょう。実際に導入されているわけじゃないということと、先ほど私が言いました盲学校を経験した退職した先生方、この方々はいろんな障害児学校を回ってきたわけです。そういう中で、やはりいろんな障害を持った方にそれぞれに適応した教育の仕方は大事だけれども、まず最初に、目が見えないということ、まずその方々に対応することが大事だと。いろんな障害を経験してきた退職した先生方がおっしゃっているわけですよ。その声について教育長はどう受けとめますか。

よろしくお願いします。

○議長（仲里利信君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 狩俣議員の再々質問にお答えいたしますが、先生の御主張といいますか、お考えは、先生のお立場からのお考え、これについては私も

個人的にはほとんど同じ気持ちではあります。しかしながら、こういう犯罪が起きたということが即また海兵隊全部の撤退へというところへ主張が直接結びついていくというのは、現実的ではないのではないかと考えます。ですから、再編の中で8000人の海兵隊のグアムへの移転、こういうものをむしろしっかり進めながら徐々に減らしていくという方が現実的ではないかと考えております。

ただ、女性の人権をじゅうりんすると、それに対する怒りというのは、先生と全く私は同じだと考えております。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後2時49分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは狩俣信子議員の再々質問についてお答えをいたします。

まず1点目の、珊瑚舎スコールの4名の方々が卒業証書の授与を希望しているというお話を申し上げまして、3名の方々は高等学校へ進学を希望していると。あとお1人の方にも卒業証書は授与されるわけです。そういうことで、4名の卒業証書を希望される方には全員上げることになっております。これは中学校に卒業台帳を仮につくりまして、そこに記載をして番号をつくって、その当該中学校で卒業証書を授与しているということでございます。

現在の1・2年生につきましては、中学校に学籍をつくりますので、これについては学校長の判断・責任のもとに正式な卒業証書が授与されていくものと考えております。

2点目でございますけれども、非常勤の司書の皆さんの研修については、学校司書というのが事務職でありますので、この任用について継続はできないという状況でございますので、やはり研修会等の資料を共有したり、あるいは情報交換を積極的に行って研修を深めさせていきたいと思っております。

それから3点目の分教室ということでございますけれども、長崎県に分教室がございますけれども、これは地域の知的障害のある児童のための養護学校の小学部の分教室ということですね。養護学校の小学部の分教室ということが長崎県の分教室の意味でございます。

それから、いろんな方々の声についてどう考えるかということでございますけれども、やはり専門性の維

持と、そしていろんな安全面等の不安等もあるということでございますので、こういうことにつきましては真摯に受けとめまして、今後とも継続をして保護者等との意見交換を行いまして、十分なコンセンサスを得た上での計画を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 狩俣信子君。

〔狩俣信子君登壇〕

○狩俣 信子君 どうも御答弁ありがとうございます。

知事、海兵隊撤退はやらないということは、これからも女性に対する人権侵害が起り続けるわけです。知事と私と同じ思いというんですが、怒り方が違うんです、全然。知事は女性の痛みを何だとお考えですか。

私の友人にもいるんですよ、実際にこの被害者が。いまだに立ち直れないでいるんですよ。こういう人を目の前にしているから、もうこういう軍隊は要らない。しかも海兵隊だけでなく、陸軍でしょう、空軍でしょう。もう大変ですよ。知事、私たちの、女性の生の声をしっかり受けとめてください。

それから教育長、分教室について、今ちょっと意味がわからない。それで、これにつきましてはもうちょっと後でお聞きします。

それから継続して話をしていくというこの部分はちゃんとオーケーです。

お答えください。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは狩俣信子議員の再々々質問についてお答えをいたします。

今後とも、その編成整備計画につきましては継続して保護者等との意見交換を行いまして、十分なコンセンサスを得た上で計画を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明22日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時55分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 仲 里 利 信

会議録署名議員 比 嘉 京 子

会議録署名議員 糸 洲 朝 則

平成20年 2月22日

平成20年
第 1 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 5 号）

平成20年
第 1 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第5号）

平成20年2月22日（金曜日）午前10時0分開議

議 事 日 程 第5号

平成20年2月22日（金曜日）

午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出 席 議 員（43名）

議 長	仲 里 利 信 君	23 番	玉 城 義 和 君
副議長	具 志 孝 助 君	24 番	内 間 清 六 君
1 番	上 原 章 君	25 番	前 島 明 男 君
2 番	佐喜真 淳 君	26 番	國 場 幸之助 君
3 番	新 垣 良 俊 君	27 番	伊 波 常 洋 君
4 番	仲 田 弘 毅 君	29 番	浦 崎 唯 昭 君
6 番	赤 嶺 昇 君	30 番	安 里 進 君
7 番	當 山 弘 君	32 番	兼 城 賢 次 君
8 番	狩 俣 信 子 君	33 番	新 里 米 吉 君
9 番	比 嘉 京 子 君	34 番	高 嶺 善 伸 君
10 番	奥 平 一 夫 君	35 番	当 山 全 弘 君
11 番	前 田 政 明 君	36 番	外 間 久 子 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	37 番	金 城 勉 君
13 番	當 山 真 市 君	38 番	糸 洲 朝 則 君
14 番	辻 野 ヒロ子 君	40 番	小 渡 亨 君
15 番	親 川 盛 一 君	41 番	池 間 淳 君
16 番	嶺 井 光 君	42 番	新 垣 哲 司 君
17 番	岸 本 恵 光 君	45 番	外 間 盛 善 君
18 番	當 間 盛 夫 君	46 番	平 良 長 政 君
19 番	当 銘 勝 雄 君	47 番	新 川 秀 清 君
20 番	渡嘉敷 喜代子 君	48 番	喜 納 昌 春 君
22 番	嘉 陽 宗 儀 君		

欠 席 議 員（4名）

5 番	照 屋 守 之 君	28 番	砂 川 佳 一 君
21 番	瑞慶覧 朝 義 君	39 番	上 原 賢 一 君

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井真弘多	君
副知事	仲里全輝	君
副知事	安里カツ子	君
知事公室長	上原昭	君
総務部長	宮城嗣三	君
企画部長	上原良幸	君
文化環境部長	知念建次	君
福祉保健部長	伊波輝美	君
農林水産部長	護得久友子	君
観光商工部長	仲田秀光	君
土木建築部長	首里勇治	君
企業局長	花城順孝	君
病院事業局長	知念清	君
出納事務局長	上原久己	君
会計課長		

知事公室監	上運天	昂	君
秘書広報統括			
総務部	名渡山	司	君
財政統括			
教育委員会	伊元正一	君	
教育長	仲村守和	君	
公安委員会	翁長良盛	君	
公安委員長	得津八郎	君	
警察本部長	比嘉正幸	君	
労働委員会	瀬良垣	馨	君
人事委員会	太田守胤	君	
人事務局長			
代表監査委員			

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	長 嶺 伸 明	君	主 査	佐久田 隆	君
次 長	遊 佐 信 雄	君	主 幹	上 当 佳代子	君
議事課 長	嘉 陽 安 昭	君	主 査	大 城 佳 美	君
課 長 補 佐	平 田 善 則	君	主 査	金 城 悦 子	君
主 査	中 村 守	君			

○議長（仲里利信君） これより本日の会議を開きます。

日程第１ 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲 朝則君 おはようございます。

公明党・県民会議を代表して質問を行います。

その前に、あいた口がふさがらないというか、のど元過ぎれば熱さ忘れるというか、まさにこの言葉が当てはまるような、最近の米軍の言う再発防止、綱紀粛正とはまさにこの程度のものでしょうかと、そういう感をいたしております。

さきの女子中学生暴行事件を受け海兵隊は、14・15日の両日、日常わきまなければならない規範を身につけるための全隊員対象の倫理教育を行ったばかりでございます。その直後に起きた沖縄市での酒酔い運転と名護市での住居侵入、さらにはにせ札偽造、フィリピン人女性への暴行と、米軍はたるんでいるとしか言いようがありません。

19日に起きた我が国イージス艦と漁船との衝突事故によって、本土マスコミ報道の視点は徐々に沖縄から離れつつあることを懸念いたしますが、私たちは一段

と声を大きくして沖縄の基地の現実を訴え続けていかなければならないと実感をしております。

このことをまず冒頭に強く主張し、質問に入らせていただきます。

1点目に、平和行政についてであります。

沖縄平和賞は、世界平和を希求する我が県の姿勢を示すものとして多くの県民の期待を受けて発足いたしました。設立の背景にはこうあります。

「沖縄県民は、この悲惨な戦争体験と27年間にも及ぶ米軍施政下の歴史を通して、平和の尊さを肌身で感じており、戦争の悲劇を再び繰り返してはならないと堅く誓い、平和の実現を強く求めてきました。世界では、今なお地域紛争が後を絶たず、貧困、難民、民族、宗教問題等多くの課題があり、これらを解決するためには、世界の人々が相互理解に努め、協力していくことが大切です。私たちは、沖縄平和賞の賞を創設し、賞の運営を通じて平和への思いを全国に広げていくとともに、九州・沖縄サミット首脳会合で発信した平和を希求する「沖縄の心」を引き続き世界に発信し、恒久平和の創造に貢献したいと念願しています。」と。

この理念のもと沖縄平和賞は創設され、これまでに2002年にペシャワール会、2004年に国際医療援助団体

「AMDA」、そして2006年に「沖縄・ラオス国口唇口蓋裂患者支援センター」の3者に賞が贈られてきました。

今後のさらなる取り組みを拡充し、アジア・太平洋地域に沖縄平和賞ネットワークを確立し、この賞の理念をさらに昇華させ、世界に誇る県民参加型の賞として育てたいとの観点から、以下の質問をいたします。

(1)、平和発信という我が県のとうとい使命を具体化する沖縄平和賞の一層の充実を図るべきだと考えます。沖縄平和賞に対する知事の所見を伺います。

(2)、平和の意識を持って沖縄を訪れる県外の人たちにも平和賞のことをもっと知っていただく必要があると思うが、平和祈念資料館に平和賞のコーナーを設置したらどうか。

(3)、県民参加型の賞としていくために、何らかの形で平和に対する県民の気持ちを具体化する必要があると考える。例えば県民参加型の平和賞基金を創設したらどうでしょうか。

(4)、2年に一度の受賞時だけでなく、常日ごろから県民の意識の中に賞に対する関心を高めることが重要だと思います。日常的な県民の意識啓発を図るためのシンポジウムや出前講座を開催したらどうか。

(5)、受賞者の平和に対する思いを県民に語りかけてほしいと感じます。そこで提案でございます。受賞者による県議会での演説を提案をいたします。

(6)、次に、我が県の不発弾処理の問題について伺います。

「鉄の暴風」とも形容される沖縄戦では、日米の戦闘でおよそ20万トンの弾薬が使用されたと言われております。そのうち約5%に当たる1万トンが不発弾とされています。陸上自衛隊のとうとい処理作業によって今日までに約7000トン以上が処理されてきましたが、いまだ2400トンが地中に眠り、毎年30トンのペースで処理を行ってもその完全処理には80年以上かかるとされております。1974年には幼稚園児ら4人を巻き込む痛ましい事故を引き起こしておりますし、また処理や避難に伴う経済的損失や住民の心労もはかり知れないものがあります。

不発弾処理の加速化及び最終処分等について伺います。

イ、不発弾の処理業務は本来国の責任で行うべきであり、自治体が2分の1を負担するのは全く理解できません。処理費の国における全額負担と処理のスピードアップを図るため、予算増額を国に強く求めるよう主張いたします。知事の所見を伺います。

ロ、ロンドン条約の規制強化に伴い、最終処分に当

たってこれまで海上投棄されてきたものが、民間委託による最終処分になるが、危険の伴う最終処分業務を民間委託されることに疑問を感じます。なぜ民間委託なのか、いつから委託されるのか、受け皿はあるのか。今後の展開等について御説明をお願いします。

ハ、最終処分に参入し、その収益を難病支援に役立てたいというNPO法人もあるが、県として何らかの支援はできないか伺います。

2、米軍再編問題。

米海兵隊の連続不祥事は、米軍再編にも暗い影を投げかけております。

沖縄の負担軽減の象徴である普天間飛行場の移設は、1995年の少女暴行事件に端を発した復帰後最大規模の島ぐるみ闘争の中でSACOが設置され、合意された整理・統合・縮小計画の最大テーマなのであります。あの少女暴行事件から今年で13年になります。沖縄国際大学構内へのヘリ墜落からは4年目です。

知事が求めるV字案の沖合修正に対し、日米両政府はかたくなな態度のままであり、移設作業は依然として出口の見えないトンネルの中という状態ですが、県民の多くは一日も早い普天間基地の危険性の除去を望んでおります。

そこで伺います。

(1)、普天間飛行場の一日も早い危険性除去が求められる。3年以内の閉鎖状態という知事公約の見通しはどうか。

(2)、辺野古移設について、知事の現在の基本的立場は。また、V字滑走路案の沖合修正をどう実現させるか。

(3)、辺野古移設と嘉手納以南の返還はリンクするのか。

(4)、嘉手納以南の返還跡地の開発については、11月議会でも取り上げましたが、返還跡地の開発は新たな法律や制度のもとでの計画策定が重要であるとの認識で再度伺います。

3、建設・土木関係について伺います。

建設・土木関連及び県内のインフラ整備について質問いたします。

(1)、全県での電線地中化が急がれております。現在の取り組み状況、または課題について。

(2)、モノレールと路面電車を含む鉄軌道導入の見通しは。県の今後の方針等について伺います。

(3)、建築基準法改正により着工前の審査が必要以上に厳格化され、確認業務が滞っております。早急な対策が急がれると思うが、以下の事項について御説明を求めます。

イ、行政機関及び適合判定員は、確認審査の厳格化に対し過剰なまでに反応し、適正化を逸脱しているとの声があるがどうか。

ロ、行政機関及び適合判定員は、確認審査の基準を必要最低限の基準として明確化し、指導するべきだと思うがどうか。

ハ、行政機関及び適合判定員は、社会経済的影響を考慮し、迅速な審査をするべきだと思うがどうか。いわゆる「望ましい」等の記述に対する方針決定は、構造設計者の裁量権に存すると考えるがどうか。

ニ、適合性の判定は、建築基準法、施行令、告示、通達等、具体的明文化されている項目に対してのみ確認すればよいのであって、個人的な設計思想を強要するべきではないと思うが、県の考えはどうか伺います。

4、観光振興について伺います。

我が県経済のリーディング産業である観光産業が好調に推移しています。

昨年の入域観光客は前年比4.1%増の約587万人を記録し、米同時多発テロの影響で落ち込んだ2001年の翌年の2002年以来、6年連続で過去最高を更新しております。牽引力となっているのは海外からの観光客で、前年比約87%増の17万4600人を記録、これは沸騰する東アジア経済を背景に来るべき大交流時代を予感させるものであります。

こうした中、県内の大手旅行社では、右ハンドルになれるための4カ国語運転シミュレーターを日本で初めて導入するなど、画期的な試みも始まっています。

我が県の観光は、ハード・ソフトの両面で課題が山積していますが、課題山積の中でこれだけ好調というのは、換言すれば、課題を一つ一つ克服していけば大きな可能性が開けてくるということでもあります。

以上の視点で、質問を行います。

(1)、政府の観光庁設置にあわせて県はどのような対応をとるのか。

(2)、那覇空港滑走路増設の具体的見通しは。

(3)、新国際線ターミナル開設の見通しは。

(4)、クルーズ船専用バースの整備に向けた進捗状況は。

(5)、台湾、韓国、香港、中国など東アジア客誘致に向けての具体的取り組みは。

(6)、中国人に対するノービザについては消極的な意見もあるが、知事の見解は。

(7)、花と緑のアイランド構想について。

観光先進地であるハワイやシンガポールを訪れた方々が、異口同音にこう指摘されています。那覇空港

から都心部までいわば沖縄の顔なのに、ハワイやシンガポールと比べてなぜあんなにも殺風景なのかと。温暖な気候を生かし、年じゅう花と緑で沖縄を埋め尽くす花と緑のアイランド構想を提唱します。

例えば、横断陸橋等の構造物はブーゲンビリア、壁面緑化や屋上緑化も進め、久茂地川や国場川等の河川沿いには桜並木やサガリバナ、イッペイ並木等、街路樹を初めとする植樹の拡充や、学校教育の中での植栽教育実習、地域、企業、県民挙げての年間100万本植樹運動の展開を柱とし、地域ごとに特色ある花と緑のアイランド構想を策定してはどうか。

この植樹運動は、観光資源としてのみならず、環境保護、環境教育として大きく育てることにつながります。グリーンベルト運動の指導者でノーベル平和賞を受賞したケニアのワンガリ・マータイ博士は、グリーンベルト運動を通して女性のエンパワーメント、いわゆる能力開花が進んだことなどを踏まえ、木を植えることは命を植えることであり、未来と平和をはぐくむことにほかならないと言われております。

古代インドで、釈尊が緑の木々を植えることの重要性を説いたことや、戦争を放棄し、慈悲の政治を行ったアショカ大王が街路樹の植樹など環境保護政策を進めたことなど、植樹運動の重要性をかいま見る思いがいたします。

花と緑のアイランドを目指し、県が音頭をとり、市町村が地域を巻き込んだ草の根植樹運動を展開していったらどうか、伺います。

5、保健・医療・福祉。

(1)、久米島で食物アレルギーの患者と家族を受け入れるツアー商品が企画されております。今後、食物アレルギーだけでなく、難病や障害者などが安心して来沖できるバリアフリー観光の充実が求められますが、県の取り組みは。

(2)、薬害肝炎救済特措法が成立をいたしました。県内における被害者の現状について御説明をお願いします。

(3)、難病支援センターの利用状況について御説明の上、今後の展望を伺います。また、さらなる拡充が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

(4)、医師不足の抜本策について示していただきたい。

(5)、自衛隊や海上保安庁と任務を補完し合うドクターヘリの導入が急がれるが、現状と今後の対応について伺います。

6、女性政策。

公明党は、女性の一生をトータルにサポートする女性の一生サポートプランを検討しております。これま

で我が党は、女性専門外来の設置を推進してきましたが、まだ男性と女性の違いによる性差医療は進んでいないのが実態であります。

また、こういう話があります。

あるヨーロッパ在住の日本人女性が出産のために現地の病院に行ったところ、医師から、あなたが生まれてからこれまでに受けた予防接種や病歴、治療歴の記録を見せてくださいと求められたそうです。その国では、一人一人が生まれてから自分の健康に関する記録を一冊の手帳として持っていて、病気やけがのときは当然ですが、特に妊娠・出産のときにはその情報を見ながら医療を受けるというのです。

そこで、公明党は現在政府に対し、女性の生涯にわたる健康を守るために女性の健康パスポートの発行を求めています。また、仕事と生活を調和させることは人間として豊かな生き方ができる社会づくりの基本にもなります。家族団らんの時間でも、子供たちの心身ともに健全な成長のためにも不可欠です。

その観点から、公明党は今、政府に対し、仕事と生活の調和推進基本法の制定を求めています。女性の一生をトータルでサポートしていくことが今ほど求められることはありません。

そこで伺います。

(1)、女性専門外来の設置状況、女性医師の確保と復職支援が必要だと思うがどうか。

(2)、子宮頸がん検診の推進や予防ワクチンの承認、普及状況は。また、マンモグラフィー検診の普及状況について。

(3)、更年期障害への理解促進が必要だと思うが、県の取り組みについて伺います。

7、教育について伺います。

昨年実施された全国学力テストは、我が県の教育界のみならず、多くの県民に衝撃を与えました。

復帰後、県内の教育現場のほとんどの皆さんは、学力の向上に向けて献身的に取り組んでこられたことは私も十分承知いたしております。しかし、現実には残念ながら全国基準にあっては、我が県の子供たちの学力不足は否めないのが実態であります。折しも、政府においてはこれまでのゆとり教育の弊害が指摘され、初めて脱ゆとり教育が掲げられたわけであります。

かつて我が国には、全国津々浦々に寺子屋が存在し、読み、書き、そろばんの基礎学習が徹底して行われたわけであります。当時、我が国の識字率は世界最高レベルにあったと言われていました。ところが、戦後教育は学級崩壊など深刻な課題を突きつけておりま

す。

今こそ我が国は、国家のための教育という発想を捨て、教育のための教育という理念に立ち返り、自立心と公共心に富んだ人材群の輩出に向け、国を挙げて取り組むべきときを迎えています。そのリード役を果たさなければならないのが、世界に誇るべき平和の心と万国津梁の精神を持った沖縄なのであります。

このような決意から、以下の質問をいたします。

(1)、深刻な状況にある我が県小中学生の学力向上に向けて、県を挙げた取り組みが迫られているが、県の取り組みについて伺います。

(2)、国のいじめ対策緊急支援総合事業に対し、県の対応について伺います。

イ、学校問題解決支援事業、ロ、いじめ未然防止に向けた社会性育成事業、ハ、子供たちによるいじめ根絶運動支援事業について御説明願います。

(3)、沖縄科学技術大学院大学の設置に伴い、子弟教育のために設置されているインターナショナルスクールの概要及び取り組みについて伺います。

8、地上デジタル放送について伺います。

地上デジタル放送への完全移行まで3年半になりました。

地デジ移行は、テレビ放送にとって白黒からカラーへの移行以上の大変革と言われております。音声や画像の質的向上はもちろんですが、それ以上に遠隔医療や教育、災害情報などさまざまな分野での活用が期待されるところです。しかし、離島の難視聴問題や、テレビやチューナーの買いかえに伴う負担、さらには要らなくなったテレビのリサイクルなど、今後クリアすべき課題は多く残されています。

そこで伺いますが、(1)、2011年7月の地デジ完全移行に伴う難視聴問題の解消やユーザーの負担について伺います。

イ、先島地域のデジタル化について、ロ、南北大島のデジタル化と難視聴解消について、ハ、テレビの買いかえやチューナー購入の負担について、ニ、アナログテレビのリサイクル化について、ホ、公営住宅におけるデジタル化対策について御説明をいただきたいと思います。

9、離島振興について伺います。

(1)、離島苦の解消にはさまざまな問題があります。中でも、親元を離れて勉学に励む高校生にとって経済負担の軽減や教育環境の整備は重要であります。離島から本島の高校に進学する高校生のための寮を整備すべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。

(2)、廃棄物の処理とリサイクルの促進について。

一般及び産業廃棄物の処理とリサイクルの促進について、現状及び課題、今後の取り組みについて御説明を願いたいと思います。

(3)、銀行の支店や出張所のない離島にとって、住宅ローンやその他の支払いをわざわざ那覇など銀行の支店や出張所のある場所まで出向かなければならない不便さは、時間と費用の負担を余儀なくされております。ここにも離島の格差を感じるわけでございます。よって地元の郵便局から銀行口座へ入金できるシステムの設置について伺いますが、現状とそして今後の将来展望について御説明を願いたいと思います。

以上、代表質問とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（仲里利信君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

糸洲議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、平和行政の中で、沖縄平和賞についての御質問にお答えいたします。

さきの大戦で悲惨な地上戦を体験しました沖縄県民は、命と平和のとうとさを肌身で感じております。世界の恒久平和は、沖縄県民が心から望んでいるものと承知いたしております。

沖縄平和賞は、このような平和を求める県民の心を世界に発信するために創設され、理念として、アジア・太平洋地域における平和・非暴力の実現や貧困、飢餓、環境等の問題の解決及び音楽・スポーツなどの交流を通じた平和的友好関係の構築などの促進を掲げ、これまでに3回の贈賞を行ってまいりました。

県内から初受賞されました沖縄ラオス国口唇口蓋裂患者支援センターは、県民からいただいた賞金を見える形で活用したいとして、ラオス国に口唇口蓋裂患者のための手術施設を建設するとともに、ラオス国から沖縄への留学支援に使用するとのごことでございます。受賞後もラオス国との友好発展に資する活動を継続いたしております。

今後とも、沖縄平和賞が世界の賞となるようにしっかりと取り組み、沖縄の歴史と風土の中で培われた平和を何よりも大切にする沖縄の心を世界に発信し、人類普遍の平和の創造の確立に努めてまいります。

次に、米軍再編問題の中で、普天間飛行場の3年めどの閉鎖状態の見通しについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る2月7日に開催されました第6回協議会で、私は政府に対し、3年めどの閉鎖状態の実現などにつきまして、前向きかつ確実に取り組むよう求めたところ

であり、今後とも機会あるごとに主張してまいりたいと考えております。

同じく米軍再編問題に関連いたしまして、知事の基本的立場と沖合移動についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきまして地元の意向や環境などに十分配慮し、政府と協議を行い、確実な解決を図ることが私の公約であり、基本的な方針でもあります。

このため、これまでの協議会におきましても、代替施設は可能な限り沖合へ移動することや、現在の普天間飛行場の危険性を早期に除去し、騒音の軽減を図るなどの3年めどの閉鎖状態の実現について政府に強く求めているところでございます。

普天間飛行場の移設に当たり、地元の理解と協力が不可欠であることは当然のことであり、地元の意向が反映されないままでは事業の円滑な実施に支障を来すことになると考えております。

今後とも、政府と協議を重ね、移設問題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、同じく米軍再編に関連いたしまして、返還跡地開発に係る新たな法制度等に関する御質問にお答えいたします。

嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還につきましては、本島中南部都市圏における大規模な返還であります。事業実施について、財源の確保や実施体制をどうするか等の課題がございます。

そのため、県としましては、現行の枠組みの継続はもちろんのこと、新たな制度の検討も含め、きめ細かな対応を政府へ求めていく考えでございます。

次に、建設・土木関係の御質問の中で、電線類地中化事業の現在の取り組み状況についてお答えいたします。

電線類地中化事業は、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、安定したライフラインの確保などを目的に事業を推進いたしております。

現在の取り組み状況としましては、平成16年度を初年度とする「無電柱化推進計画」により、平成20年度までに約37キロメートルの整備を進めているところでございます。

整備上の課題としましては、特に安全の確保が重要であることから使用する資材が耐震性・耐久性を要するなど特殊であります。1キロメートルの整備費用がおおよそ5億円を要すること、また整備費用につきましては、沖縄電力、N T Tなどの電線管理者にも多額の

負担が生じることなどが課題となっております。

今後、電線類地中化の整備促進を図るためには、国、県、関係市町村等の道路管理者と電線管理者で構成する「沖縄ブロック電線類地中化協議会」において、おおむね5カ年の整備計画を策定する必要があることから、平成21年度から始まる新たな整備計画の中で整備促進を図っていく考えてございます。

次に、観光振興に関する御質問の中で、中国人に対するノービザについての御質問にお答えいたします。

中国に関しましては、ビザ発給の要件緩和が進んでおります。これまでの団体旅行に加え、本年3月からは家族旅行も可能となる予定となっております。

県といたしましては、中国は有望な旅行市場でもありと考えており、マーケティングに基づく効果的なプロモーション戦略を展開していくことといたしております。

今後とも、中国人観光客に対するビザ発給の要件緩和等が促進されるよう、関係機関と連携を密にして国に対し働きかけてまいりたいと考えております。

次に、保健医療の中で、医師不足の抜本策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

全国的な医師不足に対し、国は医師の養成の推進、研修医の都市への集中の是正のための臨床研修病院の定員の見直し、病院勤務医の過重労働を解消するための診療報酬の見直しなど、制度的な面での取り組みを行っております。

県におきましては、昨年3月に取りまとめられました「沖縄県医師確保対策検討委員会」の報告を踏まえ、平成19年度から新たに離島・へき地ドクターバンク等支援事業を実施し、全国から必要な専門医の確保を進めるとともに、医師修学資金等貸与事業や離島医療セミナー事業を実施いたしております。さらに、女性医師の再就業の支援や勤務環境の改善などを図り、中長期的な医師確保につなげていきたいと考えております。

次に、教育関係の御質問の中で、インターナショナルスクールの概要に係る御質問にお答えいたします。

インターナショナルスクールにつきましては、昨年6月に設置しました「インターナショナルスクールのあり方検討委員会」におきまして、沖縄県に設置する場合の望ましいあり方について検討を進めております。

同委員会では、外国人の子弟を対象としたインターナショナルスクールを単独で設置する場合、県民子弟を主体としたイマージョン教育を行う一般の学校とインターナショナルスクールを併設して設置する場合な

ど、設置形態別に経費や運営面の課題、教育水準などを総合的に検討し、望ましいあり方につきまして今年度中に取りまとめることといたしております。

次に、地上デジタル放送に関する御質問にお答えいたします。

先島地区の地上デジタル放送につきましては、NHK及び民放3社とも来年3月までに放送開始できるよう関係機関と連携をして取り組んでまいります。

なお、QABにつきましては、総務省の補助制度の対象外であることから、県単独補助により支援してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させます。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 平和行政との関連で、平和祈念資料館に平和賞コーナーを設置することについてお答えいたします。

平和祈念資料館には、平成12年4月の開館から平成19年12月末までに国内外から321万9037人が訪れ、修学旅行や平和学習等に活用されております。

平和祈念資料館に沖縄平和賞のコーナーを設置することにより、多くの入館者の方々に沖縄平和賞の周知を図ることができると考えます。

また、資料館の「全世界の人々に沖縄の平和を求める心を訴え、もって恒久平和の樹立に寄与する」との理念と、平和賞の「アジア・太平洋地域の平和の実現の促進」等の理念とが重なり合い、より強く平和を発信することができることから、御提案については前向きに検討していきたいと考えております。

次に、県民参加型の平和賞基金についてお答えいたします。

沖縄平和賞委員会では、沖縄平和賞を推進するため平成15年4月に沖縄平和賞基金を設置しています。また、委員会では、同基金の財源を確保するため沖縄平和賞支援募金を実施しています。

同募金は、独自の財源確保、沖縄平和賞の周知、並びに募金を通して沖縄平和賞に参加している意識を醸成し、県民参加型の顕彰制度として継続実施するという目的を達成するため、県内外の個人・法人等を対象に実施しているものです。

募金の使途として、受賞者への賞金や授賞式、または関連事業の財源に充てることとしておりますが、当面は賞金1000万円の確保を目標に年間500万円の募金を目指しております。

今後とも募金活動を強化し、沖縄平和賞基金の充実

に努めたいと考えております。

次に、県民への意識啓発を図ることについてお答えいたします。

沖縄平和賞の周知・広報のために、これまでに「沖縄平和賞記念シンポジウム」、「沖縄平和賞記念コンサート」、「沖縄平和賞パネル展」、「出前講座」、「沖縄平和賞支援募金」等を行ってまいりました。また、企業等を訪問して沖縄平和賞の趣旨等を説明し、募金を通して沖縄平和賞への参加をお願いしております。

授賞式のある年には「受賞者記念講演会」、「平和の折り鶴キャンペーン」等を行ってまいりました。

「平和の折り鶴キャンペーン」では、全小中学生に対して沖縄平和賞の理念を載せた折り紙を配布し、平和への思いをメッセージにし、折り鶴の製作をお願いしております。

沖縄平和賞が県民の平和賞として定着するよう今後さらに創意工夫を図りながら、積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、沖縄平和賞受賞者による県議会演説についてお答えいたします。

過去に沖縄平和賞を受賞された団体においては、受賞後さらに国際貢献活動を広げ、県民からの高い支持を得ているものと考えております。今後、受賞される団体または個人においても、賞金等を有効に活用するなどして、県民からの賞にふさわしい活動をしていただけるものと期待しております。

御提案の沖縄平和賞受賞者による県議会演説については、関係者との調整も必要なことから、どのような形で行うかも含めて今後十分検討していきたいと考えております。

次に、地上デジタル放送との関連で、アナログテレビのリサイクル化についてお答えいたします。

使用済みテレビのリサイクルは、特定家庭用機器再商品化法、いわゆる家電リサイクル法に基づき、小売業者等が県内2カ所に設置された指定引取場所へ収集運搬し、併設された再商品化施設においてメーカーから委託された事業者によりリサイクルされております。

国においては、地上デジタル化に伴うテレビの排出増に対する取り組みとして、排出状況を注視しながら、2011年に向け適宜処理能力を検討し対応することとしております。

本県におきましても、今後、地上デジタル化に伴いアナログテレビが多量に排出されると予想されますので、国の取り組みや家電メーカーの動向等に関する情

報を収集しながら、家電リサイクル法の一層の普及啓発を図り、その適正な処理及び資源の有効な利用を促進していきたいと考えております。

次に、離島振興との関連で、廃棄物の処理とリサイクルの促進についてお答えいたします。

本県離島地域の廃棄物処理については広域的処理が難しく、単独で廃棄物処理を行わなければならないことから、県においては、国、市町村と調整し、交付金制度を活用して一般廃棄物処理施設の整備を促進しております。その結果、焼却施設17カ所、最終処分場11カ所、再生利用施設10カ所と整備が進んできております。

一般廃棄物のリサイクルについては、市町村においてペットボトル、ガラス瓶等の分別収集の強化を図り、リサイクル率の向上に取り組んでいるところであります。

産業廃棄物につきましては、排出事業者により廃棄物処理法に基づく許可を取得した処分業者に委託して処理されておりますが、処分業者がいない離島においては、沖縄本島等の処分業者に委託処理しております。

また、産業廃棄物のリサイクルについては、産業廃棄物税を活用し、事業者等が実施する産業廃棄物の排出抑制、リサイクルのための施設整備、研究開発に対する助成制度を行い、その推進を図っているところであります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 不発弾処理費の国による全額負担と予算の増額についての御質問にお答えします。

不発弾の処理費用につきましては、市町村が負担した経費の2分の1は特別交付税で措置されるものの、残りの2分の1は地元の負担となっております。

県は、こうした不発弾の処理に必要な経費については戦後処理の一環として全額国庫で負担し、迅速な処理が図られるよう引き続き国に働きかけていきたいと考えております。

次に、最終処分業務の今後の展開とNPOの参入支援について一括してお答えいたします。

国は、不発弾等の海洋投棄が平成19年4月1日から禁止されたため、これにかわって陸上処理を実施することとし、去る1月17日に一般競争入札を実施しております。

当該入札には、不発弾等を適法に処理できる専門技

術者や専用施設を有する3社が参加し、そのうち1社が当該業務を受託することになったと聞いております。

国は、入札結果に基づいて契約を締結し、全国規模で当該業務を遂行することにしており、NPO等の特定の団体に参加資格を限定することは公平性・透明性、競争の原理の観点からも適当ではないとしております。

次に、普天間飛行場の移設と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還についてお答えします。

2005年に発表された米軍再編の中間報告の中では、「これらの具体案は、統一的なパッケージの要素となるものであり、パッケージ全体について合意され次第、実施が開始されるものである。」としております。

これについて当時の額賀防衛庁長官は、一つでも欠けたら、この考え方が着手されないとの発想ではない。負担の軽減と同時に抑止力の維持というバランスを失することがないようにしておくということであるとの発言をしており、負担軽減と抑止力のバランスを図って米軍再編を進めることを示したものと理解しております。

県としては、合意された米軍再編のうち、実施可能なものから先に進展していくべきものであると考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 建設・土木関係の御質問で、モノレールと路面電車を含む鉄軌道の導入検討についての御質問にお答えいたします。

県では、20年から30年後を見据えた長期ビジョンを策定し、その中で将来の県土構造のあり方についても方向性を示していくこととしております。その際、体系的な交通ネットワークの構築を図る観点から、モノレールや路面電車を含む軌道系システムの導入についても検討していきたいと考えております。

観光振興の御質問で、那覇空港滑走路増設の具体的見通しについてお答えいたします。

那覇空港については、去る1月31日にこれまでの調査結果やPIで寄せられた県民等の意見を踏まえ、国から滑走路増設に向けた構想段階への移行が示されたところであります。

構想段階では、整備主体である国とPIに参画する沖縄県で構成する那覇空港構想段階検討協議会（仮称）を設置し、総合的な調査で提示した複数案を基本

に詳細な検討を行い、1案に絞り込むこととなります。

来年度早期には国が主体となって詳細検討に着手し、秋ごろをめどに1案に絞り込み、国と県が連携してPIを実施することになります。その後、具体的な施設配置を検討する施設計画段階へ移行し、事業採択された後、環境アセス等の手続に入っていくことになります。

本県としては、那覇空港の滑走路増設等の拡張整備が早期に実現するよう引き続き国と連携し、全力で取り組んでまいります。

同じく那覇空港国際線ターミナルの開設の見通しについてお答えいたします。

国においては、現在、ことしの夏を目途にターミナル地域の抜本的な整備に向けた基本計画を策定中であり、国際線旅客ターミナルの整備についてもその中で検討を進めているところであります。

県としましては、引き続き国やターミナルビル会社等と連携し、その早期整備が図られるよう取り組んでまいります。

次に、地上デジタル放送に関する御質問で、南北大東島のデジタル化と難視聴解消についてお答えいたします。

南北大東地区では、平成8・9年度にテレビ放送を、平成18年度にはラジオ放送の難視聴解消を図ってきたところであります。

同地区のテレビ放送については、東京都が小笠原諸島向けに衛星を使用して放送している番組を南大東島で受信し放送しているところであります。

一方、同地区における地上デジタル放送移行に向け、県では、今年度、伝送手段、既存施設の活用等について調査を実施しております。

また、国は、アナログ放送終了までに地上デジタル放送が受信できない地域に対し、暫定・緊急避難的措置として、東京キー局の番組を衛星により再送信するセーフティーネットについて検討を始めております。

県としましては、引き続き国、東京都の動向、情報通信技術の進展も勘案し、関係機関と連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

同じく地上デジタル放送との関連で、テレビの買い替えやチューナー購入の負担についてお答えいたします。

昨年8月に公表された情報通信審議会の第4次中間答申によると、地上デジタル放送対応テレビやチューナー等の受信機器については、自己負担により購入されることを原則としております。

一方、国は、経済的な困窮度が高いためにデジタル放送が視聴できなくなるような場合を想定し、支援対象者や支援範囲を厳密に限定した上で、支援の具体策を2008年8月までに検討し公表することとしております。

県としましては、国の支援策等を踏まえ、今後、市町村、関係機関等と連携を図りながら、円滑に地上デジタル放送へ移行できるよう取り組んでまいります。

次に、離島振興との関連で、郵便局から銀行口座へ入金できるシステムの設置についてお答えいたします。

郵便局においては、株式会社ゆうちょ銀行の委託により郵政民営化後もこれまでと同様の金融サービスが提供されております。

ゆうちょ銀行と民間金融機関の決済システムは、現在のところ一部の銀行等を除き振り込みができない仕組みとなっておりますが、最近、全国銀行協会がゆうちょ銀行に対し、銀行間の決済業務を行う全国銀行データ通信システムへの接続を認める方針を固め、来年1月にも実現の見通しであるとの報道がなされております。

接続が実現すれば、ゆうちょ銀行と他の金融機関との間で相互に振り込みが可能となり、郵便局以外に金融機関のない離島・過疎地域における金融サービスの向上が期待されます。

なお、ゆうちょ銀行那覇支店に金融機関との提携状況を確認したところ、現在、県内では労働金庫との間で振り込みができるほか、その他の銀行等との間ではATMでの入出金などが可能とのことであります。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 首里勇治君登壇〕

○土木建築部長（首里勇治君） それでは建設・土木関係関連の御質問で、適正化を逸脱しているとの声があることについてお答えいたします。

改正建築基準法施行直後においては、設計者側、審査側双方において新たな制度へのふなれ等から審査の滞りが生じていましたが、国による軽微な変更等の範囲拡大等の円滑化に向けた対応が示されたことにより、大きく改善されたものと考えております。また、これまでの審査において、適正化を逸脱するような審査はなかったと聞いております。

次に、確認審査に際しての指導についてお答えいたします。

建築確認や構造計算適合性判定の審査に当たっては、新たに定められた審査指針によって審査すべき事

項等が明確化されましたので、その審査指針に基づき審査を行うこととなっております。

次に、迅速審査について及び「望ましい」設計方法等の記述への対応についてお答えいたします。

改正基準法施行後、確認申請の停滞が長期化したことから、早急に確認申請等がなされるよう建築士等への周知を図るための説明会等を実施してきたところであり、審査側においては迅速な審査に努めてきたところであります。

また、建築物の構造関係技術基準等におけるいわゆる「望ましい」設計方法等については、基本的には設計者の判断にゆだねるべきものと考えております。このことについては、国から指定構造計算適合性判定機関等に対して通知がなされているところであり、周知されているものと考えております。

次に、適合性判定のあり方についてお答えいたします。

構造計算適合性判定の審査に際しましては、法令等具体的に明文化された審査指針に基づき適正に審査がなされているものと考えております。

次に、観光振興関連の御質問で、クルーズ船専用バースの整備についてお答えいたします。

質の高い観光・リゾート地の形成を図ることを目的に、沖縄と国内外を結ぶクルーズ船の寄港・就航を促進するため、旅客船ターミナル等の港湾施設の整備を進めることが沖縄振興計画に位置づけられております。このことから、那覇港、石垣港、本部港については、クルーズ船が寄港・就航できるよう整備を進めるとともに、平良港については港湾計画に位置づけるよう取り組んでおります。

那覇港につきましては、国が平成18年度から大型クルーズ船に対応する専用岸壁の整備事業に着手しており、平成19年11月に起工式を行い、現在、岸壁の地盤改良工事、取り付け護岸改良工事に着手しており、平成21年春に岸壁と港湾施設用地、臨港道路若狭1号線を暫定供用すると聞いております。

次に、地上デジタル放送関連の御質問で、公営住宅におけるデジタル化対策についてお答えいたします。

新築の県営住宅につきましては、平成18年度から地上デジタル放送に対応した整備を行っております。それ以前に建設された団地につきましては、今年度からデジタル受信設備の設置工事を進めており、平成23年度のアナログ放送終了までにはすべての団地の整備を完了させる予定であります。

なお、市町村営住宅につきましては、地域住宅交付金での対応が可能である旨を周知し、円滑な対応を図

られるよう指導しております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 観光振興の御質問の中で、政府の観光庁設置と県の対応についてお答えします。

国は、観光立国推進基本法に基づく「観光立国推進基本計画」を昨年6月に策定し、観光立国を総合的かつ計画的に推進するため、国土交通省の外局として観光庁の設置を本年10月に予定しているところであります。そして、国は観光立国の実現に向け、地方公共団体や民間の観光地づくりの取り組みを強力に支援していく方向を示しています。

このような国の動きは、観光・リゾート産業をリーディング産業として振興している本県にとっては歓迎すべきものと考えています。

県としましては、今後より一層国と連携して観光施策を積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、台湾、韓国、香港、中国等東アジア客誘致の具体的取り組みについてお答えします。

沖縄県では、台湾、韓国、中国、香港を海外誘客重点地域と位置づけ、これまで国際旅行博覧会への出展、マスコミ招聘や現地旅行社の招聘などのほか、航空路線拡充に向けた航空会社、政府関係機関等へ働きかけ、チャーター便やクルーズ船の誘致促進に取り組んでまいりました。

その結果、平成19年の外国人観光客数は、台湾からの定期クルーズ船の再開や、香港、台湾、韓国からのチャーター便の増加などにより、対前年比86.9%増の17万4600人となっております。今後、香港からの定期便就航も予定されております。

平成20年度においては、台湾、韓国、中国、香港におけるマーケット調査を実施して、沖縄の観光資源を活用した効果的なプロモーション戦略を構築することとしております。

次に、花と緑による新たな魅力づくりについてお答えします。

観光客の皆様が立ち寄る主要な観光地、ホテル、空港等において、美しい花と緑を楽しんでいただくことを目的として、毎年1月から5月までの期間、「沖縄花のカーニバル」が開催されております。

また、めんそーれ沖縄県民運動では、「フラワーアイランドの推進」を運動目標に掲げ、花と緑豊かな観光地づくりに向けた取り組みとして、県民参加の植樹活動や緑化教室を開催しております。

県といたしましては、御提言の趣旨を踏まえ、市町村、関係機関等と連携を図りながら、沖縄観光のさらなる魅力向上に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、保健・医療・福祉の関係の御質問の中で、観光バリアフリーの取り組みについてお答えします。

県は、だれもが楽しめる優しい観光地づくりを目指し、平成16年度から3年間、観光バリアフリー化推進事業を実施して、情報サイトの構築や観光事業者と関係団体のネットワーク化などに取り組んでまいりました。

当該事業の成果を踏まえ、県は昨年、NPO法人バリアフリーネットワーク会議に対し、那覇空港ターミナルビルと国際通りのてんぶす那覇における「バリアフリースターセンター」開設の支援を行ったところであります。

当センターにおいては、人工透析患者の旅行受け入れに係る県内病院との連携体制の整備、障害の程度に応じた旅行プランの提供、介助等現地でのサポート役を担う観光ケアサポーターの育成など、障害者が安心して楽しめる旅行環境の整備に取り組んでおります。

県としましては、今後とも当センターの活動を支援していくとともに、関係団体等と連携し、ハード・ソフト両面での観光バリアフリー化の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 保健・医療・福祉の項目の中の、薬害肝炎の県内における被害者の現状についての質問にお答えいたします。

「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」は、出産や手術での大量出血などの際に特定フィブリノゲン製剤や血液凝固第IX因子製剤を投与されたことによってC型肝炎ウイルスに感染された方々に給付金を支給し、早期一律救済を図るため平成20年1月16日に公布・施行されています。

同製剤を投与されたことによりC型肝炎の症状に応じて給付金を支給することになっていますが、給付金の支給を受けるためには、国と同製剤の製造・輸入販売した企業を被告として訴訟を提起して、裁判所が製剤投与の事実等を判断し、和解した後、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が給付金を支給することになっております。

厚生労働省は、フィブリノゲン製剤が納入された医療機関が患者に対してフィブリノゲン製剤を投与したのは全国で88%人と発表しております。

薬害肝炎訴訟九州弁護団によりますと、県内で裁判所に提訴しているのが10人で、そのうち和解している患者は8人と聞いております。

なお、県では1月31日まで本県で患者等から相談を受けた人数は2281人ですが、相談内容で最も多いのは肝炎検査が必要か、また肝炎検査はどこで受けられるのか、次いで過去に出産や手術等をしたが大丈夫か、それから肝炎検査の費用についてなどの質問となっております。

続きまして、難病支援センターの利用状況及び拡充についてにお答えいたします。

沖縄県難病相談・支援センターは、平成17年度NPO法人アンビシャスに委託し設置しております。

その相談件数は、平成17年度365件、平成18年度は747件と大幅に増加しております。平成18年度の相談件数のうち、患者自身による相談件数は501件、家族からは92件、その他の方から154件となっております。

その相談内容については、患者自身からの相談では、就労支援についての相談が135件と一番多く、次いで患者会の紹介依頼が94件となっております。

家族からの相談では、病気に関することが20件、患者会の紹介依頼が16件等となっております。

沖縄県難病相談・支援センターでは、病気の相談はもとより、難病就労支援モデル事業を実施するなど、難病患者の就労支援や雇用拡大に努めているところであります。

また、同じ疾患で悩む患者や家族が情報交換などを行うことにより、相互で支え合うことを目的にした患者会の設立支援及びその育成に努めているところでございます。

続きまして、ドクターヘリの導入についてにお答えいたします。

県が平成20年度から実施予定の救急医療用ヘリコプター活用事業では、救命救急センターの医師が救急医療用ヘリコプター、いわゆるドクターヘリに搭乗して救急現場に行き、治療を行いながら速やかに病院に搬送することを目的にしております。

また、現在、自衛隊や海上保安庁が行っている急患空輸について、昼間の沖縄本島周辺離島で発生した重症患者に関しましては、救急医療用ヘリコプターを活用することにより、病院収容までの時間短縮を図ることにしております。

県においては、救急医療用ヘリコプターの導入により、救命率の向上と後遺症の軽減を図り、離島・僻地の県民が安心して暮らせるよう努めていきたいと考えております。

続きまして、女性政策の、女性医師の確保と復職支援についてにお答えいたします。

県では、女性医師の復職支援として離島・へき地ドクターバンク等支援事業において、女性医師の再就業に関する相談窓口を設置しております。また、県医師会等の関係機関と連携して、女性医師の勤務環境の改善や再就業の際の研修プログラムの構築に取り組み、医師確保につなげていきたいと考えております。

続きまして、子宮がん検診及びマンモグラフィー検診の実施状況についてにお答えいたします。

市町村や職場では、子宮がん検診やマンモグラフィー検診を推進しており、そのうち県で把握が可能な市町村の状況について御説明いたします。

まず、子宮がん検診については、平成17年度は全市町村で実施され、受診率は15.9%となっております。また、子宮がんの発症にはヒトパピローマウイルスが関係するとされております。しかし、国は子宮がん検診でのウイルス感染検査が死亡率の減少につながるか検証が必要としており、現在、実施されてはおりません。

次に、乳がん検診については、従来の診察による方法を含めると平成17年度で全市町村が実施し、受診率は15.4%となっております。そのうち、マンモグラフィー検診は平成16年度は33市町村で実施され、受診率は2.7%でしたが、平成17年度は36市町村で実施され、受診率も7%へ増加しております。

続きまして、更年期障害の普及啓発についてにお答えいたします。

女性の健康づくりの中で、更年期障害の課題への取り組みは重要であると考えております。

更年期障害は、適切な医療や相談を受けることにより改善されることもありますので、正しい知識と理解を深める必要があります。このため、市町村及び保健所では更年期障害を含む女性特有の健康状況に応じた健康教育等を行っております。

今後は、今年度創設された3月1日から8日までの「女性の健康週間」において、女性の健康に関する知識や女性を取り巻く健康課題について普及啓発していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 県立病院における女性専門外来の設置状況についての御質問についてお答えします。

県立病院への女性専門外来の設置については、県立病院の女性医師に対してその可能性等についてアンケート調査を行いました。その結果、現在の業務が多忙であること、また女性外来になじまない診療科を担当している医師も多いことから、女性専門外来を新たに担当することは厳しいとの意見が大半でありました。

このようなことから、現状では厳しいものがあると考えております。

なお、現在、県立病院においては、女性患者が女性医師の診察を希望する場合は、可能な限りその希望に沿うよう努めているところであります。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育についての御質問で、学力向上の取り組みについてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査の分析結果から、本県の児童生徒は基本的な生活習慣の確立や基礎学力の定着、学習意欲などに課題があるものと考えております。

県教育委員会といたしましては、これらの課題の改善を図るために有識者で構成する「沖縄県検証改善委員会」を設置し、確かな学力の向上を目指して学校改善支援プランを策定しました。

学力の向上に向けては、授業改善が最も重要であるという提言を受け、わかる授業をつくるポイントや学習を支える力の重点事項など、授業改善のヒント集を全公立学校へ配布したところであります。

今後は、第2、第3の学校改善支援プランとして「家庭学習のてびき」や「授業実践事例集」を発行する予定であります。本プランを参考に、各市町村教育委員会や各学校においても独自の学校改善プランを作成し、具体的な対策が講じられるよう指導の徹底を図っていきたいと考えております。

また、沖縄県学力向上フォーラムを開催し、児童生徒一人一人に確かな学力をはぐくむための機運を醸成するとともに、学校、家庭、地域が連携・協力した県民総ぐるみの取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、いじめ対策緊急支援総合事業について一括してお答えいたします。

いじめ対策緊急支援総合事業は、学校問題解決支援事業やいじめ未然防止に向けた社会性育成事業、子ど

もたちによる「いじめ根絶運動」支援事業の3つの取り組みを推進する事業であります。

まず、学校問題解決支援事業は、学校では解決困難ないじめ等の問題を解決するために、専門家等の協力を得て、教育委員会や学校による適切な対応を効果的に支援する方策等について調査研究を行う事業で、全国で6地域が指定されます。

次に、いじめ未然防止に向けた社会性育成事業は、小学校において、異年齢交流などによる児童の社会性をはぐくむことを通していじめの未然防止を図る事業です。

また、子どもたちによる「いじめ根絶運動」支援事業は、中学校及び高等学校において、生徒自身によるいじめ根絶運動など主体的な活動により、いじめの未然防止を図る事業です。両事業とも全国で30地域の指定となっております。

県教育委員会といたしましては、国に対して当該事業の本県への導入を積極的に働きかけてまいります。

次に、離島振興についての御質問で、離島出身生徒のために寮を整備することについてお答えいたします。

離島出身の生徒が安心して学習や生活ができるよう支援することは大切なことと考えております。現在、県立高等学校11校に寄宿舎を設置し、離島出身の生徒の入寮を優先した配慮を行っており、255人の離島出身の生徒が入寮しております。

また、名護市には北部市町村で構成された北部合同寄宿舎運営協議会が運営する寄宿舎が設置されております。

県教育委員会といたしましては、寄宿舎の空き状況等を勘案し、他の学校に通学する離島出身者でも入寮できるシステムづくりを関係高等学校と調整しているところであります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 おはようございます。

糸洲議員に引き続き、公明党・県民会議を代表して質問を行います。

初めに、基地問題についてお尋ねします。

行政が守るべきものは、県民の命です。

2月10日に発生した米軍人による少女暴行事件は、女性の尊厳を踏みにじる人間として断じて許されない蛮行であり、当局には断固とした対応を求めます。

また、その後の酒酔い運転、住居侵入、女性への暴行事件と相次ぐ米兵の逮捕は、これまでの米軍による

綱紀肅正、教育プログラムが実効性に乏しく、極めて不十分であることを示しています。

1995年の少女暴行事件以降、米軍人・軍属による同等の事件は14回発生し、その都度、嚴重な抗議と再発防止を求めてきたが、ことごとく裏切られてきました。今回の事件で日米両政府はこれまでにない対応を見せていますが、具体的にどのような対策、取り組みをするのか、実効性は本当にあるのか、県民にはどう示すのか。県は、両政府に対し、このような事件・事故は二度と起こさせないとの強い姿勢と地位協定の見直しを含めた抜本的対策を求める必要があると考えます。

そこで質問です。

1、少女暴行事件は断じて許されない行為であり、県、教育庁、県警には二度と起こさせない強い姿勢が求められています。対応を伺います。

2、米軍の綱紀肅正、再発防止及び教育プログラムの内容を県民に示す必要があると考えるが、対応を伺います。

3、知事の公約でもある日米地位協定の抜本的見直しは、県民の命、人権を守るため加速させる必要があると思うが、取り組みを伺います。

4、米軍航空機騒音被害の公平補償問題の解決はどうなっているか伺います。

平成15年からスタートしたモニタリング事業は18年度で終了し、その結果をもとに今後の対応を検討すると聞いています。進捗状況をお聞かせください。

5、旧軍飛行場用地問題解決に向けての取り組み状況、見通しを伺います。

地主会の皆さんも高齢化し、一日も早い解決を求めています。県は関係市町村と連携し、国に働きかけるとしていますが、振興計画もあと4年、解決に向けて取り組みを加速させる必要があると思うが、対応をお聞かせください。

次に、産業振興についてお尋ねします。

日本経済センターは、このほど2020年までの経済実力を示す潜在成長率の推計値で、沖縄県は都道府県別の第5位と発表しました。所得水準が全国一低い沖縄がなぜ第5位なのか。その理由として、全国と比較して人口増加率が高く、若年労働力の豊富さを挙げています。しかし、この数字はあくまでも潜在的成長率、可能性であって、今後、本県がどのような産業振興、雇用政策に取り組むかで実現できるものと考えます。

知事は就任以来、完全失業率全国平均化や観光客1000万人などの政策目標を掲げ、雇用の創出・拡大、企業の誘致、産業の振興に全力を尽くすとしていま

す。また、平成20年度の取り組みとして、情報通信産業の振興や中小企業・農林水産業等の地域産業を支援し、おきなわブランドの確立を促進するとしています。

そこで質問です。

1、情報通信関連産業の取り組み状況と効果、今後の見通しを伺います。

2、おきなわブランドの確立を目指す農業や畜産業と比べ、水産業の取り組みが弱いと考えます。安定した生産供給体制、流通・販売・担い手の育成等、県の水産振興の取り組みはどうなっているのか伺います。

3、県水産公社の役割、事業内容、今後の方針を伺います。

4、本県水産業発展の先導的中核漁港として整備された糸満漁港の現状と成果、今後の活用を伺います。

5、沖縄近海は、全国でも有数の漁場と言われており、また豊富なマグロの漁場として県外からの操業船も盛んです。地理的条件を生かし、総合的な水産業振興と産品ブランド化を図り、水産立県沖縄を構築することが県経済発展のすそ野を広げるものと考えます。また、外貨獲得も想定されます。水産立県への政策推進について見解を伺います。

6、原油高騰における県内産業への影響及び対策を伺います。

7、中小企業や新規創業者に対する支援策を伺います。

8、「沖縄県中小企業の振興に関する条例」の目的と内容を伺います。

本条例は、県内中小企業の団体及び関係者の皆さんから一日も早い制定をとの声が寄せられていました。県内企業の99%を占める中小企業の振興に大きく寄与するものと期待します。

9、本県の県民所得は全国最下位、30余年の振興計画を経て、なお全国平均の7割程度にとどまる所得水準の改善が急務です。産業振興と雇用拡大が所得向上に直結し、生活者の視点から実効性ある対策を協議・検証する県民所得向上対策協議会（仮称）の設置が必要と考えるが、見解を伺います。

次に、雇用政策についてお尋ねします。

1、知事は失業率全国平均化を目指すとしているが、これまでの取り組み状況と成果、今後の見通しはどうなっているのか伺います。

2、平成20年度新規事業の沖縄地域雇用創出事業、就職困難者総合支援事業の目的及び内容を伺います。

3、県内におけるトライアル雇用事業の取り組み状況を伺います。

県は、若年者や障害者、中高年、母子家庭の就労支援促進のため企業探し等、トライアル雇用事業に積極的に取り組む必要があると思うが、対応を伺います。

4、昨年5月に開設された「マザーズサロン」を視察しました。この事業は、子育てをしながら早期の就職を希望する女性を支援するもので、スタートして7カ月、20歳代から30歳代を中心に269名の方が来所し、101名の方が就職を勝ち取ったそうです。うち25名の方が母子家庭のお母さんです。担当者は、もっと多くの方々に利用してもらえるよう県民に周知したいとしていました。ハローワークが取り組んでいるトライアル雇用、マザーズサロン等、さまざまな就労支援を効果的に推進するため、県はハローワークと連携を密にすることが重要と思うが、取り組みを伺います。

次に、福祉・教育政策についてお尋ねします。

1、乳幼児医療費の通院費無料化を小学校入学前まで拡充し、給付方法を自動償還払い方式に改善できないか伺います。

知事は、昨年10月、乳幼児医療費の無料化を、入院分に関して4歳児から小学校入学前まで引き上げ、通院分も2歳児から3歳児まで引き上げました。出生率全国一の本県にとって知事の決断は高く評価されています。

しかしながら、多くの若いお母さん方から、通院分に関しても小学校入学前まで拡充してほしいとの声が寄せられています。財政状況が厳しい中ではありますが、子育て支援の重点策として検討できないかお聞かせください。

また、給付方法についても現物支給が望ましいのですが、せめて領収書をその都度、役所に提出しなくて済む自動償還払い方式で少しでも利用者の負担を軽減することができないか。宜野湾市が3月より導入する予定と聞いています。県の対応をお聞かせください。

2、知事は、公約である認可外保育園への給食費助成を平成20年度よりスタートさせることを決定しました。厳しい財政運営の中で突破口として一歩踏み込んだことは高く評価したいと思います。しかし認可園と比較すると不十分です。今後拡充していく考えはないか伺います。

3、子供へのインフルエンザ予防接種の公費助成が必要と思うが、対応を伺います。

小学生までは2回接種が必要であり、負担が大きいとの声が寄せられています。宮古島市は小中学生に市単独で助成しています。見解をお聞かせください。

4、県の自殺総合対策行動計画の内容を伺います。

全国では自殺者が9年連続で3万人台という痛まし

い数字を記録し、本県も平成18年は400人という過去最高の記録を示しています。自殺防止への早急な取り組みが必要です。対応をお聞かせください。

5、県が取り組んでいるうつ病デイケア事業は自殺予防に効果があり、大きな実績を残しています。うつ病は、今後10数年にわたって急速に増加すると言われており、同事業は慢性うつ病の有効な回復手段として県内外から注目されています。同事業の継続と拡充が必要と思うが、対応を伺います。

6、がん対策推進計画の策定及びがん対策の取り組み状況を伺います。

7、障害者工賃倍増計画支援事業の取り組み状況を伺います。

8、特別支援学校設置について伺います。

県立特別支援学校編成整備計画案の目的と今後の取り組みをお聞かせください。

学校現場の関係者や保護者の皆さんから整備計画について不安の声が寄せられています。県の対応を伺います。

9、平成20年度よりスクール・ソーシャルワーカーが配置されるが、目的と選定作業はどうなっているのか伺います。

10、仲村教育長には、1月25日珊瑚舎スコーレ夜間中学校、2月5日にはアメラジアンスクールを視察し、直接現場の声を聞いていただきました。特に珊瑚舎スコーレ夜間中学は県教育長として初めての視察とのこと、関係者の皆さんから感謝の言葉が寄せられていました。両施設とも、日ごろ行政に声を届けたくても難しい環境にあり、教育長がみずから足を運ぶということは高く評価したいと思います。ありがとうございました。これからもぜひ多くの教育現場を積極的に視察していただきたいと思います。

教育長は、きのう、おとといの代表質問で、珊瑚舎スコーレ夜間中学で学ぶ方々が求めている卒業認定について、卒業認定に必要な学齢簿への記載を各市町村の教育委員会に呼びかけ、卒業認定ができるようにすると答弁されました。その件については今後推移を見守りたいと思います。

同学校は、ボランティアの方々の支えで運営されています。関係者の皆さんから県に対し財政的支援が求められています。現制度で施設への補助は難しいと思いますが、該当者の多くは高齢であり、何らかの支援体制ができないか、視察の感想と見解をお聞かせください。

11、アメラジアンスクールの視察の感想と支援について伺います。

アメラジアンスクールは開校して10年を迎え、生徒数は当初の3倍の65名にふえ、社会的ニーズも拡大しています。公立校で対応の難しいアメラジアンの児童生徒を開校以来延べ200人近く受け入れ、卒業生のほとんどを公立高校に進学させる実績を残しています。子供たちを守る観点から、県が取り組んでいる日本語講師派遣事業を含め支援体制を拡充する必要があると思うが、見解をお聞かせください。

次に、文化・環境政策についてお尋ねします。

1、国際アジア音楽祭開催について。

ア、平成20年度の事業内容はどうか。

イ、開催予定、内容について説明してください。

2、地球温暖化対策について。

ア、実行計画の策定及び取り組み状況、課題、対策を伺います。

イ、市町村の策定状況はどうなっているのか。

ウ、ESCO事業の取り組み状況を伺います。

エ、国は、2030年までに太陽光発電システムを全世界の3割設置を目指すとしているが、県として目標、計画はあるか伺います。

最後に、行財政改革についてお尋ねします。

1、平成20年度予算は387億円の収支不足、県は基金の取り崩し、債権発行等で手当てをするとしています。が、財政の建て直し及び見直しをお聞かせください。

2、これまで以上に事業の選択と集中が重要と考えますが、取り組みをお聞かせください。

以上、質問を終わりますが、答弁によりましては再質問を行います。

○議長（仲里利信君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 上原議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、基地問題に係る御質問の中で、暴行被疑事件への対応と米軍の綱紀肅正等の公表についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の事件は、女性の人権をじゅうりんする重大な犯罪であり、特に被害者が中学生であることを考えれば、極めて悪質で決して許すことはできず、強い怒りを覚えるものであります。

県は、福田総理大臣やシーファー駐日米国大使を初め、関係大臣、関係機関に対し、遺憾の意を表明するとともに、このような事件が二度と起こらないよう一層の綱紀肅正及び隊員の教育の徹底を行い、県民が納得するような形で具体的な再発防止策等を講じ、それを公表するよう強く求めたところでございます。

同じく基地問題の関連で、日米地位協定の見直しに

ついでの御質問にお答えいたします。

県といたしましては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えており、これまで、より多くの国民や国会議員の皆様へ地位協定の見直しの重要性を理解していただくため取り組んできたところであります。

去る2月13日には、来沖されました参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会委員長に対し要請いたしましたほか、2月15日にも来沖しました民主党国会議員に、2月18日及び19日には軍転協を通じて、内閣官房長官を初め日本政府と在日米国大使館等に対し要請をしたところであります。引き続き渉外知事会等と連携をしながら粘り強く取り組んでまいります。

また、米国連邦政府や連邦議会関係者等に沖縄県の実情を伝え理解してもらうため、訪米も含め検討していきたいと考えているところでございます。

次に、産業振興につきまして、情報通信関連産業の取り組み状況と効果、今後の見通しに係る御質問にお答えいたします。

県では、情報通信関連産業の振興を図るため、立地企業等に対し通信コストを支援する通信コスト低減化支援事業、そして高度なIT人材を育成する情報産業核人材育成支援事業、さらに国際的なビジネスを創出する沖縄GIX構築事業など、さまざまな支援策を展開しているところでございます。その結果、平成19年12月までに県外から162社の企業を誘致するとともに、1万4732人の雇用を創出したしております。

今後は、平成20年度に情報通信関連産業の拠点となるIT津梁パークの整備に着手をし、ソフトウェア開発やBPOを初め、付加価値の高い業務を行う企業の集積を進め、8000人の雇用を創出するなど、沖縄県の情報通信関連産業のより一層の振興を図ってまいりたいと考えております。

産業振興についての中で、水産業の振興策いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県は、熱帯性の温暖な海域に囲まれ、黒潮流域を回遊するマグロ類の漁場に近接するなど、水産業の振興上、有利な条件にあります。

このため、県におきましては、第2次農林水産業振興計画に基づき、まず第1に、モズク、クルマエビ、ヤイトハタの養殖や種苗の放流などつくり育てる漁業の振興、そして第2に、水産資源を適正に管理し、安定的生産を維持するための保護区の設定など資源管理型漁業の推進、第3に、生産及び流通体制の強化を図るための漁港、漁場及び流通関連施設の整備、第4に、少年水産教室の開催や新規就業者のための融資相

談による担い手の育成などの施策を総合的に推進しているところであります。

今後とも、市町村、水産関係団体と連携をし、水産業の振興に努めてまいりたいと考えております。

同じく産業振興の中で、中小企業の振興に関する条例に係る御質問にお答えいたします。

中小企業は、県内各地域におきまして多様で特色ある事業活動を行い、多くの就業の機会を提供するなど、沖縄県経済の発展や県民生活の向上に重要な役割を果たしております。

このことから、県では、中小企業の振興に関する施策の総合的な推進を目的とする「沖縄県中小企業の振興に関する条例（案）」を本議会に提案しているところでございます。

条例案の主な内容は、中小企業の振興に関する基本理念を定め、県の責務及び中小企業者等の役割を明らかにするとともに、県の中小企業施策の基本方針、施策の立案過程において中小企業関係者の意見を反映させる手続、施策を実施する上での小規模企業者への配慮など、県が講ずる措置等を定めたものでございます。

県としましては、本条例の制定を契機にこれまで以上に中小企業関係者と緊密に連携し、中小企業の振興に関する施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、雇用政策に関する御質問で、失業率全国平均化に向けた取り組み状況等に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県では、完全失業率の全国平均化に向けて、地域産業の振興、企業誘致、そして新規産業の創出、求人と求職のミスマッチの解消、学生のキャリア教育の推進等々に取り組んでいるところであります。

具体的には、コールセンターとホテル業のミスマッチ対策フォーラムを開催し、業界の理解促進と求人・求職者の意識改善を図ってまいりました。

また、地域の実情に応じた観光、情報通信関連企業のマッチング支援や看護師の復職支援とともに、キャリア教育の推進に向けたジョブシャドウイングの展開、雇用に関する県民意識を改善するための広報等に取り組んでいるところでございます。さらに、雇用の拡大につながる企業誘致や雇用対策事業等の拡充強化に努めているところでございます。

今後、「みんなでグッジョブ運動」の浸透を図りつつ、完全失業率の全国並み改善に向け全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、福祉・教育政策に係る御質問で、認可外保育

施設への給食費助成に関する御質問にお答えいたします。

認可外保育施設への給食費助成につきましては、厳しい財政状況の中で検討を重ねてまいりましたが、平成20年度から給食費として、これまでの牛乳代に加え、新たに米代を助成したいと考え、所要の経費を当初予算に計上いたしました。

当該助成につきましては、児童の処遇向上に効果的なものとなるようしっかりと取り組んでまいります。

なお、このことにつきましては国からも支援が得られないか、関係省庁へ働きかけを行っており、今後とも引き続き要望してまいりたいと考えております。

私の重要な公約の一つでもあり、お力を得て、財政的になかなか制約のある状況ではありますが、何とか前へ前へと進んでまいりたいと考えております。

次に、福祉・教育政策に関連しまして、がん対策推進計画の策定に関する御質問にお答えいたします。

平成19年6月に、がん対策基本法に基づき、国で「がん対策推進基本計画」が策定されております。

県におきましては、国の基本計画を踏まえまして、今年度中に「沖縄県がん対策推進計画」を策定し、平成20年度から総合的かつ計画的にがん対策を推進することといたしており、計画の案につきましてパブリックコメントを実施したところでございます。

県としましては、今後この計画に基づき、がんの予防や医療提供、医療連携体制の構築、緩和ケアの充実等を図り、がん患者の生存率や生活の質の向上に向けてがん対策を推進していくことといたしております。

文化・環境政策の中で、アジア音楽祭に係る御質問にお答えいたします。5の(1)のアとイが関連いたしておりますので、御理解を得て一括して答弁させていただきます。

沖縄県は、かつて琉球王国として栄え、アジア諸国との交流を通じて琉球古典音楽や琉球民謡等の世界に誇れる独自の音楽文化を築き上げてまいりました。近年、沖縄ブームや県出身ミュージシャンの活躍により、音楽と沖縄は切り離せないものとなってきております。

県では、この特色を生かし、アジア各国との文化交流とともに、沖縄で生まれた音楽の発信と音楽を核にした観光振興を目指して、平成21年度に「沖縄国際アジア音楽祭」を開催する予定でございます。

具体的には、アジア各国からミュージシャンを招聘するメインステージのほか、県内各地のコンサートホールやライブハウスで内外のミュージシャンが演奏する協賛ステージを開催し、官民一体となって「音楽

の島・沖縄」を演出する音楽祭にしたいと考えております。

平成20年度の事業内容としましては、実行委員会を立ち上げ、事業計画の策定、関係団体への協力依頼、出演交渉等の具体的開催準備、国内外への広報を行っていく予定といたしております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答えさせていただきます。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは基地問題についての御質問で、少女暴行被疑事件への対応についてお答えいたします。

今回の米兵による女子中学生暴行被疑事件について、被害に遭った中学生の受けた恐怖による心の傷ははかり知れないものがあり、本県の幼児・児童生徒23万人の命を預かる職にある者として強い憤りを感じるとともに、決して許すことはできません。

県教育委員会では、関係機関と連携し、被害生徒等の心のケアなど、適切な対応に努めているところであります。

また、2月12日には在沖米海兵隊基地司令官や在日米軍沖縄地域調整官等に対し、本事件について抗議するとともに、沖縄防衛局長や特命全権大使に再発防止策を講じるよう強く要請いたしました。

さらに、各学校、市町村教育委員会に対し、「児童生徒の安全指導及び安全確保の徹底について」を通知するとともに、全小中学校及び県立学校長会を緊急に開催し、安全対策の徹底について指示したところであります。

県教育委員会としましては、今後とも地域の子は地域で守るという観点から、PTAを初め地域、警察、関係機関等とより一層連携を深め、児童生徒の危険回避能力の育成と安全確保に努めてまいります。

次に、福祉・教育政策についての御質問で、特別支援学校設置についてお答えいたします。

平成19年4月に学校教育法が改正施行され、従来の障害種別の盲・聾・養護学校は複数の障害種に対応する特別支援学校制度へと改められました。

県教育委員会では、学識経験者や保護者代表等から構成された懇話会から提言を受け、特別支援学校編成整備計画（案）を作成いたしました。

同計画案においては、本県の障害のある児童生徒の教育ニーズの現状を踏まえ、本島各地区及び離島に複数の障害種に対応する特別支援学校を設置することとしております。

現在、県教育委員会では、学校関係者や保護者等への説明や意見交換を行っているところであります。

次に、スクールソーシャルワーカーの配置についてお答えいたします。

スクールソーシャルワーカー活用調査研究委託事業は、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱えた児童生徒の背景にある家庭、地域、友人関係などの児童生徒が置かれたさまざまな環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用するなど、多様な支援方法を用いて児童生徒が抱える課題の解決を図ることにあります。

県教育委員会におきましては、本事業を6市町村教育委員会に委託する予定であり、地域の実情等を踏まえ、より効果的に推進できる市町村の選定を進めているところであります。

次に、珊瑚舎スコーレを参観しての感想と支援についてお答えいたします。

戦中戦後の混乱期に義務教育を受けることができなかった方々の学んでいる様子を参観するために、去る1月25日に珊瑚舎スコーレを訪問いたしました。

御高齢の方々が向学心に燃え、一生懸命に勉強をしている真摯な態度や、高齢者同士が学び合い、楽しく授業に参加している姿勢に胸を打たれました。

戦中戦後の混乱期の中で義務教育を受けることができなかった方に対し、学ぶ機会を提供することの大切さを改めて認識したところであります。

現在、卒業認定につきましては、市町村教育委員会では学齢簿に準じたものをつくり、公立中学校に籍を置いて学べるかどうかや、卒業認定の条件などを市町村教育長協会と具体的に意見交換をしているところであり、卒業認定ができる方向での検討を行っていきたいと考えております。

なお、教育委員会としましては、公の支配に属さない教育の事業に対し、財政支援をすることは法的に厳しいものがあると考えております。

次に、アメラジアンスクール視察の感想と支援についてお答えいたします。

アメラジアンスクールの児童生徒の活動の様子や教育活動について把握するため2月5日に訪問し、子供たちが明るく元気に活動している様子や、先生方が子供たちのために頑張っている姿に触れることができました。

アメラジアンスクールに通っている児童生徒の学籍校での出席扱い等については平成11年から認められており、職員の研修につきましても、児童生徒の学籍校

での授業参観や校内研修への参加などについて支援していきたいと考えております。

県教育委員会としましては、今後とも児童生徒の学籍校への円滑な復帰のために、関係市町村教育委員会と連携してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 米軍人による少女暴行事件に対する県警察の対応についてお答えいたします。

県警察におきましては、これまでも米軍人等にかかわる事件を防止するため、ペイデーなどで米軍人等が多く集まる場所を重点に警戒・警らをしてきたところであります。

また、県民の防犯意識の高揚を図るため、県警察ホームページなどで、不審者による子供への声かけ事案の実例を積極的に情報発信しているほか、子供の見守り活動などで大きな成果を上げている防犯ボランティア団体に対する活動装備品の支給や、防犯リーダーを養成するアカデミーを開催しているところであります。

その結果、昨年末の防犯ボランティア団体は533団体、約2万人、青色回転灯装着自動車は317台、「こども110番の家」は約5500カ所を数えるに至っています。

今回の事件を受け、県警察におきましては、米軍人等が立ち寄る繁華街等において、所轄警察署や警察本部、自動車警ら隊、機動捜査隊による警戒・警らを強化しており、特に米軍人等が多く繰り出す週末などにおいては、さらに体制を強化しているところであります。

また、今後も防犯ボランティア団体に対する支援を強化するなど、二度とこのような事件が発生しないように関係機関と連携し、未然防止対策を強化していく所存であります。

現在の捜査状況についてであります。被疑者は現在も沖縄警察署に拘留されており、県警察において被疑者の取り調べ、被疑者宅の搜索、犯行に使用した車両等関係資料を押収するとともに、証拠品の鑑定等を進めているところであります。

今後も引き続き被疑者を鋭意取り調べるとともに、証拠品による裏づけ捜査を推進し、法と証拠に基づいて本件を解明したいと考えております。

以上です。

○議長（仲里利信君） 答弁の途中ではありますが、

上原章君の質問に対する残りの答弁は、時間の都合もありますので午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時17分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

午前の上原章君の質問に対する答弁を続行いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 基地問題のうち、公平補償問題についてお答えいたします。

国においては、平成15年度から平成18年度まで太陽光発電システム助成に係るモニタリング事業を実施しており、平成19年度からは設置世帯のデータの整理・分析等を行い、設置助成の可否について判断しております。

県としては、今後とも空調機器の維持管理費補助の拡大などについて、渉外知事会や軍転協での要請など、あらゆる機会を通して国に強く求めていきたいと考えております。

次に、旧軍飛行場用地問題解決に向けての取り組み状況と見通しについてお答えします。

県は、県・市町村連絡調整会議で確認した取り組み方針及び今後の進め方を踏まえ、国等への説明を行ったところであります。

国においては、まだ担当窓口が決まっていない状況ではありますが、財務省は国有財産管理者の立場から、また内閣府は財務省と協力しながら支援したいとのこととであります。

県としては、県・市町村連絡調整会議において確認した取り組み方針及び今後の進め方を踏まえ、関係市町村と連携し、条件が整った市町村から先行して平成21年度予算に向けて取り組んでいきたいと考えております。

なお、個人補償を主張する地主会に対しては、今後とも団体方式での合意に向けて呼びかけていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子君登壇〕

○農林水産部長（護得久友子君） それでは産業振興についての御質問で、水産公社の役割と今後の方針についてにお答えいたします。

沖縄県水産公社は、糸満漁港の利活用を推進することにより、水産業の振興を図ることを目的として昭和

56年度に設立されております。

同公社の事業内容は、漁港を利用する漁船に対する給水、給油及び荷さばき、冷凍・冷蔵保管などの事業と県から受託する漁港管理事業となっております。

現在、同公社は卸売市場が休止中であり、経営が厳しい状況にあるため、市場の早期再開に向けて市場関係者との協議を進めているところであります。

同じく産業振興についての御質問で、糸満漁港の現状、成果、今後の活用についてにお答えいたします。

糸満漁港は、本県水産業の振興を図るための先導的漁港並びに流通加工の拠点的漁港として、広く県外船をも対象として整備されたものであります。

同漁港の利活用については、利用漁船隻数が延べ約6000隻、水揚げ量は約2800トンとなっております。また、糸満漁港は都市住民との交流を促進するために、美々ビーチ・フィッシャリーナの整備を行ってきました。

平成18年度から供用開始した美々ビーチは、年間約18万人の方が利用しております。さらに、ヨット、ボート等の係留施設であるフィッシャリーナはおおむね80隻の船舶が利用しており、地域の振興及び活性化に大きく寄与しているところであります。

県においては、今後とも引き続き糸満漁港の積極的な利活用を図ってまいります。

同じく産業振興についての御質問で、水産業の振興についてにお答えいたします。

本県の水産業は、熱帯性海域の特性であるサンゴ礁沿岸域でのモズク養殖、クルマエビ養殖、沖合のカツオ・マグロ等回遊性魚類やソデイカ及びマチ類等底魚を対象とした漁業など、多彩な漁業が行われています。

このため、県では、つくり育てる漁業の振興、資源管理型漁業の推進、漁港、漁場及び流通関連施設の整備並びにモズク等の中国、香港における販売促進活動の推進などの施策を総合的に実施しているところであります。

今後とも、市町村、水産関係団体と連携し、水産業の振興に努めてまいります。

同じく産業振興についての御質問で、原油高騰の漁業への影響及び対策についてにお答えいたします。

原油高騰は、漁業経費に占める燃油の割合が従来の約20%から30%へ上昇するなど、漁業経営に大きな影響を与えております。

このため、国の水産業燃油価格高騰緊急対策として、燃油使用量を抑制するための省エネ型漁業への転換に対する支援、流通効率化のための燃油タンクの整

備、漁業経営を支援するための低利の融資などを行うこととなっております。

また、水産業構造改善事業による給油施設の整備や、沿岸漁業改善資金による省エネ型エンジン設置等に対する無利子の貸し付けを実施しているところであります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 産業振興の御質問の中で、原油高騰における県内産業への影響及び対策についてお答えします。

原油価格の高騰に伴い、運送業、クリーニング業などにおいては、物流コストや製造コスト等の上昇により収益が圧迫されている状況にあります。

県においては、原油価格高騰の影響を受け、国のセーフティーネット保証制度の対象として認定された中小企業者については、保証枠の拡大に合わせて割安な保証料及び低金利での融資を行っております。

平成20年度には県融資制度において、原油高騰対策支援資金の創設並びに機械類貸与制度において、損料補てん及び省エネルギー診断・助言の支援策を検討しているところであります。

次に、中小企業や新規創業者に対する支援策についてお答えします。

県内中小企業の多くは依然として経営基盤が脆弱であり、近年の経済的環境変化に適切に対応することが困難となっていることから、中小企業の経営基盤の強化は重要な課題であります。

このことから、県では経営基盤の強化を初め、経営革新の促進や資金調達の円滑化、環境変化への適応の円滑化など、中小企業の総合的な支援を行っております。

なお、新規創業者への支援については、県融資制度の創業者支援資金を活用し、これから開業する方や開業後1年未満の事業者に対して支援を行っております。

また、創業後の支援として、経理・税務や商品の販売スキル等の向上のための専門家派遣事業を実施するほか、経営人材育成のための各種研修・セミナーを実施しております。

雇用政策の御質問の中で、沖縄地域雇用創出事業、就職困難者総合支援事業の目的及び内容についてお答えします。

沖縄地域雇用創出事業は、本県全体の雇用状況の改善を図るため、「みんなでグッジョブ運動」の一環と

して、観光や情報通信関連企業のマッチング支援及びキャリア教育の推進に向けたジョブシャドウイングの展開、雇用に関する県民意識を改善するための広報などを実施するものであります。

また、就職困難者総合支援事業は、障害者や母子家庭の母などの就職困難者の雇用を促進するため、障害者の就業支援として、本島中南部の障害者就業生活支援センターに定着支援員を配置するとともに、同センターのない宮古、八重山に障害者就業支援員を配置することとしております。さらに、子育て中の女性に対しては、職業訓練を行う際の子供の保育を支援していくこととしております。

次に、トライアル雇用事業の取り組み状況についてお答えします。

国が実施しておりますトライアル雇用事業の平成18年度の実施状況は、トライアル雇用開始者964人、修了者947人、常用雇用移行者769人で、常用雇用への移行率は81%となっております。

トライアル雇用事業は、常用雇用へのきっかけづくりにも有効な支援制度であり、県としましても当事業を初め各種支援制度の内容を紹介したパンフレットを作成して各市町村、経済団体へ配布し、制度の周知・広報を図っております。

また、国や関係機関と連携し、雇用支援制度活用相談会を各地で開催し、制度の活用促進を図っているところであります。

次に、ハローワークとの連携についてお答えします。

本県の雇用情勢の改善のためには、沖縄労働局と県が密接に連携し、雇用施策を効果的に実施することが重要であります。このため、高校、大学等の卒業予定者を対象とした合同企業説明会や面接会を開催するとともに、一般求職者を対象とした「適職フェア」や情報通信関連産業や観光関連産業などの産業別フォーラムについても連携して開催しております。

若年者については、沖縄県キャリアセンターをハローワークに併設し、国と県が連携し、より一層充実した就職支援の実施に努めております。

また、障害者の生活から就労までの支援を行う障害者就労・生活支援センター事業においては、労働局と県、地域が一体となって障害者支援に取り組んでおり、大きな成果を上げております。

さらに、各種雇用支援制度の活用促進についてもハローワーク等の関係機関と連携し、雇用支援制度活用相談会を各地で開催し、制度の周知及び活用促進を図っているところであります。

次に、文化・環境政策の質問の中で、太陽光発電システムの導入目標についてお答えします。

県では、新エネルギーの導入拡大を図るため、平成12年度に「沖縄県新エネルギービジョン」を策定し、その中で太陽光発電について、平成23年度までの発電総量として5万3000キロワットの導入目標を設定しております。

平成19年11月末日現在の導入状況は、住宅及び民間企業等を合わせて約1万4000キロワットとなっております。

県においては、地球環境問題への対応などエネルギーを取り巻く環境の変化を踏まえ、平成20年度に沖縄県新エネルギービジョン（仮称）を新たに策定する計画であり、今後とも庁内の連携を図りつつ、太陽光発電を初めとする新エネルギーの導入を促進してまいります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 産業振興についての御質問で、県民所得向上対策協議会の設置についてお答えいたします。

本県経済は、各種の産業振興策等によりおおむね国を上回る経済成長を遂げているものの、本県の人口増加率が高いこともあり、1人当たりの県民所得は、経済規模の拡大に比較して伸び悩んでいる状況にあります。

県民所得の向上のためには、本県経済全体の活性化を図る産業振興と成長のかぎを握る人材の強化が重要であると考えており、「みんなでグッジョブ運動」などの施策を強力に推進しているところであります。

御提言の県民所得向上対策協議会の趣旨につきましては、今後の産業振興、雇用拡大に取り組む上で参考にさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 福祉・教育施策についての中、乳幼児医療費助成制度の見直しについてにお答えいたします。

県では、平成19年10月以降の治療分より対象年齢を拡大し、入院は4歳児までから就学前まで、通院は2歳児までから3歳児までに引き上げたところでございます。

さらなる対象年齢の拡大及び給付方法の見直しにつきましては、財政負担等を伴うことから引き続き慎重

に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、インフルエンザ予防接種の公費助成についてお答えいたします。

現在、インフルエンザワクチンの予防接種につきましては、予防接種法に基づき市町村が実施主体となり、65歳以上の高齢者及び60歳から64歳のハイリスク者を定期接種の対象として、それ以外は任意接種で実施しております。

任意接種に対する費用負担は、市町村が地域の実情に応じて判断すべきものと考えております。

県といたしましては、インフルエンザの発生動向の把握や感染予防に対する普及啓発等を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、「沖縄県自殺総合対策行動計画」についてお答えいたします。

「沖縄県自殺総合対策行動計画」は、国の自殺総合対策大綱を踏まえ、関係機関・団体の連携体制の構築、自殺に至る経緯等の実態調査、普及啓発等による自殺の事前予防、自殺の危険性の高い人を発見し、適切な危機介入を行う等の自殺発生への危機介入、未遂者や遺族への事後対応等の具体的方策を示すものであります。

県においては、同行動計画を3月末までに策定し、計画に基づいた自殺対策を推進してまいります。

続きまして、うつ病デイケアの継続と拡充についてお答えいたします。

うつ病デイケアは、民間医療機関への普及を目的としたパイロット事業として平成17年8月から始まった事業で、平成19年度に終期を設定しておりました。しかしながら、着実な移転を図るために平成20年度まで継続して実施することとしております。

同事業につきましては、必要な方が地域において治療が受けられるよう、総合精神保健福祉センターにおいて医療機関等に対して技術移転のための研修を実施しているところでございます。現在2カ所の民間医療機関が平成21年度からの実施を予定しておりますが、実施機関の拡充を含め、引き続き技術移転に向けた取り組みを強化していきたいと考えております。

続きまして、障害者工賃倍増計画支援事業についてお答えいたします。

県においては、授産施設等を利用する障害者が地域で自立した生活が送れるよう工賃を引き上げる必要があると考えております。

このようなことから、今年度中に平成23年度の目標工賃及び工賃の引き上げに向けて取り組む具体的な方策等を定めた「沖縄県工賃アップ推進計画」を策定す

ることとしております。

平成20年度における工賃倍増計画支援事業の取り組みとしては、授産施設等への経営専門家の派遣、意識改革のための研修会の開催、就労支援コーディネーターの配置等を実施することとしております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 福祉・教育政策の中で、アメラジアンスクールへの支援についてお答えいたします。

県では、アメラジアンスクールに通学している児童生徒に対して、不登校等の原因となっている日本語の読み書き等を指導することにより、学籍校への円滑な復帰を図る目的で平成13年度から毎年度2名の日本語等指導者を派遣しています。

子供たちの日本語力の向上及び学籍校との連携等においては、日本語等指導者が大きな役割を果たしていることから、引き続き支援してまいりたいと考えております。

次に、地球温暖化対策との関連で、実行計画の策定及び取り組み状況等についてお答えいたします。

県においては、「沖縄県地球温暖化防止実行計画」を平成13年2月に策定し、温室効果ガス排出量の削減を初めとする環境負荷の低減に取り組んでいます。

計画策定以降、職員の環境配慮意識は高まっており、県庁本庁舎などについては、温室効果ガス排出量の削減に大きな成果が得られております。

しかしながら、県の全機関からの総排出量については、施設の新設に伴う重油使用量の増加や公用車燃料使用量の増加等により、第2期計画の目標年度である平成18年度実績は、第2期計画の基準年度である平成13年度比で3.8%増加しております。

これらのことから、平成19年度から平成23年度までを期間とする第3期計画においては、ESCO事業の導入やエコドライブの実践等により、温室効果ガス排出量の削減に努めていきたいと考えております。

次に、市町村における実行計画の策定状況についてお答えいたします。

県内市町村においては、那覇市、糸満市、名護市、石垣市、宜野湾市が「地球温暖化防止実行計画」を策定し、率先してみずからの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出を抑制する取り組みを進めておりますが、未策定の市町村が多い状況にあります。

県としては、県内市町村の策定率の向上に向け、市町村担当課長会議等において実行計画の策定を促して

いるところであります。

なお、宮古島市など11市町村においては、平成20年度の策定に向けた検討が進められております。

次に、E S C O事業の取り組み状況についてお答えいたします。

県では、省エネ改修による地球温暖化防止対策を推進するため、平成17年度には県有10施設について「E S C O事業導入可能性調査」を、平成18年度にはホテル、病院等の民間10施設について「E S C O事業導入モデル可能性調査」を実施しております。

これらの調査結果に基づき、今年度から本庁舎、県立北部病院、県立看護大学が、また民間施設では浦添市内の総合病院でE S C O事業が開始されることになっております。

また、今年度は県有中小施設209施設を対象に県有中小施設省エネ改修プラン策定事業を行い、E S C O事業の導入実施計画を策定しているところであり、県有施設へのE S C O事業の導入を積極的に推進していく予定であります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 行財政改革についてに関連しまして、財政健全化と今後の見通し及び事業の選択と集中について、関連しますので一括してお答えいたします。

国、地方を取り巻く厳しい財政状況の中、平成20年度当初予算におきましては、給与の特例措置や政策的経費の縮減を行ってもなお387億円の収支不足が生じたため、主要4基金の取り崩し、退職手当債や行革推進債等の発行などにより対応したところでございます。

特に、政策的経費の縮減につきましては、枠配分方式を導入するなど、これまで以上に各部局の権限と責任のもと主体的な行財政改革を実行するとともに、事業の取捨選択を行い、徹底した歳出削減を行ったところでございます。

本県財政は、今後も歳入において県税や地方交付税などの一般財源の大幅な増が期待できない反面、歳出においては、団塊世代の大量退職に伴う退職金の高どまり、制度改正や少子・高齢化に伴う社会保障関係費の増などにより厳しい状況が続いていくことが見込まれます。

そのため、「沖縄県行財政改革プラン」の着実な実施はもとより、県税の徴収率の向上、使用料・手数料の定期的な見直しなど自主財源の確保、職員数の適正

化、事務事業の見直しなど、財政健全化策をこれまでも増して徹底的に進めてまいります。

○議長（仲里利信君） 上原 章君。

○上原 章君 休憩をお願いします。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後1時43分休憩

午後1時44分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 幾つかの要望と再質問をさせていただきます。

まず、日米地位協定についてですが、私は、基地から派生する事件・事故に対応するには、これまでのような運用の改善では限界があると思います。

県は、平成12年に11項目の見直しを提案し、抜本的改定を要請しているわけですが、現時点でもそれが県のスタンスなのか。私も抜本の見直しが必要と考えますが、今回のような痛ましい事件・事故を二度と起こさないためには、不起訴前の身柄の対応等できるところから改定させることも視野に入れる必要があると考えます。

今回も運用の改善で終わらせることがないように県は日米両政府に強く求めていく考えはないか、見解を伺います。

次に、県警本部長にお尋ねします。

先ほどの答弁で再発防止に向けて警戒態勢を強化するとしていますが、日米での合同パトロールの話が報道されております。見解をお聞かせください。

次に、「沖縄県中小企業の振興に関する条例」についてですが、本条例が形骸化することなく効果的なものにするため、産・学・官・民から専任された中小企業振興会議（仮称）等の設置が必要との声も寄せられています。条例が実効性あるかどうか、恒常的に検証していく体制づくりが必要と考えますが、見解を伺います。

給食費助成についてですが、県は今回の米代の支援を1歳以上としております。保育現場からゼロ歳児も6カ月からは離乳食としてごはんも食べるということで、ぜひゼロ歳も対象としていただきたいという要望があります。検討できないかお聞かせください。

それから、先ほどのうつ病デイケア事業、私はこのデイケア事業の視察をしてまいりました。利用者の方の直接の声も聞かせていただきました。私は、この事業を今後しっかり県は推進をする中で、平成21年、民間にしっかり引き継いでいきたいという先ほどの答弁

でありました。その受け皿の体制が整う、それもしっかり確認をして、この事業は今後も充実させていきたいと私は思います。福祉保健部長にぜひ現地に行かれて利用者の生の声を聞いていただきたい。その点、見解をお聞かせください。

それから特別支援学校設置について、このことはほかの代表質問でも取り上げておりました。この事業は関係者の皆さんに本当に納得して進めていかなければ、我々が、特に子供たちを守るべき行政として責任が問われるのかなと思いますので、しっかり現場の声も確認をしてこの事業は進めていただきたいと思います。

モニタリング事業、先ほど答弁では可否を決めるというような話をしていました。この事業は可否を決めるための事業ではなく、あくまでもその事業を受けるべき人たちのためにどういうふうな形で不公平さをなくしていけるか、それを確認するための、どういうふうに取り組んでいけるかの確認をする事業でありますので、ぜひ県は国にしっかりこの点を伝えて、多くの方々が納得される結果ができるようお願いしたいと思います。

それから水産公社についてですが、先ほどの答弁では非常に経営が厳しいということでありました。この水産公社の事業経営がしっかり立て直す形で今後も存続していくのかどうか、それともこの公社が別の形で引き継いでいくのか。特に糸満漁港の管理をしている公社でありますので、その点も再度答弁をお願いしたいと思います。

最後に、アジア音楽祭。

先ほど、アジアの多くの方々に沖縄に来ていただいて音楽祭をされると聞きました。私は、文化立県沖縄、また観光立県沖縄ということを考えてときに、この音楽祭を通して多くの交流を結ぶことも大変重要だと思いますが、行政として、できればせっかくアジアから多くの方々に来ていただくわけですから、各国の大使館等の関係者も沖縄に来ていただいて、沖縄のよさをじかに見ていただくことも一つの大きな意味があるかなと思います。御検討をお願いします。

以上です。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後1時51分休憩

午後1時55分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 再質問にお答えいたします

が、9つぐらい再質問がございまして、私の方で3つばかり答弁させていただきますが、まず第1に、この地位協定の抜本的改正についてでございますが、こういう事件の後を契機に、また改めて我々としても、私も答弁で申し上げましたが、アメリカにも行って、アメリカの議会等も通じてと申し上げましたが、そういうことも踏まえ、また御提言いただきました、できそうなものからやっていくというようなこともぜひ踏まえて、何とか前へ動くように取り組んでまいりたいと思っております。また、いろいろ御指導賜りたいと思います。

それから3番目でしたか、中小企業振興条例に関連する再質問でございますが、これは御提言のように、基本的には中小企業関係者の意見を反映させるよう、いろんな形で御趣旨に沿うような形で関係者の意見が反映されるような形をつくり、意見を反映させてまいりたいと考えております。

それから最後でしたが、アジア音楽祭ですが、御提言の各国の在外公館といいますか、逆に日本にある機関も招聘したらどうかという点は非常に結構な御提言ですので、しっかりそれを踏まえやってまいりたいと思います。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（仲里利信君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） モニタリング事業についてであります。県としてもこの空調機器の維持管理費補助の拡大などについては必要な事業として認識しておりまして、今後ともしっかりと国に求めていきたいと思っております。

○議長（仲里利信君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 米軍との共同パトロールに関する御質問にお答えいたします。

県警察と米軍との共同パトロールについては、2とおりの形態があります。

1つは、県警察と米軍の軍事警察機関である憲兵隊、いわゆるMPとの共同パトロールであります。

同パトロールについて県警察では、米軍施設外における治安の確保は沖縄県警察の責務であること、何らかの犯罪を犯した米軍人を県警察とMPとが共同逮捕した場合、地位協定の規定で当該米軍人の身柄は米軍に引き渡されることとなり、原則として起訴されるまで米軍側がその身柄を拘束することから容認してないところであります。

2つは、県警察と米軍のMP以外の軍人との共同パトロールについてであります。

既に平成12年9月から数名の私服軍人によるパトロール、平成17年11月からは制服軍人によるパトロールが沖縄市、金武町の一部地域で実施されております。

米軍当局によれば、このパトロールはコートシー・パトロール、通称C Pと称され、日本語では生活指導巡回と訳されております。

その内容は、米軍人の公務外での生活指導、例えば飲酒酩酊者の早期帰隊を促したり、軍人同士のトラブルの未然解消など、警察権を有さない上官による部下に対する一般的な指導行為であります。

このC Pについても、特に制服によるものである場合、基地外での軍事警察権の行使と誤解されるおそれがあることから望ましくないと考えておりますが、パトロールの実態が米軍当局の警察権の行使を目的とするものではない以上、あえて反対していないのが現状であります。

既に沖縄市、金武町の一部地域で実施されております警察権を有しないC Pと県警察とが共同でパトロールすることについては、共同パトロール中に米軍人を被疑者とする犯罪現場において事情聴取等を行っている際に、C Pから連絡を受けて現場臨場したMPが共同逮捕を行った場合、身柄の措置に関してMPとの共同パトロール同様の問題が生じる可能性があること、県警察がC Pとの共同パトロールを実施することは、米軍犯罪のみに対処するために既存の警察力の一部を割くことになり、警察力が低下するおそれがあることの2点の問題点があると考えており、現状では沖縄県民にとって必ずしも望ましいものではなく、これらの問題点が解決され、沖縄県民に明確に示される必要があるものと認識しております。

また、共同パトロールを実施するに当たっては、現場において沖縄県警察官が米軍人との無用な紛議を起こすことなく犯罪を未然に防止するとともに、米軍人関係の事件・事故が発生した際にこれを迅速・的確に処理するなど、パトロールの実効性を上げるため、法執行力を持つ警察官や意思疎通のための通訳員の増員並びにパトカーなどの装備資機材の充実など、必要な措置が講じられなければならないと考えております。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 認可外保育施設への給食費の米代についてなんですけれども、現在、市町村公立保育所の計算根拠をもとに算出されております。

す。

基準ベースは、3歳以上と3歳未満という形の計算になっておりますが、検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、うつデイについてですが、自殺者の数だとか、400とかという数字になりますので、そういうことを考慮しますと総合精神保健福祉センターだけでは絶対に間に合わないと思います。ですから、早急に各地域、そういうところに移転してまいりたいというふうに考えております。そういう意味では関係者の御意見だとかそういうことは伺ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子君登壇〕

○農林水産部長（護得久友子君） それでは水産公社の役割と今後の方針についての再質問にお答えいたします。

水産公社の収支の改善につきましては、市場移転が必要であります。

糸満への市場の移転につきましては、平成18年11月に市場開設者、生産者、仲買業者など関係者を構成員とした沖縄県水産物市場流通検討協議会を設置し、同協議会において移転に関する調整を進めてきたところであります。

また、水産公社の今後の運営等につきましては、糸満漁港が多く漁船、また市民に利用され、地域振興や地域活性化に貢献していること、また漁港の管理運営の観点も含め、関係機関と緊密な連携・協議を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは上原章議員の再質問で、特別支援学校の編成整備については、現場の声を聞いて納得のいくように進めてほしいということについてお答えいたします。

県教育委員会としましては、今後とも保護者等の専門性や安全性に対する不安や懸念が解消されるように継続して意見交換を行い、十分なコンセンサスを得た上で計画を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 当山全弘君。

〔当山全弘君登壇〕

○当山 全弘君 皆さん、こんにちは。

社大・結連合を代表いたしまして代表質問を行います。

す。

まず1点目の、知事の政治姿勢について。

1996年4月、劇的な返還合意から11年余が経過しました。普天間は動かず、膠着状態が続く普天間飛行場の移設問題。2007年5月には日米が合意したV字型案が最良とする政府と、沖合への移動を求める沖縄県の立場は平行線のまま時間が過ぎていきました。

2月7日に協議会が開催され、環境影響評価の手続を進めていく中で、地元の要望である沖合移動も念頭に置き、沖合移動をテーマにする意向が初めて明らかになりました。

次の質問をいたします。

(1)番、メア総領事の発言について。

ア、メア総領事は記者会見で、県などが求める滑走路の沖合移動に関し、より沖合に滑走路を出せば埋立面積もふえるので環境への影響が少なくなるという考え方になるとは常識的には考えられないと述べ、アセス後の修正にも否定的な見解を示しました。知事の所見を伺います。

イ、ジュゴン訴訟で米サンフランシスコ連邦地裁が、米国防総省にジュゴンへの影響を文書で提出するよう命じる判決が出ました。この判決について、普天間飛行場代替施設計画は予定どおり実行できると政府は発言しておりますけれども、これは環境影響評価（アセスメント）を急ぐことに対してブレーキをかける判決と思うが、認識と所見を伺います。

(2)番、高校歴史教科書（軍命削除）問題について伺います。

昨年9月29日、党派を超えてこれまでの高校歴史教科書にあった記述を書きかえさせてはいけないと県民の怒りの声が爆発し、11万6000人余の県民が結集し、宜野湾市で県民大会が開催されました。この問題については、知事を初め教育長、仲里議長を団長とする実行委員会が再三にわたって上京し、意見の撤回を求めて陳情しました。最近のマスコミ報道によると、近代の歴史、沖縄戦に関する教科書掲載の論議が決着を見ないまま薄れつつある。平和を希求する記録伝承に改ざんは許されるものではありません。

次の質問をいたします。

ア、検定意見の撤回と歴史教科書の「集団自決」の記述に「日本軍による強制」の明記を求めて実行委員会は4度目の上京を行いました。そして検定意見の撤回について要請しました。経過と認識について伺います。

イ、教科書掲載の論議については、検定意見の撤回に向けた協調体制の確立には難色を示し、教科書会社

6社の訂正申請を承認したということで、県民の求めている意見撤回と記述の回復は達成されたことになっております。所見を伺います。

ウ、首相は、昨年12月に承認された沖縄戦「集団自決」に関する教科書記述の訂正申請について、教科用図書検定調査審議会における審議の結果に基づいていると述べ、問題視しない旨の答弁をしております。沖縄は唯一地上戦が展開され、「集団自決」や日本軍による住民殺害が起きた。重要な史実の評価と歴史認識がかけ離れてはおりませんか、所見を伺います。

(3)、道路特定財源の暫定税率について伺います。

揮発油税など道路特定財源の暫定税率をめぐり与野党が国会で激しく対立しております。県民の間でも、高騰するガソリン代が生活を圧迫しており廃止すべきだ、財源が不足して道路整備を怠ってほしくないと、撤廃、延長で意見が大きく分かれております。

次の質問をいたします。

ア、ガソリン税、自動車重量税などは道路建設に充てられる道路特定財源と呼ばれ、1974年に2年間の暫定措置として税率が2倍に引き上げられたものであります。現在まで33年間も延長されてきました。その背景について伺います。

イ、道路建設の財源が大幅に不足があって、車の普及と道路整備が追いついていないということで高い税率で5年ごとに延長してきました。道路整備状況はどうなっているんですか。暫定税率をさらに延長する理由を説明願いたい。

ウ、ガソリン1リットルには48.6円の揮発油税と5.2円の地方道路税が課せられており、暫定税率をもとに戻せばその半分の25.1円はガソリンの価格を下げるができます。世論は暫定税率廃止を支持する声が多い。所見を伺います。

エ、暫定税率が廃止された場合、地方税収に与える影響額は幾らか。また、一般財源化された場合どうなるのか所見を伺います。

2番、知事の公約について。

(1)番、小学校30人学級について。

知事は、公約の中で、学校教育の充実のために小学校において1クラス30人学級の導人を目指すとしました。児童を取り巻く状況は、経済格差の拡大などによる就学援助児童の増加や子供たちの学力格差の拡大など、ますます教育現場では困難な状況になっております。

学校現場での個々に応じたきめ細かい指導やゆとりを持った授業が求められ、それを実現するためには一日も早い30人学級の編制が必要です。

次に質問いたします。

ア、義務教育第8次教職員予定数計画において、地方で少人数学級編制の実現が規制緩和されました。沖縄県の改善状況と適応状況について伺います。

イ、仲村教育長が新年度の4月から30人学級の実現と検討委員会設置を約束しましたが、進捗状況について伺います。

このことについては、きのうの狩俣議員の質問によってわかっておりますけれども、これと並行しまして財政的な裏づけについては大丈夫でしょうか、お伺いいたします。

ウ、各県における少人数学級の編制状況についても伺います。

(2)番、普天間飛行場の3年以内の閉鎖について。

2007年12月10日に就任1年目を迎えた知事は、普天間問題の行き詰まりに困惑しております。2006年11月の知事選で、辺野古にV字型滑走路をつくる現行案に賛成できないと明言し、国に見直しを求め、3年以内の危険性除去を公約しております。

質問いたします。

ア、V字型案は悪天候などで視界が悪いときの計器飛行ルートが住宅地上空にかからないように考え出されました。しかし、知事は滑走路の位置自体が住宅地に近過ぎ、騒音被害も大きいとして可能な限り沖合と主張し、全く意見が違うことにつながっております。経過と所見を伺います。

イ、政府は沖合移動すると埋め立てがふえるので周辺海域の生物の生息環境に悪影響が出るとして反対派の妨害活動を防ぎにくいことを理由に掲げ、現行案に固執しております。経過と所見を伺います。

ウ、米国は計画を変更すると米軍再編全体が崩壊しかねないと修正拒否の構えを崩していません。政府がどこまで応じるかは対米交渉も絡むだけに困難が予想されます。県の対応を伺います。

(3)番、待機児童ゼロについて。

子供は沖縄の宝。世界に誇れる安心・安全な子育て環境をつくり、保育所待機児童をゼロにすると公約いたしました。

次の質問をいたします。

ア、待機児童をゼロにして子育て環境をつくりますと政策目標に掲げた。出生率も年少構成割合ともに高く、子供の数が一番多いのが沖縄県です。人口増加率3位、自然増加率1位、出生率1位、年少構成割合1位となっている。にもかかわらず、保育所の普及率は全国44位で5歳児保育問題は解消されておられません。所見と対応を伺います。

イ、保育所措置児童数3万432人——これは去年の6月現在でございます——に対し、待機児童数1850人、待機率6.1%で全国1位となっております。解消策はあるのか所見を伺います。

ウ、保育所1カ所60人定員を整備するのに建設費、運営費含めて幾らかかるのか、財政的負担はどうなっているのか所見を伺います。

(4)番、雇用失業問題について。

年平均の失業率の推移を見ると、2002年がピークで8.3%、2004年7.6%、2006年7.7%と推移し、2007年11月は6.5%台となったものの、4万人を超える完全失業者を抱えております。県民所得も相変わらず全国最下位にとどまり、雇用の場の拡大が急がれます。

次の質問をいたします。

ア、失業率の全国平均化を掲げた知事が就任して1年が過ぎました。変化が期待された雇用情勢は拡大につながっていないと指摘されております。雇用情勢は改善に向かっているのか、全国平均化までの決意を伺います。

イ、完全失業率の全国平均化4%台については、劇的な改善は容易ではないと思います。雇用の拡大につながる製造業が少ないのも一つの要因であります。さまざまな企業誘致策については税制面の優遇措置や適正な利益が得られなければ企業は立地いたしません。雇用拡大につながる企業誘致策について伺います。また、4万人雇用の具体的な戦略についても伺います。

3、基地問題について。

(1)番、普天間飛行場代替施設建設の環境アセスメントの方法書について。

政府は代替施設案を1996年以来、二転三転させました。沿岸案を防衛庁が主張、浅瀬案を米側が主張した。最近ではV字案、現行案と沖合移動案が出て、知事と総領事とのやりとりもあります。基地問題の深刻さが浮き彫りにされております。代替施設建設をめぐる県環境影響審査会はアセス方法書に不信感を抱き、書き直すべきとの答申をまとめました。

質問いたします。

ア、昨年12月の知事意見で方法書の不備を指摘し、修正や追加説明を求めた。沖縄防衛局から県環境影響審査会への説明は県の求める内容になっていないと書き直しを要求しました。経過と対応について伺います。

イ、代替施設建設で埋立用の海砂は県内で1年間に採取された海砂量の12倍以上になることも判明、本島周辺の砂浜の消失が懸念されます。また、短期間の大量採取による環境破壊も懸念されます。所見を伺いま

す。

ウ、代替施設建設は陸域の造成や土砂採取も予定され、影響は海にとどまりません。基地建設が爆音や演習被害などにとどまらず、沖縄全体の自然環境への甚大な影響も考えられます。破壊を食いとめるためにアセスがあるのではないのでしょうか。認識と所見を伺います。

(2)番、有事を想定した即応訓練について。

米軍嘉手納基地第18航空団による有事を想定した即応訓練が実施され、深夜未明の時間帯に拡声器放送やサイレンの音が鳴り響き、うるさくて眠れない、訓練の騒音に起こされた、まるで戦場のようなという町民からの苦情が絶えません。県は、即応訓練は認められない旨の抗議をすべきではないのでしょうか。所見を伺います。

(3)番、2月10日発生した少女暴行事件についてであります。

このことについては、辺野古での住居侵入事件、フィリピン女性への暴行事件、相次いでアメリカ軍による事件が発生しております。また、2月19日には自衛艦が無防備の漁船に衝突し、とうとい2人の人命が損なわれております。軍隊は住民を守らないということが浮き彫りにされ、はっきりしました。

そこで質問をいたします。

許しがたい米兵の行為、再発防止を訴えても事件・事故は後を絶ちません。知事は、海兵隊撤退を含めて強く抗議すべきではないのでしょうか。県民大会を開催する必要があるのではないのでしょうか。県民大会が開催された場合、参加されますか、所見を伺います。

4、2008年度沖縄県予算案について。

2008年度一般会計予算5901億円が最終内示されました。総額は、2007年度比約60億円減でマイナス編成となっております。県単独事業の投資的経費99億200万円も約30年ぶりに100億円を割っていて財政事情が一段と厳しくなっている。歳入がふえない予算編成は景気の上向きにも何らかの影響を与えられます。

次の質問をいたします。

ア、各部局からの2008年度予算の要求額は幾らだったのか。また、予算の充当率はどうなっておりますか。

イ、総額5901億円、最終内示で対前年度比1%、60億円下回った。県民生活に直結した取り組むべき事業については優先的に取り組むことができたのかどうか伺います。

ウ、交付税、国庫金に依存した財政構造を是正し、県税収入への割合をふやし、自主財源の確保を強化す

る必要があります。所見を伺います。

エ、独自の財源が少ない上に収支不足が約400億円にも上っております。穴埋めとして主要4基金を取り崩して退職手当債など新たな県債を発行してつないでおります。主要4基金の残高、県債残高はどうなっているか伺います。

オ、職員退職金に臨時財政対策債発行による公債費も増加するなど、不安要因は残ったままとなっております。今後の収支不足の見通しと対策について伺います。

5番、沖縄振興計画について。

平和で安らぎと活力のある沖縄県を目指す沖縄振興計画が平成14年度にスタートし、第1次、第2次が終了し、後期振興計画がスタートしました。11分野にわたる分野別計画を策定し、その達成に向けて施策が展開されております。

次の質問をいたします。

ア、第1次分野別計画の総括は第2次分野別計画に生かされましたでしょうか。

イ、第2次分野別計画――17年から19年――がスタートするに当たり、第1次分野別計画をどのように総括し、沖縄振興施策の分野別計画の取り組みをしたか、その取り組み状況について伺います。

ウ、平成16年度の実績、第2次分野別計画の目標と達成率はどうなっておりますか。

エ、第3次分野別計画――2008年から2011年――の素案が決定されました。残り4年に迫った振興計画の第3次分野別計画の素案はどうなっておりますか。振興計画後期については実効性と成果を県民に示す必要があります。所見を伺います。

6、平和行政について。

沖縄学童疎開史の編さんについて。

太平洋戦争も末期近く、戦局ついに我に利あらず、制空権も制海権も失ってしまった日本軍は根尽き力果て、いよいよ焦りに焦って沖縄決戦のための血みどろの戦闘準備をしていました。

時はまさしく昭和19年の夏、勝つためなら何でもします。武運長久を祈り必勝を信じ、神風を信じ、たとえ戦局は不利であっても戦後の最後には必ず勝つものと思い込まされ、またそのように言い含められておりました。日本軍は毎日泥まみれ、汗まみれになって陣地構築でした。米軍の沖縄進攻必至と宣伝され、軍民ともに血相を変えて右往左往し、戦々恐々として安らかな日はありませんでした。今度こそ沖縄で米軍をたたくのだ。引き寄せてたたきのめすのだ。また、やるときにはやるんだ。今度こそやるんだとも言っており

ました。米軍を沖縄でたたきつづぶまでの間、上陸させて皆殺しにするまでの間、約6カ月間、学童たちは九州方面に疎開させるのだという国策によって戦争遂行に協力しながら、一方では各自の生命も守られるのだと言い含められて学童たちは疎開させられました。

昭和19年7月7日、サイパン島が玉碎し、戦況は日本軍に不利と見て学童疎開促進要綱を閣議決定し、その後、学童疎開に関する県通達文を発送、あて先は両支庁長、那覇・首里市長及び三郡国民学校長となっております。

「沖縄県学童集団疎開準備要領」による疎開の対象者は、国民学校初等科3年より6年までの男子とされました。学童疎開の趣旨は、すぐれた県民の種族を長く後世に保存するということでした。

「疎開ノ推奨」として、学校側にて希望者を募集する場合は、敗戦的な傾向にならないよう特に留意し、疎開とは単なる避難にあらず、戦争完遂のための県内防衛態勢の強化を図るための措置にほかならない。国家の人口疎開の方策に基づくものであることを強調し、残留者へはいささかも不安を与えざるよう思想態勢の動揺を極力防止するということでした。

こういった戦争遂行のための国策によって学童集団疎開は実施され、昭和19年8月13日、学童疎開第一陣が鹿児島へ出港、8月19日第二陣、8月21日に対馬丸、暁空丸、和浦丸が那覇港を出港、8月22日、対馬丸が敵の魚雷攻撃を受けて沈没、乗船者767人の学童を含む1484人が犠牲となる悲劇が起こっております。

私たちの船も対馬丸沈没後の8月28日鹿児島向け出港、9月1日鹿児島に入港しました。最後の疎開船だったと言われております開城丸が昭和20年3月5日那覇港を出港しておりますけれども、到着は不明となっております。

疎開の目的として、疎開政策の目的の一つが次世代の戦力温存にあったこと、2つ目、疎開の目的として県内食料事情の調整を図り、持久戦に備えて食いぶちを減らしておくこと、3つ目に、婦女子学童は作戦の邪魔にならないよう、軍の足手まといにならぬよう協力するため、こういった趣旨のものでございました。

次に質問をいたします。

ア、国策によって疎開させられた学童たちは疎開先で、「ヒーサン」、「ヤーサン」、「シカラーサン」の中で、2年有余の疎開生活が続きました。このようなことは事実であり、学童疎開についてはいろいろな角度から検証されていく必要があります。所見を伺います。

イ、疎開にまつわる情報を集め、学童疎開というも

のを戦争体験の一つとして語り継いでいくことが大切ではないでしょうか。そのためには疎開とは何だっただろう、集団学童疎開は何のために、ああ太平洋戦争、そして疎開。

このような内容で委員会を立ち上げていただいて、沖縄学童たちの疎開史の記録を後世に残すために編さんをしてはいかがでしょうか。所見を伺いたいと思います。

7、土木行政について伺います。

(1)番、安里川はんらんについて。

昨年8月の集中豪雨によって安里川がはんらんし、蔡温橋周辺の家屋や店舗が浸水被害に遭いました。はんらんは自然災害、人災を議論するのではなく、河川管理者として当然浸水被害を未然に防止する施策・工事を講じなければなりません。

次の質問をいたします。

ア、河川のはんらんは防止するのが河川行政の役割であって、大雨を想定した河川構造にはなっていないのではないのでしょうか。自然災害、人災を問わず、浸水被害を未然に防止する河川にはなっていないのではないか。自然災害といわず、大量の集中豪雨にも対応できる河川整備が必要ではないのでしょうか。所見を伺います。

イ、2月5日に開催された安里川はんらん解析の結果、説明会が開催されました。県は自然災害を主張、市民は人災と主張。補償の対象にすべきだと譲らず平行線をたどっております。経過と対応について伺います。

次に、モノレールについて伺います。

(2)番、首里駅から西原入り口までのモノレールについて。

第7回延長検討委員会の開催が20年3月21日に予定されております。第6回検討委員会の中ではA-3福祉センター改良案とA-4浦添ルート案に絞られ、県民・市民の生活向上、交通利便性、アメニティー向上等を含めた総合判断として浦添案を優位な案として結論としたいということでありましたけれども、最終的には住民の意見を集約し、3月の第7回検討委員会で決定することになりました。

次の質問をいたしたいと思います。

県民の意見はどのように収集したか。意見集約はどのようなになっているのか。延長ルート案の選定の今後の進め方について伺います。

最後に、教育行政について。

特別支援学校編成整備計画について伺いたいと思います。

沖縄盲学校編成に伴う、知的障害児も通学する特別支援学校に移行させる計画案に対し、視覚障害教育の専門性の維持が要求されております。これに対し、教育長は教員の署名活動を制限いたしております。所見と対応を伺いますけれども、このことについてもきのうの狩俣議員の質問で大体の方向性はわかっておりますけれども、今後は関係者と十分に話し合いたいということでございます。知的障害児と視覚障害者を分離して実施する方向での検討が好ましいと思いますけれども、このような内容での理解でよろしいかどうか答弁を願いたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（仲里利信君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 当山先生の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢という中で、歴史教科書問題の経過と認識についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

高校歴史教科書問題につきましては、県内全市町村議会や県議会におきまして教科書検定に関する意見書が決議されました。

また、9月29日には県民大会が開催され、県民の総意として検定意見の撤回と記述の回復を求める決議がなされました。その趣旨を踏まえ、県や実行委員会が政府及び関係団体へ検定意見の撤回等を要請いたしてまいりました。

このことは、国内唯一の悲惨な地上戦を体験しました沖縄県民の平和を希求する強い思いを伝えたものであると認識をいたしております。

次に、同じく教科書問題の中で、訂正申請の承認についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回、高校歴史教科書の訂正申請が承認され、広い意味での日本軍の関与の記述が回復されるとともに、沖縄戦における「集団自決」の背景の説明や注釈がつけられるなど、沖縄戦に関する理解を深めるものになっていると考えております。

また、教科書検定意見の撤回につきましては、長期的な取り組みになるものと考えており、今後の国の動向を注視していきたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢に係る御質問の中で、福田総理の発言についてのコメントいかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

福田首相の発言に対しましては、コメントする立場にありませんので、言及することは差し控えさせていただきます。

2番目の知事の公約についてという中での、雇用情勢と失業率全国平均化への決意についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

平成19年平均の雇用情勢を見ますと、完全失業率は前年の7.7%から7.4%に改善しておりますが、失業者が減少する中で就業者数も減少いたしており、必ずしも雇用情勢が改善したとはいいがたい状況でございます。

一方、月ごとの動きで見ますと、就業者数は年の後半から増加傾向にあり、また平成19年11月と12月につきましては完全失業率が3年8カ月ぶりに6%台に改善いたしております。

完全失業率の全国並み改善に向けては、企業誘致や地域産業の振興、雇用対策等を一層拡充強化をしてみたいと考えております。あわせて、企業や教育機関、そして関係団体等の理解と御協力を得て「みんなでグッジョブ運動」を展開し、積年の課題であります雇用問題をぜひ改善いたしたいと考えているところでございます。

次に、基地問題に関連いたしまして、暴行被疑事件への対応及び県民大会の開催についての御質問にお答えいたします。

今回の事件は、女性の人権をじゅうりんする重大な犯罪であり、特に被害者が中学生であることを考えれば、極めて悪質で決して許すことはできず、強い憤りを覚えるものでございます。

県は、福田総理大臣やシーファー駐日米国大使を初め、関係大臣、関係機関に対し遺憾の意を表するとともに、このような事件が二度と起きないよう一層の綱紀粛正及び隊員の教育の徹底を行い、県民が納得するような形で具体的な再発防止策等を講じ、それを公表するよう強く求めたところでございます。

また、軍転協を通じ、海兵隊の削減の確実な実施及びさらなる在沖米軍兵力の削減などを米軍を初め日米両政府に対し強く要請したところでございます。

なお、県民大会につきましては、被害者及び御家族の心情や意向にも十分に配慮することがまず第一であり、その上で広く県内の各界各層の声を聞く必要があると考えております。

次に5番目の柱の、沖縄振興計画に関連いたしまして、第3次分野別計画の素案、振計後期の所見いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

第3次分野別計画につきましては、第2次計画の実績や状況の変化を踏まえつつ、各施策について成果指標及び関連施策の見直しを行っております。

具体的には、観光客数の目標値を650万人から720万

人に、さらに情報通信関連産業の雇用者数の目標値を2万2400人から3万3700人に上方修正いたしております。沖縄振興計画後期は、残された課題の解決に向けて沖縄の自立的発展の基礎をさらに固め、新たな飛躍を図る重要な期間であります。

このため、県といたしましては、第3次分野別計画に基づき、産業・雇用の拡大や観光客1000万人の達成等に向けまして、施策及び事業実施の加速化を図ってまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させます。

○議長（仲里利信君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 在沖米総領事の発言についての御質問にお答えします。

在沖米総領事の発言は報道等により承知しておりますが、代替施設を沖合へ寄せることについては、地元住民の生活環境に配慮するため、移設先である名護市が日本政府に対し、基本合意書に基づき要求しているものであり、県としても、その要求にこたえるよう政府に求めているところであります。

また、代替施設に係るアセス手続は、法及び条例に基づくものであり、今後、適切な調査の実施により、その結果を踏まえ、住民の生活環境や自然環境に十分配慮すべきは当然のことと考えております。

次に、住宅地区上空の飛行と沖合移動についてお答えします。

V字型案となった経緯については、名護市及び宜野座村の住宅地区上空を飛行ルートから回避するため、平成18年4月に両市村と日本政府が交わした基本合意書に基づき、日米両政府が合意したものであると認識しております。

名護市の可能な限り沖合へ移動していただきたいとの要求は、同市が政府と交わした基本合意書に基づき、周辺住民の生活環境等に配慮する観点から要求しているものであります。

そのため、県としても、地元の意向を踏まえ、できるだけ沖合に寄せてほしいということを政府に対し申し上げているところであります。

次に、現行案の経緯と所見についてお答えします。

県としては、普天間飛行場の移設に当たっては、地元の理解や協力を得ることが不可欠であり、具体的な建設計画の策定については、県や地元市町村等の意向を踏まえ、住民生活及び自然環境に十分配慮する必要がありますと考えております。

石破防衛大臣は、第6回協議会において、今後、環

境影響評価の手続を進める中で、客観的なデータを収集・評価の上、地元にも丁寧に説明し、それに対する地元の意見を真摯に受けとめ、今後とも誠意を持って協議していく旨を発言しております。

また、同協議会において、町村官房長官から、沖合へという話も念頭に置いて、できるだけ早期に決着させるよう最大限に努力していきたい旨を発言しております。

県としては、政府が解決に向けて前向きかつ確実に取り組んでいただければ、この問題が早期に進展するものと期待しており、県としても協議を進めていきたいと考えております。

次に、修正案への県の対応についてお答えします。

県が求めているのは、日米両政府が合意したV字型案を基本にしながらも、地元の意向を踏まえ、できるだけ沖合に寄せてほしいということであります。

先ほども申し上げたとおり、去る2月7日の第6回協議会で町村官房長官から、沖合へという話も念頭に置いて、できるだけ早期に決着させるよう最大限に努力していきたい旨を発言しております。

対米関係については、政府において整理されるものと考えております。

次に、即応訓練についての御質問にお答えします。

県は、嘉手納飛行場における即応訓練について、訓練の通知を受けた2月8日、米軍及び沖縄防衛局に対し、周辺住民に著しい影響を及ぼさないよう十分配慮をすることを申し入れております。

県としては、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、県民の生命、生活及び財産へ十分に配慮すべきであると考えております。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 知事の政治姿勢の中で、ジュゴン訴訟の米連邦地裁の判決と環境影響評価との関係についてお答えいたします。

米連邦地裁の沖縄ジュゴン訴訟において、ジュゴンへの影響に関する資料を法廷に提出するよう米国防総省に命ずる判決が出たことは承知しております。

本県のジュゴンにつきましては、我が国においても文化財保護法の国指定天然記念物に指定されていることや、環境省及び本県のレッドデータブックにおける絶滅危惧ⅠA類に指定されており、その保護については重要であると認識しております。

県としては、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価の手続において、適切かつ十分な環境影

響評価の実施を求め、ジュゴンを含む動植物の保護・保全や生活環境への影響に十分な配慮がなされるよう求めていく考えであります。

次に、基地問題との関連で、知事意見で修正や追加説明を求め、書き直しを要求した経過と対応についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書については、環境影響評価法に基づく埋め立ての事業及び沖縄県環境影響評価条例に基づく飛行場の設置の事業について合冊して作成されていることから、それぞれの規定に基づく期限内に知事意見を述べております。

昨年12月21日の条例に基づく知事意見においては、事業内容等が決定しておらず、具体的に示すことは困難との回答が余りにも多く、的確に答申することは困難、方法書手続は、事業内容がある程度決定した上で再度実施するべきものと思料するとの審査会からの答申を真摯に受けとめるよう述べております。

また、1月21日の法に基づく知事意見においては、1月11日に開催した審査会において、埋立事業に係る150ページ余の事業内容等について説明がなされたが、その時期が答申の直前であったことから十分な審査期間が確保できず、書き直しをさせる必要がある旨の答申がなされたことから、書き直しを求めたものであります。

事業者は、法及び条例に基づく知事意見を踏まえ、追加・修正資料を作成し、2月5日に公表するとともに、県内5カ所で2月18日まで閲覧を実施したところであります。

県においては、追加・修正資料について知事意見の反映状況や調査、予測手法について審査会からの意見を踏まえ、事業者に対し県の意見を述べていく考えであります。

次に、海砂採取による海砂の消失や環境への影響についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立用材については、沖縄島周辺の海砂1700万立方メートルを用いると沖縄防衛局から説明がなされたところであります。

しかしながら、県内の年間海砂採取量からすると著しく大量であるため、県外も含めた調達先の複数案を検討するよう知事意見で述べたところであります。

これに対し、沖縄防衛局が提出してきた追加・修正資料においては、しゅんせつ土を含む建設残土の受け入れや県外からの調達等も含め、具体的に検討を行うとの見解が示されたところであります。

県としては、埋立用材の確保に当たっては、当該事業実施区域及びその周辺の生態系に著しい影響を及ぼさないよう十分な配慮が必要であることから、今後、環境影響評価手続において必要な意見を述べていきたいと考えております。

次に、代替施設建設は爆音や演習被害、自然環境への甚大な影響が考えられるが、アセスについての認識と所見ということについてお答えいたします。

環境アセスメントは、土地の形状の変更や工作物の新設などで環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な事業の実施前に、事業者みずからその事業が環境にどのような影響を及ぼすかについてあらかじめ調査、予測及び評価を行い、その方法及び結果について住民や地方自治体から意見を聞き、それらを踏まえて、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作成していくことを目的とした制度と認識しております。

県としては、今後、環境影響評価手続において地域の環境保全に責任を有する立場で適切に審査を行い、関係市村長意見、住民等意見、審査会の意見等を踏まえ、環境の保全の見地から知事意見を述べていきたいと考えております。

次に、平和行政について、沖縄の学童疎開と学童疎開史の編さんについて一括してお答えいたします。

沖縄の学童疎開は、もう一つの沖縄戦と言われる場合もあり、その体験は「ヒーサン」、「ヤーサン」、「シカラーサン」という言葉に象徴されるように、子供たちにとっては大変過酷なものであったと認識しております。

県におきましては、平成16年度に疎開関係者実態調査事業を行い、疎開者及び疎開受け入れ関係者5596名の名簿を作成いたしました。名簿を作成する過程で県内市町村や疎開受け入れ先の市町村及び疎開者関連団体への問い合わせや新聞広告等を通じて情報提供の呼びかけ等を行いました。

調査の成果として「疎開関係者実態事業調査報告書」を作成し、実態調査の結果のほかに疎开学童の体験談等も記載しております。

また、戦後60年の節目に当たる平成17年度には、疎開関係者交流事業の実施や平和祈念資料館における特別企画展「沖縄戦と疎開」の開催、疎开学童証言ビデオ「やーさん ひーさん しからーさん」を製作しました。

沖縄学童疎開史の編さんにつきましては、貴重な御提言として承り、これらの報告書や証言ビデオ等を有効に活用して、次世代へ沖縄の学童疎開について継承していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 首里勇治君登壇〕

○土木建築部長（首里勇治君） 知事の政治姿勢の中で、暫定税率延長の背景についての御質問にお答えいたします。

道路特定財源制度は、我が国の戦後の急速な道路交通の発達に伴い、立ちおけている道路を計画的に整備すべく昭和29年に創設されており、受益者負担に基づき自動車利用者に課税し、その税収を道路整備財源とする理にかなった税制度であると考えております。

特に、本県においては、戦後も27年間にわたり米軍統治が続き、道路の本格的な整備は昭和47年の復帰以降に始まっております。

復帰記念事業としての本島一周道路の整備を初め、宮古、石垣、西表、久米島の各離島の一周道路や沖縄自動車道、那覇空港自動車道の整備など、本県の道路整備を着実に進めることができた背景には、道路特定財源制度による安定した財源の確保と沖振法に基づく高率の国庫補助制度によるところが極めて大きいと考えております。

次に、道路整備の状況及び暫定税率の延長が必要な理由についての御質問にお答えいたします。

本県における車両台数と道路延長の推移を比較しますと、本土復帰当時の車両台数が約19万8000台、道路延長が約4200キロメートルに対し、平成18年度末の車両台数は約94万2000台、道路延長は約7800キロメートルであり、道路延長の約1.8倍の増加率に対し、車両は約4.7倍で、道路の2倍以上の増加率となっております。

また、人口・車両台数当たりの道路延長を全国の平均値と比較しますと、人口当たりが62%、車両当たりが56%で、本県の道路延長は全国平均の約6割程度と低い状況にあります。

本県の道路は、本土復帰以降に本格的な整備が始まりましたが、当初の道路整備は未舗装道路の解消を図る観点から、最小幅員の2車線道路で道路の延長そのものを伸ばしていくことを課題として本島や各離島の一周道路の整備を進めてきました。

その後、都市部の過密化による交通量の急増に伴い、その対策として交通容量の拡大を図るべく、沖縄自動車道を初め中南部地域の主要道路の4車線化を進めてきましたが、物件補償費や道路の大型化に伴う建設コストの増大等により、整備の進度が交通量の増加に追いつかない状況にあります。

しかしながら、那覇空港自動車道や沖縄西海岸道路

等の骨格道路の整備を初め、都市部の渋滞対策や島チャビを解消する離島架橋などの地域に密着した生活幹線道路に至るまで、多くの道路がまだ整備の途上にあります。

さらに、今後の基地返還跡地の道路整備やモノレール延長に伴う軌道げた等のインフラ整備などを着実に推進していくためには、暫定税率の維持延長による整備費用の確実・安定的な確保が極めて重要であると考えております。

次に、暫定税率の廃止を支持する世論についての御質問にお答えいたします。

ガソリン価格の上昇に伴い、暫定税率の延長に反発する市民の声についてはマスコミの報道等で承知をいたしております。

現在、国や県が推進している道路整備として、那覇都市圏の渋滞緩和を目指す那覇空港自動車道及び沖縄西海岸道路の整備や離島苦の解消策としての伊良部架橋、あるいは通学児童の交通安全に資する歩道整備など、本県の道路整備を着実に進めていくことが必要であると考えております。

昨年3月には沖縄西海岸道路の豊見城道路の開通により豊崎埋立地へのアクセスが飛躍的に向上し、次々に企業進出が決定したところであり、本県の振興に果たす道路の役割がいかに重要であることを示していると考えております。

県としましては、県民の暮らしと均衡ある経済の発展を支える大所的見地に立ち、道路整備に必要な暫定税率の維持延長について県民の理解を得ることが重要であると考えております。

次に、暫定税率が廃止された場合の地方税収への影響及び一般財源化された場合の影響についてお答えいたします。

本県の本年度の道路整備費は、直轄、県、市町村合計で1047億円であり、財源の内訳は、国庫金が約9割を占め、残りの1割を地方税収等で賄っております。

本年度の事業費をもとに暫定税率が廃止された場合の影響額を試算しますと、総額1047億円のうち513億円が失われるものと思われます。

地方税収は、軽油引取税や自動車取得税などの税目で構成しており、直轄事業の負担金や県単独の道路維持・整備費用に充てられ、本年度は約90億円の税収を見込んでおりますが、この税収も約45億円に半減するものと試算しております。

次に、一般財源化の議論につきましては、平成18年12月の政府閣議で税収の余剰分を一般財源化することが決定されましたが、本県を初め全国の自治体におい

ては、道路整備の需要が減り、税収が余ったという認識はありません。

税収の余剰問題については、政府の財政改革方針による公共事業の抑制、いわゆるマイナスシーリングが続き、毎年安定的に徴収される特財税収に対して道路事業費が結果的に下回ったことを余剰と呼んでおり、いわばつくり出された余剰であると考えております。

本県を初め本土の地方部においては、自動車は欠くことのできない交通手段であり、特に本県の場合は、那覇市域でモノレールが開業したものの、交通分担率は本土の鉄道の25%に対して1%の分担率となっております。

慢性的な那覇市の渋滞を緩和すべく整備に取り組んでいる那覇空港自動車道や沖縄西海岸道路を初め、離島苦を解消する伊良部架橋など、都市部から地方部に至るまで、真に必要な道路はぜひとも整備を継続し、県民生活の向上、企業活動に必要な社会基盤として、次世代への確かな資産として継承していくことが道路行政の使命であると考えております。

次に、土木行政関連の中で、集中豪雨にも対応できる河川整備についての御質問にお答えいたします。

安里川につきましては、浸水被害の軽減を図るため、河川改修とあわせて安里川に金城ダム、真嘉比川に真嘉比遊水地を建設してきました。両施設の完成により治水安全度の向上を図ってまいりましたが、未整備区間においては依然として浸水する可能性があることから、浸水被害を解消するために下流から順次河川改修を実施しているところであります。

現在は蔡温橋工事により河川を拡幅するとともに、牧志・安里地区市街地再開発事業と連携して河川改修を進めており、順調に進捗した場合、再開発事業区間は平成21年度には完了し、柳通りや国際通り周辺の浸水被害の軽減が大きく図られるものと考えております。

今後とも、地権者の協力を得ながら重点的に安里川の河川改修を進めていく考えであります。

次に、住民説明会における経過と対応についての御質問にお答えいたします。

去る2月5日に住民説明会を開催し、「安里川出水解析委員会」の結論として、安里川の未改修区間の流下能力55立方メートル毎秒を大幅に超え、2倍に相当する110立方メートル毎秒の洪水が発生しており、はんらんシミュレーションによると、蔡温橋の工事にかかわらず、流下能力が特に低い昭和橋上流付近から溢水はんらんが始まっていること等を説明いたしました。

また、この結論を受け、今回の安里川はんらんは自然災害であり、補償の対象とはならないとの県の考え方を説明いたしました。

しかしながら、その中で再度の説明会を行ってほしいとの意見があり、さらなる説明会を行うことについては現在検討しているところであります。

次に、モノレール延長の県民意見収集等についての御質問にお答えいたします。

モノレール延長に当たっては、検討過程の透明性を確保し、県民へ幅広くわかりやすい情報提供と意見収集を行うため、12月中旬から1月下旬までの45日間、住民参加型の計画手法であるP I、すなわちパブリック・インボルブメントを実施しました。

意見収集は、各駅や延長する沿線地域、那覇以北の高速道路沿線自治体等においてパンフレットを配布し、アンケートに回答する方法とし、1万7000部の配布に対し約5700部の約33%の回収率で、地域別、年齢別、就業者別に幅広い意見を収集することができました。

その集約結果は、モノレール延長の必要性や事業化に対しては9割以上の高い理解度と賛同があり、延長ルート案の意見については、現在、地域別や乗客予測割合別に集計・分析中であります。

今後、3月予定の第7回延長検討委員会において県民意見も参考に総合的に審議され、延長ルート推奨案が選定される見込みであり、それを受けて、事業主体である県と那覇市において国や関係機関と協議した上で正式に延長ルート案を決定する考えであります。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは知事の公約についての御質問で、少人数学級編制の実施状況についてお答えいたします。

本県では、平成14年度から小学校1年生、平成16年度には2年生へ拡大して、低学年において一律35人学級編制を実施しております。

次に、30人学級の実現と検討委員会の進捗状況についてお答えいたします。

現在、30人学級制度設計検討委員会で実務的な作業を進めているところでありますが、平成20年度における30人学級編制の実施につきましては、施設状況等を踏まえながら、教員定数全体の枠の中で小学校1年生で導入をしていきたいと考えております。

次に、各県における少人数学級の状況についてお答えいたします。

少人数学級編制につきましては、児童生徒の実態等を考慮して全県一律に国の標準40人を下回る学級編制基準を設定することが可能となっております。

平成19年度においては、46道府県において、小学校の低学年を中心に40人を下回る少人数学級が実施されております。

次に、教育行政についての御質問で、視覚障害教育の専門性維持と署名活動への対応についてお答えいたします。

近年の障害の重度・重複化や多様化の現状を踏まえ、従来の盲・聾・養護学校は複数の障害種に対応する特別支援学校制度へ改められました。

視覚障害教育の専門性の維持の要求については、沖縄盲学校の持つ専門性の維持等に不安を感じておられることのあらわれと受けとめております。

県教育委員会としましては、今後とも保護者等へ不安や懸念が解消されるように十分な説明と意見交換を行いながら、理解を得ていきたいと考えております。

また、署名活動に関する情報提供のメールにつきましては、文章中に教職員の活動を規制するかのような不適切な表現が含まれていたことから、2月6日付で撤回と破棄を通知したところであります。

今後、このようなことが再び起こらないよう、「人権ガイドブック」の活用や職場研修等により職員の基本的な人権に関する理解を深め、人権を尊重する職場環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 知事の公約についての中、5歳児保育の問題解消についてにお答えいたします。

本県では、5歳児の多くが小学校併設の幼稚園等へ就園していることから、下校後の保育ニーズが生ずることがあります。

このため、県では、保育所の整備や公立幼稚園における午後の預かり保育の充実を促進し、5歳児の受け入れ体制の整備を図っているところでございます。

続きまして、保育所入所待機児童の解消についてにお答えいたします。

県では、待機児童解消のため、保育所の創設、分園設置、定員の弾力化、認可外保育施設の認可化等を保育の主体である市町村と連携しながら進めております。

こうした取り組みにより、過去5年間では4776人の定員増を図ってきましたが、平成19年4月1日現在で

1850人の待機児童がいることから、引き続き待機児童解消のための諸施策を積極的に推進してまいりたいと考えております。

続きまして、60名定員の保育所整備にかかる建設費及び運営費の額並びにその財政負担についてにお答えいたします。

保育所建設にかかる費用につきましては、建設場所の状況等により異なりますが、平成18年度に創設された60名定員の認可保育所の建設費の平均は約1億500万円となっております。

また、60名定員の保育所にかかる1施設当たりの年間の運営費助成については、平成18年度の平均が約5800万円となっており、負担割合は国4分の2、県及び市町村がそれぞれ4分の1の負担となっております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 知事の公約に関する御質問の中で、雇用拡大につながる企業誘致策についてお答えします。

県では、特別自由貿易地域、情報通信産業特別地区、金融業務特別地区、産業高度化地域、情報通信産業振興地域のいわゆる経済特区に認められた税制優遇措置や、沖縄県企業立地促進条例に基づく助成金などを活用し、関係市町村等と連携して企業立地を推進しております。

今後は、8000人の雇用増が見込まれるIT津梁パーク整備事業の推進、特別自由貿易地域の土地の減額譲渡制度の活用及び国際物流関連企業の誘致などにより、雇用拡大に努めてまいります。

次に、4万人の雇用創出の具体的な戦略についてお答えします。

4万人の雇用拡大に向けては、企業誘致や地域産業の振興、雇用対策等を一層拡充強化する必要があります。このため、企業誘致の強化とあわせて、地域産業の振興については、沖縄イノベーション創出事業や沖縄デザイン戦略構築促進事業等を実施して新商品の開発や市場競争力の強化を推進します。

雇用対策としては、土木業の職種転換を促進するための支援事業、インターンシップ拡大強化事業、就職困難者総合支援事業等に取り組んでいきます。

これら事業の実施とあわせて、「みんなでグッジョブ運動」の浸透を図りつつ、企業や教育機関、経済団体等との連携を強化し、ミスマッチ対策や就業意識の改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 2008年度沖縄県予算案についてに関連しまして、予算の要求額等についてお答えいたします。

平成20年度予算の各部局からの概算要求額は、合計で約5936億円であります。予算額は5901億円となっており、概算要求額に対する比率は99.4%となっております。

予算の措置率が高い理由は、予算全体に占める義務的経費の割合が8割以上であることや、平成20年度当初予算編成からこれまで以上に各部局の権限と責任のもと、主体的な行財政改革を実行するとともに、事業の取捨選択が行われるよう、政策的経費全体について枠配分方式を導入したこと等によるものであります。

次に、県民生活に直結した事業への取り組みについてお答えいたします。

平成20年度予算の編成に当たりましては、「沖縄県行財政改革プラン」の着実な推進に努めるとともに、現下の厳しい財政状況のもと、これまで以上に事業の取捨選択を徹底し、県民生活に直結した各種施策に重点的・効果的に予算を措置しております。

予算を措置した具体的な施策を例示いたしますと、福祉・医療の充実では、認可外保育施設への給食費助成や、乳幼児、母子家庭及び障害者への医療費助成、放課後児童クラブへの運営費補助などの福祉の充実、救急医療用ヘリコプターの活用、医師確保のための施策、沖縄赤十字病院の移転新築への助成、病院事業会計への繰出金など医療の充実。

雇用の創出の部分では、沖縄型職業教育プログラムなどを実施する沖縄地域雇用創出事業、就職が困難な障害者等への支援を目的とした就職困難者総合支援事業などに所要額を措置したところでございます。

また、教育・文化振興では、沖縄国際アジア音楽祭（仮称）や全国高校総体へ向けた事業の推進、小・中・高マスターイングリッシュ推進事業やスクールカウンセラー配置事業、放課後子ども教室推進事業などを実施するほか、離島振興では、地上デジタル放送推進事業や離島地域広域連携推進モデル事業などの推進。

産業振興の部分では、沖縄 I T 津梁パーク整備事業等の実施による情報通信産業の高度化、国際観光地プロモーションモデル事業の実施による観光の質の向上、さとうきび生産総合対策事業等の実施による農林水産業の振興などについて所要額を措置したところで

あります。

また、基盤整備では、新石垣空港建設事業や伊良部架橋建設事業、農業生産基盤整備などの主要継続プロジェクトについて必要な予算を措置しているところでございます。

次に、自主財源の確保を強化するための取り組みについてお答えいたします。

地方公共団体における自主・自立的な行財政運営を推進する観点から、自主財源の確保は重要な課題であります。

このため、県としましては、「沖縄県行財政改革プラン」に基づき、県税の徴収強化や使用料及び手数料の定期的な見直し、未利用及び貸付県有地の売り払いなど、自主財源の確保に努めているところであります。

また、さらなる自主財源確保の取り組みとしまして、法定外目的税等の新税の創設や広告収入、施設命名権の導入などの新たな収入源の確保策について全庁的に検討を進めてまいります。

中長期的には、本県経済の活性化に結びつく産業振興施策の推進による税源の涵養に取り組んでまいります。

次に、主要4基金の残高、県債残高についてお答えいたします。

平成20年度予算については、県税等の自主財源の伸びが期待できない反面、社会保障関係経費の増大などにより多額の収支不足額が発生し、主要基金の取り崩しや県債の発行により対応したところでございます。その結果、平成20年度末における主要4基金の残高見込み額は211億円、一般会計の県債残高の見込み額は6521億円となっております。

続きまして、今後の収支不足の見通しと対策についてお答えいたします。

国、地方を取り巻く厳しい財政状況の中、平成20年度当初予算におきましては、給与の特例措置や政策的経費の縮減を行ってもなお387億円の収支不足が生じたため、主要4基金の取り崩し、退職手当債や行革推進債等の発行などにより対応したところでございます。

本県財政は、今後も歳入において、県税や地方交付税などの一般財源の大幅な増が期待できない反面、歳出においては、団塊世代の大量退職に伴う退職金の高どまりや、これまで集中的に整備した施設等に係る償還額の増及び臨時財政対策債の発行に係る公債費の増、さらには制度改正や少子・高齢化に伴う社会保障関係費の増などにより、厳しい状況が続いていくこと

が見込まれます。

そのため、「沖縄県行財政改革プラン」の着実な実施はもとより、県税の徴収率の向上、使用料・手数料の定期的な見直しなど、自主財源の確保、職員数の適正化、事務事業の見直しなど、財政健全化策をこれまでも増して徹底的に進めてまいります。

○議長（仲里利信君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 沖縄振興計画についての御質問で、第1次分野別計画の総括と第2次計画の取り組み状況につきまして、一括してお答えいたします。

第1次分野別計画の期間中においては、財政状況が厳しさを増す中で、全国的な沖縄人気を背景に観光客数が大きく増加したほか、健康食品や泡盛等の県外移出が好調に推移しました。また、情報通信関連産業を中心に企業の立地や雇用の創出が進み、本県の経済産業は総体として着実に進展しました。

第2次分野別計画では、こうした成果を引き継ぐとともに、成果指標等の見直しを行い、より実効性のある諸施策の展開を図ってまいりました。その結果、入域観光客数が6年連続で過去最高を記録したほか、多数の企業誘致や雇用の創出を実現するなど、着実な成果を上げております。

同じく沖縄振興計画との関連で、平成16年度の実績と第2次計画の目標達成の状況についてお答えいたします。

平成16年度を最終年度とする第1次分野別計画については、11の分野別計画で設定した229指標のうち、約4割に当たる89の指標で目標を達成しております。

また、第2次分野別計画の現時点における達成状況は、観光関連産業で観光客数が目標を達成した一方、デフレ等の影響で1人当たり観光消費額が達成困難な状況にあります。

情報通信関連産業では、雇用者数や誘致企業数等で目標を達成しておりますが、農林水産業では価格の低迷等から生産額が未達成な状況にあります。

雇用の分野では、新規雇用者数、高校生及び大学生就職率等が目標を達成する見込みであります。

製造業においては、物流面のコスト高や市場競争の激化等により製造品出荷額で目標達成が困難な状況にあり、社会資本整備では公共事業の減少等により一部指標で未達成の見込みとなっております。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 当山全弘君。

〔当山全弘君登壇〕

○当山 全弘君 本日の代表質問は、同僚議員の御配慮によりまして38分というたくさんの時間をちょうだいいたしました。あと8分残っておりますけれども、ここで私の最後のごあいさつを申し上げて締めくくりたいと思っております。

本日、議場での最後の代表質問を終わることになりました。

平成8年6月、県議会議員となり、3期12カ年にわたり、大田・稲嶺・仲井眞知事と議論を交わすことができました。これもすべて県民福祉向上のための質問・提言でありました。

戦中派と言われた議員が議長を初めほとんど勇退をいたします。

平和行政の後退は許されません。

県民の生活環境、至るところで米軍基地から派生する事件・事故は後を絶ちません。その米軍の起こす事件・事故の課題解決については全力で取り組む必要があります。

気になることを申し上げます。

米軍基地からの事件・事故が後を絶たない現状において、子供や孫たち、負の遺産となる新基地建設が進められようとしていることについては不安を感じるものであります。

今限りで勇退する議員、国政を目指す議員、そして6月の厳しい県議選を戦われる議員の皆様方の御健勝と御奮闘を心より祈っております。

最後になりましたけれども、仲井眞知事を初め執行部の皆さん、県議会の皆さん、健康にはくれぐれも留意され、県民福祉向上のためになお一層頑張っていたきたいことをお願い申し上げたいと思います。

本当にお世話になりました。イッペーニフェーデービル。ありがとうございました。（拍手）

○議長（仲里利信君） 以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、25日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時31分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 仲 里 利 信

会議録署名議員 比 嘉 京 子

会議録署名議員 糸 洲 朝 則

平成20年 2月25日

平成20年
第 1 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 6 号）

平成20年
第 1 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第6号）

平成20年2月25日（月曜日）午前10時1分開議

議 事 日 程 第 6 号

平成20年2月25日（月曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第1号議案から甲第30号議案まで、乙第1号議案、乙第3号議案から乙第13号議案まで及び乙第15号議案から乙第29号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第30号議案まで、乙第1号議案、乙第3号議案から乙第13号議案まで及び乙第15号議案から乙第29号議案まで

- 甲第1号議案 平成20年度沖縄県一般会計予算
- 甲第2号議案 平成20年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 甲第3号議案 平成20年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 甲第4号議案 平成20年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 甲第5号議案 平成20年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 甲第6号議案 平成20年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 甲第7号議案 平成20年度沖縄県下水道事業特別会計予算
- 甲第8号議案 平成20年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 甲第9号議案 平成20年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 甲第10号議案 平成20年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 甲第11号議案 平成20年度沖縄県林業改善資金特別会計予算
- 甲第12号議案 平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第13号議案 平成20年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 甲第14号議案 平成20年度沖縄県自由貿易地域特別会計予算
- 甲第15号議案 平成20年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 甲第16号議案 平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 甲第17号議案 平成20年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 甲第18号議案 平成20年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 甲第19号議案 平成20年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計予算
- 甲第20号議案 平成20年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第21号議案 平成20年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 平成20年度沖縄県水道事業会計予算
- 甲第23号議案 平成20年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 甲第24号議案 平成19年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）
- 甲第25号議案 平成19年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第26号議案 平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第27号議案 平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）

甲第28号議案	平成19年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
甲第29号議案	平成19年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）
甲第30号議案	平成19年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）
乙第1号議案	特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例
乙第3号議案	沖縄県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第4号議案	沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
乙第5号議案	沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
乙第6号議案	沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第7号議案	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第8号議案	沖縄県立県民アートギャラリーの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
乙第9号議案	沖縄県公害審査会の紛争処理の手続に要する費用に関する条例の一部を改正する条例
乙第10号議案	沖縄県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
乙第11号議案	沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第12号議案	沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例
乙第13号議案	沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第15号議案	沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例
乙第16号議案	沖縄県中小企業の振興に関する条例
乙第17号議案	沖縄県道路整備・都市モノレール建設基金条例の一部を改正する条例
乙第18号議案	沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第19号議案	沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例
乙第20号議案	沖縄県奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第21号議案	土地の処分について
乙第22号議案	訴えの提起について
乙第23号議案	照明灯倒壊事故に関する和解等について
乙第24号議案	損害賠償額の決定について
乙第25号議案	包括外部監査契約の締結について
乙第26号議案	中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について
乙第27号議案	中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について
乙第28号議案	中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について
乙第29号議案	公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について

出席議員（45名）

議長	仲里利信君	11番	前田政明君
副議長	具志孝助君	12番	吉田勝廣君
1番	上原章君	13番	當山眞市君
2番	佐喜真淳君	14番	辻野ヒロ子君
3番	新垣良俊君	15番	親川盛一君
4番	仲田弘毅君	16番	嶺井光君
5番	照屋守之君	17番	岸本恵光君
6番	赤嶺昇君	18番	當間盛夫君
7番	當山弘君	19番	当銘勝雄君
8番	狩俣信子君	20番	渡嘉敷喜代子君
9番	比嘉京子君	22番	嘉陽宗儀君
10番	奥平一夫君	23番	玉城義和君

24 番 内 間 清 六 君
 25 番 前 島 明 男 君
 26 番 國 場 幸之助 君
 27 番 伊 波 常 洋 君
 28 番 砂 川 佳 一 君
 29 番 浦 崎 唯 昭 君
 30 番 安 里 進 君
 32 番 兼 城 賢 次 君
 33 番 新 里 米 吉 君
 34 番 高 嶺 善 伸 君
 35 番 当 山 全 弘 君

36 番 外 間 久 子 君
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 40 番 小 渡 亨 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 45 番 外 間 盛 善 君
 46 番 平 良 長 政 君
 47 番 新 川 秀 清 君
 48 番 喜 納 昌 春 君

欠 席 議 員（２名）

21 番 瑞慶覧 朝 義 君 39 番 上 原 賢 一 君

欠 員（１名）

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 仲 里 全 輝 君
 副 知 事 安 里 カツ子 君
 知 事 公 室 長 上 原 昭 君
 総 務 部 長 宮 城 嗣 三 君
 企 画 部 長 上 原 良 幸 君
 文化環境部長 知 念 建 次 君
 福祉保健部長 伊 波 輝 美 君
 農林水産部長 護得久 友 子 君
 観光商工部長 仲 田 秀 光 君
 土木建築部長 首 里 勇 治 君
 企 業 局 長 花 城 順 孝 君
 病院事業局長 知 念 清 君
 出納事務局長 上 原 久 己 君

知 事 公 室 監 上運天 昂 君
 秘書広報統括 名渡山 司 君
 総務部監 伊 元 正 一 君
 財政統括 仲 村 守 和 君
 教育委員 翁 長 良 盛 君
 教委員 得 津 八 郎 君
 教育長 宮 里 節 子 君
 公安委員 瀬良垣 馨 君
 安委員 太 田 守 胤 君
 警察本部 代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 長 嶺 伸 明 君
 次 長 遊 佐 信 雄 君
 議 事 課 長 嘉 陽 安 昭 君
 課 長 補 佐 平 田 善 則 君
 主 査 中 村 守 君

主 査 佐久田 隆 君
 主 幹 上 当 佳代子 君
 主 査 大 城 佳 美 君
 主 査 金 城 悦 子 君

○議長（仲里利信君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた会計管理者福治嗣夫君は、体調不良のため本日から28日までの会議に出席で

きない旨の届け出がありましたので、その代理として出納事務局会計課長上原久己君の出席を求めました。

○議長（仲里利信君） 日程第１及び日程第２を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第１号議案か

ら甲第30号議案まで、乙第1号議案、乙第3号議案から乙第13号議案まで及び乙第15号議案から乙第29号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里 米吉君 一般質問を行います。

知事は当銘勝雄議員の質問に対し、四軍調整官、総領事と握手しエレベーターまで見送ったことが社会常識と聞き直った答弁をしました。知事の対応は、被害者や家族の心情とかけ離れ、県民感情や県民の常識ともかけ離れています。表敬あいさつと事件・事故の謝罪とは違うのであります。大田知事、稲嶺知事は、事件・事故の謝罪に対し、今回のような対応はしませんでした。残念ながら、知事の政治姿勢や常識に疑問を感じる答弁でした。

さて、仲井真知事が就任して1年3カ月がたちました。したがって、平成20年度予算案は、仲井真知事の意向が反映したと思います。そこで、知事の選挙公約や基地、環境、教育、雇用、経済等に関する知事の政治姿勢について質問します。

1、知事は、辺野古への新基地建設で沖合への移動を主張している。知事の考えている移動距離と根拠について伺いたい。

2、ヨーロッパでは、風力発電等の新エネルギー開発や温暖化対策に積極的である。しかし、日本や沖縄では、新エネルギーへの取り組みがおくれているし、温暖化対策でも先進国で最低の評価である。沖縄電力は、平成17年度において石炭・石油99%、新エネルギー・その他1%であり、もっと新エネルギーに積極的な取り組みが必要だと思う。知事の所見を伺いたい。

3、赤土対策について、副知事をキャップに文化環境部、農林水産部、観光商工部、土木建築部、総務部・財政課等を含めた横断的な委員会等を設置して抜本的対策を協議し、実行に移す組織が必要と考える。知事の所見を伺いたい。

4、知事は選挙で、毎年100人の学術及び語学留学生の派遣を公約した。平成19年度海外留学生の数と平成20年度の派遣計画を伺いたい。

5、知事は、小学校において1クラス30人学級導入を公約した。知事就任直後の平成18年12月定例会で、教育長は、「30人学級については、当面、低学年の導入を検討」と答弁した。しかし、知事は平成19年11月定例会において、「県教育委員会におきましても30人

学級制度設計検討委員会を立ち上げ、定数の確保方法や財政負担等の課題について検討している」と答弁し、具体性のない後退した答弁をしている。平成20年度に向けて具体的な施策を知事みずから示していただきたい。

6、去る11月定例会において、知事公約の完全失業率全国平均の実現について、「みんなでグッジョブ運動では最終年度の目標値を設定しておりますが、年度ごとの目標値は設定しておりません。」と無責任な答弁をしている。現在の7%台から4%台に改善するために、知事就任2年の折り返し点において6%から6.5%を実現することが必要だと考える。知事の所見を伺いたい。

7、沖縄振興開発金融公庫の内部調査によると、今後5年間で総額4200億円の沖縄投資計画が構想されているとのことである。プラス面とマイナス面が予想される。知事の感想と対処策等を伺いたい。

8、カジノについて、ハワイや濟州島の調査または資料収集を行ったか。また、その結果について伺いたい。

9、米軍施設外に住む米軍人の調査について、米軍、国、県の三者で協議し実現すべきと考える。また、施設外に住む米軍人の住民登録を沖縄県から日米両政府に要請すべきと考える。知事の所見を伺いたい。

次に、教育行政について質問します。

2年6カ月後の2010年8月、沖縄県で全国高校総体が開催されます。施設、強化、運営等についてことから本格的な取り組みになると思います。

私は、かつてバレーボールの選手として、そして審判員として、そして監督としてインターハイに出場しましたので、沖縄開催に強く深い思いを持つものです。2010年インターハイ沖縄開催の成功に熱い思いを込めて以下の質問をします。

ア、全国高校総体開催に向けて、奥武山プールの改築、陸上競技場とサブグラウンドの改修、自転車競技場の改修等が必要である。予算措置について伺いたい。

イ、ことし4月に入学する高校生は、2010年に高校3年生になる。強化対策、競技力向上対策について伺いたい。

ウ、全国高校総体は、多くの高校生が役員になり運営する。そのための計画や取り組みについて伺いたい。

南城市では戦後の混乱で十分に義務教育を受けられなかった人たちが、地域の学校で授業を受けるリカレ

ント教育（再教育）を実施しています。73歳の女性や68歳の男性等が小学生と一緒に学び、小学校2校で4名、中学校1校で1名、計5名がリカレント教育を受けております。校長は、子供たちが学ぶことの大切さを認識したと思うと述べ、担任教師も前向きであり、高嶺教育長は課題や抱負を語られ、積極的に取り組む姿勢であります。他の市町村にも広がることを期待するものです。

そこで南城市のリカレント教育について、県教育委員長の見解を伺います。

次に、農業行政について質問します。

1、食料自給率について。

農林水産省総合食料局食料企画課が平成19年3月に発行した「平成17年度食料自給率レポート」には、「食料は、人間の生命の維持に欠くことのできないものであるだけではなく、健康で充実した生活の基礎として重要なものです。食料の安定供給を確保することは、社会の安定及び国民の安心と健康の維持を図る上で不可欠です。しかしながら、我が国の食料自給率は低下し、現在、我が国の食料の約6割を海外に依存している状況にあります。これは、主要先進国の中でも最低の水準です。」と述べています。

平成18年度の日本の食料自給率はカロリーベースで39%で、沖縄県の平成17年度の自給率は28%となっており、沖縄県の自給率は深刻なほど低いものです。

そこで以下の質問をします。

ア、沖縄県は、先進国最低水準の日本の食料自給率をはるかに下回る自給率です。その原因を伺いたい。

イ、食料自給率向上に向けた計画と取り組みを伺いたい。

ウ、学校給食における地場農産物の割合を伺いたい。また、割合を高めるための施策や取り組みを伺いたい。

2、県内、県外、香港等において、消費者が安心・安全な農産物を求めている。県内における食料自給率の向上と県内農産物の移出・輸出の好機だと思う。県の見解を伺いたい。

次に、地域課題について質問します。

1、西原町小波津川河川改修の進捗状況と平成20年度の事業計画について伺いたい。

2、県道那覇北中城線の西原町坂田交差点から上原交差点に至る4車線拡幅の事業化について現状を伺いたい。

3、一昨年6月に発生した中城村の地すべり災害による村道と県道35号線の災害復旧工事について、進捗状況を伺いたい。

4、中城公園等の公園緑地の整備について、進捗状況と平成20年度の事業計画について伺いたい。

5、県道宜野湾北中城線の安谷屋から渡口までの拡幅事業について、進捗状況と平成20年度の事業計画について伺いたい。

6、沖縄環状線の比屋根からライカムまでの道路整備について、進捗状況を伺いたい。

7、「地域住民が地元の川を愛し豊かな心を育む河川愛護活動について」の助成金交付事業が平成19年度から実施されている。助成金の交付対象について説明してください。また、石平ヤーニンジュの会も交付対象になると思いますが、県の見解を伺いたい。

8、北谷町白比川河川改修の進捗状況について伺いたい。

答弁の後、再質問します。

○議長（仲里利信君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

新里議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、私の政治姿勢についてという中で、代替施設の沖合移動についての御質問にお答えいたします。

私が求めているのは、日米両政府が合意をした案を基本にしながらも、地元の意向を踏まえ、周辺住民の生活環境等に配慮する観点から、できるだけ沖合に寄せてほしいということであります。

具体的な位置につきましては、政府から示され、普天間飛行場移設措置協議会の場において確認される必要があると考えております。

次に、海外留学生の数についての御質問にお答えいたします。

現在、沖縄県が実施しております海外留学生派遣事業は、国費4事業、県費3事業、合計7事業があります。平成19年度は67人を海外留学生として派遣し、平成20年度は国費4事業、県費2事業で、68人の派遣を計画いたしております。引き続き公約の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、30人学級に係る御質問にお答えいたします。

30人学級の導入につきましては、教育委員会から、施設状況等を踏まえ、平成20年度から小学校1年生で実施するとの報告を受けたところであります。公約の趣旨が実現できるものと考えております。

次に、知事就任2年の折り返し点において、失業率6%から6.5%を実現することについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

「みんなでグジョブ運動推進計画」におきまして

は、最終年度の目標値を設定いたしておりますが、県民運動が浸透し、成果が出るまでには一定の時間を要することから、年度ごとの目標値は設定いたしていません。

一方、完全失業率の全国並み改善を実現するためには、毎年度、その取り組みを点検・確認することが重要であると考えております。

このため、県民運動推進本部におきまして、毎年度、取り組み実績の点検と次年度計画の確認を行い、効率的・効果的な県民運動を展開していきたいと考えております。

平成19年平均の雇用情勢を見ますと、完全失業率は前年の7.7%から7.4%に改善しておりますが、依然として厳しい状況にあります。

なお、月ごとの動きで見ますと、就業者数は年後半から増加傾向にあり、完全失業率は6%台を示しているところでございます。

次に、地域課題についての御質問の中で、中城村の地すべり災害による村道と県道35号線の災害復旧工事についての御質問にお答えいたします。

中城村安里地区の地すべり災害に伴う村道坂田線及び県道35号線の災害復旧工事につきましては、県が進めてきました地すべり対策工事により斜面部の安全性が確保されたことから、村及び県による災害復旧工事に着工したところでございます。

村道坂田線の復旧工事につきましては、現在、中城村におきまして土工及び擁壁工を施工中であり、今後、道路本体部の施工を行い、本年6月に完成予定でございします。

県道35号線の復旧工事につきましては、今後、土工、のり面工、道路本体部の施工を行い、本年10月に完成予定でございします。

県としましては、一日も早い復旧が図られるよう努めてまいり所存でございします。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 知事の政治姿勢の御質問の中で、新エネルギーへの取り組みについてお答えします。

県は、平成12年度に「沖縄県新エネルギービジョン」を策定し、県内における太陽光発電を初めとする新エネルギーの導入促進を図っているところであります。

太陽光発電等の新エネルギーの導入促進に当たって

は、設置費が高額であることに加え、天候により発電量が不安定であることから、電力系統と連系する場合の課題があります。

このため、県は、平成17年度、18年度において「自然エネルギー導入促進に関する調査」を実施して、電力系統への連系に当たっての実証実験を行ったところであり、現在その課題解決に向けて取り組んでいるところであります。

平成20年度においては、地球環境問題への対応などエネルギーを取り巻く環境の変化を踏まえ、沖縄県エネルギービジョン（仮称）を新たに策定する計画であり、今後とも庁内の連携を図りつつ、太陽光発電を初めとする新エネルギーの導入を促進してまいりたいと思っております。

次に、沖縄投資計画のプラス面とマイナス面についてお答えします。

ホテル建設等の観光投資が多く計画されていることは、本県観光の魅力が一定の評価を受けているものであり、また質の高い観光地の形成、雇用拡大や地域経済の活性化につながるものと考えております。

一方、ホテル建設等の投資拡大に際しては、自然環境に対する影響や既存ホテルとの競合等に対する懸念があるものと認識しております。また、外資等による投機的な買収に対する警戒感もあるものと思われしますが、現時点において具体的に問題が発生しているとの報告はありません。

県としましては、関係機関等との連携を密にし、ホテル建設等の開発行為に対しては、関係法令等に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

また、観光投資の拡大が業界全体にどのような影響を与えるのか、その動向についても注意深く見守りつつ、県内業界の経営高度化のため、人材の育成や国際観光への対応等について支援してまいりたいと考えております。

次に、カジノに関するハワイ、濟州島の調査等の実施とその結果についてお答えします。

連邦制の米国においては、賭博は原則として州政府の管轄のもとにあり、ハワイ州ではカジノは認められておりません。

ハワイでは、1990年代以降、カジノ合法化の議論が行われておりますが、その動向は景気に左右される面もあり、ハワイ経済が堅調で個人収入も増加していることから、進展は見られないとのことでもあります。

また、韓国では、外貨獲得の目的で設置された外国人専用カジノは、2006年に新たに3カ所開設され、現在16カ所ありますが、そのうち8カ所が濟州島にあり

ます。

2006年の濟州島の外国人の入域観光客数は46万人で、そのうち日本人観光客は約4割を占めておりますが、円安の進行による日本人カジノ利用客の減少や、韓国本土でのカジノ新設などにより利用客数、売り上げとともに下落傾向にあり、厳しい経営状況にあるとのことであります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 知事の政治姿勢の中で、赤土対策に係る部局横断的な組織の必要性についてお答えいたします。

本県においては、赤土等の流出がパイナップル栽培のための山地開墾や、復帰後の大規模な開発事業などにより多発し大きな社会問題となったことから、平成2年に副知事を委員長とし関係部長から成る「赤土等流出防止対策協議会」において、その取り組みを進めてきました。

同協議会においては、横断的な赤土等流出防止対策を検討する中で、平成6年に開発行為に対する事前の届け出義務や管理基準等を盛り込んだ「沖縄県赤土等流出防止条例」の制定等に関して協議を行ってきております。

また、同条例を効果的に運用するため関係部局が連携し、技術開発など効果的な流出防止対策や交流集会等の普及啓発に努めてきたところであります。その結果、開発事業からの流出量は大幅に減少しており、現在は全流出量の約7割を占める農地からの流出防止が課題となっております。

今後とも、農林水産部等の関係部局や総合事務局等の関係行政機関と連携し、赤土等の流出防止対策を総合的かつ横断的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 基地外に居住する米軍人等の調査及び住民登録についてお答えします。

米軍によると、平成19年9月時点で米軍住宅検査事務所に登録されている住宅は6098戸で、そのうち5107戸が契約されているとのことであります。

また、外務省によると、平成20年1月31日現在、施設・区域外に居住している軍人・軍属、家族の総数は1万748人とのことであります。

県としては、基地の外に居住する米軍人等の規律の

強化を含め、具体的な犯罪防止に資するような対策を日米両政府に対し求めていく考えであります。

また、基地の外に住む米軍人の外国人登録または住民登録の問題については、その是非も含めよく検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育行政についての御質問で、奥武山水泳プール改築等の予算についてお答えいたします。

本県で開催される「美ら島沖縄総体2010」は、「青天届く君の風 みなぎる闘志が 夏に輝く」をスローガンに、平成22年7月28日から8月20日の期間で開催されます。

県においては、大会の競技会場となる奥武山の水泳プールの改築や県総合運動公園の陸上競技場、サブグラウンド及び自転車競技場等の改修を行うこととしております。

奥武山水泳プールは本年度中に工事着手し、平成21年度に完成予定で、総事業費は設計費等を含め約19億円であります。

また、県総合運動公園の陸上競技場、サブグラウンド及び自転車競技場については、平成20年度予算案として約6億円を計上しております。

次に、全国高校総体に向けた強化対策についてお答えいたします。

平成22年度に開催される全国高校総体に向けて選手の育成強化等を図ることは、大会成功の大きなかぎであり、極めて重要なことと考えております。

県教育委員会においては、平成16年度に競技力向上対策事業年次計画を策定し、小学生スポーツ教室、中学生強化練習会や指導者養成事業等に取り組んでまいりました。

平成19年度は、開催年度に主力となる中学3年生を中心に県外合宿を実施するなど、選手の育成強化に努めております。

平成20年度にはそれらの生徒が高校へ入学してくることから、強化校として39校109部を指定し、さらなる選手強化を推進してまいります。

次に、高校生の活動の取り組みについてお答えいたします。

全国高校総体は、県内高校生の熱意と創意を結集し、一人一役を基本理念として高校生が主体的に取り組むことにより、高校生が主役で達成感・成就感のある大会を目指しております。

去る2月7日には、「美ら島沖縄総体2010」高校生一人一役活動推進委員会を設立し、高校生を支援する体制を整えたところであります。

今後は、高校生で組織する一人一役活動実行委員会を設立し、500日前イベント、公開演技、競技運営補助等、さまざまな活動に参画することになっており、「イチャリバチョーデー」の精神で高校生が主体となる実り多き大会となるよう取り組んでまいります。

次に、農業行政についての御質問で、学校給食における地場農産物の割合と施策等についてお答えいたします。

学校給食に地場農産物を使用することは、児童生徒へ本県の食文化や郷土食のよさを理解させるとともに、産業振興を図る上で効果があると考えております。

平成18年度学校給食における県産農産物の使用状況は、牛乳100%、野菜類30.0%、果実類14.4%、畜産物76.8%となっております。

県教育委員会では、地域に根差した学校給食推進事業として、食材の流通体制づくりの整備や地元食材を利用した食品の開発等を進めているところであります。

また、学校では「学校給食週間」等において、地場農産物を活用し、郷土食や行事食を取り入れるとともに、市町村においては、共同調理場やJA、生産者等が連携して地域食材の利用促進を行っております。

県教育委員会としましては、今後とも学校給食への安全・安心な地場農産物の積極的な活用を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 教育委員会委員長。

〔教育委員会委員長 伊元正一君登壇〕

○教育委員会委員長（伊元正一君） おはようございます。

1月4日付で教育委員長に就任いたしました伊元正一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは答弁に移らせていただきます。

新里米吉議員の教育行政についての御質問で、南城市のリカレント教育についてにお答えいたします。

生涯学習社会は、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができる社会であり、その実現が求められております。

そのような中、南城市では戦後の混乱で十分に義務教育を受けられなかった人たちが、地域の学校で授業を受けるリカレント教育を実施しています。市独自の

取り組みとして、学ぶ意欲を持った高齢者への学習機会の提供という意味から大変意義があり、高く評価をするものであります。

同市の先進的な取り組みは、まさに地方分権時代にふさわしく、生涯学習の理念にも合致するものであります。

また、ともに学習する子供たちにとっても、真剣に学ぶ高齢者の姿や体験談等から歴史を身近に感じたり、学ぶことの大切さを認識するなど得るものが大きいと思います。

県教育委員会としましては、多くの市町村でも地域住民の学習ニーズに応じたさまざまな取り組みが実施されることを期待しております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子君登壇〕

○農林水産部長（護得久友子君） それでは農業行政についての御質問で、本県の食料自給率の状況と今後の取り組みについては、関連しますので一括してお答えいたします。

平成17年度の食料自給率は、国で40%、沖縄県では28%となっておりますが、県独自の食料自給率は、地域特産物、含みつ糖を含めた値では30%となっております。

食料自給率低迷の主な原因は、ライフスタイルの多様化に伴い食生活が大きく変化したことと、外食や中食における加工や業務用の需要の高まりに対して県内農業生産が対応し切れないことが挙げられます。

このため、県では、農林水産業振興計画に基づき、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化及び地産地消の推進など、各種施策・事業を総合的に推進しているところであります。

今後とも、市町村、関係団体等と連携し、農林水産業の振興を図り、食料自給率等の向上に向け総合的に諸施策を推進してまいります。

同じく農業行政で、県内食料自給率の向上と国内外への販売促進についてにお答えいたします。

県内食料自給率の向上と国内外への販売促進については、生産供給体制の強化と安全・安心な農産物を生産することが重要であると考えております。

このため、県では、農林水産業振興計画に基づき、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化及び地産地消の推進、担い手の育成確保、農林水産技術の開発と普及、農林水産業の基盤整備など、各種施策・事業を総合的に推進し

ているところであります。

また、県産農林水産物の販売促進については、首都圏の量販店における販売促進キャンペーンの実施や中国の深圳や香港等での国際見本市への出展、量販店における試食販売等を実施しております。

今後とも、市町村、関係団体等と連携し、農林水産業の振興を図り、食料自給率の向上、県外、国外への生産供給体制の強化に向け総合的に推進してまいります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 首里勇治君登壇〕

○土木建築部長（首里勇治君） それでは地域課題関連の御質問で、小波津川河川改修の進捗状況と平成20年度事業計画についてお答えいたします。

小波津川の整備につきましては、平成17年度から用地買収に着手し、西原町の協力を得ながら、国道329号上流側の狭小区間約800メートルについて集中的に用地買収を進めているところであります。

県としましては、同区間の用地買収も順調に進んでいることから、平成20年度には暫定掘削等を実施し、浸水被害の軽減を図っていく予定であります。

今後とも、地元西原町及び地権者の協力を得ながら、早期整備に努めていく考えであります。

次に、那覇北中城線の4車線拡幅事業についてお答えいたします。

主要地方道那覇北中城線は、中部地域から那覇方向への通勤・通学路として、また琉球大学や沖縄キリスト教学院大学へのアクセス道路として利用されており、交通量は年々増加傾向にあります。

特に、坂田交差点付近の渋滞が激しいことから、県は西原町が実施している区画整理事業と連携しながら、坂田交差点から上原交差点間に至る約2.4キロメートルの4車線拡幅整備について平成19年度には事業化したところであります。

平成19年度は、実施設計と買い取り要望に伴う用地買収等を実施しております。平成20年度からは本格的な用地買収、物件補償等を予定しております。

次に、中城公園等の整備の進捗状況についてお答えいたします。

本県の都市公園の整備状況は、都市計画区域内人口1人当たりの公園面積が平成19年3月時点で9.6平方メートルと全国平均9.3平方メートルを若干上回る状況となっております。

また、平成20年度の都市公園事業は7カ所の県営公園と51カ所の市町村営公園を事業費116億2600万円で

整備する計画となっております。

特に、中城公園の整備については、総面積約95ヘクタール、総事業費425億円で平成9年度から事業着手しており、平成19年度末の進捗率は事業費ベースで38.2%となっております。また、平成20年度においては、事業費4億2600万円で用地補償、園路や広場整備等を行う予定となっております。

次に、宜野湾北中城線の進捗状況及び平成20年度事業計画についてお答えいたします。

主要地方道宜野湾北中城線は、沖縄自動車道や国道58号等、南北に延びる骨格幹線を東西に結ぶはしご道路ネットワークを形成するとともに、中城湾港新港地区へのアクセス道路として物流機能を強化する幹線道路であります。

宜野湾市伊佐から北中城村安谷屋までの区間は、平成10年度までに4車線にて整備を完了しております。

安谷屋から渡口までの約2.6キロメートル区間につきましては、平成11年度より4車線にて整備を進めており、平成19年度末の進捗は事業費ベースで約60%であります。

平成20年度は約20億円の事業費を計上し、用地買収・物件補償と渡口交差点付近での改良工事等を予定しております。

次に、沖縄環状線の比屋根からライカムまでの進捗状況についてお答えいたします。

主要地方道沖縄環状線は、沖縄市の中心市街地への通過交通を外周で受けとめ、沖縄自動車道、国道329号、国道330号及び一般県道具志川環状線等と連結することによって、沖縄市域の流入する交通を分散化させ、市街地の慢性的な交通渋滞の緩和を図るものであります。

そのうち、ライカム交差点から沖縄市池武当、うるま市江洲交差点を経て、沖縄市比屋根に至る延長約15キロメートルにつきましては、平成10年度までに整備を完了し、供用しております。

沖縄市比屋根からライカム交差点までの約2.9キロメートルについても、平成4年度から整備に取り組んでいるところであり、泡瀬ゴルフ場を除く区間につきましては、ひやごんトンネルや橋梁等の構造物を含め、ほぼ整備を完了しております。

泡瀬ゴルフ場からライカム交差点までの区間につきましては、泡瀬ゴルフ場の返還が平成21年3月に予定されており、全面供用は現在のところ平成22年度を見込んでおります。

次に、河川愛護活動助成金交付事業の交付対象についてお答えいたします。

近年の県民の環境意識の高まりとともに、地域の川をきれいにしようとの機運が高まり、ボランティア団体による河川清掃も各地で取り組まれてきております。

県におきましては、自然豊かな河川環境の復元・保全に努めるとともに、地域の皆様が河川を遊びの空間、リフレッシュ空間として活用しながら、清掃・除草等の維持管理も行い、河川愛護の精神を大いに高揚していきたいと考え、河川愛護活動助成金交付事業を創設しました。

県内の2級河川において、5名以上の構成員で所定の規模以上の河川清掃・除草の活動を行い、活動報告書を提出することにより、後日助成金の交付を受けることができます。

また、同事業では、河川愛護活動時に発生した事故等に対応するため、傷害保険に県が一括加入しております。

石平ヤーニンジュの会は、以前から地元の普天間川の清掃活動をしていただいていることから助成の対象になります。

次に、白比川の進捗状況についてお答えいたします。

白比川については、国道58号から上流大村橋付近までの整備区間約1キロメートルについて、平成13年度に事業着手し、平成19年度末までに左岸側の米軍施設用地を含めた用地買収をおおむね完了する見込みであります。

県としましては、平成19年3月に米軍施設用地の返還申請を行ったところであり、米軍の同意が得られ次第、工事に着手する予定であります。

今後とも地元北谷町の協力を得ながら、早期整備が図られるよう努めていく考えであります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里 米吉君 知事の政治姿勢に絞って再質問を行います。

まず1番目の件についてですが、県の考えがなく、具体的な位置については政府から示されると思うと、移設措置協議会で審議されるということですが、県もしっかりとした考えを持って臨まなければ、協議の中でほとんど説得力はないんじゃないかと思うんですが、そこはどうなんですか。

それから去る11月議会で知事は、いかなることがあっても住宅地上空を飛ぶことがあってはならないと、こういう答弁をしました。具体的な位置移動につ

いての県の考えは、住宅地上空を飛ぶことがあってはならないと、この姿勢で臨むということになるのかどうか、それも伺いたいと思います。

それから2番目についてです。

風力発電、太陽光発電などの新エネルギーの導入に努力をしていると、努めているということですが、たった1%なんですね、1%以下なんです。これは余りにも小さ過ぎますよ、少な過ぎますよ。

実は、今、吉野浦に液化天然ガス火力発電所を設置しようとして動いていますが、そのときの平成23年度においてもそれは石炭・石油と液化ガスの比率に変化が生ずるだけで、一向に新エネルギーの比率は高まらないんですよ。やはり1%以下なんです、平成23年度になっても。

そういう状況からして、全くこれからの計画でも新エネルギー対策というのが見られない。そのことについてどうなのか。とりわけ知事は、長年電力におられたし、社長や会長も長年務められた方ですから、知事の考え方を伺いたいと思います。

それから赤土対策ですが、副知事をキャップにした組織をつくって対策をしてきたということですが、現状はまさに答弁があったように、公共工事以外では全く改善されたというのは見られない。大雨が降るたびにもう赤土がこの復帰後ずっと流れっ放し、これは県民みんなが感じているところです。

今のような対策ではどうしようもないことはもう明らかです。それだけに沖縄観光の魅力の一つが青い海ですから、このまま放置していたら青い海が赤い海にどんどん変化してしまうんですよ。後世の世代から、我々の世代に観光の大事な魅力がそのまま失われているのを放置していたと、こういう批判がされてもやむを得ないんじゃないかと思います。しかも、赤土が流れることによってサンゴ礁にも大きな影響を与えている。

今のような対策でいいのかどうか。もっと本当に副知事をキャップにしてやるんだったら、横断的にみんな集まって、金もかかるわけですから、だから総務部も加わってと言っているわけです。観光もかわりがある、農水部もかわりがある、さらには当然担当の文化環境部もかわりがある。こういうかわりのある人たち全部が集まって、どうすれば抜本的にできるのか、これをしっかり今のうちにやらないともうどうにもならなくなってくると思いますが、それをはっきり答えていただきたいと思います。農水部任せでは、農地からの流出もこれは無理だと思います。

それから4番目ですが、100人の留学生、知事の公

約です。

実は、知事就任直後の平成18年の12月定例会でこれは質問しました。そのときの答弁は、仲宗根教育長は、毎年約80人を派遣していると。あのときに80人派遣していた。100人に持っていくと言っていたのに、さっきの答弁では68人に減っているんですね。そうですよね。平成20年は68人の計画だと言っている。知事就任したとき80人ですよ。12人減っているじゃありませんか。どんなして100人に到達するんですか。100人に到達する見通しがあるのかどうか。あと2年9カ月です。ちゃんと答弁してください。

それから小学校1年生の30人学級。

小学校における30人学級ですが、施設状況を見ながら小学校1年生から実施ということです。一步前進だと評価をいたしたいと思います。

しかし、全国的に30人学級が各都道府県で実施されている。知事の公約は、小学校1年生から6年生までの実施なんです。そういう意味では、30人学級を1年生で実施をして、その後、拡充をしていくんだという姿勢を明確に示していただきたい。

それから、過密校などでは教室が足りなくて実施できないと、こういう状況がありますね。この対策を考えているのかどうか。過密校はもうそのまま放置されているのにほかは30人学級では、教育を受ける公正性という意味でも問題があらうかと思います。その対策はどうなっているのか伺いたいと思います。

それから「みんなでグッジョブ運動」のことが言われています。

知事、あと2年9カ月しかないんです。（「2年9カ月もあるんです」と呼ぶ者あり） いやいや、2年9カ月もあると言うんだたらなおさらですよ。なおさらですが、依然として少しよくなったといっても7%台。やはり就任の2年の途中ぐらいではもう少しあよかったなという実感がわくような数字が出てこないといけないんじゃないかと、そのことについてお答え願いたいと思います。だから、そういうことを言っているわけです。

さっきの答弁でちょっとごまかしだと思ったのがありますよ。年後半から就業者数が増加傾向にあり、6%になっていると。6%になったのは1回だけです。その翌月はまた7%台になったんですよ。（「2回ありますよ」と呼ぶ者あり） だから、2回あってもいいですよ。その後、つい最近は7%台になっているんだから。しかも、その6%のときの大きな要因は何かというと、就業者数がたくさんふえたというよりも、非労働力人口がふえたためにどちらかというとそ

の数字が出たんですよ。これは非常に懸念されるべき材料なんです。いわゆる分析によっては、県民が働こうにも働く場が少ないためにもうやる気を失っていたという数字なんですよ、非労働力人口が多いというのは。労働力人口がふえているんじゃないくて、非労働力人口がふえて数字が下がっている。これは懸念材料であって、そんなに得意げになって言うような話じゃないだろうと思います。それについてどう考えているのか。

それから最後の問題で9番目のことですが、政府の再発防止策、これで基地外居住の人数を年1回自治体に通知となっていますが、これは実効性に問題があるんじゃないのかと思います。それについてどう考えておられるのかお答えください。やはりどういう人がどこにいるかをはっきりさせていただくようお願いをしたいと思います。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時4分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新里議員の再質問にお答えいたします。

まず第1に、普天間飛行場代替施設の辺野古への位置をもっと沖合へ出すようにという要請・要求をしているわけですが、距離といいますか、位置についてははっきり言うべきではないかという話ですが、これはいずれにしましても可能な限り沖合へしっかり出すようにということを私はずっと前から言い続けているわけでした、それについて政府からまだ回答がない、ゼロ回答です。ですからきちっとまず回答を出してもらいたいというのを今現在言い続けているところでございます。

それから2番目の再質問の中で、住宅地上空は飛ばない、これは前申し上げた考えと変わっていません。そのとおりの考え方です。飛ばせない、飛ばないようにというのは当然のことだと考えております。

その他の御質問については、部局長等からお答えさせていただきます。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 再質問の赤土対策についてお答えいたします。

平成18年度から赤土等の流出防止対策を一層効果的に進めるために、利水形態や自然的条件を考慮した陸

域からの削減目標の根拠となる環境保全目標の設定に向けた基礎調査として、赤土等に係る環境保全目標設定基礎調査を実施しております。

この環境保全目標の達成には農地からの赤土等流出量の削減が重要でありますから、削減に向けた実証試験を平成20年度から実施することを予定しております。

保全目標の数値を各流域ごとに設定することにより、農地からの流出を初め赤土流出防止対策の具体的な施策展開に寄与することができると考えており、より効果的かつ計画的な赤土等流出防止対策を推進するため、今後とも関係部局等とともに連携を図っていききたいと考えております。

以上です。

○議長（仲里利信君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 再発防止対策については、県といたしましても去る22日、先週の金曜日ですが、県としての考え方を明らかにしたところでありまして、政府の防止対策についてもよく検討していきたいと思っております。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは新里米吉議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目が、100人の留学生派遣を達成する見通しについてお答えをいたします。

県教育委員会といたしましては、高校生を対象とした新規事業の事務費を次年度予算で計上し、新たな仕組みづくりの検討を行っているところであり、引き続き公約の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、30人学級の学年の拡充についてお答えをいたします。

30人学級の対象学年の拡充につきましては、当面、小学校低学年の導入を検討しており、その効果・検証を検討していきたいと考えております。

施設面等におきましては、今後、市町村教育委員会と協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時11分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 再質問で、新エネルギーへの対応でございますが、本県は島嶼県のため地形的・地理的な制約などから水力等による発電が困難でありまして、エネルギー源を石油・石炭などの化石燃料に頼らざるを得ない状況にあります。

沖縄電力グループにおいては、地球温暖化対策として平成4年度から風力等の新エネルギーの導入に向けた実証実験を行っておりまして、現在、同グループのエネルギー発電設備容量は太陽と風力合わせまして約1万2000キロワットでございます、それを平成21年度までに新たに3000キロワットの風力発電の導入ということで、合計1万5800キロワットを計画しております。

県としましては、今後とも沖縄電力等と連携しながら、新エネルギーの導入促進に向けて取り組んでいきたいと考えております。

それからグジョブ運動でございますが、失業率の全国平均化に向けて県としては企業誘致、それから地域産業の振興、雇用対策を一層拡充強化していきたいと考えております。

失業率の6%台の動きはここ2カ月の変動でありまして、非労働力人口の動きとか就業者数の動き、短期間でございますので、長期的な視点から分析をやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 渡嘉敷喜代子君。

〔渡嘉敷喜代子君登壇〕

○渡嘉敷喜代子君 おはようございます。

護憲ネットワークの渡嘉敷喜代子です。

所見を述べながら質問したいと思います。

今回起きた少女暴行事件で知事の行った行動は適切だったとは言えません。言葉や文章では抗議しても、行動が伴わなければその意思是相手には伝わりません。謝罪に駆けつけた総領事や四軍調整官の労をねぎらい、握手を交わし、エレベーターホールまで送ったことは、だれの目にも異常としか映りません。本末転倒もいいところだと思います。

日本の安全保障や国防についてのよしあしはともかくとして、国防については国の責任で行うものであり、一地方の知事が最優先すべきことは、やはり県民の命や財産、そして人権を守ることはありませんか。怒りは考えてするものではなくて、ごく自然にふつふつと沸き上がってくるもの、それが人間としての当然の姿だと思います。

知事はもっと怒るべきです。海兵隊は出ていけ、辺野古新基地はつくらせないというぐらいの怒りをあら

わにしてもよかったのではありませんか。一人の少女の尊厳すら守れずして何が安保か国防かと声を大にして申し上げたいと思います。

そこで質問します。

1、米兵による少女暴行事件に関連して。

(1)、いたいけな少女がまたもや米兵の犠牲になりました。知事はこの事件をいつの何時に報告を受けましたか。すぐ米軍へ知事みずから抗議に出向くべきだったと私は思いますが、知事はどうお考えでしょうか。

(2)、95年の少女暴行事件で県民の怒りが爆発、8万5000人の県民大会となりました。そして普天間移設が合意されて13年後の今回の事件であります。知事は、この事件の要因がどこにあるとお考えですか。

(3)、今回の事件でこれまでに見られないほど日米両政府、米軍の動きは迅速でした。この動きに対し知事の所見を伺いたい。

(4)、被疑者の米兵が民間地域に住んでいて、米軍人が起こした事件であることが今回の事件の特徴です。私たちはこれまで基地と隣り合わせでいることの危うさを懸念してきました。ところが現実のものとして、すぐ近くによき隣人ならぬあしき隣人が住んでいたこととなります。治安上の問題からも基地外居住軍人の実態を即調査し、把握すべきと考えます。県警と知事に伺います。

(5)、米軍人の基地外居住者が米軍の管理下になかったことも、今回の事件を引き起こした一つの要因と考えられます。仮に彼らが伝染病を持ち込んだとき、どここの法律が適用されるのか伺いたい。関連して、地位協定の抜本的改定を急ぐべきだと考えますが、どうお考えでしょうか。

(6)、米軍人は原則として基地内に居住すべきと考えます。米軍側の言い分は、基地内の住居が不足しているので基地外の住宅を利用しているとのことでありました。事実はどうなのか。

沖縄防衛局は基地内の住宅総数、平成18年8月現在で8300戸と言及しております。そして照屋寛徳衆議院議員の主意書によりますと、基地内に居住しているのが3万4215人と言われております。それでは基地内にある住居のうち空き家がどういう状況にあるのか、本当にあるのかどうか、そのあたりをお伺いしたいと思います。把握していればお答えください。

(7)、県警は被疑者の家宅捜査をしました。それは県警の権限で行ったものか、あるいは米軍側へ事前に許可を得ての捜査なのかについて伺います。

(8)、被害者のケアについては、どこがどのような対応をしていくのか。被害者が立ち直るまで長期間カウ

ンセリングを続けていくための何らかの措置が必要と考えます。所管部署に伺いたい。

2、環境アセスについて伺います。

(1)、2月7日に行われた普天間移設措置協議会において町村官房長官は、沖合も念頭にとの発言があったようですが、それは事実かどうか。

先ほどの新里議員に対しては、協議会で検討される必要もあるというような答弁の仕方をしておりますが、事実はどうなのか伺います。

(2)、2月8日公開の審査会で小出しに出された方法書の追加提出に対して、委員から不満が続出しました。沖縄防衛局及び県審査会事務局の不手際は意図的とも見えました。短期間での審議は困難と考えます。公正な審議ができるよう県は配慮すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

(3)、当初、県内の海砂を1700万立方メートル採取するとしていましたが、今回提出された資料では県外からも採取するとしております。県内のどこから、どれだけの量を採取するかも示しておりません。環境破壊との声も出ております。県の見解をお伺いします。

3、アスベスト健康被害対策について伺います。

(1)、中皮腫の原因のほとんどがアスベスト被害によるものと言われています。県内で中皮腫による死亡者はどれくらいなのか。そのうち、何件労災申請をして何件が救済されているのか伺います。

厚生労働省の資料によりますと、沖縄県は全国最低の救済率となっています。行政が率先して中皮腫死亡者を対象にした職歴調査の実施と、中皮腫死亡者の情報を公開すべきと思いますが、どうお考えでしょうか。

(2)、県内では、とりわけ米軍基地内でアスベストがずさんな管理のもとで大量に使用され、健康被害が拡大していたことは国もその過失を認めています。労災申請には同僚の証言が必要であることから、基地内で労働者がどんな環境のもとで働かされていたのか等の証言集をつくって、今後の労災申請に活用すべきと考えますが、その考えはあるのかどうかお尋ねします。

(3)、石綿を製造または取り扱う業務に従事した者が退職時に異常が認められると、「健康管理手帳」の交付を受けられることになっております。県内で指定された医療機関は幾つあるのか。県民の健康管理の立場からも医療機関の拡大を国に要請する考えはないのか。さらに専門医の確保も大事だと思いますが、どうなっているのか示してください。

(4)、認定条件の一つであるレントゲンやCTフィルムの保存期間が5年であることから、5年以上経過したアスベスト健康被害者は、石綿救済新法でも救済できない事態が続出しています。東京の労働局では同僚の証言で認められていることから、沖縄の労働局への働きかけをする考えはないのか。また、復帰前の退職者が高齢化していることから、申請書の簡素化と市町村における申請、相談窓口の設置の要望が大きい。対応策を伺います。

(5)、基地内労働者で復帰前退職者と復帰後退職者の労災補償について取り扱いが違っていると聞いております。県は、復帰処理の立場で対応すべきと思いますが、実際はどうなっているのか、詳しい内容を伺いたい。

4番目、知事の所信表明の中からお尋ねします。

(1)、平和で安らぎと活力のある沖縄県の実現を挙げていますが、普天間基地や嘉手納基地の騒音、新たに建設予定の辺野古への基地強化、高江では民間地域のフェンスのない生活空間の中で迷彩服の兵士が訓練している状況で、平和で安らぎが享受できるとのお考えでしょうか、知事の所見を伺います。

(2)、現場主義をモットーに取り組んでいきたいとしておりますが、高江のヘリパッド視察後どのような取り組みをしてきたのか伺います。

(3)、基地の整理縮小や地位協定の見直し、事件・事故防止等日米政府に強く求めるとはどんな形で求めるのか。今回の少女暴行事件で地位協定の見直しはどんな形で国に求めているのかとするのか、知事にお伺いします。

そして知事は今議会の答弁の中で、沖縄を訪れた参議院の外交防衛委員長や民主党、さらには軍転協で要請したとの答弁ですけれども、それでは軍転協に要請団として参加した安里副知事にお伺いいたします。

18日、19日に要請をして、どのような感想を持っていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

(4)、自然環境の保全とはどんな形で保全していくのか。辺野古の海を埋め立て、サンゴやジュゴン、ヤンバルの山を守らずしてどう環境を守ろうとしているのか、具体的な対策を伺います。環境破壊につながる基地を建設して、子供、お年寄りが快適で潤いのある暮らしができると思いますでしょうか、お尋ねします。

(5)、「選択と集中」を徹底し、さらなる歳出を抑制していくとしながらも、新年度の予算としてカジノ・エンターテインメント検討事業として1410万円―昨年は660万円―を計上しております。厳しい財政難で優先順位のあり方をお伺いします。

5番目、教育行政についてお尋ねします。

(1)、9・29の県民大会は、意見撤回を求める11万6000人の集会でした。ところが、文科省の示したものは、軍の関与という表現で視点をぼかし、結局何も変わっていないと考えますが、知事、そして教育長の見解を伺います。

(2)、ことし教職員定数34名をどこに配置し、どれだけの教育効果が期待できるかについて伺います。

(3)、教師多忙化の大きな要因は何だと教育長は分析しているのかについても伺います。

(4)、文科省の発表した小学校5・6年生の授業時間数の増のねらいと教育長の所見を伺います。

6番目、我が会派の代表質問と関連してお尋ねします。

(1)、30人学級についてお尋ねします。

先ほども過密校についてはどうするのかということについてですけれども、本当に1年生のみに空き教室を利用するのであれば、過密校が対象外になるのかどうか、そのあたりをお尋ねします。

そして、今回の教員定数の範囲内で運用するとしておりますが、21年度以降はどういうことになるのか、そのことについてお尋ねします。

先ほどの新里議員に対しては、効果・検証していくと言っておりますが、本当に知事の公約であれば、効果があるから30人学級を設置していくわけです。そのようなことをする必要があるのかどうかお伺いします。

そして知事、この任期中に本当に30人学級の完全実施が可能であるのかどうか、そのことについてもお尋ねします。

30人学級は知事の公約です。今回の予算計上の上でも、財政上どのようにして知事はそれに配慮してきたのか。カジノの問題もあります。優先順位はどのようにしてきたのか、それについてお尋ねします。

(2)、3年以内の普天間基地の閉鎖の公約はどんな根拠があつてのことなのかよくわかりません。知事に改めて伺います。

(3)、暫定ヘリポートの件は立ち消えになったのかどうかお伺いします。

終わります。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時28分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 渡嘉敷議員の御質問にお答

えいたします。

まず、米兵による少女暴行事件に関連するものですが、暴行被疑事件の要因についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の事件の要因につきましては、第一義的には被疑者の問題に帰着するものと考えておりますが、米軍全体におきましても綱紀の緩み、モラルの低下、教育の不徹底など、さまざまな要因があらうかと考えております。

次に、同じく日米両政府等の迅速な動きについてどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の暴行被疑事件に対する日米両政府の迅速な対応につきましては、事件の重大さを深刻に受けとめ、在日米軍全体及び日米両政府として再発防止に万全を期する意思をあらわすものであると認識いたしております。

次に、知事の所信表明の中からですが、基地問題に対する認識についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、平和で安らぎと活力のある沖縄県の実現を目指し、基地問題については、実現可能なものから一つ一つ解決していくことが重要であると考えております。

県は、現在、SACOの合意が着実に実施され、沖縄県の過重な負担が軽減されるよう関係市町村と連携し取り組んでいるところであります。

また、米軍再編で、海兵隊司令部及び約8000名の海兵隊将校・兵員のグアム移転と、それに伴う嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の整理・統合・縮小が合意されたことは、県民の要望している米軍基地の整理縮小につながるものであり、確実に実施されなければならないと考えております。

県としましては、国際社会における安全保障、地主や駐留軍従業員の生活、跡地利用計画などを総合的に勘案して米軍基地のさらなる整理縮小を求め、県民の過重な基地負担の軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、同じく所信表明の中から、基地の整理縮小や日米地位協定の見直し等についての御質問にお答えいたします。

基地の整理縮小につきましては、米軍再編で合意された在沖海兵隊司令部や兵員等のグアム移転、嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の整理・統合・縮小が確実に実施されるよう政府に求めてまいりました。

事件・事故防止等につきましては、協力ワーキングチーム等における協議や調整を通じ、米軍基地の運用

に伴う事件・事故の再発防止を米軍等に求めてまいります。

日米地位協定の抜本的な見直しにつきましては、去る2月13日には来沖しました参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会委員長に対し要請したほか、2月15日にも来沖しました民主党国会議員に、また2月18日及び19日には軍転協を通じて内閣官房長官を初め日本政府と在日米国大使館等に対し要請したところであります。

今後とも引き続き日米両政府へ要請するなど、粘り強く取り組んでまいります。

教育行政についての御質問の中で、高校歴史教科書問題に関する御質問にお答えいたします。

昨年9月29日に開催されました県民大会の趣旨を踏まえ、県や実行委員会が政府及び関係団体へ検定意見の撤回等を要請いたしました。このことは、沖縄県民の平和を希求する強い思いを伝えたものであると認識いたしております。

その結果として、高校歴史教科書の訂正申請が承認され、広い意味での「日本軍の関与」の記述が回復されるとともに、沖縄戦における「集団自決」の背景の説明や注釈がつけられるなど、沖縄戦に関する理解を深めるものになっていると考えております。

その他の御質問については、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（仲里利信君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 暴行被疑事件への対応についてお答えいたします。

今回の事件については、2月11日午前7時過ぎ、県警からの情報提供を受け、直ちに知事へ事件の概要を報告しております。

県は、同日午前には遺憾の意をあらわした知事コメントを発表し、同日午後には在沖米国総領事に対し、翌12日には在日米軍沖縄地域調整官等に対し要請しており、綱紀粛正を強く求める県の立場は十分に伝えることができたと考えております。

基地外に居住する軍人等の実態についての御質問にお答えします。

米軍によると、平成19年9月時点で米軍住宅検査事務所に登録されている住宅は6098戸で、そのうち5107戸が契約されているとのことであります。

また、外務省によると、平成20年1月31日現在、施設・区域外に居住している軍人・軍属、家族の総数は1万748人とのことであります。

県としては、基地の外に居住する米軍人等の規律の

強化を含め、具体的な犯罪防止に資するような対策を日米両政府に対し求めていく考えであります。

次に、基地内住宅の実態についてお答えします。

在沖米軍の住宅数・入居数等について沖縄防衛局に照会したところ、現在、米側に在沖米軍基地内の全住宅戸数、その軍別の内訳、入居数及び不足している戸数を照会中であるとのことであります。

次に、町村官房長官の発言についてお答えします。

第6回協議会において町村官房長官から、沖合へという話も念頭に置き、できるだけ早い時期に決着が図られるよう最大限の努力をしていきたい旨の発言がありました。

次に、ヘリパッド視察後の対応についてお答えします。

知事は、平成19年3月14日に北部訓練場のヘリパッド移設予定地の視察を行うとともに、東村高江区の住民との話し合いも行ったところであります。

県としては、国による環境調査の結果や関係する市町村の意向等も踏まえながら、当該地域の自然環境や地域住民の生活に十分配慮すべきであると考えており、沖縄防衛局に対し、住宅上空や生活道路上空を除外して飛行ルートを設定するなどの措置を講じること等を要請したところであります。

次に、普天間飛行場の3年めどの閉鎖状態の根拠についてお答えします。

3年めどの閉鎖状態の実現については、訓練の分散移転などあらゆる方策を検討し、その実現のための準備と決定に至るプロセスを考えても3年あれば実現可能であると考えており、知事の任期中にめどをつけたという強い決意から来たものであります。

なお、県は、3年をめどとする現在の普天間飛行場の閉鎖状態の実現を求めているのであり、3年以内に代替施設を辺野古沖に移設することを求めているものではありません。

次に、暫定ヘリポートについてお答えします。

知事の公約は、普天間飛行場の危険性を一日でも早く除去するために、あらゆる方策を検討し、問題解決に取り組むということを表明したもので、暫定ヘリポートについては一つの事例として示したものであります。

普天間飛行場移設問題の原点は、現在の普天間飛行場の危険性の除去であり、一日も早い危険性の除去のためやむなく県内移設を認め、また移設するまでの間の3年めどの閉鎖状態の実現を求めており、そのことは知事から2月定例県議会の開会の際にも明確に申し述べております。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 基地外居住外国人の実態把握についてお答えいたします。

県警察におきましては、犯罪の予防、その他住民の安全で平穏な生活を確保するため、交番や駐在所を拠点に、地域警察官が警らや巡回連絡等の活動を通じて、受け持ち区内の家庭や事業所、自治会事務所等を訪問し、理解と協力を得ながら管内の実態把握に努めているところであります。

したがって、米軍施設外居住の米軍人等についても理解と協力を得ながら、居住者の現状等についての情報提供を受けているところであります。

そうした活動の結果、米軍人等が多く居住する地域や多く集まる場所については把握できているところであります。

しかしながら、任意の情報提供であるため協力を得られないこともあり、居住実態まで詳しく把握しているとは言えないところであります。

引き続き、今後とも、米軍人等であっても理解と協力を得ながら、地域の安全と安心に資するため、管内実態把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、被疑者宅の捜索についてお答えいたします

沖縄警察署において、本年2月11日、刑事訴訟法の規定に基づき、裁判官から捜索差し押さえ許可状の発付を得て被疑者宅の捜索を行い、犯行に使用した車両等を押収しております。

その際、被疑者が単身居住のため、ほかに家族の立ち会いを求めることができなかったことから、米軍機関の関係者に立ち会いの協力を要請し、捜索・差し押さえ手続の適正を期したところであります。

次に、犯罪被害者のケアについてお答えいたします。

県警察では、米軍構成員等による事件であるか否かにかかわらず、殺人、傷害、強姦等のように専門的な被害者支援が必要な場合は、捜査員とは別に被害者支援要員を指定して被害者や御家族に対して、病院の手配、受診時の付き添い、事案概要、捜査状況の情報提供、被害者の要望等の把握などの支援活動を行っているところであります。

今回の事件につきましては、被害者が女性で、かつ、中学生であったことから、被害者支援要員に女性警察官を指定し、所要の被害者支援活動を行うとともに、早期の段階において県警本部及び沖縄警察署からマスメディアに対し、被害者が一日も早く通学できる

などもとの生活に戻れるように、学校及び自宅周辺での取材等の自粛を強く申し入れたところであります。

また、被害者の精神的被害の回復及び軽減等を図る施策として、平成14年から「被害者等カウンセラー制度」を運用しており、被害者やその家族に対しましては、事件発生後早い段階で同制度を教示し、要望があれば精神科医、または臨床心理士によるカウンセリングを実施することとしているところ、今回も同制度について既に教示しております。

このカウンセリングにつきましては、被害者等の要望に基づき行い、当該カウンセラーがカウンセリングの継続の必要性に関する判断をしているところであり、期間や回数の制限はなく、長期にわたることも可能であります。

以上です。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 米兵による少女レイプ事件に関連しまして、基地外に居住する米軍人への感染症対策及び日米地位協定についてにお答えいたします。

県内において、感染症が発生した場合には、感染症法に基づき、患者の入院等必要な蔓延防止措置を実施することになっております。

国においては、基地の外に住む米軍人であっても、感染症法に基づき必要な措置をとることは可能であるとされています。

県としましては、日米地位協定上、感染症法の適用に関する特段の取り決めがなされていないため、日米地位協定の見直しに係る要請事項の中で、「保健衛生に関して、国内法を適用する旨を明記すること。」を求めているところでございます。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 環境アセスとの関連で、追加提出された方法書を短期間で審議することについてお答えいたします。

2月5日に提出された方法書に対する追加・修正資料については、去る2月8日の審査会において沖縄防衛局から説明がなされたところであります。現在、審査会において、それぞれ専門の立場から当該資料の内容を慎重に審査しているところであります。

県としては、今後、審査会からの意見を集約し、適切な環境影響評価が実施されるよう県としての意見を述べていきたいと考えております。

なお、審査会での意見を集約する期間については、各委員において十分に審査できる期間を確保していくこととしております。

次に、県内外からの海砂等の採取は環境破壊ではないかという御趣旨の質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立用材については、沖縄島周辺の海砂1700万立方メートルを用いると沖縄防衛局から説明がなされたところであります。

しかしながら、県内の年間海砂採取量からすると著しく大量であるため、県外も含めた調達先の複数案を検討するよう知事意見で述べたところであります。

これに対し、沖縄防衛局が提出してきた追加・修正資料においては、しゅんせつ土を含む建設残土の受け入れや県外からの調達等も含め、具体的に検討を行うとの見解が示されたところであります。

県としては、埋立用材の確保に当たっては、当該事業実施区域及びその周辺の生態系に著しい影響を及ぼさないよう十分な配慮が必要であることから、今後、環境影響評価手続において必要な意見を述べていきたいと考えております。

次に、アスベスト健康被害対策との関連で、中皮腫死亡者を対象にした職歴調査の実施と中皮腫死亡者の情報公開についてお答えいたします。

石綿健康被害救済制度に基づく特別遺族弔慰金等については、請求件数が少ないことや請求期限が平成21年3月27日までと迫っていることから、国においては、中皮腫死亡者の遺族に対し重点的な周知事業を実施し、救済制度の充実を図ることとしております。

県としましては、特別遺族弔慰金等の請求が早急に行われるよう、県内における中皮腫死亡者の遺族の把握、周知など当該事業の実施に向け、保健所を窓口として市町村等と連携しながら取り組むこととしております。

なお、石綿健康被害救済制度に基づく申請があった際には、職歴等のアンケート調査を実施しており、この結果の公表については国において判断することとなっております。

次に、同僚の証言による認定等申請書の簡素化、市町村への申請、相談窓口の設置についてお答えいたします。

石綿健康被害救済制度における認定は、中皮腫による死亡者についてはそのほとんどが石綿に起因するものと考えられていることから、中皮腫であったことが記載された死亡診断書等により判断が行われており、肺がんによる死亡者については、肺がんが喫煙を初め

とするさまざまな原因があることから、石綿が原因であると判断するための医師の診断書や胸部エックス線フィルム等が必要となっております。

また、業務上の疾病については、石綿暴露作業に従事した経歴が必要となっており、その認定については、労働基準監督署等において、全国同一の認定基準のもと、同僚の証言や多方面にわたる資料等の調査により判断されていると聞いております。

本県における石綿健康被害救済制度等に関する申請・相談については、独立行政法人環境再生保全機構の委託を受けた6カ所の保健所並びに5カ所の労働基準監督署に窓口を設置し対応しております。

県としては、今後、申請・相談者の状況や申請・相談者数の動向を見て、申請書の簡素化や市町村における窓口の設置について、必要に応じ、国に要望していきたいと考えております。

次に、知事の所信表明の中から、自然環境の保全の具体的対策についてお答えいたします。

本県のすぐれた海域生態系、陸域生態系など自然生態系の適正な保全を図るためには、自然環境に配慮した事業活動への誘導に努め、豊かな自然と調和した社会づくりを推進していくことが重要であると考えております。

現在取り組んでいる対策としては、赤土等流出防止対策としての環境保全目標の設定に向けた調査や総合的なサンゴ礁保全対策、ヤンバル地域におけるマングース等外来種の捕獲強化の取り組み等を推進しているところであります。

また、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の対象事業となる大規模な事業の実施に当たっては、自然環境への十分な配慮が必要であり、環境影響評価の手続が各段階において適切に実施され、事業に係る環境の保全措置等が適正に行われるよう十分な配慮を求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） アスベスト健康被害対策の御質問の中で、アスベストに係る労災申請件数と救済件数についてお答えします。

人口動態統計によりますと、県内での中皮腫による死亡者は平成7年から平成18年の11年間で72名となっております。

県内においては、アスベスト関連の労災申請が平成17年4月から平成20年1月までに59件なされ、25件が補償されており、そのうち中皮腫と認定されたものは

6件であります。

次に、証言集の作成についてお答えします。

駐留軍離職者アスベスト相談センターにつきましては、限られた予算及び陣容で行っております。

相談センターの相談者には、現在労災補償等の申請中、あるいはこれから申請を予定している者がおり、その申請に必要な調査も多いことから、将来的に必要なと思われる証言集ではなく、同僚証言も含めて当面の労災補償申請等に必要な調査を優先すべきと考えております。

次に、委託医療機関についてお答えします。

アスベスト、すなわち石綿健康管理手帳で健康診断を受けられる委託医療機関は、県内では中部病院と独立行政法人国立病院機構沖縄病院の2カ所となっております。

沖縄労働局では委託医療機関の拡大に取り組んでおり、今後とも実施可能な医療機関の把握に努め、必要に応じて委託医療機関を拡大したいとのことであります。

専門医の育成につきましては、沖縄労働局が沖縄県医師会に要請し、平成18年5月に沖縄県医師会が研修会を開催する等、専門医の育成を行っております。

次に、基地労働者の離職時期の復帰前後での違いとその対応についてお答えします。

復帰前の基地内労働者で、復帰後も引き続き雇用されていた者については、日本の労働者災害保障保険法の適用対象とされますが、復帰前に離職した者については日本の労災法が適用されず、アメリカ合衆国が解決すべき日本国民の請求権とされております。

したがって、復帰前の基地のアスベスト関連職場を離職した労働者にアスベストによる疾病が発生した場合の労災関連の請求は、米国政府へ行うこととなります。

なお、この問題につきましては、昨年11月28日の参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会において沖縄担当大臣が、「今後請求があった際には、雇用形態あるいは被害に至った状況等、個別具体的な事例に即して関係省庁が協力しつつ対応することになる」との方針を示しております。

次に、知事の所信表明の中の御質問で、厳しい財政難の中でのカジノ・エンターテインメント検討事業についてお答えします。

カジノ・エンターテインメントについては、第2次沖縄県観光振興計画において、「観光振興施策の展開」の中で、新たな観光メニューの創出の一つとしてゲーミングに関する幅広い情報収集の実施や導入可能

性について検討することとしており、現在策定中の第3次の観光振興計画においても引き続きその導入可能性について検討することとしております。

このような観光振興計画での位置づけや、カジノを取り巻く海外の状況、国内の動向を踏まえ、今年度カジノ・エンターテインメント検討委員会を設置し、本県にカジノを導入する場合の課題とその対応策等について調査検討を行っているところであります。

来年度も引き続き、国内外のカジノ・エンターテインメントに関する調査や最新情報の収集を行うとともに、カジノ・エンターテインメント検討委員会の報告を踏まえ、シンポジウムの開催などを実施する予定であります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育行政についての御質問で、高校歴史教科書問題についてお答えいたします。

教科書検定問題については、昨年9月29日に県民大会が開催され、その趣旨を踏まえ、県や実行委員会及び県教育委員会が政府及び関係団体へ検定意見の撤回等を要請しました。

このことは、県民大会に結集した11万人余の平和を希求する県民の強い思いを国や文部科学省に伝えたものであると認識しております。

その結果として、高校歴史教科書の訂正申請が承認され、広い意味での「日本軍の関与」の記述が回復されるとともに、沖縄戦における「集団自決」の背景の説明や、9・29県民大会についての記載がなされており、高校生がこれまでと同様に学習ができるものと考えております。

次に、教職員定数増とその効果についてお答えいたします。

平成20年度教職員条例定数案の小中学校分が34の増となっている主な理由は、沖縄市立比屋根小学校の新設、本部町立水納中学校の再開、国庫加配要求数の増などによるものであります。

教育効果としましては、新設に伴う学校規模の適正化や少人数教育の充実などがあるものと考えております。

次に、教師多忙化の要因についてお答えいたします。

平成18年度文部科学省が行った「教員勤務実態調査」による教員の残業時間に占める業務内容は、授業準備、成績処理、事務・報告書作成、会議・打ち合わ

せ、部活動指導、保護者への対応など多岐にわたる内容が挙げられており、本県においても同様な傾向ではないかと考えております。

次に、授業時数増のねらいについてお答えいたします。

今回の学習指導要領の改訂案は、変化の激しい社会にいてますます「生きる力」が重要となることから、現行学習指導要領の基本理念を継承しつつ、各教科等において育成すべき資質・能力が一層明確に示されたものとなっております。

小学校5・6年生の授業時数については、社会、算数、理科で増となり、現行学習指導要領に比べ、年間で35時間、週当たりでは1時間の増となっております。

増となった時間については、子供たちがつまずきやすい内容の確実な習得を図るための繰り返し学習や、知識・技能を活用する学習を行う時間を充実することにより、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等をはぐくむこととされております。

県教育委員会におきましては、今後とも、みずから学び、みずから考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力などの「生きる力」を育成する教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、我が会派の代表質問と関連しての御質問で、30人学級の実施についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図ること等から、平成20年度において、義務教育のスタートに当たる小学校1年生で、施設状況等を踏まえながら教員定数全体の枠の中で導入していきたいと考えております。

30人学級の対象学年につきましては、平成20年度における1年生の実施状況等を踏まえ、効果を検証しながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 安里副知事。

〔副知事 安里カツ子君登壇〕

○副知事（安里カツ子君） 軍転協の要請に係る副知事の感想を聞きたいということにつきましてお答えします。

去る2月18日及び19日、軍転協副会長金武町長らと日米両政府、米軍に対し、事件の再発防止等を強く要請してまいりました。日米両政府において遺憾の意を表し、早急に対策を講じる旨の発言があり、今回の事件を深刻に受けとめ、迅速に対応する政府全体の意思

の強さを感じた次第でございます。

以上です。

○議長（仲里利信君） 渡嘉敷喜代子君。

〔渡嘉敷喜代子君登壇〕

○渡嘉敷喜代子君 それでは再質問いたします。

今回の事件の要因はどうかということを書きましたときに、知事は綱紀の緩みだということですが、本当にそれだけなんでしょうか。確かに綱紀の緩みもあります。過重なまでの基地負担が大きな原因ではないのか、それから不平等な地位協定から来る米軍側の占領意識、それが丸出しであるということが事件の要因になるかと思えます。もう一度知事の所見を伺いたいと思います。

それから迅速な日米両政府の動きなんですけれども、これは知事は事件の重大さを思ってということですが、それはもちろんそうです。しかしそれ以外に、私は2月15日、県内の関係要路、そして2月18日・19日は東京行動をしました。今、安里副知事は、大変前向きな姿勢だというようなことを受けましたけれども、私は、普天間移設ができてはならない、ということで一生懸命火消し役をやっているんだということを石破防衛大臣、それから町村官房長官、そういう人たちの話を聞いて、一生懸命そのことで火消しをしようと。そしてこの事件が起こったからこそ早く普天間移設を進めなきゃいけないということを言っているんですよ。

そしてさらに町村さんが言ったことは、あの環境アセスが、審査員の皆さんが余り元氣過ぎて困ると、だから早く進めていかなきゃいけないと、こういうようなことを言っているわけですね。

ですから本当に移設にこういうことを言わせたいのは、2月11日の知事のコメントの中で、普天間移設に影響なしというようなことが大きなキーになっているんじゃないかという気がしてなりません。

もう一度お答えいただきたいと思います。

それから地位協定の改定についてですが、本当に要請行動をしていて、日本政府はこのような事件が起きても、なおさら運用の改善で行きたいということを書き一生懸命言っているわけなんです。それだけに日本政府の壁は本当に高いんですよ。それを知事はこれからどう切り崩していけるのか、それが本当に正念場だと思います。訪米も結構ですが、この日本政府をどうこれから切り崩して進めていくのかということが大きな課題だと思います。本当に知事がどういう方向でやっていくのか、そのあたりの決意のほども聞かせてください。

それからアセスについてですが、この間の18日に東京へ行ったときに、在日米軍のブロック副長官がこんなことを言っているんですよ。辺野古で考古学的、それから突発的なことが起こればおくれることもあり得るということを書き言っています。これは明らかに米側は環境アセスでおくれるであろうということを書き予想されていると思うんです。環境を守る立場の県として本当にその発言をどう受けとめているだろうか、そのことの感想などを聞かせてください。

それから2月5日に提出された資料の中で、海砂の運送上のことからも近くの方から採取したいというような文言が入っているんですね。ということは、辺野古の近くの海から採取するであろうということは県はそれを掌握しているんじゃないでしょうか。

そういうことで本当に環境が守れるのかどうか、そのあたりをお尋ねします。

それから教育長、30人学級は過密校においては空き教室がないわけだからできないはずなんです。そして、現在の教員の定数内で運用していくということであれば、本当に財政措置もやられてないわけですね。こういう状況だと本当に21年度以降はどういうふうにしてやっていくのか。効果・検証していくということけれども、そういうことではなくて、本当にやっていくことができるのかどうか。

そして知事にお尋ねしますが、本当にこういう状況の中で30人学級が完全実施できるのかどうか。財政上、今回、知事はどのように配慮してきたのか、そのあたりをお答えください。

それから教育長、授業時間数の増、今回ゆとり時間も削除されました。そして数学とか英語の時間をふやしてきました。そういうものも含めて、それから教師の多忙化でいろいろなことを挙げていました。事務的なこともあると、それから部活動とかそうことも挙げていました。じゃ、これからそのために教師の多忙化をちょっとでも少なくしていくために教育長としてどうそれに対応していくのか、措置をしていくのか、そのあたりまで踏み込んでお答えいただきたいと思えます。

○議長（仲里利信君） ただいまの渡嘉敷喜代子君の再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時30分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

午前の渡嘉敷喜代子君の再質問に対する答弁を願ひ

ます。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 渡嘉敷議員の再質問にお答えいたします。

まず第1に、今回の事件の要因について、過重な基地負担とそれから占領意識丸出しも要因ではないかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県が過重に負担している米軍基地につきましては、県民の目に見える形で負担が軽減されるようあらゆる機会を通して強く求めています。

米軍人等による事件・事故の減少を図るためにも、基地の整理縮小及び在沖米軍兵力の削減が必要であると考えております。

そして、米軍が占領意識丸出しではないかという御趣旨の点につきましては、よくわかりませんが、いずれにしても今回の事件の要因につきましては、米軍全体において綱紀の緩み、モラルの低下、教育の不徹底など、さまざまな要因があると考えております。

次に、日米地位協定の抜本的見直しについての知事の決意いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

これももう何度かお答えしているとおりでして、運用改善だけではとても不十分だということで、抜本的な見直しを政府、そして日本の政党、議会にも要望し、そして渉外知事会を通じて各県と連携しながら粘り強く続けておりますが、ことしはまた改めてアメリカの議会、そしてアメリカの政府にも私なりの方法で訴えていきたいと考えております。

そしてもう一つ関連した御質問だったと思いますが、日米両政府の今回の動きが非常に迅速だったと、これは普天間の移設のおくれを心配しているのではないかというような御趣旨の御質問には、ちょっと質問がきちんと受けとめにくかったんですが、普天間の移設と8000人に至る海兵隊のグアムへの移転等々、それに伴う、また嘉手納より南の基地の返還というようなことについては、文字どおり基地の整理縮小にきちっとつながるものであり、進めるべきだと考えております。

日米両政府がどういう理解をして今度は迅速に動いたかは、先ほども答弁しましたが、やはり事件の重要性にかんがみでの動きだったのではないかと考えております。

そしてもう一つ関連した御質問で、今度の事件が普天間の移設その他に関係がないというような意見を私

の方で、あれは11日でしたか、記者さんとの発表の中で申し上げた、こういうものが影響をしているのではないかという御趣旨でしょうか、ちょっともう一回これは確認したいと思うんですが、それとどう関連があるか私の方ではわかりませんが、いずれにしても普天間の移設、そしてその後の8000人の海兵隊のグアムへの移転等々、これはきちっと進めるべきだと思っておりますし、政府はいずれにしてもこういうひどい事件に対しての動き、関心が非常に強い、そして素早く動いたというふうに理解いたしております。

その他の御質問につきましては、部局長等からお答えさせます。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 再質問にお答えいたします。

フロック副長官の、辺野古で考古学的・突発的なことが起こればおくれることもあり得る旨の発言についてお答えいたします。

埋め立てに関する主務省令及び沖縄県環境影響評価技術指針において、環境影響評価手続を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じて選定された手法の見直しを行うものとするとして定めております。

また、今回提出された普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書においてもその旨の記載があることから、歴史的・文化的環境及び動植物の貴重な種が確認された場合には、事業者において詳細な調査を行うなど、適切に対応されるものと考えております。

次に、海砂を採取することで環境が守れるのかという趣旨の再質問にお答えいたします。

埋立用材の確保については、1月21日に述べた知事意見の中で、県外も含めた調達先の複数案を検討するとともに、その調達計画の中で調達先ごとの調達量、調達時期、期間について具体的に明らかにすること、及び埋立用材の量の低減についても検討することと述べております。

また、海砂やしゅんせつを埋立用材として購入する場合であっても、砂利等の採取業者において海砂等の採取に伴い、環境に著しい影響を及ぼさないよう十分に対応するよう述べております。

県としては、埋立用材の確保に当たっては、当該事業実施区域及びその周辺の生態系に著しい影響を及ぼさないよう十分な配慮が必要であることから、今後、

環境影響評価手続において必要な意見を述べていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは渡嘉敷喜代子議員の4点の再質問がございましたので、お答えをしたいと思います。

まず1つ目が、30人学級の大規模校等における実施についてということでございます。

大規模校等につきましては、施設状況等を踏まえながら対応可能かどうか市町村教育委員会と調整をしていきたいと考えております。

次に、教員定数全体の枠の中での対応となったが、その財政措置がされているかどうかということについてでございます。

30人学級実施に係る予算措置につきましては、平成20年度当初予算全体の枠の中で対応することとしております。

次に、平成21年度以降の学年の拡大についてお答えをいたします。

30人学級の対象学年につきましては、当面、小学校低学年の導入を検討しており、その効果・検証を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

次に、教師の多忙化への対応についてお答えをいたします。

県教育委員会としましては、本県教職員の勤務実態調査を次年度の早い時期に実施をし、その結果を踏まえ対応策等を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後1時41分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

渡嘉敷喜代子君。

〔渡嘉敷喜代子君登壇〕

○渡嘉敷喜代子君 知事、30人学級については、これは知事の公約なんですよね。ですから、今、教育長が答弁したように、教師の定数の範囲内で、その枠内で運営していくことではなくて、30人学級をどう進めていくかということを予算上しっかりと財政の裏づけをしていかなきゃいけないんですよ。そうしたら21年度以降はどうなるのかということも示されておられません。ですから、本当に任期中に30人学級がどれだけ達成できるのか。やはり目標というのをつくっていかなくちゃいけないと思います。

失業者についても、任期中に本土並みの4%に持っていくというのも目標がないわけでしょう。それと同じように、30人学級についてもしっかりと何年までにはどれだけの学級をふやしていくという財政的な裏づけがなければ到底無理だと思うんですよ。ですから、私はそのことについて知事に答弁を求めています。

よろしくお願いします。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後1時43分休憩

午後1時44分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 渡嘉敷議員の再々質問にお答えいたします。

この30人学級について予算的にどうするんだというお話で、20年度につきましては、今、教育長が答弁したとおりでして、無論21年度以降につきましても、これは確かに財政は非常にきつい中なんですけど、いろいろ研究をして21年度以降も対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後1時45分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

渡嘉敷喜代子君。

〔渡嘉敷喜代子君登壇〕

○渡嘉敷喜代子君 21年度以降についてはこれから研究していくということではなくて、本当に知事の公約であればしっかりと予算の裏づけをしてやっていただきたいと思います。教育にこそお金をかけていただきたいですね。

「選択と集中」と言いますけれども、じゃ、カジノはどうなんだと。本当にこれが大切なことなのか。まず優先して教育の方にお金をかけていく、そういう姿勢を私は知事に求めたいと思います。

要望としかとれないと思いますけれども、本当に知事の公約が、あと2年そこでこの30人学級が本当に1年生から6年生までやっていけるかどうかわかりませんけれども、財政上の裏づけもしっかりと整えて頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（仲里利信君） 高嶺善伸君。

〔高嶺善伸君登壇〕

○高嶺 善伸君 こんにちは。

それでは通告に基づいて一般質問を行います。

まず最初に、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、海洋基本法に基づく海洋基本計画策定への対応について。

私は、平成15年9月議会での質問で、日本政府は国連海洋条約で2009年5月までに排他的経済水域の海底資源調査を行い、国連の承認を受けなければならない。そういう意味では島嶼県沖縄は、国策として国土保全について要求すべきと提案してきました。当時、稲嶺知事は、今後その可能性について調査研究したいと答弁しております。

国は、去る2月4日からきょう25日までの間、海洋基本法に基づく海洋基本計画に対する国民の意見を募集しており、沖縄県の存在感を示す千載一遇のチャンスであると思います。

今回の海洋基本計画は、内閣総理大臣を本部長とする総合海洋政策本部を置いて、離島の保全等の施策を計画するわけでありますから、ぜひ沖縄の離島振興、離島の保全、海洋資源の開発、海岸漂着ごみ対策、サンゴ礁の保全等について沖縄県の意見を表明してもらいたい。

それについて質問いたします。

ア、今回の海洋計画策定の意義とパブリックコメントへの対応はどのように行っているかお聞かせください。

イ、私はこれまで、仮称ですが、離島振興交付金の創設を要求し、議会で再三提案してまいりました。しかし、歴代の知事は、創設は困難であるとの答弁を繰り返してまいりました。道州制移行を視野に財源確保の根拠を海洋基本計画に盛り込むべきだと考えますが、離島の保全のための財政等支援要求についてどのように取り組んでおられるのかお伺いします。

ウ、平成16年9月議会で、私は、国連海洋条約への対応をただしたところ、稲嶺知事は、中国の動向や我が国の対応を見守るとともに、情報収集に努めるとの答弁に終始しております。今回の海洋基本計画に沖縄県として尖閣諸島周辺油田等海洋資源開発について強力な主張を行う最後のチャンスだと思われるが、取り組みについてお伺いいたします。

エ、世界自然遺産の候補地ともなった琉球諸島では、財団法人亜熱帯総合研究所の調査でも、沖縄周辺のサンゴ礁は約5000億円程度の価値があると計量評価し、これまでの議会答弁でも、今後とも国と連携をとりながらサンゴ礁の保全に取り組みたいということがあります。

ことは「国際サンゴ礁年」でもあり、サンゴの白

化現象等危機的な状況にある現状を国に訴え、地球温暖化防止に対する対策の一つとして、沖縄周辺海域のサンゴ礁保全に国策として取り組むことを提言していただきたいと思います。御所見をお伺いします。

次に、県行財政のあり方についての知事の基本的な考え方をお聞きます。

2005年統計で、沖縄県の財政依存度は37.7%であり、全国平均22.8%に比べると高い状況であります。これは、財貨サービスの移入が移出を約4000億円も上回り、国からの財政移転で本県の経済が賄われていることを示しております。地方交付税と国庫支出金の合計額を県民1人当たりで換算した受益率が類似県よりも少なく、自主財源比率も全国平均45.4%に比べて27.9%と低く、これまでの日本政府の支援は必ずしも十分ではないと言わざるを得ません。

高率の補助事業も北部振興事業や沖縄振興特別調整費も日本政府の顔色をうかがい、事業採択基準や運用に使い勝手が悪い。それよりも沖縄県の産業振興による雇用促進や県土の均衡ある振興開発のためには、自主的・主体的に運用できる予算・財源が重要だと思います。これからの行財政のあり方を展望したとき、財政依存状態に対する現状の認識や国のこれからの財政支援に対する知事の考え方をお聞きしたいと思います。

ア、沖縄県の財政依存の現状と今後のあり方についての認識はどうか。

イ、沖縄振興特別調整費の配分について、今現在の国主導から県主導へ転換すべきと考えるがどうかお聞かせください。

2、産業振興と雇用について。

(1)、第3次沖縄県農林水産業振興計画策定と雇用対策について。

農業を取り巻く情勢がグローバル化する中で、第1次産業に依存度が高い離島地域などを中心に、おきなわブランドの確立や担い手の育成に取り組むため、就業者数や生産額、食料自給率等の具体的な目標数値を立てて取り組んでおります。第3次沖縄県農林水産業振興計画策定のスタートとなる平成20年度は、沖縄振興計画最後の部門別計画となりますので、本県の農業を初めとする第1次産業の展望と取り組みをお伺いします。

ア、第1次・第2次計画の達成状況と課題はどうなっているのか。

イ、第3次計画における担い手の育成や就業者の確保はどのように見ておられるのかお聞かせください。

次に、おきなわブランドの確立のための拠点産地地形

成の取り組みについて。

ア、拠点産地形成状況と成果はどうなっているのかお伺いします。

イ、肉用牛生産供給基地の育成についてであります。肉用牛に関しては、全県飼養頭数8万1000頭のうち3万4000頭余りが八重山であり、石垣牛として地域ブランド化されております。沖縄県も県外出荷を主体に県内でも観光等による需要が生じていることから、ブランド化を期待しております。

そこで、八重山地域を肉用牛拠点産地に指定して、おきなわブランドとして肥育牛、繁殖牛、子牛生産等肉用牛生産を振興してはどうか伺いたいと思います。

次に、離島振興についてであります。

(1)、交通政策について。

陸続きでない沖縄や周辺離島は、船舶や航空機に頼らざるを得ない状況にあります。それは輸送コストの負担や航空運賃の過重な負担を余儀なくされております。

例えば、航空機燃料税は空港特別会計の特定財源として航空運賃から徴収されておりますが、航空機燃料税は日本とアメリカにしかないと言われ、さらにアメリカの航空機燃料税が1キロリットル当たり1500円に対して日本は2万6000円と17倍も高く、JTAだけでも本則で計算すると年間60億円の航空機燃料税が課税されていることになります。飛行機頼みの離島いじめであります。

燃料高騰を理由に4月から航空運賃の値上げが実施されると、本県経済への影響ははかり知れません。これまでも沖振法27条による航空機燃料税等の公租公課の減免措置も評価はしておりますが、改めてこの際、航空機燃料税の廃止を要求すべき時期に来ていると考えます。

そこでお伺いします。

ア、航空会社に対する公的支援の現状、経営健全化計画の検証はどうなっているかお聞かせください。

イ、航空機燃料税等公租公課の減免、そして免除への取り組みを改めて伺いたいします。

ウ、船舶、航空機、トラック等輸送業界は、燃料高騰により悲鳴を上げております。燃料高騰への支援対策はどのように考えているかお伺いします。

次に、波照間―西表島間の海底送水について伺います。

竹富町のこのほどの調査結果、海水淡水化装置の耐用年数は15年ほどでランニングコスト等が約41億円に上ります。これに比べて海底送水は、耐用年数が40年

で総コストは26億円、つまり15億円程度経済的であるとの試算報告をいたしました。

そこで、このようなランニングコスト等を考慮して沖縄振興特別措置法の期限内に海底送水を実現してほしいというのが竹富町の要請であります。日本最南端の有人島波照間は270世帯しかありませんが、国土保全で重要な役割を果たしております。この際、沖縄振興特別調整費を活用して竹富町の負担を軽減し、海底送水を実現すべきだと思いますが、対応をお聞かせください。

次に、新石垣空港の国際化への対応であります。

沖振法第26条では、本土への直行便が就航している石垣空港や宮古島空港等のターミナルでは空港免税店が認められております。しかし、これまで県の対応が見られません。今後、新石垣空港ターミナル建設計画の中での対応とあわせて国際線への対応をお聞きしておきたいと思っております。

ア、空港免税店設置についての取り組みはどうか。

イ、新ターミナルへのC I Q確保についての取り組みはどうかお聞かせください。

次に、離島振興計画であります。

宮古、八重山等周辺離島への昨年からの観光客の伸びが鈍化傾向にあり、原因と課題の分析が必要で、離島観光の魅力と満足度を検証して早急な支援が求められております。沖縄観光コンベンションビューローの事業予算についても地域バランスが求められており、離島観光への配慮が必要であります。

そこでお聞きします。

ア、沖縄への観光客の約23%が宮古、八重山に行くと報告されております。予算や事業の配慮等、離島観光支援への取り組みはどうなっているかお聞かせください。

イ、第3次沖縄県観光振興計画で離島観光の持続的発展の施策の取り組みはどのように計画するのかお伺いいたします。

4、医療問題。

(1)、県立八重山病院の改築について。

平成18年12月議会での当局の答弁は、宮古病院改築の取り組み状況を見ながら、建築場所についても検討したいということでありました。石垣市では、新石垣空港建設に伴う現空港の跡地利用計画をこの平成20年度に策定することにしております。しかし、現空港の跡地にある県有地、国有地等の活用の方針が示されなければ石垣市としても跡地利用計画が策定できない状況にあり、県立八重山病院の移転改築の時期や場所についての検討が求められております。

そこでお聞きしますが、災害拠点病院として早急に耐震化の必要があり、現空港跡地県有地に移転改築することはできないのか。これを20年度に方針を出していただきたいと思いますが、御見解を賜りたいと思います。

次に、医師確保についてであります。地域や診療科目の医師の偏在を初め、離島を抱える本県の医師確保は緊急避難的な対応はもとより、中長期的な医師養成が求められております。

新聞報道によりますと、琉大医学部の定員増の協議が始まっているようであります。理由は、離島医療への医師確保対応であります。

そこでお聞きします。

ア、医師確保対策はどうなっているか。

イ、琉大医学部の平成21年度入学から2人の定員増が検討されているが、これを離島枠の確保として取り組んではどうか、提言をし答弁を求めたいと思います。

○議長（仲里利信君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 高嶺議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、離島の保全のための財政等支援への取り組みについてお答えいたします。

海洋基本法におきましては、離島が我が国の領海及び排他的経済水域の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、離島に関し、住民の生活基盤の整備など、離島の保全等のための必要な措置を国が講ずるものとされております。

現在策定中の海洋基本計画におきましても、離島の振興等を図るための諸施策が示されており、中でも離島航路・航空路の維持及び利便性の向上や、漁場の生産力向上及び農作物の高付加価値化等への取り組みに対する支援などが盛り込まれており、今後は各施策ごとに所要の予算が確保されるものと見込まれております。

県としましては、今後の離島振興に当たり、海洋基本法及び同計画も踏まえ、諸施策を推進していきたいと考えているところでございます。

次に、財政依存の現状と今後のあり方についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

財政依存度は、平成17年度において37.7%と全国でも2番目に高くなっており、自立型経済を構築する観点から課題の一つと認識いたしております。

このため、県としましては、観光・リゾート産業や

情報通信関連産業などの発展可能性の高い産業領域を戦略的に振興し、他の産業分野との連携を通じてその波及効果を高め、経済全体の活性化を図ってまいります。こうした取り組みを通じて、民間主導の自立型経済が構築され、結果として財政依存度も低下していくものと考えております。

次に、医療問題の中で、医師確保対策についての御質問にお答えいたします。

県におきましては、昨年3月に取りまとめられました「沖縄県医師確保対策検討委員会」の報告を踏まえて、平成19年度から新たに離島・へき地ドクターバンク等支援事業を実施し、全国から必要な専門医の確保を進めるとともに、医師修学資金等貸与事業や離島医療セミナー事業を実施いたしております。さらに、女性医師の再就業の支援や勤務環境の改善などを図り、中長期的な医師確保につなげてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（仲里利信君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、海洋基本計画の策定意義とパブリックコメント対応についてお答えいたします。

国は、海洋基本法に基づく海洋基本計画の策定を進めており、その中で意見の募集をしております。

同計画原案では、海洋資源の開発及び利用の推進、海洋環境の保全、離島の保全等12の施策を推進することにしております。

特に離島については、広大な管轄海域を設定する根拠の重要な一部をなしていることから、海洋政策上の離島の位置づけを明確化し、その保全・管理を適切に実施することが重要であるとされております。

同計画の原案は、多くの離島を抱える本県の現状についても配慮されたものとなっていると考えております。

同じく知事の政治姿勢で、尖閣諸島周辺の海洋資源開発の取り組みについてお答えいたします

現在、国が策定を進めております海洋基本計画の原案においては、海洋資源の開発及び利用の促進など、12の施策を推進することにしております。

しかしながら、御質問の尖閣諸島周辺の海洋資源開発については、同海域には日中間の排他的経済水域の境界画定等の問題があることから、日中協議を踏まえつつ、政府において政策的に判断されるものと考えております。

同じく知事の政治姿勢で、沖縄特別振興対策調整費の配分についてお答えいたします。

沖縄特別振興対策調整費については、沖縄経済への即効性、本県の特殊事情への対応、全国の実進事例となる先駆性を有する事業に重点を置いて配分することを方針としております。

この方針に基づき、県は、産業の振興と雇用の創出・確保、科学技術の振興、高度情報通信社会の形成及び多様な人材の育成等に資する事業を国や関係部局との調整を図りながら実施しております。

次に、離島振興との関連で、航空会社に対する公的支援の現状と経営健全化計画についてお答えいたします。

航空会社への支援として、国、県、市町村による運航費及び航空機の購入費に対する補助、国による航空機燃料税や空港使用料等の軽減措置のほか、県管理空港着陸料の減免措置が講じられております。

経営改善計画については、財務体質の強化と効率的な運営の構築を目的として航空会社に作成を義務づけており、毎年度、補助金の申請時に内容を審査しております。

同じく、航空機に関連いたしまして、公租公課の減免・免除への取り組みについてお答えいたします。

離島住民の航空機利用負担の軽減を図るため、離島航空路線については、国において航空機燃料税が本則の4分の3、空港使用料が本則の6分の1に軽減されており、県においても県管理空港の着陸料を大幅に軽減しております。

現在、県では、公租公課の軽減措置や運航費補助制度の継続・拡充に向けて、全国知事会、全国の地方公共団体で組織する「全国地域航空システム協議会」や離島航空路線を有する6道県で組織する「離島航空路問題協議会」などの関係機関と連携して、離島空路整備法（仮称）の制定の実現に取り組んでいるところであります。

同じく燃料価格高騰への支援についての御質問にお答えいたします。

県におきましては、離島航路補助制度及び生活路線バス補助制度により、国及び市町村と協調して燃料価格高騰による影響分を考慮した欠損額補助を行っております。

また、離島航空路補助制度では、県単独補助路線において市町村と協調して燃料費を含む運航費補助を行っております。

一方、国においては、燃油費高騰対策として平成19年度補正予算による離島航路運航費補助金等の増額措

置を講じております。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 知事の政治姿勢の中で、沖縄周辺海域のサンゴ礁保全を国策とする提言についてお答えいたします。

本県のサンゴ礁保全につきましては、オニヒトデ対策や赤土等流出防止対策などにおいて、沖縄特別振興対策調整費等国の支援のもと実施してきております。

また、本年度から同事業費を活用して、官民協働の長期的なサンゴ礁保全・再生推進体制の構築を目指し、これら主体の合意形成や参加手法の確立を図るための検討・調査を実施しているところです。

海洋基本計画原案では、「政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」において、「海洋環境の保全等」、「沿岸域の総合的管理」及び「離島の保全等」の項目の中にサンゴ礁保全策について網羅的に示されております。

特に、サンゴ礁保全において重要な赤土等流出防止対策については、本県及び奄美群島に特化して項目が設けられており、本県の海洋環境の保全の必要性が考慮されたものと認識しております。

また、環境省では、海洋基本法に関連してサンゴ礁保全行動計画の策定や海域の国立公園・国定公園における保全管理の強化及び自然再生事業の実施など、サンゴ礁海域に係る保全事業を積極的に推進することになっております。

県は、今後策定される海洋基本計画に基づき実施されるサンゴ礁保全の諸施策について、本県の実情が十分反映されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子君登壇〕

○農林水産部長（護得久友子君） それでは産業振興と雇用についての御質問で、農林水産業振興計画の主な指標の達成状況と課題についてにお答えいたします。

県では、2次にわたる農林水産業振興計画に基づき、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化など、各種施策・事業に取り組んでいるところです。

平成18年度までの主な指標の達成状況について、目標値と比較すると、農業産出額については1089億円に対し906億円、ゴーヤー、菊、マンゴーなどの戦略品目の拠点産地数については84地区に対し51地区、農業

の基盤整備については、かんがい施設整備率が38%に対し36%、水産業の基盤整備については、漁港の岸壁整備率が48%に対し52%となっております。

なお、農林水産業の課題としては、農林漁業就業者の高齢化の進行、新規就業者の減少、農林水産物価格の低迷などとなっております。

同じく産業振興と雇用の御質問で、第3次計画における担い手の育成確保についてにお答えいたします。

第3次農林水産業振興計画では、農林水産業・農山漁村を支える担い手の育成確保を重要な施策と位置づけ、経営感覚にすぐれた担い手の育成確保、他産業経験者など多様な担い手の育成確保、担い手の法人化の促進による生産組織等の強化などを推進することとしております。

そのため、農用地の利用集積、資金の融資、各種補助事業の導入などにより、認定農業者や農業生産法人等の育成に取り組むこととしております。

また、多様な担い手の育成に向け、農業青年や他産業経験者を含めた新規就業者等に対する農業大学校、農業改良普及センターにおける研修・教育、技術・経営指導等に努めてまいります。さらに、重要な担い手である女性の農業経営への参画を支援するとともに、高齢者の地域活動の促進を図ってまいります。

同じく産業振興と雇用の御質問で、拠点産地の形成と成果についてにお答えいたします。

県においては、市場競争力の強化により生産拡大及び付加価値を高めることが期待されるゴーヤー、菊などの園芸品目、薬用作物、養殖魚介類などを戦略品目として位置づけ、定時・定量・定品質で生産供給できる拠点産地の形成を促進し、おきなわブランドの確立に努めているところであります。

現在、野菜、花卉、果樹の園芸品目で49地区、薬用作物で4地区、養殖魚介類などで6地区、全体では59地区の拠点産地を認定しております。

主要品目の生産量について、平成10年度と平成18年度で比較しますと、ゴーヤーが30%、菊が10%、マンゴーが135%、薬用作物が5%、アーサが30%の増加となっております。

また、拠点産地を中心にトレーサビリティの推進、エコファーマー及び特別栽培農産物の認証等、環境保全型農業が進展しているとともに、品質の向上や販路の拡大が図られつつあります。

今後とも、市町村、関係団体と連携を図りながら、高品質で安全・安心な農林水産物を安定的に供給する拠点産地の形成に取り組んでまいります。

同じく産業振興と雇用の御質問で、八重山の肉用牛

拠点産地の認定についてにお答えいたします。

本県の肉用牛は、平成18年農業産出額の部門別において1位となっております。その中でも八重山地域の肉用牛は、県内飼養頭数の42%を占めるなど、内外から期待されており、今後とも安定した生産出荷体制の確立が望まれております。

肉用牛の拠点産地形成に当たっては、市町村酪農・肉用牛生産近代化計画の策定状況や、肉用牛産地協議会の設置など、積極的に改良に取り組む組織体制などの要件が必要となっております。

八重山地域については、平成20年度の拠点産地認定に向けて関係機関と連携し取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 離島振興の中の、波照間島と西表島間の海底送水施設整備事業についてにお答えいたします。

海水淡水化装置の法定耐用年数は15年となっております。海底送水管も含めた一般管路の40年に比較しますと短くなっております。また、海水淡水化装置はランニングコストにおいても膜の交換費用や動力費等、通常の浄水処理に比べ多額の費用を必要とします。

竹富町の基本計画によりますと、建設コスト及びランニングコストを含めた40年間の総コスト比較におきまして、海水淡水化装置の約42億円に対し海底送水管が約27億円となっております。約15億円ほど海底送水管が安価になるという試算が出ております。

しかしながら、費用対効果分析、事故時の対応など幾つかの課題があり、波照間島の水道施設整備につきましても、コスト比較だけではなく総合的に判断すべきものと考えております。

現在、計画の妥当性、事業の実施時期等について竹富町と調整を行っており、県としましては、波照間島の安定的な飲料水確保のため、適切な指導助言を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、医療問題の中の、琉大医学部の定員増による離島枠の確保についてにお答えいたします。

琉球大学医学部の定員増につきましては、地域医療対策協議会における意見を踏まえ、平成21年度から2名の増員を図りたいと考えております。

定員増に当たっては、厚生労働省との協議や文部科学省への申請が必要であり、今後、琉球大学と具体的な内容について調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 離島振興の御質問の中で、新石垣空港の免税店についてお答えします。

新石垣空港は、将来の八重山圏域の振興発展に欠かさない地域拠点空港としてのみならず、台湾等アジア諸国とのゲートウェイとしての役割を担うものと期待されているところです。

八重山圏域はすぐれた自然環境のほか、多彩な芸能・文化などの観光資源に恵まれ、国際的な観光・リゾート地として発展する高い可能性を持っています。

免税店の設置は、この魅力をさらに増進して外国人観光客の誘客拡大に寄与するものと考えております。

県といたしましては、新石垣空港の路線展開等の見通しを踏まえながら、国、関係部局、関係者等と免税店設置の可能性について検討してまいりたいと考えております。

次に、予算や事業の配慮等離島観光支援策についてお答えします。

離島関係の観光振興施策については、新たな海洋性リゾート拠点として、平良港トゥリバー地区のマリーナ、海浜緑地、人工海浜等の整備や石垣港登野城地区の離島旅客ターミナル施設及び人工海浜等の整備を進めることとしております。

また、新石垣空港の早期供用開始に向けた建設を推進するほか、石垣港大型クルーズ船バースの整備や、離島港湾における防波堤及び浮き桟橋等の整備を推進することとしております。

さらに、離島地域広域連携推進モデル事業や体験滞在交流促進事業等を実施し、離島の持つ美しい自然や独自の文化を保護育成するとともに、体験・交流に活用する、地域が主体となった取り組みを支援することとしております。

宮古島市及び石垣市においては観光振興計画を策定する予定となっており、県としては、今後とも市町村及び民間団体等と連携しつつ、地域の観光振興の方向性や課題等に対応してまいりたいと考えております。

次に、離島観光の持続的発展の施策の取り組みについてお答えします。

本県観光を持続的に発展させていくためには、特に豊かな自然に恵まれている離島地域において、自然環境の保全と調和のとれた観光地づくりを進めていく必要があると認識しております。

そのため、県においては、現在、モデル地域における保全管理体制を構築する環境保全型観光促進事業や、自然環境等に配慮した観光利便施設のあり方を検

討する事業等を実施しているところであります。

また、次年度から2カ年計画で持続可能な観光地づくり支援事業を実施する予定であり、観光客の受け入れ容量の定量化手法について研究するとともに、市町村等が行う自然環境等の保全に配慮した観光地づくりを支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 首里勇治君登壇〕

○土木建築部長（首里勇治君） それでは離島振興関連の御質問で、新ターミナルビルのC I Q確保についての御質問にお答えいたします。

新石垣空港ターミナルビルにおけるC I Q施設につきましては、現石垣空港においても設置されていることから、施設規模等を含め、税関、入国管理、検疫等の関係機関と調整を図りながら設置に向けて取り組んでいく考えであります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 医療問題の中の、八重山病院の移転改築についての御質問にお答えします。

八重山病院の施設老朽化への対応が課題となっておりますが、病院事業としては、まずは、より老朽化が進んでいる宮古病院の改築に取り組み、その次に八重山病院改築に取り組んでいくこととしております。

また、建設場所についてもその中で検討してまいりたいと考えております。

なお、八重山病院については、今後の診療に支障が出ないよう点検等を確実に行之、適宜、修繕を行うなど適切に対処してまいります。

○議長（仲里利信君） 高嶺善伸君。

〔高嶺善伸君登壇〕

○高嶺 善伸君 まず、海洋基本計画のパブリックコメントに関してからやりたいと思いますが、先ほど原案はもう沖縄県も含めて配慮されているということで、パブリックコメントにあえて対応するということは考えてないという趣旨の答弁でありました。

そうでしょうか。私は内閣官房に連絡してみたら、国民のパブリックコメントは所在の市町村や県も含めて国民と同じように扱うと。だからメールなり、各自治体からも当然離島に関連した要望があるものと考えているということでありましたが、きょう期限切れであります。沖縄県は本当に離島振興についてのパブリックコメントをしないつもりなんですか、するので

すか、はっきりしてください。

なぜならば、例えば与那国町からは国境離島の活性化を盛り込んでくれるようにという意見書を出しているんです。しかし、この総合政策本部参与会議では、与那国は自衛隊が展開されていないことから、国防の観点からそういう配備について議論すべきだということが議論されている。地元の与那国町で要望していることと国が考えていることと全然違うんですよ。だから与那国町からこういう意見書が出ている以上、自治体のことも考えて県としては責任ある離島振興のあり方、国境離島のあり方についても私は進言すべきだと思うんですね。これは知事、行き違いがあってはいいけませんので、25日というきょうの期限までに県からの何らかのコメントに対する対応をお願いしておきたい。

というのはもう1点質問があります。今の与那国町の関連でお聞きしたいと思います。

次に、この参与会議では何と言っているかという、離島振興の中で、沖ノ鳥島は沖ノ鳥島の保全を国家的事業でやるべきだという議論をしているんですよ。沖縄の離島は出てないんですよ。総括的な文言はあるけれども、沖縄の離島に対する踏み込んだ言及がない。そのかわり沖ノ鳥島については国家的事業でやるべきということが大変矛盾に感じるんですよ。

今、離島は大変です。先ほどの波照間の送水問題もそうなんですね。コストだけの問題では考えられないかもしれないけれども、あと維持管理もあるんです。そういう国境政策が問われているときに、沖ノ鳥島は議論されるが、沖縄県の離島が議論されない。これは納得できない。これも含めてぜひ私は提言すべきだと思いますが、御答弁をいただきたい。

それから海岸漂着ごみ、これはもう国家レベルじゃなくて近隣諸国も巻き込んだ計画がされていますけれども、この原案を見ると、日本海と黄海だけを対象にした北西太平洋地域海行動計画が議論されているんです。この中に東シナ海は入ってないんですよ。

私は、沖縄県から今度の行動計画には東シナ海も入れてほしいという要望をしないともう時期を失してしまうんです。そういう意味ではぜひこれを議論して、東シナ海も漂着ごみの対象海域に含めるべきだということを沖縄から提言されない限りこれは入らないんです。これはぜひやってもらいたい。

次に、尖閣諸島についての答弁がありました。このような状態では、日中間の協議がまとまらない限りいつまでも先送り。それで、うちの会派の平良長政議員はこう言っているんですよ。この尖閣開発で県内に

与える経済効果というのは8兆円余ると。これは沖縄の自立にぜひ必要な資源開発じゃないかということで、今のような国の体系を決める海洋基本計画の中に、沖縄県も沖縄県の行政区域である尖閣列島をどうするか、周辺の油田をどうするかということを国に言わないと国は先送り。ということは、油田の開発を含めて棚上げのままになってしまうんじゃないかと。私はそこで言ったんですよ。せめて陸域だけはアホウドリの鳥獣保護区域に指定したらどうか、また沖縄振興計画の指定離島にしたらどうかと。

その辺は沖縄県としてはあと4年間残っている残余の期間の間に、離島の中の一番無人島化した尖閣についてどうすべきかという立場もある程度明確にしておくことも必要じゃないかと思いますので、陸域の鳥獣保護地域と周辺の油田開発について、沖縄県の考え方を盛り込むか盛り込まないか、改めてお聞きしたいと思っております。

それで、私は、最終的に知事は、今回の海洋基本法に基づく海洋基本計画については、沖縄県はどのようなことを提言したかということを明確に公表して、国がそれに対してどんな対応をしたかというのを我々は検証すべきだと思いますので、それについても知事の方から改めて答弁をいただきたいと思います。

次に、波照間送水の問題ですが、わずか600名余りの計画人口に地元の持ち出しも10億円近くあるんですよ。これはコストの比較では海底送水が有利だということがはっきりわかった。しかし、やはりこれだけの送水管のメンテナンスも考えると、私はこういうことこそ国策で支援して有人離島を守る、こういうことを沖縄県が訴えていくことが必要じゃないかなと思っているんですよ。

それで、沖縄振興特別調整費も使った波照間への送水、これはもう一度、あと4年間の期限内に検討して実現するという思いで支援してもらいたい。改めて答弁をいただきたいと思います。

それから医療問題についての、八重山病院の移転改築はこれまでの答弁の繰り返しですが、私は、新石垣空港の建設に伴う現空港の跡地利用計画を平成20年に策定するという移設の計画があるので、移転や改築をいつやれとは言っていないんですよ。まずは20年度には八重山病院の移転改築を現空港の跡地利用の中に入れても結構ですよという、県が方針を出さないと跡地利用計画はできないんですよ。

そういう意味で、事業局長、20年度内の移転改築の方針、これを石垣市に示して、跡地利用計画の策定に支障がないようにやってもらいたい。その辺ぐらいの

配慮はできるべきだと思いますので、答弁をいただきたいと思います。

最後に、琉大医学部の地域枠ですか、新聞報道を見ると、もう次の予算に要請していくということで2名定員増ということでもあります。これは地域枠であります。長崎県の医療事情も調査したんですけども、県が幾ら奨学資金の予算を組んでも希望者がいない。離島医療をやりたいという意欲を持っている医者がなかなか育たない。

そういう意味では、沖縄県もこの2人増した定員については、宮古、八重山等のどうしても医師が偏在して、医師に困っている市町村から離島枠という形で設置する、そういう強い思いがあったら琉大医学部も受け入れられると思うんですね。その辺についての今回の定数増について、ぜひ離島枠という形で対応してもらいたいということをお願いしたいと思います。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後2時35分休憩

午後2時38分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 海洋基本法、それに続く海洋基本計画に関連する再質問にお答えいたします。

まず、海洋基本法、基本計画ですけれども、周りを海に囲まれた日本がこれまで海洋に関する国家的な意思といいますか、そういう国家目標を出してこなかった。そういうことが結果的に東シナ海での資源問題等々が発生いたしまして、平成15年度ですか、あのあたりからかなり海洋に関する関心が高まってきたということで、この法律、基本法の策定、それから基本計画の作成ということになったわけであります。

このことは沖縄にとってどうなのかということでもありますけれども、まさに東西1000キロ、南北400キロの海域を有する沖縄にとって、国がこういう海洋政策を積極的に打ち出してくるということは我々は大変チャンスだというふうに思っています。

今回の海洋基本計画でございますけれども、現在パブリックコメントを募集しております。行政も県も市町村もパブリックコメントを出してもいいんじゃないかという話でございますけれども、私どもの認識では、パブリックコメントというのは今回国がやっておりますけれども、国民の意見を集約するというところでございまして、県内の場合はどうしても県のお意思ですから、決裁をとって、手続を踏んで要請という形で正式に出した方が効果があるだろうというふうに考えて

おります。

今回、自民党の海洋政策特別委員会で議論されておりますけれども、その委員長は沖縄県選出の仲村正治先生が委員長となっております。

そういうこともございますので、県としてどうするかにつきましては、そういういろんなルートを使いまして、具体的な政策が打ち出されてくる段階で提案していきたいと。ですから、沖ノ鳥島のお話が出ましたけれども、沖ノ鳥島と沖縄県の離島を単純に比較するわけにはいかない。沖ノ鳥島はもうこれで海没する、島をどうするかというそれは緊急な課題でありますけれども、沖縄県の離島につきましては、先ほど申し上げましたそういう全体的な国家利益に相当に貢献していると、排他的経済水域を含めてですね。

そういうのがありますので、沖ノ鳥島と比較して、沖ノ鳥島がこれをやったから沖縄県もということにはならない。もっと広い観点から、沖縄の振興という広い観点から離島についても考えていきたいと思っております。このことにつきましても、同じく海洋法につきましても、政策が具体化していく中でいろんな提案をしていければいいと思っております。

それから尖閣の問題でありますけれども、8兆円が入ってくるとかという話もございますけれども、尖閣に石油がもしあるとしても、それがイコール沖縄県の利益になるのかどうか。開発するのはだれなのかなんですよ。これは基本的には民間が開発をするわけでございまして、そこから出てきた油を、例えば沖縄本島に持ってきて、そこで精製をしてコンビナートをつくったりということであれば、それは何兆円の話も出てくるかもしれませんが、その場合、観光とのあれをどうするのか等々いろんな考えるべきことがいっぱいございまして、もちろん可能性としては今後も検討を続けますけれども、そういういろんな観点から議論をして結論を出していきたいということでございます。

現在、国土計画というのが改定中であります。これが最も国の基本の開発の方向を示すものですけれども、この中では今回初めて国境離島という言葉を使って離島の振興に力を入れていくと。これも背景には、先ほど言いましたように、国の海洋政策の重視があると思って歓迎いたしております。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 海底送水施設整備事業についての再質問にお答えいたします。

費用対効果分析等、それから事故等の対応など幾つかの課題がありますが、県としましては、波照間島の安定的な飲料水確保のため、沖縄振興特別措置法の期限内に事業が完了できるよう適切な指導助言を行い、町の事業計画が策定され次第、国に対し予算措置を要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 八重山病院建設場所についての御質問についてお答えします。

八重山病院の建設場所につきましては、関係諸機関との調整の必要もあり、平成20年度に予定地を具体的に示すことは、病院事業局のみでは困難であります。

以上です。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後2時45分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 失礼いたしました。

御要望という形でとらえたものですから回答しなかったんですけれども、離島枠につきましては、昨年3月に取りまとめられました沖縄県医師確保対策検討委員会の報告において、公平性の観点などから課題があるとされております。ですけれども、定員増に係る学生の選抜方法については、今後、琉球大学において検討されることとなっております。

以上でございます。

○高嶺 善伸君 休憩願います。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後2時46分休憩

午後2時51分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

高嶺善伸君。

〔高嶺善伸君登壇〕

○高嶺 善伸君 国家的なプロジェクトだと思います。不作為だと言われぬように、沖縄県は離島振興をしっかりと訴えてもらいたい。

要望して終わります。

○議長（仲里利信君） 嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 通告に基づき質問します。

初めに、米軍基地問題についてです。

現在の沖縄の米軍基地をめぐる状況は極めて異常事

態であります。少女暴行事件が発生し、県民の怒りが大きく渦巻いているさなかに、新たな米兵犯罪が続発しています。これはどんなに再発防止を叫び綱紀粛正を唱えても、米軍基地がある限り犯罪はなくならないことを示すものです。

しかも重大なことは、我が国政府の態度がアメリカの属領ではないかと思われるような屈辱的な態度をとっていることも犯罪誘発の大きな要因になっていると思います。

さらに、最も米兵犯罪で痛めつけられている沖縄の知事が、アメリカ政府や米軍の幹部に抗議さえしない態度も米兵に甘く見られる結果になっていると思います。

私は、大きな夢を持って羽ばたいていくべき少女が一生傷ついて生きていくのかと考えると、胸の引き裂かれる思いです。同時に、知事のとった態度は納得できないし遺憾であります。

それで質問します。

1、少女暴行事件について。

(1)、知事は、駐日米国大使と在日米軍司令官に遺憾であると表明をし、抗議もせず握手をしてエレベーターまで見送ったようですが、なぜ抗議しなかったのですか。

(2)、知事は、すぐに米軍再編に影響はないとコメントをしていますが、県民に衝撃を与えた犯罪より米軍再編を心配する態度はまさに反県民的だと考えますが、御所見を伺います。

(3)、被害者への手紙を知事が受け取って届けるという約束をしていますが、これは知事が加害者の代理人としての役割を果たすものであり、県民にとって屈辱的な行為だと思います。知事の御所見を伺います。

(4)、手紙はアメリカ側が被害者に直接に謝罪して渡すべきものだと考えます。なぜそれを求めなかったのですか。

(5)、米兵が基地外に居住している実態はどうなっていますか。また、居住の条件は具体的にどうなっているか説明を求めます。居住の法的根拠は何か。住民登録はなぜしていないのか明らかにしてください。

(6)、「米軍関係者による事件・事故を防止するための取り組み」の教育プログラムの対象は新着隊員だけであり、防止策の内容は外出制限だけになっています。なぜ基地外居住者は対象になっていないのか。これでは犯罪は防止できないではありませんか。

(7)、この際、基地外への居住の制限・禁止を申し入れるべきではありませんか。

(8)、再発防止のために抗議の県民大会を開くことが

重要です。知事がそのために最大の努力をすべきだと考えますが、決意を伺います。

(9)、辺野古における米兵事件の捜査はどうなっていますか、明らかにしてください。

2、米軍再編について。

(1)、米軍再編で基地機能は一層強化され、嘉手納基地や普天間基地からの爆音はますますひどくなっているなど、県民の被害も増大しています。機能強化の実態を具体的に明らかにしてください。また、増加する県民への被害の状況についても説明してください。

(2)、知事がV字型案を沖合に移動するよう求めていることに対して、日米両政府は拒否をしています。知事はそれを打開できるという見通しがあるのですか。あるとすればいつまでですか。

(3)、普天間基地の危険性の除去、3年以内の閉鎖の知事公約はいよいよ不可能になってきています。この際、その事実を認めるべきではありませんか。

3、辺野古の環境影響評価方法書について。

(1)、沖縄県環境影響評価審査会は環境影響評価を審議し、方法書の再実施を求めましたが、その内容はどのようなものですか。

(2)、環境影響評価審査会の答申を受けた仲井眞沖縄県知事は、事業主体の沖縄防衛局に対し、県条例の対象となる飛行場建設部分について知事意見を提出しましたが、その内容を説明してください。

(3)、個別・具体的な項目については答申を反映させ、調査方法や予測評価をアセス調査前に再審査・公表を求める異例の内容となっていますが、肝心の手続のやり直しは要求せず、答申よりトーンダウンさせた理由は何ですか。

(4)、これにより判断は事業者にゆだねられ、埋立部分の審議が残るものの、調査着工を急ぐ沖縄防衛局にしてみれば正々堂々と作業を進められることになっていませんか。

(5)、改めてずさんな手続のやり直しを求めるべきではありませんか。

(6)、環境現況調査について知事意見では、ジュゴンやサンゴ類等の生物的環境への影響が懸念されていることから、これらの調査の実施による環境への影響を十分に検討した上で調査の中止も含め検討する必要があるとの審査会からの指摘があり、事業者においては十分配慮する必要があると書かれています。であれば、環境現況調査の中止を求めるべきではありませんか。

(7)、沖縄ジュゴン訴訟で米国防総省が敗訴しましたが、県はそれをどう受けとめていますか。

4、東村高江ヘリパッド基地建設問題について。

(1)、作業が中断していた米軍北部訓練場の一部返還に伴う沖縄県東村高江区へのヘリパッド移設事業が突然再開されました。移設予定地のN-4ゲート前、N-1ゲート前では地域住民と沖縄防衛局職員の対立が続いています。事実を把握していますか。

(2)、現場では、住民が建設後予想される人権をじゅうりんした危険性、環境アセスの違法性、豊かな自然環境を守るために数カ月も座り込みの抵抗運動が続いています。激励すべきだと思うがいかがですか、御所見を伺います。

(3)、県は、東洋のガラパゴスと言われるヤンバルの自然を守るために、生物多様性と絶滅のおそれのある種の保全計画を作成し、世界自然遺産へ登録させるなど、その自然環境を守るために全力で取り組むべきであります。決意を伺います。

(4)、そのためにも県は直ちに工事の中止を求めるべきですがどうですか。

次は、泡瀬干潟問題について。

(1)、沖縄市長は昨年12月5日に、泡瀬埋立事業について「一期容認・二期困難」の見解を表明しました。これに対する県の対応はどうなっていますか。

(2)、沖縄市は、埋立後の土地利用に対して、民間に売却予定のところを沖縄県が地盤改良し、そこを沖縄市が購入し民間に売却するとし、沖縄市の土地購入のリスクはないとしています。そうならば沖縄県の埋立地の地盤改良は継ぎはぎだらけになり、効率の悪い事業になると考えますがどうですか。

(3)、そうなると沖縄県の東部海浜開発事業の目的を見直す必要があるのではありませんか。沖縄市は土地利用計画を見直すと言っていますが、県はどうしますか。

(4)、見直しをするのであれば、当然、埋立免許の許可条件も見直すべきであります。そのためにも工事の中断はすべきではありませんか。現在の工事ありきの態度は認められません。所見を伺います。

(5)、泡瀬一期工事はサンゴ生息地の埋め立てで大規模なサンゴの破壊になっています。サンゴ一本でも無許可で採取すると法律で処罰されます。工事による大量のサンゴの破壊は許されるのですか。

(6)、埋め立ては環境に配慮しないままに強行されています。貴重な生き物たちが保全もされず生き埋めにされています。県は現在の状況を調査して対策をとるべきではありませんか。

(7)、アセス書に記載されていない新種・貴重種が多数発見・確認されています。海洋生物も121種の絶滅

危惧種が確認されています。県はそれらの保全をどうするのですか。泡瀬干潟の埋め立ては全国的に問題になっている無駄な公共工事そのものであります。即刻やめ、泡瀬干潟の埋め立ても中止すべきであります。決意を伺います。

次、教育問題について。

全国一斉学力テストについて。

(1)、全国一斉学力テストの成績が全国最下位という結果を受けて、学力テストの結果を各教育委員会は積極的に公表・公開し、地域を巻き込んだ取り組みにする方針を明確にしました。これはこれまで以上に競争を持ち込むものであり、教育に勝ち組・負け組をつくり出すものであります。

教育長と教育委員長の見解をそれぞれ伺います。

(2)、犬山市の教育長は、「学びとは、競争して相手に勝てばいいというものではない。生涯にわたり、自ら学び続ける人間を育てることが大事だ」と述べ、「沖縄が絶対に避けなければならないのは、短絡的に来年度の学力テスト対策に走ることだ。『東京発』の尺度に乗せられ、地域の良さや教育の本質を見失ってはならない」と指摘しています。避けなければならないと指摘されたことを邁進する立場の教育長と委員長のこれに対する見解を伺います。

(3)、愛知県犬山市教育委員会は、全国一斉学力テストに参加せず、教育に競争原理を持ち込まず、30人学級など少人数による「学び合いの授業」で大きな成果を上げ、不登校や登校拒否も3分の1に減少していると発表しています。本県も差別と選別の教育ではなく、30人学級による少人数教育に全力を挙げるべきではありませんか、決意を伺います。

教科書検定問題について。

(1)、高校歴史教科書の検定で沖縄戦のいわゆる「集団自決」への軍の強制が削除された問題で、26日、訂正申請を審議していた教科用図書検定調査審議会の杉山武彦会長は、渡海文科相に報告書を手渡し、渡海文科相は記述を承認しました。この中で「軍の関与」についての記述は復活したものの、「強制」については書かれず、依然として検定意見が残る最悪の事態になっています。

これに対する知事の見解を伺います。

(2)、知事は改めて9・29県民大会の決議である検定意見の撤回を求めるべきではありませんか、決意を伺います。

(3)、教科書を改ざんし、あの戦争の美化を進めているのは靖國神社参拝を信念のあかしとしている「靖國派」と言われている日本会議であります。憲法9条改

悪を推進する勢力にもなっています。それだけにこの教科書検定問題は、沖縄だけの問題ではなく全国的なものでもあります。知事として、引き続き県民の先頭に立ち、検定意見の撤回や沖縄条項を実現させるまで頑張るべきだと考えますが、決意を伺います。

福祉問題について。

4月から実施される後期高齢者医療制度について、今、多くの県民から不安と制度の中止を求める声が大きく広がっています。新たに年金から保険料が徴収されたら生活が成り立たない、お年寄り早く死ねということかなど、怒りがわき起こっています。

そこで質問します。

(1)、後期高齢者医療制度について、従来の老人福祉制度との違いは何ですか、負担はどのようになりますか、制度の抜本的な見直しが必要であると思いますが、知事の見解を伺います。

(2)、認可外保育園に対する助成について。

助成の具体的内容を明らかにしてください。

(3)、子育て支援事業について。

これまでの実績はどのようなものですか。

今後の取り組みはどうなっていますか。

次、知事の政治姿勢について。

政府の進める構造改革、三位一体の改革の押しつけで、今や国民は大変な痛みを強いられています。貧困と格差、勝ち組・負け組など生活が成り立たず犯罪は増加し、自殺者もふえ続けています。行革路線を具体化した県の行財政改革によって県民への影響も深刻な事態になっています。

それで行財政改革について質問します

(1)、これまでの実績はどうなっているか、特に県民生活への影響はどうなっているか。

(2)、県財政の中では具体的にどのような実績になっているか。

(3)、指定管理者の導入による各分野での影響が出ているとの指摘があるが、実態はどうか。

(4)、行財政改革は県民への負担増、県民に犠牲を押しつけるものでしかない。改めて総点検をし、見直しを図るべきだと考えますがどうですか。

次、中部福祉保健所の駐車場の有効利用について。

(1)、沖縄市の美里運動公園に、早朝や夕方に健康増進のためにウォーキングにやってくる人たちに中部福祉保健所の駐車場を業務に支障がない時間帯をウォーキングにやってくる住民に県民の財産を有効利用する観点からも利用させてほしいと求めてきたが、福祉保健部長が正当な理由もなくそれを拒否しています。沖縄市長からも正式な要請がなされていると思うが、そ

れでも県民の利用を拒否する理由は何ですか。

(2)、県を挙げて県民の健康増進を呼びかけていますが、実際には県民に利便を図ることを拒否しています。言うこととやることが全く違っています。県民無視の態度は許されません。知事として住民の要求にこたえるべきだと考えますが、知事の政治姿勢を伺います。

○議長（仲里利信君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 嘉陽議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

まず第1に、米軍基地問題の絡みで、駐日米国大使等への対応についての御質問にお答えいたします。

私は、事件発生後のコメントやその後の要請におきまして、まず第1に、このような事件は、女性の人権をじゅうりんする重大な犯罪であること、第2に、特に被害者が中学生であることを考えると、極めて悪質で決して許すことはできず、強い怒りを覚えること、第3に、またもやこのような事件が発生したことは極めて遺憾であること、第4に、このような事件が二度と起きないように一層の綱紀粛正及び隊員の教育の徹底を行い、実効性のある教育プログラムなど、再発防止に万全を期することなどを申し上げ、強い抗議の意を表しております。

また、来庁したシーファー駐日米国大使等に対しても同様のことを申し上げ、厳しく対応したところであり、県民の怒りや事件の再発防止を強く求める県の立場は十分に伝わったものと考えております。

次に、同じく米軍基地に関連する御質問で、暴行被疑事件と米軍再編についての御質問にお答えいたします。

在日米軍の再編につきましては、県民の要望している米軍基地の整理縮小につながることから、今回のような事件をなくすためにも確実に実施されなければならないと考えており、このことをもって反県民的ということにはならないと考えております。

同じく米軍基地問題につきまして、駐日米国大使からの手紙及び直接の謝罪についてに係る御質問にお答えいたしますが、これは1の(1)のウとエが関連しておりますので、一括答弁させていただきたいと思います。

シーファー駐日米国大使は、被害者及び御家族のプライバシーに配慮する観点から、直接の謝罪ができず私に手紙を託されたと理解いたしており、私としてもその配慮をしんしゃくし、お預かりしたものであります。

次に、米軍基地問題に関連しまして、県民大会の開催についての意見いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県民大会につきましては、被害者及び御家族の心情や意向にも十分配慮することがまず第一であり、その上で広く県内の各界各層の声を聞く必要があると考えております。

次に、教育問題につきまして、訂正申請の承認についての御質問にお答えいたします。

今回、高校歴史教科書の訂正申請が承認され、広い意味での「日本軍の関与」の記述が回復されるとともに、沖縄戦における「集団自決」の背景の説明や注釈がつけられるなど、沖縄戦に関する理解を深めるものになっていると考えております。

同じく教育問題の中で、検定意見の撤回についてに係る御質問にお答えいたします。

教科書検定意見の撤回につきましては、長期的な取り組みになるものと考えており、今後の国の動向を注視していきたいと考えているところでございます。

次に、同じく教科書検定問題への決意についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

昨年、9月29日に開催されました県民大会の趣旨を踏まえ、県や実行委員会が政府及び関係団体へ検定意見の撤回等を要請いたしました。

このことは、沖縄県民の平和を希求する強い思いを伝えたものであると認識いたしております。その結果として、高校歴史教科書の訂正申請が承認され、広い意味での「日本軍の関与」の記述が回復されたと考えており、教科書検定意見撤回や沖縄条項につきましては、今後とも国の動向を見守ってまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（仲里利信君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 米軍人等の基地外居住についての御質問にお答えします。

米軍によると、平成19年9月時点で米軍住宅検査事務所に登録されている住宅は6098戸で、そのうち5107戸が契約されているとのことであります。

また、外務省によると、平成20年1月31日現在、施設・区域外に居住している軍人・軍属、家族の総数は1万748人とのことであります。

米軍人等が外国人登録をしていないことについては、日米地位協定第9条第2項の「合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び

管理に関する日本国の法令の適用から除外される。」との規定により、外国人登録法の適用から除外されるとのことであります。

米軍人等が基地外に居住する条件については、原則として各軍が設定する階級や給与水準、配属年数等の基準により、各施設及び区域の状況等を勘案して個別に許可を行っているとのことであります。

なお、米軍人等が基地外に居住する法的根拠については、現在、外務省に照会中であります。

次に、米軍関係者による事件・事故防止のための取り組みについてお答えします。

米軍による事件・事故を防止するための取り組みとしては、基地外への外出制限、基地外への一時的な夜間外出禁止令、オフリミット、生活指導巡回及びリパティ・キャンペーン・プランなどがあります。

これらの措置は、主に基地内居住者を対象としていることから、県としては基地外居住者に対する措置も含め、県民が納得するような形で具体的な再発防止策等を講じ、それを公表すべきであると考えております。

次に、基地外居住の制限等についてお答えします。

県としては、このような事件が二度と起きないよう一層の綱紀粛正及び隊員の教育の徹底を行い、県民が納得するような形で具体的な再発防止策等を講じ、それを公表するよう強く求めたところであり、米軍を初め日米両政府の今後の対応を見きわめたいと考えております。

次に、米軍再編による機能強化と被害状況についてお答えします。

米軍再編については、日本全体の抑止力の維持と沖縄を含む地元の基地負担の軽減を目的に協議が進められてきたところであり、全体として兵力や訓練の移転、施設の返還・整理・統合が盛り込まれるなど、米軍基地の整理縮小に向けた具体的な方策が示されております。これが実現されれば、基本的には基地負担の軽減が図られるものと理解しております。

県としては、航空機騒音規制措置の厳格な運用や、米軍再編で合意された嘉手納飛行場からの一部訓練移転の実施により、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られるよう求めていく考えであります。

代替施設の沖合移動についてお答えします。

去る2月7日の第6回協議会において、町村官房長官から、沖合へという話も念頭に置いて、できるだけ早期に決着させるよう最大限に努力していきたい旨の発言があることから、今後、政府との協議に進展が見られるのではないかと期待しているところであります。

す。

今後とも政府と協議を重ね、移設問題の解決に取り組んでいきたいと考えております。

次に、普天間飛行場の3年めどの危険性除去の実現可能性についてお答えします。

県は、普天間飛行場が移設されるまでの間であれ、同飛行場の危険性を放置することはできないことから、ヘリ等の運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところであり、政府と協議し、確実な解決が図られるよう全力を尽くしているところであります。

次に、北部訓練場ヘリパッド移設工事の状況についてお答えします。

沖縄防衛局によると、ヘリパッドの移設工事については、昨年8月22日から工事に着手する予定であったが、建設に反対する人たちの阻止行動により工事は進捗していないとのことであります。

北部訓練場ヘリパッド移設についてお答えします。

米軍基地の整理縮小については、まずSACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しています。

県としては、国との連携を密にし、地元市町村の意向を踏まえ、幅広く県民の理解と協力を得ながら、SACOの合意内容の着実な実施に取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 辺野古での米兵による事件についてお答えいたします。

本件は、2月18日午前4時24分ごろ、名護市字辺野古の民家において、知らない外国人を発見した居住者からの110番通報を受け、直ちに名護警察署の警察官が現場に急行し、酒に酔って屋内に侵入していた外国人を現行犯逮捕したものであります。

同外国人は、在沖米海兵隊キャンプ・シュワブ海兵隊伍長ショーン・コーディー・ジェイク21歳であり、翌2月19日午後、那覇地方検察庁に住居侵入罪で事件送致しております。

なお、被疑者は現在においても名護警察署に勾留されております。

以上です。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 米軍基地問題についてお答えいたします。

まず、嘉手納・普天間基地からの爆音被害の状況についてお答えいたします。

県では、周辺市町と連携し、嘉手納飛行場周辺及び普天間飛行場周辺において、それぞれ16地点及び9地点で年間を通して航空機騒音の監視測定を行っております。

平成18年度の測定結果によりますと、嘉手納飛行場周辺においては15地点中10地点で、普天間飛行場周辺においては9地点中3地点で環境基準を超過している状況であります。

航空機騒音の評価をあらわすWECPNL（うるささ指数）は、嘉手納飛行場周辺では砂辺局で90.5、普天間飛行場周辺では上大謝名局で80.7とそれぞれ最も高い値を示しており、ほぼ横ばいで推移している状況であります。

県においては、その結果を踏まえて、昨年9月に米軍や沖縄防衛局等関係機関に対し、航空機騒音の軽減について強く要請を行ったところであります。

今後とも、嘉手納飛行場周辺及び普天間飛行場周辺における航空機騒音の監視を継続するとともに、米軍等関係機関に対し、航空機騒音の軽減を粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、審査会が方法書の再実施を求めた内容についてお答えいたします。

沖縄県環境影響評価審査会は、昨年12月17日の条例に係る答申においては、事業内容等が決定しておらず具体的に示すことは困難との回答が余りにも多く、的確に答申することは困難。「方法書手続きは、事業内容がある程度決定した上で、再度実施するべきものと思料する。」と述べております。

また、法に基づく埋立事業については、1月11日に開催した審査会において、沖縄防衛局から150ページ余の事業内容等について説明が行われました。

しかしながら、その時期が答申の直前であったことから十分な審査期間が確保できず、的確に答申することは困難な状況であるとして、事業内容がある程度想定できる段階において書き直しをさせる必要があるとの答申がなされております。

次に、飛行場建設部分の知事意見の内容についてお答えいたします。

飛行場事業に係る知事意見では、事業内容や環境影響評価の項目等に係る総括的事項、飛行場の工事中及び供用時におけるジュゴンやサング類、藻場への影響や航空機騒音等による影響について、36項目233件の

意見を述べております。

なお、知事意見は、審査会からの答申をもとに名護市長及び宜野座村長の意見を勘案し、住民等意見にも配慮して環境の保全の見地から述べたものであります。

次に、やり直しを要求しなかった理由と改めて手続のやり直しを求めるべきではなかったかということについて一括してお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書については、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の法的要件を満たしていることから、方法書手続のやり直しを求めることは困難であると考えております。

しかしながら、審査会においては環境影響評価の項目、手法等が適切であるか否かの判断ができる内容にしてほしいとの意見が出たことから、方法書の対象事業の内容、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について書き直しする必要があるとの知事意見を述べたところであります。

県としては、今後、方法書に対する追加・修正資料についての審査会からの意見を集約し、適切な環境影響評価が実施されるよう県としての意見を述べていきたいと考えております。

次に、調査着工を急ぐ沖縄防衛局が作業を進められることになっていないかという趣旨についてお答えいたします。

環境影響評価手続における調査への着手は、方法書に係る知事意見などを踏まえ実施すべきものであると考えております。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価については、事業者である沖縄防衛局において、法及び条例に基づく知事意見を踏まえ追加・修正資料を作成し、2月5日に公表するとともに、県内5カ所で2月18日まで閲覧を実施したところであります。

県においては、今後、追加・修正資料について知事意見の反映状況や、調査、予測手法について審査会からの意見を踏まえ、事業者に対し県の意見を述べていく考えであります。

沖縄防衛局においては、今後、方法書に対する知事意見や追加・修正資料に対する県の意見及び住民等意見を踏まえ、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を決定し、これに基づいて適切に調査を実施する必要があります。

次に、環境現況調査の中止についてお答えいたします。

環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例におい

て、調査の実施自体を事業者があらかじめ行うことについて特に妨げておりません。

沖縄防衛局が実施している環境現況調査は、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法が選定されていない段階において、公共用財産使用協議に基づき、事業者の責任と判断において実施されているものであります。

アセスメント調査については、沖縄防衛局において、今後、方法書に対する知事意見や追加・修正資料に対する県の意見及び住民等意見を踏まえ、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を決定し、これに基づいて適切に実施する必要があります。

なお、公共用財産使用協議により同意した内容以外の調査については、当該調査を中止するよう申し入れております。

次に、沖縄ジュゴン訴訟で米国防総省が敗訴したことについてお答えいたします。

米連邦地裁の沖縄ジュゴン訴訟については、ジュゴンへの影響に関する資料を法廷に提出するよう米国防総省に命じ、それまでの間は訴訟が保留されているものと認識しております。

本県のジュゴンについては、我が国においても文化財保護法の天然記念物に指定されていることや、環境省及び本県のレッドデータブックにおいても絶滅危惧ⅠＡ類に指定されており、その保護については重要な種であると認識しております。

県としては、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価の手續において、適切かつ十分な環境影響評価の実施を求め、ジュゴンを含む動植物の保護・保全や生活環境への影響に十分な配慮がなされるよう求めていく考えであります。

次に、ヤンバルの自然を守るための取り組みについてお答えいたします。

県は、ヤンバルの野生生物保護のため、マングースなどの外来種対策を初め、ヤンバルクイナなどのロードキル防止対策、パンフレットの作成、シンポジウム開催等による希少野生生物保護や世界自然遺産登録推進の普及啓発活動を行ってきております。

また、環境省が実施しているヤンバルクイナ、ノグチゲラなどの保護増殖事業や世界自然遺産登録の条件となる国立公園化に向けた取り組みなどにも協力してきております。

県としましては、今後ともヤンバルの生物多様性の保全と世界自然遺産登録の推進に向け、環境省と連携して取り組んでいきたいと考えております。

次に、ヘリパッド基地建設工事の中止についてお答

えいたします。

県としては、事業者による環境調査の結果や関係する市町村の意向等も踏まえながら、当該地域の自然環境や地域住民の生活環境に十分配慮すべきであると考えております。

なお、事業の可否については、事業者において環境影響評価の結果等も踏まえ、総合的な検討を行うことにより判断されるものと理解しております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 首里勇治君登壇〕

○土木建築部長（首里勇治君） それでは泡瀬干潟問題関連で、沖縄市長の表明に対する県の対応についての御質問にお答えいたします。

沖縄市長の表明につきましては、現在工事を実施している第Ⅰ区域は、東部海浜開発事業を推進していくという方向性が示されたものと認識をいたしております。その上で、現在行っている埋立工事について環境への配慮を行っているという評価をいただいたものと理解しており、今後とも引き続き環境保全に十分に配慮しつつ、工事の進捗を図ってまいりたいと考えております。

なお、第Ⅱ区域につきましては、今後、土地需要の見通し等を再度十分検討した上で判断することとしております。

次に、埋立後の土地利用についての御質問にお答えいたします。

本事業に係る土地の処分につきましては、沖縄市が県から土地を購入する時期等について協議を行った後、県が国から土地の譲渡を受けて地盤改良をし、沖縄市へ土地を譲渡することになっております。

なお、地盤改良は沖縄市との協議に基づき計画的に施工されるものであり、合理的な事業手法であると考えております。

次に、土地利用計画の見直しについての御質問にお答えいたします。

本事業の目的は、本島中部東海岸地域の活性化を図るための経済振興策として、地元からの強い要請に基づき、埠頭や交流施設、展示施設、ホテル等の誘客施設を一体的に整備し、地域特性を生かした国際交流拠点等の形成を図るものであり、沖縄市長も市の活性化へつなげると表明しております。

なお、県としましては、土地利用が開始されるまでには長期を要し、この間には社会経済情勢が変化することも考えられることから、情勢の変化等を的確に把握するとともに、環境保全にも十分配慮しつつ、地域

のニーズに沿った土地利用計画が図られるよう柔軟に対応していく考えであります。

次に、工事の中断についての御質問にお答えいたします。

県としましては、沖縄市長が沖縄市の経済活性化へつなげるため、現在行われている第Ⅰ区域の埋立工事を推進するという判断をされたものと理解しており、その効果を早期に発揮できるよう国と協力しながら引き続き工事の進捗を図っていく考えであります。

次に、サンゴの破壊についての御質問にお答えいたします。

平成17年に国において行われた埋立予定地内のサンゴ群集調査によりますと、埋立予定地内にはサンゴ類が数種類点在していることが確認されており、分布域として見た場合の生息被度は1%未満となっております。

当該サンゴ類については、環境影響評価時の結果と比較して大きな変化はないものと認識しており、事業を進める上で特段支障となるものではないと考えております。

次に、貴重な生物の保全についての御質問にお答えいたします。

本事業の実施に当たっては、専門家や自然保護団体等で構成する「環境監視委員会」及び「環境保全・創造検討委員会」を設置し、両委員会の指導助言を受けながら、植物・動物等の環境監視調査を実施しております。

また、当該調査結果を踏まえ、埋立区域外の生息・生育環境の保全等の環境保全措置を講じております。

次に、新種・貴重種等の保全及び工事を中止すべきについての御質問にお答えいたします。

本事業に係る工事中にレッドデータブック等の掲載種や貴重種・重要種に相当する種で、環境影響評価書に記載されている動植物以外の種が工事の施工区域もしくはその近傍で確認された場合は、環境影響評価書の手続きに基づき文化環境部と調整するとともに、その保全に必要な措置を講じております。

本事業は、本島中部東海岸地域の活性化を図るための経済振興策として、地元からの強い要請に基づき実施しているものであり、また県の主要施策でもある特別自由貿易地域を支援する新港地区の港湾整備に伴うしゅんせつ土砂を埋立土砂として有効利用することとしており、経済的かつ効果的な事業であります。

県としましては、事業の必要性・合理性、環境への配慮などについて今後とも地元沖縄市と十分な意思疎通を図るとともに、引き続き広く県民に一層の情報公

開を行いながら、環境保全に十分配慮しつつ事業を円滑に進めていく考えであります。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 教育委員会委員長。

〔教育委員会委員長 伊元正一君登壇〕

○教育委員会委員長（伊元正一君） 嘉陽宗儀議員の教育問題についての御質問で、学力テストの結果の公表等についてにお答えいたします。

本県は、個性の尊重を基本とし、郷土の自然と文化に誇りを持ち、創造性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興を期して教育施策を推進しているところであります。

学校教育においては、みずから学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力と粘り強さを持つ幼児・児童生徒を育成することを目標として、その充実を図っております。

全国学力・学習状況調査は、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るために実施するものであります。

県教育委員会といたしましては、本調査の趣旨を踏まえ、施策等の改善に生かしていきたいと考えております。

次に、学力テスト対策等についてにお答えいたします。

本県においては、児童生徒一人一人に確かな学力などの「生きる力」をはぐくむために、よりよい教育実践に努めるとともに、地域のよさを生かした教育を推進しております。そのため、昭和63年度から幼児・児童生徒の学力向上を重要課題と位置づけ、その対策に取り組んできました。

県教育委員会といたしましては、今後とも確かな学力、豊かな人間性、健やかな体、いわゆる知・徳・体の調和のとれた人間の育成を目指し、学校、家庭、地域が一体となった学力向上対策を推進していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育問題についての御質問で、学力テストの結果の公表等についてお答えいたします。

県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会に対して、学校の順位づけにならないよう配慮しながら、それぞれの実態や特徴を分析し、積極的に情報を発信してもらいたいことを要望するとともに、それぞれの市町村や学校で学校改善プランを策定し、地域ぐ

るみの運動を展開してほしいことを呼びかけたところ
であります。

全国学力・学習状況調査は、児童生徒の学力の状況
等について客観的に課題を把握し、児童生徒の学力向
上や指導方法の工夫改善につなげていくものとらえ
ており、学校や児童生徒間に過度な競争をあおるよ
うなことが決してあってはならないと考えております。

次に、学力テスト対策等についてお答えいたしま
す。

本県は、知・徳・体の調和のとれた人間の育成を目
指し、学校、家庭、地域が一体となって学力向上対策
を推進してまいりました。

しかしながら、今回の学力調査の分析結果から、本
県の児童生徒は基本的な生活習慣の確立や基礎学力の
定着、学習意欲などに課題があるものと考えておりま
す。

県教育委員会といたしましては、これらの課題の改
善を図るために検証改善委員会で学校改善支援プラン
を作成し、全県下の公立小・中・高等学校、特別支援
学校及び市町村教育委員会へ配布したところでありま
す。

各市町村教育委員会や各学校に対しては、本プラン
を参考に地域や学校の実態に応じた独自の学校改善プ
ランを策定し、具体的な対策が講じられるよう指導の
徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、あいさつをする、相手を思いやる、時間を守
るなど、当たり前のことが当たり前にできるいわゆる
凡事徹底を推進し、規範意識や基本的な生活習慣の確
立などを図ってまいりたいと思います。

次に、30人学級についてお答えいたします。

本県では、平成14年度から小学校1年生、平成16年
度には2年生へ拡大し、低学年において一律35人学級
編制を実施してまいりました。

現在、30人学級制度設計検討委員会で実務的な作業
を進めているところでありますが、平成20年度におけ
る30人学級編制の実施につきましては、施設状況等を
踏まえながら小学校1年生で導入をしていきたいと考
えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 福祉問題の、後期高
齢者医療制度の従来制度との違い及び負担について一
括してお答えいたします。

老人保健法に基づく75歳以上の高齢者等の医療等の
給付については、市町村長が行い、医療機関窓口での

自己負担を除く給付に係る費用は、公費約5割と各医
療保険者からの拠出金約5割で賄われております。

保険料につきましては、それぞれが加入する医療保
険制度によって保険料の額が異なります。また、被用
者保険の被扶養者の方では負担がありませんでした。

新たな後期高齢者医療制度においては、75歳以上の
高齢者等を被保険者として都道府県ごとに全市町村が
加入する後期高齢者医療広域連合が保険者となり、医
療等の給付を行います。

給付に係る費用は、被保険者からの保険料約1割と
公費約5割、各医療保険者からの支援金約4割で賄わ
れます。

保険料については、高齢者間の公平な負担の観点か
ら、被保険者全員に負担能力に応じた保険料を負担し
ていただき、原則、特別徴収、いわゆる年金天引きと
なります。

医療機関窓口での自己負担については、現行制度と
同様、現役並み所得者については3割負担、その他の
方につきましては1割負担となっております。

同じく制度の見直しに対する見解についてにお答え
いたします。

後期高齢者医療制度は、少子・高齢化が加速し、保
険料を納める現役世代が減り、高齢者の医療費がふえ
る中で国民皆保険制度を堅持していくため、世代間の
負担を明確にし、公平化を図る観点から創設された制
度であります。

県としては、制度創設の趣旨を踏まえ、円滑な実施
に向け、今後とも市町村及び後期高齢者医療広域連合
を支援してまいりたいと考えております。

続きまして、認可外保育施設に対する助成の具体的
内容についてにお答えいたします。

認可外保育施設への助成につきましては、認可外保
育施設認可化促進事業により認可化を促進するととも
に、新すこやか保育事業による児童の牛乳代、健康診
断費、調理員の検便費に対する助成、当該施設職員へ
の各種研修会の実施、認可外保育施設指導監督基準に
基づく安全・衛生面等からの指導助言等を行っており
ます。

さらに、平成20年度からは給食費として、これまで
の牛乳代に加え新たに米代を助成したいと考え、所要
の経費を当初予算に計上しております。

続きまして、子育て支援事業の実績と今後の取り組
みについてにお答えいたします。一括してお答えしま
す。

県では、平成17年3月に策定した「おきなわ子ど
も・子育て応援プラン」に基づき、各種子育て支援事

業に取り組んでおります。

平成18年度までの主な実績として、待機児童解消のための保育所の創設等により1648人の定員増を図り、総定員2万7747人となったほか、多様な保育ニーズに対応するための延長保育が48カ所増の253カ所、一時保育が52カ所増の138カ所となっております。

また、子育てに関する相談・援助のためのつどいの広場の新たな設置が10カ所、地域子育て支援センターが16カ所増の51カ所となるとともに、放課後児童クラブが19カ所増の168カ所となっております。

さらに、県独自の事業として、乳幼児医療費助成事業や認可外保育施設の入所児童の処遇向上を目的とした新すこやか保育事業を拡充してきたところであります。

今後とも、関係部局を初め市町村、関係団体等と連携し、同プランに掲げる各種子育て支援事業を着実に実施し、子供たちが心身ともに健やかに育つための環境を整備してまいりたいと考えております。

続きまして、沖縄市長からの駐車場利用要請と住民の要求への対応について一括してお答えいたします。

昨年12月に沖縄市長から、美里公園利用者に中部福祉保健所駐車場を利用させてほしいとの要望があり、これに対し、同月回答したところであります。

県としましては、中部福祉保健所駐車場が福祉保健所利用者のためのものであることから、沖縄県公有財産使用許可での対応となることと、住民が利用したい場合は利用申請をしていただき、中部福祉保健所長が業務上の支障とならないか等の判断を行うこととしております。

こういう回答をいたしました。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 知事の政治姿勢についての関連で、行財政改革の実績と県民生活への影響についてお答えします。

県は、行財政改革プランに基づき、事務事業や出先機関の見直し、定員管理や給与の適正化、県税収入の確保や経費節減等による財政の健全化、公社の見直し、民間委託など、42の推進項目に取り組んでいるところでございます。

平成18年度の取り組み状況は、目標を超えて達成したものが9項目で、主なものは、電子県庁に向けた人材育成及び情報リテラシーの向上、定員管理の適正化、県税収入の確保、県有財産の有効活用等であります。

す。

次に、目標をおおむね達成したものは27項目で、主なものは、公の施設の管理のあり方の見直し、事務事業の見直し、公共工事入札制度の見直し、公社等外郭団体の統廃合・整理縮小などであります。

また、着手はしたものの目標達成に至らなかったものが5項目で、市町村への権限移譲の推進、病院事業の経営健全化の推進などであります。

行財政改革の推進に当たっては、「県民本位の成果・効率重視のスマートな行政」を実施することを基本理念として、県民の多様なニーズに対応するため限られた行政資源を最大限に活用して、県民に対する行政サービスを提供することとしております。

今後とも、行財政改革を一層推進し、県民生活の向上に努めてまいりたいと考えております。

同じく県財政における実績についてお答えします。

行財政改革を実施したことによる平成18年度までの財政効果の主なものは、まず県税収入の確保で、1億9600万円の目標に対しまして実績7億3300万円と、5億3700万円の増となっております。

次に、県有財産の有効活用では、2億2500万円の目標に対し実績8億7500万円と、6億5000万円の増となっております。

さらに、県単補助金の廃止や事務事業の見直し等で12億2000万円の目標に対し実績23億8400万円と、11億6400万円の増となっております。

また、人件費関連では、13億3800万円の目標に対し実績24億7400万円と、11億3600万円の増となっております。

全体の財政効果としましては、計画の36億円に対しまして実績約70億円と約2倍の伸びとなっており、順調に進捗していると考えています。

今後とも、推進項目の重点化や前倒しを行う等不断の見直しを行いながら、行財政改革を強力に推進してまいります。

次に、指定管理者制度導入後の実態についてお答えいたします。

指定管理者制度の導入後の実態につきましては、「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」に基づき、指定管理者から毎年度終了後に事業報告を求めるほか、指定管理者が県との協定等に従い適正かつ確実なサービスの提供を行っているかを随時確認するなど、その把握に努めているところでございます。

それによりますと、売店の新設やオフシーズンの稼働率対策、広報宣伝の強化など、指定管理者による自主事業の実施によるサービス向上の取り組みや、施設

利用者数の増加対策の実施など、指定管理者のノウハウを活用した施設の管理運営が行われているところがあります。

今後とも、指定管理者に対して適切な指導助言を行うことにより、施設のサービスの維持向上に努めていきたいと考えております。

次に、行財政改革の見直しについてお答えいたします。

県民の多様なニーズに対応して行政サービスの向上を図るためには、不要不急の事務事業の見直し等、最小限の経費で最大の効果を上げることが必要であり、最近の厳しい財政状況等を踏まえ、行財政改革は避けて通れないものと考えております。

そのため、官と民との役割分担、事務事業の選択と集中、簡素で効率的な組織体制の確立などを着実に実施するとともに、現行の行財政改革プランの実施状況に関する検証を行い、状況の変化に対応した行財政改革に取り組むため、不断の見直しを行うこととしております。

今後とも、行財政改革を一層推進し、県民生活の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（仲里利信君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 ちょっと休憩してください。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後3時53分休憩

午後3時56分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 再質問します。

まず、少女暴行事件について。

海兵隊員による少女暴行事件について、国民的な怒りの声が広がる中で、一部からは誘われてオートバイに乗らなければよかったのになど、被害少女にも落ち度があったかのような発言が見られます。しかし、私は、この意見は大変な暴論だと思います。少女が犯罪に巻き込まれることを予知しながらオートバイに乗るはずはあり得ないからです。

その日は沖縄市のミュージックタウンではファッションショーも開かれてにぎわっています。沖縄市は、もともと琉米親善の目的で、町で日常的に外国人と混在して暮らしています。だから多くの人が気軽に声をかけ合っています。

この海兵隊員は私服で、最初から暴行目的で、疑うことを知らない純真無垢な少女に接近し、言葉巧みに執拗に誘い、オートバイに乗せて家に連れ込み強姦し

ようとしたが、逃げられて失敗。今度は少女をだまして車で拉致し連れ回した。少女は、必死になって携帯電話で友人に助けを求めましたが、結局米兵は、優しさから今度は一変してオオカミになり、野獣の本性をむき出しに少女に襲いかかり強姦をしたのです。少女のはかり知れない恐怖を考えると胸が締めつけられます。

いたいけな少女を守るのは私たちの義務であります。それだけに今回の事件を徹底して糾弾しなければなりません。当然、知事がその先頭に立つべきです。ところが、知事は、米国大使や米軍司令官などに抗議もせず遺憾の意を表明しただけでした。

国語辞典を調べてみました。「遺憾」とは、希望どおりにならないで心残りなこと、軽い非難の意、気の毒とあります。

また、米軍司令官なども知事に会って謝罪もしないで遺憾の意を表明して帰りました。こんなことは許されてはなりません。ところが、それに対して知事は握手をして見送りました。その理由を、見送りは社会常識で県民感情にぴったり合っていると説明しています。

「握手」について国語辞典を調べてみました。互いに手を握り合うこと。あいさつとして、また親愛の気持ちや喜びをともにする表現として使う。親愛、仲直りなどをあらわすあいさつとして互いに手を握り合うこと。また、同盟・協定を結んで互いに協力し合うこととあります。

知事、少女を暴行した犯罪者の責任者に対してそういう内容の握手をすることがどうして県民の社会常識なのか説明してください。知事は、改めて米軍司令官などに厳しく抗議し、謝罪を求めるべきではありませんか。決意を伺います。

海兵隊が凶悪犯罪を繰り返す理由は、部隊の性格から来ています。在沖海兵隊基地はイラクやアフガン戦争への出撃基地になっています。海兵隊は殴り込み部隊として徹底的に破壊・殺りくをする部隊であります。日常的にそのために戦闘訓練を行っており、いつイラクやアフガンなどの戦場に送り込まれるかわからない。精神的にも不安定な状況に置かれています。だから常識的価値観や倫理、人権の尊重など、およそ適用しないのが実態であります。だから米兵犯罪の多くは海兵隊によって引き起こされているのです。基地ある限りこうした犯罪は繰り返されることであります。

知事は、このような危険でどうもうな海兵隊基地は沖縄にはもう要らないということを明確にすべきではありませんか。そして、海兵隊の新基地建設のための

辺野古移設も勇気を持って拒否すべきです。決意を伺います。

2、泡瀬干潟の埋立問題について。

県は、埋め立ての際は十分に環境に配慮して行うとしてきましたが、現実には埋め立ては環境に配慮しないまま強行されています。貴重な生き物たちが保全もされずに生き埋めにされています。それでよいということですか。

部長は、現在でも環境に十分配慮していると言っていましたけれども、部長は現地を調査してきょうのような答弁になっているのか、はっきりしてください。

それから沖縄市に土地を売ると言っていますけれども、沖縄市の財政は厳しい。沖縄市が土地の購入を拒否したらどうなるんですか、答えてください。

それから教育問題について。

学力テスト。

沖縄の学力向上推進運動は、達成度テストによってお互い競争させて、勝ち組・負け組をつくり出しています。この10年間の達成度テストの成績は全く上がっていない。

文科省は、全国学力テストで数値まで公表しない理由は、学校間の序列化や過度の競争につながる、公表は大きな弊害があると指摘しています。それをなぜ県教育庁はやるんですか、所見を伺います。

それから、1960年代に学力テストが廃止された要因として、平均点アップのために成績の悪い子供を休ませるなどの不正が全国で横行したために中止されたと思いますが、どうですか。

それから子育て支援事業について、病児・病後児保育事業の改編に伴う予算がないから、子育て支援センターを広場型に移行させてセンター型の予算を育児・病後児保育事業に回すという方針が通知されて、現場で反発が出ているようですが、どうされるんですか。

それから駐車場の問題については、改めてずっと予算特別委員会でもやりますけれども、利用申請を出してと言いますが、その中身を説明してください。

○議長（仲里利信君） ただいまの嘉陽宗儀君の再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後4時2分休憩

午後4時29分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

休憩前の嘉陽宗儀君の再質問に対する答弁を願います。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 嘉陽議員の御質問にお答えいたします。

少女暴行事件に関して、議員の言われた非常に胸が痛むというお気持ちの御披露がありましたが、そこは全く私と一緒にです。

それから、どうも知事は抗議をしてないというような御趣旨だったと思うんですが、私はシーファー駐日米国大使や在日米軍司令官に対し、決して許すことはできず、強い怒りを覚えると申し上げ、これはまさしく抗議のつもりですが、含めて厳しく対応をしたところであり、県民の怒りや事件の再発防止を強く求める県の立場は十分に伝わったと考えておりますし、さらにこれは俗な言い方で恐縮ですが、頭にきてもやはり礼節は、最後ぎりぎりのところは守るべきだと私は思っております。

次に、したがって海兵隊は要らないというような御趣旨の再質問だったと思うんですが、今回の事件の発生を直接海兵隊の総撤退と結びつけることは前にも御答弁しましたが、現実的ではない。米軍再編を確実に推し進める中で肅々と減らしていくことが重要かつ現実的であると考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 首里勇治君登壇〕

○土木建築部長（首里勇治君） 嘉陽県議の再質問にお答えいたします。

1点目が、現実には環境に配慮しないで埋め立てを行っている、部長は現場を把握して答弁しているのかについてお答えいたします。

私は、これまで何度か現場や現場付近を見ております。

事業者において確認された貴重種・重要種に相当する種については、環境影響評価書の手続に基づき環境部局と調整を行うとともに、専門家の指導助言を踏まえて工事中の水質汚濁監視、汚濁防止膜の二重展張、海上へ投入する石材の洗浄、生物の生育状況の監視、工事による影響が確認された場合の工事の一時中断及び改善策の検討、埋立区域外の生息・生育環境の保全等の保全措置を講じております。

2点目の御質問でございますけれども、沖縄市が拒否したらどうするのかについてお答えいたします。

平成15年3月28日付で県と沖縄市との間で、中城湾港泡瀬地区開発事業に関する協定書を締結しており、当該協定に基づき県から土地を購入することになって

おります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 中部福祉保健所の駐車場の利用についての再質問にお答えいたします。

福祉保健所では、H I Vの夜間検査など、それからさまざまな健康の問題を持っていらっしゃる方々の当事者会、家族会等を実施しております。

特に、健康機器への対応の場合、駐車場の利用者に関しましても使用者、それから使用場所及び期間等を特定する必要があったり、また閉庁時におきましては、特に防犯、事故防止など維持管理の面も考慮しなければなりませんので、申請をして利用していただきたいということでございます。

続きまして、地域子育て支援事業の見直しについてでございますが、県としましては、財政状況が厳しいため枠配分での予算編成を行ってきたところであります。

昨年末にこれまで交付金で措置されてきた病児・病後児保育事業を来年度から補助金対応とする旨国から通知がありました。これにより、新たに県の負担が生じてきたことから、予算措置がさらに厳しさを増しております。

このため、福祉保健部としましては、地域子育て支援拠点事業等を含めて、さらに事業のあり方の見直しを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは嘉陽宗儀議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目が、なぜ全国学力テストの調査結果を公表するのかということにお答えをいたします。

調査結果の公表に当たりましては、文部科学省は国全体の状況がわかるものを公表し、県としましては県全体の結果がわかるものを公表しております。

沖縄県の児童生徒の実態や特徴を分析し、積極的に情報を発信することで説明責任を果たすことと同時に、課題の改善を図ることとしております。

しかしながら、学校や児童生徒間に過度な競争をおおるようなことが決してあってはならないものと考えております。

次に、過去の学力テストが中止に至った理由についてお答えをいたします。

過去の学力テストにおきましては、点数を上げるた

めだけの対策や不正が行われたために、正確なデータを得ることができないなどの理由により中止になったと伺っております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 知事の答弁を聞いて、心を痛めているのは嘉陽議員と同じでありますという答弁をしていますけれども、全く違うということを改めて私は強調しておきたいと思います。

知事は、シーファー米国大使がライト中將に抗議したかのように言っていますけれども、この文面を見ると抗議の言葉は一言もない。遺憾でありますとしか書いていない。（資料を掲示） それをなぜ抗議したかのように言うんですか、この中のどこにあるんですか、これははっきりしてください。

加害責任のある大使や司令官と本当に心から仲直りのために握手できるんですかと。

私は、人間の歴史は愛憎の歴史だと考えています。犯す者は憎む、愛する者のためには徹底して命をかけて戦う、これが私の信条です。

知事は、そういう握手するのは県民の常識だと言っていますけれども、これは知事の常識であって、県民の立場からいえば知事の態度は全く非常識でしかないということを指摘して質問を終わります。

○議長（仲里利信君） 外間久子君。

〔外間久子君登壇〕

○外間 久子君 皆さん、こんにちは。

質問に入ります前に、一言ごあいさつを申し上げます。

私は、今期をもって議員を退くことにいたしました。

思えば長い16年間、知事を初めとする執行部の皆さん、そして同僚議員の皆さん方の御教示と御協力をいただきまして議員生活を送ることができました。この場をおかりいたしまして改めてお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。（拍手）

私は、残された任期を全うし、これからはしかるべき場所で県政を見守っていきたいと思います。

それでは一般質問に入ります。

1、米兵の凶悪犯罪について。

(1)、95年の少女暴行事件の際に、アメリカ政府と米軍は再発防止を明言したにもかかわらず、性犯罪が相次いでいます。綱紀粛正や隊内教育の強化で終わりにさせるわけにはいかない。沖縄を占領したという隊内教育や、広大な一等地を奪い、米軍の地位協定で特権

的な意識を持っていることと結びついています。

今回の事件に対して、抗議決議や意見書が可決された議会がもう既に16市町村にも上りました。その特徴的なのは、対症的な療法では解決できません。犯罪の温床といえる米軍基地そのものを問題にしています。米軍犯罪をなくすには、基地の縮小・撤去以外に道はありません。

知事、今こそ本質的な議論に踏み込むべきではないでしょうか。

(2)、町村官房長官は、主要な場所への防犯カメラの設置や米軍の幹部と日本の警察との合同パトロールなどの実施に向けた関係機関との検討を始めるとのことですが、知事も同じ立場でしょうか。

2つ目に、精神障害者退院促進事業について伺います。

(1)、退院を可能とする受け入れ条件はどうなっていますか。

(2)、平成23年度までの数値目標は、私の数字での827名は達成可能でしょうか。

(3)、病院としての取り組み状況はどうなっておりますか。

3つ目の柱、中小企業基本条例について。

(1)つ、この条例の制定の趣旨及びこの制度により実施しようとする目的は何でしょうか

(2)つ、「沖縄県中小企業の振興に関する条例」づくりの基本的視点、評価の基準は何に置いておりますか。

(3)つ、第3条は、なぜ中小企業の振興ではなく中小企業となっているのですか。第3条に小規模事業者の振興についての配慮を盛り込むべきではないでしょうか。

(4)つ、第6条は、第4条の県の責務を受けての施策の推進であれば、6条には明確に県の責任を明記すべきではありませんか。

4つ目の柱、さとうきび新価格制度による原料代金について。

(1)つ、農家は経営安定対策で、きび出荷の8割の概算払いで、残り2割は5月から6月の交付だと言われています。生活に支障を来すと訴えています。国に対して全額交付を求めるべきではありませんか。

(2)つ、制度の変更による農協、市町村等への事務経費等については、国が全額負担すべきであり、国に対して要求すべきだが、その考えはありませんか。

5つ、カジノの導入について。

(1)つ、射幸心をあおり、一獲千金の考えが勤労意欲やあるいは勉学意欲を停滞させるのではないですか。

(2)つ、カジノ周辺には享乐的な施設もできやすく、女性の人権が守られないのではないのでしょうか。

(3)つ、暴力団がカジノに直接・間接的に関与をして、利権をめぐる抗争等も懸念され、治安が乱れるのではないですか。

(4)つ、カジノを導入した国ではギャンブルの依存症患者がふえ、破産や自殺といった悲劇が続いております。依存症に対する抜本的な対策は進んでいないとのことであります。韓国では18歳以上の15人に1人が依存症患者で社会問題となっています。県は具体的にはどんな対策を検討されておりますか。

(5)つ、カジノ施設地域では深夜まで騒がしくなり、風紀の乱れや住環境の悪化、教育環境等の悪化を招くのではないですか。

6つ目の柱、雇用問題について。

(1)つ、ワーキングプア、働く貧困層が拡大する要因は日雇い派遣法に問題があると思いますが、知事の認識を伺いたい。

(2)つ、31歳の女性。パソコンの大手の教室に採用され、3カ月の研修を経て本採用となる予定だったが、2カ月後に当初の契約内容にない休日出勤や残業など、契約内容に変更を求められたので当初の契約にしてもらいたいと、こういう相談をいたしましたら、あなたとは契約できないと契約を切られた。あるいは22歳の男性。トヨタの関連会社の工場に派遣で半年間働いたが、16万円しかなかった。募集広告の内容と全然違っていった。3つ目は31歳の女性。ハローワークからの紹介で補助金を受けているイベント会社に正規で就職した。研修などもなく、いきなり現場に出された。休日手当や代休もない。社会保険にも入れてもらえない。同時期に採用された人はやめてしまい、その分仕事の量がふえて大変。

これらはハローワーク前で沖縄民主青年同盟が24名の皆さん方からのアンケートによる聞き取り調査の一部であります。沖縄における雇用の実態、本土への派遣にこういう問題があるという認識はあるのか。それに県はどう対応するのか。

7つ目の柱、地球環境問題。

(1)つ、京都議定書の基準年から2005年までの火力発電所の設備容量は何キロワットふえましたか。

(2)つ、自然エネルギーの利用計画はこの10年間ふえたのか。

(3)つ、石炭は天然ガスに比べてどれだけの二酸化炭素を出すのか。2010年までに温室効果ガスの総排出量を8%削減を目指しておりますが、現在の到達点はどれだけですか。

8つ目の柱、アセスの2回目の方法書への2度目の知事の意見について。

(1)つ、中止を念頭に置いて事前調査を継続するというのは矛盾はしていませんか。

(2)つ、現況調査は方法書の手続が終わってから開始すべきではないですか。アセス手続開始前の事前調査にはよほどの理由が必要と言われておりますが、その理由はありますか。

(3)つ、生態系のアセスでは、最近H E Pといった新しい定量的評価技法が取り入れられており、ジュゴンの予測、評価にはこの採用が適切だと学者は述べております。なぜ2回目の方法書に基本的事項の改正を求めなかったのですか。

(4)つ、滑走路の位置を100メートル沖に動かすかの調整が行われるのであれば、計画内容の確定に伴って小出しにずるずると方法書を修正するのではなく、特に機種、飛行回数、地上の飛行ルートを含む沿岸案の確定及び埋立資材・搬入計画の確定をもって出し直しをさせるべきではありませんか、お考えを伺います。

9つ、原油高騰による県経済への影響について。

(1)つ、県内の石油価格は2004年度初頭に比べ、ガソリン、軽油、重油はどうなっておりますか。

(2)つ、ハウス栽培やさらには漁業者、トラック運送業者、ガソリンスタンド、クリーニング店、燃料油を使う事業者などからは、経営が立ち行かないという声が寄せられておりますが、実態はつかんでおりますか。

(3)つ、原材料や穀物価格の高騰で、食料品から日常生活用品に至るまで価格上昇を招き、この動きは消費者物価全般へ波及しつつありますが、その実態はつかんでおりますか。

(4)つ、県内の漁船は10トン未満は何割でしょうか。さらには10トン以上で操業しているマグロはえ縄漁船は何隻ありますか。今回の原油高騰で操業をストップしている実態を把握しておりますか。

(5)つ、原油高騰問題は今後一層悪化することが予想されますが、県として知事を先頭に対策本部を設置して、可能なすべての手だてを講じてもらいたいんですが、いかがでしょうか。

10点目、沖縄金融センター可能性調査について。

(1)つ、沖縄の備えた優位性の一つとして金融特区を挙げておりますが、その機能は発揮できていない。優位性とはいえないんじゃないですか。

(2)つ、アジアに近い立地と歴史を挙げておりますが、今や情報通信の高度化の時代には意味をなさないのでないですか。もし、アジアに近い立地と歴史が

生かされた事例があれば示してもらいたい。

(3)つ、「グローバル・インターネット・エクステンジ」は既に構築されているのか。沖縄で構築されているとは思えませんが、構築されているとしたならばそれは沖縄だけで構築されているものではなく、多くの国、日本でも東京を初め各都道府県で構築されているものであって、沖縄の備えた優位性にはならないのではないですか。

(4)つ、今回の調査については、委託する県側でどのような可能性調査を想定していますか。その想定に合理的な見通しがあるのか、それを示さないままの白紙状態での可能性調査のこの予算措置を認めるわけにはいきませんが、その見通しがあるのかどうか答弁してください。

答弁によって再質問いたします。

○議長（仲里利信君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 外間議員の御質問にお答えいたします前に、4期16年の長い間の県政に対する御貢献、まことにありがとうございました。感謝申し上げます。

それでは御質問に対して答弁させていただきます。

まず第1に、米兵の凶悪犯罪に関する御質問で、基地の縮小・撤去についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県は、これまで日米両政府に対し、あらゆる機会を通じて、海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減等による本県の過重な基地負担の軽減を求めてきたところであります。

県といたしましては、米軍再編で海兵隊司令部及び約8000人の海兵隊将校・兵員のグアム移転と、それに伴う嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の整理・統合・縮小が合意されたことは、県民の要望している米軍基地の整理縮小につながるものであり、確実な実施がなされる必要があると考えております。

次に、中小企業基本条例に関する御質問にお答えいたします。

「沖縄県中小企業の振興に関する条例」の趣旨及び目的についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

中小企業は、県内各地域におきまして多様で特色ある事業活動を行い、多くの就業の機会を提供するなど、沖縄県経済の発展や県民生活の向上に重要な役割を果たしており、その振興は特に重要であるとの趣旨から、県では、沖縄県中小企業の振興に関する条例（案）を本議会に提案しているところでございます。

本条例案の目的は、中小企業の振興に関する基本理念を定め、県及び中小企業者等の責務等を明らかにするとともに、県の中小企業施策の基本方針及び小規模企業者への配慮等を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進することにあります。

県としましては、本条例の制定を契機にこれまで以上に中小企業関係者と緊密に連携をし、中小企業の振興に関する施策の充実に努力してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させます。

よろしく申し上げます。

○議長（仲里利信君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 防犯カメラの設置等についての御質問にお答えします。

防犯カメラの設置及び合同パトロールの実施についてはさまざまな意見があることから、まず地域や関係機関、関係団体におけるコンセンサスを得ることが重要であると考えております。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 退院を可能とする受け入れ条件についてにお答えいたします。

精神障害者の社会復帰に向けては、在宅サービスの充実、住まいや日中活動の場及び就労の場の確保等が必要になります。

そのため、市町村及び県においては障害福祉計画を策定し、必要なサービスの数値目標を定め、達成に向けて取り組んでおります。

具体的には、在宅サービスとしてホームヘルプサービス等、住まいの場としてグループホーム等、日中活動及び就労の場として自立訓練や就労移行支援及び就労継続支援等障害福祉サービスの確保を図っております。

また、小規模作業所から地域活動支援センター等への移行促進を行い、地域生活の基盤づくりを進めております。さらに、適切なサービスにつなげるための相談支援の充実や精神障害者への理解を深めるための普及啓発にも努めております。

続きまして、数値目標827名の達成についてにお答えいたします。

受け入れ条件が整えば退院が可能な精神障害者は、平成18年に各精神科病院に実施した調査によると827名となっておりますが、平成23年度末までの沖縄県障害福祉計画においては、数値目標600名の退院を目指

しております。

現在、市町村や関係機関・団体等と連携し、同計画に定める福祉サービスの基盤整備を図り、退院促進支援事業を実施する等、目標達成に向けて取り組んでいるところでございます。

続きまして、病院の取り組みについてにお答えいたします。

ほとんどの病院におきましては地域連携室等を設置し、退院に向けての調整及び関係機関と連携した退院後の支援を行っています。

また、独自の退院準備プログラムを実践し、退院促進に力を入れている病院や、県が実施する退院促進支援事業の地域自立促進協議会に積極的に参加し、地域のサービスを活用しながら退院促進を図っている病院もあります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 中小企業基本条例の御質問の中で、沖縄県中小企業の振興に関する条例（案）の制定に当たっての基本的な視点及び評価基準についての御質問にお答えします。

本条例案は、関係法令や他県の条例を参考にしつつ、島嶼県であること、小規模零細企業が多いこと等の事情を考慮しております。

具体的には、第3条に規定する基本理念において、中小企業が離島その他の地域における経済の活性化及び県民生活の利便性の向上に重要な役割を果たしているという基本認識を示しております。

また、第10条に規定する、県が施策を実施する上で配慮すべき事項として、経営資源の確保が困難な場合が多い小規模企業者に対し、その経営の状況に応じ必要な考慮を払うことを定めております。さらに第7条で、施策の策定過程において、中小企業関係者の意見を聞く手続を具体的に規定する等、これまで以上に中小企業関係者と緊密に連携し、中小企業の振興施策を充実させることを重視しているところが特徴となっております。

次に、条例第3条の規定についての御質問にお答えします。

第3条は、中小企業が本県経済の発展や県民生活の向上に果たしている重要な役割を認識するとともに、中小企業の振興に関する理念として、中小企業者の自主的な努力が助長されること、中小企業の事業活動の活性化による地域の活性化が中小企業の成長発展をさらに促進させることを規定しております。

小規模企業者への配慮については、第10条において、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うことを規定しているところがあります。

次に、第6条の規定についての御質問にお答えします。

本条例案では、第4条において、県は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すると規定しております。

第6条では、第4条の県の責務を踏まえ、県が中小企業施策を総合的に実施するため、経営革新の促進、創業の促進、経営基盤の強化、資金調達の円滑化等の基本方針を定めております。県は、この基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずることとしております。

次に、カジノに関する御質問の中で、カジノ導入による勤労・勉学意欲の低下、女性の人権問題、風紀の乱れ、住・教育環境等の悪化について一括してお答えします。

御指摘のように、カジノの導入により青少年や地域環境への影響が生じる可能性や、女性の人権問題などへの懸念があることについては承知しております。

このような社会的な影響に対しては、現在、カジノを導入している諸外国では徹底した入場者のチェック、厳格な監視・パトロール体制の構築など、さまざまな対策が講じられております。

したがって、カジノ・エンターテインメントの導入の検討に当たっては、厳正な管理体制の構築を含め、御指摘の問題に対し、いかに有効な対策を講ずることができるかが重要であると考えております。

次に、暴力団等の関与による治安の乱れについてお答えします。

御指摘のような問題については、厳格なライセンス制度の導入など、制度・仕組みの整備に徹している地域も見られ、このような地域においては犯罪誘発の可能性が極めて小さいことが報告されております。

これらのことから、カジノ・エンターテインメントの導入の検討に当たっては、官民による厳正な管理体制の確立を含め、いかに有効な対策を講ずることができるかが重要であると考えております。

次に、ギャンブル依存症対策についてお答えします。

県が実施した「エンターテインメント事業可能性調査報告書」によると、ギャンブル依存症については、米

国ゲーミング影響調査委員会等がプレーヤー人口の1ないし2%前後がギャンブル依存症に陥るとしていると報告されております。このようなギャンブル依存症に対しては、入場制限や収益の一部を依存症対策へ充てるなど、さまざまな対策が講じられております。

カジノ・エンターテインメントの導入の検討に当たっては、ギャンブル依存症対策を含め、懸念される課題に対し、いかに有効な対策を講ずることができるかが重要と考えております。そのため、カジノ・エンターテインメント検討委員会では、カジノ・エンターテインメントを導入する場合の課題、対応策等について調査検討を進めているところであります。

次に、雇用問題に関する御質問の中で、ワーキングプアと日雇い派遣についてお答えします。

労働者派遣法に基づく登録型派遣の一形態である日雇い派遣については、安定した収入が確保できない、職業能力の開発の機会が少なく、雇用が不安定であるといった問題などが指摘されており、労働者派遣制度の見直しが求められております。

このため、国においても、学識経験者の参画する「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」を発足し、派遣の考え方、派遣労働者のあり方など、労働者派遣制度の法的・制度的な考え方について専門的な検討が進められております。

県においては、労働者派遣制度について現在国が進めている検討を踏まえつつ、適切に対応したいと考えております。

次に、雇用契約や派遣契約においてさまざまな問題が発生しているが、県の認識と対応についてにお答えします。

雇用契約や派遣契約においてさまざまなトラブルがあることは承知しております。

沖縄労働局では、このようなトラブルの発生を未然に防止するため、求人企業や派遣事業者に対し、求職者に誤解を与えるような誇大広告の中止や労働条件について明確に説明をするよう強く指導しております。

県では、労政・女性就業センター及び県外事務所において相談窓口を設け、相談に応じております。また、労働大学講座やセミナーの開催、「働く人のベーシックガイド」を作成・配布するなど、求職者に対する意識啓発を行っております。昨年9月には沖縄労働局と連携し、県内求人誌との意見交換会を開催し、適正な求人広告を行うよう求めたところであります。

次に、地球環境問題に関する御質問の中で、火力発電所の設備容量についてお答えします。

京都議定書の基準年である1990年度の本県における

火力発電所の設備容量は、約132万7000キロワットとなっています。2005年度では約223万8000キロワットとなっており、1990年度と比較して91万1000キロワットの増加となっております。

次に、自然エネルギーの導入状況についてお答えします。

本県では、自然エネルギーの大半を太陽光発電と風力発電が占めております。

これらのエネルギーの本県における導入状況は、「沖縄県新エネルギービジョン」を策定した平成12年度と平成19年11月末日を比較しますと、太陽光発電が約2000キロワットから約1万4000キロワットになり、1万2000キロワットの増加、風力発電が約1万キロワットから約1万9000キロワットへ、9000キロワットの増加となっております。

次に、原油高騰による県経済への影響の御質問の中で、トラック運送業者など燃料油を使う事業者からの実態把握についてお答えします。

地域の商工会や事業者等からの聞き取りによりますと、運送業、クリーニング業、製造業などにおいて、燃料費の高騰による物流コストや製造コスト等の上昇により収益が圧迫されている状況にあり、企業においては、経費削減、仕入れ先の変更、制度資金を活用した運転資金の借入れなどにより対応しているものの厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、県においては、原油価格高騰の影響を受け、国のセーフティーネット保証制度の対象として認定された中小企業者については、保証枠の拡大にあわせて割安な保証料及び低金利での融資を行っております。

平成20年度においては、県融資制度において、原油高騰対策支援資金の創設並びに機械類貸与制度において損料補てん及び省エネルギー診断・助言の支援策を検討しているところであります。

次に、沖縄金融センター可能性調査事業の御質問の中で、金融特区を沖縄の優位性と位置づける理由についてお答えします。

名護市は、我が国で唯一金融特区に指定されており、「みらい1号館」、「みらい2号館」などのインテリジェントビルも整備されております。

また、県や名護市は人材育成を積極的に進めるなどの支援策を実施しております。その結果、現在、名護市には12社、611人の雇用が創出されております。

金融特区に進出している企業の中には、中国香港株を取り扱う証券会社や為替取引を行う金融機関などがあります。

県としては、これまでの実績を踏まえ、さらなる企業誘致を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、アジアにおける沖縄の地理的・歴史的優位性についてお答えします。

アジアとの近接性を生かした事例として、高度に発達した情報通信技術を活用し、現在、東京、沖縄及び中国とを通信インフラで結び、グローバルな物流ビジネスを展開している企業等が立地しております。

グローバル化が進む中で、今後、沖縄の地理的優位性を活用したこの形態のビジネスがさらにふえるものと期待しております。

次に、G I X（グローバル・インターネット・エクスチェンジ）の優位性について。

沖縄G I X構築事業は、沖縄－香港間の通信環境を構築するものであり、平成19年12月に沖縄から直接香港までの通信が可能となっております。

現在、我が国の情報通信は東京に一極集中しており、国内各地域でアジアへ通信を行う場合、東京からアメリカを経由しアジア地域へ接続しております。今回の事業により、沖縄から直接香港などアジアへの通信が可能となっております。

アジアに近い沖縄は、他地域に比べ通信速度が速い等の高品質なサービスが可能となります。この優位性によりさらなる情報通信産業の集積が見込まれます。

平成21年度までは実証実験として県が支援してまいりますが、平成22年度から民間主導による事業化を見込んでおります。

次に、沖縄金融センター構想に関する県の見通しについてお答えします。

現在、政府において「アジア・ゲートウェイ構想」の中で、アジアに開かれた金融センターの構築に向けた取り組みをしているところであります。

その中で、証券・資金決済を一体として行う集中決済システムの創設など、国際的に遜色のない金融資本市場インフラ等の構築や、アジア国際債券市場の創設が検討されております。

沖縄県において、アジアに近接している地理的優位性を活用し、その機能の一部を担えないか調査検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子君登壇〕

○農林水産部長（護得久友子君） それでは、さとうきび新価格制度による原料代金についての御質問で、さとうきびの原料代金と事務経費については、関連し

ますので一括してお答えいたします。

さとうきび原料代金は、製糖工場からの取引価格と経営安定対策に基づく国からの交付金から成ります。

農家への原料代金の支払いについては、取引価格の全額と交付金の8割をまとめて支払いし、交付金の残り2割については地域の製糖終了後、精算払いすることになっております。

次年度の交付金の支払い方法については、国、農畜産業振興機構、JAから成る「さとうきびに係る交付金の支払い手続きに関する協議会」において、平成19年度の実施状況などの検証や、その結果を踏まえて検討することになっております。

県としては、今後、当協議会における検討状況も踏まえ、交付金の支払い方法や事務経費等について、JA等と連携しながら国に対して要請していく考えであります。

次に、原油高騰による県経済への影響についての御質問で、原油高騰による農家及び漁業者への影響についてにお答えいたします。

漁船やボイラーの燃料である重油の価格は現在85円となっており、平成17年4月に比べて約2倍に値上がりしております。

漁業者については、漁業経費に占める燃油の割合が従来の約20%から30%に上昇するなどの影響が出ております。

また、ハウス栽培のうち、マンゴー栽培農家の一部において着果安定のため、一時期加温を行っております。

同じく原油高騰による県経済への影響についての御質問で、マグロ漁業への原油高騰の影響についてにお答えいたします。

県内の漁船の総数は4818隻で、そのうち10トン未満の漁船は4671隻と全体の97%を占めております。また、10トン以上のマグロはえ縄漁船は93隻となっております。

漁業者は、経済速度での航行や漁具の改良、漁業情報の共有など、省エネ操業に努めておりますが、燃油高騰などにより操業を休止している漁船も数隻あると聞いております。

国では、水産業燃油価格高騰緊急対策として、燃油使用量を抑制するための省エネ型漁業への転換に対する支援、流通効率化のための燃油タンクの整備、漁業経営を支援するための低利の融資などを行うこととなっております。

また、水産業構造改善事業による給油施設の整備や沿岸漁業改善資金による省エネ型エンジン設置等に対

する無利子の貸し付けを行うとともに、効率的な操業を支援するため水産海洋研究センターによる漁場情報の提供を行っております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 地球環境問題との関連で、石炭火力と天然ガス火力の二酸化炭素排出量と県内における温室効果ガス総排出量の現在の到達点についてお答えいたします。

財団法人電力中央研究所の報告書によりますと、発電量1キロワットアワー当たりの二酸化炭素排出量は、石炭火力で975グラム、液化天然ガス火力で519グラムとなっており、石炭火力はLNG火力の約2倍の排出量であります。

また、温室効果ガス総排出量の現在の到達点は、昨年度推計した平成15年度で約1449万トンと基準年である平成12年度比で11.3%増加となっております。

次に、環境アセスとの関連で、中止を念頭に置いた事前調査を継続するのは矛盾していないかという御質問と、現況調査の開始時期及び理由についての御質問について一括してお答えいたします。

環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例において、調査の実施自体を事業者があらかじめ行うことについて特に妨げておりません。

沖縄防衛局が実施している環境現況調査は、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法が選定されていない段階において、公共用財産使用協議による同意に基づき、事業者の責任と判断において実施されております。

アセスメント調査については、沖縄防衛局において、今後、方法書に対する知事意見や追加・修正資料に対する県の意見及び住民等意見を踏まえ、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を決定し、これに基づいて適切に実施する必要があります。

なお、公共用財産使用協議により同意した内容以外の調査については、当該調査を中止するよう申し入れております。

次に、同じく環境アセスとの関連で、ジュゴンの予測、評価手法についてお答えいたします。

昨年12月21日及び本年1月21日の知事意見においては、「予測の手法については、重点化として、当該事業の実施による環境影響の程度を定量的に把握できる手法を選定すること。」を求めています。HEP、いわゆる「ハビタット評価手続き」は、定量的な評価手法として、1つに、潜在的な環境価値（ハビタット

価値)を評価対象としていること、2つ目に、時間軸を考慮した評価であること、3つ目に、シンプルでわかりやすいこと、4つ目に、状況に応じて簡易なものから高度なものまでさまざまな評価レベルを選ぶことが可能なことなどが挙げられております。

沖縄防衛局においては、生態系に係る知事意見を勘案し、H E Pも含め適切な予測手法を選定する必要があると考えております。

次に、方法書の出し直しについてお答えいたします。

環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例においては、方法書手続から再度実施しなければならない場合の要件を明記しております。

法に基づく埋め立ての事業については、新たに埋立区域となる部分の面積が修正前の埋立区域の面積の20%以上であること、条例に基づく飛行場の設置の事業については、滑走路の長さが20%以上増加すること、新たに飛行場の区域となる部分の面積が10ヘクタール以上であることが規定されております。

事業者から提出された追加・修正資料はそのいずれの要件にも該当しないことから、方法書手続の再実施を求めることは困難であると考えております。

次に、原油高騰による県経済への影響についての御質問で、2004年と比較したガソリン、軽油、重油の価格についてお答えいたします。

県では、沖縄県消費生活条例に基づき、毎月石油製品や食料品などの生活関連物資37品目40銘柄について小売価格調査を行っております。

この調査によりますと、レギュラーガソリンの県平均小売価格は、2004年1月時点では1リットル当たり税込み価格106円に対し、2008年1月は税込み価格153円となり、47円の上昇、約1.4倍となっております。

また、軽油の県平均小売価格は、2004年1月時点で1リットル当たり税込み価格86円に対し、2008年1月は税込み価格135円となっており、49円の上昇、約1.6倍となっております。

重油につきましては、財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センターが2007年から調査を始めておりますが、この調査によりますと、産業用A重油の九州・沖縄局の平均価格は2007年1月時点では1リットル当たり税抜き価格68.2円に対し、同年12月には税抜き価格85.1円となっており、この1年で16.9円の上昇、約1.2倍となっております。

次に、消費者物価全般への波及の把握についてお答えいたします。

県の生活関連物資価格動向調査によると、現段階で

は小売価格の大幅な上昇は見られないものの、小麦や大豆等に関連する商品について徐々に値上がり傾向が見られます。

平成19年12月の県内平均小売価格を前年同月と比較すると、家庭用小麦粉1キログラムは6円上昇、3.3%上昇し189円、食パン1袋は2円上昇、1.1%上昇し191円、食用油1.5キログラムは23円上昇し407円、6%の上昇となっております。

また、政府は昨年10月に続き、ことし4月から小麦の政府売り渡し価格の30%値上げを決定しており、県内においてもパン、めん類など、小麦を原材料とする加工食品への影響が懸念されます。

県としては、今後とも県民の消費生活の安定確保を図る観点から、生活関連物資の価格動向を注視し、物価監視と県民への情報の提供に努めていきたいと考えております。

次に、原油の高騰に関する対策本部の設置についてお答えいたします。

最近の原油価格の高騰については、ガソリン、軽油等の石油製品だけでなく、製造・流通・販売のコストを通してさまざまな商品価格への影響が懸念されるところです。

県では、昨年12月に年末物価対策の一環として、沖縄県石油商業組合と石油製品の価格や需給動向等について情報交換を行い、便乗値上げの防止等について協力依頼を行ったところです。

また、原油価格の高騰に関する対応の一つとして、生活関連物資価格動向調査から速報値を公表するなど、県民に対する迅速な情報提供に努めております。

対策本部の設置につきましては、今後とも原油価格の動向を注視し、関係各部で構成する沖縄県消費者行政連絡会議の活用など、さまざまな角度から検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 外間久子君。

○外間 久子君 休憩をお願いします。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後5時24分休憩

午後5時28分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

外間久子君。

〔外間久子君登壇〕

○外間 久子君 知事は、米軍の凶悪犯罪については、要するにグアムに8000人の軍隊を派遣するからそれでカバーできるというふうな、そういう趣旨の答弁だったんですが、米軍再編が進められて、米軍再編そ

のものというのは、沖縄県においては基地の強化にしかかってないじゃないですか。その海兵隊が8000人グアムに行きますか。海兵隊は残るわけでしょう。これについてきちっと答弁をしていただきたいと思います。

あと1点ですけれども、知事はそういうふうに答弁の中で米軍再編を絡ませたの答弁ですけれども、そうであれば、沖縄の米軍基地というのは日本の防衛だというふうに知事はお考えなのか、それについてちょっと御答弁願いたいと思います。

次ですけれども、精神障害者……

ちょっと休憩。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後5時29分休憩

午後5時30分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

○外間 久子君 精神障害者の問題ですけれども、やはり私は、県の課題として、推進する方向として一つ問われているのは、障害者の一般就労が地域の中でどのように移行されているのか、これについて答えてください。

障害者の居住の問題でグループホームの問題が答弁があったんですが、現在どれくらいのグループホームができていますのか。グループホームに入るにしてもいろいろ条件があって厳しいと思うんですね。国の基準がいろいろ問題あると思うんです。その問題が何であるのか。

あと1点、やはり居住するためにはサポートするところがないとだめだと思う。サポートするのがどれくらいあるのかということをお願いしたい。

それから病院との関係では、どれくらい病院の方からの申し込みがあるのか。そして実際600人ですか、この600人を移行させるために実際それが可能なのか。居住との関係でも職場との関係でもどんな手だてをとるのか、ひとつこれを答弁願いたいと思います。

あと1つは、やはり私は大変この精神障害者の問題は難しいと思う。病院がモデルにならなきゃだめだと思うんですね。だから、そのモデルにするためには私は県立の精和が中心にならないといけないと思うんで、県立の精和が今やっている事業というのはどんなことをやっているのか、ちょっと報告願いたいと思います。

次ですけれども、今、基本条例の問題ですけれども、今回提案されておりますこの基本条例、やはり私は1つには、この地域振興の理念というのをもっと明確にやはりこの条例の中にうたうべきだと思うんです

ね。同時に、目標達成のための行政の責任ということももっと明確にしてもらいたい。そのためには予算がどうなっているかということもうたわれていない、具体的なニーズにこたえるための仕組みも入っていない、こういうことをどう補強するかということ答弁していただきたい。

基本的には、中小企業の皆さん方の要求である、やはり経営基盤が大変厳しいと、この経営基盤の強化のためにどうするかということ。

それから零細企業、中小企業の皆さんが、1つには受注をする機会の確保を県がきちっと与える、つくってもらいたい。受注の機会の確保というものを中小企業の皆さんから私の方にもあります。これをどうするかの問題が一つ。この中できちとうたわれるべきだと私は思うんだけど、うたわれていないんで、これはどうするのかということをひとつ御答弁願いたいと。

それからカジノの問題ですけれども、県の認識を聞きたいんだけど、ギャンブル依存症に対する社会的認知度が今あるのかどうか、この認知度についてちょっと答えていただきたいと思います。

あと1つですが、雇用の問題です。知事の公約である雇用の問題。

今度、雇用の問題にうんと力を入れていらっしゃるけれども、力を入れた割には、昔は労働商工部という部だったけれども、労働商工部がなくて観光商工部で、労働がどこかに消えてなくなった。私は労働の分野をもっと行政の中で厚みをつけないといけない、人事の配置もやらなければならないと思うんですよ。やはりこういうことをやらないことには、実際、この失業問題、沖縄の実態というのはつかめないんじゃないかと思うんですが、それは体制の強化はどうするのかと。

それから職業安定計画の素案を読ませていただきました。そこで若年者の支援もうたわれておりますけれども、その若年者の支援の実態を把握するということ。実態をつかまないことには支援のやりようがないんじゃないかなと思うんですね。県は今、先ほどの答弁ではいろいろ求人広告を出したとかと言っているけれども、やはり支援するためには実態をまずつかまなきゃならないんだけど、この調査をやる考え方があるかどうかひとつお伺いしたいと思います。

それからグッジョブ運動の中で企業誘致がうたわれております。それは情報と製造業1万7000人。ところが私は、今、企業誘致に全面的に知事も力を入れていらっしゃるけれども、誘致をするにしても、県として

相手の企業に対して雇用の条件をつけること。全部非正規とか、あるいは非正規じゃなくても、何年かごとに正規にきちっと、年度ごとにどれだけ更新するかというこの条件をつくるということは必要だと思うんだけれども、この件についてはひとつ御答弁願いたいと思います。

それから地球環境問題なんですけれども、1つには、この温室効果ガスの総排出量に占める二酸化炭素の割合は基準年に比べてどれくらい、何%ふえているのか。あるいは二酸化炭素の排出量の部門別の増減はどうなっているのか。それから総排出量に占める電力の部門は全体の何%になりますか。

それから電力の燃料の種類別はどうなっているのか。沖縄電力の燃料の種類別はどうなっているのか。

それから電気事業者が石炭から天然ガスへの転換、あるいは風力発電、そういう新エネルギーを導入するために電気の単位の供給当たりの二酸化炭素はどれくらいの排出量を削減することができるかどうか、これに答えていただきたい。

それから家庭の排出量が県全体のどれくらいを占めているのか。

あと1つ、ヤンバルの山、海が米軍基地の演習で破壊されておりますが、米軍の演習による二酸化炭素の排出量はどれだけのなか、これに答えていただきたいと思います。

後は原油高騰の問題ですけれども、やはり資金面の援助をやるということはこれは大切なことだと思います。ところが、資金面を無理して貸すけれども、返さなきゃならない。ところが今困っていらっしゃる人は、現物が欲しいと言っている、油が欲しいと言っているんですね。

今、国が持っている石油の備蓄法という法律があるのですが、これはそういう状態になると国が放出することができるという法律。やはり私は、県から今の状態にこの法律を活用させるために、国に対してきちっと物を言うことが必要だと思うんです。そういう要求をやるべきだと思うんですが、それはどうですか。

それから、きょうの新聞にも出ていた揮発油の税制の暫定税率の上乗せ。やはり今の原油の高騰の中でこれをゼロにさせることができることだと思うんですね。これも活用させる方向を国に向けてやるべきじゃないかなと思うんです。

また答弁によって再質問します。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後5時37分休憩

午後5時42分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

ただいまの外間久子君の再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後5時42分休憩

午後6時24分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

休憩前の外間久子君の再質問に対する答弁をお願いします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 外間久子議員の再質問に答弁させていただきます。

まず第1に、再編は基地強化なのか、海兵隊は移転するのかというような御趣旨の御質問だったと思います。

これにつきましては、平成18年5月に合意されました「再編実施のための日米のロードマップ」におきまして、8000人の海兵隊員のグアムの移転が示されておるのを申し上げたところでございます。

次に、米軍基地が日本の防衛になっているかというような御趣旨の御質問だったと思います。

米軍は、日米安全保障条約に基づき、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため我が国に駐留しているということになっております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 精神障害者の一般就労に向けての取り組みについての御質問にお答えいたします。

障害者自立支援法では就労支援の強化を目指しており、一般就労に結びつける就労移行支援事業が創設されました。また、障害者の雇用率に精神障害者を含める改正が行われたところであります。

雇用サイドのジョブコーチ支援や障害者就業・生活支援センターの活用など、連携して進めているところでございます。

続きまして、精神障害者を対象としたグループホームについてでございますが、精神障害者を対象としたグループホームは23施設あり、その定員は222名となっております。

続きまして、居住サポートについてでございます

が、適切な相談支援の充実や精神障害者への理解を深めるための普及啓発を進めているところでございます。

市町村では、住居入居等支援事業を23年度末までに34カ所を実施することとしております。

続きまして、退院促進事業における病院からの申し込みなんですけれども、11名の申し込みとなっております。それ以外に市町村独自の取り組みもありますし、それから病院独自の取り組みもあり、連携して総合的にやっていきたいと考えております。

続きまして、県立病院での地域連携等なんですけど、地域連携室を置いて院内で地域活動支援センター等と交流したり、茶話会を実施したりいたしまして、退院後の生活をイメージさせ、また地域活動支援センターや社会復帰施設等の見学を実施したりしております。それ以外にも退院前に保健所等と調整会議を実施する、こういうことで促進を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 地球環境問題についての再質問にお答えいたします。

1つ目に、温室効果ガス総排出量に占めるCO₂の割合は、基準年に比べ何%増加しているかという趣旨の御質問にお答えいたします。

平成15年度の推計によりますと、基準年に比べ152.1万トン増加しており、12.4%の伸びとなっております。

次に、部門別の二酸化炭素排出量はどうなっているかという趣旨の御質問にお答えいたします。

平成15年度の推計による構成比では、産業部門が16.5%、運輸部門が28.3%、民生部門が52.1%、工業プロセス部門が2.1%、廃棄物部門が1%という構成比となっております。

次に、電力部門は総排出量の何%を占めるかという趣旨の御質問にお答えいたします。

県内における温室効果ガス総排出量は、平成15年度で約1449万トンであり、そのうち電気の使用に伴う排出量は約750万トンとなっており、全体の半分約52%を占めております。

次に、家庭からのCO₂の排出量はどうかという御質問にお答えいたします。

家庭からのCO₂排出量は、先ほどの民生部門の52.1%の中で、家庭からのCO₂排出量はCO₂総排出量の21.4%を占めている状況でございます。

次に、米軍演習によるCO₂排出量はどうなっているかという御質問にお答えします。

米軍からのCO₂排出量につきましては、米軍との環境担当者の会議等において資料の提出を求めているところでございますが、現段階において資料の提出がないため把握されてない状況にあります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 再質問の中で、中小企業に関する条例は県民や生産産業従事者を元気にする内容になっているかという御質問にお答えします。

中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するため、基本理念、基本方針、関係者の意見を反映する手続、その他を講ずる措置を定めており、中小企業振興に役立てたいと考えております。

それからニーズに対応した仕組みとなっているかという御質問にお答えします。

地域の振興に関しましては、第3条に規定し、県の責務は第4条、財政上の措置については第12条に規定し、第7条で関係者の意見を聞くという仕組みを設定してございます。その仕組みの中で中小企業の振興に努めてまいりたいと考えております。

それから経営基盤の強化と受注機会の確保についてお答えします。

経営基盤の強化は、基本方針に規定しており、受注機会の確保については経営基盤の強化の施策の一つとして位置づけております。

それからギャンブル依存症の認知度についてお答えします。

先ほどもお答えしましたけれども、平成14年度に行ったエンターテインメント事業可能性調査におきましては、プレーヤー人口の約1ないし2%がギャンブル依存症に陥るという報告があります。

県においては、それらの対応に向けて管理体制をどうしていくかということが重要だというふうに考えております。

それから労働部門の組織の強化についてお答えします。

本県の完全失業率の全国平均化に向けて平成10年度から産業政策課に雇用創出戦略スタッフ4名を新設したところであります。

目標達成に向けて各関係部局と連携をとりながら、関係機関とも連携をとりながら、失業率の全国平均化に向けて努力していきたいと思っております。

それから若年者の雇用実態についての御質問にお答

えします。

今年度、第3次沖縄県職業安定計画とあわせて調査を実施しているところであります。また、国においても県の実施しております産業・雇用拡大県民運動（グジョブ運動）と連動して調査を行うというふうに聞いております。

それから、企業誘致において雇用条件を設定すべきという御質問にお答えします。

特別自由貿易地域、情報振興地区、それから金融特区、それから企業立地促進条例による補助金については、10から20名以上の雇用要件を課しているところでございます。

それから通信コスト低減化支援事業においては、3年間で20名以上の県内新規雇用を条件づけております。

それから原油高騰に関連して、緊急の減税対策等の意見を国に求める考えはないかということについてお答えします。

国は、原油高騰に対するセーフティーネットの対策を設けてありますが、現行の対象業種が53で、これが今年度3月31日まで現行53業種で切れることになっておりますが、これを6月30日まで延長する方針を2月中に決めるというふうに聞いております。それから県は4月から県融資制度を創設する予定であります。

以上の施策の状況を見ながら、原油高騰への対応をやっていききたいというふうに考えております。

それから沖縄電力における燃料別構成比についてお答えします。

沖縄電力における電力構成比は、平成18年度現在で石炭が76%、石油が23%、新エネルギーその他1%となっております。

沖縄電力では平成23年度までに温暖化対策に資する液化天然ガスの導入を予定しており、導入時における燃料別構成比は石炭が50%、石油17%、液化天然ガス33%、新エネルギーその他は約1%となっております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 外間久子君。

〔外間久子君登壇〕

○外間 久子君 1つには、精神障害者退院促進事業については、やはり私は、退院させるための数値目標を達成するためには職親制度を開拓するというのと同時に、もう少し県の精和病院を一つのモデルにした事業の展開ができないものかというのを聞いていますので、これについても御答弁願いたいと思います。

あと1つですけれども、先ほどの企業誘致で20名の

雇用をとということを条件にしていच्छるということでしたが、この20名の雇用の場合は非正規なのか正規なのか。私は、非正規で雇っても段階的に1年置きに正規の労働者はどれくらいに切りかえるという、こういうふうな条件をつけるべきだというのが私の質問ですので、これに答えていただきたいと思います。

最後ですけれども、先ほど知事は負担軽減ということでグアムへの移設があるということをおっしゃったんですが、8000人が移動するということですが、沖縄に海兵隊がどれだけ残るかということが1つと、やはり今、少女の問題を本当にいろんな面からサポートしていくためには、私たち沖縄県民が諸悪の一番の根源になっているのが基地であり、海兵隊であれば、この問題についてきちんとメスを入れるということをやらないことには、この少女の問題というのは解決できないと思うんですね。だからそういう意味では、海兵隊が行くというけれども、どれだけ残るかというのが怪しいんで、この問題がどうなっているかということ。

あと1つ、先ほど日本の防衛のために安全に寄与する国際条件とかとおっしゃったんですが、日本の防衛とは関係ないと思うんですね。実際、アメリカの先制攻撃の足場になっているし、イラクへの戦争で出撃基地になっているということでは、決して沖縄にある米軍基地は日本の防衛のための基地になっていないと思うんですが、この辺についての見解をお伺いします。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後6時40分休憩

午後6時42分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 外間議員の再々質問のうち、2点お答えいたしますが、まず第1に、8000人の海兵隊がグアムへ移転すると何人残るかという御質問だったと思うんですが、定数で1万8000人とされておりまして、8000人引きますと1万人残るということに相なります。

次の、日本の防衛に役に立っていないのではないかという再々質問につきましては、在沖米軍基地の運用は日米安保条約に基づき行われており、先ほど申し上げたような日本のエリアの防衛に役に立っていると理解いたしております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 企業誘致に係る雇用

条件の再々質問ですが、雇用条件を設定しているのは
常用雇用ということで条件をつけてございます。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後6時43分休憩

午後6時44分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 精和病院の方でやっている事業なんですけれども、うちの方でお願いしている事業ですので、こちらの方で答えさせていただきます。

先ほどの精和病院での退院促進事業ですけれども、一応、地域連携室を置きまして実施しております。

職親制度の利用なんです、これは患者さんを通院患者リハビリテーション事業として実施しております、現在100名をやっております。平成18年度は126名の実績となっております。もちろんこの事業の拡大というんでしょうか、それを活用していくことと、現在、地域連携室を設けているほかの事業にも拡大していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 外間久子君。

〔外間久子君登壇〕

○外間 久子君 知事、やはり認識を変えていただかなきゃ困ると思うんですよ。負担軽減にはなってないし、県内移設だし、しかも1万人残る。やはり私は、改めて知事の認識を変えていただいて、海兵隊をなくすという立場に立たないことにはまた同じような少女の事件が起きてくると思うので、ひとつここはきちっとやっていただきたいということを御要望申し上げまして終わります。

○議長（仲里利信君） 玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 執行部も議員諸侯もお疲れでありますから、ひとつ再質問がないように明確にお答えください。

1 番、知事の政治姿勢について。

(1)、今回の少女の事件についての知事の対応に対してマスコミなどで疑問符がつけられている。それはこの事件で普天間移設などの基地問題に影響を与えることを避けたいとの思いが先行しているのではないかとということである。真意を伺う。

(2)、このような事件は米軍基地あるがゆえのものである。知事は安保条約を認める立場で沖縄の米軍基地

の存在との関係でどのような見解を持っているか。

(3)、この際、県として海兵隊の全面撤去要求を打ち出すべきではないか。知事の基本的見解を問う。

(4)、米国連邦地裁のジュゴン保護のためのアセスメント実施判決に対する知事の所見を伺う。

2 番、基地問題について。

(1)、環境アセスメントについて。

ア、1月21日に出された知事意見で県審査会が答申した事前調査の中止を求めなかったのはなぜか。

イ、「書き直し方法書」について、ジュゴン調査期間の複数年実施やヘリの離発着回数などの明示がなく極めて不十分である。県の見解はどうか。

ウ、「書き直し方法書」が対象事業の内容などで多くの追加がある。当然、公告・縦覧や住民意見等の手続を要求すべきではないか、知事の見解を伺います。

エ、昨年12月12日の第5回移設協で石破防衛大臣は、ことし2月からアセスメント調査を行いたいと表明している。これに対する県の見解はどうか。

(2)、沖合移動、3年めどの普天間危険性の除去について。

ア、昨年12月12日、本年2月7日に開催された移設協において、石破、高村の両担当大臣の答えはいずれもゼロ回答である。今後どのような方法で対処していくか。

イ、飛行ルートについては、緊急時あるいは訓練の形によっては住宅上空を飛ぶということが日米双方から明らかにされている。V字型飛行場の意味はどこにあるか。

ウ、そのような中で数十メートル沖合に移動させる実質的意味はどこにあるのか。

(3)、日米地位協定の改定について。

ア、この間、地位協定改定のためにどのような対応を行ってきたか。

イ、日米地位協定は安保条約第6条を受けて策定・締結されたものである。したがって、同協定は条約第6条の全土基地方式かつ基地の自由使用という原則に貫かれている。県の要求している地位協定の改定は当然に安保条約の改定が前提になる。県はその認識はありか。

(4)、米兵の基地外居住の実態と県の見解を問う。

(5)、辺野古で発生した米兵の民家侵入事件について、概要と捜査の現状を問う。

3 番、県行財政運営について。

(1)、400億円前後の収支不足が生じておりますが、今後の財政運営の見通しについて明らかにされたし。

(2)、これらの収支不足の主たる理由は何か。また、

これまでの国の三位一体政策等はどうのような影響を県財政に及ぼしているか。

(3)、「選択と集中」は今予算にどのようにあらわれているか。

(4)、新税構想が取りざたされているが、どのようなものがあり、また今後の取り組みはどうか。

(5)、市町村への権限移譲はどうなっているか。移譲予定件数は幾つで、その目指すところは何か。また、進捗状況はどうか。

4 番、環境、地球温暖化防止対策について。

(1)、沖縄県のCO₂など削減計画では2000年を基準年にして10年後には8%削減することになっている。直近の実績はどうか。

(2)、実効性のある官民挙げた早急な取り組みが求められていると思うが、県の具体的な方策を問う。

(3)、沖縄県公害防止条例にかわる新条例策定作業が行われているが、その目的と内容について明らかにされたし。

(4)、平成18年6月に出された県環境保全条例（仮称）制定についてという件で、審議会答申はその中で自動車のアイドリングストップ―空吹かしをやめること―や米軍基地から派生する環境問題については、日米地位協定第3条3項に依拠して県条例に織り込むべきだとしている。どのような取り扱いになるのか明らかにされたし。条例上でどういう扱いになるかということを明確に教えてください。

5 番、雇用対策について。

(1)、仲井真知事就任1年が経過したが、雇用問題に対する主たる取り組みとその成果はどうか。

(2)、我が県の非労働力人口は10年前の平成9年より一貫して増加している。その原因についてどのように考えているか。また、このようなことが続くと社会にどのような影響が出てくるか。対応策を含めて示されたし。

(3)、大学卒業者の就業について、平成18年度で見ると卒業者が3648名で、就業、進学などを除いた未就業者が1094名に上っている。約30%で3名に1名が無業者である。深刻な問題だと思うが、その原因は何だと考えるか。また、どのような対策をとってきたか。

(4)、失業率のとり方について国勢調査と労働力調査の間に開きが大き過ぎる。平成7年で見れば3.7ポイントも国調が高い。同じ9月にとってあります。また、全国の差と比べても格段の差があります。全国は差が少ない。沖縄県の労働力調査には問題があるのではないか。つまり実態とかけ離れているのではないかと、こういうふうに私はずっと考えておりますので、

県の見解を示してください。

6 番、教育の課題について。

(1)、学力テストの結果を受け県検証改善委員会はどうのような取り組みを行っているか。

(2)、教員免許を持たない人に特別免許を与え、教員として採用する制度については多様な人材を教壇に送り込むという意味で極めて重要であります。本県における取り組みはどうなっておりますか。

(3)、地球温暖化など環境問題が緊急かつ地球的な広がりを持った重要課題となっております。このような状況の中で全国の学校でも多様な取り組みがなされております。本県においてもCO₂削減のため身近なところからできる省エネ運動などを学校で取り組む必要があります。意識改革が必要であります。取り組みと決意を教育長に伺います。

7 番、交通政策について。

(1)、県内における慢性的な交通混雑の解消は県政の大きな課題であります。抜本的解決に向けた県の施策の方向を示されたし。

(2)、都市モノレールの導入によって那覇市内の混雑度は緩和されたか。また、モノレールとバスやマイカーの有機的連結はどのように進んでいるか。

(3)、沖縄自動車道について、その利用度を高めるために思い切った料金の軽減措置が必要であります。JR九州や四国、北海道が受けている基金制度のようなもので対応すべきと思うが、県の見解はいかがでしょうか。

(4)、沖縄振興計画において、軌道系を含む交通システムについて調査検討するということになっております。いつごろから調査検討に入るのか、知事の見解を賜ります。これは知事からお答えください。

8 番、県立博物館・美術館の運営について。

(1)、両館の運営について、あり方について専門家や県民の間から幾つかの指摘が出ております。責任の最終的所在はだれにあるのか。また、県としてこれらの指摘にどのようにこたえていくのか明確にされたい。

(2)、館長のあり方など人事も含めて見直すべきではないかと思えます。いかがでしょうか。

9 番、北部振興に関して。

(1)、2007年度の北部振興事業の執行状況はどうなっておりますか。

(2)、北部地区医師会より県に対してドクターヘリへの支援要請がなされておりますが、県の対応について伺います。

○議長（仲里利信君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、今回の暴行被疑事件の普天間飛行場移設問題への影響などに係る御質問にお答えいたします。

去る2月10日に発生しました事件は、女性の人権をじゅうりんする重大な犯罪であり、被疑者の海兵隊員に強い怒りを感じているところであります。

在日米軍再編は、沖縄県の基地負担の軽減と抑止力の維持を図ることを目的に合意されたものであり、海兵隊のグアム移転や嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還など、沖縄県にある米軍基地の整理縮小につながる再編が合意されております。このような合意事項につきましては、むしろ積極的に進めるべきであると考えております。

私は、今後とも政府と協議を重ね、普天間飛行場移設問題の解決に向け取り組んでいきたいと考えております。

次に、政治姿勢の中で、海兵隊の全面撤去についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県は、これまで日米両政府に対し、あらゆる機会を通じて海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減等による本県の過重な基地負担の軽減を求めてきたところであります。

県としましては、米軍再編で海兵隊司令部及び約8000名の海兵隊将校・兵員のグアム移転と、それに伴う嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の整理・統合・縮小が合意されたことは、県民の要望している米軍基地の整理縮小につながるものであり、確実な実施がなされる必要があると考えております。

次に、雇用対策の中で、雇用問題に対する取り組みとその成果についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、完全失業率の全国平均化に向けて地域産業の振興や企業誘致、そして新規産業の創出、求人と求職のミスマッチの解消、学生のキャリア教育の推進などに取り組んでいるところであります。

具体的には、コールセンターとホテル業のミスマッチ対策フォーラムを開催し、業界の理解促進と求人・求職者の意識改善を図ってまいります。

また、地域の実情に応じた観光、情報通信関連企業のマッチング支援や看護師の復職支援とともに、キャリア教育の推進に向けたジョブシャドウイングの展開、雇用に関する県民意識を改善するための広報等に取り組んでいるところであります。

さらに、雇用の拡大につながる企業誘致や雇用対策

事業等の拡充強化に努めてまいりました。

今後におきましても、「みんなでグッジョブ運動」の浸透を図りつつ、完全失業率の全国並み改善に向け全力で取り組んでまいっている所存でございます。

次に、交通政策についての中で、軌道系を含む交通システムの調査検討についての御質問にお答えいたします。

県では、20年から30年後を見据えた長期ビジョンを策定し、その中で、将来の県土構造のあり方についても方向性を示していくことといたしております。

その際、体系的な交通ネットワークの構築を図る観点から、軌道系を含む交通システムの導入についても検討していきたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させます。

○議長（仲里利信君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 米軍基地との関係についての御質問にお答えいたします。

日米安全保障体制を含む日米同盟関係は、我が国の平和と安全を守るため、現在の東アジア情勢を踏まえて構築された現実的な安全保障体制であると理解しております。

日米安全保障体制が安定的に維持されるためには、沖縄の社会的・政治的・経済的安定が必要であり、そのためには県民の目に見える形で米軍基地の負担軽減が図られなければならないと考えております。

次に、沖合移動等への対処方法についてお答えします。

これまでの協議会において、知事から、沖合移動や現在の普天間飛行場の3年めどの閉鎖状態の実現について政府に強く求めてきました。

このような中、去る2月7日の協議会の最後に町村官房長官から、地元から話のあった件についても、密接に意見交換をしながら協議をしていきたい。沖合へという話も念頭に置き、できるだけ早い時期に決着が図られるよう最大限の努力をしていきたい旨の発言がありました。

普天間飛行場の移設に当たり、地元の理解と協力が不可欠であることは当然のことであり、今後とも政府と協議を重ね、進展が図られるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、住宅地区上空の飛行についてお答えします。

V字型案となった経緯については、名護市及び宜野座村の住宅地区上空を飛行ルートから回避するため、両市村と日本政府が交わした基本合意書に基づき、日

米両政府が合意したものであると認識しております。

基本合意に至った経緯を考えれば、いかなる訓練においても住宅地区上空を飛行するようなことはあってはならないと考えております。

次に、代替施設の沖合移動についてお答えします。

名護市の可能な限り沖合へ寄せていただきたいとの要求は、周辺住民の生活環境等に配慮する観点から要求しているものであり、県としてもその要求に政府が応じるよう求めているところであります。

代替施設の具体的な位置については政府から示され、普天間飛行場移設措置協議会の場において確認される必要があると考えております。

次に、日米地位協定見直しの対応についてお答えします。

県は、日米地位協定の見直しを図るため、昨年8月、渉外知事会として外務大臣、防衛大臣に要請したのを初め、機会あるごとに日米両政府に対し要請しております。

最近では、去る2月13日には、来沖した参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会委員長に対し要請したほか、2月15日にも来沖した民主党国会議員に、2月18日及び19日には、軍転協を通じて内閣官房長官を初め日本政府と在日米大使館等に対し要請したところであります。

日米地位協定の見直しと日米安全保障条約との関連についてお答えします。

日米安全保障条約第6条では、米軍の施設及び区域の使用並びに合衆国軍隊の地位については、日米地位協定によって規律される旨規定されており、現行の日米安保条約のもとで日米地位協定を改定することは可能であると考えております。

したがって、日米地位協定の改定は当然に日米安保条約の改定が前提になるとの認識はありません。

米軍人等の基地外居住について。

米軍によると、平成19年9月時点で米軍住宅検査事務所に登録されている住宅は6098戸で、そのうち5107戸が契約されているとのことであります。

また、外務省によると、平成20年1月31日現在、施設・区域外に居住している軍人・軍属、家族の総数は1万748人とのことであります。

県としては、基地の外に居住する米軍人等の規律の強化を含め、具体的な犯罪防止に資するような対策を日米両政府に対し求めていく考えであります。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 知事の政治姿勢との関連で、米国連邦地裁のジュゴン判決に対する所見についてお答えいたします。

米連邦地裁の沖縄ジュゴン訴訟については、ジュゴンへの影響に関する資料を法廷に提出するよう米国防総省に命じ、それまでの間は訴訟が保留されているものと認識しております。

本県のジュゴンについては、我が国においても文化財保護法の天然記念物に指定されていることや、環境省及び本県のレッドデータブックにおいても絶滅危惧ⅠA類に指定されており、その保護については重要な種であると認識しております。

県としては、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価の手續において、適切かつ十分な環境影響評価の実施を求め、ジュゴンを含む動植物の保護・保全や生活環境への影響に十分な配慮がなされるよう求めていく考えであります。

次に、基地問題との関連で、事前調査の中止を求めなかった理由についてお答えいたします。

環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例において、調査の実施自体を事業者があらかじめ行うことについて特に妨げておりません。

沖縄防衛局が実施している環境現況調査は、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法が選定されていない段階において、公共用財産使用協議に基づき、事業者の責任と判断において実施されているものであります。

アセスメント調査については、沖縄防衛局において、今後、方法書に対する知事意見や追加・修正資料に対する県の意見及び住民等意見を踏まえ、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を決定し、これに基づいて適切に実施する必要があります。

なお、公共用財産使用協議により同意した内容以外の調査については、当該調査を中止するよう申し入れております。

次に、書き直し方法書に対する県の見解についてお答えいたします。

県としては、本年2月5日に提出された追加・修正資料は、当初の方法書に比べ対象事業の内容等が具体的に記載されたものとなっていると考えております。

対象事業の内容については、飛行場区域の面積や滑走路の幅、滑走路の長さ等の各諸元などが明記されるとともに、環境影響評価の項目及び手法等については、調査項目の追加や調査地点の追加などが示されております。

しかしながら、ジュゴンの調査期間や代替施設での

ヘリの離発着回数についてはいまだ明らかにされてお
りません。

県としては、ジュゴンの調査期間は複数年の調査な
ど相応の期間が必要であり、またヘリの離発着回数に
ついては航空機騒音等の予測の前提として必要である
ことから、方法書の知事意見で述べたところでありま
す。

なお、方法書に対する追加・修正資料については、
現在、審査会においてそれぞれ専門の立場から当該資
料の内容を慎重に審査しているところであり、今後、
審査会からの意見を集約し、適切な環境影響評価が実
施されるよう県としての意見を述べていきたいと考え
ております。

次に、公告・縦覧や住民等意見聴取の手続を要求す
べきではなかったかについてお答えいたします。

追加・修正資料については、環境影響評価法及び沖
縄県環境影響評価条例で規定される手続の再実施の要
件には該当しないことから、公表の手続については沖
縄防衛局の判断となります。

沖縄防衛局においては、追加・修正資料の公表につ
いて県及び沖縄防衛局のホームページでの閲覧や、県
庁、名護市役所、宜野座村役場及び沖縄防衛局での図
書の閲覧を2月18日まで行っております。

また、住民等意見の聴取については、県及び沖縄防
衛局に送付のあった環境保全の見地からの意見につ
いて県が意見を述べる際に配慮していきたいと考えてお
ります。

次に、アセスメント調査の開始時期についてお答え
いたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係るアセスメント
調査については、方法書に対する知事意見や追加・修
正資料に対する県の意見及び住民等意見を踏まえ、環
境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を
選定し、これに基づいて適切に調査を実施する必要が
あります。

方法書に対する追加・修正資料については、現在、
審査会においてそれぞれ専門の立場から審査を行って
いるところであります。

県としては、今後、審査会からの意見を集約し、適
切な環境影響評価が実施されるよう県の意見を述べて
いきたいと考えております。

アセスメント調査の実施については、県の意見を踏
まえ、調査手法等の決定後実施されるべきものと考え
ております。

次に、環境、地球温暖化防止対策について、CO₂
など温室効果ガス排出量の直近の実績についてお答え

いたします。

県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に
基づき、温室効果ガス削減のための県の総合対策や、
県民、事業者等の行動指針を示す「沖縄県地球温暖化
対策地域推進計画」を2003年度に策定しております。

当計画においては、温室効果ガス総排出量を2010年
度までに2000年度比で8%削減することを目標として
おりますが、県において推計した直近の温室効果ガス
排出量は2003年度で約1449万トンとなっており、2000
年度比で11.3%増加しております。

県の具体的な地球温暖化対策についてお答えいたし
ます。

地球温暖化対策については、原因となる温室効果ガ
スの排出があらゆる社会経済活動に起因することか
ら、行政だけでなく県民や事業者等がそれぞれの役割
において取り組むことが重要であります。

このため、県では、環境経営システムISO14001
の認証取得やESCO事業の導入による県有施設の省
エネ化など、みずからの事務事業における温暖化対策
に率先して取り組んでおります。

また、おきなわアジェンダ21県民会議や地球温暖化
防止活動推進センター等と連携して、県民環境フェア
や地球温暖化防止セミナー等を通じエコライフ、エコ
オフィス活動の実践を促しております。

特に、事業者に対して二酸化炭素排出量の削減への
取り組みを促す環境経営システム「エコアクション21」
の導入促進セミナー等を実施しております。

県としては、今後とも「沖縄県地球温暖化対策地域
推進計画」の目標へ向け、より多くの県民、事業者、
行政等が地球温暖化防止への取り組みに参加されるよ
う取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県生活環境保全条例（仮称）の目的と内容に
ついてお答えいたします。

近年、県民を取り巻く生活環境が変化してきてお
り、いわゆる都市・生活型の環境課題への対応や地球
温暖化等の地球規模の環境問題の取り組みが求められ
ております。

このようなことから、今般、県公害防止条例を全部
改正し、沖縄県生活環境保全条例（仮称）を制定する
こととしております。

現在検討しております条例においては、県民の健康
の保護及び良好で快適な生活環境の保全を図ることを
目的として、環境の保全に関する規制と環境への負荷
の低減を大きな柱としております。

環境の保全に関する規制については、県公害防止条
例における工場及び事業場から発生する公害に係る規

制を整理・拡充し、新たに土壌及び地下水汚染の防止に関する項目を加え、環境の保全に関する規制の強化を図ることとしております。

環境への負荷の低減については、県知事が環境負荷低減のための行動指針を示し、事業者の自発的な創意工夫による計画的なエネルギー使用の抑制や、自動車の運行に伴う環境への負荷の低減などを図ることとしており、県、事業者、民間団体及び県民の協働による取り組みを促進していきたいと考えております。

次に、県生活環境保全条例（仮称）におけるアイドリングストップの取り扱いについてお答えいたします。

アイドリングストップなどのエコドライブは、二酸化窒素、浮遊粒子状物質などの大気汚染物質や温暖化効果ガスである二酸化炭素の抑制に有効であると考えております。

このことから、沖縄県生活環境保全条例（仮称）においては、環境への負荷の低減を図るための措置として、県知事が環境負荷低減のための行動指針を示すことにより、県民、事業者の自主的な行動を促す仕組みを設けることとしております。

この行動指針の中で、アイドリングストップなどのエコドライブについても個別の指針を示すとともに、自動車の使用者等に対しては環境に配慮した適切な運転（エコドライブ）に関する努力規定を設けることとしております。

次に、県環境審議会から答申のあった基地環境問題の取り扱いについてお答えいたします。

県環境審議会の答申においては、基地環境問題に係る措置として、航空機騒音の軽減等基地環境問題に係る協定締結の申し入れや汚染実態把握のための基地立入調査に関する規定について、条例に盛り込むよう提言があったところであります。

そのため、県においては、条例を制定するに当たり、その趣旨を踏まえ、米軍に関する規定を条例に盛り込むことが可能かどうかさまざまな観点から検討したところでありますが、国際法上、米軍に対しては国内法が適用されないこと等もあり、条例に規定するのは困難であると考えております。

去る1月16日の審議会において、米軍に関してはさまざまな角度から検討したが、条例に規定するのは困難である旨の報告をしたところ、審議会からは、「県が答申を真摯に検討した結果であり、行政が機会ある度ごとに国や米軍等に働きかけていくとの結論に至ったということについては、尊重せざるを得ない。」との見解が示され、原案について了承されたところであ

ります。

なお、県においては、米軍基地から派生する環境問題の解決には、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると認識しており、今後ともあらゆる機会を通じて日米両政府に強く訴えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 辺野古で発生した米兵による民家侵入事件についてお答えします。

本件は、2月18日午前4時24分ごろ、名護市字辺野古の民家において知らない外国人を発見した居住者からの110番通報を受け、直ちに名護警察署の警察官が現場に急行し、酒に酔って屋内に侵入していた外国人を現行犯逮捕したものであります。

同外国人は、在沖米海兵隊キャンプ・シュワブ海兵隊伍長ショーン・コーディー・ジェイク21歳であり、翌2月19日午後、那覇地方検察庁に住居侵入罪で事件送致しております。

なお、被疑者は現在においても名護警察署に勾留されております。

以上です。

○議長（仲里利信君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 県行財政運営についての中、収支不足の要因と今後の見通し及び三位一体の改革の影響について、関連しますので一括してお答えいたします。

国、地方を取り巻く厳しい財政状況の中、平成20年度当初予算においては、給与の特例措置や政策的経費の縮減を行ってもなお387億円の収支不足が生じたため、主要4基金の取り崩し、退職手当債や行革推進債等の発行などにより対応したところであります。

本県財政は、今後とも歳入において、県税や地方交付税などの一般財源の大幅な増が期待できない反面、歳出においては団塊世代の大量退職に伴う退職金の高どまり、制度改正や少子・高齢化に伴う社会保障関係費の増などにより厳しい状況が続くことが見込まれます。

三位一体の改革による影響額につきましては、平成20年度当初予算については現在のところ把握しておりませんので、平成19年度で申し上げますと、三位一体の改革のうち、国庫補助負担金改革では、国庫補助負担金の廃止影響額は約363億円となっております。

これに対する財源措置は、所得税から個人県民税へ

の税源移譲が約118億円見込まれており、税源移譲が不足する額約245億円については普通交付税で補てんされていると考えております。

しかしながら、三位一体改革のうちの地方交付税改革では、平成16年度以降、地方交付税の削減が行われ、本県においても平成19年度の臨時財政対策債を含めた普通交付税は平成15年度に比較し、約175億円の減額となっております。

歳入のおおむね3割を地方交付税に依存している本県にとっては、大変厳しい状況となっております。

次に、「選択と集中」の予算への実現についてお答えいたします。

平成20年度予算の編成に当たっては、歳入面では県税が落ち込む等全体として伸びが見込めず、歳出面では社会保障関係費の増加、病院事業会計の資金不足への対応等新たな財政需要が発生し、引き続き厳しい状況となりました。

このため、政策的経費全体について枠配分方式を導入し、各部局の権限と責任のもと、主体的な行財政改革を実行するとともに、事業の取捨選択をより一層徹底し、限られた財源を緊急かつ重要な施策に重点的・効果的に配分することを基本といたしました。

また、平成20年度は沖縄振興計画に基づく第3次分野別計画がスタートする重要な年であります。そのため、自立型経済の構築や県民福祉の向上を図る観点から、産業振興、雇用創出、福祉・医療の充実、離島振興など、県政の重要課題に重点的・効果的に予算を措置したところであります。

次に、新税構想と今後の取り組みについてお答えいたします。

国、地方を取り巻く厳しい財政事情の中で、自主財源を確保するため、地域の課題に応じて独自の税源を検討していくことは重要なことと考えております。

現在、県におきましては、税務課内に設置した税制研究会において、新たな税源の可能性について検討を進めているところであります。例えば、宿泊施設やレンタカーの利用、本県へ入域する場合などへの課税について、他府県の状況等も参考にしながら課題の整理を行っているところであります。

今後は、本県の実情に即した新税の早期導入に向け、県民や関係業界からの意見聴取、財政需要とのかかわり、受益と負担の関係、課税の公平性、県経済に及ぼす影響などについて十分検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、市町村への権限移譲の状況についてお答えいたします。

地方分権の進展に伴い、住民に身近な行政はできる限り住民に最も近い市町村が担い、住民サービスの向上や市町村が主体的に地域づくりを行うことが求められており、市町村への権限移譲を積極的に進める必要があると考えております。

現在、市町村へ権限移譲した事務の数は175事務となっており、他府県に比べ少ない状況であります。

その主な理由としましては、島嶼県であり、規模の小さい市町村が多いこと、市町村の行財政基盤が脆弱であること等が考えられます。そのため、県は1426の新たな移譲対象事務を選定するとともに、市町村への財政的支援や人的支援を明記した「市町村への権限移譲推進指針」を昨年3月に策定いたしました。その中でも、当面、全国都道府県の調査結果においておおむね30の都道府県で移譲している561の事務について重点的に移譲を進めていきたいと考えており、現在、市町村に対しまして移譲希望事務調査を行っているところであります。

今後とも、住民サービスの向上を図るため、市町村への権限移譲を進めていきたいと考えております。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 雇用対策の御質問の中で、非労働力人口増加の原因と影響及び対策についてお答えします。

本県の非労働力人口を平成19年と10年前の平成9年で比較すると、全体では17.0%増加しております。

年齢別では、59歳以下は1.6%の増加となっているのに対して、60歳以上では38.7%増加していることから、非労働力人口の増加は高齢化が主な原因であると考えております。

非労働力人口や完全失業者が増加すると、生産性が低下し、自立型経済の構築に影響を及ぼすことが懸念されます。このため、完全失業率の全国平均化に向けて、地域産業の振興や企業誘致、新規産業の創出、求人と求職のミスマッチの解消、学生のキャリア教育の推進等に取り組んでいるところであります。

次に、大卒無業者の原因とその対策についてお答えします。

本県の大学の学卒無業者が多い要因としては、県内に雇用の場が少ないことや、県内志向が強いこと、卒業後も公務員等を目指す者が多いことなどが考えられます。

大学新卒無業者への対策については、大学在学中に職業観の形成や就職支援を実施することが有効であり、大学での指導及び取り組みが重要であります。

そのため、大学では、独自に企業説明会や就職相談を実施するなど、就職支援を強化しております。

また、大学の取り組みを支援するため沖縄県キャリアセンターの支所を琉球大学内及び名城大学に隣接した北部生涯学習推進センターに開設し、キャリアカウンセリングや就職に関する各種セミナーを実施しております。さらに、県外へのインターンシップ派遣事業や、県内3大学においてキャリア講義を実施するなど、職業観の形成や就職支援を強化しているところで

す。

これらの取り組みにより、平成16年3月卒の無業者率は43.1%でありましたが、平成19年3月卒では27.7%と年々改善傾向にあります。

しかしながら、全国平均と比較すると依然として高い割合であることから、引き続き国や教育機関と連携して若年者の雇用状況の改善に努める必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 雇用対策についての御質問で、国勢調査と労働力調査の完全失業率についてお答えいたします。

国勢調査は全数調査であるため、市町村ごとの完全失業率の把握などが可能となるものの、5年に一度の調査であります。

一方、労働力調査はサンプル調査ではあるものの、毎月調査しているため、現在の雇用情勢を把握することができます。

このことから、行政施策を展開する基本指標としては現状を把握できる労働力調査を基本とし、地域ごとの雇用情勢を把握する場合は、国勢調査を利用するなどの使い分けが必要であると考えております。

また、労働力調査における調査区の設定、標本の抽出及び調査方法等については国で取り決めておりますが、本県の場合、他県に比べサンプル数も多く、精度に問題があるとは考えておりません。

なお、国勢調査による完全失業率は労働力調査のそれに比較して高くなる傾向にあります。数値の乖離については的確に分析していきたいと考えております。

次に、交通政策についての御質問で、抜本的な交通渋滞対策についてお答えいたします。

県では、交通渋滞を初めとする交通問題の緩和に向けて、道路整備等のハード施策だけでなく、自動車の効率的な利用や公共交通機関の利用を促進するソフト

施策として「TDM（交通需要マネジメント）施策推進アクションプログラム」を平成16年度に策定しました。

また、平成18年度はその具体的展開に向けて、定時・定速性が確保され、利用者の利便性の向上に資する基幹バスを中心としたバス網再構築計画を策定したところであります。現在、学識経験者、交通利用者や交通事業者等で構成する「沖縄県公共交通活性化推進協議会」を設置し、バス網再構築の実施に伴うさまざまな課題の解決に向けて検討を行っているところであります。

同じく交通政策についての御質問で、沖縄自動車道の通行料金軽減による利用促進についてお答えいたします。

沖縄自動車道の通行料金については、北部一中南部間の円滑な交流を促進し、観光産業を初めとする本県の経済振興を図るため、減収相当額を特別調整費により補てんすることによって既に3割程度の割引が実施されております。その結果、沖縄自動車道の交通量は、割引実施前1年間の1326万台から平成18年度には約2577万台とほぼ倍増しております。

なお、今後の沖縄自動車道の通行料金については、国土交通省の高速道路料金引き下げの議論を踏まえながら、その方策について検討していきたいと考えております。

次に、北部振興に関しまして、2007年度北部振興事業の執行状況についてお答えいたします。

今年度の北部振興事業については、平成20年1月下旬に公共事業で34件、約46億円、非公共事業で13件、約49億円の予算が内示され、事業に着手されております。

これらの事業については、制度的に繰り越しも可能であることから、執行に当たっては特に支障はないものと考えております。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育の課題についての御質問で、検証改善委員会の取り組みについてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査の分析結果から、本県の児童生徒は基本的な生活習慣の確立や基礎学力の定着、学習意欲などに課題があるものと考えております。

県教育委員会といたしましては、これらの課題の改善を図るために、有識者で構成する「沖縄県検証改善委員会」を設置し、確かな学力の向上を目指して「学

校改善支援プラン」を策定しました。

学力の向上に向けては、授業改善が最も重要であるという提言を受け、わかる授業をつくるポイントや学習を支える力の重点事項など、授業改善のヒント集を全公立学校へ配布したところであります。

今後は、第2、第3の学校改善支援プランとして「家庭学習のてびき」や「授業実践事例集」を発行する予定であります。本プランを参考に、各市町村教育委員会や各学校においても具体的な対策が講じられるよう指導の徹底を図っていきたいと考えております。

また、沖縄県学力向上フォーラムを開催し、児童生徒一人一人に確かな学力をはぐくむための機運を醸成するとともに、学校、家庭、地域が連携・協力した県民総ぐるみの取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、特別免許状制度の取り組みについてお答えいたします。

幅広い経験を持ち、すぐれた知識や技能等を有する者が学校教育に携わることは、学校を開かれたものにするためにも大切であると考えております。

各学校においては、専門分野に秀でた地域の人材の活用を図るため特別非常勤講師制度を活用し、三線や琉舞、パソコン指導、スポーツ指導等、教育活動の充実を図っております。

本県においては、特別免許状の付与による教員の採用事例はありませんが、今後は全国の事例等を情報収集し、特別免許状制度の活用のあり方等についても研究してみたいと考えております。

次に、環境問題への取り組みと決意についてお答えいたします。

今日、地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模での環境問題が深刻なものとなっております。

県教育委員会としましては、「環境教育は、地球規模で考え、地域から行動する」との理念に基づいて、身近な環境に目を向け、環境保全に積極的に取り組む実践的な態度、能力を身につけさせるため、小・中・高校別の環境教育プログラムを作成しております。

また、小中学校では「ちゅら島環境21」、高等学校では「沖縄県高校生グリーンデー」宣言が決議され、各学校においては、節電、節水、ごみ分別、リサイクル運動や、教室移動時、昼食時の一斉消灯などの取り組みが行われております。

県教育委員会としましては、今後とも小・中・高・特別支援学校において、児童生徒の発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通して実践的な環境教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、県立博物館・美術館の運営についての御質問で、県立博物館・美術館の運営等についてお答えいたします。

県立博物館・美術館につきましては、複合施設としたことや、直営する学芸部門以外の業務を指定管理者に委託したこと等に関して、いろいろな御意見があることは承知しております。これらのことは、博物館・美術館建設を実現する上で、コスト削減や民間ノウハウを活用したサービス向上等の必要性を総合的に判断して実施したものであります。

昨年11月開館した博物館・美術館には、2月21日現在で16万人を超える県民等が来館し、順調な滑り出しとなっております。

県教育委員会としましては、来館者に感動を与えるような展示等サービス徹底に努め、博物館・美術館を本県文化の発展に貢献する施設に育てていくことで県民の期待にこたえてまいりたいと考えております。

次に、館長のあり方等についてお答えいたします。

博物館・美術館は複合施設として一元的な管理運営を行っておりますが、博物館施設、美術館施設にはそれぞれの業務に通じた副館長を配置し、単独館における館長と同等の役割を持って、それぞれの学芸部門の活動を推進しております。

館長につきましては、両施設の業務を調整し、総括する役割を担うことから、財務面や展示、広報等について幅広い視点を持ち、経営手腕を備えた人物を配置しているところであります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 首里勇治君登壇〕

○土木建築部長（首里勇治君） それでは交通政策関連で、モノレール導入後の那覇市内の混雑緩和及びバスやマイカーとの連結状況についての御質問にお答えいたします。

県が平成16年に実施したモノレール整備効果調査結果では、モノレール利用者の約30%が乗用車からモノレールへ転換しております。

また、国と県が平成17年に実施しました交通量調査結果によりますと、平成11年と比較して那覇市周辺道路の交通量が減少しており、特に国道330号や国際通りで約25%の減少があり、モノレールが交通渋滞緩和に一定の成果があったことが確認されております。

モノレールとバスやマイカーとの連携につきましては、首里駅やおもろまち駅等で高速バス、路線バス及びコミュニティーバスとの乗り継ぎを実施するとともに、古島駅、安里駅及び小禄駅で約220台のパーク・

アンド・ライドを実施しており、今後ともコミュニティーバスやパーク・アンド・ライドの拡充等、モノレールの利用促進に努めていく考えであります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 北部振興に関しての、北部地区医師会のヘリコプターへの支援についてにお答えいたします。

平成20年度から国の補助を受けて実施する救急医療用ヘリコプター活用事業においては、本島北部地区を初め、沖縄本島全域及び周辺離島を対象としていることから、北部地区医師会病院が独自に実施しているヘリコプター搬送事業に対して、別途、財政的な支援を行うことは現在のところ困難であると考えております。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 休憩してください。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後7時42分休憩

午後7時43分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 ドクターヘリについて、前の質問の中では、たしか自民党の代表質問の中で、これから研究するということがあったんですけども、抜けているのはわざと抜かしたの。研究するということであれば、研究するというのはどういうことなのか説明してください。質問者によって答弁が違うというのもいささか奇異な感じがします。

それから博物館・美術館は副館長が責任を持てやると。知識のある人だというのであれば、そんなことをおっしゃるのであれば館長は要らないのではないですか。

それで再質問しますが、私は、今議会の一つの役割は、やはりこのたびの少女の暴行事件を糾弾すると同時に、このような事件が続発する原因を究明して、その根っこを断ち切ることだというふうに思います。それはとりもなおさず米軍基地の存在とこれらの事件との関係をはっきりさせるということが一番重要だと思いますね。

私は、海兵隊の撤退を要求すべしと、こういうふうに思っておりますが、特に21日でしたか、この事件と基地の関係を考える上で、当銘議員の代表質問に対す

る知事の答弁は、私は極めて重要な論点を提起したのではないかというふうに思っております。

そういう意味でそのことについて触れたいんですが、知事の答弁は、一部の不心得者が発生した、つまり事件を起こしたからといって、国防とかアジア・太平洋の安全を考えずに帰還させるという論理は飛躍があり過ぎ、考えられないと、こういうふうに申しております。起こしてみましたが、そういうことであります。

この答弁は、2つの意味を私は有していると思います。

1つは、一部の不心得者が事件を起こしたとしても、しかしアジア・太平洋の安全のために米軍の駐留は必要という論旨ですね、1つ目は。

もう一つ目は、国防とかアジア・太平洋の安全も考えずという言い方は、まさにこれは県民の安全を第一に考えるべき沖縄県知事の立場ではなく、国の立場に立った発言ということでありまして、沖縄県知事は日本国総理大臣も兼ねているのかと、こういうふうに私は思うほどでありました。

私の質問は、1の(2)と(3)の関連であります。知事の言う一部の不心得者というものは、事件を起こすのは常に不心得者なんです。常に不心得者が後を絶たないわけですね。そして困ったことに、その不心得者というのはだれなのかというのは厄介なことにあらかじめ見分けがつかないんです。見分けをつけることができないわけでありまして。例えて言うならば、例がいかがかわかりませんが、病巣は海兵隊という臓器全体に潜んでおり、一部摘出は難しく、その臓器全体の摘出以外に回復の手だてはないわけですね。どこに病巣があるかわからないんですよ。これは見てわからないわけですね。

そういう意味では、何万人という兵士を一律に律するということは事実上できない。これは復帰後の間を見ても5000件の事件が起こっていることが何よりの証左であります。

この事件を機に改めて私はその病巣を取り除く海兵隊の撤退を検討するという決意に立つべきだと思うんですね。これが私は日本政府なりアメリカに対する沖縄県民の代表としての知事の一つのシグナルだと思います。

それとも国防やアジア・太平洋の安全のためにこのような事件は県民として耐え忍ぶべきことなのか、この2つについて明確にお答えください。

2点目でありまして、知事の国防とかアジア・太平洋の安全も考えずという言い方に私は端的にあらわ

れているのは、事件そのものの深刻さよりも日本政府に対する気遣い並びに日米同盟の配慮そのものが私はその言葉にあらわれているのではないかと、こういうふうに思います。知事の対応とにかく批判が出てくるのは、知事のそういう本音が随所にかいま見られることに私は県民の不信感が出ているのではないかと、こういうふうに思います。

我が県の一人の少女の安全と人権も守れずして何ゆえにアジア・太平洋の安全なのか。私は、まさにこれは逆立ちした思考であって、沖縄県知事としての基本的な資質が問われるんじゃないかと残念ながら私は思っております。

お聞きをしますが、知事は県民や一少女の安全とアジア・太平洋の安全はどちらが大切で、どちらが優先されるべきと考えているか、このところは率直にひとつつ心情をお聞かせ願いたいと思います。

3点目でございますが、環境アセス関連です。

この沖縄県が昨年4月に出した公共財産使用協議では、調査内容は水中ビデオカメラ、パッシングソナーとか、海生生物の調査、あるいはサンゴ類の幼群体調査、海洋調査であるわけですが、市民団体などの独自の調査で、それ以外の調査が行われているということが確認をされておりますね。この写真もここにありますが、（資料を掲示） こういう機具があるわけですね。こういうことについて県は把握をされているのであれば、この中身をおっしゃってもらいたいし、協議以外のものは中止をしろと言っているというのであれば、何が協議会のものなのか、それを明らかにしていただきたいと思います。

この調査以外にやられていることは、この市民団体の調査で明確でありますから、直ちに私は事前調査を中止をして精査をすべきであろうというふうに考えておりますので、ひとつお答えください。

それから、防衛省はこれらの事前調査をアセス手続の環境現況調査に繰り込むことが予想されます。これについて県はアセス法違反でありますから、断固としてこのことについては認めないということを明確にしてもらいたい。

5点目ですが、辺野古で兵舎の移転先とされる場所にある既存兵舎の解体工事の入札が去年の12月18日に公告され、その解体工事は7月31日から工期期間なんですね。アセスの手続も守らないうちに既に解体工事が始まって準備に入っていると、こういうことがあるわけです。これは私は完全にアセス法違反だと思うんです。法第31条、県条例27条、評価書の公告及び縦覧による公告を行うまでは工事をしてはならないと、こ

ういう法律に明記があるわけです。それにもかかわらず既に解体工事の入札がされているということについては、私は大変大きな問題だと思います。明らかなアセス法違反であり、県の見解をお示してください。

それから6点目でございますが、3年めどの普天間の閉鎖状況を実現するということに関してですが、これまで移設協における政府の立場は、いずれも昨年8月に発表した普天間の運用に関する報告書が最善の策であり、また辺野古移設を早急に進めることだと繰り返すばかりであります。知事の要求は1センチも前に進んでおりません。何かここに来て秘策はありますか。

7点目、緊急時飛行ルートに関してでございますが、緊急時あるいは訓練の形によっては住民上空を飛ぶということが日米双方から明確にされております。この判断はまさに米軍の運用上の判断でありますから、嘉手納とか普天間と全く同じ形になるということは明らかにしたわけでありまして。

そんな中で、V字型案についても当初の意義がほとんどなくなってしまったわけですね。これは上空を飛ばないという原則でつくっているわけですから、このことによって意義が失われてしまった。

また、沖合数十メートルなどといって、それがこの移設の大きなハードルのように見せておりますが、私はこれは一種のトリックじゃないかというふうに考えております。

この辺野古に新基地が建設された場合に、住宅上空を飛ぶということはこれは日米が明らかにしているわけです。知事は飛ばさないと繰り返しおっしゃっているわけですが、知事に飛ばさないという権限がおりなのか、そしてまたどういう方策で飛ばさないということを確保するのか、担保するのか明確にお答えください。

9番目でございます。

生活環境保全条例、私は10数年前からアイドリングストップのことについてはずっと申し上げてきているわけです。私は調べてみたんですが、これはもはや全国の47都道府県のうち条例が23にも達しているわけですね。罰則を設けたのが3県あるんですよ。10万円以下とか、奈良市なんかも10万円以下の罰金ですが、非常に厳しい状況になっています。13市政令指定都市のうち8市の63%、東京23区でも半数の11区、これは非常にアイドリングストップというのは急速に進んできていて、厳しい規制をかけているわけでありまして。

そういう意味で、我が県は自動車社会で増加が非常に著しい。そして観光立県としてたくさんの観光客が来るわけで、厳しい規制を私はすべきだろうと、その

ことが観光県としての全国へのアピールにもなるというふうに思います。

私は、そういう意味できっちりと、できれば罰則規定まで設けるぐらいの、そういうきっちとした条例にしてもらいたいというふうに思っております。条例も見ないとどういう形になるかわかりませんが。

それからもう一つ、この米軍の問題をなぜ入れないかという問題ですが、これは審議会が非常に苦心惨たんで、地位協定の3条3項をわざわざ持ち出して、合衆国軍隊はその作業について公共の安全に妥当な考慮を払わなければならないという条項がありますから、これを根拠にして、何とか沖縄県ができるものとして条例に練り込めないかという苦心惨たたる結果なんですよ。これについては私はぜひとも工夫をして、その地位協定の改定をずっと要求しているわけですから、何とか形をひとつ考えて練り込めるようなことをやることは私は非常に重要ではないかと、こういうふうに思います。審議会の意欲も非常に感じられますし、ぜひここはもう少し議論をすべきではないかと思えます。

知事の所見を伺わせてもらいます。

11点目ですが、失業率のとり方ですが、これは平成7年、12年、15年、17年と全部国調が高いわけですよ。全部高く、10%内外なんですよ。そして7年は3.7ポイントもある。本土と比べると同じぐらいのレベルで移動しているわけです。沖縄が物すごい差があるわけですね。何といってもこれは国調の方が調べている人数が多いわけです。精度が高いのは当たり前なんです。当然のことでしょう、統計学からいえば。

そういう意味で、私は実感としては10%内外だろうと。だから今の労調との関係をここはきちっと考えてやらなきゃならぬだろうというふうに思います。

もう一回、企画部長お願いします。

それから交通問題ですが、知事、これはいつから始めるのか。知事の答弁がありました、そのことについて、この開発計画ももう4年しか残っていませんので、いつから始めるかということを明確にしてください。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後7時56分休憩

午後8時8分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 再質問にお答えいたします。

まず第1に、ドクターヘリについての答弁についての御意見ですが、現在、北部については確かに今のところは難しいということを今伊波部長の方で答弁したわけですが、無論これから先、ドクターヘリというのは大変重要なので、よく研究をし、議論を積んで前へ進めていきたいというようなことを私の方でたしか答弁したと思います。

それから少女暴行事件に関連して、海兵隊などもう全面的に撤去というものを知事は言うべきではないかという御質問だと思いますが、これについては即そこへ飛ぶというのは、明らかにこれは現実的ではないということを私は申し上げているわけで、事件や事故が起こらないように、発生しないように、そして県民の安全を第一に考えるというのは、これは当然のことだと私は思っております。

そして、これに関連してだと思いますが、次の御質問の中で、アジア・太平洋地域の安全と少女の安全を守るというのはどちらが大切かという御趣旨の御質問がありましたが、これは選択できるようなものではありません。少女の安全の確保は当たり前です。これは重要なこと。そして、基地の存在している理由の一つにある安全保障条約上の理由、その他の理由、これはこれで存在しているということですから、どちらが大切というような基準で考えるものではないと考えております。

それから3年めどの閉鎖状態に絡んで何か秘策があるかと。

秘策と称するようなものはこういう関連では無論ありません。これは正面から堂々とこの必要性を今要求しているところであります。そして、いろんな機会をとらえてこの内容をこの1年、政府及び関係者に申し上げてきたところでございます。

これはいろんな反応がありますけれども、これでもってできるできないという判断をするには、まだまだ全然これは早い話だと考えております。

それから住宅上空を飛ぶ飛行ルートの件、私に権限があるかないかとおっしゃられても、あるわけじゃないですか。質問の御趣旨がよくわからない。これは無論、名護市が基本合意の中で飛行ルートについてきちっと書いてあります。これは無論政府と県なり、政府と地元なりがこれから取り決めをしていくものでしょう。そういうものはこれから取り決めていく内容のものでしょう。

それから一番最後だったと思いますが、鉄軌道についての話ですが、これは21世紀ビジョン研究会というのは、小一年ですが既にやってきておりまして、正式

にはといいますか、もう少し実務的な考えといいますか、データ、その他も入れた内容のものをこの4月から改めてスタートさせようと思っております。こういう中できちっと処理といいますか、きちっと検討してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等からお答えさせます。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 環境アセスとの関連の再質問に対してお答えいたします。

まず1つに、公共用財産使用協議で許可した調査以外の調査について把握しているかという趣旨についてお答えいたします。

公共用財産使用協議で同意した調査以外で中止を申し入れた主なものについては、1つ目には、ジュゴンのかみ跡調査でくいを使用したこと、2つ目には、サンゴ等に係るライン調査を実施していること、3つ目には、マンタ法によるサンゴ等の分布調査を行っていること等については、県の方から沖縄防衛局に対して調査の中止を申し入れてございます。

次に、環境現況調査の結果を普天間飛行場代替施設に係る環境影響評価に活用することは可能かという趣旨の御質問にお答えいたします。

事業者において実施された環境現況調査の結果を環境影響評価の手法の選定や現地調査の結果として環境影響評価に活用することは可能であります。

ただし、この場合、環境影響評価の手法が選定されていない段階において、事業者の責任と判断において実施されるものであることから、今後、方法書に対する知事意見が述べられた際には、知事意見や住民等意見を踏まえ、環境影響評価の項目並びに調査等の手法を選定し、当該項目及び手法等に基づき必要な調査を実施する必要があります。

次に、兵舎の解体工事についてお答えいたします。

飛行場の実施区域内における兵舎の解体等につきましては、アセス終了後に行われるものとなっております。

今回、工事された兵舎の解体等の契約につきましては、沖縄全体の米軍再編に伴う工事であると聞いており、今回の飛行場実施区域のアセス対象には含まれておりません。

次に、県生活環境保全条例におけるアイドリングストップの取り扱いについてお答えいたします。

アイドリングストップについては、現在の条例案では環境の負荷軽減の観点から努力規定として設けてお

ります。

温暖化効果ガスである二酸化炭素などの排出は、エネルギー消費を伴う事業者の事業活動や県民の日常生活など、あらゆる社会経済活動に起因するものであり、事業活動や日常生活に密着した地域におけるアイドリングストップの取り組みが極めて重要であると考えております。

そのため、県としましては、個人の意識の向上と意識を行動に結びつけるためにパンフレット等を配布するなど、啓発普及に力を注ぎ、より多くの事業者や県民の皆さんの理解を深め、さらに県民や事業者に自主的な取り組みを促進させることが重要であると考えております。

なお、条例においてアイドリングストップ規定の違反者に罰則を適用しているのは、兵庫県、岡山県の2県がございますが、多くの県では努力規定を設置しているところでございます。

次に、同じく生活環境保全条例の中での、基地環境問題の取り組みについてお答えいたします。

県においては、自治立法の観点から、条例で米軍に関する規定を設けることができるかどうか、米軍に対する理念規定はどうか、知事がみずから責務を課す規定はどうか、他の県条例との整合性はどうかなどに加えまして、県のこれまでの対応状況——いわゆる要請等でございますが——を踏まえながら検討を重ねましたが、条例に規定することは困難であるとの考えに達したところであり、県環境審議会においても尊重せざるを得ないとして原案が了承されたところであります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは玉城義和議員の再質問で、博物館・美術館において副館長が責任を持つなら館長は要らないのではないかという御質問にお答えをいたします。

副館長は、博物館施設・美術館施設のそれぞれの学芸業務に責任を持って当たっているものであります。館長は、博物館・美術館という複合施設の一つの長として両施設の業務を調整し、総括をするために置く必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 完全失業率の、国勢調査と労働力調査の乖離についての再質問にお答えいたし

ます。

議員指摘いたしましたように、平成7年、沖縄県においては国調と労働力調査で3.7ポイント差があります。全国はそのとき1.1ポイントでした。

それから、新しい平成17年度は沖縄県で3.0ポイントの差があります。一方、全国は1.8ポイントということで、沖縄の方は平成7年に比べて0.7ポイント下がっていますけれども、全国は0.7ポイント上がっているということではあるんですが、いずれにしても国勢調査の方が高いということになっております。

どういう理由かと、ちょっとあれなんですけれども、まず調査方法に問題があるんじゃないかということですね。

国勢調査の場合は、主に人口を把握するということでありまして、たくさんの調査項目の中の1項目として労働力調査があります。一方、労働力調査は、本当に専門の調査員が国勢調査よりも詳しく入念な回答を求めるわけでありまして。

ということで、詳しく分析はしていませんけれども、どうして国調の方が高くなるかといいますと、国勢調査の場合は、例えば正規社員でなければもう失業者にカウントしちゃうというようなこともあるのかなと。ですから、労働力調査の場合はもっと詳しく、例えば2カ月働いたら就職者に入るんですけれども、失業者にカウントされている人が国勢調査の場合は多いんじゃないかなというふうに考えられます。今のところ、そういうお答えしかできません。

以上です。

○議長（仲里利信君） 玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 10トントラックのいっぱいぐらい申

し上げたいことがありますが、時間がないので、海兵隊の削減についてはこれは県議会でも一度決議したんじゃないかと思います。

知事、政治家仲井真知事として私は問うんですが、基地を受け入れるというのは、私は一つの覚悟が必要だと思うんですね。

基地は国家が運営する巨大な暴力装置ですよ。それは当然にそこから派生する航空機の墜落とか騒音が起こるわけですね。また、米軍は世界のどこかで常に戦争をしています。兵士はそのためにいるわけで、いつ、何どき前線に駆り出されるか命の不安を抱えているわけですね。そして現に、毎日アメリカの兵隊は亡くなっているわけです。基地とか軍隊とかいうのは、いわば常に生死と向き合う非日常なわけですね。そして基地を受け入れるというのは、それらのもろもろのことが起こり得るということを受け入れるという一つの覚悟ができていなければ私はできないだろうと思うんですね。そういう覚悟はおありでしょうか。

○議長（仲里利信君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 玉城議員の国防論といいますか、軍隊論は今承りました。

ですから、事件・事故を受け入れられるかと言われたが、受け入れられるわけではないじゃないですか。

○議長（仲里利信君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明26日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後8時23分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 仲 里 利 信

会議録署名議員 比 嘉 京 子

会議録署名議員 糸 洲 朝 則

平成20年 2月26日

平成20年
第 1 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 7 号）

平成20年
第 1 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第7号）

平成20年2月26日（火曜日）午前10時1分開議

議 事 日 程 第7号

平成20年2月26日（火曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第1号議案から甲第30号議案まで、乙第1号議案、乙第3号議案から乙第13号議案まで及び乙第15号議案から乙第29号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第30号議案まで、乙第1号議案、乙第3号議案から乙第13号議案まで及び乙第15号議案から乙第29号議案まで

- 甲第1号議案 平成20年度沖縄県一般会計予算
- 甲第2号議案 平成20年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 甲第3号議案 平成20年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 甲第4号議案 平成20年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 甲第5号議案 平成20年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 甲第6号議案 平成20年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 甲第7号議案 平成20年度沖縄県下水道事業特別会計予算
- 甲第8号議案 平成20年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 甲第9号議案 平成20年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 甲第10号議案 平成20年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 甲第11号議案 平成20年度沖縄県林業改善資金特別会計予算
- 甲第12号議案 平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第13号議案 平成20年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 甲第14号議案 平成20年度沖縄県自由貿易地域特別会計予算
- 甲第15号議案 平成20年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 甲第16号議案 平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 甲第17号議案 平成20年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 甲第18号議案 平成20年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 甲第19号議案 平成20年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計予算
- 甲第20号議案 平成20年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第21号議案 平成20年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 平成20年度沖縄県水道事業会計予算
- 甲第23号議案 平成20年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 甲第24号議案 平成19年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）
- 甲第25号議案 平成19年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第26号議案 平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第27号議案 平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）

甲第28号議案	平成19年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
甲第29号議案	平成19年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）
甲第30号議案	平成19年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）
乙第1号議案	特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例
乙第3号議案	沖縄県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第4号議案	沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
乙第5号議案	沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
乙第6号議案	沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第7号議案	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第8号議案	沖縄県立県民アートギャラリーの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
乙第9号議案	沖縄県公害審査会の紛争処理の手續に要する費用に関する条例の一部を改正する条例
乙第10号議案	沖縄県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
乙第11号議案	沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第12号議案	沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例
乙第13号議案	沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第15号議案	沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例
乙第16号議案	沖縄県中小企業の振興に関する条例
乙第17号議案	沖縄県道路整備・都市モノレール建設基金条例の一部を改正する条例
乙第18号議案	沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第19号議案	沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例
乙第20号議案	沖縄県奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第21号議案	土地の処分について
乙第22号議案	訴えの提起について
乙第23号議案	照明灯倒壊事故に関する和解等について
乙第24号議案	損害賠償額の決定について
乙第25号議案	包括外部監査契約の締結について
乙第26号議案	中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について
乙第27号議案	中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について
乙第28号議案	中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について
乙第29号議案	公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について

出席議員（45名）

議長	仲里利信君	11番	前田政明君
副議長	具志孝助君	12番	吉田勝廣君
1番	上原章君	13番	當山眞市君
2番	佐喜真淳君	14番	辻野ヒロ子君
3番	新垣良俊君	15番	親川盛一君
4番	仲田弘毅君	16番	嶺井光君
5番	照屋守之君	17番	岸本恵光君
6番	赤嶺昇君	18番	當間盛夫君
7番	當山弘君	19番	当銘勝雄君
8番	狩俣信子君	20番	渡嘉敷喜代子君
9番	比嘉京子君	22番	嘉陽宗儀君
10番	奥平一夫君	23番	玉城義和君

24 番 内 間 清 六 君
 25 番 前 島 明 男 君
 26 番 國 場 幸之助 君
 27 番 伊 波 常 洋 君
 28 番 砂 川 佳 一 君
 29 番 浦 崎 唯 昭 君
 30 番 安 里 進 君
 32 番 兼 城 賢 次 君
 33 番 新 里 米 吉 君
 34 番 高 嶺 善 伸 君
 35 番 当 山 全 弘 君

36 番 外 間 久 子 君
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 40 番 小 渡 亨 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 45 番 外 間 盛 善 君
 46 番 平 良 長 政 君
 47 番 新 川 秀 清 君
 48 番 喜 納 昌 春 君

欠 席 議 員（２名）

21 番 瑞慶覧 朝 義 君 39 番 上 原 賢 一 君

欠 員（１名）

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 仲 里 全 輝 君
 副 知 事 安 里 カツ子 君
 知 事 公 室 長 上 原 昭 君
 総 務 部 長 宮 城 嗣 三 君
 企 画 部 長 上 原 良 幸 君
 文化環境部長 知 念 建 次 君
 福祉保健部長 伊 波 輝 美 君
 農林水産部長 護得久 友 子 君
 観光商工部長 仲 田 秀 光 君
 土木建築部長 首 里 勇 治 君
 企 業 局 長 花 城 順 孝 君
 病院事業局長 知 念 清 君
 出納事務局長 上 原 久 己 君

知 事 公 室 監 事 上 運 天 昂 君
 秘書広報統括 名 渡 山 司 君
 総 務 部 監 事 伊 元 正 一 君
 財 政 統 括 長 仲 村 守 和 君
 教 育 委 員 長 翁 長 良 盛 君
 教 育 委 員 長 得 津 八 郎 君
 公 安 委 員 長 大 城 光 代 君
 委 員 長 瀬 良 垣 馨 君
 警 察 本 部 長 太 田 守 胤 君
 警 務 委 員 長
 労 働 委 員 長
 会 務 委 員 長
 人 事 務 局 長
 代 表 監 査 委 員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 長 嶺 伸 明 君
 次 長 遊 佐 信 雄 君
 議 事 課 長 嘉 陽 安 昭 君
 課 長 補 佐 平 田 善 則 君
 主 査 中 村 守 君

主 査 佐久田 隆 君
 主 幹 上 当 佳代子 君
 主 査 大 城 佳 美 君
 主 査 金 城 悦 子 君

○議長（仲里利信君） これより本日の会議を開きます。

日程第１及び日程第２を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第１号議案から甲第30号議案まで、乙第１号議案、乙第３号議案から乙第13号議案まで及

び乙第15号議案から乙第29号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 私は、発言通告に基づいて一般質問を行います。

知事の基本姿勢について。

1、米海兵隊員による少女暴行事件について質問します。

2月10日午後10時半過ぎ、米海兵隊員が女子中学生に暴行を働くという許しがたい事件が起きました。14歳の少女が屈強な海兵隊員に車で連れ回され、追い詰められたときの恐怖、思春期の多感な時期に負った深い傷、少女のこれからの人生を思うと本当に心が痛みます。

(1)、米海兵隊員による少女暴行事件について、知事の見解を問うものです。

(2)、米軍犯罪の実態と海兵隊員の犯罪の実態について問うものです。

(3)、凶悪な事件を繰り返す海兵隊について、知事の認識と見解を問うものです。

(4)、米軍犯罪の温床となっている米軍基地の撤去、とりわけ海兵隊の撤去が米軍犯罪をなくす前提ではないか。

(5)、今回の少女暴行事件が普天間基地の移設問題について影響はないと思うとの見解を述べたことについて、知事の明快な見解を問う。

(6)、米国在日大使と米軍司令官に対する知事の対応について、知事の見解を問う。

(7)、今回の事件は、イラク等で戦争中の米兵が住民の中でともに生活している危険性を示した。米軍兵士の基地外居住の実態と今後の対応について問う。

(8)、少女暴行事件に抗議する県民大会の開催について、知事の見解を問うものです。

(9)、辺野古での米兵による事件について説明してください。

2、米軍への思いやり行政について質問します。

(1)、日本は米国の同盟国で最も気前よく米軍の駐留のために米軍駐留関係予算を出しています。米軍への思いやり予算のこれまでの総額は幾らですか。

(2)、思いやり予算の具体的な内容について、住宅、電気、水道、教育施設、米軍娯楽施設等具体的に説明してください。

(3)、嘉手納基地などの県内米軍基地の米軍住宅の水道光熱費の負担状況について説明してください。

(4)、自動車税の軽減について、県民と比較して具体的に説明してください。

(5)、日本政府の負担の米軍駐留費の米兵1人当たりの金額と、思いやり予算の米軍1人当たり金額につい

て説明してください。

(6)、福祉関係予算の自然増削減2200億円に匹敵する米軍優遇の思いやり予算は廃止して、国民の暮らしを守ることに充てることを国に求めるべきではありませんか。知事の見解を問うものです。

3、日米地位協定について質問します。

米軍優遇の日米地位協定の抜本的な見直しが必要です。知事の見解を問うものです。

4、米軍再編について質問します。

(1)、米軍再編は、古くなった米軍基地を日本国民の税金で最新鋭の基地を提供し、自衛隊と米軍の一体化を進め、米国の世界戦略に組み込まれる危険な実態が日々明らかにされています。国民と県民を人権と安全を守る立場からも米軍再編に反対すべきではないか、知事の見解を問うものです。

(2)、キャンプ・ハンセンでの米軍と自衛隊の共同使用、共同訓練に反対すべきではありませんか。

(3)、米国領土のグアムの米軍基地・海兵隊基地建設等の米軍再編の3兆円の負担はやめて、国民の暮らしを守るために国民の税金を使うべきではありませんか。

(4)、嘉手納基地以南の米軍基地の返還についての具体的な内容について説明してください。

普天間基地問題について質問します。

1、環境影響評価について。

(1)、防衛省の、今回の方法書は、沖縄県環境影響評価審査会において審査するに足る内容が不十分であり、審査困難との声が上がっている。県としても、方法書は具体性に欠け、審査が困難だと考えていると述べていた。しかし、環境評価については、防衛省から追加説明を受け現在調整中である。防衛省が知事意見を踏まえて速やかに対応していることは評価しているとの趣旨の見解について知事の見解を問うものです。

(2)、沖縄県環境影響評価審査会の環境影響評価を審議し、方法書の再実施、手続のやり直しを求めたが、知事意見において、答申より内容を緩やかにした理由について知事の見解を問うものです。

(3)、普天間基地の移設である移設先の図面というものがどんな機能が考えられているのか内容を確認したいとの趣旨の答弁が11月定例議会でありました。現在の普天間基地の機能にない新たな基地機能が強化されています。新基地建設に反対すべきではないですか、知事の見解を問うものです。

(4)、可能な限り沖合に移動してもらいたいとの知事の主張を具体的に説明してください。

2、普天間飛行場の3年閉鎖問題について質問しま

す。

(1)、普天間飛行場の危険性の除去に向けての取り組みが現時点での最大限の措置である――石破防衛大臣――との対応とこのこと、騒音被害などの実態はどうなっていますか。

(2)、普天間基地の3年閉鎖問題についての公約は破綻したことを認めるべきではありませんか。

教科書検定問題について質問します。

(1)、文部科学省並びに教科書検定調査審議会は、昨年12月26日、教科書会社6社から提出されていた日本史教科書8点の沖縄戦記述に関する訂正申請について審議会結果を発表し、文部科学大臣もその内容を承認しました。その内容は、県民大会決議に示された沖縄県民の総意と言える検定意見の撤回並びに記述の回復という願いをかたく拒否したものでした。県民大会の決議の実現のためにさらに県民ぐるみの運動が求められています。高校歴史教科書の訂正申請の教科書検定について、知事、教育長の見解と対応を問うものです。

(2)、県教育委員会が沖縄戦の「集団自決（強制集団死）」への軍の強制を示した教科書を使う授業の指導事例集を作成し、新学期までに各高校に配布とのことですが、教育長の見解と対応の説明をお願いします。

教育行政について。

1、30人学級について質問します。

30人以下学級の実現についての今年度の具体的な対応と今後の事業計画について、具体的に説明してください。

2、沖縄県立盲学校について質問します。

(1)、沖縄盲学校の役割について説明してください。

(2)、沖縄盲学校を併設型の特別支援学校ではなく、単独型の視覚特別支援学校とすることについて、当局の見解と対応を問うものです。

(3)、「沖縄盲学校の未来を考える会」の署名活動への教育委員会の不当な介入は許されません。見解を問うものです。

3、珊瑚舎スコーレ夜間中学校について質問します。

珊瑚舎スコーレ夜間中学校の事業についての認識と支援について、当局の見解と対応を問うものです。

卒業生の卒業認定、中学校卒業証書の授与について、当局の見解と対応を説明してください。

福祉保健行政について質問します。

1、後期高齢者医療制度について。

(1)、高齢者への新たな負担と差別医療をもたらす後期高齢者医療制度について、具体的に説明してください。

い。

(2)、世界にも例のない年齢差別、75歳による差別の医療制度であり、高齢者と国民に新たな負担を押しつける後期高齢者医療制度は、中止・撤回すべきではありませんか。当局の見解を問うものです。

2、保育行政について質問します。

(1)、待機児童の現状と対応について、当局の見解と対応を問うものです。

3、認可外保育園の充実について質問します。

(1)、認可外保育所に入所している保育に欠ける児童の状況についてと、公的保育を実質的に担う認可外保育所の役割について、当局の見解と対応を問うものです。

(2)、認可外保育所の子育て支援事業の役割について、当局の見解を問うものです。

(3)、認可化促進事業について、今後の事業計画の内容について説明してください。

(4)、給食費補助について具体的に説明してください。

4、学童保育所事業（放課後児童クラブ）について質問します。

(1)、学童保育所・学童クラブ実態調査の結果から見えてきた課題は何ですか、当局の見解と対応を問うものです。

(2)、71名以上の大規模学童保育・児童クラブの対応について、当局の見解と対応を問うものです。

5、乳幼児・児童医療助成制度の充実について質問します。

(1)、適用年齢の拡大について、(2)、所得制限の撤廃について、(3)、現物給付制度の実現について、当局の見解と対応を問うものです。

6、県立浦添看護学校について質問します。

(1)、県立浦添看護学校の事業内容とこれまでの役割について説明してください。

(2)、県立浦添看護学校の役割を継続し、存続することを県議会は全会一致で求めてまいりました。民間移譲は中止すべきであります。当局の見解と対応を問うものです。

県立病院事業について質問します。

1、県立病院事業の役割について。

(1)、県立病院事業の赤字の要因について説明してください。

(2)、県民の命を守る県立病院の医療体系を守り発展させることが必要です。不採算部門を担う県立病院事業においては、一般会計からの必要な繰り入れが求められています。全国の公立病院の繰入額との比較につ

いて当局の見解と対応を問うものです。

2、県立病院事業への繰り入れについて質問します。

(1)、八重山病院、宮古病院の特地勤務手当は一般会計から繰り入れるべきではありませんか。

(2)、民間病院の場合は必要としない本庁の議会対策等の人件費は繰り入れの対象にすべきではありませんか。当局の見解と対応を問うものです。

総務行政について質問します。

旭橋再開発株式会社への起債補助について質問します。

旭橋再開発株式会社への那覇市の起債による補助についての経過と、県の国への起債手続についての責任について問うものです。

都市計画行政について質問します。

農連市場地区防災街区整備事業について、当局の対応と見解を問うものです。

○議長（仲里利信君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

前田議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、基本姿勢の中で、米海兵隊員による暴行被疑事件についての御質問にお答えいたします。

今回の事件は、女性の人権をじゅうりんする重大な犯罪であり、特に被害者が中学生であることを考えれば、極めて悪質で決して許すことはできず、強い怒りを覚えるものであります。

県は、去る2月22日に開催しました「米軍人等犯罪防止対策に関する検討会議」において、7項目の具体的な犯罪防止策を取りまとめたところであります。今後、日米両政府に対し、その実施を求めてまいりたいと考えております。

次に、同じく基本姿勢の中で、暴行被疑事件に関する知事の見解についてという御趣旨の御質問にお答えします。

去る2月10日に発生しました事件は、女性の人権をじゅうりんする重大な犯罪であり、被疑者の海兵隊員に強い怒りを感じているところであります。

在日米軍再編は、沖縄県の基地負担の軽減と抑止力の維持を図ることを目的に合意されたものであり、海兵隊のグアム移転や嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還など、沖縄県にある米軍基地の整理縮小につながる再編が合意されております。このような合意事項につきましては、むしろ積極的に進めるべきであると考えております。

私は、今後とも政府と協議を重ね、普天間飛行場移

設問題の解決に向け取り組んでいきたいと考えております。

次に、同じく基本姿勢の中で、駐日米国大使等への対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、事件発生後のコメントやその後の要請において、まず第1に、このような事件は女性の人権をじゅうりんする重大な犯罪であること、第2に、特に被害者が中学生であることを考えると、極めて悪質で決して許すことはできず、強い怒りを覚えること、第3に、またもやこのような事件が発生したことは極めて遺憾であること、第4に、このような事件が二度と起きないように一層の綱紀粛正及び隊員の教育の徹底を行い、実効性のある教育プログラム等、再発防止に万全を期すことなどを申し上げ、強い抗議の意を表しております。

来庁しましたシーファー駐日米国大使等に対しても同様のことを申し上げ、厳しく対応したところであり、県民の怒りや事件の再発防止を強く求める県の立場は十分に伝わったと考えております。

次に、同じく基本姿勢の中で、県民大会の開催についての御質問にお答えいたします。

県民大会につきましては、被害者及び御家族の心情や意向にも十分配慮することがまず第一であり、その上で広く県内の各界各層の声を聞く必要があると考えております。

次に、基本姿勢の中で、日米地位協定の見直しについてに係る御質問にお答えいたします。

日米地位協定の抜本的な見直しにつきましては、去る2月13日には、来沖しました参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会委員長に対し要請したほか、2月15日にも来沖された民主党国会議員に、さらに2月18日及び19日には、軍転協を通じて内閣官房長官を初め日本政府と在日米国大使館等に対し要請したところであり、引き続き粘り強く取り組んでいきたいと考えております。

次に、教科書検定問題について、訂正申請への見解と対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回、高校歴史教科書の訂正申請が承認され、広い意味での「日本軍の関与」の記述が回復されるとともに、沖縄戦における「集団自決」の背景の説明や注釈がつけられるなど、沖縄戦に関する理解を深めるものになっていると考えております。

教科書検定意見の撤回につきましては、長期的な取り組みになるものと考えており、今後の国の動向を注

視していきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（仲里利信君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 米軍犯罪の実態と海兵隊員の犯罪実態についてお答えいたします。

1995年（平成7年）以降、米軍人・軍属、その家族など、米軍構成員等による犯罪総数は800件864人であり、そのうち米軍人によるものは521件529人であります。

凶悪犯に限ると、米軍人によるものは29件40人であり、そのうち海兵隊員によるものは22件32人で75.8%を占めております。

また、米軍人による凶悪犯29件40人のうち、強姦罪は14件17人で、うち海兵隊員によるものは8件10人で57.1%であります。

次に、辺野古で発生した米兵の民家侵入事件の対応についてお答えします。

本件は、2月18日午前4時24分ごろ、名護市字辺野古の民家において、知らない外国人を発見した居住者からの110番通報を受け、直ちに名護警察署の警察官が現場に急行し、酒に酔って屋内に侵入していた外国人を現行犯逮捕したものであります。

同外国人は、在沖米海兵隊キャンプ・シュワブ海兵隊伍長ショーン・コーディー・ジェイク21歳であり、翌2月19日午後、那覇地方検察庁に住居侵入罪で事件送致しております。

なお、被疑者は2月25日夜8時30分、検察庁指揮により釈放されており、今後の処分については検察庁において判断されるものと承知しております。

以上です。

○議長（仲里利信君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 海兵隊に対する認識と対応についてお答えします。

県としては、在沖米軍全体において米軍基地に起因するさまざまな事件・事故等是一件たりともあってはならないと考えております。

県は、このような事件が二度と起きないよう、米軍は責任と緊張感を伴った生活規律を確立する必要があると考えており、一層の綱紀粛正及び隊員の教育の徹底を行い、県民が納得するような形で具体的な再発防止策等を講じ、それを公表するよう強く求めたところであります。

米軍基地の撤去等についてお答えします。

県は、これまで日米両政府に対し、あらゆる機会を通じて海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減等による本県の過重な基地負担の軽減を求めてきたところであります。

県としては、米軍再編で海兵隊司令部及び約8000名の海兵隊将校・兵員のグアム移転と、それに伴う嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の整理・統合・縮小が合意されたことは、県民の要望している米軍基地の整理縮小につながるものであり、確実な実施がなされる必要があると考えております。

次に、米軍人等の基地外居住の実態についてお答えします。

米軍によると、平成19年9月時点で米軍住宅検査事務所に登録されている住宅は6098戸で、そのうち5107戸が契約されているとのことであります。

また、外務省によると、平成20年1月31日現在、施設・区域外に居住している軍人・軍属、家族の総数は1万748人とのことであります。

県としては、基地の外に居住する米軍人等の規律の強化を含め、具体的な犯罪防止に資するような対策を日米両政府に対し求めていく考えであります。

思いやり予算の総額についてお答えします。

防衛省の資料によると、在日米軍駐留経費負担、いわゆる思いやり予算は昭和53年度から予算化され、平成19年度までの予算額を合計すると5兆1627億円となっております。

思いやり予算の具体的内容についてお答えします。

在日米軍駐留経費負担、いわゆる思いやり予算については、1、在日米軍が使用する施設・区域についての提供施設整備費、2、在日米軍従業員の労務費、3、在日米軍が公用のため調達する光熱水料など、及び4、日本側の要請による在日米軍の訓練の移転に伴い必要となる経費（訓練移転費）の全部または一部を負担するものとされております。

その内容は、提供施設整備費については、施設・区域内の隊舎、家族住宅、環境関連施設、学校、教育施設、福利厚生施設などの建設、在日米軍従業員の労務費については、基本給、地域手当、解雇手当、扶養手当等の各種手当等、光熱水料については、在日米軍が公用のため調達する電気、ガス、水道、下水道やそれ以外の暖房用、調理用または給湯用の燃料、訓練移転費については、日本側の要請による訓練移転に伴い、追加的に必要となる経費を日本側が負担しております。

県内米軍住宅の水道光熱費の負担状況についてお答えします。

沖縄防衛局によると、在日米軍駐留経費負担、いわゆる思いやり予算による光熱水料などについては、在日米軍全体の負担実績に対し、その経費の全部または一部を一括して負担しているため、個々の施設・区域ごとの負担額は確定できないとのことであります。

政府負担の米軍駐留費の米兵1人当たり金額について。

沖縄防衛局によると、在日米軍駐留経費負担、いわゆる思いやり予算の米兵1人当たりの金額は把握していないとのことであります。

思いやり予算の廃止についてお答えします。

県としては、在日米軍駐留経費負担、いわゆる思いやり予算については、我が国の安全保障の一翼を担っている在日米軍の駐留を円滑かつ安全に行うとの観点から我が国が負担しているものであると理解しております。

同予算のあり方については、米軍基地の負担のあり方等とあわせて、国政の場で十分に議論を深めていただきたいと考えております。

次に、米軍再編についてお答えします。

県としては、米軍再編で海兵隊司令部及び約8000名の海兵隊将校・兵員のグアム移転と、それに伴う嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の整理・統合・縮小が合意されたことは、県民の要望している米軍基地の整理縮小につながるものであり、確実に実施されなければならないと考えております。

次に、陸上自衛隊によるキャンプ・ハンセン共同使用についてお答えします。

金武町長、宜野座村長及び恩納村長は、陸上自衛隊の訓練の内容等について総合的に検討したことなどにより、陸上自衛隊のキャンプ・ハンセン共同使用を受け入れることとしたとのことであり、県としては地元の意向を尊重したいと考えております。

海兵隊グアム移転経費の負担についてお答えします。

県としては、海兵隊のグアムへの移転は、将来の沖縄の米軍基地のあり方に大きな影響を与え大きな転機になることから、確実な実施がなされる必要があると考えております。

移転費用の負担については、引き続き国政の場で議論されていくものと考えております。

嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還についてお答えします。

米軍再編においては、嘉手納飛行場より南のキャンプ桑江、牧港補給地区、那覇港湾施設、普天間飛行場、第1桑江タンク・ファームの全面返還及びキャン

プ瑞慶覧の部分返還がなされるものとされております。

嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の返還については、日米両政府において、平成19年3月までに統合のための詳細な計画を作成するとされておりましたが、沖縄防衛局によると、現在、米側と調整中の段階であるとのことであり、その内容は明らかにされておられません。

次に、代替施設建設における見解についてお答えします。

昨年11月7日の第4回協議会において、建設計画等について検討するため、県からも政府に対し必要な情報は可能な限り公開していただきたい旨、申し上げたところであります。

県としては、今後とも協議会等の場において情報の公開を求めてまいりたいと考えております。

普天間飛行場移設問題については県外移設がベストだとは思いますが、米軍再編協議の経緯等から県外移設は困難であり、一刻も早い危険性の除去のためには県内移設もやむを得ないものと考えております。

県としては、今後とも政府と協議を重ね、解決に取り組んでいきたいと考えております。

代替施設の沖合移動についてお答えします。

名護市の可能な限り沖合へ寄せていただきたいとの要求は、政府と交わした基本合意書を踏まえ、周辺住民の生活環境等に配慮する観点から要求しているものであり、県としても、その要求に政府が応じるよう求めているところであります。

代替施設の具体的な位置については、政府から示され、普天間飛行場移設措置協議会の場において確認される必要があると考えております。

普天間飛行場の3年めどの閉鎖状態の公約についてお答えします。

県は、移設するまでの間で、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところであり、政府と協議をし、確実な解決が図られるよう全力を尽くしているところであります。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 知事の基本姿勢についての中で、米軍人等の自動車税の軽減についての御質問にお答えします。

民間車両の自動車税の税率は、排気量等に応じて細かく区分されているため、米軍人等の私有車両の税率と単純に比較することはできませんが、例えば、排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下の一般的な小型乗用車で比較しますと、民間では年額3万9500円となっていますが、米軍人等の私有車両では特例税率で7500円となり、その差額は3万2000円となっております。

なお、米軍人等の私有車両に対する自動車税の税率は、小型自動車7500円、普通乗用車の場合は、排気量が4.5リットル以下が1万9000円、4.5リットル超が2万2000円、普通トラックが3万2000円となっております。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 普天間基地問題についての御質問にお答えいたします。

まず、環境影響評価方法書及び追加・修正資料への見解についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書については、昨年10月30日に沖縄県環境影響評価審査会へ諮問いたしました。

審査会においては数回にわたり審査を行ってきましたが、滑走路の幅や飛行場区域の面積等の主要な諸元が不明であることや、航空機の機種、飛行経路等の運用形態などの環境影響評価を行う上で必要となる十分な事業内容が記載されていないとの問題が出され、昨年12月21日及び本年1月21日に知事意見を述べたところであります。

これらを踏まえ、去る2月5日に提出された追加・修正資料では、対象事業の内容については滑走路の幅や飛行場区域の面積等の主要な諸元が明記されるとともに、環境影響評価の項目及び手法等については、調査項目の追加や調査地点の追加などがなされております。

事業者が知事意見を踏まえて追加・修正資料を提出したことは当然のことと認識しております。

次に、知事意見において答申より内容を緩やかにした理由についてという御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書については、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の法的要件を満たしていることから、方法書手続のやり直しを求めることは困難であると考えております。

答申では、方法書の書き直しに当たっては、具体化した事業の内容及び環境影響評価の手法等について取

りまとめ、県及び審査会に報告・協議した上で最終的に決定し公表することとしております。

知事意見は、答申で求めている方法書の書き直しについて具体的な記載の方法などを示したものであり、答申に沿ったものであると考えております。

次に、普天間飛行場の騒音被害の実態についてお答えいたします。

県では、普天間飛行場周辺において、周辺市と連携し、9地点において年間を通じて航空機騒音の監視測定を行っております。

平成18年度の測定結果によりますと、普天間飛行場周辺においては9地点中3地点で環境基準を超過している状況であります。

航空機騒音の評価を表すWECPNL（うるささ指数）は、上大謝名局で80.7と最も高い値を示し、ほぼ横ばいで推移している状況であります。

県においては、その結果を踏まえ、昨年9月に米軍や沖縄防衛局等関係機関に対し、航空機騒音の軽減について強く要請を行ったところであります。

今後とも、普天間飛行場周辺における航空機騒音の監視を継続するとともに、米軍等関係機関に対し、航空機騒音の軽減を粘り強く働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教科書検定問題についての御質問で、訂正申請への見解と対応についてお答えいたします。

教科書検定問題については、昨年9月29日に県民大会が開催され、その趣旨を踏まえ、県や実行委員会及び県教育委員会が政府及び関係団体へ検定意見の撤回等を要請しました。

このことは、県民大会に結集した11万人余の平和を希求する県民の強い思いを国や文部科学省に伝えたものであると認識しております。

その結果として、高校歴史教科書の訂正申請が承認され、広い意味での「日本軍の関与」の記述が回復されるとともに、沖縄戦における「集団自決」の背景の説明や、9・29県民大会についての記載がなされており、高校生がこれまでと同様に学習ができるものと考えております。

次に、沖縄戦の指導案事例集についてお答えいたします。

県教育委員会といたしましては、これまで各高等学校の授業等で実践されてきた沖縄戦の学習指導案をも

とに、高校の地理歴史科や特別活動等で活用できる「沖縄戦の指導案事例集」を作成し、新学期までには全県立高等学校に配布する予定であります。

この指導案事例集等を活用することにより、今後とも沖縄戦の実相を子供たちに正しく伝えていくことができ、理解が深まるものと考えております。

次に、教育行政についての御質問で、30人学級についての今年度の具体的な対応と今後の事業計画についてお答えいたします。

30人学級の実現については、これまで30人学級制度設計検討委員会において、定数の確保方法や財政負担など実務的な課題を検討してまいりました。

平成20年度における30人学級編制の実施につきましては、施設状況等を踏まえ、小学校1年生で導入していきたいと考えております。

次に、沖縄盲学校の役割についてお答えいたします。

沖縄盲学校は、視覚障害のある幼児・児童生徒に対し、自立し社会参加を目指すため、視覚障害教育の専門性に基づく一貫した教育を行っております。また、小中学校等に在籍する視覚障害の児童生徒への支援を行うセンター的機能を果たしております。

次に、沖縄盲学校を単独型の特別支援学校とすることについてお答えいたします。

近年の障害の重度・重複化や児童生徒一人一人の教育ニーズに適切に対応するため、従来の盲・聾・養護学校は、障害種別を超えた教育を実施することができる特別支援学校制度へ改められました。

県教育委員会では、学識経験者や保護者代表等から構成された懇話会から、那覇南部地域の教育ニーズに対応するため、沖縄盲学校を知的障害の教育も行う特別支援学校として整備することが望ましいと提言を受け、特別支援学校編成整備計画（案）を作成したところであります。

「沖縄盲学校の未来を考える会」が単独校として存続を求めていることについては、盲学校の持つ視覚障害教育の専門性の維持等に不安を感じておられることのあらわれと受けとめております。

県教育委員会としましては、今後とも保護者や関係団体等に十分な説明と意見交換を行いながら、理解を得ていきたいと考えております。

次に、署名活動への不当な介入についてお答えいたします。

署名活動に関する情報提供のメールについては、文章中に教職員の活動を規制するかなのような不適切な表現が含まれていたことから、2月6日付で撤回と破棄

を通知したところであります。

県教育委員会としましては、今後このようなことが再び起こらないよう職場研修を行うなど、職員への指導を徹底し、学校及び教職員との信頼関係の構築に努めてまいります。

次に、珊瑚舎スコーレの事業と支援についてお答えいたします。

戦中戦後の混乱期に義務教育を受けることができなかった方々の学んでいる様子を参観するために、去る1月25日に珊瑚舎スコーレを訪問いたしました。

御高齢の方々が向学心に燃え、一生懸命に勉強をしている真摯な態度や、高齢者同士が学び合い、楽しく授業に集中している姿勢に胸を打たれました。

戦中戦後の混乱期の中で、義務教育を受けることができなかった方に対し、学ぶ機会を提供することの大切さを改めて認識したところであります。

なお、教育委員会としましては、公の支配に属さない教育の事業に対し、財政支援をすることは法的に厳しいものがあると考えております。

次に、卒業認定と卒業証書授与についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、これまで戦中戦後の混乱期に小中学校で学ぶことができず、珊瑚舎スコーレで3年間学び続けた方々に対して、戦後処理の一環として卒業証書を授与するとともに、高等学校に進学を希望する方に対しては受験できる配慮を行ってまいりました。

今年度、珊瑚舎スコーレに通う現3年生は18名中4名の方が卒業証書の授与を希望しており、その準備をしております。

現在、卒業認定につきましては、市町村教育委員会で学齢簿に準じたものをつくり、公立中学校に籍を置いて学べるかどうかや、卒業認定の条件などを市町村教育長協会と具体的に意見交換をしているところであり、卒業認定ができる方向での検討を行っていきいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 福祉保健行政についての中、後期高齢者医療制度についてにお答えいたします。

新たな後期高齢者医療制度においては、75歳以上の高齢者等を被保険者として都道府県ごとに全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が保険者となり、医療等の給付を行います。

給付にかかる費用は、被保険者からの保険料約1割と公費約5割、各医療保険者からの支援金約4割で賄われます。

保険料については、高齢者間の公平な負担の観点から、被保険者全員に負担能力に応じて保険料を負担していただき、原則、特別徴収、いわゆる年金天引きとなります。

医療機関窓口での自己負担につきましては、現行制度と同様、現役並み所得者については3割負担、その他の方につきましては1割負担となっております。

続きまして、後期高齢者医療制度に対する見解についてにお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、少子・高齢化が加速し、保険料を納める現役世代が減り、高齢者の医療費がふえる中で国民皆保険制度を堅持していくため、世代間の負担を明確にし、公平化を図る観点から創設された制度であります。

県としては、制度創設の趣旨を踏まえ、円滑な実施に向け、今後とも市町村及び後期高齢者医療広域連合を支援してまいりたいと考えております。

続きまして、待機児童の現状と対応についてにお答えいたします。

県では、これまで保育の実施主体である市町村と連携しながら、あらゆる施策を活用し、待機児童の解消を進めてまいりました。こうした取り組みにもかかわらず、平成19年4月1日現在の待機児童数は1850人となっております。

このため、県では、引き続き保育所の創設、分園設置、定員の弾力化、認可外保育施設の認可化等を積極的に促進し、待機児童の解消を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、認可外保育施設に入所している保育に欠ける児童及び同施設の役割について一括してお答えいたします。

認可外保育施設には、保育に欠ける児童も相当数入所していると思われませんが、市町村への保育所入所申し込みがなされていないケースもあり、その把握は難しいものがあります。

保育ニーズの高い本県においては、これまで認可外保育施設が市町村の保育行政の補完的役割と地域における子育て支援機能を果たしてきたと考えております。

認可化促進事業の今後の計画についてにお答えいたします。

県では、施設整備に係る経費の助成等により、認可外保育施設の認可化促進に取り組んでおります。現在

のところ、次年度及び平成21年度における認可化の予定はそれぞれ7カ所と5カ所となっており、そのうち認可外保育施設認可化促進事業によるものは、それぞれ3カ所と2カ所となっております。

続きまして、学童クラブの実態調査結果による課題、見解と対応についてにお答えいたします。

今回の放課後児童クラブの実態調査は、平成19年9月1日現在、調査対象228カ所のうち218カ所から回答を得ました。

指導員の給与、勤務年数及び保育料等について調査しましたが、指導員の給与が5万円から25万円で、月平均給与が10万8500円でした。平均勤務年数が5.4年、保育料は学年によって違いますが、月平均約1万285円となっているほか、指導員1人当たり平均児童数が14.2人となっております。

また、平成18年11月現在、県学童保育連絡協議会による58学童クラブの調査では、運営主体、在籍児童数、障害児の受け入れ、1人当たりの面積及び傷害保険等について調査していますが、その中で13カ所の71人以上の大規模学童クラブがあることや、20カ所で県のガイドラインで示している児童1人当たりの面積が1.65平方メートル以上に達していないクラブがあることが課題と考えております。

県としましては、71人以上の大規模放課後児童クラブについて、県教育委員会及び市町村と連携を図り、適正規模への移行促進に努めてまいりたいと考えております。

また、県のガイドラインに達していないクラブについては、これも市町村と連携して改善の促進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、大規模学童クラブの対応についてにお答えいたします。

国においては、適正な人数への移行促進のため71人以上の大規模放課後児童クラブについて、平成22年度から補助を廃止することになるため、市町村においてはその分割等を図っているところであります。

県としても、平成21年度までに大規模放課後児童クラブを70人以下へ分割促進するため、学校の余裕教室の活用等について県教育委員会及び市町村と連携を図り、適正規模への移行促進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、乳幼児医療費助成制度の見直しについて一括してお答えいたします。

県では、平成19年10月以降の治療分より対象年齢を拡大し、入院は4歳児までから就学前までに、通院は2歳児までから3歳児までに引き上げたところであり

ます。さらなる年齢の拡大、所得制限の撤廃、現物給付の導入につきましては財政負担を伴うことから、引き続き慎重に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、浦添看護学校の授業内容と役割についてにお答えいたします。

県立浦添看護学校は、准看護師の進学コース看護第一学科全日制と看護第二学科昼間定時制の2コースを設置し、准看護師が看護師国家試験受験資格を得るための教育課程を実施しております。

浦添看護学校の存続を県議会が求めてきたことについてにお答えいたします。

これまでの県議会等からの要請や決議書を重く受けとめ、県立浦添看護学校の存続の趣旨としている看護師、助産師の養成及び2年課程通信制の導入等について庁内での検討を進めてまいりました。

看護師の養成につきましては、県内養成所等の入学定員が平成18年度の470名から平成21年度には250名増の720名になる予定でございます。

経営主体につきましては、民間でできることは民間でという基本姿勢のもとに、浦添看護学校の民間移譲を進めております。

助産師の養成につきましては、本年4月に県立看護大学別科助産専攻を設置するとともに、現在業務に従事していない助産師に対して、産科診療所への就業促進を図ることを目的に、平成18年度から助産技術研修を実施しております。

2年課程通信制につきましては、他県の2民間養成所と連携し、平成20年度から県内においてスクーリングを実施し、受講者の負担軽減を図ることとしております。

認可外保育施設の給食費助成についてにお答えいたします。

認可外保育施設への給食費助成につきましては、厳しい財政状況の中で検討を重ねてまいりましたが、平成20年度から給食費としてこれまでの牛乳代に加え、新たに米代を助成したいと考えております。

牛乳代につきましては、児童1人当たりの単価を29円として月20日分、米代につきましては、児童1人当たりの単価を11円として月20日分を支給することとしております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 県立病院事業についての御質問の、県立病院の赤字の要因についてお答えします。

県立病院の赤字は、複合的な要因によるものと考えております。

1つ目には、近年、診療報酬の改定が低率で推移していること、2つ目に、国の総医療費抑制政策により医療費の個人負担増加等の影響により患者数が減少傾向にあること、3つ目に、民間医療機関の機能が充実してきたことにより患者が分散し、県立病院の患者数が減少傾向にあること、4つ目に、復帰後、短期間に県立病院施設の整備を図ったことに伴い、減価償却費が増嵩したこと、5つ目に、脳神経外科や産婦人科等、特定の診療科において医師が確保できず収益に影響したこと、6つ目に、給与費において、離島・僻地に勤務する場合の特地勤務手当などで他県に比べて支給額が高くなることなどによる影響が挙げられます。

このような厳しい経営状況下にあります。病院事業局としては自助努力で賄うべき独立採算分野については、さらなる経営改善策の実施により赤字の縮減を図っていきたいと考えております。

続いて、全国の公立病院の繰入額との比較についてにお答えします。

平成17年度の本県の繰入金の額について全国と比較いたしますと、病床1人当たりの繰入額については、損益勘定では、国の平均340万円に対し本県は123万7000円で全国第46位、資本勘定では、全国平均109万1000円に対し本県では103万7000円で全国第24位、この損益勘定と資本勘定を合計した額では、全国平均449万1000円に対し本県は227万4000円で全国第44位の額となっております。

一方、標準財政規模に対する繰出金比率で見ますと、損益勘定では、全国平均の0.973%に対し本県1.137%で全国第16位、資本勘定では、全国平均0.312%に対し本県は0.953%で全国第3位、この損益勘定と資本勘定の合計では、全国1.285%に対し本県は2.090%で全国第7位となっております。

このように繰入金の多寡については一概には言えませんが、病院事業としましては、公営企業法に定める経営の基本原則を堅持しつつ、経営基盤の強化を図るため、引き続きその所要額の確保に努めてまいりたいと思います。

続きまして、八重山・宮古病院の特地勤務手当や本庁経費に対する繰り入れについてにお答えします。一括してお答えします。

八重山・宮古病院の特地勤務手当や本庁経費については、一般会計からの繰り入れの考え方が示された「総務省繰出通知」に盛り込まれておらず、これまで予算措置されておられません。

今後、関係部局による県立病院の抜本的な見直しの中で、特地勤務手当や本庁経費等の「総務省繰出通知」に基づかない基準外繰入金のあり方についても議論を深めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 総務行政に関連いたしまして、旭橋再開発株式会社への補助金に対する起債許可手続に関する県の責任についてお答えいたします。

平成15年度から平成17年度まで那覇市が起債した都市再開発推進事業債については、那覇市の一般公共事業の経費の財源とするための地方債として許可したものであります。

しかしながら、那覇市は許可の内容に反し、この都市再開発推進事業債を旭橋都市再開発株式会社への補助金の財源として直接充当していたことから、県は昨年12月に那覇市に対し繰り上げ償還を含めた対処策を検討するよう助言したところであります。

これを受けて、那覇市においては今議会において補正予算を計上し、今年度中に繰り上げ償還する方向で調整しているとのことであります。

県としましては、当該事業債に係る地方債の許可の内容等について十分な助言を行えなかったことから、今後は起債に係る適切な事務処理が確保されるよう的確に助言してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 首里勇治君登壇〕

○土木建築部長（首里勇治君） 都市計画行政関連で、農連市場地区防災街区整備事業についての御質問にお答えいたします。

農連市場地区は、那覇市の商業の集積地であるにもかかわらず、施設の老朽化及び都市基盤が未整備なため、建築基準法等に不的確な建築物の割合が2分の1以上、また耐火・準耐火建築物の割合も3分の1以下であるなど、防災上等の問題を抱えている状況にあります。

県としましては、これらの課題解決のために防災街区整備事業を導入する必要があると考えております。

当該事業につきましては、現在、那覇市及び地権者で構成する農連市場地区防災街区整備事業準備組合において、資金計画及び保留床処分計画等の検討作業を行っているところであり、県としましても那覇市と連携し、事業化に向けて検討していく考えであります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 では再質問をします。

まず、基地外の米軍住宅の関連で、水道光熱費の思いやり予算からの支出状況について問い合わせをしていると思いますが、説明していただきたいと思っています。

それから少女暴行事件ですけれども、私も犯行現場を調査しに行きました。大変ショックを受けました。民間地域の保育所の真正面でした。もうひどいもので、しかしその周辺は新しいビルはほとんど米軍の専用の住宅になっています。Yナンバーです。

そして、私たちは砂辺地域に行ったんですけれども、砂辺海岸のそばの非常に環境のいいところに150戸の外人専用住宅をこれは本土の大手が今建設中です。（資料を掲示） それはこういう浜辺のすぐそばなんですね。それでここではいろんな催し物がやられていると。そうするともうどうなるのかと。砂辺の海岸に行ったら、こういう建物と同じような無機質な建物がいっぱいあって、これが米軍住宅になっている。

（資料を掲示） 私も行ってびっくりしましたけれども、一般の町に基地がある。だからそういう面では本当に危ないなど。そこを観光客の女性の皆さんが何も知らないで歩いていましたけれども、そういう面ではこれは大変な問題だと思います。

そういうことで、今、対応しようとしております基地外の実態の調査についてもしっかりとやっていただきたいと思ひますし、そういうような中で少女が連れ去られたということでもありますから、私は、少女には何の落ち度もないというふうに思ひますので、知事、こういう状況も示してありますけれども、改めて知事の感想と、二度と再びこういう事件は繰り返してはならないという思いについてお答えを願ひたいと思ひます。

それから駐日米国大使と司令官に対する対応で、知事は常識だと言っておりますけれども、かなり反応が出ていますね。マスコミでは、県議会で批判されると、最低ラインの社会的常識云々と言ったと。

かつて米国に任命された琉球政府の行政主席たちは、みずからの立場をいわゆる緩衝地帯とか代行機関（当間重剛氏）、主権在米と自嘲ぎみに表現していたと。だが今は、そういう自治が制限されてないと。

私は、知事はまさに日米両政府の代行機関じゃないかなというふうに見えるんですけれども、その辺の自覚はありますか。

そういう面で、まさに自治を県民の立場に立って県

民の命を守るんだという思いが十分に伝わってきません。

そういう面で、マスコミの一つの流れとしてこういうのがありますけれども、私は、米軍占領下の公選主席みたいだったなというふうに思いますけれども、後で御答弁ください。

それから、一部の不逞のやからがこういう事件を起こしたからといって、全体の海兵隊を撤去させてはいけなと、飛躍だと言っていますね。私は、これは知事、非常に飛躍だと思います。現実的じゃない。これは米軍基地があるから犯罪があるわけですね。そういう面で、ここのところはやはり米軍基地を撤去せよというのが県民の声です。そして新基地建設やめろというのが県民の声です。これを、いやそうじゃないとはだかっている。すなわち知事は、日米両政府と同じように県民の願いを妨害をする、すなわち加害者というべき立場に立たれているという自覚はおありなのか。私は、それは決して好ましくないと思いますので、そのところを明快な御答弁をお願いしたいと思います。

それから嘉手納以南の返還ですけれども、これはSACO合意のときにあった中身で、これは百歩譲って、皆さんの言う嘉手納以南が返った場合に、全国の米軍専用施設の割合が何%減りますか。そして、基地の県内移設ではないものがあるんですか。この嘉手納以南というのは基地の県内移設が前提でしょう。沖縄にあるものは沖縄で基地をつくるんだというのがこのロードマップの重要な中身じゃありませんか。

そういう面で、知事の今果たしている役割でもう一つ大事なものは、95年の少女暴行事件のときに県民は基地の撤去を訴えました。しかし、日米両政府はそれを逆手にとって県内移設、すなわち普天間基地は返すけれども、基地の県内移設なんだといってSACO合意の流れの中で辺野古の沖合が出ました。沖縄県民を対立させる、そういうような状況でここまで来て、県民の闘いでSACO合意案は廃棄されています。

今、改めて、なぜこういう大事なときにグアム移転、それから辺野古の移設推進なんだと。まさに日米両政府がやろうとしている代行機関、すなわちこの米軍再編というのは世界戦略の中でアメリカがあと100年、200年、古くなった米軍基地を3兆円という国民の税金で居座るといことなんです。基地があればこれは犯罪が起こるわけです。

そういうことで、この大事な少女の悲劇を日米同盟優先、基地推進。だから知事、知事が移設に影響はないと言った背景は極めて県民の願いから反するものと

思いますけれども、御答弁をお願いします。

それから細かいことなんですけれども、皆さんは非常に不熱心ですね。米軍住宅の電気、水道、施設ごとの資料が私のところにありますよ。明らかなんですよ。嘉手納飛行場の電気代37億6200万円。時間がないが、在沖米軍の電気代は103億8400万円、水道料金は26億8700万円、こういう資料があるんですよ。だからそういう面でいわゆる防衛省の言いなり。本当にいいかげんだと思いますけれども、知事公室長、明快な答弁をお願いします。

そういうようなものが知事、3年閉鎖なんですよ。防衛大臣はもうこれ以上できないと言っているじゃないですか。だから現状はさっきあったように変わらないじゃないですか。あなたが言っている3年閉鎖というのは県民だましの手口として、あたかも反対しているかのようなそぶりをしながらやろうとしている。まさに県民だましの手法ですよ。その破綻は県民は見抜いているんですよ。明快な答弁をお願いします。

休憩をお願いします。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

○前田 政明君 盲学校について再質問します。

文部科学省の今後の特別支援教育のあり方という文書では、いわゆる単独校として教育のみを有する学校を設けることが可能であると明記されています。目の見えない子供たちは指先を目としながら学ぶという面でも、その存在は可能であると明記されております。そういう面でこれについても明快な御答弁をお願いします。

○伊波 常洋君 議長、休憩をお願いします。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時24分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 前田議員の再質問にお答えしますが、この質問がきちっと区切られてないものですから、ちょっと推測を含めてお答えいたしますが、まず第1に、少女暴行事件についていろんな見解をおっしゃった中で、最後に少女には何の落ち度もない、そこは考え方は全く一緒ですよ。そして、二度と起こすな、知事はどう思うかと。

これはもう何度も申し上げているとおり、こういう

ことというのは二度と起こさないような再発防止をしっかりと、我々もシーファー在日米国大使も含めライト中將、そして沖縄では四軍調整官を初め総領事へもきちっと申し入れ、官房長官にも総理にも会って申し入れてきたところであります。

これはもう申し上げるまでもなく、こういう事件の再発防止を徹底してもらいたいというのは当然のことを何度もやってきたところです。

そして次に、何か私がどこかの代行機関であるというような趣旨のことをおっしゃっていましたが、それは議員の個人的な御見解だと思うので、それはあなたがそう思っていることですから、むしろ答弁もする気はないんですが、もしこれが質問だとすれば、代行機関であるわけじゃないじゃないですか。というのが私の答弁です。

それから、ちょっと矛盾した御質問をされていますが、まず9番目でしたか、3年めどの閉鎖状態というのは、もうこれは破綻したのではないかというような御趣旨のことを、あなたは、防衛大臣がそういう返事をしているからなんて、あなたが防衛省の代行みたいな発言をされて、私の3年めどの閉鎖状態、今ずっとこれはその関係大臣、関係者相手にいろいろと当然の要求としてやっている過程を、まだ1年ちょっとしかたっていないじゃないですか。それをもはや結論が出たような、しかもその結論を出す根拠が防衛大臣がそう言っているではないかなどという質問には非常にお答えしにくい。私は、当然の要求としてこれは今やっているところです。

以上で、残りの御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは前田政明議員の再質問で、盲学校の単独校についてお答えいたします。

特別支援学校は、単独の障害種に対応することも可能とされておりますが、いかなる障害種に対応した教育を行う学校とするかについては、地域における教育ニーズ等に応じて弾力的に設置者が判断することとされております。

特別支援学校編成整備につきましては、今後とも継続して意見交換を行い、保護者等の専門性や安全性に対する不安や懸念の解消を図り、十分なコンセンサスを得た上で計画を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時29分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） まず、光熱水料等の負担状況についてでございますが、これは平成8年度から12年度までの資料でございますが、沖縄防衛局によると、在日米軍駐留経費負担、いわゆる思いやり予算による施設・区域外に居住する軍人・軍属等による光熱水料の支払い実績、平成8年度から12年度でございますが、58億7900万円とのことであります。

今の58億円でございますが、年度ごとに申し上げますと、平成8年度12億1400万円、平成9年度12億2700万円、平成10年度11億8300万円、平成11年度11億4600万円、平成12年度11億900万円となっております。

次に、現在米軍再編で返還合意された施設でございますが、嘉手納以南が返った場合、沖縄県の米軍専用施設面積は何%になるかという御質問でございますが、約74%となります。現在は約75%でございますが、約74%になります。

それから、普天間飛行場を辺野古沖合に移設するのは県民の願いに反するのではないかという御質問でございましたが、普天間移設の原点は、普天間飛行場が危険であると。そのことに関する認識は日米両政府を初め沖縄県民、県も含めて皆一緒かと思っております。そういう危険な飛行場を早急に移設するということで、名護市あるいは名護市民が苦渋の選択ということで辺野古への移設受け入れを判断したということで、やはり現実的に普天間を一日でも早く移すためには、現在の普天間飛行場の移設の取り組みをもっと早く、一日でも早く進めていくと、取り組みを強化していくということが重要かなと思っております。

次に、水道光熱費の負担状況について施設ごとの資料があるかということでございますが、沖縄防衛局によると、在日米軍全体の負担実績に対して経費を一括して負担しているため、個々の施設・区域ごとの負担額は確定できないということでございます。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 答弁漏れがあります。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 前田議員の再質問に答弁漏れがありましたので、お答えいたします。

基地を撤去せよという要求をしないのは加害者ではないかと、加害者と同じだというような御趣旨の発言

に対してお答えします。

とんでもない発言だと思っています。県民の立場に立って抗議をし、再発防止に取り組んでいるところであり、大変失礼な発言だと理解しております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 休憩をお願いします。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時37分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

○前田 政明君 資料がありますので、そういういかげんなやり方では県民の願いにこたえられないと。

それから3年閉鎖の問題は、石破防衛庁長官が、普天間飛行場の危険性の除去に向けての取り組みが現時点で最大の措置であると。今の措置は変わらないじゃないですか。だから、実際これ以上できない。もしあるとしたら、知事、あなたの根拠を述べてください。

休憩をお願いします。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時38分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

○前田 政明君 ですから、明確に知事が私のこれに対して反論があるなら根拠、3年閉鎖できるという根拠を示してください。

それから、少女暴行事件のときに仲村清子さんは、静かな沖縄、基地のない沖縄を返してほしいというふうに訴えています。私たちは、知事、そういう少女暴行事件の95年の県民大会でのあの思いにしっかりとこたえていくことが必要ではないかというふうに思いますけれども、改めてもう一度御所見をお願いします。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時41分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 前田議員の再々質問にお答えいたします。

まず第1に、防衛大臣が協議会で去年、普天間のヘリコプターが落ちて後の幾つかの改善措置を防衛省は発表しましたが、それを防衛大臣はそのときに言うておられると私は思いますが、それで終わりだというように前田議員が受け取っておられるとすると、それは

あなたの理解の仕方であって、（「それが最大の問題だよ」と呼ぶ者あり） どうでもいいんですよ。それは彼がその時点で主張していることであって、私としては3年めどの閉鎖状態を実現するためにもっともっとやることがあるでしょうと言っているだけで、だからこれはまだ議論のやりとりをしている最中ですよ。

あなたが防衛大臣の言ったことを彼が言うとおりだと、あっちの立場に立って言うとするばそうなるでしょうが、そうならないというのは当たり前のことじゃないですか。折衝というのは、いろいろとやりとりをして決めていくんであって、まだ始まったばかりですよ。

それから第2、95年の県民大会、これは私はもう県には当然いなかったんですが、無論、私もあの中に参加して、あの内容もよく理解しているつもりです。

ですから、ああいうことも受けて基地の整理縮小をしっかりと徹底してやっていこう、基地から派生する事件・事故を根絶していこうということを私は公約に掲げてやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 米軍犯罪の大もとの海兵隊基地を推進するということは、加害者の側に立つことになりませんかと私は表明したわけです。

沖縄県民は、不可能と言われたサンフランシスコ平和条約第3条を死文化して祖国復帰を待ち取りました。

必ず米軍基地のない平和な沖縄を実現することができます。ともに頑張りましょう。

○議長（仲里利信君） 喜納昌春君。

〔喜納昌春君登壇〕

○喜納 昌春君 こんにちは。

社大・結連合の喜納でございます。

社大党の委員長も務めておりますが、平成20年第1回県議会定例会ですので、仲井眞知事の2度目の決意ある所信表明も聞きまして、それに基づきながら私見を述べて、また知事公約を含めて検証しながら、通告に従いまして質問を行います。

就任されて2度目の所信表明の中でも述べられました主要な施策に触れながら、公約の検証を含めて、私は野党ですので野党の立場から私見を述べながら一般質問を行います。

まず、米軍基地問題で、普天間飛行場の返還問題に関して以下の質問をいたします。

ア、2年目の所信の施策から知事公約の暫定ヘリ

ポートの考え方が消えています、ということですか。

イ、知事公約の3年めどの閉鎖状態の実現に向けた1年目の努力の成果と、あと2年足らずとなった知事公約実現に向けての取り組みと決意を伺います。

ウ、普天間代替施設については、これまでの経緯を踏まえれば、現行のV字型案のままでは賛成できないという初年度の考え方が2年目の施策から消えたことに関しまして、(ア)、公約の変更なのか伺います。(イ)、政府とどんな調整ができたのか、(ウ)、この問題での合意はできたのですか。

エ、V字型を県のできるだけ沖合に出してほしいという名護市との共同歩調による提案に対する日米両政府の対応は、冷静に見れば極めて否定的であることに今も変わりはありません。それだけにベストは県外移設と認める仲井眞知事は、頭越しに米軍再編問題を処理されて、今日の普天間飛行場の早期解決と許しがたい少女暴行事件という後を絶たない基地から派生する問題に同時にさらされ、苦悩を強いられている県民や知事御自身の怒りを共有する立場から、普天間飛行場の返還についてはベストの県外移設を要求すべきであり、その可能性は十分にあると考えますが、知事の所見を求めます。

2番目の質問は、普天間飛行場代替新基地建設の辺野古海域埋め立てのための国のアセス方法書に関して3点の質問をいたします。

1点目に、県環境影響評価審査会が指摘しているアセス方法書の不備及び書き直し要求の内容は何ですか。

2点目に、防衛省から出された追加資料の内容は何か伺います。

3点目に、豊かな辺野古の海を守るのは知事の最大の任務であります。このままでは県民にとっての不幸となる新たな基地建設と、環境破壊のすべての責任が県環境影響評価審査会と知事が背負う形になると私は考えます。

知事は毅然たる態度で環境を守る視点から、いいかげんな政府のやり方、姿勢に対応すべきと考えますが、今後の県の対応について伺います。

3番目の質問は、これまでいろいろと論議されてきました日米地位協定の見直しに関して3点の質問をいたします。

1点目に、知事は就任1年目のこの間、政府等に対する働きかけはどうされてきましたか。

2点目に、渉外知事会などと連携し、あらゆる機会に積極的に取り組むとの施策はこの1年間どういう努

力をされてきましたか。

3点目に、米側に裁量をゆだねる形の運用改善では不十分と20年度の施策で強調し、抜本的見直しに向けての決意を新年度はどう取り組んでいく考えですか。

米軍基地問題の4番目の質問は、米軍基地から派生する事件・事故に関して3点の質問をいたします。

1点目に、ここ3年間の米軍の事件・事故の推移はどうなっていますか。

2点目に、問題解決の促進について、新年度の施策の中で三者連絡協議会等を通じて強く求めていくと述べていますが、ここ3年間はどのように何回開かれてきましたか。

3点目に、去る2月10日と2月17日の許しがたい、立て続けの女性暴行事件を考えると、日常的な点検・検証のために定期的に開催していくべきと考えますが、知事の所見を求めます。

次に、大きな質問の2つ目です。

これまで活発に議論されておりますが、雇用失業問題に関しまして質問いたします。

19年度施策の沖縄県産業・雇用拡大県民運動（仮称）で取り組んできましたことに関しまして、この課題の新年度の取り組みに関して6点の質問をいたします。

ア、19年度はどう具体的に取り組んできましたか。

イ、国、市町村、経済団体など関係機関との連携はどうしてきましたか。

ウ、これによってどのぐらいの効果があって、失業者対策の実効性があったのかも伺います。

エ、新年度の施策でミスマッチ対策がまた打ち出されていますが、どういう実態となっているのですか。有効なミスマッチの対策があるのか伺います。

オ、駐留軍離職者の雇用に関する表現が新年度は消えておりますけれども、この課題での平成19年度の取り組みと新年度の施策について伺います。

カ、知事公約の完全失業率を全国平均並みにするためには、これまで以上の取り組みをする必要があると施策の中で強調されていますが、新年度における新たな施策はどうなっていますか。また、4%台の全国平均並みにするためには、当然年次の目標があるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

3番目の大きな質問は、福祉問題に関して4つの課題についてそれぞれ質問いたします。

1つ目は、これまで議論されております知事公約の待機児童ゼロの課題について3点の質問をいたします。

ア、初年度はどう取り組んできましたか。

イ、その実績はどうで、待機児童の実態はどうなっておりますか。

ウ、2年目の目標と施策について伺います。

2つ目に、認可外保育施設の認可化の促進と利用児童の処遇向上に関して2点の質問をいたします。

ア、平成19年度の取り組みと実績はどうなっていますか。

イ、今後の課題と新年度の施策はどうなっていますか。

3つ目は、児童虐待問題に関して3点の質問をいたします。

ア、ここ3年の同問題の推移はどうなっておりますか。

イ、平成19年度はどのように実態の把握や訴え、防止策に取り組んでまいりましたか。

ウ、今後の課題と新年度の施策はどうなっていますか。

4つ目は、自殺対策について4点の質問をいたします。

ア、本県におけるここ3年の自殺の状況はどうなっていますか。

イ、自殺者の男女別、年齢の状況はどうなっていますか。

ウ、平成19年度はどんな取り組みをしてきましたか。

エ、新年度の施策はどうなっていますか伺います。

次に、大きな4番目の質問は、学校教育に関して3項目の課題についてそれぞれ質問いたします。

1点目は、知事公約の30人学級の取り組みについて質問いたします。

ア、知事公約には私も大いに賛成ですが、昨今の教育を取り巻く状況から考えますと、早期に計画し実施すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

イ、教育委員会の所見と決意も伺います。

2つ目は、2月15日に文部科学省が発表しました「新学習指導要領」に関して6点の質問をいたします。

ア、これが出された背景と意義について伺います。

イ、現行の学習指導要領との違いは何ですか。

ウ、「ゆとり教育」の成果と反省は何ですか。

エ、「総合的な学習の時間」の削減と中学校の選択教科が廃止されたことの意味と今後の影響について教育長の所見を伺います。

オ、道德の教科化の背景と意義についてどう考えますか伺います。

カ、学習指導要領など教育に関する制度などが改正

されるたびに私が気になることは、教えられる側の子供たちやその父母の意見なり、話し合いの不十分さや、あるいは欠如の実感であります。十分な論議や共通の理解がなければまた朝令暮改になりかねません。

これに対する教育長の所見を求めます。

3つ目の質問は、盲・聾学校と養護学校の併置問題に関して3点の質問をいたします。

ア、この計画の背景とねらいは何ですか。

イ、それぞれの学校の教師や父母との話し合いは極めて重要と考えますが、どうなされてきましたか。

ウ、視覚・聴覚・身体・知的・精神などの障害は、それぞれの障害に特化したきめ細かい施策が重要であります。私も障害単独の特別支援学校として存続すべきと考えますが、教育長の所見を伺います。

次に、2月22日の我が会派の当山全弘県議会議員の代表質問との関連で、2項目の質問をいたします。

1つ目は、予測不能の突発的な天災で補償はできないと答弁された安里川はんらんについて4点の質問をいたします。

ア、被災地域の調査は何回やってきましたか。

イ、被災者の皆さんからの事情聴取は何回やってきましたか。

ウ、被災者の方は何人で、被災総額は幾らと把握しておりますか。

エ、予想を超えた降水量だから自然災害であり、補償対象とはならないとの県の主張はおかしいと思います。県の安里川改修工事と降雨による被災の因果関係は、常識的に考えても当然であります。被災補償は当然県が責任を持ってやるべきと考えますが、知事の所見を求めます。

次に、少女暴行事件に関しまして4点の質問をいたします。

1点目に、1995年9月の許しがたい少女強姦事件以降、ことしの2月10日の事件を含めて14件もの女性の人権侵害事件が発生していることに対し、知事の所感を求めます。

2点目に、2月10日の38歳の米兵による14歳の少女に対する許しがたい暴行事件に対する日米両政府の迅速な対応は、事件の重大性からすれば当然過ぎることです。ところが厳しく反省し対応すると言った最高責任者たちの発言、行動にもかかわらず、その後、またも女性暴行事件含めて3件も米兵による犯罪が発生した事態を知事はどう考えますか、所見を求めます。

3点目に、外務省北米局や沖縄事務所が在日米軍オリエンテーションプログラムや米軍人・軍属等による

事件・事故防止のための努力や、2000年10月のワーキングチームの設置や沖縄理解増進セミナー等の取り組みがありますが、米軍当局の取り組みはどんなものがあるかとわかっておりますか。その取り組みが極めて生ぬるいのではないかと私は考えます。米軍当局の再発防止に向けての対応策をどう求めているのか、知事の所見を求めます。

4点目に、これだけの努力をしても後を絶たない事件・事故は、もはや米海兵隊や在沖米軍の撤退しかないと考えますが、知事の所感を求めます。

答弁によりまして再質問をいたします。

○議長（仲里利信君） ただいまの喜納昌春君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時22分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

午前の喜納昌春君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 喜納昌春議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、米軍基地問題に関しまして、1の(1)ウの(ア)とか、1の(1)ウの(イ)、1の(1)ウの(ウ)、それから1の(1)のエにつきましては、これらの質問は関連しておりますので一括してお答えいたします。

普天間飛行場につきましては、県外移設がベストだとは思いますが、米軍再編協議の経緯等から県外移設は困難であり、一刻も早い危険性の除去のためには県内移設もやむを得ないものだと考えております。

また、私は、現行のV字型案のままでは賛成できないという立場に全く変わりはなく、地元の意向を踏まえ、可能な限り沖合に寄せてほしい旨、政府に求めているところであります。

県や地元が求めている可能な限り沖合への移動につきましては、依然として政府と合意ができていないわけではありませんが、去る2月7日に行われました第6回協議会におきまして、町村官房長官から、沖合へという話も念頭に置いて、できるだけ早期に決着させるよう最大限の努力をしていきたい旨の発言もあることから、今後、政府との協議に進展が見られるのではないかと期待をいたしているところであります。

次に、同じく米軍基地問題に関連いたしまして、日米地位協定見直しに関する御質問にお答えいたしま

す。

日米地位協定につきましては、政府に対し、機会あるごとにその見直しを求めてきたところでありますが、政府は依然として運用改善により対応するとしております。

しかしながら、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量をゆだねる形となる日米地位協定の運用改善だけでは不十分であり、日米地位協定を抜本的に見直す必要があると考えており、引き続き渉外知事会等と連携しながら粘り強く取り組んでまいります。

また、米国連邦政府や連邦議会関係者等に沖縄県の実情を伝え理解してもらうため、訪米も含め検討していきたいと考えております。

次に、雇用失業問題に関連しての御質問で、完全失業率を全国平均並みにするための新たな施策、次年度目標についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

「みんなでグッジョブ運動」が浸透し、成果が出るまでには一定の時間を要することから、年度ごとの目標値は設定いたしておりません。

一方、完全失業率の全国並み改善を実現するためには、その取り組みを点検・確認することが重要であります。このため、県民運動推進本部におきまして、毎年度、取り組み実績の点検と次年度計画の確認を行い、効率的・効果的な県民運動を展開していきたいと考えております。平成20年度は、企業誘致につきましては沖縄IT津梁パークの整備等に取り組んでまいります。

地域産業の振興につきましては、マリンバイオ産業創出事業等を実施し、新産業の創出を支援してまいります。

雇用対策につきましては、土木業の職種転換を促進するための支援事業や就職困難者総合支援事業等に取り組んでまいります。

これら事業の実施とあわせて、「みんなでグッジョブ運動」の浸透を図りつつ、企業や教育機関等の理解と協力を得ながら、完全失業率の全国並み改善を実現してまいりたいと考えております。

次に、学校教育に関連いたしまして、30人学級の実施についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

30人学級の導入につきましては、教育委員会から、施設状況等を踏まえ、平成20年度から小学校1年生で実施するとの報告を受けたところであり、公約の趣旨が実現できるものと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（仲里利信君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 米軍基地問題に関して、公約の暫定ヘリポートについての御質問にお答えします。

知事の公約では、普天間飛行場の危険性を一日でも早く除去するためにあらゆる方策を検討し、問題解決に取り組むということを表明したもので、暫定ヘリポートについては一つの事例として示したものであります。

普天間飛行場移設問題の原点は、現在の普天間飛行場の危険性であり、一日も早い危険性の除去のためやむなく県内移設を認め、また移設するまでの間の3年めどの閉鎖状態の実現を求めている、そのことは知事から2月定例県議会の開会の際にも明確に申し述べております。

次に、3年めどの閉鎖状態の実現に向けた取り組みについてお答えします。

県は、移設するまでの間で、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところであり、政府と協議をし、確実な解決が図られるよう全力を尽くしているところであります。

次に、日米地位協定見直しに関する1年間の取り組みについて一括してお答えします。

日米地位協定の抜本的な見直しについては、渉外知事会としての要請や、衆参両院の関係委員会に対する要請など、機会あるごとに日米両政府等に対し要請しております。

最近では、去る2月13日に来沖した参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会委員長に対し要請したほか、2月15日にも来沖した民主党国会議員に、2月18日及び19日には軍転協を通じて内閣官房長官を初め日本政府と在日米国大使館等に対し要請したところであり、引き続き粘り強く取り組んでいきます。

ここ3年間の米軍の事件・事故の推移についてお答えします。

直近3年間における県が把握している米軍関係の事件・事故については、平成17年は、航空機関連63件、廃油等流出4件、原野火災9件、その他事件・事故17件の合計93件となっております。

平成18年は、航空機関連32件、廃油等流出2件、原

野火災8件、その他事件・事故16件の合計58件となっております。

平成19年は、航空機関連36件、廃油等流出4件、原野火災20件、その他事件・事故15件の合計75件となっております。

また、刑法犯の検挙件数及び人数については、沖縄県警察本部の資料によると、平成17年が66件65人、平成18年が57件63人、平成19年が63件46人となっております。

三者連絡協議会等の開催状況と定期的な開催について一括してお答えいたします。

三者連絡協議会については、平成15年度以降開催されておりましたが、国、県、市町村及び米軍等が参加する協力ワーキングチーム会合を毎年度開催し、米軍人等による公務外の事件・事故防止のための協議を行っております。

県としては、米軍人等による事件・事故については、今後とも協力ワーキングチーム等において、関係機関と協力しながら再発防止に向け実効性のある対策が講じられるよう努力していきたいと考えております。

我が会派関連でございますが、女性への人権侵害事件についてお答えいたします。

今回の事件を含め、女性の人権をじゅうりんする犯罪は決して許すことはできず、強い憤りを覚えるものであります。

県としては、米軍基地に起因するさまざまな事件・事故等是一件たりともあってはならないと考えております。

相次ぐ米兵による事件についてお答えいたします。

2月10日の暴行被疑事件を受けて、日米両政府や米軍において、再発防止策等を検討している最中、このような米軍人に関係する事件が連続して発生することは極めて遺憾であります。

米軍は、実効性のある再発防止策を早急に講じ、在沖米軍全軍において、より一層、綱紀粛正を徹底すべきであると考えております。

次に、米軍当局の事件・事故防止策についてお答えします。

米軍による事件・事故を防止するための取り組みとしては、基地外への外出制限、基地外への一時的な夜間外出禁止令、オフリミット、生活指導巡回及びリパティ・キャンペーン・プランなどがあります。

これらの措置は主に基地内居住者を対象としていることから、県としては、基地外居住者に対する措置も含め、県民が納得するような形で具体的な再発防止策

等を講じ、それを公表すべきであると考えております。

県は、去る2月22日に開催した「米軍人等犯罪防止対策に関する検討会議」において、7項目の具体的な犯罪防止策を取りまとめたところであり、今後、日米両政府に対し、その実施を求めていると考えております。

次に、在沖米軍の撤退についてお答えします。

県は、これまで日米両政府に対し、あらゆる機会を通じて、海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減等による本県の過重な基地負担の軽減を求めてきたところであります。

県としては、米軍再編で海兵隊司令部及び約8000名の海兵隊将校・兵員のグアム移転と、それに伴う嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の整理・統合・縮小が合意されたことは、県民の要望している米軍基地の整理縮小につながるものであり、確実な実施がなされる必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 米軍基地問題に関して、審査会が指摘している方法書の不備及び書き直し要求の内容についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書については、昨年10月30日に沖縄県環境影響評価審査会へ諮問しました。

審査会においては、数回にわたり審査を行ってきましたが、滑走路の幅や飛行場面積等の主要な諸元が不明であることや、航空機の種類、飛行経路等の運用形態などの環境影響評価を行う上で、必要となる十分な事業内容が記載されていないとの問題が出されました。

このようなことから、知事意見において、事業の内容を具体的に記載することと、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を見直す必要があるとの意見を述べたところであります。

次に、防衛省から出された追加資料についてお答えいたします。

沖縄防衛局から提出された方法書の追加・修正資料は、知事意見を踏まえ、対象事業の具体的な内容及びそれに伴う環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を見直した追加・修正資料であります。

次に、環境を守る観点から政府の姿勢に対する県の対応についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業が予定されている辺

野古沿岸海域は、県が策定した「自然環境の保全に関する指針」において、「自然環境の厳正な保護を図るべき区域」であるランクⅠと評価されており、自然環境の豊かな地域であると認識しております。そのため、当該事業に係る環境影響評価については、慎重かつ十分に、科学的かつ客観的に実施する必要があると考えております。

県としては、当該事業がその実施区域及び周辺環境に著しい影響を及ぼさないよう十分な配慮が必要であることから、今後の環境影響評価手続において必要な意見を述べていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 雇用失業問題に関する御質問の中で、産業・雇用拡大県民運動の具体的取り組み、関係機関との連携及びその効果についてお答えします。3つの項目が関連しておりますので一括してお答えします。

「みんなでグッジョブ運動」における主な取り組みとしては、雇用の拡大につながる企業誘致や雇用対策事業等の拡充強化に努めているところであります。

また、コールセンターとホテル業の業界団体と企画段階から連携し、ミスマッチ対策フォーラムをそれぞれ開催いたしました。フォーラムの周知においても教育機関やハローワーク等が協力し、大勢の学生や求職者が参加しました。その成果として、両業界の理解促進を図ることができ、今後のミスマッチ解消が期待されます。

県民運動の浸透を目的に県内5圏域に18名の地域推進リーダーを配置し、当リーダー参加のもと、各圏域で雇用情勢に関する意見交換会を開催しました。その際は、市町村、ハローワーク等関係者の参加により活発な意見交換を行い、その成果として、地域における雇用問題と県民運動に対する理解を深めることができました。

国の「地方再生モデルプロジェクト」として採択されました「沖縄型雇用促進事業プロジェクト」におけるマッチング支援や看護師の復職支援プログラムなどでは、雇用情勢の厳しい中部地域の改善策に沖縄市やうるま市が計画段階から積極的に協力しております。

キャリア教育の推進策として、働く大人の姿を観察するジョブシャドウイング事業についても、学校と企業の役割が認識され、現在、連携して取り組んでいるところです。

このように県民運動がスタートした今年度は、雇用

問題について県民が一体となって取り組むための環境整備が進んだことが大きな成果として挙げられます。

次に、ミスマッチの実態と対策についての御質問にお答えします。

県内ハローワークにおける求人・求職の状況によると、一般事務の職業では求人を上回る約4倍の求職申し込みがあります。逆に、看護師等の職業やコールセンター等を含む営業・販売関連の職業では求職申し込みが求人の半数にとどまるなど、職種間のミスマッチが発生しております。

また、県内の情報通信関連産業やホテル業においては、求人を行っても応募が少なく、人材の確保に苦慮しているとの声があります。

このようなミスマッチを改善するためには、企業の魅力向上はもとより、企業情報の発信、求職者の職業能力の開発、職業意識の育成などが重要であります。

そのため、県では、求職者や企業の人事担当者向けセミナーの開催、コールセンターやIT業界の魅力発信フォーラムの開催、デュアルシステム事業、看護師の復職支援研修などを実施してミスマッチの解消に取り組んでおります。

次に、駐留軍離職者の雇用対策についての御質問にお答えします。

駐留軍従業員の雇用対策としまして、平成19年度は財団法人沖縄駐留軍離職者対策センターへの補助を行っております。

また、駐留軍従業員の雇用の安定には駐留軍関係離職者等臨時措置法の延長が必要になることから、平成19年8月には渉外知事会を通じて有効期限の延長につき、関係省庁に対し要請を行ったところであり、平成20年5月には駐留軍関係離職者等臨時措置法が延長される見込みとなっております。

平成20年度事業としましては、駐留軍離職者の再就職相談や生活相談体制も必要なことから、財団法人沖縄駐留軍離職者対策センターへの補助を引き続き実施してまいります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 福祉問題に関しての中、待機児童解消に向けた取り組みとその実績及び2年目の目標について一括してお答えいたします。

待機児童解消の取り組みにつきましては、今年度において保育所13カ所の新設を初めとして分園3カ所、増設9カ所の整備等により、定員を1117人ふやしております。しかし、こうした取り組みにもかかわら

ず、平成19年4月の待機児童数は1850人となっております。

このため、県では、引き続き保育所の創設、分園設置、定員の弾力化、認可外保育施設の認可化等を保育の実施主体である市町村と連携しながら進めてまいります。

平成20年度の計画につきましては、17カ所の保育所創設等により595人の定員増を図ることとしております。

続きまして、認可外保育施設の認可化促進と利用児童の処遇向上に関する実績と今後の課題及び取り組みについてにお答えいたします。これについても一括になります。

認可外保育施設につきましては、認可外保育施設認可化促進事業等により認可化を促進してきており、平成19年度の実績は12カ所となっております。

県としましては、引き続き認可化に取り組むことにしており、平成20年度におきましては7カ所を認可化する予定としております。

また、認可外保育施設入所児童の処遇向上につきましては、新すこやか保育事業による児童の牛乳代、健康診断費、調理員の検便費に対する助成等により対応してきたところであります。さらに、来年度からは給食費として、これまでの牛乳代に加え新たに米代を助成したいと考えております。

今後とも、新すこやか保育事業の実施や当該施設職員への各種研修会の実施、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく安全・衛生面等からの指導助言等により、認可外保育施設入所児童の処遇向上を図ってまいります。

続きまして、ここ3年の児童虐待問題の推移についてにお答えいたします。

児童相談所において、児童虐待相談として処理した過去3年間の件数は、平成16年度が358件、平成17年度が451件、平成18年度は364件と87件減少しております。

相談種別で見ますと、最も割合の高いのが身体的虐待で平成16年度が41.9%、17年度が36.8%、18年度が35.2%となっており、次に多いのがネグレクト、それから心理的虐待、性的虐待の順となっております。

また、主な虐待者の内訳は実母が一番多く、平成16年度が53.4%、17年度が46.6%、18年度が43.1%となっており、次に多いのが実父となっております。

続きまして、児童虐待防止対策の平成19年度の取り組みについてにお答えいたします。

児童虐待の早期発見・早期対応については、地域の

関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」の設置が重要であり、これまで市町村の協議会設置に取り組み、現在、22市町村に設置されております。また、虐待防止ネットワークを合わせると29市町村となっております。

また、中央・コザの両児童相談所に初期対応職員2名体制の2組をそれぞれ配置し、虐待通報への迅速かつ的確な対応ができる体制をとるとともに、子ども虐待ホットラインによる夜間や休日を含めた24時間体制の電話相談等を行っております。

さらに、児童虐待の発生予防のためには、育児の負担感を緩和する取り組みが重要であり、育児支援家庭訪問事業や生後4ヶ月までの全戸訪問事業等の実施を促進するとともに、児童虐待防止推進講演会や各種の広報媒体を活用した啓発活動を行い、児童虐待防止に関する県民意識の醸成を図っております。

続きまして、児童虐待防止対策の今後の課題と新年度の施策についてにお答えいたします。

「要保護児童対策地域協議会」については、規模の小さい町村の設置ができており、今後も児童虐待防止ネットワークにとどまっている7市町村を含め、その設置を働きかけてまいります。

また、児童相談所につきましては、虐待相談等の増加に対応し、その体制の充実が求められており、過去3年間、毎年増員してきましたが、平成20年度においても、児童心理司1名、一時保護所の夜間対応嘱託員3名を増員する予定であります。そして、両児童相談所に引き続き初期対応職員を配置し、虐待通報への迅速な対応を行うとともに、子ども虐待ホットラインによる24時間体制の電話相談等を行ってまいります。

育児の負担感を緩和する取り組みとして、育児支援家庭訪問事業が20市町村、生後4ヶ月までの全戸訪問事業が33市町村で実施されております。

今後、これらの事業を未実施市町村に対して働きかけるとともに、児童虐待防止推進講演会の開催等により、県民意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、本県の3年間の自殺の状況及び男女別、年齢の状況について一括してお答えいたします。

沖縄県警察本部の統計によりますと、本県の過去3年間の自殺の状況は、平成16年341名、平成17年359名、平成18年400名となっております。

男女別の状況については、平成18年の自殺者400人について見ますと、男性315人78.8%、女性85人21.2%となっております。

年齢階級別については、50代が最も多く105人26.3

%、次いで40代82人20.5%、30代65人16.3%の順となっております。

続きまして、自殺関係の19年度の取り組みについてにお答えいたします。

本県は、平成19年度に自殺対策の先進的な取り組みを行うモデル自治体として厚生労働省から選定され、事業を実施してまいりました。

平成19年8月及び12月には、関係機関が情報を共有し、連携強化を図って自殺対策を推進するため、15団体で構成される沖縄県自殺対策連絡協議会、自殺対策県機関連絡会議を開催いたしました。

また、平成20年1月25日から31日の間、「自殺予防キャンペーン」を設定し、「自殺対策シンポジウム」を実施するとともに、各保健所や沖縄県臨床心理士会等関係機関と連携した普及啓発事業に取り組んでまいりました。さらに、国の「自殺総合対策大綱」に基づき、平成19年度中に「沖縄県自殺総合対策行動計画」を策定することとしております。

続きまして、20年度の施策についてにお答えいたします。

平成20年度は、今年度中に策定される「沖縄県自殺総合対策行動計画」に基づき、総合的に自殺対策を推進することとしております。

具体的には、沖縄県自殺対策連絡協議会、自殺対策県機関連絡会議の推進体制を強化し、自殺に関する実態調査、自殺対策キャンペーン、講演会、リーフレット配布による普及啓発、人材育成、かかりつけ医に対するうつ病の研修、遺族支援等の事業を総合的に実施してまいります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは学校教育に関する御質問で、30人学級の実施についてお答えいたします。

本県では、平成14年度から小学校1年生、平成16年度には2年生へ拡大し、低学年において一律35人学級編制を実施してまいりました。

現在、30人学級制度設計検討委員会で実務的な作業を進めているところでありますが、平成20年度における30人学級編制の実施につきましては、施設状況等を踏まえながら小学校1年生で導入をしていきたいと考えております。

次に、「新学習指導要領」が出された背景と意義についてお答えいたします。

今回の学習指導要領の改訂の背景については、体験

の不足などからくる子供たちの「生きる力」の弱さや、OECD等の「国際学力調査の結果」における日本の子供たちの理科や数学の学力の低下、学ぶ意欲や学習習慣における課題等が大きな要因であるとされており。

この改訂案は、現行学習指導要領の基本理念である「生きる力」を育成することを継承し、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること、道徳教育や体育などの充実により豊かな心や健やかな体を育成すること等を基本的な考えとされており。

次に、現行学習指導要領との違いについてお答えいたします。

今回の学習指導要領の改訂案は、変化の激しい社会においてますます「生きる力」が重要となることから、現行学習指導要領の基本理念を継承しつつ、各教科等において育成すべき資質・能力が一層明確に示されたものとなっております。

特に、改訂案においては知識の習得、知識を活用する思考力や判断力・表現力、学習意欲などを具体的に身につけさせるために授業時数と学習内容をふやしたこと、教育基本法の改正を受け、公共の精神の育成や伝統・文化の尊重を盛り込んだこと、言語力の育成を各教科で取り組むこと等を具体的に示しているものととらえております。

次に、ゆとり教育の成果と反省についてお答えいたします。

現行学習指導要領のもと、各学校においては、ゆとりと充実の中で確かな学力をはぐくみ、「生きる力」の育成に努めてまいりました。激しい変化が予想される社会において、みずから考え、みずから学び、主体的に判断する力などの「生きる力」は、今後も重要であるとされており。

一方、OECD等の国際学力調査や今年度実施された全国学力・学習状況調査の結果から、子供たちの思考力・判断力・表現力といった知識・技能を活用する能力に課題があることが明らかとなっております。

そこで、文部科学省は、学習指導要領改訂案において、観察・実験やレポート作成、論述などの知識・技能を活用する学習活動を充実するため授業時数の増加を図ることとしております。

次に、「総合的な学習の時間」と選択教科についてお答えいたします。

今回の改訂で「総合的な学習の時間」は、教科の知識・技能を活用する学習活動を各教科の中で充実させるため、週1時間程度縮減されております。その時間

は、小学校高学年においては外国語活動の実施、小学校中学年と中学校においては各教科の授業時数増に充てています。

今後も「総合的な学習の時間」については、教科の枠を超えた横断的・総合的な学習や探究的な学習を充実させることが大切と考えております。

また、選択教科については、その授業時数の多くが各教科の補充的な学習に充てられていることなどから、授業時数を縮減し、必修教科の内容や授業時数を増加しております。

なお、選択教科については、これまでの実績を生かして地域や学校、生徒の実態等に応じた多様な学習活動を展開することができることとされており。

次に、道徳の教科化の背景と意義についてお答えいたします。

道徳の教科化は、教育再生会議の最終報告において、検定教科書を使用して人間として必要な規範意識を学校でしっかり身につけさせるために徳育として示されました。しかし、学習指導要領改訂案においては、数値評価や検定教科書の使用などが道徳教育にならないとして教科に位置づけられておりません。

なお、改訂案においては、道徳の時間をかなめに学校の教育活動全体を通じて基本的な生活習慣の確立や規範意識の醸成などを発達段階に応じた指導や体験により身につけさせることが示されており、道徳教育のなお一層の充実が求められているととらえております。

次に、学習指導要領等の改正に係る保護者等の意見聴取についてお答えいたします。

文部科学省は、現行学習指導要領の実施状況並びに課題などについて把握するために、教職員や児童生徒、保護者などの意見を直接聞く、いわゆる「スクールミーティング」を実施しております。また、全国都道府県教育長協議会としては、中教審の「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」において、改訂に係る意見を述べてきたところであります。

「新学習指導要領」について、文部科学省は、引き続きパブリックコメントを受けた上で3月下旬に告示を行うとのこととあります。

いずれにしても、教育関係者を初め、広く各界各層の関係者の意見を聴取の上、取りまとめることが重要だと考えております。

次に、特別支援学校編成整備計画の背景とねらいについてお答えいたします。

近年、盲・聾・養護学校においては、在籍する児童生徒の障害の重度・重複化等により、多様な教育ニー

ズへの対応が求められております。そのため、平成19年4月に学校教育法が改正施行され、従来の障害種別の盲・聾・養護学校は複数の障害種に対応できる特別支援学校制度に改められたところであります。

県教育委員会では、学識経験者や保護者代表等から構成された懇話会の提言を踏まえ、障害のある幼児・児童生徒の教育ニーズへの対応の充実を図るため、県立特別支援学校編成整備計画（案）を作成したところであります。

次に、各学校の教師や父母との話し合いについてお答えいたします。

特別支援学校編成整備計画の策定に当たっては、各学校の教師や保護者の理解を得ることは極めて重要であると考えております。

県教育委員会としましては、同計画（案）について、中部地区の地域説明会や美咲養護学校を初め、沖縄ろう学校、沖縄盲学校の職員や保護者に対し説明会を開催し、御意見を伺っているところであります。

県教育委員会では、県立特別支援学校編成整備計画（案）について、中部地区の地域説明会や美咲養護学校を初め、沖縄ろう学校、沖縄盲学校の職員や保護者に対し説明会を開催し、御意見を伺っているところであります。

次に、障害単独の特別支援学校として存続することについてお答えいたします。

特別支援学校制度は、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒の障害の重度・重複化等の現状を踏まえ、障害の種別を超えて一人一人のニーズに適切に対応する教育を行うことのできる学校に移行することをねらいとしております。

県教育委員会としましては、制度の趣旨を踏まえ、盲・聾・養護学校で培われてきた障害種ごとの教育の専門性を維持しながら、地域の教育ニーズに応じた特別支援学校の整備が必要であると考えております。

今後とも、保護者や関係団体等に十分な説明と意見交換を行いながら、理解を得ていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 首里勇治君登壇〕

○土木建築部長（首里勇治君） それでは我が会派の代表質問との関連で、被災地域の調査についての御質問にお答えいたします。

県では平成19年8月11日の安里川はんらん直後、国際通り沿いの商店等や、柳通りを含む地域において浸水水位調査を行っております。その後、出水調査解析

業務において8月下旬から9月にかけて、河道周辺のフェンス等に付着しているごみの高さを測量する河道痕跡調査、浸水した家屋等で当時の浸水がどの高さまで来たかをヒアリングし、その写真及び高さを測量する氾濫原ヒアリング調査及び安里川の河口から金城ダム付近までの河川の縦断・横断測量等を行っております。

次に、被災者の方からの事情聴取についての御質問にお答えいたします。

被災者の方からの洪水水位に関するヒアリングにつきましては、平成19年8月下旬から9月中旬にかけて行いました。被災者127名の方から洪水水位の情報をいただき、はんらんシミュレーションに反映しております。

次に、被災者数と被災額についての御質問にお答えいたします。

県では被害者数や被害総額を調査しておりませんが、那覇市の調査によりますと、床上浸水32棟、床下浸水5棟、店舗等浸水81棟、合計118棟の浸水被害がありました。

次に、被害補償についての御質問にお答えいたします。

今回の安里川はんらんを受け、我が国における河川工学の専門家で構成する「安里川出水解析検討委員会」を設置し、その指導助言を得ながら調査解析を行っております。その結果、委員会においては、このはんらんはまれに見る大雨によって現況の治水安全度を大幅に超過する洪水により発生したものであり、工事による影響についての定量的な評価は困難と判断されており、県としても同様に考えております。

はんらんは、蔡温橋上流の未改修区間の流下能力55立方メートル毎秒を大幅に超え、2倍に相当する110立方メートル毎秒の流量が発生したために生じていることから、自然災害であり、補償の対象とはならないものと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 喜納昌春君。

〔喜納昌春君登壇〕

○喜納 昌春君 先ほどは仲井真知事の名前を間違えたようで、失礼いたしました。

答弁を受けまして、幾つか多岐にわたり1点ずつ再質問いたします。

1つ目は、知事の3年閉鎖の問題でV字型についての件ですけれども、V字型の案についてはなおかつ変わらぬと言うんだが、実際は国との調整もできないままもう国の思いどおりの普天間移設が進められていく

という状況ですから、そういう意味では、当初、頭越しでやられたという屈辱的なこともありまして、ベストは県外移設なんだが、時間がないから県内移設を認めるという知事の苦渋の立場云々を言ってきて、V字型案はこのままじゃだめだということを言ってきたんですが、しっかりとやはり環境被害の問題含めて、もう一度危険除去の問題も含めて、知事の考え方をしっかり伝えていかないと、何度も確かに粘り強く言ったかもしれぬけれども、日米両政府の物の言い方、態度は、じかに会うと極めて柔軟に対応する格好を言いながら、実際については何ら変わっていないと、1ミリさえも動かさないみたいなことを平気で言うこういう状況ですから、いま一度知事のV字案に対する考え方、それから3年閉鎖については公約ですから、不退転の決意と、むしろけんかしてもぶつかっていくという姿勢を見せるべきじゃないのかということでもう一回聞きます。

それからアセスの問題ですけれども、国はある意味では早目につくりたいという立場ですから。ところが、実際は県が承認をしていないような格好でアセスに基づくやつを、今、事前調査でやっている。この前もこの議場でのやりとりで明らかになっていますけれども、承認されてないことにさえも防衛局側はもう強行にやっている、こういう実態です。

そういう意味では、部長から答弁があったんですが、まさに修正を含めて出ているものをこれから審議会でやるということになると思うんですが、審議会は認めたように、まさにあの海域は本当に世界に誇るすばらしい海ですよ。ですから破壊してしまうとその責任は審議会や県に転嫁されますよ。

そういう意味では、国は早くつくりたい立場かもしれないけれども、そういういいかげんな調書を出してきた国ですからね。

あのイージス艦の問題でさえも、漁船の側はきちっといろんな資料出していますよ、そのデータは。ところが防衛局側は出さない。あんな最新鋭の艦のものでも資料を出さない。あっても出さない立場ですから、今度のアセスの問題についてもまさにそれに類する国の側の不誠実な対応だから、逆に県の側は環境を守る責任のある立場だから、しっかりと意を踏まえてやっていくという決意を知事もう一回示してください。

それから地位協定の問題ですけれども、ことしに入ってももちろん国の皆さんに訴えているのはわかりますよ。ただ、去年の段階でも37都道府県がもう決議していますよ。これからどう進めていくのかも課題ですけれども、いずれにしても、私は国内的な機運につい

ては党派を超えて抜本的見直しだと思うんです。

ですから、後はまさに日米両政府がどう弱腰のアメリカ追随の態度を変更させていくか、政治決断ですよ。

このことを今度の事件・事故を通して迫っていく。もちろん訪米も結構だと思うんですが、行けば日米地位協定問題については国の問題じゃないですかと言われかねませんよ。そういう意味では、そう言われないようにもう一度、国会の議員の皆さんも立ち上がっているわけだから、いま一度迫っていく態度、決意を見せてください。

それから自殺者防止の件ですけれども、私は、やはり新年度もどんどん多くなってきていることについて、それから協議会含めて立ち上がっていることも評価します。

ただ、やはりこの自殺に至ってからではなくて、むしろ学校現場含めて社会教育を含めて、命をどう大事にするかということについての県民的な運動、もちろん国民的になると思うんですが、3万人以上も自殺者が出るということについてはもう戦争以上ですよ。

そういう意味ではこの異常な事態を、もう一度命の教育あたりからしっかりやっていくということが重要じゃないかなと思うんで、その辺のきめ細かい県民ぐるみの運動について知事から決意を聞かせてください。

それから安里川はらんですけれども、順番は狂いますけれども、これは例えば予測以上の雨が降ったからというんだが、実際は那覇の調査では118棟のいろんな被害があるわけだから、僕はやはり予測できない異常な被害についてはこれも何十年に一回の話ですよ。何十年に一回の被害については、やはり何十年に一回の対応をやるのが筋じゃないですか、知事。これじゃ公共工事できませんよ。県の工事との因果関係ははっきりしているじゃありませんか。何も工学専門家云々じゃないですよ。これもひとつ知事から答えてください。

それから、この少女暴行事件に関連して、基地の対策について、平成15年以降、三者協が開かれていないと、ワーキングチーム云々があるんだが、ワーキングチームで15回やっても今日の犯罪ですよ。

ですから、そのことを含めてもう一度三者協を含めて、日常的に協議も開きながらしっかり物を言っていくという努力が私は必要だと思うんですが、この辺について御答弁ください。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後2時14分休憩

午後2時19分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 喜納昌春議員の再質問にお答えいたします。

第1番に、この3年めどの閉鎖状態の実現であるとか、現行のV字型案は認めないという私の公約でもあるし、今これに向かっていろいろやっているわけですが、不退転の決意を示せという御趣旨の御質問だったと思います。

確かに、この3年めどの閉鎖状態につきましては、協議会で防衛大臣から、去年やったあれが精いっぱいだというような発言とかいろいろなことがあります、私はいずれにしても代替施設移設するまでの間が6年とか8年、悪くするともう少し延びるかもしれぬ。その間、危険だ危険だという状態をそのまま置いておくというのはこれはおかしい。ですから、きちっと技術者を入れて、きちっとした対応策を考えれば当然出てくるはずだということを申し上げて、これは今まだやりとりの最中ですから、まだこれからです。

そして、現行V字型案を認めないというのはもうそのとおりで今やっているわけですし、無論これについても喜納議員おっしゃったように、1ミリたりとも動かさぬ、アメリカサイドで1インチでしたか、そういうような動かさぬというような発言がばらばらとマスコミさんを通じて出ておりますが、私は直接は聞いてはおりません。

ただ、これは基本的に沖縄県の圏域の中でやる仕事を地元の理解と納得、了解もなく、県の納得、了解もなく勝手に仕事を進めようとするやり方、いわんや防衛施設についてやろうとするやり方、頭越しであったり、こういうものはとてもとてもそういうやり方では実際に完成しませんよと。地元の意見と納得を得るというのは当然の仕事のやり方だということで現在もやりとりをしている最中です。ある意味で、先日の協議会で官房長官の発言が、今までこの3年めどもこれもゼロ回答に近かったんですが、ようやく動き出す兆しが見えたかと私は理解をいたしております。

それから2番目のこのアセスについてですが、これは確かに日米両政府が決めた現行の案、これをもってアセスをしたいということで、これはアセス法上は、この資料を置いてくるとそのまま効果が発生するような形になっておりまして、事業者がこれでアセスをしたいということでこれは実は動いていまして、これは私が内容に賛成するしないにかかわらずこれは動くも

のですから、しばらくは放ってあったり、我々は意見を言うのをやめようかとも思ったんですが、逆に意見を言わないと、知事意見を出さないと同意と同じような受け取られ方をするという解釈があって、それできちっと実は今対応しているわけですが、これ自身は幾ら事業者がそのまま進めても、これはただ彼らがやりたいというのが進んでいるだけであって、私は、もともとスタートのときに、我々地元ときちっと了解しないまま幾らやってもこれは単なる無駄なアセス作業ですよということを申し上げているので、これはいつの段階でもそれは修正することは可能ですから、早目にやったらどうですかということをずっと協議会の場で言い続けているところでございます。

ですから、これはこのまま2年何カ月かたって、アセス作業そのものが終わっても建設にはかかれなと思います。なぜなら、私はそれはだめだと言っているんです。ですがアセスそのものは、先生もおっしゃるように、あのあたりが非常に環境的にはデリケートな場所ですから、きちっとやるべきはやれと、やってもらいたいと。そして、その方法書もオーソライズされた方法書に基づく方法でやるべきだということをきちっと厳密にそれを今やっている最中です。

それから地位協定についてですが、確かにおっしゃるように、稲嶺知事さんの時代に30幾つかの県議会でも改正に取り組むべきだというような決議をなされたり、各政党でもいろんな勉強会でもやるべきだというような結論が出ているようですが、ただおっしゃるように、私がアメリカへ行ったら何かが起こるわけでもありませんで、まだやってない手法もあり得るだろうということと、ただ日米両政府が非常にこれについては運用でという態度を一貫して変えてない。したがって、ここについては結局は粘り強く、なぜ変えようとならないかのところが正確にわかったようでわからない部分が少しあります。これはなおきちっと詰めに詰めて粘り強くこれはやっていきたいと考えております。

それから自殺防止、安里川、三連協につきましては、恐縮ですが部長等から答弁させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 現在、三者協議会の下部組織である協力ワーキングチームにおいて、米軍人等による公務外の事件・事故防止のための協議を行っているところでありますが、県といたしましても、去る2月22日に米軍犯罪防止に向けた県としての考え方

をまとめたところであります。

今後、三者協も含めまして、いろいろな機会を求めて日米両政府及び米軍側とも協議を進めていきたいと考えております。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 自殺対策につきましては、今現在、沖縄県の対策行動計画がパブリックコメントに出されております。その中では本当に命の大切さ、それから心の健康という項目でその教育につきまして掲げているところでございます。議員がおっしゃるような形で、命の大切さを教育するような県民運動が実施できればいいなというふうに考えております。

現在は各年齢階層によりまして、それから男女別の差とかがありまして、きめ細かな対策ができないかというのを検討しているような段階でございます。本当にぜひそういう県民運動にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 首里勇治君登壇〕

○土木建築部長（首里勇治君） 安里川はんらんについての再質問にお答えいたします。

安里川につきましては、浸水被害の軽減を図るため河川改修とあわせて安里川に金城ダム、真壁川に真壁遊水地を建設してきました。両施設の完成により治水安全度の向上を図ってまいりましたが、未整備区間においては依然として浸水する可能性があることから、浸水被害を解消するために下流から順次河川改修を実施しているところであります。

今回のはんらんは、まれに見る大雨によって現況の治水安全度を大幅に超過する洪水により発生したものであり、工事による影響についての定量的な評価は困難と判断されていることから、補償の対象とはならないものと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 喜納昌春君。

〔喜納昌春君登壇〕

○喜納 昌春君 三者協の問題で、三者協は15年から開かれていないんです。いずれにしても知事、日米両政府はあれだけの緊張感で対応しているので、今後また起きてしまうと取り返しがつかない。むしろ我々が言うところの海兵隊は帰ってもらうことにもなりかねない、またなってほしいと思っているんだがね。しかも事件・事故は起こってほしくない。

そういう意味では、しっかりと物を言う、ワーキングチームでは15回やっても何もなかったんですよ。

そういう意味では監視カメラの問題も含めて、小手先のことじゃとまらないの。だからそういう意味では、しっかりと協議できる部分を怒りを持って知事が言える場をつくるべきだと言っているんだが、少なくとも15年から開かれてなければ三者協をとりあえず開くべきじゃないですか、どうですか。

○議長（仲里利信君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 喜納昌春議員の御提案は、確かに我々は開いておりませんし、いい御提案と思いますが、私どももう少し三者協の中で議論できる範囲というのももっと広げて、もう少し自由に日々、責任者といえますか、集まって、基地に絡む事件・事故、いろんな課題を広く議論できるような形のものを早急に三者協も含めてなんです。形づくっていかうかなというようなことも考えております。ですからもっと前広に自由に広目に議論し、結論を出し、実行できるような組織をつくっていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 皆さん、こんにちは。

社大・結の会の奥平でございます。

一般質問を行います。

2004年8月13日、沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落炎上事件で始まった県議会議員生活。あれから3年半が経過をしましたが、その間一体何度の事件や事故が米軍人・軍属によって引き起こされたことか。そのたびに抗議決議、抗議行動、抗議集会。米軍は、綱紀粛正、兵士の再教育を言い、日本政府は遺憾の意、そして再発防止の連発。それにもかかわらず次から次へと事件が起こる。そして今回の少女レイプ事件であります。

私の県議会議員としての1期4年間は皮肉にも基地問題に始まり基地問題で終わります。それにしても今回の事件への日本政府を初めとして米軍や米国、防衛省の対応は素早く、従来と違っておりました。その先に米軍再編に影響させまいとする姿勢が透けて見えます。

知事、今回の事件の原因は綱紀が緩かったからですか、それとも兵士の教育が足りなかったからですか。知事、少女はなぜ守られなかったのでしょうか。知事、あなたは沖縄行政のトップとして県民の命や人権をこそ真っ先に守るべきではなかったのでしょうか。

知事、あなたの日米軍高官に対する姿勢は、今度の事件に対する怒りや悲しみを県民と共有しているように見えません。知事、あなたは先日、一部の不心得者が発生したからといって国防とか、アジア・太平洋地域の安全も考えずに米軍を撤退させるという論理は飛躍があり過ぎると答弁をしています。私は、命と人権をじゅうりんされ続けてきた63年間の怒りと悲しみの歴史への認識が知事は希薄ではないのか、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

「沖縄・米兵による女性への性犯罪」という冊子がここに 있습니다。(資料を掲示) 1945年から2004年の資料を駆使し、「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」がさまざまな資料とそして聞き取りで書き連ねた、米兵によるレイプと殺人の数々です。そこには終戦前から実に今日まで卑劣・野蛮な殺人と性犯罪が絶え間なく引き起こされてきているのです。

これの一例を挙げますと、「1945年4月1日、米軍、沖縄本島に上陸。その後、強姦が多発し、各地域で住民による自警団が結成される」。

同じく「4月1日、避難民のなかから数人の女性が数人の米兵にら致される」。

「5～6月ごろ 芋掘り帰りの住民の列から、17、8歳の女性3人が米兵に拉致され、2時間ほどたって、泣きながら帰ってくる。一人は翌年出産」。

こういう事例がつらつらと並べられているのであります。そこには、まさに構造的な暴力装置としての軍隊による殺人と暴力なのです。

今度の事件も終戦前から続く米兵による性犯罪の歴史の延長と繰り返しの事です。そして、この事件は決して一部の不心得者が引き起こしたにすぎない問題では絶対ないのであります。それは戦場に赴くために高度に訓練された暴力装置としての軍隊の性犯罪なのです。

今回の事件の根本原因は、基地の存在であることは否定しようのない事実です。県民の命と人権を守るために基地の撤去や海兵隊の撤退を要求することがなぜ論理の飛躍という知事の発言につながるのでしょうか。むしろ、こういう論理の飛躍という知事の認識をこそ変えてもらわなければ、このような暴力や性犯罪は決してなくなることを指摘しておきたい。

結局、基地の温存と引きかえに振興策や交付金を求める依存政策で依存体質ができ上がっている沖縄。県民の命と人権が国防や安全保障の犠牲となっている現実をこそ問われるべきであります。

このような基地の存在も含めて、沖縄県のあるべき未来の形が見えないことで不安を感じている県民は少

くないと考えます。政治の責任はこの沖縄の未来の形をしっかりと示すことであり、県民の側に立った知事のリーダーシップが今こそ求められているのであります。

以下質問をしていきたいと思いますが、1番目の医療行政についての(1)と(2)を取りかえて質疑をしていきます。

今、看護の現場は過密な労働実態となっていると言われております。看護師は疲れ切り、患者の安心と看護内容にも大きな影響が出ているのではないのでしょうか。看護師の絶対的な数の不足に加え、残業漬けで疲労こんぱい、患者の話を聞くいとまもなく、いつだれが医療事故を起こしても不思議ではないという訴えもあります。県は命の現場を預かる看護実態を正確に調査・把握をし、需要に合わせた看護師の増員に早急に取りかかることを念頭に、看護師・助産師職員の養成と確保について伺いたい。

ア、県立病院看護師の勤務実態について伺います。

イ、県の看護師、助産師の需給見通しについて伺います。

ウ、安心・安全の医療・看護について県の取り組みを伺います。

エ、県立浦添看護学校の民間移譲で県内看護養成にどのような影響があるか。また、どのようなメリットから民間移譲を行おうとするのか伺います。

(2)、県立宮古病院の課題について伺います。

ようやく宮古病院において念願の脳神経外科が再開をされました。これまで医師確保に御尽力された知事を初め県当局、関係機関の皆様は深く厚くお礼を申し上げます。

医師確保については素直に喜ぶたいのでありますけれども、宮古病院はまだ幾つもの課題を抱えております。そのことを次にお聞きしたい。

ア、脳神経外科の再開は果たしたが、定員にあと1名の医師確保の課題が残っています。課題解決に向けた取り組みの経緯と決意を伺う。

イ、産婦人科の実情と課題について伺う。

ウ、昨年11月定例会における宮古病院の新築移転問題での知事答弁を受けて、平成22年の国庫助成に向けて可能性の検討に取り組んでいると思うがいかがか伺う。

(3)、県内における産科医療の実態と県の対応について伺います。

大きい柱の2番目、環境行政について伺います。

(1)、公共関与による廃棄物処分場整備の現状と課題について伺います。

(2)、県内における不法投棄や不適正処理の実態と、県による行政指導や行政処分の実態について伺います。

(3)、宮古島大浦産廃処分場について伺います。

ア、去る1月24日に行われた産廃訴訟の控訴審判決について、県の賠償責任は再び退けられましたが、判決文においては必ずしも県の監督者としての対応を免責はしていない。見解を伺う。

イ、さきの議会でも指摘をしましたが、処分場にはいまだに高く積み上げられたコンクリート殻や鉄筋アスファルト殻、そして汚泥が大量に投棄された状態となっている。実態は明らかに不法投棄の状態と言えるのではないか。県は、廃棄物が安定化に向かっているから不法投棄ではないとするが、その法的根拠を問います。

ウ、処分場跡地は地権者が変わっているが、どのような団体が買い受けているのか。また、団体と県の関係についても伺います。

エ、あってはならない産廃処分場の火災事故から5年が経過をした。しかし、解決の兆しもなく県の消極的な姿勢が今日の産廃行政、処分場建設にマイナスの影響を及ぼしていると考えるが、県当局の見解を伺う。

大きい柱の3番目、農業行政について伺います。

沖縄県の農業産出額は、平成7年を境に1000億円を割り、平成15年度では930億円となっている。景気低迷もさることながら、産地間競争の激化、就業者の高齢化、担い手の不足等々農業の将来展望は大変厳しいものがある。

そこで次のことについて伺います。これも(4)から始めたいと思います。

本県農業の課題は何か。また、課題克服に向けた県の戦略と今後の展望を示していただきたい。また、県内離島における輸送コストの解消へ向けて現状と県の取り組みについて伺う。

(1)、食の安全・安心が求められる中において、本県農業のあり方も当然無農薬・減農薬・有機農業へとシフトしていくことが求められております。このような農業のあり方に対する認識と、これまでの実績はどのようなのか伺います。また、今回新規事業として提案されている有機農業支援事業について、その計画や概要、規模がどのようなものになるのか伺いたい。

(2)、地産地消へ取り組んだ本県の具体的な実績、県内消費に占める割合はどうか。今後の取り組み姿勢と数値目標を示してください。

(3)、さとうきび取引価格の制度が大幅に変わる中、

現在操業が進められております。しかし、零細農家が多数を占める離島においては、代金の受け取りが大幅におくれていることによって悲鳴を上げている。県による立てかえ払いの支援はできないか伺います。

(5)、本県における食料自給率と県内離島の自給率は幾らか。そして自給率についての県の考え方も伺います。

大きい柱の4番目、観光行政について伺います。

(1)、第3次沖縄県観光振興計画について伺う。

ア、知事公約の1000万人誘客へ向けて3次計画が練られております。しかし、沖縄観光の根幹は自然環境の保全であると考えます。計画策定へ向けての基本的認識と第2次計画とどのような相違があるのか伺う。また、今回、新規事業の中に観光客受け入れ容量の定量化を研究するとした支援事業が芽出しをされています。1000万人ありきの研究は厳に慎むべきと思うがどうか。また、事業の計画規模や人選についても伺います。

イ、カジノ・エンターテインメントの振興計画における位置づけについて伺う。

ウ、カジノ・エンターテインメント検討事業が提案されているが、今回の事業内容、どのような人選でどこに派遣するのか。また、カジノ調査の最終結論はいつごろを想定しているか。そして、カジノ導入については県民に是非を問うべきだと考えるが、知事の見解を伺います。

我が会派の質疑については割愛をさせていただきます。

○議長（仲里利信君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 奥平議員の御質問にお答えいたします。

農業行政に関する御質問の中で、本県農業の課題と今後の展望についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県の農業は、我が国唯一の亜熱帯性気候等の優位性を生かし、国内における甘味資源及び冬春期を主体とした農産物の供給産地として一定の地位を確保いたしております。

一方、農林漁業就業者の高齢化の進行、新規就業者の減少、農林水産物価格の低迷及び市場遠隔性などの課題があります。

そのため、県では、農林水産業の振興を図るため、平成14年度から2次にわたって農林水産業振興計画を推進いたしているところであり、引き続き第3次に取り組むことといたしております。

主な施策といたしましては、第1に、おきなわブランドの確立と拠点産地の形成による生産供給体制の強化、第2に、輸送コストの低減や地産地消など、流通・販売・加工対策の強化、第3に、経営感覚にすぐれた担い手の育成や多様な新規就農者の育成確保、第4に、省力・低コスト化に向けた農林水産技術の開発・普及、第5に、農業用水源の確保やかんがい施設等の生産基盤の整備、第6に、グリーン・ツーリズム等の多面的機能を生かした農山漁村の活性化、第7に、天敵昆虫や性フェロモンを活用した害虫防除など、環境と調和した農業の推進などによりまして、持続的農林水産業の振興と多面的機能を生かした農山漁村の振興を図ることといたしており、今後とも市町村、関係団体等と一体となって効果的な施策・事業を展開し、農業の振興に取り組んでまいります。

我が会派の代表質問との関連がなくなりましたので、その他の御質問につきましては、部長等から答弁させていただきます。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 医療行政の中の、看護・助産師の需給見通しについてにお答えいたします。

平成17年度に実施しました平成18年から平成22年までの第六次看護職員需給見通しにおいて、毎年約700人の看護職員不足が見込まれております。そのうち助産師は毎年約100人の不足と見込まれております。

続きまして、安心・安全の医療、看護の取り組みについてお答えいたします。

医療の高度化・専門化が進む中で、安心・安全な医療提供体制を推進するためには看護職員の果たす役割は大きいものがあります。

時代のニーズに対応した看護サービスを提供するために、県内看護師養成所及び病院等の看護教育に携わる者に対し必要な知識・技術を習得させ、看護教育の内容の充実向上を図るため看護教員養成講習会を実施しております。

また、県外から講師を招聘し、専任教員再教育事業を実施し、看護教員が共通の目標を持って教育方法に取り組むことで県民への質の高い看護サービスを提供することに貢献していると考えております。

続きまして、浦添看護学校を民間移譲することによる影響とメリットについてにお答えいたします。

浦添看護学校の移譲につきましては、看護師2年課程及び設置予定の看護師3年課程を引き継ぐこと、中長期的に安定的な運営・経営を行うことなどを条件と

しており、経営主体が県から民間へ移りますが、県内看護職養成に影響は出ないと考えております。

県と民間の役割分担により、県は、県立看護大学において看護職養成に専念すること、また看護師等就労促進事業、看護師等修学資金貸与事業、看護教員養成講習会事業など充実強化を図ることとしております。

続きまして、産科医療の実態と県の対応についてにお答えいたします。

本県の女性10万人当たりの産婦人科医師数は44人で、全国平均の38人を上回っておりますが、医師1人当たりの年間の分娩数は128件で、全国平均の110件より多くなっております。このため、安定的に産婦人科医師の確保を図る必要があると考えております。

県においては、県立病院の後期臨床研修事業による専門医の養成や離島・へき地ドクターバンク等支援事業を実施し、全国から産婦人科医師の確保を図るとともに、医師修学資金等貸与事業により産婦人科医師の養成確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 医療行政について伺うの中の、県立病院の看護師の勤務実態についての御質問にお答えします。

県立病院の看護体制は、一般病床においては、入院患者10人に対して看護職1人、精神科病床においては、入院患者15人に対して看護職1人を配置しております。

また、3交代制勤務体制をとっており、平成14年度から平成18年度の5年間の看護師1人当たりの月平均夜勤回数は8.7回となっております。

看護師1人当たりの年次有給休暇については、平成19年の平均取得日数は8.2日となっております。

続いて、宮古病院脳神経外科の再開と課題についての御質問にお答えします。

宮古病院脳神経外科については、平成20年2月1日付で常勤医師1人を配置しました。これにより、外来診療をこれまでの週1回から週2回にふやすとともに、宮古病院での手術も可能となっております。

しかしながら、現在の医師1人の診療体制では十分とは言えないことから、あと1人の常勤医師の確保に努めるとともに、それまでの間、他の県立病院等からの応援体制の構築に努めてまいります。

続いて、宮古病院産婦人科の実情と課題についてお答えします。

宮古病院産婦人科については、現在、常勤医師の配

置はありませんが、中部病院から医師2人を2カ月交代で派遣し対応しております。

宮古圏域においては、開業医並びに宮古病院において分娩が行われております。

宮古病院ではハイリスク分娩や緊急手術等を行っており、3人以上の医師の配置が必要であると考えています。そのため、4月以降は中部病院からの医師2人の派遣に加え、新たに常勤医師1人を配置して、医師3人体制で診療ができるよう調整を進めているところであります。

続いて、宮古病院改築事業に係る検討状況についてお答えします。

宮古病院については、老朽化が進み診療機能への影響も懸念される状態にあります。

このような状況から、病院事業局としては老朽化に伴う危険を回避するために必要な措置を講じるとともに、早期に改築できるよう、今後の県立病院の抜本的な見直しとの整合も図りながら、平成22年度の国庫補助金確保の可能性も含め、庁内関係部局等と調整を進めております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 環境行政についてお答えいたします。

公共関与による廃棄物処分場整備の現状と課題についてお答えいたします。

公共関与による産業廃棄物最終処分場の立地候補地については、総じて厳しい意見が寄せられています。

県では、本事業に対する理解と協力を得るために、陸域候補地での住民説明会の開催及び先進的な事例となる県外処分場の視察の実施に向けて取り組んでいますが、いまだ実現に至っておりません。

また、海域候補地に関しては学識経験者や港湾関係者から成る懇談会を開催し、環境影響等について意見を伺い、事業実施に向けた課題を抽出しているところであります。

県としては、社会的条件や地域の理解が得られるなどの諸条件が整った箇所から先に整備を進めたいと考えており、引き続き3候補地の市町や地域の方々の理解と協力が得られるよう努めていきたいと考えております。

次に、不法投棄や行政処分等の状況についてお答えいたします。

県では、毎年「不法投棄実態調査」を行い、県内全域の不法投棄の実態を把握しておりますが、平成18年

度の調査結果では、不法投棄箇所は69カ所、不法投棄量は約7600トンとなっております。

また、保健所職員や県警退職者による廃棄物監視指導員、市町村の併任職員による監視パトロールのほか、県警本部と連携した「美ら島環境クリーン作戦本部」や各保健所に設置している「廃棄物不法処理防止ネットワーク会議」において、各警察署、海上保安署、市町村との情報交換、合同調査等により産業廃棄物の不適正処理の把握と事業者に対する改善指導、悪質な事案に対する行政処分等に努めております。

平成18年度における行政処分の状況は、産業廃棄物処理施設の設置許可取り消しが1件、産業廃棄物処理業の許可取り消しが5件、産業廃棄物処理業の停止命令が1件、措置命令が1件、改善命令が2件、合計10件となっております。また、行政処分のほかに告発が1件となっております。

次に、控訴審判決に対する見解についてお答えいたします。

宮古島市の崎山環境整備開発での火災による損害賠償請求訴訟に関し、那覇地方裁判所の第一審判決を不服として原告らが控訴した控訴審については、控訴を棄却するとの判決が平成20年1月24日に言い渡されたところです。

当該判決の判決理由において、廃棄物の保管状況はさうなものであり、必ずしも沖縄県知事がこの問題について廃棄物処理法の趣旨に沿った適切な対応をしていたとはいいがたいと述べられておりますが、あわせて、沖縄県知事が被控訴人崎山に対して累次の行政指導に及んでいることは当事者間に争いのない事実であり、沖縄県知事ないし被控訴人沖縄県が被控訴人崎山の違法行為を容認していたとはいえず、まして、それらの違法行為を共同して実行していたとは認めることができないとも述べられております。

県としては、当該事業者に対する監視・指導の積み重ねが十分な維持管理の徹底までに至らなかったこと等を踏まえ、平成14年度以降、さらなる監視体制の強化に努めているところであります。

次に、処分場の現状についてお答えいたします。

崎山環境整備開発が安定型最終処分場区域に安定型産業廃棄物以外の廃棄物を混入して埋立処分した行為は、処理基準違反に該当するものですが、県の指導に従って安定型産業廃棄物以外の廃棄物の除去を行っていたこと、また火災を消火するために覆土されたことにより、意図せずに安定型産業廃棄物以外の廃棄物が火災残渣とともに埋め立てられたことなどの経緯があります。

このようなことから、当該安定型最終処分場に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入して埋立処分されたことについては、直ちに不法投棄として断定することは困難であると考えております。

廃棄物を投棄する行為が廃棄物処理法上の不法投棄に該当するかどうかは、その行為が同法で定める処理基準に著しく違反するか、または軽度の処理基準違反であっても公共性・密集性の高い地域において行われる場合など、廃棄物の性状、数量、地理的条件、行為の態様などの事情を勘案して判断するものであり、社会通念上、許容されない処分行為が対象となると認識しております。

次に、処分場の地権者についてお答えいたします。

当該最終処分場や昨年度撤去された焼却施設は、金融機関の抵当権が設定されていたもので、金融機関からその債務返済を求められていたものですが、当該事業者に返済能力がなかったために連帯保証人が債務返済したことから、抵当権が設定されていた処分場、焼却施設の所有権が当該連帯保証人に移されたと聞いております。

なお、当該連帯保証人は県が認可した組合法人であり、廃棄物処理法に基づいて許可を取得した産業廃棄物処理業者であります。

次に、最終処分場建設への影響についてお答えいたします。

本件処分場での火災について、県は地域住民の健康や地域の環境保全を図るため、火災発生の日には衛生環境研究所による初期環境調査を実施するとともに、その後、地域住民の意向も踏まえながら、広範囲な環境調査、健康調査を実施しました。また、最終処分場及びその周辺の環境モニタリングについても継続実施しており、これらの結果についてはすべて地域住民へ公表しております。

さらに、学識経験者から成る専門委員会を設置して各種調査結果を解析・評価した結果、埋立廃棄物や火災残渣中のダイオキシン類は、環境汚染や健康被害を起こす濃度ではないと評価されております。

そのため、県としては、埋立処分された廃棄物を掘り起こすことなく、現状のまま安定化を図ることが望ましいと判断するとともに、焼却炉については地域からの要望を踏まえ平成18年度に撤去させたところであります。

なお、産業廃棄物最終処分場の建設に対する地域からの反対運動は、廃棄物処理法で定める構造基準等が十分でない時代に、地下水汚染や悪臭などの問題を起こした事例があることなどにより、全国的に最終処分

場の設置に対する地域住民の理解を得ることが困難な状況になっていると考えております。

県としては、産業廃棄物が適正に処理されるとともに、地域の生活環境の保全が図られることにより、最終処分場の設置に対する地域住民の理解が得られやすくなるよう、今後とも市町村、県警等の関係機関と連携して、産業廃棄物処理業者等に対する監視強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子君登壇〕

○農林水産部長（護得久友子君） それでは農業行政についての御質問で、有機農業の実績と有機農業支援事業についてにお答えいたします。

農薬や化学肥料に依存しない有機農業や環境保全型農業は、安全・安心な農産物を提供するとともに、環境への負荷の軽減に配慮した持続的な農業として極めて重要であると考えております。

県では、これまで化学肥料及び化学農薬を3割低減するエコファーマーの認定を262件、5割低減する特別栽培農産物の認証を69件行っております。また、化学農薬や化学肥料を使用しない有機JASの認定を受けた農家は53戸となっております。

新規事業である有機農業支援事業は、有機農業推進法に基づき有機農業を推進するものであります。

具体的には、県の推進計画策定に向けた協議会の設置、先進地視察、実態調査、地域に適した栽培技術の開発、実証展示圃の設置、有機農業に関する普及指導の強化を図るため、研修会への派遣や現地検討会の開催等を行うこととしております。

次に、地産地消の実績と今後の取り組みについての御質問にお答えいたします。

平成18年度の学校給食における県産農林水産物の使用率は33%となっており、県中央卸売市場における県産青果物の占有率は32.8%となっております。

県では、県産農林水産物の消費拡大を図るため、「沖縄県地産地消推進県民会議」を中心とした地産地消運動を全県的に展開しております。

具体的な取り組みとして、「おきなわ花と食のフェスティバル」の開催、「ゴーヤーの日」や「マンゴーの日」などの販売促進キャンペーンの実施、学校給食、ホテル及び飲食店等における利用促進、食育推進ボランティアの活用による食農教育の推進、ファーマーズマーケットの設置及び量販店における県産食材コーナーの設置、沖縄健康料理メニューの開発及び普及などを引き続き実施してまいります。

今後とも、市町村、関係団体等と連携し、県産農林水産物の使用率向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、数値目標については、平成23年度の食料自給率を40%に設定しております。

次に、さとうきび代金の立てかえ払い支援についての御質問にお答えいたします。

さとうきび原料代金は、製糖工場からの取引価格と経営安定対策に基づく国からの交付金からなります。

農家への原料代金については、取引価格の全額と交付金の8割をまとめて支払い、交付金の残り2割については地域の製糖終了後、精算払いすることになっております。

さとうきび代金の支払い時期については、従来よりおこなっていることから、JAではさとうきび販売仮渡金制度を創設し、融資による立てかえ払いを行っているところであります。

次年度の交付金の支払い方法については、国、農畜産業振興機構、JAから成る「さとうきびに係る交付金の支払い手続きに関する協議会」において、平成19年度の実施状況などの検証やその結果を踏まえて検討することになっております。

県としては、今後、当協議会での検討状況を踏まえ、交付金の支払い方法等についてJA等と連携しながら、国に対し要請していく考えであります。

次に、県内離島における輸送コストの低減の現状と取り組みについての御質問にお答えいたします。

本県は本土市場から遠隔地にあり、また多くの離島を抱える島嶼県であることから、農林水産物の県外輸送コストの低減等が課題となっております。

このため、航空輸送から低コストな船舶輸送への移行促進、新たな低コスト輸送ルートとして、船舶と鉄道の複合ルートの開拓、野菜類の混載輸送実証等による効率的な輸送方法の確立などにより、コスト低減に努めております。

さらに、品目ごとの作付情報や生育状況、出荷予定を一元管理できる「生産・出荷・販売情報システム」を構築し、計画出荷に努めております。

また、県内離島においては、出荷予想量等の事前情報に基づく出荷の調整、輸送余力のある早朝便や本土直行便の活用、冷蔵コンテナを活用した船舶輸送の促進など、輸送の効率化、低減対策について取り組んでおります。

今後とも引き続きJA、航空運送会社、船舶運送会社等と連携し、輸送コスト低減等に取り組んでまいります。

次に、本県の自給率と離島地域の自給率についての質問にお答えいたします。

本県の平成17年度食料自給率は30%となっております。

食料自給率低迷の主な原因は、ライフスタイルの多様化に伴い、食生活が大きく変化したことと、外食や中食における加工や業務用の需要の高まりに対し、県内農業生産が対応し切れないことなどが挙げられます。

県においては、食料自給率の向上を図るため、農林水産業振興計画に基づき、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化及び地産地消の推進など、各種施策・事業を総合的に推進しているところであります。

なお、県内離島地域の食料自給率については、地域により作物に偏りがあることから集計されておられません。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 観光行政についての御質問の中で、計画策定の基本的認識と第2次計画との相違点、観光客受け入れ容量の研究事業についてお答えします。

現在策定中の第3次沖縄県観光振興計画におきましては、自立型経済社会の構築実現に向け、質の高い観光地の形成に加え、将来の年間観光客1000万人を目指し、飛躍に向けた基盤づくりを着実に進めることを基本方向としております。

県といたしましては、自然環境が最大の観光資源であるとの認識から、基盤づくりの一環として、自然環境と調和のとれた持続可能な観光地づくりの推進を計画に位置づけております。

そのため、自然環境の保全等に配慮した観光地づくりに取り組む市町村に対する支援と、観光客受け入れ容量の定量化手法研究の2つの柱から成る持続可能な観光地づくり支援事業を実施してまいりたいと考えております。

定量化手法の研究につきましては、調査委託の上、県内大学等からの協力も得ながら、環境保全や観光の専門家等から成る検討委員会、ワーキンググループを設置し、自然環境に与える負荷を軽減することを基本的な考え方として、県内全域を対象に研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、第3次沖縄県観光振興計画におけるカジノ・エンターテインメントの位置づけについてお答えしま

す。

カジノ・エンターテインメントについては、第2次沖縄県観光振興計画において、新たな観光メニューの創出の一つとしてゲーミングに関する幅広い情報収集の実施や導入可能性について検討することとしております。

現在策定中の第3次沖縄県観光振興計画におきましても、「観光振興施策の展開」の中で、「多様な観光メニューの拡充」として、劇場や国際会議場を含んだゲーミング施設等に関する幅広い調査検討を実施するなど、多様なエンターテインメントの導入可能性について検討する旨位置づけております。

次に、カジノ・エンターテインメント検討事業の内容、カジノ調査の最終結論等についてお答えします。

平成19年度カジノ・エンターテインメント検討事業は、各種団体や有識者等で構成するカジノ・エンターテインメント検討委員会において、導入する場合の課題、対応策等について調査検討を行っているところであります。

平成20年度においては、今年度に引き続き国内外のカジノ・エンターテインメントに関する調査や最新情報の収集を行うとともに、同検討委員会の今年度報告を踏まえ、シンポジウムの開催などを実施する予定であります。

また、平成20年度における調査箇所や派遣委員等については、同委員会において検討されることとなります。

なお、カジノ導入の判断や県民意見の反映方法等については、同検討委員会の報告や国の法案の動向等も踏まえ、適切に判断したいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 どうもありがとうございました。

それでは再質問したいと思いますが、ちょっと答弁が聞き取りにくかったり、ちょっと筆記が遅かったりしたものですから、少しゆっくりさせていただきます。

まず、県立病院の看護師の勤務実態について病院事業局長がお話になりましたけれども、今述べられたこの答弁の数は、通常のいわゆる正常な勤務実態なんですかということをちょっとお伺いしたいと思います。

それから次のイですけれども、看護師、助産師の需給見通し、毎年700名、100名の不足ということなんですけれども、これはいつまでこの不足が続くんでしょうか。その需給見通し、もう少し長い目での需給見通

しを教えてください。それに対する県の対応についてはどうするかということについてもお伺いしたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後3時18分休憩

午後3時18分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

○奥平 一夫君 浦看の民間移譲についてなんですけれども、これが民間移譲されますとやはり受験資格を持つ准看護師の皆さん、あるいは受験を目指す皆さんにかなりの負担があると思うけれども、いわゆる授業料等ですね、負担が出ると思うんですけれども、この辺はいかがでしょうか、どういうふうにして考えていらっしゃるのでしょうか。

次、宮古病院の脳神経外科の再開、あと1人必要だということは病院事業局長もお話になっておりますけれども、やはり緊急を要する手術があった場合、これまでの質疑の中でも、脳神経系の疾患はかなりの緊急を要する手術がたくさんあるというふうなことで、例えば緊急搬送された場合でも沖縄本島で3時間ぐらい時間を要するというふうなことなどもあって、きちんと宮古病院で緊急手術ができるというのであれば恐らく回復も早いんじゃないかというふうに思いますので、この辺、あとお1人の脳神経外科のお医者さんをぜひとも確保していただくよう、決意を少しお伺いしたいと思います。

それから平成22年の国庫助成に向けてさまざまな手続があると思うんですけれども、この辺に向けてのいろんな準備、いろんな手続等をどういう形でなされるおつもりなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから宮古病院における産婦人科の常勤医師の3名の確保、これは絶対必要だと思うし、宮古の民間の砂川恵栄先生、この方は産科医院をずっと個人でやっておられましたけれども、これは分娩が個人病院ではなかなかできなくなったというふうなことで、分娩の集約化が一番望ましいというふうな提言をこういう投稿をされておりますけれども、（資料を掲示） この分娩の集約化に向けた医師の体制をどう確保していくかということについても少し決意をお伺いしたいと思います。

それから環境行政についてお伺いをいたします。

公共関与による廃棄物の処分場整備についてなんですけれども、3候補地とも具体的に何が障害になってそれほど嫌がっているのか、受け入れられないということになっているのか、これは具体的に少しお話を聞かせ

てください。

それから不法投棄の問題、行政処分がかなり出ております。10件も出ていますけれども、この10件の事業者の中に再犯の事業者がいるのかどうか、この辺をお伺いしたい。

それからもう一つ、管内別でどれくらいずつなのかということもちょっとお聞きをしておきたいと思っています。

それから大浦産廃についてですけれども、法的根拠というふうに私はお伺いしたんですが、この法的根拠を先ほどの答弁で述べたということなんでしょうか。

それでもやはり我々の生活の中では、例えばこれだけ積み上げられたコンクリート殻あるいはアスファルト殻、鉄筋むき出しの殻なんです。まだ依然としてある。そういう景観上も非常にみっともないような場所を本当にそのままにしておくつもりなのか、どうしようと考えているのか。これはさきの議会でも質問しましたけれども、明確な答弁がいただけておりませんので、この辺はしっかり御答弁をお願いしたいと思っています。

それから、この大浦産廃の事故がこれまでの産廃行政、いわゆる処分場建設に大きなマイナスを与えているんじゃないのかと僕は思っているんですね。つまり、これは行政がしっかり管理しなかったためこの処分場、いわゆる事業者が非常に不正な処分をしていたということがあって大火災が起こった。この辺に対する県のまた対応も住民の皆さんの思うようなことではできていないわけでして、この辺に恐らく産廃処分場に対する嫌悪感といいますか、そういうことに対する不満があるのではないかというふうに思いますけれども、それじゃこの5年間に幾つの処分場の建設が申請をされて着工されたのか、あるいは着工されてないのか、その辺をお伺いしたいと思っています。

それから観光についてでありますけれども、今年度570万近い観光客が来たというんですけれども、実は私は今度宮古から那覇へ来る際にタクシーに乗ったんですけれども、奥平さん、僕らのタクシー業界を知ってくださいというふうなことで、本当にもうタクシーにも人が乗らなくなった、あるいは観光客が乗らなくなった、あるいはレンタカーがこれだけふえたことによってもう全然仕事がないんですよと。それにしても今、大阪一那覇間でわずか2万9800円で沖縄に来られる、宿泊できるというこんな状態の中で、実はレンタカーも1650円ぐらいの料金でしか設定されてないと。2万9800円でレンタカーも一緒になってその料金に入っているというこの実態。僕はこういうことをやは

りもう少し県がしっかりと受けとめるべきだと思います。

ですから、沖縄観光の目標というのは何なのか、それと県民生活とどういうふうにして整合性を持たせながら県民の生活を向上させていくか、底上げしていくかというのは非常に大事だというふうに思うわけですね。ですから、そういう視点で観光沖縄の再構築が必要だと僕は思います。

ですから、客数を求める余り、県民生活の底上げという視点が忘れがちではないのかということについてお伺いをしたいと思います。

それから1000万人のうちカジノはどれほどのウェートを占めるのか、いわゆる目標誘客数はどれぐらいなのかをもう一度お聞きしたいと思います。

実は、シンガポールの教授の講演会が去年ありましたけれども、カジノは最後の手段だと、既存の観光資源をしっかりと使って、その次にどうしようもないときにやはりカジノということを考えるべきだという提言をしていますけれども、当局の考え方をお伺いいたします。

○議長（仲里利信君） ただいまの奥平一夫君の再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時25分休憩

午後3時53分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

休憩前の奥平一夫君の再質問に対する答弁を願います。

病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） それでは奥平議員の再質問についてお答えします。

まず最初に、県立病院看護師の勤務実態は、通常、正常な勤務と思うかについてお答えします。

県立病院の看護師につきましては、県立病院がICUやCCU等での処置を必要とする急性期医療を担っていることから、密度の濃い看護ケアを求められること、及び看護師の育児休業等の補充が十分には確保できていないことから、1人当たりの業務量がふえるなど、厳しい勤務環境にあると考えております。

続きまして、宮古病院の産婦人科及び脳外科医の確保について一括してお答えいたします。

宮古地区の出生数、これは平成16年でありますけれども、年間555人であります。県立宮古病院に3人、民間に2人、計5人の産科医で対応すれば産科医

1人当たりの分娩数は110人となり、全国が120名でございますので、十分に対応が可能であると考えております。

また、機能連携につきましてはもちろん必要でありまして、今後、協力体制を検討していきたいと考えております。

それから脳外科医につきましても、1人では過重労働、勤務過重の状態になりますので、もう一人の医師の確保に努力してまいりたいと思います。

それから3番目の、宮古病院の改築、平成22年度までの手続についてでありますけれども、平成22年度の国庫補助の可能性に向けては、それまでに事業計画、用地確保、資金計画等の事業の熟度等の条件整備が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 看護師の需給見通しについてということで、看護師700名、助産師100名はいつまで続くのか、それから少し長目の需給見通しをつくるべきではないかという御質問にお答えいたします。

看護師需給見通しは、厚生労働省の示した算出方法をもとに全国規模の調査を行って算定されているものであります。

第六次看護職員見通しにつきましては、平成18年から平成22年までと見込んだものでありますが、県独自の調査は困難だと考えております。

続きまして、浦添看護学校を民間へ移譲すると看護師を目指す人の負担がふえるのではないかと、どう対応するのかということにお答えいたします。

民間に移譲された場合の授業料は基本的に民間養成所の規定によりますが、看護学生を対象とした奨学資金には県の看護師等修学資金、日本学生支援機構の奨学金、県看護協会の奨学金、社会福祉協議会の修学資金などがあり、これらを活用して学生の支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 再質問についてお答えいたします。

まず、公共関与事業の課題についてという御質問にお答えいたします。

産業廃棄物処理施設は、住民の環境意識の高まりや廃棄物処理に対する不信感などによりその立地が困難

な状況になっていると認識しております。

県としては、地元市町や地域の方々に立地候補地の選定から施設の整備、運営、管理面等について十分説明を行い、理解と協力が得られるよう引き続き努力していきたいと考えております。

次に、不法投棄の行政処分10件の中に再犯がいるかという御趣旨の質問にお答えいたします。

再犯の事案についてはありません。

それから不法投棄の管内別の状況についてお答えいたします。保健所別にお答えいたします。

北部保健所が3、中部保健所が24、中央保健所が7、南部保健所が9、宮古保健所が29、八重山保健所が1という内訳となっております。

それから大浦産廃の処分場はどうしようとしているのかという御趣旨の再質問にお答えいたします。

当該処分場につきましては、処分場内部は火災残渣も含めて安定化に向かっている状況であることから、こうした状態において廃棄物を掘り起こすことは安定化を妨げ、また火災残渣の飛散など汚染を拡大することにもなりかねないため、現状のまま安定化を図ることが望ましいと考えております。

県としましては、引き続き処分場及びその周辺の環境モニタリングを実施するなど、監視指導体制の強化を図っていききたいと考えております。

次に、この5年間の処分場の申請件数と着工件数についてお答えいたします。安定型と管理型に分けてお答えいたします。

安定型につきましては、申請件数が1件、許可件数が1件、着工件数はゼロでございます。

管理型につきましては、申請件数が3件、許可件数が1件、着工件数が1件、こういう状況になってございます。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 再質問にお答えします。

まず、県民生活の向上に寄与する観光施策を推進すべきではないかという御質問にお答えします。

観光入域客の増大を図るとともに、観光客1人当たりの県内消費額を増大させることも重要と考えております。

県内消費額の拡大を図るためには付加価値の高い観光を推進するとともに、観光客の滞在日数の延伸を促すことが必要であります。

さまざまな取り組みに加え、戦略的な誘客プロモー

ションの展開により観光客1人当たり消費額の拡大を図り、観光収入を拡大させていきたいと考えております。観光収入の増大を図ることにより県経済自立化を促し、県民生活の向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、観光客1000万人のうちカジノの占める割合についてお答えします。

カジノ・エンターテインメントの導入については、課題や対応策等を調査検討するカジノ・エンターテインメント検討委員会の報告や国のカジノ法案等の動きを踏まえ、適切に判断することとしております。

現段階では御質問のカジノ客の需要予測について検討する段階ではないと考えております。

次に、カジノは最後の手段であるという考えについてどう思うかという御質問にお答えします。

カジノは、観光客の多様なニーズにこたえる観光資源として世界の多くの国で合法化されております。特にアジア諸国においては観光振興のために政策を転換し、合法化したシンガポールや、ラスベガスに匹敵する規模の観光都市に変化しつつあるマカオなど、国際観光振興策として注目されております。

国内においても、自民党や経済団体、一部の地方自治体において経済効果や雇用の拡大、税収の増加による地域振興を図ることなどを目的にカジノ導入に向けた活動が展開されております。

本県が国際的な観光・リゾートを形成していくためには、地域の特色を生かした芸能や音楽を初め、多様なエンターテインメントの充実を図る必要があります。現在の世界の観光地の状況などから、カジノを含む多様なエンターテインメント複合施設は有効な手段になると思われます。

県としては、カジノ・エンターテインメント検討委員会の報告や国のカジノ法案の動向等も踏まえ、適切に判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 まず、病院事業局長へお聞きします。

国庫要請助成のための準備が、先ほど答弁なさいましたけれども、計画やあるいは用地確保事業の熟度が必要だと、その準備をする必要があるということなんですけれども、例えば22年に国庫助成が可能となった時点で、着工までというのはどれくらいの年数がかかるんでしょうかお伺いいたします。

それから私がさっき福祉保健部長に言ったのは、需

給のバランスが崩れている看護師と、それから助産師のこの対策をどうするかということをお伺いしましたけれども、どうしようとしているのか、その辺をぜひお伺いをしたいと思っています。

そして浦看ですけれども、奨学資金をたくさんつらつら並べていらっしゃるんですけれども、そう並べたところでこれが全部学生たちに適用できるかということそういうわけでもないわけですから、授業料が高くなるのはこれはもう確実なわけですから、それでしたら、じゃ、その授業料を学生の負担を少なくするために県としてどういうことができるのか、その辺をちょっとお伺いをしたいと思っています。

以上で終わります。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後4時6分休憩

午後4時9分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 奥平議員の再々質問にお答えします。

仮に、平成22年度に国庫補助がつくとすれば、同年度中に着工することになります。工期としては、おおむね3年をめどとしております。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 看護師、それから助産師の需給バランスのことで再質問がございました。

県におきましては、県立看護大学、それから浦添看護学校の看護職の養成を推進するとともに、民間看護師養成所に対する運営費の助成及び設備制度補助などにより、民間での看護職の養成を促進しているところでございます。

今現在、21年には720人の定員になりますので、需給バランスは21年の入学者が卒業いたします23年からは採れるのではないかというふうに考えております。

また、看護学生に対する修学資金の貸与の実施やナースセンター事業、これは無就業の有資格者をセンター事業を充実強化していった、看護師の確保を図っていききたいと考えております。

助産師は、県立看護大学におきまして別科養成を20名やります。20人ですので、5年間で100人ということにはなりますが、それ以外にも看護大学で10名の枠がありますし、それから琉球大学でも養成をされております。

看護師だとか、それから助産師に関しましては、国

家資格ですので必ずしも県内の人が県内でやるということではありませんので、各県の方がいらしております。

授業料の件につきましてお答えいたします。

民間に移譲された場合の授業料は、基本的には民間養成所の規定によることとなります。しかしながら、民間移譲後の授業料等が県よりも高くなる場合については、その時点で県立にいらっしゃる学生に関しましては、民間移譲後も転校生が卒業するまで移譲前の授業料と同額に据え置くことを移譲条件としております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 比嘉京子君。

〔比嘉京子君登壇〕

○比嘉 京子君 さて、皆さん、こんにちは。

社大・結連合の比嘉京子でございます。

質疑をいたします。

まず、海兵隊による少女への性暴力事件についてですが、その前に、これまでの質疑に対する知事答弁について1点だけ確認の質疑をして、その後に通告に従い質疑をいたしてまいります。

知事の2月22日の代表質問における知事答弁で、何度も多くの方々が取り上げております、一部の不心得者が発生したからといって、我々の怒りが心頭に発したからといって、米軍全体の組織を国防だとかアジア・太平洋地域の安全だとかも考えず帰還させるという論理は余りにも飛躍があり過ぎてとても考えられないという知事発言について、いま一度県民にわかるように説明をお願いしたい。

では、通告に従い質疑をいたします。

子どもの権利条約は、人種を超え世界じゅうの大人が18歳未満の子供の権利を守らなければならないという責務を言っています。いつ、どこで、どのようにしていても、仮に誘いに乗ったとしても、大人が論し守ってあげる義務があります。

質問いたします。

1、海兵隊所属の兵士による少女への性暴力事件について、子どもの権利条約34条「性的搾取からの保護」では、国は、子供がポルノや売買春などに利用されたり、性的な暴力を受けたりすることがないように守らなければならないとしている。今回の国及び沖縄県が少女の権利を守ることができなかったことをどのように認識しているか、我々も含めて問われていると考えます。

(1)、綱紀肅正、それから再発防止について。

ア、95年の県民大会の決議は、今日までの間どのよ

うに生かされ実行されてきたのか。決議は撤退ではなかっただろうか。

イ、このような事件が起こるたびに、日米両政府は綱紀肅正と再発防止を約束してきましたが、それが軍隊内においてどのように実行されているか、県は検証されたことがありますか。

せんだって、私は、どのように基地内で教育がされているのか、教材を取り寄せてほしいとお願いをしましたら、ないとのことであります。

ウ、軍隊が暴力を訓練する組織であるという認識はあるんですか。

エ、ライト司令官は、2月15日の新聞報道によると、性的暴行に関する教育の強化の必要性を指摘していますが、戦地における暴力訓練をする一方で、性的暴力をさせない教育の強化という矛盾をどのような実効性を県は考えていますか。

事件後、大人の論理が渦巻きました。思春期は好奇心に満ちあふれています。しかしながら、14歳にどれくらいの想像力が備わっているのでしょうか。軽い気持ちの先に、このようなことが起こるかもしれないということをどれくらいの生徒が想定できるのでしょうか。想定できなかったからといってとがめられることでしょうか。どのような状況であっても性暴力は犯罪なんです。なぜこのような事件が繰り返されているのかという本質を論ぜず、本末転倒かつ大人の論理で14歳の少女を幾重にも打ちのめしています。

(2)、心ない報道などによる二次被害から少女を守るために、ア、週刊誌の興味本位の記事に対し県の対応を伺います。

イ、少女の人権、プライバシーを守るためにどのような手だてがなされているか。

次は、これまで県も地方自治体も、基地政策としてよき隣人政策をとってきました。警戒心を解くことをむしろ進めてきました。このような事件が起こり、人を信用してはいけないという教育をしていくのでしょうか。大人社会の矛盾をどのように説明をされるのか伺います。

(3)、学校における対応について。

ア、緊急学校長会ではどのようなことが話し合われましたか。

イ、大人の視点ではなく、児童生徒に議論をさせ考えさせていくことが必要だと思いますがどうですか。

ウ、基地に関する授業はどのように、どれぐらいされているのですか。

エ、国際化、英語教育、基地内留学など、県、市町村が基地との友好関係・よき隣人政策を推進してきま

した。そのことが今回の事件にどのように影響していると考えていますか。

(4)、基地関連補助事業について。

基地内住民の技術や能力を活用する目的で基地と近隣住民の交流事業があるようだが、その内容、予算等の実績について伺います。

2、食の安全性と食料自給率について。

規制の甘さとコストの安さが調理冷凍食品の急増に拍車をかけております。1997年から2006年の10年間で3.7倍。今回の被害の拡大は流通経路、検査体制——検査率10%——行政の対応、危機管理意識のなさなど、問題点が浮き彫りになっています。規制緩和をしていながらチェック体制を上げてこなかった国の責任は重大であります。国頼みにせず、県民の安全は県で守るということが必要だと考え質問します。

(1)、今回の食中毒は発生から1カ月以上たってから特定されています。本県では、家庭で食中毒の症状が出た場合、病院、保健所、行政の連携はどうなっていますか。

(2)、本県は、県民の食の安全をどのように確保していくのか。今回の事案からどのような対策を講じていくのか伺います。

(3)、学校給食において中国産ギョーザを使用したことはあるのか。また、自校方式とセンター方式では調理冷凍食品の使用頻度はどう変わっているのか。

(4)、安全性の面からも地産地消を推進していく必要があり、それを実現していくためにはセンター方式から自校方式への移行が望ましいと考えますが、どうですか。

(5)、本県の食料自給率は幾らですか。また、自給率を高めるための数値目標があれば伺いたい。

3、教育行政について。

栄養教諭の任用について。

健康・長寿沖縄の再生をするための第一歩に栄養教諭の任用があると考えております。

ア、平成20年度の任用はどのようになっていますか。

イ、全員任用に向けて今後の計画はどうですか。

知事の公約である人材育成について。

ア、過去10年間の留学生の人数の推移について伺います。

イ、過去10年間の留学生の年間給付額の推移を伺います。

ウ、知事の公約である、人材育成の公約である年間留学生100人の実現の見通しについて伺います。

4、医療行政について。

(1)、看護師の養成について。

先ほどの質疑にもありましたので、ア、イはカットをいたします。

浦添看護学校の今後のあり方について、計画を伺います。

我が会派の代表質問に関連して基地問題を伺います。

ア、普天間基地の訓練の実態を明らかにしてください。

イ、知事は、地元の意向を踏まえ、沖合へ移動させるように国に要請しておりますが、沖合へ移動することによって具体的に何がどう違うんでしょうか、明らかにしてください。

以上です。

○議長（仲里利信君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 比嘉議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、一部の不心得者による海兵隊の撤退についてに係る御質問にお答えいたしますが、私は、米軍人等による事件・事故は一件たりともあってはならないと考えており、今回の事件についても、被害者とその御家族の心情を思うと胸が痛み、断じて許すことはできません。

しかしながら、被疑者が海兵隊員である一事をもってすべての海兵隊の撤退に結びつけることは、余りにも短絡的かつ非現実的であると考えております。

本県の過重な米軍基地の負担を軽減するためには、日米両政府が合意した米軍再編に沿って海兵隊の削減を推し進めることがより現実的であり、結果として事件・事故の減少に向けた近道になるものと確信いたしております。

次に、食の安全性と食料自給率に係る御質問の中で、県民の食の安全確保と対策についての御質問にお答えいたします。

近年、国内におきましては、食の安全・安心を揺るがすさまざまな事件や事故が多発いたしており、県といたしましても食品の安全性確保のための対策を強化する必要があると考えております。

輸入食品を含め県内で流通する食品につきましては、沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき計画的に検査・監視を実施いたしております。

また、昨年7月には新たな取り組みを盛り込みました「沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例」を制定し、総合的に食の安全・安心を推進いたしております。さらに、国の検疫所等関係機関の連携及び情報の

共有化により検査・監視体制の強化に努めたいと考えております。

次に、医療行政の中で、浦添看護学校の今後のあり方と計画についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

現在、浦添看護学校の管理運営は県直営となっており、准看護師の進学コース看護第一学科全日制と看護第二学科昼間定時制で看護師養成を行っております。

今後は、看護師不足の現状を踏まえ、看護師3年課程を設置し、看護師養成数の増員を図り、その後民間移譲を進めることといたしております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（仲里利信君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 平成7年の県民大会決議についての御質問にお答えします。

平成7年の県民大会においては、1、米軍人の綱紀を肅正し、米軍人・軍属による犯罪を根絶すること、2、被害者に対する謝罪と完全な補償を早急に行うこと、3、日米地位協定を早急に見直すこと、4、基地の整理縮小を促進することの4項目が決議されました。

県は、米軍基地に起因するさまざまな事件・事故等是一件たりともあってはならないと考えており、事件・事故が発生するたびに米軍を初め関係機関に対し、事故原因の徹底究明、再発防止及び安全管理の徹底を強く申し入れてきたところであります。

日米地位協定については、被疑者の身柄の拘禁移転等に係る運用の改善が示されておりますが、県としては、米側に裁量をゆだねる形となる日米地位協定の運用改善だけでは不十分であり、日米地位協定を抜本的に見直す必要があると考えております。

また、米軍基地の整理縮小については、まずSACO最終報告の合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しており、平成18年12月にはSACO合意事案である読谷補助飛行場及び楚辺通信所が全面返還されたところであります。

次に、綱紀肅正等の検証についてお答えします。

米軍においては、事件・事故を防止するための取り組みとして、基地外への外出制限、基地外への一時的な夜間外出禁止令、オフリミット、生活指導巡回及びリパティ・キャンペーン・プランなどを実施しているとしております。

これらの取り組み状況については、協力ワーキング

チーム会合において米軍から説明がなされるとともに、米軍人等の犯罪の検挙状況の概要等が報告され、事件・事故の発生防止に向けた実効性のある対策が講じられるよう協議を行っているところであります。

軍隊の訓練及び教育に対する認識について一括してお答えします。

あらゆる軍隊は、自国や国際的な平和及び安全の維持に寄与するためさまざまな訓練を行うものと考えております。

他方、米軍人・軍属及びその家族においては、社会の一員として法律はもちろんのこと、社会規範や常識にのっとって行動すべきことは当然であり、そのための教育や研修を徹底することによって事件・事故の再発防止に努める必要があると考えております。

次に、代替施設の沖合移動についてお答えします。

地元が求めている沖合への移動が実現すると、安全性や騒音等の面で改善がなされるものと考えております。

次に、普天間飛行場の訓練の実態についてお答えします。

現在、普天間飛行場で行われている訓練については、米軍の運用にかかわることであるため、政府は明らかにしておりません。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 週刊誌の興味本位の記事に対する対応及び少女の人権、プライバシーを守るための手だてについて一括してお答えいたします。

県警察では、事件発生後、早期の段階において県警本部及び沖縄警察署からマスメディアに対し、被害者が一日も早く通学できるなどもの生活に戻るよう、学校及び自宅周辺での取材等の自粛を強く申し入れたところであります。

また、被害者やその家族のプライバシーが守られるよう、自宅周辺において被害者の要望などに基づき、所要の警察活動を行っているところであります。

以上です。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは海兵隊所属兵士による少女への性暴力事件についての御質問で、緊急校長会についてお答えいたします。

このたび発生した事件を受けて、2月14日に県立高等学校の緊急校長会を開催し、2月14日から2月21日までの間に各地区小中学校の緊急校長会を開催いたし

ました。

校長会では、発生した事件について、女性の人権をじゅうりんする重大な事件であり、特に被害者が中学生であることを踏まえた場合、本県の児童生徒の命を守り、夢をはぐくむ立場にある者として決して許すことができないことを共通に認識しております。

また、今後の児童生徒の安全をどう確保していくかについても、学校、家庭、地域、関係機関・団体が連携した取り組みの充実について協議し、共通理解が図られております。

次に、児童生徒の取り組みについてお答えいたします。

県教育委員会としましては、児童生徒の安全確保に係る取り組みとして、警察等関係機関や専門家の指導を受けながら、児童生徒が子供の視点で地域安全マップを作成するなどの取り組みが行われております。

今後とも、学校、家庭、地域、関係機関・団体が連携した安全対策の強化を図るとともに、県警察の「安全学習支援隊」等の活用などによる児童生徒の安全確保等に努めてまいります。

次に、基地に関する授業についてお答えいたします。

基地に関する授業は、主に日本の米軍施設に占める沖縄の米軍施設の割合や米軍基地が及ぼす影響等について、小中学校では社会科で、高等学校においては地理歴史科及び公民科で教科書や副教材を使用して行われております。

次に、基地との友好関係と影響についてお答えいたします。

現在、国頭地区、中頭地区の小学校及び中学校において、米人ボランティア・グループからの申し出により、ネーティブ・アシスタントによる英会話指導事業が実施されております。

また、沖縄県国際交流・人材育成財団においては、国際化時代に対応し、国際感覚を持った多様な人材の育成を図るため、在沖米軍施設・区域内大学への就学者推薦事業を行っております。

これらの事業が今回の事件に及ぼした影響につきましては、被害者及び家族の心情等を配慮し、調査・分析を控えさせていただきたいと思っております。

次に、食の安全性と食料自給率についての御質問で、中国産冷凍ギョーザの使用状況及び調理冷凍食品の使用頻度についてお答えいたします。

県内の学校給食において、中国産冷凍ギョーザの使用状況について調査したところ、市町村及び関係県立学校から使用したとの報告は一件もありませんでし

た。

冷凍食品の使用状況について、ある市を調査したところ、単独調理場では約3.0%、共同調理場では約7.0%となっており、ハンバーグ、コロッケ等が主な使用食品となっております。

なお、沖縄県学校給食会で取り扱う冷凍食品については、細菌検査を随時行っており、安全性が確認されたものを使用しております。

次に、センター方式から自校方式への移行についてお答えいたします。

県内の学校給食施設は、共同調理場が65施設、単独調理場が69施設あり、そのどちらにするかは学校や地域の実情等を踏まえて、実施主体である市町村が判断することになっております。

県教育委員会としましては、今後とも市町村や関係機関等と連携し、地産地消を推進するとともに、安全で安心な学校給食の充実に努めてまいります。

次に、教育行政についての御質問で、平成20年度の栄養教諭任用についてお答えいたします。

子供たちの望ましい食習慣の形成を図るため、平成19年度より公立小学校において、モデルケースとして4名の栄養教諭を配置したところであります。

平成20年度の栄養教諭任用につきましては、未配置の地区を中心に現在配置増に向けて取り組んでいるところであります。

次に、今後の任用計画についてお答えいたします。

今後の栄養教諭の任用に当たっては、指導内容や指導時間、教育課程への位置づけ、学級担任との連携のあり方などの検証や、市町村との十分な調整を図る必要があります。

県教育委員会としましては、検証結果や全国の動向等を踏まえながら、今後とも配置拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、過去10年間の留学生の人数の推移についてお答えいたします。

過去10年間の留学生の人数の推移については、平成10年度115人、11年度107人、12年度108人、13年度106人、14年度94人、15年度93人、16年度90人、17年度81人、18年度80人、19年度67人となっております。

次に、過去10年間の留学生の年間給付額の推移についてお答えいたします。

留学生の留学助成金は、派遣先によって異なりますが、アメリカ合衆国を例にとると、留学生1人当たり年額300万円程度で、過去10年間ほぼ変動はありません。

また、留学派遣事業に係る予算額については、平成

10年度が約2億8200万円に対し、平成19年度は約1億5500万円となっております。

次に、知事公約の実現の見通しについてお答えいたします。

平成20年度の海外留学生派遣事業は、国費4事業、県費2事業、合計6事業があり、68人の派遣を計画しております。

今後とも、留学生派遣事業の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 海兵隊所属兵士による少女への性暴力事件の御質問の中で、基地と近隣住民の交流事業の内容、予算等の実績についてお答えします。

知事部局においては、基地内住民と近隣住民との交流事業はありません。

なお、嘉手納町では町民を対象とした基地内での職場体験（インターンシップ）を実施しておりますが、当該事業への予算措置はないということであります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 食の安全性と食料自給率についての中、家庭内で食中毒が発生した場合の医療機関、保健所及び行政の連携についてにお答えいたします。

食品衛生法において、食中毒の患者もしくはその疑いのある者を診断した医師は、24時間以内に保健所長に届け出なければならないことになっております。

保健所長は、医師からの届け出やその他住民からの通報等により、食中毒患者等が発生していると認めるとき、県知事に報告するとともに、調査をすることになっております。

また、県知事は食中毒患者等が50人以上発生したとき、当該食中毒により死者が発生したときには直ちに厚生労働大臣に報告することになっております。

一方、本県におきましては、食中毒事件が発生したとき、県健康危機管理対策の食中毒等事例緊急連絡網により、本庁、6保健所及び衛生環境研究所との連携をとり、適正な対応に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子君登壇〕

○農林水産部長（護得久友子君） それでは食の安全性と食料自給率についての御質問で、本県の食料自給率と数値目標についてにお答えいたします。

本県の食料自給率は、平成17年度は30%で、平成23年度の目標を40%としております。

このため、県では、食料自給率の向上を図るため、農林水産業振興計画に基づき、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化及び地産地消の推進など、各種施策・事業を総合的に推進しているところであります。

今後とも、市町村、関係団体等と連携し、農林水産業の振興を図り、食料自給率の向上に向け総合的に諸施策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後4時44分休憩

午後4時45分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

比嘉京子君。

〔比嘉京子君登壇〕

○比嘉 京子君 では再質問をいたしたいと思いますが、多くの再質問を予定してまいりましたが、1点にだけ絞らせて再質問をさせていただきたいと思えます。

まず、少女の事件でございますけれども、事件発生後、日米両政府の高官を初め、知事も含めて、私どもからすると大変に認識のギャップがございます。そのギャップを少しでも埋めていただきたい。そういう思いで、一つの歴史の一端をぜひ知事にお目通しをいただきたいと思ひまして持ってまいりました。先ほど奥平議員が少し紹介しましたが、それをまとめているのは「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」……

休憩をお願いします。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後4時47分休憩

午後4時47分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

○比嘉 京子君 今、知事にお渡しした1945年から2004年までの、しかも訴えのあった、そういう氷山の一角ではありますけれども、A4用紙25ページにわたってつらつらとこの女性への性暴力について記述がされております。

私は、その中から全部ではありませんけれども、ある程度ははっきりしているものの年代別をちょっとお見せしたいと思います。私の総数は、あちらには300近くあるんですが、被害総数が258名、加害者が493名、

10代未満が5名、10代が59名、20代が94名、30代が37名、40代が23名、50代が6名、その他が34名。

このような記述の中で、ではどのように加害者が扱われたか。

493名の加害者のうち処罰を受けた人数33名。この状況を皆さんはどうごらんになるのでしょうか。それを説明しているある記述がありますので、それをもって皆さんに説明の一端とさせていただきますが、これは「沖国大がアメリカに占領された日」というものの一部分の中に、宮城晴美さんがこの資料を紹介している記述でございます。多少省略しながら読んでみたいと思うのです。

敗戦から半世紀たった1995年の9月に沖縄本島で3名による少女のレイプ事件が発生した。それを通して基地撤去に向けた動きを展開しようと事件の翌月、「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」が結成されて、行動の一環として、米兵や米軍属によるレイプ事件の調査に着手したというところから始まっております。

沖縄では、戦後米兵に襲われた女性が多いとか、追いかけられたことがあるなどの証言は多数あるが、具体的にどのような状況で、どれだけの人が被害に遭ったのかについての記録がほとんどなかった。被害に遭った女性のプライバシーを保護する必要がある、とりわけ小さな集落では被害者が特定されるため、地域全体で箔口令をしかなざるを得なかったというケースがあります。したがって、調査の方法としては、目撃者の証言や個人史（文献）、それから地域史、新聞報道、米軍被災者の補償要求関連資料、警察資料などをデータソースにして300近くに上るリストアップをしてきた。これらの調査から、米軍が沖縄占領後、いかに卑劣きわまりない犯罪を繰り返していたかということがよくわかる。

以下、省略を交えながら読んでみたいと思います。

日米の激しい戦闘がやみ、米軍に収容された沖縄住民を待ち受けていたのは米兵の来襲、とりわけ女性にとっては新たな戦争が始まった。食べ物を探し求め、収容所近くを歩いていた女性が複数の米兵にレイプされたり、乳児をおぶった19歳の女性が収容所内に拉致され、2年後に母子ともに白骨化した状態で見つかるなど、筆舌に尽くしがたい残虐な事件が続発をした。

また、住民が運び込まれた野戦病院でも、看護婦として働く若い女性や重体の患者までが米兵の毒牙にかかった。中には付き添った父親の前で襲われた少女もいる。相手は武装兵である。妻や娘が襲われても男性たちは手の施しようがなかった。

収容所から解放され、待望の郷里に帰っても住民に安住の地はなかった。畑仕事やまき拾いの最中に拉致・レイプされたり、家の中にも侵入された。地域の男性たちは自警団をつくって、米兵が集落に近づくと半鐘を鳴らして警戒した。女性たちも男装したり顔に炭を塗るなど、押し入れに隠れるなどの防衛策を講じたが、根本的な解決にはならなかった。

米兵にとって女であれば年齢は関係なかった。1949年9月、中部のある地域で高熱を出した生後9カ月の女兒が病院に運ばれてきた。女兒は下腹部に傷を負っていた。それはレイプによる裂傷だった。

当時の状況の特徴を見てみると、1、1945年・46年は食べ物探しや農作業中、井戸や川辺での洗濯中、それから銃、ナイフでおどして家族や知人らの目の前で、3人から6人の集団に襲われ、さらに基地内に連れ込まれて別の集団に輪姦され、子連れの女性は子供とともに拉致・レイプされ、その後絞殺される。被害者は子供から60代までという内容に分析される。さらに1950年に朝鮮戦争が始まるとなお拍車がかかった。

さて、皆さんの記憶にもあるであろう1955年の石川の永山由美子さん。由美子ちゃん事件で大変震撼させて衝撃を与えた事件でありました。6歳の由美子さんですけれども、顔面が崩れて、そして草をしっかりとつかまえていたと言われています。犯人の米兵は一度死刑の判決を受けましたが、実際は本国に帰ってしまい処罰がどうなったか不明であります。

このようなさんざんな状況の中で、私たちは今日この事件があるわけです。その重みを知事がどれほど認識しておられるのか。今の議場における質疑の内容を見ますと、実に疑わざるを得ません。

そこで質問をいたします。

まず、知事に、この後どのページでもよろしいですから1ページお読みいただきたいと思うのです。

それから、このような多くの女性、子供の人権を侵し続けた歴史の一端に触れた御感想をお聞かせください。

さて、昨日の玉城義和議員の質問で、東アジアの安全と少女の安全のどちらが大切かの問いに、選択できるようなものではないとお答えになりました。ということは、次にこのようなことが起こってもどちらもまた大事だと知事はおっしゃいますか。

4番目に、2月12日の代表質問の、いわゆる一部の不心得者の云々について、現時点でも同じお考えですか。

以上、再質問いたします。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後4時55分休憩

午後4時58分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 比嘉議員の再質問にお答えいたしますが、まず第1に、先ほど手渡されたいろんな過去の事件に関する感想いかんと、こういうことでしたよね。（「お読みになった感想」と呼ぶ者あり） それは勘弁していただきます。何で私が読まないといけない。これは置いておきます。

まず、質問という形であるのだけ申し上げます。

（発言する者あり）

○議長（仲里利信君） 静粛に願います。

○知事（仲井眞弘多君） あれ読め、これ読めと言われて、わかりましたと一々この議場で読んでいますか。読んでないでしょう。それはお断りします。

まず、おっしゃった感想はどうかと。もうこれは本当に感想というより大変に痛ましい事件で、私たちも1950何年というのは小学生だったか中学生だったかですが、由美子ちゃん事件というのは非常に鮮明に覚えているもので、まさにこういうことが起きないようにというのが我々行政を預かる者の任務だと感じております。

それから2番目の再質問の中で、東アジアの防衛の話と少女の安全の話、どちらが大切かというきのうの御質問に関連しての質問ですが、これはきのうも申し上げましたように、こういうものは選択できませんと、比較もできませんというお答えしかこれはできないと思います。

特に、少女の安全というのも当然これは大切なことは申し上げるまでもないんで、どういう御趣旨で私に設問、テストされているのかちょっと想像できないんですが。

それから3番目に、一部の不心得者に係る御質問の点は、先ほども申し上げましたとおりで、これは同じ答えになると思いますが、私は米軍人等による事件・事故は一件たりともあってはならないと考えており、今回の事件につきましても被害者とその御家族の心痛を思うと胸が痛み、断じて許すことはできません。被疑者が海兵隊員である一事をもってすべての海兵隊の撤退に結びつけることは、しかしながら余りにも短絡的かつ非現実的であると考えます。

本県の過重な米軍基地の負担を軽減するためには、日米両政府が合意した米軍再編に沿って海兵隊の8000人の削減を推し進めることがまず現実的であり、結果

として事件・事故の減少に向けた近道であるものと確信いたしております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 比嘉京子君。

〔比嘉京子君登壇〕

○比嘉 京子君 仲井眞知事、沖縄県の知事に沖縄県の第一義的な責任、議場で問わなければならないということはまことに恥ずかしいことです。今議会の議場での知事の答弁は、県民の人権を預かる最高の責任者としての認識が欠落しています。その上に知事は――

――もう一度言います。（「失礼ではありませんか」と呼ぶ者あり） 失礼ではありません。沖縄県のトップが――（発言する者多し） だったら反論してください。反論してください。反論してください。県民にわかるように反論してください。

○議長（仲里利信君） 静粛に願います。

休憩いたします。

午後5時4分休憩

午後5時4分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

○比嘉 京子君 ではもう一度言います。

仲井眞知事は、――

――そのことを私は申し上げている。（発言する者多し） お黙りください。もし知事に反論があるのであれば、知事は大いにわかるようにおっしゃってください。おっしゃってください。（発言する者多し）

○議長（仲里利信君） 静粛に願います。

休憩いたします。

午後5時4分休憩

午後9時31分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

この際、比嘉京子君から発言を求められておりますので、これを許します。

比嘉京子君。

〔比嘉京子君登壇〕

○比嘉 京子君 私の先ほどの再々質問の中で、――にかかわる発言については、知事の人格を著しく傷つけるとともに、議会の品位も著しく冒瀆する不適切な発言でありました。

よって、この場をかりて知事及び議員各位並びに県民の皆様に謝罪し、発言を撤回いたします。

申しわけありませんでした。

○議長（仲里利信君） ただいまの比嘉京子君から申し出のありました発言撤回につきましては、議長にお

いて後刻速記を調査の上、適切な措置を講ずることにいたします。

○議長（仲里利信君） この際、申し上げます。

休憩前の比嘉京子君の発言をめぐって議会が空転をいたしました。

議会は言論の府であり、自由闊達な議論が展開されることは論をまたないところでありますが、一方、また議員の発言は議会の品位を重んじ、権威を保持すべきことも当然求められております。

よって、議会における発言については、今後慎重に行われるよう、議長として注意を喚起いたします。

引き続き質問及び質疑を続行いたします。

新川秀清君。

〔新川秀清君登壇〕

○新川 秀清君 簡潔に一般質問をいたしたいと思えます。

さて、まず知事の政治姿勢、代表質問、そしてきょう午前中から引き続いた一般質問の中でもいろいろありました。その中で、今度のこの事件でありますけれども、まさに極悪非道、無道な事件が引き起こされました。基地あるがゆえに繰り返される事件であるわけでありまして。そういうことで、今、基地の本質を改めて問い直さなければならぬのではないかというふうに私は考えております。

そこで、知事の御認識を伺いたいんですが、実は、今度のこの事件に関して新聞に出ておりますので、知事もお読みになっておられることだと思うんですが、ダグラス・ラミスさんのインタビューの記事が出ております。そして、これは2月18日の毎日新聞のヨーロッパ総局から発信された記事であります、その中にこういうことが書かれております。

「どうして駐留米軍はヨーロッパでは規律がしっかりしているのに、アジアの一角・日本になると米軍関係者の凶悪事件がなくなるのか。例えば、英国にも駐留米軍約1万人がいる。でも「米兵やその家族による事件など聞いたことがない」と周囲の英国人は言う」。

そして、「1995年、沖縄で12歳の少女を米海兵隊員3人が暴行した事件があった。」。そのころ、この記者はヘルツェゴビナの方にいたそうでありましてけれども、その「平和維持軍に派遣された米兵たちは率直に言って欧州の部隊より規律に気を配っていた。当時、欧州最大の駐留米軍（6万8000人）を抱えるドイツで日本のような米兵不祥事がないか、ドイツ在住の友人に尋ねてみた。返事はやはり、「そんな事件は聞

いたことない」。

沖縄の忌まわしい事件のことを欧州の人々に話すと誰もが驚く。そして、「そんなこと私たちの国で起きたら、大変なことになる」と皆、思っている。なぜなら、国と人への尊厳がかかわる問題だから。」。

そして、これは飛ばしますけれども、「米軍はヨーロッパ各国で地元の住民生活に治安の不安をかけることなく駐留している。なぜ、日本・沖縄で同じようにできないのか。」ということを問いかけております。

そして、このダグラス・ラミスさんが言うように、沖縄でこのようなことが繰り返される、これは占領意識につながるものではないかということを言うております。

そして、私は一昨日行われました「沖縄マラソン」、このコースを嘉手納基地から通す交渉を嘉手納の司令官とやりました。そのときの司令官が、このヨーロッパでの記事と同じようなことを言っているんです。私は、ヨーロッパやあちこちで勤務した経験を持っているけれども、もし沖縄でやっているようなことを私たちがほかの国でやったならば、恐らく駐留はできないだろうと、彼はこういうことを言いました。

そして、いろいろ話し合いをした結果、あの県内唯一のマラソンの公認コースでありますけれども、その嘉手納基地内のコースを設定することに非常に協力をしてくれました。彼は、そういうようなことでこのマラソンの基地の公認コースの設定と同時に、文化財やそのほかのいろんな面で自治体に対する協力を惜しみませんでした。彼が、今ヨーロッパの毎日新聞の記者が言っているようなことを言っていたわけです。

ですから、このようなことから考えてみましても、この沖縄に駐留する米軍は、毎回事件があるたびに規律の問題、教育をどうするんだといろんなことを言うておりますけれども、やはりヨーロッパに駐留する米軍と沖縄に駐留する米軍に物すごい温度差がある。こういうことを私はかつて海兵隊に所属をしていたダグラス・ラミスさん、そしてヨーロッパから発信されたその記事とこの嘉手納基地の司令官、この3名の話の総合しますときに、ここに私たちは、今よく地位協定についても日本との地位協定は進んでいるというふうなことを沖縄の部隊の司令官なども言いますし、それから総領事などもそういうことを言っているわけでありましてけれども、こういうふうなことで現実的にはヨーロッパと、あるいはそのほかの国に駐留する米軍と沖縄の米軍は、同じ米軍であるけれども、このように違いがあるということがはっきりしていると思うんです。

ですから、これに対して私はきちっと、今、米軍の再編は進んでおりますけれども、こういったこともあわせてしっかりと米国に要求をしていく、そして日本政府にも突きつけていくということを求めていく必要があるんじゃないか、こういうふうに考えているわけでありまして。そういうようなことで、いろいろと今までこの事件に関しましては知事の御答弁があったわけでありまして、改めて御認識を伺っておきたいと思っております。

それからイについては、これも出ておりますけれども、95年の事件以降、国、米軍、そして県においてどのような再発防止対策がとられてきたのかということをお聞かせください。

さらに、今後、具体的にどのように防止対策を打ち立てていかれるのかもお聞かせいただきたいと思っております。

そしてウ、エにつきましては割愛をいたしたいと思っております。

次に(2)であります、地位協定の抜本的見直しにつきましては、知事も基本姿勢や、またこれまでの施政方針の中でも述べておられます。これにつきましては、具体的にどのように取り組みをされていくのか。これまで渉外知事会等を通してやるというふうなことにつきましてもお答えをいただいたわけでありまして、今回の事件を通してさらに踏み込んだ取り組みが必要だろうというふうに考えているわけでありまして。そういうことで、それに対するお答えをいただきたいと思っております。

それから(3)も割愛をいたしたいと思っております。

(4)であります。

米軍による基地外の巡回についてであります。

こういった事件が起こるたびに米軍は県警と一緒に共同のパトロールをさせてくれというような要求をこれまでもしてきております。そして、私が市長のときでありますけれども、なかなか警本が聞いてくれないものですから、市長も一緒になって警本にそれを要請をしてくれないかというふうなことを司令官から何度か私は話を聞いたことがあります。そのときに基地司令官に言ったことは、いや、基地外についてはこれは県警の分野であって、あんた方が巡回するというふうなことについては、私はこれは承服できないということを書いて、協力をできないということをはっきり言ったことがあるわけでありまして。そういうふうなことで、この共同巡回についてはいろんな問題があるというふうに私は思っております。

そういうふうなことで、その際の法的な問題、そし

てもう一つ、事故防止や取り締まりについては、これは県警の方で増員の問題や、それから組織の強化など当然あると思うんでありますが、こういったことを含めて県警が基地外についてはしっかりと責任を持ってもらうということであるべきだというふうに考えておりますが、いかがでありますか。

それから、嘉手納基地周辺の騒音対策につきましては、平成17年からうるささ指数の見直しも視野に入れた騒音測定が行われております。調査が行われております。これについての県の対応を伺いたいと思っております。

そして、(6)も割愛をいたします。

2の平成20年の施政方針についてであります、農林水産業の振興についてお伺いいたします。

これまで御答弁もあったわけでありまして、拠点産地形成について、これまで5年間の実績はどうなっているのかということをお聞かせください。

それからイであります。

地産地消の推進について、その中での農業体験学習の実施についてであります、私は、今、市町村などでやっておりますところの市民農園、こういったところも活用しながら、子供たちに農業体験学習をさせていくということが大切ではないかというふうに思っているわけでありまして。

そういうことで、この実習やそして学校給食での利用状況などはどうなっているかをお聞かせください。

それからずっと飛ばしていきます。最後の(5)であります。

安心して暮らせる保健医療の充実について。

これは、知事の基本方針、そして施政方針の中にもあるわけでありまして、県民の安心・安全な生活、さらに本県の長寿世界一復活の上からも医療従事者——これも今まで出ておりますが——の確保と公立病院の基幹病院としての役割がますます重要になってきている。そういった中で、今、国の方針によって地域医療サービス、医療の改革などが進められようとしております。合理化が進められようとしております。そういった中であって、地域医療の崩壊というふうなことも言われておりますけれども、地域医療サービスの確保と充実について知事はどのようにお考えでありますか。そして、具体策はどのようにお持ちでありますか、お聞かせをいただきたいと思っております。

3番目の我が会派の代表質問との関連につきましては、割愛をいたしたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（仲里利信君） 仲井真知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新川議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、政治姿勢についてという中で、基地の本質に対する認識についてという御趣旨の御質問にお答えしたいと思いますが、沖縄県には在日米軍専用施設の約75%が集中し、県民生活や沖縄県の振興開発にさまざまな影響を及ぼしていることから、県は日米両政府に対し、県民の目に見える形で本県の過重な基地負担が軽減されるよう、あらゆる機会を通して強く求めており、米軍人等による事件・事故の減少を図るためにも、基地の整理縮小及び在沖米軍兵力の削減が必要であると考えております。

県といたしましては、米軍基地に起因するさまざまな事件・事故等是一件たりともあってはならないものと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、地位協定の見直しの取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えします。

日米地位協定の抜本的な見直しについては、去る2月13日に来沖しました参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会委員長に対し要望したほか、2月15日も来沖しました民主党国会議員に、さらに18日及び19日には軍転協を通じて内閣官房長官を初め日本政府と在日米国大使館等に対し要請したところであります。引き続き粘り強く取り組んでまいります。何回か答弁させていただいておりますが、今度はアメリカの政府及び議会に対してもいろいろアプローチしてまいりたいと思いますが、ぜひ新川先生のこれまでの御経験も踏まえ、いろんな形での取り組み方について御指導もいただければありがたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（仲里利信君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 平成7年度以降の再発防止策についての御質問にお答えします。

米軍による事件・事故を防止するための取り組みとしては、基地外への外出制限、基地外への一時的な夜間外出禁止令、オフリミット、生活指導巡回及びリパティ・キャンペーン・プランなどがあります。

国による取り組みについては、在日米軍オリエンテーション・プログラム、在沖米兵のための沖縄理解増進セミナーが実施されております。また、国、県、市町村及び米軍等をメンバーとして協力ワーキングチームが設置されております。

さらに、県は去る2月22日に開催した「米軍人等犯罪防止対策に関する検討会議」において、7項目の具体的な犯罪防止策を取りまとめたところであり、今後、日米両政府に対し、その実施を求めていると考えております。

次に、米軍人による基地外巡回についての御質問にお答えいたします。

日米地位協定第17条第10項によると、アメリカ合衆国軍隊の軍事警察は、米軍施設及び区域の外部においては、必ず我が国の当局との取り決めに従うことを条件とし、かつ、我が国の当局と連絡して使用されるとされております。

県としては、合同パトロールの実施についてはさまざまな意見があることから、まず地域や関係機関、関係団体におけるコンセンサスを得ることが重要であると考えております。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 米軍人が巡回に加わることの法的な問題点及び基地所在所轄警察署の事件防止や取り締まりの強化についてお答えいたします。

県警察と米軍との共同パトロールについては、2通りの形態があります。

1つは、県警察と米軍の軍事警察機関である憲兵隊、いわゆるMPとの共同パトロールであります。

同パトロールについて、県警察では、米軍施設外における治安の確保は沖縄県警察の責務であること、何らかの犯罪を犯した米軍人を県警察とMPとが共同逮捕した場合、地位協定の規定で当該米軍人の身柄は米軍に引き渡されることとなり、原則として起訴されるまで米軍側がその身柄を拘束することから容認していないところであります。

2つは、県警察と米軍のMP以外の軍人との共同パトロールについてであります。

平成12年9月から米軍が独自で数名の私服軍人によるパトロール、平成17年11月からは制服軍人によるパトロールを沖縄市、金武町の一部地域で実施しております。

米軍当局によれば、このパトロールはコートシー・パトロール、通称C Pと称され、警察権を有しない上官による部下に対する一般的な指導監督行為であります。

このC Pについても、特に制服によるものである場合、基地外での軍事警察権の行使と誤解されるおそれがあることから望ましくないと考えておりますが、パ

トロールの実態が米軍当局の警察権の行使を目的とするものでない以上、米軍が独自で行うことについてはあえて反対していないのが現状であります。

警察権を有しないCPと県警察とが共同でパトロールすることについては、共同パトロール中に米軍人を被疑者とする犯罪現場において事情聴取等を行っている際に、CPから連絡を受けて現場臨場をしたMPが共同逮捕を行った場合、身柄の措置に関してMPとの共同パトロール同様の問題が生じる可能性があること、県警察がCPとの共同パトロールを実施することは、米軍犯罪のみに対処するために既存の警察力の一部を割くことになり、警察力が低下するおそれがあることの2つの問題点があると考えており、現状では沖縄県民にとって必ずしも望ましいものではなく、これらの問題点が解決され、沖縄県民に明確に示される必要があるものと認識しております。

米軍人の事件防止や取り締まりについては、これまでも米軍人等にかかわる事件を防止するため、米軍人等が多く集まる場所を重点に警戒・警らを実施してきたところであります。

本来、米軍人による事件防止につきましては、米軍当局において、その対策をとることが大前提となるところでありますが、県警察におきましても今回の事件を受け、米軍人等が多く立ち寄る繁華街等において、所轄警察署や警察本部自動車警ら隊、機動捜査隊による警戒・警らを強化しているところであります。

今後、外出禁止措置が解除された後の週末やペイデーにおいては、従来の所轄警察署の渉外機動警ら隊に加え、犯罪抑止のため警察本部に勤務する警察官で編成したシーサー遊撃隊を基地所在の警察署へ応援派遣して警戒・警らを実施するなど、地域住民が不安を抱かないよう警察の取り締まり力を強化していきたいと考えております。

以上です。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 政治姿勢の中で、嘉手納飛行場周辺におけるうるささ指数見直しに係る騒音測定に対する県の対応についてお答えいたします。

県では、周辺市町と連携し、嘉手納飛行場周辺において16地点で年間を通して航空機騒音の監視測定を行っております。

平成18年度の測定結果によりますと、嘉手納飛行場周辺においては15地点中10地点で環境基準を超過している状況であります。航空機騒音の評価をあらわすWECPNL（うるささ指数）は、北谷町砂辺局で90.5

と最も高い値を示し、ほぼ横ばいで推移している状況であります。

嘉手納飛行場周辺における住宅防音対象区域の見直しについては、沖縄防衛局からの情報によりますと、全国的な住宅防音対象区域の見直しの一環として行うとのことであります。

沖縄防衛局においては、見直しに当たって専門家に委託し、専門的・科学的手法を用いて調査検討することであり、県としては関心を持って注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子君登壇〕

○農林水産部長（護得久友子君） それでは平成20年度施政方針についての御質問で、拠点産地の過去5年間の実績と平成20年度の施策についてにお答えいたします。

県においては、市場競争力の強化により生産拡大及び付加価値を高めることが期待されるゴーヤー、菊などの園芸品目、薬用作物、養殖魚介類などを戦略品目として位置づけ、定時・定量・定品質で生産供給できる拠点産地の形成を促進し、おきなわブランドの確立に努めているところであります。

平成15年度から平成19年度までの5カ年間で、野菜、花卉、果樹の園芸品目で36地区、薬用作物で4地区、養殖魚介類などで6地区、全体では46地区の拠点産地を認定しております。

平成20年度においては、拠点産地の形成をさらに促進するため、園芸ブランドステップアップ事業及び自然災害に強い園芸産地育成事業等を予算計上したところであり、引き続き農作物被害防止施設等の生産施設や選果機等の整備、新技術や新品種の開発と実証展示圃の設置による普及、販売戦略検討会や研修会の開催及び産地マニュアルの作成など、消費者のニーズに対応した生産出荷体制の確立を図り、ブランド化を促進してまいります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後10時0分休憩

午後10時0分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは平成20年度施政方針についての御質問で、農業体験学習の実施や学校給食での利用状況についてお答えいたします。

学校における農業体験学習は、「総合的な学習の時間」や豊かな体験活動推進事業等の中で、農家民泊、作物の収穫体験等を通して農作物を育てる喜びを実感させたり、地産地消の大切さについて学んでおります。

平成18年度学校給食における県産農水産物の使用状況は、牛乳100%、野菜類30.0%、果実類14.4%、畜産物76.8%、水産物20.4%となっております。

県教育委員会としましては、今後とも「総合的な学習の時間」や教科の中で農業体験等を通して豊かな体験活動の充実を図るとともに、学校給食への安全・安心な地場産物の積極的な活用を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 平成20年度施政方針についての中、地域医療サービス確保と充実についてにお答えいたします。

良質な地域医療サービスを確保するため、医療従事者等の確保と県立病院等の適正運営を図る必要があります。

このため、本年4月に改定する「沖縄県保健医療計画」に基づき、医師、看護師等の医療従事者の確保対策や、生活習慣病に係る医療連携体制の整備など、重点的に施策を推進してまいります。

また、沖縄県の医療提供体制の確保や県立病院と民間病院等との役割分担を踏まえ、県立病院の見直しを進めることにしております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 平良長政君。

〔平良長政君登壇〕

○平良 長政君 一般質問を行います。

長時間にわたって御迷惑をかけましたので、幾つかの質問を取り下げ、再質問はせずに早く終わらせたいと思います。

カットするのは、1、知事の政治姿勢についての(1)、米兵による少女暴行事件について、それから2の「沖縄ジュゴン訴訟」について、それから8の教育行政についての(3)、県教育庁の平和行政の取り組みについて、これはカットしたいというふうに思います。

それでは一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(2)、「膠着する沖縄問題は政治的不作為」発言について。

ア、沖縄タイムスの「米軍再編を追う ハワイリポート」に米軍制服組の発言として「兵力や基地の配

置を決めるのは「政治」であり、膠着する沖縄問題は政治的不作為」とあるが、知事の所見を求めます。

(3)、那覇市おもろまちの高層マンション建設について。

ア、用途地域変更と売却価格が不当であるとして住民監査請求がなされているが、このことは別として都市景観の面からお伺いします。

日本で初めて本格的に景観を論じた国立マンション事件は記憶に新しい。東京地裁は2002年の12月にマンション建設業者に対して、景観を守るために14階建ての建物の7階以上を取り壊すよう命じた。しかも、建物が完成し居住者が入居した後である。これは日本の景観に対する考え方の成熟例と言えましょう。

おもろまちのマンションは136メートルの計画で首里城よりも高いと言われ、首里城からの景観も大きく損なわれることは観光立県沖縄にとっていかなるものか、大きな疑問であります。

私は、都市は景観だと思います。世界の都市を見て回りますと、どこも都市景観を大事にしております。愛着と誇りの持てる那覇市にしなければならないと思います。首里からの慶良間諸島の島影は絶景です。

「慶良間ミーユシガ マチゲーミーラン」という沖縄のことわざがありますが、このままでは慶良間もまっげも見えないという状況になります。

知事の所見を求めます。

(4)、「沖縄伝統空手道振興会」の発足について。

ア、ことし2月14日に県内空手4団体が統一し、「沖縄伝統空手道振興会」が発足し、初代会長に仲井真知事が就任をいたしました。4団体と知事に対し、心からの敬意を表しつつ、この統一の意義と今後の活動や展望についてお伺いします。

3、道州制について。

(1)、政府の道州制ビジョン懇話会の江口座長は、ことし3月に予定されている中間報告において、おおむね10年後の2018年までに道州制に完全移行すべきとの私案を示されました。区分けについては、中間報告に盛り込まれるか定かではありませんが、オール沖縄で構成されている「沖縄道州制懇話会」では、沖縄単独州を目指してこれからどのような沖縄を目指し、何を国に求めていくかなど、細かい論議がなされる予定となっております。県は、いつごろまでに単独州か否かの結論を出す予定ですか。

(2)、単独州とする場合、県民投票が必要と思われるかどうか。

4、沖縄近海海底資源及び尖閣油田問題について。

(1)、03年、04年、05年と3年度にかけ、県独自の沖

縄近海の海底資源調査を行ってきたが、どう評価しておりますか。

(2)、経済産業省は、最近、日本周辺海域で石油や天然ガスを探査するため、ノルウェーから三次元物理探査船「資源」を購入いたしました。この探査船を使って尖閣諸島近海の油田探査を政府に要請したらいかがですか。

5、アジア総合的緊急支援センターの沖縄への設立・誘致について。

(1)、高度な自治を持ち、沖縄特別自治州を目指すのであれば、そのシンボリックな事業構想は不可欠であります。世界各地で紛争、災害、温暖化等の環境悪化が進む中、地球規模のニーズがあり、普遍的な価値のあるプロジェクトとしてアジア総合的緊急支援センターを沖縄に設立・誘致する提案をしてはいかがでしょうか。人、物、通信、輸送を含めた総合的なもので、産業振興、経済自立にとっても大きく貢献できるものであると思います。

軍事基地の島沖縄から国際貢献の島沖縄への変身であります。自衛隊の海外派遣よりこのプロジェクトの方が世界から尊敬され、喜ばれることは間違いありません。

知事の選挙公約にも「地球規模的課題である環境、治安、防災、保健衛生などについて、研究・技術移転するための「地球共生国際機構（仮称）」の設置をめざします。」とあります。

6、説明文は割愛して質問から入ります。

(1)、沖縄県と全国の食料自給率は何％か。カロリーベースと生産額ベースで示してください。

(2)、県は、食料の自給率向上のためどのような施策を講じていますか。

(3)、県の「100の指標からみた沖縄県のすがた」には食料の自給率がないのですが、食は最も基本的なものであり、掲載した方がいいのではありませんか。

(4)、国・農水省には「不測時の食料安全保障マニュアル」がありますが、県としても不測時の食料を確保するマニュアルをつくるべきではありませんか。

(5)、県出身移民の多い南米の国や沖縄に近い台湾等と不測時の食料供給協定を結ぶ考えはありませんか。

7、建設行政について。

(1)、建設業界問題について。

県内建設業界を取り巻く状況は公共事業の減少とともに悪化しております。建設業の倒産は05年が39件で全産業の52.7%、06年が54件で65.1%、07年上期で22件、57.9%であり、5年連続で半数を超えている状況にあります。

そこで、県建設業協会では昨年10月に会員企業の実態調査を行ったようであるが、その結果を見ると怖い。公共工事受注で利益なしが46%、赤字が25%。今後の経営については、非常に厳しいが13%、厳しい状況が続くが73%であり、日々体力が衰えていく病人のようであります。アンケートに寄せられた意見の中には、県の賠償金の早期解決。建設業に夢を持って働きたいという若者がいるだろうか、自分の子にはさせたくない。設計額を大幅に切って入札しても落札できるかは運次第。この状態が続けば建設業は崩壊しないか。強いものだけが生き残るようになるのか。事業継続か転業するか、廃業するか迷っている等々であります。

このような窮状の中で、県は談合問題で191社に109億円の損害賠償金の手続を開始すると発表いたしました。知事の選挙公約でも、建設業の経営安定化に向け積極的な支援を打ち出しているのに、県のこの対応はいかがなものかと疑問を呈せざるを得ません。

そこで質問いたします。

ア、県はこのアンケート調査結果をどのようにとらえていますか。

イ、県建設業界の不振や倒産が県経済や雇用状況に与える影響を考えると、損害賠償金は下記のとおりにするのが妥当の措置と考えるがどうか。

(ア)、10%請求は、現在の県内建設業界の窮状を考えると余りにも過酷ではないか。全国的には3%や5%の例もあります。県経済の混乱や雇用問題を考えるとき、平成14年の請求は3%とすべき。

(イ)、共同企業体の構成員に対しては責任はなく対象外とすべき。

(ウ)、建設業界は独禁法違反に対して、指名停止、営業停止、課徴金支払い等社会的制裁を既に受けてきております。県経済や雇用情勢等を勘案し、違約金条項の10%請求に対し3%は権利放棄し7%請求として、沖縄経済の振興のために力を尽くすべきではありませんか。

(2)、安里川のはんらんの対応について。

ア、去年の安里川はんらんは100%自然災害、あるいは100%人災とは考えにくく、双方に幾らかの原因があると思われます。とすれば県はその応分の補償をすべきではありませんか。

8、教育行政について。

(1)、沖縄盲学校を単独型の視覚特別支援学校にすることについて。

ア、1921年、高橋福治先生によって「私立沖縄訓盲院」が創立され、沖縄における盲学校が始まりました。

た。1943年に県立盲聾学校となるが、1959年には盲・聾が分離され、単独型として今日に至っています。その歴史的経過についてどのように評価しておりますか。

イ、県立盲聾学校の初代校長で、ヘレンケラー賞を受賞した高橋福治先生の伝記「デイゴの花かげ」をお読みにになりましたか。もし読んでいましたら御感想をお伺いいたします。

ウ、静の視覚障害児と動の知的障害児の併設型の学校となった場合の弊害についてどのように考えておりますか。

エ、人口が多く、知的障害児も多い那覇市に養護学校をつくれば、併設型にせず解決されるのではありませんか。

(2)、習志野市在の沖縄学生会館問題について。

私は、沖縄学生会館がオープンした1962年11月に最初に入寮した第1期生であります。同会館からは経済界、学会、政界等に多くの人材を輩出しております。同会館の存続を要望する立場から以下質問をいたします。

ア、会館は老朽化しているため、来年度に耐力度調査をし、その結果を見てから存続か廃館にするか決めるということですが、勉学はしたいが学費がない学生が数多く存在する中で、県財政を理由に廃館するのはおかしいと思います。幸い、会館敷地には広大な土地があり、その一部を売却すれば全面改築でも十分資金はつくれると思います。まず、存続を決めて耐力度調査をしてもらいたいがどうか。

(4)、中城御殿の復元について。

旧県立博物館（中城御殿）前の石垣のセットアップは教育庁、土建部の御理解で実現できる運びとなり感謝にたえません。旧県立博物館跡地は、首里地域住民の皆さんと論議を深めながら中城御殿を復元すべきと思います。那覇市に寄贈された尚家の宝物も展示し、県民にも多くの観光客にも見てもらえんと思います。首里城とも連携しながら、観光客にも喜ばれ、龍潭通りの活性化にも寄与するのではないのでしょうか。

最後に、ごあいさつを申し上げます。

私は1992年県議に初当選し、今日まで4期16年務めてまいりました。知事も大田知事、稲嶺知事、仲井真知事と3代にわたりました。与党と野党の双方の経験もいたしました。今期で引退することになりましたので、この壇上からの発言はこれで最後となりました。知事を初め執行部の皆さん、同僚議員の皆さん、そして県民の皆さん、長い間、大変お世話になりました。本当にありがとうございました。（拍手）

さて、思い起こせば、県議になったの初議会は6月定例会で、旧議会棟（旧立法院）で活動できたことは幸運でありました。9月定例会からは現在のこの議会棟で活動をさせていただきました。

県議の同期92年当選組は15人おりましたが、今残っているのは仲里議長、具志副議長、玉城義和さん、新垣哲司さんと私の5人で、当時の先輩議員で今残っているのは、外間前議長、上原賢一さん、喜納昌春さんの3人だけになっております。つまり、16年たっに残ったのは8人で40人は引退・転出したことになります。議長も経験された志村恵さん、平良一男さんも当時健在でにらみをきかせておりました。また、当時の議員では嘉数知賢さん、西銘恒三郎さん、照屋寛徳さん、糸数慶子さんの4人が国会で、翁長雄志さんが那覇市長、儀間光男さんが浦添市長としてそれぞれ頑張っております。今昔の感があります。

県議会の思い出を一つ二つ申し上げます。

私の提案で実現できたものとしては、県物産公社、福祉のまちづくり条例、海洋資源調査等があります。力を入れてきたけれども実現できなかったものとしては、旧立法院棟の保存活用、バス4社統合問題、海兵隊の海外移転、ヤンバルの世界自然遺産登録等でありました。

また、昨年的高校歴史教科書の改ざん問題で県議会代表として仲里議長が大会実行委員長、伊波常洋議員と私が事務局幹事となり、11万6000人の大集会を成功させたことも思い出の一つであります。

楽しい思い出もあります。合宿もした野球部の思い出です。キャプテンの幸喜勝さんと甲子園球児の浦崎唯昭さんを中心に比嘉勝秀さん、新垣哲司さん等名プレイヤーとともに全国の県議対抗戦に出場もいたしました。

さて、仲井真知事、お体を大切に公約を一つ一つ実現して沖縄の大躍進ができますよう祈念しております。願わくは、新しい基地返還アクションプログラムをつくり、計画的・段階的に基地を整理縮小・撤去して、基地のない平和で豊かで自立する沖縄をつくっていただきたいこともあわせて要望しておきたいと思います。

そして、同僚議員の皆さんにもエールを送りたいと思います。引き続き6月の県議選に挑戦する皆さん、衆院3区に挑戦する新川秀清さん、小渡亨さん、1区に予定されている國場幸之助さん、外間久子さん、九州比例に要望の強い外間盛善さん、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。全員の当選を祈念申し上げます。今回で勇退される皆さんにも、本当に御苦労さまでしたと

申し上げます。

私は、ことし11月の選挙に出馬すべく条件整備を進めているところでありますが、同僚議員の皆さんの温かい御理解がいただければ幸いです。

これで私の県議最後の質問を終わります。

本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（仲里利信君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 平良議員の御質問にお答えする前に、4期16年間にわたる長い間の県政に対する御貢献、また御苦勞に対し心から感謝申し上げる次第でございます。

それでは御質問の知事の政治姿勢の中で、ハワイリポートにおける米軍関係者の発言について知事の所感というような御質問に対しお答えいたします。

これまで代替施設の建設計画や現在の普天間飛行場の危険性の除去などについて、地元の意向や県の意向に十分配慮し、納得が得られないまま事業を進めようとする防衛省の姿勢に強い疑問を感じておりました。単なる手続を進めようということではとてもこれは進行しない政治的な判断が大変重要であると考えていたところでございます。

ところで、昨年11月7日の第4回協議会以降は、内閣官房長官がこの協議会を主宰するようになり、少しずつ話し合いが進展する兆しが見え、特に去る2月7日の第6回協議会におきまして、町村官房長官から、沖合へという話も念頭に置いて、できるだけ早期に決着させるよう最大限に努力していきたい旨の発言があることから、今後、次元を高めた政治的判断により、政府との協議に進展が見られるのではないかと期待しているところでございます。

空手4団体統一の意義と今後の活動等についての御質問にお答えいたします。

沖縄を発祥の地とする空手道は、沖縄が世界に誇る貴重な伝統文化であり、その継承・発展に努めることは大変重要なことでございます。

これまで空手団体は、それぞれの組織が独自の事業を通して空手道・古武道の振興に尽力されてきました。このたび、空手4団体の統一組織として「沖縄伝統空手道振興会」が設立されましたことは、沖縄県の伝統文化の一つである空手道・古武道を正しく継承・発展させ、世界へ発信する上で大変有意義なことだと思います。これを契機に同会が中心となり、空手道・古武道の普及・発展のための世界大会の開催や諸事業に取り組んでいくものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁

させていただきます。

○議長（仲里利信君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 首里勇治君登壇〕

○土木建築部長（首里勇治君） それでは知事の政治姿勢関連の、首里城からの景観が損なわれることについての御質問にお答えいたします。

良好な景観の形成はまちづくりの基本であり、住民生活に密接に関係することから、市町村が主体的に取り組むべき課題であると考えております。

那覇市長は、去る12月議会で、沖縄の歴史と文化を象徴し、世界遺産にも登録された首里城との高さの関係について、今後、事業予定者に対して配慮を強く求めていく旨の見解を表明し、その後、事業予定者との間で計画中の建物の高さを低くすることで合意したと聞いております。

那覇市においては、よりよいまちづくりのために地元住民や地域の意見を反映させるなど、誠意と責任を持って対応するとしていることから、県としましては、今後とも那覇市と周辺住民の建設的な話し合いを見守っていく考えであります。

次に、建設行政関連で、アンケート調査結果のとりえ方についての御質問にお答えいたします。

社団法人沖縄県建設業協会が実施した会員アンケート結果については、公共工事の減少等の影響を受けた建設業界の厳しい経営実態を示しており、早急に建設産業を支援するための手だてを講じなければならないものと考えております。

このため、県としましては、建設産業の振興を図り、活性化を支援するための諸施策を強力に推進しているところであります。

具体的には、今年度中に建設産業活性化の方向性と施策を明示した建設産業ビジョン及びその行動計画となるアクションプログラムを策定し、新年度から計画的に実施に移していくこととしております。あわせて、各種融資制度の活用及び新分野進出への取り組み支援を積極的に実施していくこととしております。

次に、平成14年に係る賠償金請求についての御質問にお答えいたします。

県は、平成14年契約に係る損害賠償金については、契約金額の10%相当額を請求することとしております。

損害賠償金を10%相当額とした根拠は、談合があった工事の平均落札率と公正取引委員会立入後の談合がなかったであろうと推定される期間の工事の平均落札率との差が13.7%であることから、この数値を基礎に、当県を初め国や他府県の違約金条項の規定、判例

の動向及び建設業界が置かれている昨今の経営環境等を総合的に勘案して、一律10%と決定したものであります。

請求を3%とすることは、談合がなかったであろうと推定される期間の工事の平均落札率との乖離が大きいことから困難であると考えております。

次に、共同企業体の構成員を対象外とすることについての御質問にお答えいたします。

共同企業体施工工事において県が共同企業体構成員に賠償請求する理由は、県の工事請負契約書第51条の2第2項が、構成員は代表構成員と共同連帯して賠償金を支払わなければならない旨規定しているためであり、連帯責任を明示した規定があるにもかかわらず、構成員に対して責任を問わないとすることは困難であると考えております。

次に、違約金を7%請求することについての御質問にお答えいたします。

県の工事請負契約書第51条の2第1項は、請負者が談合を認定された場合、県に対し、契約金額の10%相当額の賠償金を支払うべきものと規定しております。

10%と明記した規定があるにもかかわらず、賠償金を7%とすることは債権の放棄に当たることから困難であります。

次に、県応分の補償についての御質問にお答えいたします。

今回の安里川はんらんを受け、我が国における河川工学の専門家で構成する「安里川出水解析検討委員会」を設置し、その指導助言を得ながら調査解析を行いました。

その結果、委員会においては、このはんらんはまれに見る大雨によって現況の治水安全度を大幅に超過する洪水により発生したものであり、工事による影響についての定量的な評価は困難と判断されており、県としても同様に考えております。

はんらんは蔡温橋上流の未改修区間の流下能力55立方メートル毎秒を大幅に超え、2倍に相当する110立方メートル毎秒の洪水が発生したために生じていることから、自然災害であり、補償の対象とはならないものと考えております。

次に、教育行政関連で、中城御殿の復元についての御質問にお答えいたします。

旧県立博物館跡地は、かつて建物が約800坪、周囲が石垣やフクギ林に囲まれ、正面に赤がわら屋根の門が威風堂々と構えた中城御殿があった歴史的に重要な場所であります。

当該跡地につきましては、県営首里城公園整備事業

の中で平成19年度から文化財発掘調査等を実施しており、その結果を踏まえ、今後、学識経験者を含む検討委員会で中城御殿の復元に向け検討していく考えであります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 道州制についての御質問で、単独州か否か結論を出す時期についてお答えいたします。

国等において道州制に関する議論が進められておりますが、現時点で道州制の姿や導入の時期については明らかではなく、課題も多いものと考えております。

県としましては、道州制等研究会の中間報告において、単独で道州を構成することが望ましいのではないかとしておりますが、今後の意思決定に当たりましては、広範な県民議論を踏まえ適切に判断していくこととしております。

同じく単独州の場合の県民投票の必要性についてお答えいたします。

道州制は国と地方のあり方を再構築するものであり、第28次地方制度調査会の答申でもその導入に関する判断は広範な問題に関する国民的な論議の動向を踏まえて行われるべきであるとされております。

県民投票の可否については、道州制の姿や導入の時期等が明らかになった時点で、県民議論を経て判断されていくものと考えております。

次に、沖縄近海海底資源及び尖閣油田問題についての御質問で、海底資源調査の評価についてお答えいたします。

県では、平成15年度から平成17年度まで、学識経験者及び専門家等で構成する検討委員会を設置し、海洋資源の開発及び利用等に関する基本調査を行ってまいりました。その結果、本県周辺海域には石油、天然ガス、熱水鉱床等の海洋資源賦存の可能性が示されておりますが、学術的なデータが少なく、その賦存等の量的な把握には至っておりません。

しかしながら、近々、政府においては海洋基本法に基づく「海洋基本計画」を策定することとしており、その中で同海域における資源量と環境影響に関する調査が行われるものと期待しております。

同じく油田探査の政府要請についてお答えいたします。

資源エネルギー庁は、我が国周辺海域における石油・天然ガス資源の賦存情報を機動的・効率的に収集することを目的に、三次元物理探査が可能な船舶「資

源」を導入しております。

三次元物理探査船による調査エリアについては、有識者から成る第三者委員会により調査候補地の選定審議が行われることになっております。

現在、日中間には東シナ海のガス田の共同開発に係る協議が継続中であり、尖閣諸島海域での油田探査の政府への要請については、その協議の状況等も踏まえつつ適切に判断してまいりたいと考えております。

次に、アジア総合的緊急支援センターの沖縄への設立誘致についての御質問にお答えいたします。

県では、沖縄振興計画において、「アジア・太平洋地域の発展に寄与する地域の形成」を振興の基本方向の一つに掲げております。また、昨年、県が取りまとめた「アジア・ゲートウェイの拠点形成に向けた取組方針」においても、国際救急医療支援に関する可能性の検討を行うこととしております。

紛争や災害等の国際貢献に資する国際機関等の誘致については、国の関与や主体的な取り組みが必要であり、国の動向を注視しながら、御提案のアジア総合的緊急支援センターにつきましても、今後その可能性を検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子君登壇〕

○農林水産部長（護得久友子君） それでは農業改革についての御質問で、国と本県の食料自給率と県の施策については、関連しますので一括してお答えいたします。

平成17年度の食料自給率は、カロリーベースで国が40%、本県が30%となっております。また、生産額ベースでは、平成16年度の数値で国が69%、本県が56%となっております。

県では、食料自給率の向上を図るため、農林水産業振興計画に基づき、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化及び地産地消の推進など、各種施策・事業を総合的に推進しているところであります。

今後とも、市町村、関係団体等と連携し、農林水産業の振興を図り、食料自給率等の向上に向け総合的に諸施策を推進してまいります。

次に、食料自給率の100の指標への掲載についてにお答えいたします。

「100の指標からみた沖縄県のすがた」に掲載することは、本県農林水産業や農山漁村への理解と施策への協力をいただくためにも、県民への大切な情報提供と認識しております。

今後、食料自給率の新たな掲載について検討してまいりたいと思います。

次に、不測時の食料を確保するマニュアルの策定及び外国との食料供給協定については、関連しますので一括してお答えいたします。

国においては、異常気象による不作や輸出国による輸出制限等の不測の要因により、食料の供給が影響を受けるような場合に対処するため、「不測時の食料安全保障マニュアル」を策定しております。

県においては、「沖縄県地域防災計画」の中で災害時の食糧供給計画を策定しており、米穀等を備蓄しております。また、国と協定書を締結し、一定量の食糧が確保されることとなっております。

なお、外国との食料供給協定につきましては、食料安全保障上の観点から国が対応していくものと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育行政についての御質問で、沖縄盲学校の歴史的経過の評価についてお答えいたします。

沖縄盲学校は、宮崎県出身の全盲の高橋福治先生が、1921年に私財を投じて創設した「私立沖縄訓盲院」が始まりであります。このことは、視覚障害児の教育が十分でない当時において画期的なことでありました。

その後、1943年には県立盲聾学校として視覚障害教育及び聴覚障害教育が行われました。1959年には琉球政府立沖縄盲学校となり、1972年の祖国復帰に伴い、沖縄県立沖縄盲学校と改称され、現在に至っております。

同校の卒業生の多くは、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師として病院や治療院等に就職し、社会に貢献しております。

幾多の歴史的変遷を経た沖縄盲学校は、本県の視覚障害教育に多大な貢献をしてきたものと認識しております。

次に、「デイゴの花かげ」の感想についてお答えいたします。

「デイゴの花かげ」は、本県における盲教育・福祉の父と言われている高橋福治先生の伝記であり、全盲というハンディを負いながらも、大正・昭和の激動期の沖縄で盲学校をつくるという偉業をなし遂げた足跡をつづった本であります。

高橋先生は、視覚障害者が自立した生活を送るため

の教育の必要性を訴え、盲学校の前身である訓盲院を創立し、点字教育や職業教育に取り組みました。

また、多くの離島に赴き盲学校への入学を勧めるなど、その行動力や障害のある子供たちに対する教育愛の深さに感銘を受けたところであり、特別支援教育の重要性を改めて実感いたしました。

次に、併設型の学校の弊害についてお答えいたします。

近年の障害の重度・重複化や児童生徒一人一人の教育ニーズに適切に対応するため、従来の盲・聾・養護学校は障害種を超えた教育を実施することができる特別支援学校制度へ改められました。

視覚障害と知的障害など、複数の障害に対応する学校においては、障害種ごとの学級編制や教育課程によって教育活動を行うことや、障害の特性に応じた教室等の区分により安全性や専門性を損なうことがないよう対応してまいりたいと考えております。

次に、単独型の養護学校の設置についてお答えいたします。

県教育委員会では、学識経験者や保護者代表等から構成された懇話会から、地域の教育ニーズに対応する特別支援学校の整備について提言を受け、特別支援学校編成整備計画（案）を作成したところであります。

これからの特別支援学校は、障害の重度・重複化や地域の教育ニーズに応じて複数の障害種に対応する学校として整備することが求められていることから、今

後は制度の趣旨に沿った学校整備を進めていきたいと考えております。

県教育委員会としましては、引き続き保護者や関係団体等に十分な説明と意見交換を行いながら理解を得ていきたいと考えております。

次に、沖縄学生会館の存続についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、県外で勉学に励む県出身学生のための学生寮が人材育成に果たしてきた役割は大きなものがあると認識しております。

沖縄学生会館は、建築後45年が経過しており、入寮生の安全確保の観点から建物の老朽化状況を早目に把握する必要があり、平成20年度中に耐力度調査を実施したいと考えております。

今後、耐力度調査の結果を受け、沖縄県国際交流・人材育成財団及び入寮生等の意向を聴取するなど、適切な対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明27日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後10時47分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 仲 里 利 信

会議録署名議員 比 嘉 京 子

会議録署名議員 糸 洲 朝 則

平成20年 2月27日

平成20年
第 1 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 8 号）

平成20年
第 1 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第8号）

平成20年2月27日（水曜日）午前10時1分開議

議 事 日 程 第 8 号

平成20年2月27日（水曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第1号議案から甲第30号議案まで、乙第1号議案、乙第3号議案から乙第13号議案まで及び乙第15号議案から乙第29号議案まで（質疑）

----- 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第30号議案まで、乙第1号議案、乙第3号議案から乙第13号議案まで及び乙第15号議案から乙第29号議案まで

- 甲第1号議案 平成20年度沖縄県一般会計予算
- 甲第2号議案 平成20年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 甲第3号議案 平成20年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 甲第4号議案 平成20年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 甲第5号議案 平成20年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 甲第6号議案 平成20年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 甲第7号議案 平成20年度沖縄県下水道事業特別会計予算
- 甲第8号議案 平成20年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 甲第9号議案 平成20年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 甲第10号議案 平成20年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 甲第11号議案 平成20年度沖縄県林業改善資金特別会計予算
- 甲第12号議案 平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第13号議案 平成20年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 甲第14号議案 平成20年度沖縄県自由貿易地域特別会計予算
- 甲第15号議案 平成20年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 甲第16号議案 平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 甲第17号議案 平成20年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 甲第18号議案 平成20年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 甲第19号議案 平成20年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計予算
- 甲第20号議案 平成20年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第21号議案 平成20年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 平成20年度沖縄県水道事業会計予算
- 甲第23号議案 平成20年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 甲第24号議案 平成19年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）
- 甲第25号議案 平成19年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第26号議案 平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第27号議案 平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）

甲第28号議案	平成19年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
甲第29号議案	平成19年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）
甲第30号議案	平成19年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）
乙第1号議案	特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例
乙第3号議案	沖縄県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第4号議案	沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
乙第5号議案	沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
乙第6号議案	沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第7号議案	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第8号議案	沖縄県立県民アートギャラリーの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
乙第9号議案	沖縄県公害審査会の紛争処理の手續に要する費用に関する条例の一部を改正する条例
乙第10号議案	沖縄県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
乙第11号議案	沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第12号議案	沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例
乙第13号議案	沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第15号議案	沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例
乙第16号議案	沖縄県中小企業の振興に関する条例
乙第17号議案	沖縄県道路整備・都市モノレール建設基金条例の一部を改正する条例
乙第18号議案	沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第19号議案	沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例
乙第20号議案	沖縄県奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第21号議案	土地の処分について
乙第22号議案	訴えの提起について
乙第23号議案	照明灯倒壊事故に関する和解等について
乙第24号議案	損害賠償額の決定について
乙第25号議案	包括外部監査契約の締結について
乙第26号議案	中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について
乙第27号議案	中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について
乙第28号議案	中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について
乙第29号議案	公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について

出席議員（45名）

議長	仲里利信君	11番	前田政明君
副議長	具志孝助君	12番	吉田勝廣君
1番	上原章君	13番	當山眞市君
2番	佐喜真淳君	14番	辻野ヒロ子君
3番	新垣良俊君	15番	親川盛一君
4番	仲田弘毅君	16番	嶺井光君
5番	照屋守之君	17番	岸本恵光君
6番	赤嶺昇君	18番	當間盛夫君
7番	當山弘君	19番	当銘勝雄君
8番	狩俣信子君	20番	渡嘉敷喜代子君
9番	比嘉京子君	22番	嘉陽宗儀君
10番	奥平一夫君	23番	玉城義和君

24 番 内 間 清 六 君
 25 番 前 島 明 男 君
 26 番 國 場 幸之助 君
 27 番 伊 波 常 洋 君
 28 番 砂 川 佳 一 君
 29 番 浦 崎 唯 昭 君
 30 番 安 里 進 君
 32 番 兼 城 賢 次 君
 33 番 新 里 米 吉 君
 34 番 高 嶺 善 伸 君
 35 番 当 山 全 弘 君

36 番 外 間 久 子 君
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 40 番 小 渡 亨 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 45 番 外 間 盛 善 君
 46 番 平 良 長 政 君
 47 番 新 川 秀 清 君
 48 番 喜 納 昌 春 君

欠 席 議 員（２名）

21 番 瑞慶覧 朝 義 君 39 番 上 原 賢 一 君

欠 員（１名）

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 仲 里 全 輝 君
 副 知 事 安 里 カツ子 君
 知 事 公 室 長 上 原 昭 君
 総 務 部 長 宮 城 嗣 三 君
 企 画 部 長 上 原 良 幸 君
 文化環境部長 知 念 建 次 君
 福祉保健部長 伊 波 輝 美 君
 農林水産部長 護得久 友 子 君
 観光商工部長 仲 田 秀 光 君
 土木建築部長 首 里 勇 治 君
 企 業 局 長 花 城 順 孝 君
 病院事業局長 知 念 清 君
 出納事務局長 上 原 久 己 君

知 事 公 室 監 上運天 昂 君
 秘書広報統括 名渡山 司 君
 総務部監 伊 元 正 一 君
 財政統括 仲 村 守 和 君
 教育委員 安 里 昌 利 君
 教委員 長 得 津 八 郎 君
 公安委員会 宮 城 和 博 君
 警察本部 瀬良垣 馨 君
 労働委員 太 田 守 胤 君
 公益委員 人事務局 代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 長 嶺 伸 明 君
 次 長 遊 佐 信 雄 君
 議 事 課 長 嘉 陽 安 昭 君
 課 長 補 佐 平 田 善 則 君
 主 査 中 村 守 君

主 査 佐久田 隆 君
 主 幹 上 当 佳代子 君
 主 査 大 城 佳 美 君
 主 査 金 城 悦 子 君

○議長（仲里利信君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、知事から、お手元に配付いたしました議案３件の提出がありました。

○議長（仲里利信君） 日程第１及び日程第２を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第１号議案から甲第30号議案まで、乙第１号議案、乙第３号議案から乙第13号議案まで及び乙第15号議案から乙第29号議

案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 おはようございます。

それでは所感を述べながら、質問に行きたいと思えます。

まず、今回の少女暴行事件、知事の強い怒りを感じることがありますが、海兵隊の撤退に関しては短絡的であり、別問題であると言われております。

知事にも2人の娘がいることで他人事ではないと言いますが、県民の痛みは感じないようであります。県民の知事であるべき者がその地位にあると違うことであるのでしょうか。何のために知事になられたのか疑問であります。

今回の事件も沖縄に過重に基地があるゆえであります。

遅々として進まない米軍基地整理縮小、沖縄だけに過重な基地を押しつけて日米安全保障を言い続ける。そして、事件があるたびに非常に遺憾と言ひ、我々も被害者という日本政府の態度に怒りを覚えます。

また、知事、私たちこそ少女やその家族に謝らなければならないと思います。教育も守れなかった、県警も守れなかった、そしてまた政治も守ることができなかった。

大田県政8年、稲嶺県政8年、基地問題は何にも変わっていません。そのことは政治家に最も責任があります。

今回の事件に保革はありません。県民の安全と安心を守るために県民が一体となって取り組む、そのことが今必要であります。

私は今回、通告外ではありますが、きょうの朝刊で在沖米軍日本人警備隊による民間地での拳銃携帯、それが載っております。米軍キャンプ・フォスターとキャンプ・コートニーの海兵隊憲兵の日本人警備隊延べ59人が今月11日、12日の2日間、憲兵隊司令官の指示で拳銃を携帯したまま施設外の民間地に出ていたことが判明しております。

これは、県警の方にも隊員の一部から今回の問題の相談があったようでございます。

知事、今回の日本人警備隊、日本人がまさに我々日本人を警戒する、警備する、そういったことを銃を携帯させて行わせる、このことがあっていいのでしょうか。そのことの知事の御見解をお伺いします。

そして県警の方には、この隊員の方からの相談がど

のようなものだったのかお答えください。

よろしくお願いをいたします。

それでは質問項目に移らせていただきます。

知事の政治姿勢について。

(1)、第3次分野別計画のスタートの年であります。

これまでの諸課題の検証と目標達成に向けての新しい施策は何か伺う。

(2)、自立型経済の構築は、第1次産業、第2次産業の強化が必要と考えるが、第3次産業のウエートが高い県産業構造をどのように転換されるのか、現状と具体的対策を伺う。

(3)、雇用の安定は知事の重要公約であります。第3次産業に特化した就労構造、非正規雇用の増加、失業者の40%を占める若年者等の対策は急務であります。現状は何も変わっていません。現状の数値と対策を伺う。

(4)、高度の専門知識と技術を持つ人材育成は急務であります。大学だけではなく専修学校・各種学校教育の充実について対策、予算措置について伺う。

(5)、厳しい財政状況は教育や福祉に多大な影響を与えています。行財政改革で幹部職員の天下りはすぐ廃止すべきであると考えます。また、外郭団体の幹部人事についても多くの批判があります。わたりの廃止、そして給与等の改革が必要と考えるが見解を伺います。

(6)、市町村合併の促進は、10年後の道州制での基礎自治体の財政健全化に向けて県がもっと指導力を発揮すべきと考えるが、見解を伺います。

(7)、原油高騰によりさまざまな生活必需品が値上げされ、県民生活には負担が増大しています。県民所得は全国の平均の7割であるこの沖縄、最も生活が厳しいものになると思います。

沖縄県は数多くの離島を有し、離島住民の生活安定を図る交通手段は航空機と船舶のみです。今回の原油高騰は、県民生活に大きな影響を及ぼすことになりそうです。

そこで伺います。

県民の翼JTA、全国一高い電気料金の沖縄電力、原油高騰で4月から値上げの予定であります。2社は国や県から多くの補助金を受ける企業であります。補助金は企業のためではなく、県民のためであります。値上げには慎重であるべきと考えるが見解を伺います。

旧軍問題について。

平成21年度の概算要求を行うために、2月までに事業の提出を求めるスケジュールに乗ってやっと動き出

した感があります。これから加速をつけて解決に進むと地主も期待する中で、今回の知事提案説明は以前と何ら変わらない文言であります。落胆を覚えるものであります。

残り3年で解決できますか。振興計画内です。知事にその意気込みはありますか。

そこで伺います。

旧軍飛行場用地問題解決に対する知事の意欲が全く感じられません。地主会の現状を認識されていますか。また、地主会に事業の具体的内容の検討を要求されているようですが、可能性調査等を踏まえ行政がやる仕事ではないか、お伺いいたします。

続きまして、建設行政について。

(1)、建設業界は危機的状況であります。最近5カ年間の国、県の公共工事発注状況、県内企業、県外企業の内訳を伺う。

(2)、建設業界のすそ野は広い。今回の談合賠償金問題は、多くの倒産と雇用の悪化を引き起こすおそれがあります。減免や支払い期間の猶予等に考慮する対策をとるべきと考えますが、見解を伺います。

(3)、沖縄県建築設計事務所協会からの「改正建築基準法の円滑化について」の要請にどのように対処されたのか、建築確認手続の状況等を伺います。

(4)、国の「建築関連中小企業に対する金融上の支援について」、県の対応と各市町村の申請状況を伺う。

続きまして、おもろまち高層マンション計画について。

これは、市民との協働のまちづくり、観光立県の景観の問題、それ以外にも交通渋滞、風の被害、都市環境の悪化など、多くの皆さんから見直しの指摘をされる中、住民との合意なしに那覇市は2月1日に業者と契約を締結いたしました。

これは、この土地を公共施設のためにと説得され売買した地権者への裏切りでもあり、財政難という理由でありながら、市場価格を下回る売却、何とその差額は50億であります。そしてその後、近隣商業地域に用途変更するという、住民本位ではなく、まさに企業利益を優先した翁長市長の行為であります。

そこで伺います。

那覇市のおもろまち高層マンション計画について、県からの周辺住民との対話について誠意を持って取り組むこと、景観審議会を開くこと、それを無視し、住民との合意のないまま契約が締結されました。観光立県の景観問題と公共用地のあり方、周辺交通渋滞について県の見解と対策を伺う。

農業行政について。

(1)、振興計画スタート時からの農家数、農業就業人口、耕地面積、耕作放棄地、農業産出額の今日までの推移を伺います。

(2)、国内の食料自給率は39%であります。安全保障上、問題があります。県内の食料自給率はどのようになっているのか、また、地産地消の取り組み状況を伺う。

(3)、企業組合沖縄ユカリファームについてであります。

国の林業構造改善事業で補助金1億7000万余り交付された名護市の企業組合が、設備工事で虚偽の報告で補助金の返還命令がなされた事案です。そして、この事業主体者がこの事業を投資名目で不特定多数から数十億円を募りながら、事業を破綻させ、多くの被害者を出し社会問題化し、国の補助金のあり方が問われていることについてお伺いいたします。

ア、国の整備事業として建設された企業組合沖縄ユカリファームの虚偽の報告での交付金返還命令があります。県はどのような対応をされたのか。そして現在、企業組合はどのようになっているのか、これまでの状況と対応をお伺いいたします。

イ、この事業の関連で、代表理事らが資金調達を目的に「コアラの會」を設立し、17億円余りの出資金を集め解散するという詐欺的投資について被害者から告訴されている。県と県警の対応をお伺いいたします。

発達障害児の支援構築について。

(1)、県の発達障害支援は、乳幼児健診、市町村の相談、医療、療育、医療費の助成にどのように対応されているのかお伺いいたします。

(2)、こども病院「こころの診療科」の機能強化と充実した診療体制の構築の要望があります。国は「子どもの心の診療拠点病院」を2011年までに整備する方針であります。障害者支援法の趣旨と県の責務をどのように考え、要望に対応されるのかお伺いいたします。

(3)、地域における発達支援システムへの協力、各関連領域での連携体制を確立するための障害者等療育支援事業の予算計上を病院事業局が断ったとの指摘があります。どのような理由で支援事業に取り組みないのかをお伺いいたします。

(4)、特別支援教育について、市町村の実施状況と支援体制の構築をどのように考えるか対策をお伺いいたします。

答弁によりまして再質問いたします。

○議長（仲里利信君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

當間議員の御質問にお答えいたします。

まず、知事の政治姿勢の中で、第3次分野別計画の新しい施策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

第3次分野別計画の策定に当たりましては、これまでの実績や諸課題の検証と状況の変化を踏まえつつ、各施策の見直しを行いました。

主な新規施策としましては、観光振興計画において、観光客1000万人の達成に向けた観光まちづくりの推進、国際観光地プロモーション戦略モデルの構築などを盛り込んでおります。

情報通信産業振興計画では、付加価値の高い業務への移行、そして発展に向けてI T津梁パーク整備事業や沖縄G I X構築事業等を展開いたしております。

職業安定計画におきましては、若年者の就業意識の形成を図るため、産業・雇用拡大県民運動（みんなでグッジョブ運動）の従来の取り組みに加えまして、沖縄型ジョブシャドウイングを実施することといたしております。

教育推進計画では、全国学力・学習状況調査等を活用した学校改善推進事業や小・中・高マスターイングリッシュ推進事業を新たに盛り込んでおります。

次に、建設行政についての御質問の中で、損害賠償金の減免や支払い期間の猶予等についての御質問にお答えいたします。

県は、損害賠償金の請求に当たっては、企業の倒産による県経済や雇用状況への波及を極力回避することを念頭に対応していくことといたしております。

損害賠償金の減免につきましては、県の債権を損なうことになることから困難であると考えております。

損害賠償金の納付につきましては、県の財務規則は一括納付を原則といたしておりますが、一定の条件のもとに5年を限度とした分割納付を認めております。

今回の賠償金納付につきましては、一括納付に耐えられない企業に対して、ヒアリングの上でその財務状況に応じて5年分割納付とし、5年後、その納付状況によってさらに履行期限を延長することを検討いたしてまいります。

また、財務規則は、企業が無資力またはこれに近い状態にある場合は、納付期限を10年とすることができる旨規定いたしており、ヒアリングの結果、無資力に近い状態にある企業につきましては、当初から10年分割についても検討をいたしていく予定でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（仲里利信君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、産業構造の現状と対策についてお答えいたします。

自立型経済を構築していくためには、民間の経済活動が活性化する環境条件の整備等を通じて、産業全体を拡大していくことが重要であると考えております。

このため、県では、各産業分野の振興を図るためのさまざまな施策を展開しており、特に産業構造の構成比に焦点を当てたものではありません。

同じく知事の政治姿勢で、市町村合併に対する県の指導力発揮についてお答えいたします。

県では、平成18年3月に沖縄県市町村合併推進構想を策定し、現在の市町村を41から23とする9つの組み合わせを示しております。

当構想については、市町村長会議、議会議長会議等においてその周知を図るとともに、市町村合併フォーラムを開催するなど、幅広い情報提供を行うことによって市町村合併の機運醸成に努めております。

また、組み合わせごとに構想市町村行政体制整備研究会を設置し、今後の行財政運営等について調査研究を行い、望ましい行財政基盤の整備・拡充のあり方を検討しております。

県では、基礎自治体の行財政基盤の充実強化のためには、市町村合併は有効な手段であると考えており、引き続き関係市町村と連携しながら、各種の説明会や講演会などを開催することによって、自主的な市町村合併を推進してまいりたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢で、J T Aの航空運賃値上げについてお答えいたします。

離島航空路線を抱える航空事業者は、公共交通機関としての公的使命及び社会的責任の遂行により、地域社会の発展に貢献するという役割を担っております。しかし、J T A及びR A Cにおける今回の運賃値上げは、引き続き燃油費増加の影響は経営努力の範囲を超えるものとして会社経営上の判断で行うものであり、やむを得ない事情によるものと考えております。

県としましては、離島航空路線の維持確保は県政の課題であり、離島住民の生活福祉の向上や産業振興を図るためにも重要であることから、引き続き関係機関や航空事業者と調整しながら、航空運賃の低減化と離島航空路線の安定的運航の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 銃を携帯しての移動についての知事の考えはどうかという御質問についてお答えします。

駐留軍従業員の雇用につきましては、雇用主は日本政府、使用者は米軍という間接形態をとっています。また、そのサービスは、日米両国政府間で締結された基本労務契約等に基づき運用されております。

警備員の拳銃の携帯については、職務定義書の中で、一定の勤務場所における小型武器の携行が規定されているところであります。この件に関し沖縄防衛局に確認したところ、2月11日に従業員が銃を携帯しての基地間移動が行われたことに対し、2月13日に海兵隊外交政策部長に対し、銃を携帯しての基地間移動の即時中止を申し入れております。

県としましては、過去に基地従業員の拳銃携帯に起因した事件・事故が発生しており、その危険性は少なくないことから、県民の生命と安全を守る立場を踏まえ、基地従業員の拳銃携帯は原則として廃止すべきであると考えております。

次に、知事の政治姿勢の御質問の中で、就労構造、非正規雇用、若年失業者の現状と対策についてお答えします。

労働力調査によると、平成19年平均の本県の産業別就業者の割合は、第1次産業5.1%、第2次産業16.9%、第3次産業77.0%となっております。

30歳以下の若年者の完全失業者は1万8000人で全体の約40%を占めております。また、平成14年の就業構造基本調査によると、県内の非正規雇用者は16万9700人で、雇用者に占める割合は34.4%となっております。

県としては、民間主導の自立型経済の構築に向けて、観光・リゾート産業の振興を初め、情報通信関連産業、農林水産業、商工業等を振興し、就業の場の創出と拡大に取り組んでまいります。

非正規雇用対策としては、国において中小企業が非正規社員を正職員へ転換した場合に奨励金を支給する事業が平成20年4月から実施されます。県では、沖縄労働局など関係機関と連携を図り、企業等へ若年者の正規雇用の拡大について働きかけているところであります。

また、若年者対策としては、沖縄県キャリアセンターにおいて、職業観の育成から就職まで一貫した支援を引き続き実施するとともに、新たにジョブシャドウイングを実施するなど、教育機関、企業、地域と連携した取り組みを強化することとしております。

次に、沖縄電力の電気料金値上げについてお答えし

ます。

沖縄電力に対しては、沖縄振興特別措置法等に基づき税制上の特別措置が講じられ、電力の安定供給に寄与しております。

沖縄電力においては、効率的な設備投資、コスト低減の推進、組織の見直し等の経営効率化に向けた取り組みを実施しているところであります。

しかしながら、発電用燃料のほとんどを石油・石炭が占めているため、水力発電などを有する本土の電力各社と比べて燃料高騰の影響が大きい状況にあり、今回の値上げはやむを得ないものと考えております。

県としては、電力の安定的かつ適正な価格による供給は県民生活の向上及び産業振興の観点から重要であるため、さらなる経営効率化を促してまいりたいと思います。

次に、建設行政の御質問の中で、建築関連中小企業に対する金融上の支援についてお答えします。

国の「建築関連中小企業に対する金融上の支援について」は、セーフティーネット貸付とセーフティーネット保証制度が措置されております。

県においては、建築関連中小企業者等に対する説明会等により、これらの支援策の周知を図るとともに、セーフティーネット保証制度の対象となる中小企業者に対しては、割安の保証料及び低金利での融資を行っております。

セーフティーネット保証については市町村長が認定することとなっておりますが、平成19年度について保証承諾件数で見ると、平成20年1月末時点で8件、うち改正建築基準法関連は1件と聞いております。

なお、セーフティーネット保証については、現行対象業種の6月30日までの指定期間延長及び新たな業種の追加指定が行われることになっております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 知事の政治姿勢についての中で、専修学校及び各種学校の教育の充実についてお答えします。

専修学校及び各種学校は、実践的な職業教育や専門的な技能を習得する教育、さらには生涯学習に関する教育など、社会ニーズに柔軟に対応した人材育成に貢献しております。

県としましては、専修学校等の役割の重要性を踏まえ、従来から教職員を対象とした退職金給付事業や長期共済事業等に対し補助金を交付しているところであり、平成20年度は約3800万円を計上しております。

また、学校教育法に基づく届け出等を通して指導助言や各種情報の提供等を継続することにより、今後とも専修学校等の教育の充実を図っていきたいと考えております。

次に、外郭団体の幹部人事等についてお答えいたします。

外郭団体における役員人事につきましては、個々の団体における所定の手続のもとに行われるものでありまして、県を退職した者が団体の役員に就任することについては、それぞれ個々人の経験、力量等が評価されて選任されるものと考えております。

一方、本県の厳しい財政状況に対処するため、平成20年4月から、県の一般職及び特別職の給与を減額する特例措置を実施する予定であります。この特例措置の趣旨を踏まえ、公社等外郭団体についても県と同様の措置を講ずるよう各団体に求めてまいりたいと考えております。

○議長（仲里利信君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 旧軍飛行場関係の、地主会の現状の認識と事業の検討についてお答えします。

県は、これまで各地主会及び関係市町村と連携し、問題解決に向けて取り組んでいるところであり、事業案の検討につきましても、那覇市による事業事例調査に対し支援を行い、各地主会と関係市町村との協議による事業案の取りまとめに向けて鋭意取り組んでおります。

現時点で市町村から提出された要望事業案は、内容等について具体性を欠く部分もあることから、国へ十分な説明を行うためにはさらなる検討を加えていただきたいと考えております。

今後は、引き続き各地主会及び関係市町村による事業案の精査、絞り込み等を促進し、県・市町村連絡調整会議を中心に検討を進め、条件が整った市町村から先行して、平成21年度予算に向けて国に対して働きかけていきたいと考えております。

○議長（仲里利信君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 首里勇治君登壇〕

○土木建築部長（首里勇治君） それでは建設行政関連で、最近5年間の国、県の公共工事発注状況についての御質問にお答えいたします。

平成14年度から18年度までの5年間の国が発注した公共工事の状況につきましては、県内企業への発注件数は2442件、金額は2127億1700万円で全体の52.8%、県外企業への発注件数は535件、金額は1905億300万円

で全体の47.2%になっております。

また、平成14年度から18年度までの5年間の沖縄県が発注した公共工事の状況につきましては、県内企業への発注件数は1万577件、金額は4568億9900万円で全体の90.8%、県外企業への発注件数は369件、金額は462億6000万円で全体の9.2%となっております。

次に、要請に対する対応についての御質問にお答えいたします。

これまで住宅のピアチェックの適用除外の要請につきましては、国交省とも協議を進めてきたところですが、告示等を改正することは困難であると聞いております。

しかしながら、県では、鉄筋コンクリートづくりの比率が高く、このようなことが他県と比べて県民の負担増となっていることから、これにかわる戸建て住宅の構造計算図書省略の大臣認定取得に向けて作業を進めているところであります。

また、1万平方メートルを超える建築物の適合性判定を県内の審査機関においてできるようにしてほしいとの要請については、体制の問題や指定基準に合致しない部分があり、当面の対応は厳しい状況であることから、今後とも協議を重ねていきたいと考えております。

次に、おもろまちの高層マンション計画についての御質問にお答えいたします。

那覇市が公共用地として取得したおもろまちの市庁舎建設予定地を民間に売却したことにつきましては、市の財政事情によるものであると聞いております。

良好な景観の形成につきましては、まちづくりの基本であり、住民生活に密接に関係することから、市町村が主体的に取り組むべき課題であると考えております。

また、マンションの立地に伴う交通問題につきましては、事業計画の策定の際に交通量増加による周辺主要交差点の飽和度への影響を予測しており、いずれも基準値内におさまるとの説明を那覇市から受けております。

那覇市におきましては、マンション計画について誠意と責任を持って対応するとしていることから、県としましては、今後とも那覇市と周辺住民の建設的な話し合いを見守っていく考えであります。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子君登壇〕

○農林水産部長（護得久友子君） それでは農業行政についての御質問で、農家数、農業就業人口、耕地面

積などの推移についてにお答えいたします。

本県における農家数及び農業就業人口などの推移について、農林水産業振興計画の基準年である平成12年と直近の統計値を比較しますと、総農家数については2万7088戸から平成17年は2万4014戸、農業就業人口については3万4005人から平成17年は2万8224人、耕地面積については4万1400ヘクタールから平成18年は3万9200ヘクタール、耕作放棄地については1523ヘクタールから平成17年は1274ヘクタール、農業産出額については902億円から平成18年は906億円となっております。

次に、本県の食料自給率についてにお答えいたします。

本県の食料自給率は、平成17年度で30％となっております。

県では、食料自給率の向上を図るため農林水産業振興計画に基づき、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化、及び地産地消の推進など各種施策・事業を総合的に推進しているところであります。

次に、地産地消の取り組みについてにお答えいたします。

県では、県民に新鮮で安全・安心な県産農林水産物を提供して沖縄の食材のよさを広くPRし、消費拡大を図ることとしております。そのため、平成16年2月に「沖縄県地産地消推進県民会議」を設立し、地産地消の推進に取り組んでいるところであります。

具体的な取り組みとして、「おきなわ花と食のフェスティバル」の開催、「ゴーヤーの日」や「マンゴーの日」などによる販売促進キャンペーンの実施、学校給食、ホテル及び飲食店等における利用促進、食育推進ボランティアの活用による食農教育の推進、ファーマーズマーケットの設置及び量販店における県産食材コーナーの設置、沖縄健康料理メニューの開発及び普及などを実施しております。

今後とも、市町村、関係団体等と連携し、積極的に地産地消を推進してまいります。

次に、沖縄ユーカリファームの現状と前代表理事らが「コアラの會」の被害者から告訴されたことについての御質問にお答えいたします。関連しますので一括してお答えいたします。

企業組合沖縄ユーカリファームに対する補助事業については、ユーカリ製品を中心に地域農林水産物の製造・展示・販売を通して地域の活性化に大きく寄与する目的で名護市を間接補助事業者として実施したものであります。

同事業の補助金の返還命令については、年度内に設置すべき機器類が未整備であったことによるものであり、県としては名護市に補助金の返還を求めているところであります。

現在、施設は稼働し、ユーカリ製品の製造・展示・販売を行っておりますが、引き続き名護市と連携を図りながら、補助事業の目的が達成されるよう指導してまいりたいと考えております。

なお、「コアラの會」との関係については司直の対応を見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 日本人警備員の民間地域での拳銃携行に関する県警察への相談と、これに対する対応についてお答えします。

県警察では、本年2月18日、海兵隊日本人警備隊がかつて勤務したことがあると称する県内居住の男性から、現役の海兵隊日本人警備隊員から聞いた話であるとして、キャンプ・フォスターやキャンプ・コートニーの日本人警備員が基地間を車で移動する場合、公道でも拳銃を携行したままであるという旨の相談を受けました。

相談を受けて県警察では、相談内容が事実であれば、日本人警備員の民間地域での拳銃携行は地位協定に抵触するものと判断し、事実の有無について2月20日、海兵隊の憲兵隊に事実確認したところ、日本人警備員に拳銃を携行させたまま施設間を移動させる件について、沖縄防衛局に打診したところ、行わないよう指導を受けた旨の回答を得たところであります。

さらに2月21日、沖縄防衛局に本件事実について確認したところ、2月8日、米軍側から在沖米海兵隊日本人警備員が拳銃を携行したまま施設外に出ることについての照会があり、2月13日に、行わないよう指導した旨の回答を得ております。

その際、県警察は沖縄防衛局に対し、地位協定上、米軍施設外での日本人警備員の武器携行並びに使用は認められないので、防衛局から米軍当局へ厳重指導願いたい旨要請したところであります。

次に、「コアラの會」に関する告訴についてお答えいたします。

本件につきましては、関係者から相談を受け、会員等から事情聴取と所要の捜査を行っているところであります。

今後、刑罰法令に触れる事実があれば厳正に対処してまいります。

なお、捜査の状況につきましては答弁を差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 発達障害児の支援構築についての中、発達障害に対する対応についてにお答えいたします。

乳幼児健診は、発達障害児の早期発見、早期支援の機会として重要であることから、県では実施主体である市町村の職員を対象に乳幼児健診の充実強化のための研修会等を実施しており、今後も強化する予定であります。

また、市町村は健診後も心理相談、経過観察クリニック及び訪問等による相談事業を行っており、必要に応じて福祉保健所が支援会議を開催しております。さらに、市町村では相談支援事業を委託している事業所等で相談に応じているところであります。

医療につきましては、発達障害に対応可能としている医療機関が、県が把握している範囲では25カ所あります。

療育につきましては、障害児等療育支援事業の中で発達障害児に対しても療育指導等を行っており、児童デイサービス事業所においても対応しているところがあります。また、親子通園による療育指導を行っているところが11カ所あります。

医療費の助成につきましては、需給要件が該当すれば、乳幼児医療費助成や重度心身障害者医療費助成を受けることができます。

県におきましては、発達障害者支援センターを平成19年2月に設置し、発達や就労等の相談に応じており、今後は関係機関と連携を図り、発達障害者、障害児の支援を強化してまいりたいと考えております。

続きまして、「子どもの心の診療拠点病院」の整備についてにお答えいたします。

国は、増加する虐待の被害や不登校、発達障害などの子供の心を取り巻く問題が深刻化していることを受け、平成20年度予算案において、拠点病院を中核とした地域の医療機関、保健福祉機関等と連携した支援体制づくりのために、子どもの心の診療拠点病院機構推進事業を創設し、3カ年モデル事業として実施することとしております。

当該事業は、「子どもの心の診療拠点病院」の整備を推進するため、既に子供の心の診療に取り組んでいる病院を対象に、拠点病院としての施設整備基準、スタッフ等の人的体制、地域の関係機関との連携支援体

制等について検証する予定と聞いております。

県では、これらの整備計画につきましては、国のモデル事業の検証結果を踏まえて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 「こころの診療科」への要望に対する対応についての御質問にお答えします。

南部医療センター・こども医療センターの「こころの診療科」においては、政策医療として、小児を対象とした発達障害、情緒障害、心身症の診察・治療を行っております。

しかしながら、現在「こころの診療科」においては、専門スタッフ等の不足により一部診療制限を行っている状況があります。

病院事業局としては、このような状況に対応するため、「こころの診療科」については、病院からの要求に基づき、平成20年度に臨任の臨床心理士1名を増員することにしております。

続きまして、病院事業局が障害児等療育支援事業に取り組まない理由についての御質問にお答えします。

南部医療センター・こども医療センターの「こころの診療科」においては、小児の発達障害、情緒障害、心身症の診察・治療に当たることが本来の業務であると考えております。

県立病院が福祉部門の事業である障害児の通う保育所等の職員に対する療育技術指導などを行う障がい児等療育支援事業を受託することについては、その役割と異なるものであり難しいものがあると認識しております。

議長、休憩お願いいたします。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは発達障害児の支援構築についての御質問で、特別支援教育の市町村における実施状況と支援体制についてお答えをいたします。

障害のあるすべての幼児・児童生徒の教育の一層の充実を図るため、平成19年度より特殊教育から特別支援教育と名称を改め、一人一人の教育的ニーズに応じ

た特別支援教育がスタートいたしました。

市町村においては、障害のある幼児・児童生徒の学習上・生活上の支援を行う特別支援教育支援員を平成20年1月末現在で小学校は30市町村で225人、中学校は17市町村で53人配置しております。

また、学校における支援体制を確立するために特別支援教育コーディネーターや校内委員会をすべての小中学校に置き、幼児・児童生徒の実態を把握し、適切な支援を行っているところであります。

県教育委員会としましては、平成20年度から特別支援教育理解推進事業を立ち上げ、小・中・高等学校のすべての管理職の研修、巡回アドバイザー等の充実に努め、特別支援教育の一層の推進を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 答弁ありがとうございました。

まず、J T Aの4月からの値上げについてであります。我々県議会も冒頭に値上げの決議を行いました。そして、国においても国土交通省の大臣も慎重にすべきだと。このように多くの補助金がある中で、やはり企業努力をもっとやるべきだという発言もされているわけなんですよ。それからすると、きょうの部長の答弁を聞くと、県はもうこれ以上の要請はしないということでしょうか。

続きまして、旧軍飛行場用地問題についてであるんですが、全く知事からこのことの答弁がないんですよ。知事、もう21年度概算要求をするということがあるわけですので、やはり県三役としての決意を地主会にそのことは示すべきではないでしょうかね。

そして、きのうの衆議院の安全保障委員会で旧軍問題の窓口は内閣府であるということを明確に副大臣が答弁しております。それは確認できているんでしょうか、御答弁ください。

そして、この事業で個人補償、団体方式というようなお話があるんですが、個人補償でも団体方式でも慰謝事業でもなく、これはまさしく振興策であるということも確認しております。そのことについてどういうふうにお考えか、見解をお伺いいたします。確認ができていますのかお聞かせください。

そして、建築基準法の円滑化について国に話をしたというようなことがあるんですが、じゃ、国にいつごろそれを要望して、どういうような形で国から返事が、断り、だめだという返事があったのか、そのことをお聞かせください。お願いします。

そして、おもしろまち高層マンションの件なんですが、これは県の都市計画の方からも、やはり景観審議会を開くべきだというような提言があったんですが、全くそれを無視して那覇市は事を進めているわけです。そのことは、今、住民の方からも監査請求を出しているわけですよ。金額の面とか景観の面、そして用途変更した部分がどうなのかということの監査請求も出している中で契約が行われたということもあるわけですから、再度、やはり県から景観審議会を開くということを強く那覇市に要望すべきではないでしょうか、見解を伺います。

そして、農業行政についてであるんですが、自給率の件であります。

知事、緑のちょうちん、御存じでしょうか。（資料を掲示） 最近有名なんですよ。全国で313店舗あります。調べたら沖縄にもありました。那覇に2店舗、八重山竹富に1店舗ありまして、この緑のちょうちんというのが日本の農林水産業をこよなく愛するいきなお客さんのために、当店では以下のちょうちんを飾っております。50%日本の食材を使っている店は星1つ、90%を超える日本の食材を提供しているところは星5つというふうに、緑のちょうちんということで使っています。

我々も、やはり沖縄の食材を使ってもらおうと、地産地消してもらおうということで、業者にいろんな話をするよりは、県がそのことで緑のちょうちんではなくてウチナーのちょうちんというような形で、県がそのことを表に出していんですよというような沖縄独自のあり方があっていいんじゃないかなど。学校だとかホテルに言っていますという話ではなくて、県みずから――宮崎も最近、東国原知事で有名なものがあるものですから、のぼりを出して、これは宮崎の県産を50%使っていますという店にはそののぼりを出してあげているというのがあるわけですから、どうにか知恵を絞ってウチナーのちょうちんということで、知事ののぼりでもいいですので、ここは県産品を使っている店だなというのがわかるようなものをぜひ知事、これは提言を含めて見解をお聞かせ願いたいと思います。

企業組合ユーカリファーム、このことが県の監査、県の検査官が、機材の設置がされていないことを確認しながらどうして補助金を交付されたのか。これは市から何か約束があったのか、その辺をお聞かせ願いたいということと、補助金は流用されてないということは、これはもう確認できているんでしょうか、それもお聞かせください。

そして知事、この今回の名護市のユーカリファーム

の件、最近、国頭村の談合問題といい、北部振興策の補助事業には多くの問題点があると指摘されております。この今回のユーカリファーム、そして国頭の談合問題について知事の見解をお聞かせください。

そして発達障害の件なのですが、療育支援事業、これは病院事業局にはなじまないということでありますので、福祉保健部の方でこれはどうしてとらなかったのか、見解を、答弁をお聞かせ願えません。この障がい児等療育支援事業をどうして行わなかったのかをお聞かせください。

そして「こころの診療科」、子供たちの発達障害の方は、やはり地元の小児科・精神科看護師らによる専門研修を行う一方、学校や児童相談所、警察署、関連機関とのネットワークをつくるのが最も必要だというふうに言われております。その構築に対してどのように尽力されているか、どのように考えるか、そのこともお聞かせください。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時5分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 當間議員の再質問にお答えしますが、私どもの計算では7つ、8つ御質問ありました中で、私の方で2つ答弁させていただきます。

まず第1に、旧軍飛行場の件で、私の知事としての決意はどうかという点についてお答えしたいと思うんですが、旧軍飛行場用地問題につきましては、初めて振興計画の中に位置づけてまいりました。

同問題の解決に向けましては、国の理解と協力が不可欠であり、今後とも全力で取り組んでまいりたいと考えております。

それから再質問の中で、ユーカリファームの話とか、北部の談合の問題とか、内容はそれぞれ違うと思うんですが、こういうトラブルといいますか、こういうものについてどう思うかという御質問だったと思いますので、所感を申し上げれば、こういうものは制度の趣旨、目的に沿って公正・適正に執行されるべきだと思っております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（仲里利信君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 旧軍飛行場問題のうち、内閣府が窓口であることの確認についての御質問

であります。2月26日の衆議院安全保障委員会において、内閣府の副大臣から、内閣府が責任を持って検討しなければならない窓口であるとの発言があったことは承知しております。

今後とも、政府と緊密に相談しながら取り組んでいきたいと考えております。

次に、旧軍飛行場用地問題については振興策であるということの確認でございますが、旧軍飛行場問題解決のための事業につきましては、沖縄振興計画に沿って地域振興の観点から各市町村や地主会とともに、旧軍飛行場用地問題の解決を図るための事業であると考えております。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 障がい児等療育支援事業の御質問にお答えいたします。

障がい児等療育支援事業は、在宅の重症心身障害児・者、知的障害児・者、身体障害児・者等に対し、訪問療育・外来療育を行うとともに、障害児の通う保育所等の職員に対し療育に関する技術指導を行うものであります。

事業の実施方法としましては、県は圏域ごとに障害児・者施設を経営する社会福祉法人等に委託する方式をとっており、現在8カ所で事業展開をしているところでございます。

続きまして、発達障害者支援センターを中心としたネットワークの構築についてでございますが、ネットワーク構築に当たりましては、関係する機関や団体の個々の役割を相互に確認し、それを踏まえた上で県全体及び県内5圏域の保健・医療・福祉・教育・就労等のネットワークを構築していくこととしております。

具体的には、まず県内5圏域ごとにネットワークを構築していくことにしておりまして、市町村相談支援事業所、サービス提供事業所、医療機関、学校等の圏域内にある関係機関等のネットワーク化を図り、これにより身近な地域で相談が受けられる体制を構築し、個々の相談に対応できる仕組みとしたいと考えております。

次に、県全体のネットワークを図りますが、これは県全体の保健・医療・福祉・関係団体の連携を図りまして、発達障害者の総合的な支援を行うための体制を構築していくこととしております。

これらのネットワークの構築に当たりましては、広域特別支援連携協議会や自立支援協議会と連携を行い、情報の共有化が図られる仕組みをつくりながら進めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 航空運賃の値上げについての再質問にお答えいたします。

今回の燃油費高騰による運賃値上げについては、一企業の費用削減ではカバーできず、企業努力を超えたものと判断しております。そのため運賃の値上げはやむを得ないものと考えております。

しかしながら、離島住民の離島割引やその他割引運賃については、今後も据え置いてもらうよう要望してきたところであり、その結果、航空会社平均で9%の値上げに対し、J T A、R A Cは1.6%の値上げ率にとどまっているということでもあります。御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 首里勇治君登壇〕

○土木建築部長（首里勇治君） 国への要望についての再質問にお答えいたします。

ピアチェックの適用除外の検討につきましては、昨年9月末ごろから進めてきましたが、昨年12月19日に国交省職員が来県し、県内において協議したところ、その対応は厳しいとのことから現行法の枠内での図書省略大臣認定を行うこととなっております。

次に、那覇市に対して景観審を開くことを再度求めるべきではないかの再質問にお答えいたします。

良好な景観の形成はまちづくりの基本であり、市町村の主体性を尊重すべきと認識しております。

県としまして、市の景観審議会で慎重に審議した方がよいのではないかの考えがございますが、那覇市が自主的に判断することであると。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子君登壇〕

○農林水産部長（護得久友子君） それでは地産地消の取り組みの中で、県産食材の認証制度等についての御質問がありましたけれども、県においては平成20年度地産地消推進強化事業において、県産食材の店登録制度の創設を計画しておりまして、それによって地産地消の推進を強化してまいりたいと考えております。

それからユーカリファームの事業についての御質問にお答えいたします。

機材が整備されていないのに補助金をどうして支払ったかという御質問でございますけれども、機材の設置については業者との契約書等もあり、近日中に設置さ

れることを確認した上で検査を合格とし、補助金を交付したものであります。

繰越手続をとらず、年度内完遂したことにつきましては大変遺憾に思っております。今後、このようなことがないように指導を徹底していきたいと思っております。

それから補助金の目的外への流用はなかったかという御質問につきましてお答えいたします。

補助金の使途については、預金通帳、支払い伝票等を確認しておりますが、そういったことは認められませんでした。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 それでは公室長、旧軍問題についてからなんですが、窓口は国で内閣府ということが決まったんですね。これはもう相談するということではなくて、国は旧軍飛行場用地は振興策にのっとって内閣府がやるということが決まっていますので、相談するとかということではなくて、そのように進めてもらえればというふうにも思っております。

そしてもう一つ、去年からいろいろと事業計画が進む中で、2月までに事業計画のスケジュールを出すということがあるんですが、公室長がこの事業計画は常識的範囲の中での予算措置だというようなことがありましたので、これは決して公室長の個人の常識を押しつけないようにしてもらいたいと思いますので、これは要望としていきたいと思います。

地産地消、知事、ぜひウチナーのちょうちん、知事に提言しておきますので、ぜひ実行してもらいたいと思います。隠れてということではなく、表にどんどん知事が出てそのことをアピールするというのが一番大事だと思っておりますので、そのまた実現に向けて我々はまた努力していきますので、よろしく願いをしたいと思います。

こども病院の「こころの診療科」、これはもうネットワークが絶対重要なんですね。学校等も含めて、学校も足りないということ認識している人たちが、足りないんだというようなこともあるわけですから、ぜひそのネットワークの構築、充実を早期にやってください。

よろしく願います。

○議長（仲里利信君） 赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 皆さん、こんにちは。

これより一般質問をいたします。

その前に、先日、平良長政議員初め今期で勇退を表明されている先輩方の皆さん、皆さんのコメント一つ一つを聞くと、長年いろいろと御苦労されて、与野党問わず県政に対して本当に御尽力いただいたことに対して敬意を表したいと思っています。これからまたそれぞれの分野で、私もまだまだこれからですので、いろいろまた御教示をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

そして通告外なんですけれども、先ほど當間盛夫議員からありましたように、きょうの新聞に出ているように、基地の中の警備員が拳銃を所持しているということで、先ほどの県警本部長の答弁では、2月18日にいわゆるそういう相談があったと。

しかし、我々議会でこういういろんな問題を議論している中で、結果的に紙面上でそれが出た後に知るといえるのは、こういう問題が実質的に行われているということに対してどうなんだろうということを率直に疑問を感じております。

知事もこれは以前に知っていたのか、我々はきょうの新聞でしか見てないんです。それに対して、本来であればこの問題が県警本部長に話が行って、知事部局にはどういう形で話が伝わって、皆さんが県民向けにどう対応したのかということは、そこは大事な部分だと私思っていますので、知事、そして本部長、そこは御見解をお聞かせいただきたいと思います。ここは非常に大事じゃないのかなと思っています。

そして、これは幾ら基地従業員であっても、基地外で拳銃を所持したということは法的にこれは罰則対象になりませんか。それはどういう位置づけ、法的な面から、指導していろいろ注意したレベルで済むことなのか、そこは県警の見解をしっかりとさせていただきたいと思っています。

それでは一般質問に入っていきます。

知事の政治姿勢。

(1)、今年度の予算編成は知事公約にどう反映されているのかお伺いいたします。

実は、ことしの11月に知事は折り返し点に入っています。今年度の予算編成はいわゆる知事の選挙公約「世界の宝、おきなわ力で大躍進」ということで、いろいろと見させていただいているんですけれども、これは県民への公約なんですね。そうすると、今回の予算編成が今年度どういう形でこの公約が達成されていくか、それは我々議会のチェック機関として重要な役割じゃないのかなと思っていますので、そこはまず御答弁いただきたいと思います。

(2)、普天間基地の2年以内の閉鎖の進捗状況につい

てでございます。

答弁はいろいろされているんですけれども、あらゆる場面において要請をしているという答弁をいただいているんですけれども、じゃ実際国は要請をしたことについてどう議論されているのか、私は以前から聞きたいと思っておりました。要請はわかります。ただそれに対して日米両政府はどう協議しているのかお聞かせください。

(3)、米兵による少女暴行事件で、今議会でもこの問題が非常に大きく取り上げられております。県民の中にはまた起きてしまったかという気持ちもあります。しかし、それになれていいかどうかというのはこれはまた別問題で、非常に大きな課題です。知事の公約にもこれについては掲げられているわけですから、今後、訪米をするという話も聞いております。訪米をするにしても具体的にタイミングが必要でございます。どういう形で具体的に行動するのかお聞かせください。

(4)、建設業者への損害賠償金（違約金）について、知事は御自身の選挙で違約金について考慮するとの約束をしたのかお伺いいたします。

(5)、公約である認可外保育施設への給食費助成は、今回の1人当たり1日11円支給で、これで公約達成なのかということをお聞かせいただきたいと思います。

部長が去年、各認可外保育施設に対して調査をしているんです、給食費幾らぐらいかかりますかと。その中で、我々少子・高齢対策特別委員会の中で差額が100円とかいろいろ議論をやってきました。ところが、今回、1日11円というのが私はどうも――芽出しをしたことは評価します。これは稲嶺さんもできませんでした。それは評価するんですけれども、この11円というのは財政が厳しい中で部長も努力されたことは評価するんですが、それで公約達成ということをおっしゃるとなかなか厳しいんじゃないかなという気持ちがありますから、それについて知事の見解をお聞かせください。

(6)、沖縄盲学校を視覚特別支援学校として存続させるべきではないかということでございます。

多くの関係者が連日多くの議員の質問に対して毎回傍聴に来ているんですね。その方々の思いは、弱者ですから、その方々が本当に国の政策でそういうことでやっていいのかどうかということも含めて、県の知事としてどう考えるのか、教育長も含めて、そこは大きな問題じゃないのかなと思っています、あえて知事の政治姿勢について聞いているということでございます。

2 番、モノレール延長・延伸と鉄軌道・路面電車等についてでございます。

(1)、P I の結果をお伺いいたします。

(2)、選定に向けての今後のスケジュールをお伺いいたします。

(3)、今後、モノレール延伸も検討していくのかお伺いいたします。

(4)、モノレールと関連して、鉄軌道・路面電車等の導入を検討していくのかをお伺いいたします。

3 番、児童福祉、教育行政についてでございます。

(1)、認可外保育施設への備蓄米の無料支給はいつから開始するのかをお伺いいたします。

これも所管の部から各認可外保育施設に対して調査をしているんですね。皆さんも非常に喜んで、備蓄米でも本当にありがたいということでやっているんですけれども、実際いつから開始するのかお聞かせください。

(2)、認可外保育園への給食費助成で、さっきの質問とも関連するんですけれども、11円になった根拠をまずお聞かせください。

(3)、支給方法については現物支給としておりますが、認可外保育施設の中にはケータリング等を活用している場合は現物ではなく予算を支給するべきではないかという意見もございます。支給方法について市町村任せにしてはどうかについてお聞かせください。

(4)、厚生労働省が発達障害についての拠点病院制度を打ち出しているが、県の取り組みをお伺いいたします。

(5)、発達障害者手帳の交付の見通しはどうなっているのかお聞かせください。

(6)、特別支援教育について。

幼稚園、高校における特別支援教育体制、特に特別支援教育コーディネーター、校内委員会の設置率ほどのくらいかお聞かせください。

(7)、教育サポーター制度を継続してほしいとの要望があるが、県の対応をお伺いいたします。

(8)、特別支援連携協議会は年 2 回の開催であるが、子供の成長を考えると余りにもスローペースであり、実行機能が弱過ぎる。話し合われた内容を速やかに実現するためにどのような対策をとっているのか。また、地域連携協議会、各自治体連携協議会のあり方はどのようなになっているのかをお伺いいたします。

(9)、こども医療センターの「こころの心療科」の課題と対策についてお聞かせください。

(10)、県内の大規模学童クラブの実態と対策及び待機学童の実態と対策をお伺いいたします。

4 番、改正建築基準法により県内の建築確認申請がおくれたわけですが、その影響と対策をお伺いいたします。

これは去る11月議会にも質問させてもらったんですけれども、部長の答弁と業界ではギャップがあるなど思っております。これからいろいろ影響が出るんじゃないかなと話をしているわけですから、県の認識とどうもちょっと、議会が終わった後もいろんな御指摘があるものですから、本当に影響がないのか、それについてお聞かせください。

5 番、県立博物館・美術館の課題と対策についてでございます。

開館して県民、そして県内外から喜ばれてはいるんですけれども、同時に指摘も新聞等でもよく出ているわけですが、せっかく県民の財産として開館したわけですから、早速指摘があるということは、それは膨大な予算を投資して県民に喜ばれるはずの博物館・美術館のあり方に対して、いまだにそれが新聞に出てくることはこれはいかなものかなと思いますので、それについて影響とか対策、いろんな指摘に対する皆さんの見解をお聞かせください。

6 番、不発弾処理についてでございます。

(1)、これについては、今、県の予算も含めていろいろ議論されているんですけれども、海洋投棄禁止による最終処分の方性と進捗状況の公開についてお伺いいたします。

(2)、沖縄の不発弾の陸上における最終処分事業を県内NPOに委託してはどうかについてお聞かせください。

○議長（仲里利信君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 赤嶺議員の御質問にお答えいたします。

まず第 1 に、知事公約の予算編成への反映についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

平成20年度は厳しい財政状況ではありますが、公約の実現に向け、自立型経済の構築や県民福祉の向上、県民の安全・安心の確保を図る観点から、必要な施策に可能な限り重点的に予算を措置したところであります。

主な分野につきましてその概要を申し上げますと、まず第 1 に、「経済力おきなわ」の分野では、情報通信産業の集積・振興を図る沖縄 I T 津梁パーク整備事業、そして園芸作物の拠点産地育成のための事業のほか、雇用確保のための施策といたしましては、建設業界内の職種転換を図るための雇用最適化支援事業、さ

らに就職が困難な障害者等への支援を目的とした事業などに所要額を措置したところでございます。

次に、「観光力おきなわ」の分野につきましては、海外からの誘客を推進するための国際観光地プロモーション事業、次に「基盤力おきなわ」の分野では、新石垣空港建設事業、伊良部架橋整備事業、那覇空港整備促進事業などの重要プロジェクトの推進、そしてその他、情報通信基盤や農業基盤、水産基盤の整備などに所要額を措置したところでございます。

次に、「子育て力おきなわ」の分野では、認可外保育施設に対する給食費支援として、従来の牛乳代に加え、新たに米代を助成する新すこやか保育事業、そしてその他、乳幼児医療費助成事業の拡充や児童健全育成補助事業などがございます。

次に、「健康・医療・福祉力おきなわ」の分野では、第1に、救急医療用ヘリコプター活用事業、第2に、その他重度心身障害者医療費助成事業や医師確保対策事業などに引き続き所要額を措置したところでございます。

次に、「離島力おきなわ」、「文化力おきなわ」の分野では、地上デジタル放送推進事業、伊平屋空港の整備に向けた環境調査事業、沖縄国際アジア音楽祭（仮称）の開催に向けた準備などに所要額を措置したところであります。

その他の分野の公約につきましても、その実現に向けた施策・事業に必要な予算を措置したところでございます。

次に、知事の政治姿勢の中で、建設業に係る損害賠償金についての約束についてという御趣旨の御質問がございました。

これについて申し上げますと、私は選挙に臨み、建設業界の厳しい経営環境にかんがみて、いま一度、詳細に検討を行い、関係法令や国、そして他県の事例、判例等を詳細に検討し、結果を出してまいりたいというふうに申し上げてまいりました。そして詳細に検討した結果、先日、損害賠償金請求に係る基本的考え方を決定いたしましたところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（仲里利信君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 普天間飛行場の閉鎖状態に向けての政府の対応についての御質問にお答えいたします。

平成18年12月25日の第2回協議会において、当時の久間元防衛施設庁長官から、危険性の除去に対しての

知事の要請を真摯に受けとめ、移設までの間の危険性を提言するいろいろな選択肢を考えるなど、可能な限り努力したい。米国は運用面の変更に厳しい考え方を持っているが、前進が見えるのであれば米国に働きかける用意がある旨の発言がありました。

それから最近では第4回協議会、これは昨年の11月7日でございますが、石破防衛大臣から、8月に発表した取り組みは現時点で最大限の措置であるが、地元と相談し、アメリカ軍の運用に関し、できることがあれば今後も最大限の努力を行うという旨の発言がございました。

県としては、政府が前向きかつ確実に取り組んでいただければ、普天間飛行場の閉鎖状態は実現できるものと考えております。

次に、暴行被疑事件に関する今後の行動についてでございますが、県は、米軍を初め日米両政府に対し、このような事件が二度と起きないよう一層の綱紀粛正及び隊員の教育の徹底を行い、県民が納得するような形で具体的な再発防止策等を講じ、それを公表するよう強く求めたところであります。

また、去る2月22日に開催した「米軍人等犯罪防止対策に関する検討会議」において、7項目の具体的な犯罪防止策を取りまとめたところであり、今後、日米両政府に対し、その実施を求めていると考えております。

次に、不発弾処理に関し、最終処分への進捗状況と県内NPOへの委託についての御質問に一括してお答えいたします。

国は、不発弾の海洋投棄にかわって陸上処分を実施することとし、去る1月17日に一般競争入札を実施し、2月20日には契約を締結したと聞いております。

入札には専門的な知識や技術及び火薬庫等の施設を有する業者が参加しておりますが、入札条件を満たせばNPOの参加も可能であります。

国は、全国規模で当該業務を遂行することにしており、NPO等の特定の団体に業務委託することは、公平性・透明性、競争の原理の観点からも適当ではないとしております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 知事の政治姿勢についての中、認可外保育施設への給食費助成についてにお答えいたします。

認可外保育施設への給食費助成については、厳しい財政状況の中で検討を重ねてきましたが、平成20年度

から給食費として、これまでの牛乳代に加え新たに米代を助成したいと考え、所要の経費を当初予算に計上しております。

当該助成につきましては、児童の処遇向上に効果的なものとなるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

なお、このことにつきましては、国からも支援が得られないか関係省庁へ働きかけを行っており、今後とも引き続き要望してまいりたいと考えております。

続きまして、児童福祉、教育行政についての中、政府備蓄米を認可外保育施設への助成に活用することについてにお答えいたします。

政府備蓄米の無償交付制度におきましては、現在のところ、交付対象施設が学校に限られており、用途についても給食、学習教材、試食会及び学校行事に限って交付が認められております。

また、給食用として使用する場合は、前年度に比べて米の使用量が増加した分の6割までとなっております。

このような制約があることから、認可外保育施設への給食費助成に備蓄米を活用することにつきましては、現行のままでは困難ではないかと考え、制度の拡充を国に要請しているところでございます。

続きまして、認可外保育施設入所児童への米代助成単価の根拠についてにお答えいたします。

認可外保育施設入所児童への米代助成単価の算定につきましては、まず公立保育所等を参考に児童1人当たりの必要摂取量を3歳未満の児童につきましては30グラム、3歳以上の児童については35グラムと設定しました。

これに平成20年度の1歳以上の当該施設入所児童数の推計値や市販の米の販売価格等を勘案して、1日当たり11円と算定したものでございます。

続きまして、認可外保育施設入所児童への米代の助成の方法についてにお答えいたします。

認可外保育施設入所児童への米の助成につきましては、市町村による一括購入と、販売業者による施設への配送によって購入価格の低廉化や当該施設側の利便性向上という効果が期待できることから、現物支給が望ましいとしたものであります。

御指摘のように、施設によって状況が異なることから、具体的な支給方法については市町村と調整し、今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、「子どもの心の診療拠点病院」の県の取り組みについてにお答えいたします。

国は、増加する虐待の被害や不登校、発達障害など

の子供の心を取り巻く問題が深刻化していることを受け、平成20年度予算案において、拠点病院を中核とした地域の医療機関、保健福祉機関等と連携した支援体制づくりのために、子どもの心の診療拠点病院機構推進事業を創設し、3カ年モデル事業として実施することとしております。

当該事業は、「子どもの心の診療拠点病院」の整備を推進するため、既に子供の心の診療に取り組んでいる病院を対象に、拠点病院としての施設整備基準、スタッフ等の人的体制、地域の関係機関との連携支援体制等について検証する予定と聞いております。

県では、これらの整備計画につきましては、国のモデル事業の検証結果を踏まえて検討したいと考えております。

続きまして、発達障害者手帳についてにお答えいたします。

平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、発達障害者を支援していくことが法的に規定されました。しかしながら、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳と同様な種類の手帳について、発達障害者に関しましては制度がなく、現在のところ制度制定に向けた動きもありません。

また、障害者自立支援法においては、身体障害者、知的障害者及び精神障害者はサービスの提供を受けることができますが、発達障害者はサービスを受ける対象者とは規定されておられません。

同法では、国は法施行後3年をめどとして障害者の範囲について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしており、これについては、発達障害、難病などを含めて検討を行うよう衆参両院の厚生労働委員会で附帯決議がなされております。

県においては、発達障害者も障害者自立支援法における障害福祉サービス等が適切に利用できる仕組みにするよう、九州各県保健医療福祉主管部局長会議を通して国に働きかけをしているところでございます。

続きまして、大規模学童クラブ及び待機学童の実態と対策についてにお答えいたします。

大規模放課後児童クラブは、平成19年6月現在、8市町で20カ所となっております。

県においては、平成21年度までに大規模放課後児童クラブを70人以下へ分割促進するため、学校の余裕教室の活用等について、県教育委員会及び市町村と連携を図り、適正規模への移行促進に努めてまいりたいと考えております。また、待機児童数は、平成19年5月1日現在、国の調査では6市町村116人となっております。

県では、平成17年3月に策定した「おきなわ子ども・子育て応援プラン」において、放課後児童クラブを平成21年度までに213カ所設置する数値目標を掲げており、目標を達成することにより待機児童の解消につながるものと考え、その達成に向けて市町村と連携していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは知事の政治姿勢についての御質問で、視覚特別支援学校としての存続についてお答えいたします。

近年の障害の重度・重複化や多様化の現状を踏まえ、平成19年4月に学校教育法が改正施行され、従来の障害種別の盲・聾・養護学校は、複数の障害種に対応した教育を実施することのできる特別支援学校の制度へ改められました。

県教育委員会では、学識経験者や保護者代表等から構成された懇話会から、那覇南部地域の教育ニーズに対応するため、沖縄盲学校を知的障害の教育も行う特別支援学校として整備することが望ましいとの提言を受け、特別支援学校編成整備計画（案）を作成したところであります。

県教育委員会としましては、今後とも保護者等に十分な説明と意見交換を行いながら理解を得ていきたいと考えております。

次に、児童福祉、教育行政についての御質問で、幼稚園、高等学校におけるコーディネーター等の設置率についてお答えいたします。

障害のあるすべての幼児・児童生徒の教育の一層の充実を図るため、平成19年度より特殊教育から特別支援教育と名称を改め、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育がスタートしました。

平成19年9月現在、県内の幼稚園における特別支援教育コーディネーターの指名は54.9%、校内委員会の設置は43.4%となっております。また、高等学校の特別支援教育コーディネーターの指名は100%、校内委員会の設置は80.3%となっております。

なお、高等学校の校内委員会につきましては、年度内にすべての学校が設置する予定となっております。

次に、教育サポーターについてお答えいたします。

教育サポーターの配置は、平成17年度より3年間のモデル事業として、発達障害を持つ児童生徒の学習活動や生活指導の支援及び市町村の支援員配置の促進等を目的に行ってまいりました。

一方、国においては、平成19年度から支援員配置の

地方財政措置がなされ、引き続き拡充されていくこととしており、市町村においても年々支援員の予算と配置が充実してきたことから、教育サポーター配置のモデル事業の目的は達成したものと考えております。

県教育委員会としましては、各市町村に支援員の適切な配置がなされるよう指導助言を行い、支援員に対する資質向上を図る研修を実施するなど、今後とも特別支援教育の充実に努めてまいります。

次に、特別支援連携協議会の機能とあり方についてお答えいたします。

障害のある子供の多様なニーズに応じた支援のために全県各地区市町村の各段階において、教育・福祉・医療・労働の関係者が総合的・横断的に連携を図る必要があります。

広域特別支援連携協議会は平成17年度に設置され、各地域に対し、保護者等が活用するための障害児相談支援事業一覧表や、一人一人の発達段階に応じた適切な支援ができる支援ノートモデルを提供しております。

また、地域特別支援連携協議会は6教育事務所ごとに設置され、市町村の体制整備及び学校等を支援しております。

市町村の連携協議会は3市町村に設置されており、引き続き拡大されるよう助言しております。

現在、各段階の連携協議会相互の情報伝達等が課題となっており、円滑な情報伝達の仕組みづくりなどについて検討しているところであります。

県教育委員会としましては、今後とも各連携協議会の協力関係の強化を図り、障害のある子供の支援体制整備の充実に努めてまいります。

次に、県立博物館・美術館の課題と対策についてお答えいたします。

県立博物館・美術館について大事なことは、一人でも多くの方々に足を運んでいただくことであり、開館以来の入館者数は、2月24日現在で17万人を超え、順調な滑り出しとなっております。

課題としましては、来観者のアンケートの中では展示の説明や順路にわかりにくい部分があるという声などもあり、改善すべき点もあると思われます。

また、県内の小中学生の利用促進を図るため常設展を無料にしているところでありますが、児童生徒の入館者数は、1月末現在で1万3000人余りにとどまっております。

県教育委員会としましては、展示等に関する一般来観者や専門家の御意見を聞きながら、展示クオリティの向上に努めるとともに、料金体系等も含め館

に係る情報の周知を図り、県民の皆様に親しまれる施設にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 首里勇治君登壇〕

○土木建築部長（首里勇治君） それではモノレール延長・延伸と鉄軌道・路面電車等関連のP Iの結果についての御質問にお答えいたします。

モノレール延長に当たっては、検討過程の透明性を確保し、県民への情報提供と意見収集を行うため、住民参加型の計画手法であるP I、すなわちパブリック・インボルブメントを45日間実施しました。

アンケートの回収率は、1万7000部の配布に対し約5700部の約33%で、地域別、年齢別、就業者別に幅広い意見を収集することができました。

その集約結果は、モノレール延長の必要性や事業化に対して9割以上の高い理解度と賛同があり、延長ルート案の選定における重要項目として、利便性や交通渋滞緩和を望む意見が多い状況でありました。

なお、延長ルート案の選定意見につきましては、現在、地域別や乗客予測割合別に集計・分析中で、幹事会で審議した上で、3月の第7回委員会で公表する考えであります。

次に、モノレール延長ルート案の選定スケジュールについての御質問にお答えいたします。

モノレール延長ルート案の選定につきましては、3月予定の第7回委員会において、P I結果も参考に総合的に審議され、延長ルート推奨案が選定される見込みであります。

その後、事業主体である県と那覇市において、国や関係機関と協議した上で正式に延長ルート案を決定する考えであります。

次に、改正建築基準法により県内の建築確認申請がおくれたこととの関連で、確認申請のおくれによる影響とその対策についての御質問にお答えいたします。

平成19年の建築確認申請件数は約5100件で、例年に比べて約15.5%の減少となっており、いまだ十分に回復したとは言えない状況にあります。

県としましては、このような状況が続くと県経済に与える影響も大きいことから、これを最小限にとどめ、事態の収拾を図ることが最優先と考えております。

このため、事前審査期間を延長するとともに、確認業務のさらなる円滑化を推進する観点から、昨年12月に県内の全建築士事務所を対象とした説明会を県内6カ所、参加者総数1500名で開催し、法改正の内容等の

周知に努めてまいりました。

また、構造計算適合性判定につきましても、判定員の常勤化を図るとともに、従来2名で行っていた判定を1名でも判定できるように業務の効率化等に取り組んでおります。

現在、県では、戸建て住宅の構造計算を省略できる大臣認定を取得する作業を進めており、本年4月以降は当該認定の利用によって戸建て住宅の着工件数及び確認申請件数も回復していくものと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） モノレールの延伸と鉄軌道・路面電車等の導入検討についての御質問に一括してお答えいたします。

県では、定時・定速性が確保され、利用者の利便性の向上に資する基幹バスを中心としたバス網再構築計画を策定したところであり、モノレールについては、平成18年度から沖縄都市モノレール延長検討委員会において、首里駅から沖縄自動車道までの延長ルートが検討されているところであります。

また、20年から30年後を見据えた長期ビジョンを策定し、その中で将来の県土構造のあり方についても方向性を示していくこととしております。その際、体系的な交通ネットワークの構築を図る観点から、モノレールの延伸、鉄軌道・路面電車等を含む軌道システムの導入についても検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 児童福祉、教育行政についてのの中の、「こころの診療科」の課題と対策についての御質問にお答えします。

南部医療センター・こども医療センターの「こころの診療科」においては、政策医療として小児を対象とした発達障害、情緒障害、心身症の診察・治療を行っております。しかしながら、現在「こころの診療科」においては、専門スタッフ等の不足により一部診療制限を行っている状況があります。

病院事業局としては、このような状況に対応するため、「こころの診療科」については病院からの要求に基づき、平成20年度に臨任の臨床心理士1名を増員することにしております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 日本人警備員が民間地域で拳銃を携行したことの事実の確認及び県警察の今後の対応についてお答えします。

拳銃を携行した事実の有無に関してではありますが、県警察では、現時点においてはそのような事実があったことは確認できていないところでありますが、過去にそのような事実があったか否かについて、関係当局に再度確認しているところであります。

事実が明らかになった場合には、施設外で日本人警備員が拳銃を携帯することは地位協定に抵触するものと判断されることから、関係当局よりその当時の状況等について聴取し、実態を把握した上で対処していきたいと考えております。

以上です。

○議長（仲里利信君） 赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 再質問いたします。

まず、知事の今回の予算編成についてなんですけれども、知事選挙で本当に素晴らしい政策を掲げて当選している中で、財政が厳しいという中でなかなか思うような予算編成が組めないということは理解しております。

ただ、そうは言ってもやはり知事選挙での公約ですから着実に進めていただいて、今年度の予算編成によって、いわゆる来年の締めくりの中でどのような大躍進ができたのか、そこはやはり問われてくる問題だと思っていますので、職員も一体となって全力で頑張りたいと思っています。

普天間基地の閉鎖についてなんですけれども、先ほど公室長からこれまで要請をして実現できるとの答弁をいただきましたが、知事御自身はその手ごたえをしっかりと感じているのか、知事の御答弁を伺いたいと思っています。

(3)の米兵による少女暴行事件について、今後どう行動するのかについて。

先ほど質問させてもらった中で、訪米をするタイミングはいつごろなのか。ここもそのタイミングが非常に大事だと思っていますから、どのようなことをやはり訴えていくのか、そこがちょっと答弁がなかったものですから、いつごろのタイミングなのか。

それから、もちろん知事御自身で行くことも非常に大事なことでありますが、議会も含めて、県民が一体となってそういう行動を起こすことが大事じゃないのかなと思っています。各市町村長初め、県議会の代表団を初め、いろんな方々が要請として直接この現

状をアメリカ本国に訴えるということも、やはりこれは知事の公約の中で一番大事な部分で、主体性のあることを一生懸命うたわれているんですね。「独立独歩の精神」とか、いろいろ基本姿勢の中でそれを訴えているわけですから、（資料を掲示） 今回がその主体性を見せる本当のまさに見せどころだと思っています。

ですから、知事一人ではなくて県民をしっかりとまとめて、そのことをまず日本政府もそうですし、アメリカ政府にも訴えていくそのタイミング、そして要請に行くときに一緒に行くかどうかいろんな方々にも呼びかけて、これは提案なんですけれども、そういうことをする考えがあるかどうかお聞かせください。

それから建設業者への賠償金についてなんですけれども、いろいろと詳細に検討し結果を出すと。先ほど結果を出したということなんですけれども、実際にこの10%の違約金については、他府県の事例でそれ以下の――きのうも平良長政議員からあったんですけれども、失業、いろんな経済的な影響があるんだろうということの中で、その10%以下という事例も実際あったのか、そのこともお聞かせください。

それから認可外への給食費についてなんですけれども、部長から答弁いただいたんですが、これは今回1人当たり11円というのは非常に努力は認めるものの、まだまだ足りないというのが私の実感でございます。

ですから、これは知事御自身の公約達成に向けての支援策としての第一歩としてとらえていいのかどうか、知事の御答弁をいただきたいと思っています。

モノレールについてでございます。

モノレールについては、これから検討委員会で審議されていくと思います。P Iの結果も出ているようでございますので、P Iの結果も含めて県民が納得できるような、実は私自身、検討委員会ですと議論されてきて最終段階でP Iをするということもちょっとどうかなという率直な思いがあります。検討委員会の意義も含めて、しかしこれは県民の皆さんの声としての意見も聞いたということですから、それが結果的に今回の最終的な検討結果の中で、このP Iがどのように生かされ、そしてこの検討委員の皆さんが出した方針に対して、最終的な判断は県と那覇市でやるということなんですけれども、それを遵守して対応していくのか、改めて御答弁をいただきたいと思っています。

モノレールについては、今回の延長だけじゃなくてこれも知事の公約の中で……

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後0時7分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

○赤嶺 昇君 知事の「基盤力おきなわ」の中で、「道路・交通網の拡充・整備」の中で、「都市モノレールの延伸や新型路面電車の導入に向けた取り組みを推進します。」、これはLRTのことだと思います。それから、「鉄軌道系を含む交通システムについての検討委員会を設置します。」と。

ですから、このモノレールは今那覇を中心に回っているんですけども、これが最大限に活用されることが大事じゃないのかなと思っているわけですから、この検討委員会も含めて、今後、県としてそれを最大限に生かす方策ももう一度改めてお聞かせください。

児童福祉についてでございます。

備蓄米については、制度上、厳しいということで部長はまだ時間がかかるということなんですけれども、子供たちの成長は待ってられないんですね。

ですから、去年多くの認可外の皆さんは調査が来た時点で、皆さん、備蓄米が支給されたらもらいますかと言ったら、ほとんどの園が必要だということを言ったけれども、今回、制度的に厳しいということで大きなショックを受けている園がたくさんあります。これは国の制度いろいろあるかもしれないんですけども、ぜひとも積極的に、次年度云々じゃなくて、できる時点で実施できるように努力していただきたいということをこれは要望しておきたいと思っております。

それから給食費の米代の支給方法については、実質的に子供にそれがしっかりと行き届くということが大事ですから、ただケータリング等なかなかそれが現物支給だとできないわけですから、市町村としっかりと調整をしていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

こども医療センターの「こころの診療科」についてでございます。

発達障害について私も専門ではないんですけども、いろいろ話を聞きますと、この発達障害への対応がおくれると二次障害であったり、いろいろと問題が出るという話なんですね。ですから、まだ早い段階でそれをしっかりと対応することが大事だと。発達障害を放置するとどんどんいろんな問題が出て、結果的にまた膨大な予算であったり、政策的にも課題が出てまいりますので、その中で「こころの診療科」については、今、担当する先生から、もう病院だけの問題じゃなくて、これは地域、いろんなものを網羅して対応していかないといけないということを提唱しているんで

すね。ですから、これはもう病院事業局の担当のコメントだけじゃなくて、この発達障害について、県三役の政治的な決断が私は求められると思っております。ですから、これはもう病院事業局の問題だけじゃなくて、県三役として、この発達障害に対してどう対応されるのかお聞かせください。

先日は、「はっぴいバルーン」という団体が一生懸命、短い期間で署名活動をして、とにかく多くの県民がそれは大きな課題だろうと言っているわけですから、それに対応をしていただきたいと思います。

県立博物館についてでございます。

先ほど課題について話しておりましたが、それだけでなく美術館の職員体制は本当に大丈夫なのか、まずその点をお聞かせください。

聞くとところによると、3月以降の美術館の予定がなかなかホームページ上でも見えないということなんですけれども、我々文教厚生委員会の中で、美術館・博物館を運営するに当たって信頼関係が必要だと。美術品を借りたりするというこの信頼関係が必要だと我々再三指摘してきた中で、これが本当にスムーズな運営ができるのかも含めて、その見通しについてお聞かせください。

○議長（仲里利信君） ただいまの赤嶺昇君の再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時35分再開

○議長（仲里利信君） 午前の赤嶺昇君の再質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 再質問を幾つかいただきましたけれども、3年めどの閉鎖状態の実現ということについて、どういうことをやってきて、どういう反応があったかというような御趣旨の御質問だったと思うんですが、先ほど知事公室長からも申し上げましたとおりですが、具体的には前にも答弁の中でお話ししたかと思いますが、私が知事に就任したときに、歴代防衛省の久間大臣、守屋次官、そしてその後小池大臣、高村大臣、石破大臣とかかわって、次官は増田さんという人に今かわっておりますが、こういう人々には当然これは要求をし、普天間の代替施設が完成するまでといっても6年から8年と政府は言っていますし、ちょっと何かあればもっと時間がかかる。その間、現

在の普天間の危険をどう減らすのか。そして閉鎖状態というのは危険をほとんどなくしてしまう、騒音をぐっと下げるということでもありますから、これはそのまま放っておくわけにはいきませんよと、きちっと対応をしてもらいたいということを申し上げ、そして無論これは外務省にも話をし、アメリカサイドに対しては直接はそんなにはやっております。むしろ日本のルートでまずきちっと対応し、ある意味で政治的な決断があればどう下げるかというのはこれは技術論・事務論でありますから、そこへ行くようにということでやってまいったわけで、東京では与党の自由民主党であるとか、その幹事長、政調会長にお願いをし、要請をしてきたところです。

無論、この中では非常に難しいという反応の方と、いやこれは話のやり方ひとつだという方と基本的には分かれています。ですからこちら辺をきちっと必要性を説いて、それを実行するという政治決断さえあれば、あとはこれは技術論ですから、玉城さんの言うようなこととは全く違うと思って、これはこれでようやく1年たってゆっくり前へ進み始めているというのが私の感触でございます。

それから訪米についてですが、これは現在アメリカの大統領選挙の動きが非常に活発になってきて、11月の選挙の前か後か、両方行った方がいいとか、いろいろタイミングがございます。そして今の例えば民主党だとすればヒラリーさんになるのか、もう一人の方になるのかも含め、共和党であればも含め、いろんな形でルート、無論外交関係のルートともあわせていろいろなルートを見つけて、意味のあることができるように整えていきたいと思います。

その中で赤嶺議員の御提案のありました県内の、特に県議会の先生方、そして市町村長さんなども含めて考えることもどうかという御意見だったと思うんですが、そういう御意見も含めてこれからきちっと詰めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、あと七、八件ございますが、担当副知事を含め部局長等から答弁させていただきます。

○議長（仲里利信君） 仲里副知事。

〔副知事 仲里全輝君登壇〕

○副知事（仲里全輝君） 赤嶺議員の再質問の中で、児童福祉に関連して、発達障害者支援に対する県の姿勢について三役からの答弁をと、こういうことでございますので、私から答弁させていただきます。

発達障害児については、赤嶺議員の御提言にもありましたように、早期に発達支援を行い、生活全般にわ

たる支援をしていくことが重要であると認識しております。そのためには保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関の連携が重要であり、県においては関係機関のネットワーク化を図り、発達障害者の支援体制を構築していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 首里勇治君登壇〕

○土木建築部長（首里勇治君） それでは、県民の納得できる方向で決めるべきではないかの再質問にお答えいたします。

検討委員会の結果は、専門、技術的に重要な意見と認識しており、それを受けて県と那覇市は延長ルート案の決定等について適切に判断する考えであります。

次に、モノレールを最大限に生かす方策をどう考えているかの再質問にお答えいたします。

モノレールを最大限に生かす方策としましては、高速道路との結節により、高速バスやコミュニティーバスとの連携やパーク・アンド・ライドの拡充等に努め、交通利便性の向上や交通渋滞緩和を図っていきたいと考えております。

次に、他府県における10%以下の事例についての再質問にお答えいたします。

各自治体の請求額は基本的に談合があった箇所の落札率と、談合がなかったであろうと推定される工事の落札率の差を基本としまして、それに各自治体の諸事情を総合的に勘案して請求額を出しておりますが、各地の裁判で認められた請求の率は契約金額の3%から20%までと開きがあります。

最近の事例では、平成19年3月、東京地裁がごみ焼却炉の談合問題に関して市民オンブズマンからの請求額15.7%に対して5%の判決を出しており、東京都知事はこれに従うことを明らかにしております。

その他の事例としましては、平成18年8月、宇都宮市が土木一式・建築一式工事の談合事案で違約金条項のない契約について落札率の差が7.6%とあるところを、諸事情を勘案し5%を請求した事例や、平成18年6月、横浜市のごみ焼却炉の談合事案において、10%の請求に対して判決は5%を認定した事例があります。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 今回の米代助成は給食支援の第一歩ととらえていいのかという御質問にお答えいたします。

認可外保育施設入所児童の処遇向上につきまして、国からも支援が得られないか関係省庁へ働きかけているところでもあり、当該助成につきましては、今後、動向を見きわめながら判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは赤嶺昇議員の再質問で、美術館の職員体制や3月以降の企画展の予定、運営の見通し等についてお答えをいたします。

県立博物館・美術館の美術館施設の職員体制につきましては、副館長を含め6名の専門職員を配置し、資料収集や調査研究、展示等の専門性が要求される業務に当たっております。

3月以降の企画展としましては、「世界の現代アーティスト50人展」を初め、その他5本の企画展を計画しており、国内外の美術品等を借用して実施する予定となっております。

美術館施設では職員体制、企画内容がしっかりしていることから、他館からの貴重な資料の借用を含めスムーズな運営ができるものと考えております。

県教育委員会としましては、来館者に感動を与えるような美術館として適切な運営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 認可外の給食費について動向を見きわめるといのは、これは何も国の公約じゃないんですよ、知事の公約なんですね。ですから皆さんとして、これは第一歩として拡充するかどうかということを聞いていますので、もう一度知事の方からの答弁をお願いします。

○議長（仲里利信君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 今の認可外の保育園に対する給食費の拡充については、前へ前へと進めていくつもりでおります。

○議長（仲里利信君） 吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田 勝廣君 こんにちは。

一般質問を行います。

アメリカのリンカーン大統領の奴隷解放から1世紀たった1963年8月28日に、「私には夢がある」とマーティン・ルーサー・キング牧師はこう発言してから演説を始めました。

国民が立ち上がり、人間は生まれながらにして平等であることは自明の真理であるという。この国の信条を身をもって実行する日がいつの日か来るといふ夢があると。

差別され、虐げられ、行き場のない怒りを込めて、ルーサー・キング牧師は全世界へ、アメリカ人へ、特に黒人社会に向かって4つの夢を訴えたのであります。彼のスピーチは、いつ聞いても非常に感動的であります。

残念なことに、沖縄に住むまた一人の少女の夢が打ち砕かれました。だれにも夢があり、青春を楽しみ、希望に向かって情熱を思いきりぶつけ、みずからの人生を切り開く、そうした人生があったはずであります。彼女のこれからの人生を考えると、思い出すだけではわたが煮えくり返る思いであります。この子の一生の重荷と家族の痛みをいやすことは困難なこととは思いますが、少女にかかわるすべての人々が、少女のケアと家族の心の安定のためにあらゆる努力をすることが今一番重要なことだと思います。そのために知事を初め関係各位の特段の配慮を望むものであります。

少女や家族にとってみれば、この件に関する一言一言の発言が非常に不安を与えているということも、私たちは常に記憶しておく必要があると思います。

また、これも残念なことに、2月25日月曜日のテレビ「TVタックル」で、高市元沖縄担当大臣が、高率補助は米軍基地があるからであり、基地がなければ高率補助はない。2番目に、地位協定の改定ができないのは、自衛隊が海外派遣された場合に事件を起こして現地で裁判を起こさせないためである旨の発言をしました。

政府の沖縄関係の最高責任者でもある担当大臣として、これだけの認識で沖縄に関係する諸課題の解決の方向を持っていたことに関して情けなく、このような発言は県民に対して無責任であります。沖縄振興法の提案理由をいま一度勉強して発言していただきたいものと思います。

また、地位協定に関しては、沖縄の認識と非常にかげ離れており、猛省を促すものであります。

稲嶺知事は、平成18年5月4日、「県民の皆様へ」という米軍基地再編成に当たって、その中で日米地位協定についてこう述べています。

「県としては、渉外知事会が求めているように、二、三年以内等でできるだけ短い期限を設けて、日米地位協定の抜本的見直し作業に着手するなど実務的な対応を政府に対して求めていく考えであります。」とし

ております。あれから約2年がたち、地位協定の抜本
的見直しの先が見えないことは残念であります。

沖縄の課題を解決するには外部要因の壁が高くて、
前に進めるのは困難を伴います。この高い壁をいかに
して乗り越えていくのか、県民の英知と団結が必要で
あります。

以下質問いたします。

1、沖縄振興計画について。

(1)、沖縄振興計画について。

政府は、沖縄振興開発計画に基づいて1972年から
2007年までに沖縄振興開発事業費8兆3211億円を措置
しました。これは沖縄県及び市町村の歳入決算書の
30%前後を占めております。また、この事業費の30%
から35%は高率補助によるかさ上げが占めておりま
す。このことは、高率補助が県財政に大きく寄与し、
振興開発計画に大きな役割を果たしたと言えます。

そこで伺います。

ア、なぜ財政力指数、経常収支比率などの財政諸指
数が全国最下位、または全国平均以下なのか。

イ、失業率は全国一、県民所得も県内総生産も全国
最下位、その原因はどこにあるのか。

ウ、三位一体で高率補助の見直しと検証が必要と考
えるが、県の見解をお示しください。

エ、高率補助を伴う事業数及び財政計画はどうなっ
ているのか。

オ、沖縄振興計画の総点検が必要と考えるが、これ
までの進捗状況はどうなっているのか。

カ、高率補助による補助金の額はどのように分析し
ているのかお示しください。

(2)、分野別計画について。

県は、沖縄県振興特別措置法に基づいて、最後の分
野別計画と県任意の7分野及び分野計画に含まれない
5つの政策について発表しましたが、その内容につい
て伺います。

ア、平成14年度から平成19年度の目標と達成度の比
率はどうなっているのか伺います。

イ、ウについては削除いたします。

2、行政投資について。

(1)、公共投資には、①、資源配分、②、所得再配
分、③、経済活動安定化の3つの機能があり、この機
能を効果的に実施することによって現代世代への便益
だけでなく将来世代への便益も図り、社会資本を供給
するものであります。

そこで伺います。

ア、この10年間の行政投資の推移と順位について。

イ、1人当たりの行政投資の推移と順位について。

ウ、事業の目的別の行政投資の推移と順位及び1人
当たりの推移と順位をお示しください。①、生活基
盤、②、産業基盤、③、農林水産基盤、④、国土保全
投資。

3、沖縄県の財政について。

(1)、県の財政の特徴は、地方交付税・国庫支出金等
の依存財源の比率が高いことと、特に国庫支出金の占
める比率が高いことにあります。

ア、そのため、県は自主財源確保のため税制研究会
を発足させたことは評価できます。同研究会の今後の
取り組みと、県が考えている新しい税はどのようなも
のになっているのか伺います。

4、北部振興について。

(1)、平成12年度からスタートした北部振興事業も平
成21年度で失効することになるが、政府の一方的な政
策の変更により凍結されたり事業がおくれたりした
が、今年度の事業費は市町村に配分されました。しか
し、これを年度内に執行することは困難であり、政府
の配慮が必要であると思います。

そこで伺います。

ア、北部振興は確実に21年度まで実施される見通し
はあるのかどうか。

イ、北部振興事業の目標である産業の振興による雇
用機会の創出、人材育成、定住環境の整備による人口
増などの成果と実績をまとめ、今後の施策に生かすべ
きと考えるかどうか。

5、基地問題について。

(1)、地位協定の抜本的見直しについて。

復帰後、地位協定の抜本的見直しについては歴代知
事の政治課題であったが、今日まで改正されたことも
なく、運用の改善で済ませているのが現状でありま
す。

そこで伺います。

ア、知事の抜本的見直しとは、地位協定の何条を指
しているのか。

イ、大田・稲嶺知事も国会や全国及び各種団体等を
回って地位協定の見直しを訴えたが、まだ日米政府を
動かすに至っておりません。知事の今後の対策をお聞
きしたい。

ウ、私は、平成15年2月28日の一般質問で、県庁内
に弁護士等関係者で構成する日米地位協定改正プロ
ジェクトチームを組織し、改正等を提起する必要がある
として質疑いたしました。これに関して知事の所見
を伺います。

エ、また、政党では民主党の改正案骨子、自民党の
中に「日米の真のパートナーシップを確立する会」の

案等があります。また、各党とも県の地位協定の見直し要請には賛同しております。それに国会における決議、県議会等における決議、労働団体等の決議があります。県は、条文の改正等についてこれらの各団体と連携を深めながら進める必要があると考えますが、これについて伺います。

(2)、跡地利用について。

基地返還と跡地利用計画は表裏一体でなければならぬと考えます。跡地利用計画が万全でなければ基地返還はあり得ないと言っても過言ではありません。

そこで伺います。

ア、沖縄振興特別措置法に駐留軍用地跡地利用の特別措置が制定されましたが、有効に機能していないと考えております。残された期間はあと4年でありまゝ。今後の県の方針を伺います。

イ、嘉手納以南の基地跡地利用には万全を期する必要がある、早急に跡地利用対策委員会等（仮称）を設置して対策を講ずるべきと考えるがどうか。

6、農業問題について。

(1)、有害鳥獣被害防止特別措置法が2月から執行されるが、県の取り組みについて伺います。

ア、財政上の措置は。

イ、市町村による被害防止計画の作成。

ウ、有害鳥獣被害対策の実施隊の設置などについて伺います。

(2)、有機農業は、食の安全・安心の面からも観光産業と連動してその推進が求められると思うが、今後の取り組みについて伺います。

7、失業問題について。

(1)、県は、沖縄県の地域別雇用計画を策定しているが、その成果について伺います。

ア、本島北部地域雇用開発計画。

イ、本島中部地域雇用開発計画。

ウ、本島南部地域雇用開発計画等について伺います。

○議長（仲里利信君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 吉田議員の御質問にお答えいたします。

基地問題の関連で、日米地位協定の見直しへの取り組みについてという御趣旨の御質問に対してですが、確かに議員がおっしゃったように、我々は今まで参議院の沖縄特委の委員長さんとか、それから民主党の国会議員の陰の内閣の外務大臣さん、この間お見えになったときとか、あとは軍転協を通じての内閣官房長官を初め日本政府、それから大使館等に対して要請という

形でやっておりますが、なかなかこれでは日米両政府とも動かし切れておりません。ですから、この議会で申し上げておりますように、どうもアメリカサイドの部分はアメリカに渡って、アメリカの議会筋から取り組んでみようかということも含めて、特に今年度はやり方、内容、それから戦術も含めて、一たんこれは練り直しをして取り組んでみたいと考えております。ぜひ議会の先生方のお知恵もおかしくいたしたいと考えております。

また、この月末には渉外知事会で、地位協定を含む要請を外務、それから大使館にはやる予定等がございますが、なかなかこれだけでは相手が動かないというのが実態でございます。

それから、やはり同じく基地問題に関連して、政党、各党、各団体との連携はどうかというお話ですが、この地位協定についてはまさにおっしゃったとおり、きのうは連合の会長さんがお見えになっておられました。やはりお願いをしておきましたし、連合としてもしっかりこの地位協定の改定については取り組んでいただけたというお話もいただきました。

したがって、御指摘の国会や各県の県議会を含め労働団体のお力も得て、ぜひもう一度これは練り直しをして、動かせる戦術を編み出して取り組んでみたいと考えております。ぜひまたお力をかしていただきたいと思っております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（仲里利信君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 沖縄振興計画についての関連で、財政力指数、経常収支比率についてお答えいたします。

平成18年度普通会計決算における本県の財政力指数は0.288となっており、全国平均の0.464と比較して0.176ポイント低く、全国で42位の水準となっております。これは、他県に比べて標準的な財政需要額に対する県税収入等の自主財源の割合が小さいことによるものであります。

経常収支比率につきましては93.0%となっており、全国平均93.6%と比較しますと0.6ポイント低く、全国で20位の水準となっております。これは、全国的に社会保障関係経費などの増により経常収支比率が高まる傾向にある中、本県においては平成18年度は県税収入の増等により一般財源がふえたことが主な要因となっているものであります。

沖縄県の財政についての中で、新税構想と今後の取

り組みについてお答えいたします。

国・地方を取り巻く厳しい財政事情の中で、自主財源を確保するため地域の課題に応じて独自の税源を検討していくことは重要なことと考えております。現在、県においては、税務課内に設置した税制研究会において、新たな税源の可能性について検討を進めているところであります。

例えば、宿泊施設やレンタカーの利用、本県へ入域する場合などへの課税について、他府県の状況等も参考にしながら課題の整理を行っているところであります。

今後は、本県の実情に即した新税の早期導入に向け、県民や関係業界からの意見聴取、財政需要とのかかわり、受益と負担の関係、課税の公平性、県経済に及ぼす影響などについても十分検討を行ってまいります。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 沖縄振興計画の御質問の中で、失業率全国一の原因についてお答えします。

本県の完全失業率が高い原因としては、有効求人倍率が全国では1.06倍であるのに対し、本県は0.46倍と全国の半分以下であるなど、雇用の場が不足していることや、求人と求職のミスマッチ、若年者等の就業意識の低さや県内志向に加えて、就業者の増加を上回る労働力人口増加があることなどが考えられます。

次に、失業問題の御質問の中で、地域雇用開発計画の成果についてお答えします。3つの計画について一括してお答えします。

県では、地域雇用開発促進法に基づき、地域の産業振興等により雇用機会の創出を図ることを目的に、昨年10月に平成22年3月末までを計画期間とした県内5地域ごとの地域雇用開発計画を策定し、厚生労働大臣の同意を得たところであります。

また、これにより地域雇用開発促進地域として国の支援が重点化されることとなります。計画策定から間もないことから実績等はまだ明らかではございませんが、国の支援策として、事業所の設置整備に伴う雇い入れを助成する地域雇用開発助成金や、労働者の職業訓練等について助成する地域雇用開発能力開発助成金を県内全域の事業主が活用できることとなっております。

今後とも、各助成金の活用を促進して雇用機会の創出に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 沖縄振興計画についての御質問で、県民所得、県内総生産が全国最下位であることの原因についてお答えいたします。

本県においては、観光関連産業や情報通信関連産業などが堅調に推移しているものの、輸送コストの高さや市場規模の狭隘さなどもあり、経済成長率は全国をやや上回る程度にとどまっております。

あわせて、人口増加率が高いこともあって、1人当たりの県民所得及び県内総生産については伸び悩んでいる状況にあります。

同じく沖縄振興計画との関連で、高率補助に伴う事業数等、総点検の進捗状況、高率補助による補助金額の分析について一括してお答えいたします。

高率補助を伴う事業数や補助金額等を把握するためには、個別事業ごとに沖縄と全国の補助率を比較し、かさ上げ額を算出する必要があります。

また、対象事業が多岐にわたるだけでなく、年度によっては事業が実施されない場合等もあるため、各部署における毎年度の調査は実施しておりません。

県としましては、平成20年度から沖縄振興特別措置法及び沖縄振興計画等の総点検作業を開始することとしており、その中で検証していきたいと考えております。

同じく沖縄振興計画についての御質問で、平成19年度の達成度についてお答えいたします。

平成19年度を最終年度とする第2次分野別計画の現時点における達成状況につきましては、法定4分野の計画のうち、観光関連産業では観光客数が目標を達成した一方で、デフレ等の影響で1人当たり観光消費額が達成困難な状況にあります。

情報通信産業では、雇用者数や誘致企業数等で目標を達成しておりますが、農林水産業では価格の低迷等から生産額が未達成な状況にあります。

雇用の分野では、新規雇用者数、高校生及び大学生就職率等が目標を達成する見込みであります。

県任意7分野の計画では、市場競争の激化等により製造品出荷額で目標達成が困難であり、電気使用量や自動車保有台数の増加等により温室効果ガスの排出量で目標達成が厳しい状況にあります。

また、公共事業の減少等により、社会資本整備の一部指標で未達成の見込みであります。

同じく沖縄振興計画の展望値との比較についてお答えいたします。

沖縄振興計画では、人口や県内総生産などのマクロ

経済数値を展望値として示しております。

一方、沖縄振興計画の分野別計画では、入域観光客数を初め各分野ごとに200を超える目標数値項目を示しているところであります。

マクロ的な展望値とミクロ的な分野別計画等の目標数値とは直接的な比較はできませんが、分野別計画の数値目標の達成に向けた取り組みが総体として展望値の実現につながっていくものと考えております。

次に、行政投資につきまして、行政投資の推移と順位につきまして一括してお答えいたします。

平成8年度と直近の平成17年度の行政投資を比較すると、金額で6084億円から4311億円に減少しているものの、順位は31位から20位へ上昇しております。同様に、1人当たりの投資については、全国を100とした場合、122から159へと増加しており、17位から9位へと上昇しております。

目的別の投資につきましては、生活基盤では2715億円から2027億円に減少しているものの、順位は27位から18位へと上昇しております。1人当たり投資については、112から154に増加しており、11位から2位へと上昇しております。

産業基盤では、1745億円から1183億円に減少しているものの、順位は21位から10位へ上昇しております。1人当たりの投資については、173から220へと増加しており、9位から6位へと上昇しております。

農林水産基盤では、892億円から651億円に減少しているものの、順位は20位から4位へと上昇しております。1人当たりの投資については、186から287に増加しており、16位から15位へと上昇しております。

最後に、国土保全では、290億円から177億円に減少しており、順位は47位で変わりません。1人当たりの投資については、67から66と横ばいで、順位も同様に42位から43位へと横ばいで推移しております。

次に、北部振興についての御質問で、北部振興事業の21年度までの実施の見通しについてお答えいたします。

北部振興事業の平成20年度予算案については、内閣府において公共事業50億円、非公共事業50億円、計100億円が計上されております。

県としましては、市町村提案等の事業計画に沿って、平成21年度まで確実に執行されるよう国に求めています。

同じく北部振興についての御質問で、北部振興事業の成果及び実績と今後の施策についてお答えいたします。

北部振興事業では、IT関連企業を主体に約1600名

の雇用の創出を実現しており、また約160名のIT・金融分野における人材の育成を図っております。

平成19年10月の北部圏域の人口については、平成12年10月に比較して4300人増加しております。

県としましては、今後とも北部市町村との十分な調整を図りながら、県土の均衡ある発展に向けた諸施策について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子君登壇〕

○農林水産部長（護得久友子君） それでは農業問題についての御質問で、有害鳥獣被害防止特別措置法の施行に伴う県の取り組みについては、関連しますので一括してお答えいたします。

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」は、平成19年12月に公布され、2月21日から施行されています。

国においては、鳥獣被害防止総合対策事業等の予算措置を行うとともに、地方交付税制度を拡充する財政措置を行っております。

国の財政支援を受けるためには、市町村が被害防止計画を作成する必要があります。

市町村は、当計画に基づき、対象鳥獣の捕獲や被害防止施策を実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設置することができます。実施隊には市町村職員や市町村長が任命する者を実施隊員として置くことができます。

県としましては、今後説明会等を実施し、被害防止計画の作成に必要な情報の提供や技術的な助言を行うとともに、市町村、JA等関係団体と連携の上、被害防止に取り組んでまいります。

次に、有機農業の取り組みについてにお答えいたします。

化学農薬や化学肥料に依存しない有機農業や環境保全型農業は、安全・安心な農産物を提供するとともに、環境への負荷の軽減に配慮した持続的な農業として極めて重要であると考えております。

県では、これまで化学農薬及び化学肥料を3割低減するエコファーマーの認定を262件、5割低減する特別栽培農産物の認証を69件行っております。また、化学農薬や化学肥料を使用しない有機JASの認定を受けた農家は53戸となっております。新規事業である有機農業支援事業は、有機農業推進法に基づき有機農業を推進するものであります。

具体的には、県の推進計画策定に向けた協議会の設置、先進地視察、実態調査、地域に適した栽培技術の

開発、実証展示圖の設置、有機農業に関する普及指導の強化を図るため、研修会への派遣や現地検討会の開催等を行います。

今後とも、環境保全型農業を推進するため各種施策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 県が見直しを求めている地位協定の条項についてお答えいたします。

県が見直しを求めている日米地位協定の条項は、第2条から第5条までと、第9条、第13条、第15条、第17条、第18条、第25条の11項目であります。

次に、日米地位協定見直しに係る庁内プロジェクトチームについての御質問にお答えします。

現在、県が要請している日米地位協定の見直しの内容については、関係市町村の意見も聴取しながら十分に検討を重ねた上で、具体的項目を取りまとめたものでありますので、御理解いただきたいと思います。

県としては、引き続き渉外知事会等と連携しながら粘り強く取り組んでいきます。

次に、跡地利用の特別措置についてお答えします。

沖縄振興特別措置法は平成23年度で失効しますが、跡地利用の取り組みは今後本格化することから、県としては現行の枠組みの継続はもちろんのこと、新たな制度の検討も含め、きめ細かな対応を政府へ求めています。

次に、跡地利用対策についてお答えします。

県は、駐留軍用地の有効かつ適切な利用の促進を図るため、沖縄振興計画に基づき、平成14年8月に設置された「跡地関係市町村連絡・調整会議」等の場を活用し、県と跡地関係市町村との密接な連携を図っております。

同会議においては、個々の跡地の課題の解決に向けた取り組み等について県と市町村の連絡調整が行われております。

御質問の跡地利用対策委員会等（仮称）の設置については、今後、その設置の必要性等について検討してまいりたいと考えています。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田 勝廣君 提言をしながら再質問いたします。

農林水産部長、この有害鳥獣対策ですが、平成15年から平成19年まで県がカラス捕獲箱で予算措置したのが206万円、市町村がやったのが288万2000円でして、

市町村が予算措置としては大きいわけですね。

したがって、今後、この有害鳥獣被害対策法ができて、どういう形で今後の対策を進めるのか、県の独自な取り組みはどうなるのかお伺いします。

そして、この有害鳥獣の生息の実態、これはどうなっているのか。これは文化環境部が調べるのか、農林水産部が調べるのか、これは今年度の予算に計上されているのか、されていないのか。現在の生息数だけ教えてください。カラスとか、シロガシラとか、ヒヨドリとかかわったら教えてください。

それから観光商工部長、この失業問題についての地域別雇用計画ですけれども、北部地域と本島中部地域を読みましたら、非常に北部地域が悪い状況ですけれども、その中で金武とか恩納、宜野座は中部地区に入っていて北部地域に入っていない。こういう分け方はいかなものかなと。

我々は、北部地域として北部振興として失業問題だとか、定住問題だとか、雇用創出をやろうと言っているのに、なぜこの中にちぐはぐになっているのか。ここをちょっと明らかにしていただきたいと思います。

それから沖縄振興特別措置法ですけれども、高率補助は大体幾らかということで企画部長にもいろいろお教え願ったんですが、全然出てこないわけですね、これは今までかさ上げ分幾らかと。

私は、内々の調査で平成2年度が760億円、それから平成元年が748億円、そしていっぱいあって、平成12年までは僕も大体承知しているんですよ。合計して大体平成元年から平成12年まで1兆1180億円がかさ上げ分としてあるわけですね。

沖縄県が2006年に私に報告したのが、沖縄県市町村の歳出決算額に占めるかさ上げ分は約56億円としてやったんです。これは乖離があり過ぎるものだから、これは本当なのかなと信じがたいのがあるわけですね。

僕はやはり高率補助とか沖縄振興特別措置法を進めるんだったら、このところを分析をしてどれだけのかさ上げ分で効果があったのかどうか。

それから高率補助が10分の5と10分の8、本土は10分の5だけれども、後の10分の5をどういう形でまた起債されるのかとか、そこも分析して初めてこの高率補助の効果があらわれてくるんじゃないのかなと思いますので、この辺はぜひ後で分析をしていただきたいなと思います。

それから、僕は行政投資、それから受益率という形でこれまでやってきましたけれども、僕が行政投資しているのは、今、企画部長が言っているようなことで

はなくて、いわゆる財政力指数0.3以下の県を抽出したら大体15県なんです。この15県のうち、行政投資が一番高いのはもちろん島根県ですね。そういうことがあるわけですが、我が方がこの類似県に比べて18位だとか、7位とか、9位とかそういうことなんですよ。

僕が言っているのは、例えば今まで高率補助が1兆1180億円も投資された。そして基地関連もある、それから北部振興だとか、島懇事業もある。なのに、行政投資はこんなに少ないのかなということを僕は問題にしているわけです。

ですから、そのことを通してこれからの振興開発を考える場合に、これを考えなければちょっと高率補助だけで、はい続けましょうということにはならないだろうと。実際、データから見ると、行政投資としては少ないわけだから。僕はトップに行ってもいいんじゃないかとこれまでそのように思っているわけですから、この辺、企画部長、今後の対策をどうするのかとか、徹底的に分析をする必要があるんじゃないかと私は思っています。

そして2点目は、いわゆる補助金が廃止されたときに、いわゆる国庫補助負担金が廃止に伴ってその補足分を財政移譲額入れましたね。それからその法律が廃止されたので、この補足分についてはいわゆる特別交付金を入れました。

ですから、今度、私たちもかさ上げ分については、もし仮に法律が廃止された場合、あるいは廃止されなくてもこのかさ上げ分は特別交付金として一般財源から入れて、それをまた沖縄県が主体的に活用できるような仕組みをつくったらどうかと、そういうことを常日ごろ思っております。

それからもう一つは、高率補助というのはいつも都市と農村一緒なんです。例えば公共下水道をすると那覇は黒字になるわけ、集中しているから。しかし、本部町とかヤンバル、田舎、もちろん離島を含めて、これは高率補助が同じ10分の6だったら赤字になるのは当たり前なんです。集中していないから。借りる人も少ない。

そういう意味で、今後の高率補助に伴っても差別化というか、高低差をつけるとか、そういう方法も必要だろうと私は思っております。

それから、先ほど言った、これから高率補助を伴う事業数、これはどういうことかという、この事業数というのは今後4年間、あるいは今後続けるんだったら高率補助を伴わず事業数を徹底的に分析をして、これだけの資金が必要なんだということをやらなければ

ば、とてもじゃないけれども財政計画出てこないわけです。各市町村は3年、5年かけて財政計画をつくるわけだから。ここをぜひとも各部そういう事業、例えば学校なんかたくさんあるでしょう。もう復帰後33年になってこの高率補助を使っているわけだから、今度はもうぶち壊して新しく建物つくるわけですから、そういうところをぜひ考えてやるべきじゃないかなと思います。

それから新しい税制については、これはレンタカーについてもかなりここで僕は提案をしましたし、それからもう一つは地位協定に伴う免除ですね。これは僕の大体予測では23項目ぐらいあります。これをいかにして特別措置みたいな法律をつくって取り戻すかということも大事だと私は思っております。

それから、私は国税を調べました、酒税。これは名護なんかもオリオンビール主体にしてあるわけですから、国税が80億ぐらいあるわけですね、80億。そうすると、沖縄は観光立県ですからたくさんいろいろ出てくるんですね。こういう観光立県としてこの酒税をいかにして我が方に還元させるかということも大事じゃないかなと思います。

それから最後に、今、県が米軍人に対する研修制度やりました。私はまず、そういう出すことも大事なんだけれども、海兵隊の内容をやっぱり知る必要があると思うんです。海兵隊の80%が20歳前後なんですね。海兵隊の主要な基地のキャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブは住宅がないです。だから、幹部は全部通勤です。海兵隊はまた給料が少ない。使用できる給料が少ないわけですね。また、海兵隊は6カ月ローテーションであるということも含めて、そういう意味で、この対策についてはかなりいろんな海兵隊の分析をして対策をしてもらいたいというお願いいたしまして、もし今の私の提言に対して知事、いろいろ答弁があれば聞かせてください。

終わります。

○議長（仲里利信君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 吉田議員のいろんなお話をいただきまして、我々も日ごろ考えているところをずばずばと御指摘をいただき、ぜひこれから4年後に振興法が切れる中でどう対応していくかも含め、きちっと勉強してまいりたいと考えております。

特に、原理的には高率補助制度があればそれに伴って財政需要がむしろ小さくなって、交付税、交付金というのは原理的には小さくなるという、大枠としてはそういう原理がありますよね。

ですから、おっしゃったように、米軍基地が存在するためにいろんな国からの支出があったにしても、交付税、それから補助金、政府からの支出を全部集めて県民1人当たりでぱっと割ったら沖縄が断然一番かというところでもない話でして、実はむしろ沖縄より11県ぐらいまだまだもらっているところがあるわけですね。

ですから、我々が実際にトータルにどれだけ、基地の存在もありながら、よく言われている話というのは俗説になっていまして、もっとある意味で我々は視点を変えて頑張りたいとは思っております。

ちょっとここら辺は復帰36年たって我々が考えていた以上に、実はむしろ沖縄県自身の努力でもってここまで来た面が強いというふうに理解しておりますが、きちっと分析をして次へつなげてまいりたいと考えております。

それから海兵隊についての分析・研究は、確かに吉田議員は金武町長もおやりになってよく知っておられるので、もう少し今回の事件も含めて改めてまた研究・分析をきちっとやってまいりたいと思います。

この点は、各議員からいろんな御意見、御質問の中でも、私どもの情報もどちらかというと不足ぎみの観を実感しておりますので、きちっと勉強し、次の対応に間に合うようにやってまいりたいと考えております。

その他たくさんございますが、以上のような所感でございます。

ありがとうございました。

○議長（仲里利信君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子君登壇〕

○農林水産部長（護得久友子君） それでは鳥獣被害対策への県の予算措置についての再質問にお答えいたします。

県におきましては、鳥獣被害防止対策として園芸ブランドステップアップ事業、自然災害に強い園芸産地育成事業等の中で、平張り網かけ施設やカラス捕獲箱等の整備に対応できるよう予算を計上しているところであります。

園芸ブランドステップアップ事業につきましては、補助金額1736万1000円、自然災害に強い園芸産地育成事業につきましては1180万円、パイナップル構造改革特別対策事業につきましては3255万6000円となっております。この中で、市町村と調整し対応することとしております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 有害鳥獣の生息数等との関連についてお答えいたします。

有害鳥獣について、今、本県が有害鳥獣として指定しているものにつきましては、イノシシであり、ハシブトガラスであり、あるいはタイワンシロガシラ等9種程度許可基準として有害鳥獣に指定してございますが、県全体の生息数については掌握し切れてない状況にあります。

ただ、北部地域におけるカラスの生息数につきましては、平成18年度に県と環境省でそれぞれ名護市及び今帰仁以北の北部地域で調査した結果によりますと、約4000羽が北部地域にカラスが生息しているという状況がございます。

有害鳥獣に対する対応なんです、1つには狩猟の対象として捕獲して、狩猟鳥獣に指定して捕獲するということと、それから有害鳥獣に指定して捕獲するという両方の絡みで捕獲作業をやっている状況にあります。

カラスにつきましては、平成18年度で沖縄県内で約4197羽が捕獲されている状況がございます。

先ほどの御質問の中の、鳥獣による農林水産業の特措法の絡みにおきましては、市町村でも捕獲できるような状態で権限移譲ができるように法改正がなっておりますので、今後につきましては、市町村に対しての権限移譲も含めて対策を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 地域雇用開発計画についての御質問にお答えします。

地域雇用開発計画は、雇用開発促進地域ごとに策定することになっておりまして、これは法律に基づいて公共職業安定所所管の管轄の区域ごとに策定することと、恩納村、宜野座村、金武町は中部地域のハローワークの範囲に入っております。それから浦添市、西原町は南部地域ということで、それぞれの地域ごとに策定されております。

手続上は市町村長の意見を聴取して、それから国において関係機関の同意を得て計画が策定されます。市町村と調整しながら策定を進めておりまして、北部振興策等市町村の計画を踏まえて策定されております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 砂川佳一君。

〔砂川佳一君登壇〕

○砂川 佳一君 私の好きだった山口百恵さんの歌の中に「これっきり、これっきり、もうこれっきりですか」という歌があります。知っていますか。

実は私にとりまして、今議会がこれっきりの最終、最後の質問時間であります。いよいよクロージング、締めめの正念場でありまして、立つ鳥跡を濁さず、できれば格好よく、潔く、いい後ろ姿でこのお世話になった議場を去って、未練もなく、原産地ワッター島に帰っていきたいという思いで、風前のともしびながら精いっぱい、残り火の情念を燃やして頑張ってお努めさせていただきます。どうか答弁者も、茶道でよく言う「一期一会」の心で取り組んでいただきますよう最後のお願いを申し上げていたします。

もっとも、今議会の議題もやっぱり島々の自立発展とその課題・島嶼振興策でありまして、私はこれしかできないのじゃなく、これしかやらないのであります。いいですか、皆さん。沖縄県政の最優先課題は、道州制の議論をまつまでもなく、琉球列島島々の存在意義を輝かすことが大事であります。そして島嶼経済の自立発展策が最も優先課題であることを主張しながら本題に入ります。

1、広辞苑によると、離島とは、陸地から遠く離れている島であり、島嶼とは、「しま、島々」の意味であるとしています。つまり、離島という言葉は、離れていることを強調した言葉であり、島嶼は島そのものを指す言葉であるとする。

島々を地理的に離れている単なる惑星のような視点ではなく、独立完結した空間、外部との相互作用で有効に生かし合う空間と見る視点でもって、島々の課題である医療格差、教育、情報産業格差、雇用、廃棄物処理、物流などの格差を正に完結型の視点で課題解決に取り組むことが求められると強く主張するものですが、知事はこの点に関してどのようにお考えでしょうか。御所見を賜りたいと思います。

2、台湾―宮古直行便開設についてであります。

昨年12月、仲井真知事を先頭に台北旅行博へ参加された際、中華航空の副社長が子会社のマンダリン航空を利用した宮古、石垣路線の開設を実際に検討したとのことで、さすがトップセールスの効果が発揮されたものであると喜んでおります。

そこで、この際、台湾の基隆市と最も友好関係の深い宮古―台湾への直行便開設に向け、その後、県はどのような取り組みをしているのか、ぜひ台湾―宮古下地島直行便開設に向け真剣に取り組んでいただきたいということを宮古群民の総意として要請しながらの質問であります。

開設に向けての必要なことは、入国管理局、あるいは関税チェックコーナーなどのほかにどのような機関施設が必要なのか、どのような仕組みになっているのかについてお尋ねいたします。

なお、宮古―台湾の直行便の開設に向けては、地元宮古島市でも伊志嶺市長を初め、関係団体総出で直行便開設に向け団結して運動を展開することを準備していることを、私も一緒に参加することを責任を持って申し添えながら、ぜひ早期実現に向けて積極的な取り組みをしていただきますよう県の考え方をお示ください。

3、県道90号線（下地島空港佐良浜線）の早期整備について。

当地区は、伊良部島の北東部に位置し、島の表玄関として物流の拠点としての佐良浜港に面した集落で、これまで遠洋漁業の基地として栄え、追い込み漁やパヤオ漁等が盛んで、県内有数の漁獲高を誇る漁港を中心とした地域であります。集落内道路は漁村集落によく見られがちな狭隘な道路網で長い間未整備のままであり、緊急車両の通行にも支障を来し、県民の安全・安心な暮らしの観点からも大変な状況であります。

さらに、近年は定期客船の大型化やカーフェリーの就航に伴い、観光客、来島者の増加とともに交通量が増大し、歩行者も危険にさらされております。島の表玄関の県道として、伊良部架橋へ通じるアクセス道として、安全で安心な魅力ある地域づくりのための県道90号線の早期整備が望まれております。このことに関して県の方針を伺います。

4、バイオエタノール事業への県の取り組みについて。

政府においては、我が国におけるバイオエタノール混合ガソリン、通称E3の利用拡大に向けて、現在あるいは新たなバイオマス資源を活用した実証実験を各地で進めておりますが、県内では宮古島市及び伊江村において実施されております。

現在、宮古でも公用車500台に実際使われていて、今後は宮古全体で2万台にバイオエタノールを実際に使用することを目指して活動を続けていますが、これに注目した小泉元総理が14日早朝、直行便で宮古まで来島し、宮古島エコアイランド自民党視察団として、川口順子環境調査会長ほか、経済産業省、農水省などの幹部とともに関係機関を視察され、宮古はアジアを代表する環境モデル都市になるポテンシャルを持っていると評価していただきました。

さらに、同行した内閣府職員が私に耳打ちしたの

は、ことしの6月ごろ、環境モデル都市を全国から10カ所募集するというので、そのときはぜひ宮古も手を挙げてほしいとのことでしたし、そして川口順子参議院議員からも、新エネ特区として、構造改革特区として取り組んでみてはどうかというアドバイスを受けました。

国・政府が進める新エネ政策に県も連携して取り組み、環境問題に大きく貢献すべきだと考えますが、宮古島市と一緒に宮古島市をバックアップし、宮古島市バイオマスタウン構想実現に向け、具体的な御指導あるいは支援策を示していただきたいと思いますけれども、そのことに関して見解をお示してください。

5、プロ野球キャンプ地としての沖縄について。

冬到来、今まさに日本列島各地では大雪注意報が報じられる中であっても、我が沖縄の2月といえば、一番桜とともにプロ野球キャンプの球春から始まります。ことしから石垣島での千葉ロッテマリーンズが加わり、過去最高の9球団が日本一を目指してさわやかに元気よく2月からスタートを切るのであります。国内球団12球団中9つの球団が沖縄キャンプ、実に国内球団の75%が沖縄に集結されます。75%、どこかで聞いたことはありませんか。日本国内の米軍施設、沖縄にある占有施設の割合と全く同じ数字ですが、同じキャンプであっても何の因果関係もないのであります。念のため。

プロ野球は、御案内のように、少年から大人まで楽しめる国民的人気スポーツで、平和の象徴として県民挙げてキャンプを歓迎し、なお一層の拡充を進めていくべきだと考えます。

そのことに関して、①、県はそのプロ野球の経済効果、または教育効果、観光立県としてのイメージ戦略効果などどのように評価されているのか、数字も含めてお示してください。

②、ところで3球団が久米島、宮古島、石垣島と、輝く離島でキャンプを受け入れております。これは誘致から始まって現在でも協力団体をつくっての受け入れであります。それぞれの負担があるわけですが、それぞれの自治体、久米島、宮古、石垣の自治体に対して県は財政的あるいは人的負担に対してどのような支援策をとっているのか伺っておきます。

③、プロ野球のキャンプ地についてこれからもなお一層継続して、沖縄をプロ野球のキャンプ地のメッカとして持続して進めるべきだと考えますが、このことに関してどのように取り組まれていくのか具体策をお示してください、伺います。

さらに、人気球団として知られる巨人軍やソフトバ

ンクの誘致についてどのように考えているのかについても伺います。

以上、知事の歯切れよい、元気のいい使命感にあふれた御答弁をお願い申し上げます。

残り時間もありませんのでとりあえず終わりました、答弁によっては再質問をさせていただきます。

(拍手)

○議長(仲里利信君) 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事(仲井真弘多君) 砂川議員の御質問に答弁させていただく前に、2期8年間にわたり、長い間、県政に対する御貢献、また御労苦に対し心から感謝申し上げます。

それでは議員からの御質問にお答えいたしたいと思ひます。

まず第1に、離島県と島嶼県の呼称といひますか、それについて、島々を見る視点についてという御趣旨の御質問にお答えしたいと思ひますが、一般的に離島県とは、本土に重きを置き、それから離れているという不利的な視点からの呼称であります。島嶼県という呼び方は、島に重きを置き、これらが有機的に結びついているという視点からの呼称であると考えております。

県といたしまして、この両者の明確な定義づけを行ってはおひませんが、沖縄振興計画では、沖縄は島嶼県であると記述いたしており、昨年末に取りまとめられました国土形成計画(全国計画)の原案でも、沖縄県は本土から遠隔の島嶼県として独自の圏域を形成していると記述されております。

御指摘のとおり、独立完結した空間、そして外部との相互作用空間としての島に重きを置いた視点は大変重要であると考えております。これらの視点を踏まえて、また21世紀ビジョンの今議論をしておりますが、離島県の島々で成り立つ沖縄の展開について、先ほどの砂川議員のお考え、視点もぜひ取り込ませていただきまして、新しい展開に持っていきたいと考えております。

無論、新石垣空港とそれからの発展による石垣と、それから大きな飛行場を持つ宮古島の展開、そして那覇空港の新しい滑走路という、トライスターのようなエンジンを持った島嶼でもって次の新しい経済の発展・展開に資するエンジンだと我々は考えております。

次に、バイオエタノール事業への県の取り組みについての御質問にお答えいたします。

現在、宮古島市におきまして、内閣府、環境省、そ

して経済産業省等が連携をして実施しておりますバイオエタノール実証事業は、地球温暖化対策や地産地消型エネルギーの開発、地域及び農業振興の観点から、沖縄県にとりまして有意義な事業であると認識をいたしております。

しかしながら、E3燃料の島内全域への普及に向けましては、廃液処理の技術の確立や供給施設の整備などの課題があると考えております。

県といたしましては、宮古島市におけるE3燃料の普及がバイオエタノールの製造やさとうきび生産を初めとする地域の産業にとりまして、新たな需要の開拓やそれに伴う雇用の創出等が期待できることから、関係団体で構成する「E3実証事業宮古地区協力会」と連携し、E3燃料の普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、プロ野球キャンプ地としての沖縄について幾つかの御質問をいただきましたが、1番目の御質問にお答えしたいと思います。

まず、温暖な気候に加えて、市町村や関係団体等が積極的な誘致活動を行ってきた効果もあり、ことしから石垣島でキャンプを行う千葉ロッテマリーンズを含め、沖縄県ではセ・パ両リーグ12球団中9球団が春季キャンプを行っております。

キャンプの様子は連日各種メディアによって全国に向け発信されております。沖縄のPR効果や誘客効果ははかり知れないものがあると考えます。

また、民間の調査によりますと、キャンプ期間中に選手や球団関係者、そして報道関係者等がもたらす宿泊や飲食に伴う経済効果も、昨年実績で53億円余りとなっており、多大なものがあると思います。

さらに、「少年野球教室」などを通じて一流選手に間近に接することにより、青少年の健全育成や競技力向上にもよい効果を与えており、沖縄での春季キャンプを高く評価いたしているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（仲里利信君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 台湾一下地島空港の直行便開設についての御質問にお答えいたします。

国が推進する「アジア・ゲートウェイ構想」においては、航空自由化（アジア・オープンスカイ）が重点項目に位置づけられ、今年度、韓国や香港との航空自由化、地方空港への新規路線開設等の自由化が実現したところであります。

国際チャーター便についても、昨年9月に国土交通

省が運航頻度制限を撤廃したことから、地方空港への運航が増加しております。

「アジア・ゲートウェイ構想」を受け、本県としても取り組み方針を策定し、その中で国際航空ネットワーク拠点の形成に向けて取り組むこととしております。

台湾一下地島空港直行便については、これまでチャーター便運航の実績がない状況ではありますが、今後の台湾及び地元双方の需要喚起により実現が可能になるものと考えており、県としてもその動向を見きわめつつ積極的に対応してまいります。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 首里勇治君登壇〕

○土木建築部長（首里勇治君） それでは県道90号線の改修についての関連で、伊良部佐良浜からJA佐良浜店前の道路改良についての御質問にお答えいたします。

下地島空港佐良浜線における佐良浜集落内の道路は、線形が悪い上に勾配が厳しいことから、改良に向け検討した経緯があります。

検討を進める中で、拡幅に伴う墓地等の移転に際し所有者の合意が得られなかったこと、縦断勾配を緩和するためには段差が生じ、道路隣接地への乗り入れ等の問題が発生したこともあって、地域の合意に至らず事業化できなかったものであります。

そのため、県では、地元の理解を得て代替道路として長山港佐良浜港線バイパス道路の整備を進め、平成12年度に供用しております。

また、県では、当該地域において伊良部大橋の整備を進めており、橋の供用後は伊良部島内の交通状況は大きく変化するものと考えております。

このような状況から、伊良部大橋供用後の島内の交通状況変化を踏まえた上で、要望区間の整備について検討していく考えであります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） バイオエタノール事業との関連で、宮古島市に対し環境モデル都市を進めることについてお答えいたします。

環境モデル都市は、温室効果ガスの大幅な削減などに高い目標を掲げ、先駆的な取り組みにチャレンジする都市を10カ所選定することになっており、現在、国の地域活性化統合本部会合において実施に向けた検討が行われていると聞いております。

県内では、「エコアイランド宮古島構想」を策定中である宮古島市が立候補を検討しており、同市においては、バイオエタノールアイランド構想が政府により進められるなど、環境モデル都市への状況が整いつつあります。

県としましては、環境モデル都市の推進が地球温暖化対策のみならず、生産活動と生活・暮らしの両面で地域の活力と多様性を引き出し、持続可能な成長を促すことから、立候補する都市に対して取り組み内容の選定や実施について連携・協力していきたいと考えております。

次に、エコアイランド宮古島を環境特区として申請することに対しての県の取り組みについてお答えいたします。

構造改革特別区域、いわゆる特区については、地方公共団体等の自発的な発案により地域の特性に応じた規制の特例措置を導入するものであり、環境分野については神奈川県川崎市の国際環境特区、青森県の環境・エネルギー産業創造特区などがあります。

なお、宮古島市においては、現在、エコアイランド構想を策定中ですが、環境特区の申請に向けた具体的な取り組みは実施されていないとのことであり

ます。県としましては、環境モデル都市との関連も含め、宮古島市の動向を見守りつつ連携・協力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） プロ野球キャンプ地としての沖縄の御質問の中で、プロ野球キャンプ地に対する県の支援策についてお答えします。

プロ野球キャンプを初めスポーツコンベンションの受け入れについては、受け入れ市町村が主体となっていくとともに、県は、県知事を会長とする沖縄県スポーツコンベンション振興協議会を通して支援を行っております。

プロ野球キャンプについては、本島・離島を問わず地元主催の歓迎セレモニーへの知事等の出席及び特産品の贈呈を行っております。

また、今年度は協議会としてキャンプ地を訪れるファンの利便性向上などを図るために、各キャンプ地周辺の観光施設や飲食店の情報を掲載した「プロ野球キャンプ地ガイドブック」を作成し、各市町村に配布しております。

次に、キャンプ継続に向けての具体策についてお答

えします。

プロ野球春季キャンプが継続実施されるためには、地元と球団が良好な関係を維持することが肝要であると考えます。

そのためには、地元市町村においては球団側の要望等に誠実に対応することはもとより、キャンプ実施によるメリットを最大限生かせるよう工夫を凝らし、地元住民の理解を得ることも重要であると考えます。

県においては、今後とも、知事等が激励のためにキャンプ地を訪れ、地元特産品の贈呈を行うほか、国際通りに歓迎バナー幕を設置するなど、県を挙げて歓迎ムードづくりに努めるとともに、市町村と連携を図り、キャンプの継続実施に取り組んでまいります。

次に、巨人、ソフトバンクの誘致についてお答えします。

プロ野球巨人軍のキャンプ誘致につきましては、昨年3月に那覇市長が球団に対して正式に要請を行っており、県としては、那覇市の取り組みを積極的に支援したいと考えております。

その他球団の誘致につきましても、地元の動向把握に努め、誘致を希望する市町村の取り組みを支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 砂川佳一君。

〔砂川佳一君登壇〕

○砂川 佳一君 あえて再質問はいたしません。

ただ、知事から先ほど冒頭で激励の言葉をいただきましたので、一言だけ御礼申し上げたくて登壇いたしました。

2000年にこの議場に来まして、叱咤激励といういろいろな御指導、訓練をさせていただきました。心から御礼申し上げます。

ただ、健康管理のまずさでこういう状況になりましたけれども、我が議会生活に悔いはありません。つえはあります。今後は、ここで皆さんから指導を受けたことを十分私なりに消化いたしまして、地域振興のために頑張っていきたいと思っております、つえを携えて。

まことにありがとうございました。

終わります。（拍手）

○議長（仲里利信君） 嶺井 光君。

〔嶺井 光君登壇〕

○嶺井 光君 南城市の嶺井光であります。

先週の23日の土曜日に、南城市のあざまサンサンビーチを主会場に健康増進スポーツ大会、国際ジョイアスロン大会が開催されました。御参加いただいた幼

児から高齢者まで約700名、この皆さんには琉球民族発祥の地、海と緑と光あふれる南城市の自然・歴史・文化を満喫していただいたものだと思います。

本大会は、現代人が求めている健康・長寿、いやし、そして歴史・文化の再発見を自然との触れ合いの中で体感することを目的にしております。どうぞ、今後とも多くの県民の皆さんが南城市を訪れて、歴史・文化の薫る自然に触れて、健康の再発見をしていただきたいと思います。

それでは通告の質問に入ります。

順番を幾つか入れかえていきますが、大きな3番、観光振興についてを最後に回したいと思います。

まず大きい7番の、我が会派の代表質問との関連から1件だけ、米兵による少女暴行事件についてであります。

連日、代表質問、一般質問においても各議員から強い指摘がありますように、人間としての尊厳をじゅうりんする極めて悪質な犯罪であり、県民を踏みにじる絶対に許せない行為であります。このことについては、仲井眞知事も真剣に取り組み、訪米も視野に入れた対応の答弁もありました。

この事件発生を受けて、知事御本人は具体的にだれだれに再発防止策等を要請したのか、いま一度伺いたします。

また、今、来日しているライス米国務長官に対しても、絶好の機会でありますから直接要請すべきではありませんか、対応を伺います。

1番目に戻りまして、多様な人材の育成と文化の振興について。

私は、人づくりを基本に、地域に活力をというテーマでこれまで活動をし、人材育成を訴えてまいりました。

今、学習指導要領が改訂されようとしておりますが、教育は何と言っても環境が大切であります。

現在の学習指導要領は、ゆとりの中で子供たちが自分の課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に判断し行動する、すなわち「生きる力」を身につけることを重視して基礎・基本の確実な定着を目指しております。

その具体的な実現に当たっては、幼児・児童生徒が自分の興味・関心のあることにじっくり取り組み、伸び伸びと過ごせるようにする。そこから他人を思いやる心、自他の生命や人権を尊重する心、美しいものや自然に感動する心など、豊かな人間性や社会性をはぐくむため、教育活動全体を通して心の教育を進めてきました。

今回の学習指導要領は、学力低下に対する対策なのだろうか。知識偏重の詰め込み教育の反省から生まれたゆとり教育から授業時間数、内容をふやすことになっております。

学力は、知・徳・体の調和であり、授業時間数をふやすのみでは高まらないと思います。教師と子供がしっかりと向き合える環境をつくるのが大切なのであります。

教育は、施設環境、社会環境、人的環境等がありますが、中でも学校現場では人的環境が大切であると考えます。本県においても少人数学級への動きが出てきましたが、年次ごとに全学年への実現を期待いたします。

学校教育の充実について6点伺います。

ア、来年度から30人以下学級を実施するための取り組みはどのように進んでおりますか。

イ、30人以下学級の実施に向けた予算措置の状況について伺います。

ウ、県費負担教職員の新年度予算における実数は何人か。前年度比較は学校種別でどうなっておりますか。

エ、定数内臨任教員は何人か。前年度比較ではどうか示してください。

オ、文科省は、3カ年で2万1362人の教職員をふやす計画をまとめております。本県への増員効果を示してください。

カ、増員する教員の職種はどうか。少人数指導の方向性に効果はありますか。

(2)、東西センター沖縄協会基金の創設について。

東西センターは、1960年の創立以来、アメリカ、アジア・太平洋諸国地域のリーダー育成機関として創立され、沖縄からも各界へ優秀な人材を送り、本県の発展に大きく貢献してきました。

この制度は、本土復帰に伴い中止となったが、2000年の沖縄サミットを機に小渕奨学資金として2001年から再スタートしております。日米両政府の協力により毎年、学者研究員3人、大学院生3人の計6人を送り、現在まで45人がハワイで学ぶ機会を得ております。しかし、この沖縄に対する特別奨学金制度は、日本政府の人員削減の方針があり、続けるためには本県の積極的な意思表示が必要であると言われております。そのため東西センター沖縄同窓会では、沖縄基金を創設し、会員はみずからも基金へ出資しており、基金から生じる果実で人材育成を推進したいとしております。

ア、東西センターによる本県の人材育成の成果につ

いて知事の認識を伺います。

イ、東西センター沖縄同窓会からの要請に対し、東西センター沖縄協会基金の創設について県の考えを伺います。

(3)、文化の振興について。

本県は、世界に誇る海洋文化、ウミンチュの島があります。サバニは小型ではあるが、波に対するバランス性にすぐれ、動力エンジンがなかった昔は帆をかけて大海原を縦横無尽に操業したそうであります。

これは海洋民族としての先人の知恵と体験からつくり出されたものであります。現在は漁業形態の変化や漁船の大型化によりサバニ漁業が少なくなりました。しかし、各地で行われるハーリー行事ではサバニが使われており、将来においてもこの流れは変わらないと思います。また、若者たちによる帆かけサバニレースなども伝統技術を継承しようとするものであり、先人の偉業をたたえ、大切にしようとするものであります。

ア、沖縄の伝統的なサバニづくりの技術価値について、知事の認識を伺います。

イ、サバニづくりのたくみの技を沖縄の名工（仮称）等本県の伝統技術として称賛する必要があると考えるが、知事の御所見を伺います。

大きな2、自立型経済の構築に向けた産業の振興と雇用の創出・確保について。

(1)、雇用の安定と企業誘致について。

ア、完全失業率の全国平均を目指し、雇用創出を図るには企業の誘致が必要であります。沖縄地域産業立地推進協議会はどのように機能しておりますか。

イ、県は市町村を巻き込んだ企業誘致戦略として、全市町村がそれぞれの地域に合った企業の誘致を考えてみる運動を展開してはどうか。県が誘導することが必要だと考えるが、所見を伺います。

ウ、全市町村において中小企業の誘致促進、育成支援をするためには、産業高度化地域の拡大をする必要があると考えるが、県の対応を伺います。

大きな4番にまいります。福祉対策について。

(1)、障害者福祉について。

障害者自立支援法が3年目に入ります。改革に伴うきしみに丁寧に対応するため、利用者負担の軽減や事業者に対する措置が特別対策として実施されます。さらに、障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けて、当事者や事業者の置かれている状況を踏まえ、特に必要な事項について緊急措置を講じるとしております。

次の7点について伺います。

ア、低所得者の居宅・通所サービスに係る負担軽減

策はどのようなになるのか。

イ、成人の障害者について、障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分における世帯の範囲見直しはどのようなになるのか。

ウ、障害児を抱える世帯の特別対策による負担軽減措置の対象となる課税世帯の範囲はどう拡大されるか。一月当たりの負担額ではどのように軽減されるか。

エ、小規模作業所への支援はどのようにするのか。

オ、障害者が就労の場を容易に確保できるよう企業に対する公的優遇措置はどのようなものがあるのか。

カ、障害福祉サービスの質の向上、良質な人材確保と事業者の経営基盤の安定を図るための福祉サービス費用（報酬）はどのように改善されるか。

キ、市町村サービスとして行われる日中一時支援について、財政力の違いによるサービスのアンバランスに県はどのように対応するのか。

(2)、生活支援対策について。

ア、市町村における義務教育を受ける子弟のある準要保護世帯の認定の現状はどのようなになっておりますか。

イ、保護者の職業が不安定で生活状態が厳しい者への格差対策の立場から、認定要件の見直しは必要ありませんか。

ウ、市町村における過重な財政負担を理由とする認定抑制の傾向はないか、見解を伺います。

(3)、認可外保育園の支援の充実について。

新年度からの給食費補助については高く評価し、さらなる支援の充実を願うものであります。無認可保育園の処遇改善は自治体の財政負担がネックになっております。根本的な解決は財政支援をできるシステムをつくる必要があります。

そこで2点伺います。

ア、社会福祉法に基づく認可保育園が消費税非課税であるのに対し、沖縄は無認可保育園が多いにもかかわらず、無認可園は課税対象であります。同じ子育て支援の社会的役割を果たしているが、不公平ではありませんか、所見を伺います。

イ、本県は、歴史的に無認可園が多いです。無認可保育園も若者の子育て支援に社会的一翼を担っております。幼児がひとしく健全にはぐくまれるために、公立や法人同様に地方交付税の算定項目を設けるべきであります。保護者負担の軽減を図る視点から国へ働きかける考えはありませんか、所見を伺います。

(4)、若者が安心して子育てできる支援の充実について。

少子化対策は国家的な最重要課題であります。若者が安心して子育てできる環境をつくるためには、地域社会が連携して支援に取り組む必要があると思います。働く女性を集中的に支援するなど、具体的な施策を展開することが安心・安全な子育て環境をつくることになると思います。

本県は、出生率、年少人口割合が全国1位という誇らしい現実があります。今、市町村においては財政の厳しい中であっても、独自の子育て支援の施策に取り組む機運が高まっております。地方に人がいなくなれば国は成り立ちません。県は、先頭に立って少子化対策の国家モデルとするような気概を持つべきであると考えます。

3点伺います。

ア、沖縄を少子化対策立県（仮称）宣言等により、全国のモデル地区を目指し、市町村や企業等とともに取り組む子育て環境の構築はできないか、所見を伺います。

イ、頑張る地方支援策として、市町村と連携した子育て支援施策を進める考えはないか、見解を伺います。

ウ、乳幼児医療費助成については、市町村が率先して支援の充実を図っております。県が先導的に制度の改善・充実を進めるべきではないか、対応を伺います。

5、農林水産業の振興について。

(1)、海洋資源の保全について。

ア、サンゴ礁、養殖漁業は大雨のたびに付近一帯が陸地からの排水で汚染され、サンゴやモズク等への被害をもたらしております。早急な対応が求められております。サンゴ礁、イノーの保護対策について県の対応策を伺います。

(2)、モズクの販路拡大について。

ア、おきなわブランドの一つとして全国の学校給食への普及を検討できないか、所見を伺います。

イ、海外への消費拡大はどのように取り組んでおりますか。

(3)、畜産の振興について。

ア、沖縄食肉価格安定等特別対策事業の制度延長について、県はどのような対策をしておりますか。

イ、県外出荷に係る国の輸送経費補助の基準価格を撤廃させることについて、県としてどう取り組んでおりますか。

(4)、さとうきび価格について。

ア、さとうきびの農家手取り価格がトン当たり2万702円に決まりました。取引価格と国の交付金はそれ

ぞれ幾らか示してください。

イ、国の交付金は8割が支払われ、2割は後払いと聞いております。これはどうでしょうか。その2割は満額支払われるのか。

ウ、国の交付金を受けるには手続が必要ということを知っています。どこが手続をするのか、手続費用はどこが負担するのか。

6、土木行政と道路事業について。

(1)は取り下げます。

(2)、県道17号線の橋梁部改良について、課題と今後の見通しを伺います

(3)、県内建設業の支援・強化について。

県内建設業は、県内総生産や労働者雇用等県経済に大きな役割を果たしております。しかしながら、県内建設業は中小零細企業が多く、経営基盤が脆弱であるとともに、近年の公共事業が減少傾向にある中で受注の減少や利益率の低下など、厳しい経営環境となっております。

このような中で、公正取引委員会の排除措置命令等の影響を受けて既に倒産が相次ぎ、多くの従業員が職を失っております。このままでは中小零細の県内建設業はますます淘汰が多くなり、下請企業や関連業者にまで波及し、失業者の増加等極めて深刻な事態をもたらすことが懸念されております。最近では低価格の受注が多く、企業の存続も厳しいという声もあります。

次の5点について伺います。

ア、公共土木工事の設計額についての認識を伺います。

イ、積算単価が年々厳しくなり、2次製品等市場単価と合わないという指摘があるが、実態を把握しておりますか。設計積算に使われる単価表は、原油高騰、市場価格等は経済活動を左右する公共事業としての積算を考慮していますか。

ウ、最低制限価格設定のねらいは何か。

エ、最近の低価格による受注の実態をどのように認識しておりますか。低価格になるほど資材関連企業や労働者への賃金分配は厳しくなると考えるが、認識を伺います。

オ、低価格受注は、目的物の適正な施行の確保の面からも問題ではないか。

3、観光の振興について。

(1)、(2)は取り下げます。

(3)のア、観光を推進する沖縄県としてのイメージは、空の玄関口である国際線空港ターミナルにおいてお客様の第一印象として評価されます。また、沖縄の自然・歴史・文化に感動して沖縄を離れる場合も空港

を後にします。国際線空港ターミナルの整備は急を要すると思うが、国的那覇空港ターミナル地域整備基本計画はどのように進んでおりますか。

よろしくお願いいたします。

○議長（仲里利信君） ただいまの嶺井光君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時35分休憩

午後3時59分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

休憩前の嶺井光君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 嶺井議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、我が党関連の御質問の中で、暴行被疑事件に対する県の対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の事件につきまして、私は、2月12日、ジルマー在日米軍沖縄地域調整官と在沖米国総領事に対し、そして2月13日にはシーファー駐日米国大使、そしてライト在日米軍司令官及び小野寺外務副大臣に対し、さらに2月14日には福田総理大臣、そして町村官房長官、岸田沖縄及び北方対策担当大臣に対し、強い遺憾の意を表するとともに、このような事件が二度と起きないように再発防止策等を講じるよう直接お会いして要請をいたしております。

また、議員御提案のコンドリーザ・ライス国務長官への要請についてであります。私としましては、ライス国務長官が本日来日した機会にぜひお会いして、今回の暴行事件への米国側の再発防止への取り組みと、そして沖縄県の基地問題の実情等を訴えたいと考えておりました。

そのため、ライス国務長官との面談につきまして外務省にお願いをし調整をしていただきましたが、短期間の滞在で、物理的に日程調整が困難とのことであり、実現には至っておりません。

面談が実現しなかったことはまことに残念ですが、ライス国務長官からは、今回の事件等に関し、非常に遺憾であり、起きてはならない事件だったとのコメントがあったと聞いております。今後の再発防止の徹底や沖縄県の基地問題の解決促進につながるものと考えております。

次に、多様な人材の育成に関する御質問の中で、東

西センターについての御質問にお答えいたします。

米国ハワイ州に本部を置く東西センターは、アメリカとアジア・太平洋諸国の相互理解の促進等を目的に、1960年に米国連邦議会の議決により設立された国際的認知度の高い教育研究機関であります。

同センターは、1960年代から70年代初頭にかけて、沖縄県から400人とも言われる研究者、学生等を受け入れております。

また、九州・沖縄サミットを契機として2000年に創設されました小渕沖縄教育研究プログラムにおきましても、これまで23人の沖縄県の研究者・実務家を受け入れております。

このセンターで学ばれた方々は、各界各層で御活躍されて沖縄県の発展にも貢献しており、同センターが果たしてきた役割は極めて大きいものと認識をいたしております。

次に、観光振興に関連しまして、那覇空港ターミナルに係る御質問にお答えいたします。

現在、国におきまして、ことしの夏をめどにターミナル地域の抜本的な整備に向けた那覇空港ターミナル地域整備基本計画を策定中であります。国際線旅客ターミナルの整備につきましても、その中で検討を進めているところであります。

県といたしましては、引き続き国やターミナルビル会社等と連携し、その早期整備が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農林水産業の振興についての中で、海外への消費拡大はどのように取り組んでいるかの関連の御質問にお答えいたします。

本県水産業の基幹作目でありますモズクは、年間1万5000トンから2万トン生産され、国内生産の約9割以上を占めております。引き続きモズクの経営安定と安定生産を図るためには新たな需要の拡大が求められております。

県では、モズクの販路拡大を図るため、中国の深圳や香港、台湾及び韓国におきまして、国際食品見本市への出展や量販店での試食販売等を実施いたしております。平成19年度は上海で開催されました世界のウチナーンチュ大会でのモズク料理の試食や乾燥モズクの無料配布などPR活動を行っております。

今後とも、モズク養殖業の振興を図るため海外での消費拡大に努めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させます。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは多様な人材の育成と文化の振興についての御質問で、30人学級の取り組みについてお答えいたします。

現在、30人学級制度設計検討委員会で実務的な作業を進めているところでありますが、平成20年度における30人学級編制の実施につきましては、施設状況等を踏まえながら、小学校1年生で導入をしていきたいと考えております。

次に、30人学級の予算措置についてお答えいたします。

30人学級実施に係る予算措置につきましては、平成20年度当初予算全体の枠の中で対応することとしております。

次に、県費負担教職員の実数についてお答えいたします。

平成20年度条例定数における県費負担教員につきましては、小学校5111人、中学校3197人となっており、平成19年度と比較して小学校では55人の増、中学校では26人の減となっております。

次に、定数内臨時的任用教員の人数についてお答えいたします。

平成19年度県費負担教員における定数内臨時的任用教員数につきましては365人となっており、平成18年度と比較して56人の増となっております。

なお、平成20年度につきましては、学級数の変動等が想定されることから、新年度に入ってから確定となります。

次に、文部科学省の教職員増員計画と少人数指導の方向性について、一括してお答えをいたします。

文部科学省における平成20年度教職員定数の改善につきましては、主幹教諭を中心に1195人の教職員増となっており、本県としましては、他県の状況等を勘案しながら検討していきたいと考えております。

なお、定数改善以外に平成20年度において文部科学省では7000人の非常勤講師の配置を打ち出しており、本県としましては、非常勤講師を活用しながら少人数教育のさらなる充実を図っていく予定であり、今後、国の動向を見据えながら対応してまいりたいと考えております。

次に、サバニづくりの技術的価値及び伝統技術として評価することについて、一括してお答えいたします。

サバニは、沖縄を代表する伝統的な漁船であり、県民にとってもハーリー等の民俗行事でもなじみ深い船であります。

サバニには、一本の木材からつくるクリ舟と、その

発達型である板を張り合わせてつくるハギ舟とがあります。船材としては、古くは松、アカギ、クス、シイなどを使い、明治以後は杉が多く使用されてきました。造船の際には、くぎ一本も使わずに、フンルーと呼ばれる部品で板と板をつなぎ合わせ、鯨の油を塗って耐水性を向上させていると聞いております。

細長く美しい曲線を描く沖縄のサバニは、県民の誇りの一つであり、サバニづくりは本県の貴重な伝統技術として後世に継承していく必要があると考えております。

次に、福祉対策についての御質問で、準要保護児童生徒の認定状況についてお答えいたします。

就学援助制度は、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村が学用品、医療費等を援助し、義務教育の円滑な実施を図るものであります。

平成18年度に就学援助を受けた準要保護児童生徒の数は1万8641人で、全児童生徒に占める割合は12.35%となっており、近年増加傾向にあります。

次に、市町村の認定要件の見直し及び認定抑制の傾向について一括してお答えいたします。

準要保護児童生徒に係る就学援助事業は市町村において実施されており、それぞれの実情に応じてなされているものと認識しております。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会へ「就学援助事業経費にかかる地方財政措置等」について通知をし、適切な実施を促しているところであります。

また、全国都道府県教育委員長協議会及び全国都道府県教育長協議会を通じ、就学援助の充実について関係省庁へ要請しているところであります。

今後とも、市町村において必要な就学援助が行えるよう、十分な財源措置を国に働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 東西センター沖縄協会基金の創設についての御質問にお答えいたします。

東西センター沖縄協会基金につきましては、その運用益でもって永続的に県民及び県系人の受け入れを支援することを目的に、東西センター沖縄同窓会が会員募金、企業募金等を集めて設立すべく提案しているものであります。

東西センターに沖縄関係の基金が設置されることは、本県子弟の安定的受け入れにつながり、人材育成

に寄与することから、県としても所要の支援をしていくこととしております。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 自立型経済の構築に向けた産業の振興と雇用の創出・確保の御質問の中で、沖縄地域産業立地推進協議会の機能についてお答えします。

沖縄地域産業立地推進協議会は、沖縄県における産業経済の振興を図ることを目的に平成2年9月に設立されました。

沖縄総合事務局に事務局を置き、特別自由貿易地域、情報通信産業特別地区など、いわゆる経済特区に指定された市町村を中心に沖縄県、ジェトロ沖縄、沖縄県商工会議所連合会、沖縄電力株式会社等の20団体により構成されております。

同協議会は、産業振興・国内産業交流事業、外資誘致活動事業などを実施しており、今年度は県と同協議会の共催で東京、大阪での沖縄県企業誘致セミナーを開催したほか、ジェトロと連携した外資誘致のための情報交換及び研修会の実施などに取り組んでまいりました。

県としましては、今後も同協議会と連携して国内外での企業誘致活動に取り組んでいきたいと考えております。

次に、市町村の企業誘致に対する県の誘導についてお答えします。

県は、13市町村が加入している沖縄地域産業立地推進協議会と連携して企業誘致に取り組んでおります。

また、豊見城市、宮古島市、石垣市などと連携し、先進的なITインキュベーション施設を整備するなど、市町村それぞれの地域に合った企業の誘致についても積極的に取り組んでまいりました。

現在、南城市ほか5市町村の情報通信産業振興地域の指定追加・拡大に向けて手続を進めており、今後はこれらの市町村とも連携して企業誘致を進めていきたいと考えております。

次に、産業高度化地域の拡大についてお答えします。

産業高度化地域は、沖縄振興特別措置法に基づき、製造業等及び産業高度化事業を行う企業の集積を促進する地域で国税及び地方税が一部免除されるなど、税制上の優遇措置があります。現在、那覇市、沖縄市、うるま市、名護市等の12市町村が指定されております。

県としては、産業高度化地域は企業立地を促進するための有効な制度と認識していることから、今後、地域指定の拡大について市町村の意向や工業用地の確保などの指定要件を踏まえながら検討していきたいと考えております。

次に、福祉対策に関する御質問の中で、障害者雇用の優遇措置についてお答えします。

国においては、企業の障害者受け入れのための施策として、法定雇用率以上の雇い入れを行う企業に対する報奨金制度や、能力開発のための職業訓練等への助成、税制上の優遇措置を実施しております。

県においては、障害者施設等の利用者を職場実習生として受け入れる企業に設備費補助を行っています。

また、障害者就業・生活支援センターにおいては、国、県の委託を受け、就労支援ワーカー及び生活支援ワーカーを設置し、企業を巡回し相談に応じるとともに、必要な助言を行っています。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 福祉対策についての中、低所得者の居宅・通所サービスに係る負担軽減策についてにお答えいたします。

国においては、居宅・通所サービスの利用者負担の上限額を段階的に軽減してきたところではありますが、低所得者にはまだ負担感が存在するとの指摘を受けて、負担上限額をさらに軽減することにしております。

市町村民税非課税世帯で本人の収入が80万円以下の低所得者は、居宅サービス及び通所サービスの負担上限月額が3750円から1500円に軽減されます。また、その他の市町村民税非課税世帯の低所得者は、居宅サービスの負担上限月額が6150円から3000円に、通所サービスの負担上限月額が3750円から1500円に軽減されます。これらの負担軽減策は平成20年7月から実施されます。

続きまして、世帯の範囲の見直しについてにお答えいたします。

障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分については、現在、住民票上の世帯全体の所得によって判断しているため、障害者本人の所得が低くても父母等の所得が高い場合には負担上限額は高い区分になっていました。これを本人と配偶者のみの所得で判断することに改めることにしております。

この結果、父母等の所得が高くても本人と配偶者の所得が市町村民税の課税基準に満たない場合は、低所

得世帯の負担上限額となります。

なお、この世帯の範囲の見直しについても平成20年7月からの適用としております。

続きまして、障害児を抱える世帯に対する負担軽減措置の拡大についてにお答えいたします。

国においては、特別対策実施後も障害児のいる世帯の負担感が依然として強いことから、負担軽減措置の対象となる課税世帯の範囲を拡大することとしております。

これまで年収600万円程度までを負担軽減措置の対象としておりましたが、これを890万円程度まで拡大することにしており、これにより障害児のいる世帯の8割以上が負担軽減措置の対象となります。

新たに負担軽減の対象となる世帯においては、居宅サービス及び通所サービスの負担上限月額が3万7200円から4600円に、入所サービスが3万7200円から9300円になります。

なお、この軽減措置も平成20年7月からとなります。

続きまして、小規模作業所の支援についてにお答えいたします。

小規模作業所は、障害者自立支援法に基づき、創作活動や生産活動の機会の提供などを行う地域活動支援センター等の法定事業へ移行することにより、地域の社会資源として公的に位置づけられます。

現在、地域活動支援センターの要件等を満たさず、小規模作業所から地域活動支援センターへ直ちに移行できない作業所については、2年間の経過措置として県単補助金による支援を、また地域活動支援センター等への移行計画を作成した作業所につきましては、特別対策事業で1作業所当たり110万円の支援を行っております。

続きまして、障害福祉サービス費用の見直しについてにお答えいたします。

国においては、障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けて、利用者や事業者の置かれている状況を踏まえ、事業者の経営基盤の強化を図る等の緊急措置を講ずることとしております。

平成20年4月からは通所サービスの報酬単価を約4%引き上げるほか、定員の弾力的な運用による利用の促進等が実施されることになっております。

また、サービスの質の向上、良質な人材確保と事業者の経営基盤の安定のため、報酬の全体的な見直しを平成21年度において実施することとしております。

続きまして、日中一時支援に関する県の対応についてにお答えいたします。

日中一時支援事業につきましては、平成20年2月現在で29市町村が59事業所に事業委託をして実施しております。未実施市町村は12町村で、利用者がいないために実施していないということであります。したがって、需要がある市町村では事業は実施されていると考えております。

続きまして、認可外保育施設が消費税の課税対象となっていることについてにお答えいたします。

認可外保育施設につきましては、「認可外保育施設指導監督基準」に基づき、安全・衛生面等からの立入調査・指導を行っております。

当該基準をすべて満たしている施設については、消費税が非課税となりますが、現在のところ449施設のうち113施設がこれに該当しております。

県としましては、今後とも立入調査における指導助言等により、保育内容の向上や消費税非課税施設の増加を図り、認可外保育施設を支援してまいりたいと考えております。

続きまして、認可外保育施設について地方交付税の算定項目とするよう国に働きかけることについてにお答えいたします。

認可外保育施設につきましては、地方交付税のうち普通交付税の算定項目とはされておられません。

このため、県では、毎年国に対して、特別交付税の配分に当たっては認可外保育施設数や同施設入所児童数が他県に比べて多いという本県の特長事情にも配慮するよう求めています。

続きまして、少子化対策立県宣言等についてにお答えいたします。

県では、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」において、「親子が心身共に健やかに成長できる 子育て 親育ち 地域育ち」を基本理念に、各種子育て支援に取り組んでおります。

具体的事業としましては、市町村と連携し、待機児童解消のための保育所定員の増を初め、地域で子育てを支援するための地域子育て支援拠点やファミリー・サポート・センターの設置、乳幼児の健康の保持・増進を図るための乳幼児医療費助成事業等を推進しております。

企業に対しましては、育児休業の取得目標等を盛り込んだ一般事業主行動計画の策定及びその実施を促進しております。

県としましては、同プランに掲げる事業を着実に実施することにより、安心して子供を産み育てる環境づくりに努めてまいりたいと考えており、御提案の少子化対策立県宣言等につきましては、貴重な御意見とし

て賜りたいと思います。

続きまして、市町村と連携した子育て支援施策についてにお答えいたします。

国においては、やる気のある地方が独自の施策を展開することにより魅力ある地方に生まれ変わるよう、地方独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組む地方公共団体を支援することを目的に「頑張る地方応援プログラム」を募集しております。

同プログラムの支援措置として、市町村が取り組む経費について所要の特別交付税措置が講じられるとともに、プロジェクトの実施により出生率等の成果指標で頑張りの成果が示された場合は、市町村及び都道府県の普通交付税の算定に反映されます。

プロジェクトの例として少子化対策が示されており、本県の市町村においても9市町村が少子化対策プロジェクトを実施しております。

これらの取り組みにより、本県の出生率等の成果が上がると県の交付税算定にも反映されることになり、県としても市町村と連携し、子育て支援施策を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、乳幼児医療費助成制度の見直しについてにお答えいたします。

県では、平成19年10月以降の治療分より対象年齢を拡大し、入院は4歳児までから就学前までに、通院は2歳児までから3歳児までに引き上げたところでございます。

さらなる乳幼児医療費助成制度の拡充については、財政負担を伴うことから、引き続き慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 農林水産業の振興との関連で、サンゴ礁、イノーの保護対策についてお答えいたします。

サンゴ礁海域の自然環境は、澄んだきれいな水環境のもとで良好に保たれますが、陸域からの赤土等の流出や生活排水、農地の肥料などからの栄養塩の流出がサンゴ礁海域を衰退させる要因の一つであると言われております。

このようなことから、県においては赤土等の流出防止対策として、条例に基づく開発事業の審査、監視指導や交流集会等による普及啓発、流域協議会の育成に努めるとともに、農地の圃場勾配の修正、沈砂池整備等の水質保全対策事業やグリーンベルト・マルチング等の営農対策の普及促進に取り組んでおります。

また、赤土等の流出防止対策を一層効果的に進めるため、利水形態や自然的条件を考慮した陸域からの削減目標の根拠となる環境保全目標の設定に向けた基礎調査を行っているところであります。

県としましては、これらの取り組みにより、サンゴ礁海域の環境の保全に努めていく考えであります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子君登壇〕

○農林水産部長（護得久友子君） それでは農林水産業の振興についての御質問で、モズクの学校給食への普及についてにお答えいたします。

県では、モズクの販売促進を図るため、漁業関係団体と連携して、県内外における市場調査、「モズクの日」における試食販売、料理講習会、料理コンテストなどイベントの開催、モズクスープ、乾燥モズク、モズクつくだ煮等の加工製品の開発などに取り組んでいるところであります。

学校給食への普及につきましては、これまで加工業者が各地の学校給食会へ納入しておりますが、県漁連も関東近郊の学校給食会との取引を始めております。今後さらに全国展開していくとのことであります。

県としましては、関係機関と連携し、モズクの販路拡大を引き続き支援してまいります。

次に、食肉価格安定対策事業の制度延長についての御質問にお答えいたします。

沖縄食肉価格安定等特別対策事業は、本県の畜産振興を図るため、養豚対策、肉用牛対策、県産食肉消費拡大対策を沖縄県畜産振興基金公社が事業主体となって平成3年度から実施している事業であります。

同事業については、5年ごとに農畜産業振興機構の承認を受けることになっており、平成20年度からの制度延長については、国及び農畜産業振興機構と事業の拡充を含めて調整を行っているところであります。

続きまして、県外出荷経費の基準の撤廃についてにお答えいたします。

本県では、豚肉の需給調整と豚価の安定を図るため、県産豚肉の県外移出助成事業により輸送経費の一部を助成し、県外への移出を促進しております。

現行の移出助成事業は、豚肉の上物価格が1キログラム当たり基準価格418円を下回った場合に16円を交付することになっております。

しかしながら、近年の配合飼料価格の高騰により生産コストが上昇し、現行の基準価格の設定では十分な補てんがなされていない状況にあります。このため、関係機関と連携しながら基準価格の見直しを農畜産業

振興機構に要請しているところであり、引き続き養豚経営の安定を図っていきたいと考えております。

続きまして、さとうきび農家手取り価格と支払い方法については、関連しますので一括してお答えいたします。

平成19年産さとうきび農家手取り価格は、トン当たり2万702円となっております。

その内訳は、取引価格が4382円、交付金が1万6320円で、平成18年産農家手取り価格の2万470円と比較して232円増になります。

国からの交付金は8割を概算払いし、残り2割については地域の製糖終了後、精算払いすることになっております。

交付金申請手続については、J Aが農畜産業振興機構へ申請し、手続費用は農畜産業振興機構、J A等が負担しております。

県としては、今後、交付金の支払い方法等について、国、農畜産業振興機構、J Aから成る「さとうきびに係る交付金の支払い手続に関する協議会」の検討状況を踏まえ、J A等と連携しながら国に対し要請していく考えであります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 首里勇治君登壇〕

○土木建築部長（首里勇治君） それでは土木行政と道路事業関連で、県道17号線の橋梁部改良についての御質問にお答えいたします。

県道17号線につきましては、道路拡幅とあわせて歩道整備を進めてきましたが、橋梁部区間は地権者の理解が得られず未整備のまま平成14年度に事業を終了しております。

しかしながら、現状では大型車両は交互交通を強いられること、歩道の連続性が確保されておらず、歩行者の安全性確保を図る必要性が高いこと等から、事業終了後においても再三にわたり地権者の説得に当たっているところでありますが、まだ理解が得られておりません。

県としましては、今後とも地権者の説得に努め、未整備箇所の解消を図っていく考えであります。

次に、公共土木工事の設計額についての御質問にお答えいたします。

公共工事の設計額は、国に準拠した工事標準積算基準書を用い、工事目的物の設置に必要な材料費、労務費等を積み上げた直接工事費と共通仮設費、現場管理費の間接工事費及び一般管理費、さらに消費税相当額を加えて算出しております。

工事の品質を確保し、安全に施工するための必要額と企業の継続運営に必要な経費と適正な利益が計上されております。

次に、積算単価と市場単価の実勢把握についての御質問にお答えいたします。

県の公共工事で使用する資材につきましては、市況における実勢価格を把握するため、専門の調査機関へ委託して年2回調査するとともに、鉄筋や鋼材等は毎月発行されている物価資料等を参考に単価を決定しており、価格等の変動も反映されております。

次に、算定制限価格設定のねらいについての御質問にお答えいたします。

最低制限価格は、疎漏工事の防止等公共工事の適正な施行の確保及び建設業の経営基盤の確保のために原価割れ受注の防止を図ることが必要であり、こうした目的を達成するために設定しているところであります。

次に、最近の低価格による受注の実態についての御質問にお答えいたします。

公共工事の入札においては、長引く景気の低迷や、国、地方における公共投資の減少などの厳しい経営環境を背景に、低価格による受注が増加する傾向にあります。

低価格による受注は、手抜き工事、品質の低下、下請・資材業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などの問題が懸念されるところであります。

次に、低価格受注の問題についての御質問にお答えいたします。

公共投資が減少していく中、その受注をめぐる価格競争が激化し、低価格による入札がふえることにより公共工事の品質低下が懸念されます。

県におきましては、このような低価格入札を防止し、工事の適正な施工と品質確保等を図るため最低制限価格制度を導入しております。

また、平成19年度からは「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、総合評価方式に低入札価格調査制度を導入し、試行実施して低価格入札の防止に努めているところであります。

県としましては、総合評価方式の導入により、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで技術力の高い企業の施工により工事品質の確保・向上が図られると考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 親川盛一君。

〔親川盛一君登壇〕

○親川 盛一君 皆さん、こんにちは。

本日最後の一般質問者となりましたが、風邪ぎみで声がかすれており、お聞き苦しい点があるかと思いますが、最後までお付き合いのほどをお願いいたします。

それでは通告に従い、所見を述べながら一般質問を行わせていただきます。

本県は、全国にたがわず少子・高齢化が進行し、高度情報化や国際化の進展、地球温暖化等環境の変化により社会経済情勢は大きく変化し、なかんずく地方分権が進展する中で、地方公共団体においては複雑・多様化する行政ニーズにいかに対応していくかが今後の大きな行政課題となっております。

また、本県は、財政依存型の経済構造の中にあって雇用情勢が厳しく、失業問題の解決等さまざまな課題を抱えております。

一方、本県の財政状況は、歳入面では自主財源に乏しく、国庫支出金や地方交付税等に大きく依存し、歳出面では復帰前後に大量に採用された職員、いわゆる団塊の世代の退職手当の増や県債の償還、医療・福祉関係助成費の増大等により厳しい財政運営を強いられている状況であります。

このような財政状況等の中にあって、仲井真知事が県民に公約した事項を実現するためには何としてでも行政経費の節減を図り、県民福祉の向上や振興計画の推進等、県政の重要課題に対応できる行政体制の構築が必要であると思料いたします。

そのため、県においては、昭和60年に「沖縄県行政改革大綱」を、平成8年に「新沖縄県行政改革大綱」を策定し、事務事業の見直し、組織機構の簡素合理化、給与の適正化及び公社等の統廃合等を図り、平成12年には、実施期間を平成15年から平成17年までとする「沖縄県行政システム改革大綱」を策定し、情報公開の推進、経営的視点を取り入れた行政評価システムの導入、保健所と福祉事務所の統合等組織機構の見直し、財政の健全化等の改革に取り組み、平成15年には、目標年次を平成18年から平成21年までとする県民本位の成果、効率重視のスマートな行政を基本理念とした「新沖縄県行政システム行革大綱」を策定し、公社等外郭団体に対する県関与の見直し、行政評価システムの本格的な実施、組織機構の改革、県債発行の抑制及び県単箱物の抑制等に取り組んでいることは、時代の変化に即応した措置であり、有用な対策であると思料いたします。

そもそも行政改革の必要性は、地方分権の推進、沖縄振興計画を支える行政体制の整備、厳しい財政状

況、公社等外郭団体の再構築等であり、平成15年度策定の「新沖縄県行政システム行革大綱」においては、県民参加と稼働、民間経営手法の活用、自己決定・自己責任の3つの視点から行政改革に取り組み、行政改革の基本方針として、1つ、県民が実感できる高品質のサービスの提供、2つ、信頼し合える新たなパートナーシップの構築、3つ、事務事業の改革、4つ、組織及び定員の見直し、5つ、人事・給与制度の改革、6つ、財政の健全化、7つ、公社等外郭団体の再構築、8つ、県立病院事業の改革、9つ、企業会計の経営健全化及び特別会計の運営適正化を掲げて行政改革を推進しており、小さな政府で大きな事業を、あるいは少ない人員で大きな成果の実現を図り、県民サービスの向上に資するものである。

そこで伺います。

1、行財政改革等について。

(1)、行財政改革の進捗、推進状況について伺います。

(2)、県職員の定数適正化計画とその実施状況等について伺います。

(3)、各部局における職員定数の配置状況等、総定数、配置定数、保留定数等について伺います。

(4)、分限休職者、病気休職者の数及び精神性疾患による休職者の状況とメンタルヘルス等その対策について伺いたい。

2、市町村合併計画と合併市町村への行政指導の状況等について。

国、県、市町村ともに財政状況が厳しい状況の中で、三位一体改革の名のもとに国から地方への税源移譲等と相まって、国庫支出金や地方交付税等の節減が行われる中で、自立経済への移行に向かって国や県の指導のもとに市町村合併が進められてきましたが、全国的に市町村合併はなかなか進んでいないのが現状であり、今後、道州制移行への波が押し寄せてくる中で、さらなる市町村合併が進められてくるものと思料いたします。

そこで、合併後の市町村の財源確保や行政サービスの向上をいかに図っていくか、また職員の人事異動等組織管理を適正に行っていくためにはどうしたらよいか、県の行政指導等が求められてまいります。

そこで伺います。

(1)、道州制移行がいろいろと検討されているが、今後の市町村合併計画と推進計画等について伺いたい。

(2)、合併市町村の財源確保対策についていかなう行政指導を行っているか。

(3)、合併市町村に対する市民等への行政サービス、

職員の人事異動方針等そのあり方等についての行政指導等はどのようになされているか。

大きい3番、地球温暖化対策について。

地球温暖化対策推進法——平成10年法律第117号——が制定され、地方自治体に地球温暖化防止実行計画の策定が義務づけられておりますが、現状は本県でも同様であります。全国的に未策定の市町村が多く、地球温暖化への取り組みは立ちおくれている状況であります。

また、地球温暖化が深刻化する中で、各地方自治体とも諸施設の省エネ対策を図るなど、温室効果ガスの抑制を率先して実施する必要があるものであり、県においては2001年に「地球温暖化防止実行計画」を策定し、温室効果ガス排出量削減に向けて諸施策を展開し、E S C O事業やエコドライブ等排出量削減に努めるとしているようであります。

そこで伺います。

(1)、ふえ続ける温室効果ガス——主として二酸化炭素——の削減計画及びその実施状況等について伺います。

(2)、沖縄全島緑化推進計画の実施状況はどうなっておりますか。

(3)、省エネ対策の推進状況についてはどのようになっていますか。

4、観光行政等について。

観光産業は総合産業であると言われて久しいが、観光産業をもっと発展させるためには、もろもろの観光施設の整備はもとより人材の育成が最も重要であり、沖縄観光は青い海、青い空だけで進展するものではなく、観光資源の発掘や観光商品の創意工夫による開発等を図ることが最も重要であると思料いたします。1回限りの単発的なものではなく、中長期的に魅力ある観光にし、再度沖縄へ旅行してみたいというものでなければ真の観光ではないと思料いたします。

そこで伺います。

(1)、観光客1000万人を確保するための環境整備等についてどのように考えておられますか。

(2)、温暖化対策等にも大きく寄与できると思料される沖縄本島中南部圏域への路面電車の敷設について検討していく考えはありませんか。また、全国の米軍専用施設面積の約75%が位置している沖縄に基地負担の見返りを図るという観点からも、沖縄全域、特に本島北部から南部までの地域に鉄軌道の導入について検討してみてはどうか伺います。

(3)、沖縄全域、特に名護以南への街路樹の整備と道路周辺の美化清掃及び緑花、花いっぱい運動の推進に

ついてどのように考えておられますか伺います。

5、農林水産業（畜産業を含む）の振興について。

農業は国の宝であり、農業なくして国の発展はあり得ないと言っても過言ではない。

そこで、農業振興を図るためには農業後継者の育成が重要であるが、何といたっても土づくり対策を図ることが最も大切であります。

最近の農業は、病害虫対策が最も重要であり、農業農業とも言われております。

また、水産業、特に沿岸漁業を進展させるためには、陸上部分に植林をして肥沃な土壌をつくり、栄養分の高い土質にすることによって海が生きてくるものと思料いたします。

また、近海漁業を発展させるためには、地理的条件等から南北両大東島を拠点として近海漁業の基地化を図ることが肝要であると思料いたします。

また、畜産振興、特にヤギの生産振興を図るためには、生産農家が意欲を持って生産していける条件整備等が必要であり、生産から販売に至るまで施設整備等が重要であると思料いたします。

特にヤギの屠殺に至っては、沖縄本島では北部の食肉センターのみで行っている状況であり、中南部に至っては密殺、いわゆる違法屠殺が行われ、B S E問題等人畜共通の伝染性疾患等を考え合わせると冷汗三斗の思いで、これを改善するためには中南部においても屠殺場の整備を図ることが喫緊の課題であると考えます。

そこで伺います。

(1)、農業振興のための土づくり対策事業の拡大推進についてどのように考えておりますか。

(2)、農林水産業、特に沿岸漁業の推進に当たっては、陸上部分への植林の奨励及び実施並びに農業使用等について検討していく必要があると思いますが、どのように考えておられますか。

(3)、水産振興の拡大を図るためには、南北両大東村への漁業基地化と製氷所等の整備が必要であると思いますが、どうでしょうか。

(4)、南北両大東村における漁港等の整備拡大については、季節風や風向きの変更等によっても左右されない施設整備が必要であると思いますが、どのように考えておられますか。

(5)、南北両大東村におけるさとうきび生産振興の拡大を図るためには、ため池の増設が必要であると思いますが、どうでしょうか。

(6)、畜産振興、特にヤギの生産振興を図るためには、生産飼育の拡大と屠殺場の整備、特に中南部の食

肉センターへの整備等対策が必要であると思います
が、いかように考えておられますか。

6、土木行政について。

(1)、港湾の整備等について。

ア、南城市佐敷内の馬天港の整備強化と南北両大東村への海の玄関窓口としての定期航路の復活化についていかように考えておられますか。

(2)、県道137号線の南城市佐敷新里から同市玉城字親慶原までの間の道路、通称新里ビラと言われているところでカーブが多く、坂道で事故が多発してきた地区の改良工事等の必要性があると思いますが、どのように考えておられますか。

(3)、南城市佐敷小谷から同市大里字西原を經由して同大里字南風原までの間の道路（市道）の拡幅工事等の必要性和実施計画等について伺います。

(4)、南城市大里字仲程から字平良を經由して字南風原を經由して嶺井までの間の道路拡幅工事計画等の有無及び実施計画等についてどのように考えておられますか。

(5)、南城市大里字福原地内の道路は、国道329号の代替道路としてよく活用されておりますが、幅員が狭隘のため危険な状況であります。

そこで、当該道路の拡幅計画と実施計画等についてどのように考えておられますか、お聞きいたします。

(6)、南城市大里字嶺井から同大里字島袋までの間の道路は農道であります、通学道路として活用されている唯一の道路であり、その整備は急務であると思いますが、県はどのように考えておられますか。

(7)、県道77号糸満与那原線のうち、南城市大里在の大里中学校前の道路の中の拡幅整備計画及び状況等についてどのようになっていますか、お聞かせいただきます。

7、教育行政について。

(1)、学力低下問題に対する今後の対策と取り組み状況等について伺います。

(2)、家庭、学校、地域社会等との連携による学力向上対策についてはどのようになっていますか伺います。

8、嘉手納ラプコンの米側から日本側への移管、進捗状況について。

嘉手納飛行場及び那覇空港等の進入管制業務、いわゆる嘉手納ラプコンの日本側への移管については、平成16年12月10日の第6回沖縄県議会（定例会）における私の質問に対して、平成12年に運輸省（現国土交通省）の航空管制官が嘉手納ラプコンでの研修を終え、日米両政府間で必要な協議が行われてきたところであ

り、日本政府はおおむね3年後の進入管制業務及び空域の移管を目指し、施設整備及び管制官訓練に着手している旨の回答がありましたが、いまだに返還されていない状況であります。その進捗状況等について伺います。

9、与那国島上空の防空識別圏の撤廃及び日本側の設定状況等についてはどのようになっているか、早急に検討すべきではないかについて。

本件については、平成16年12月10日の第6回沖縄県議会（定例会）における私の質問に対して知事公室長は、外務大臣及び沖縄及び北海道担当大臣に問題解決に向けて要請したところである旨の回答がありましたが、その後の状況等について御説明をお願いしたいと思います。

10番、代表質問との関連について。

(1)、台風及び集中豪雨による災害の復旧状況等について。

本件については、農林水産部及び土木建築部の職員による迅速なる対応により多くの箇所で事業が進められ、地元の皆さんから大変喜ばれており、感謝申し上げます。

ただ、八重瀬町字新城在の雄樋川沿いの護岸が台風や大雨のたびに浸食・滑落し、増水、はんらんにより下流に位置している旧港川フィッシングパーク内の売店等の建物、電化製品、家具等が流され、甚大な被害をこうむっております。

また、南城市佐敷字仲伊保地先の排水路については、台風等により土砂が堆積し、大雨の際には付近家屋の床下まで浸水し、付近の畑地、農産物まで冠水し、住民生活への支障を来しており、地域住民は大雨のたびごとに冷汗三斗の思いで日夜を過ごしている状況であり、早急なる対策が必要であると思いますが、検討状況等について伺います。

(2)、南部東道路の進捗状況と事業実施の状況等について。

本件については、特に南城市の市民が一日千秋の思いでその完成を待ち望んでいるものでありますが、平成19年度においては8000万円の調査費が計上され、平成22年から事業着工に向け現在準備作業の実施中であると聞いておりますが、コースの明確化や一般道路との接続・乗り入れ口等は何カ所で、どこどこかなど、構造等が明確にされてなく、不安な状況であります。この進捗状況や実施計画の状況等についてお聞かせ願いたいと思います。

一般質問については以上であります。私も今期限りで先輩議員に後を継いで、諸般の事情によって勇退

をしていきたいとこのように思っております。

思い起こせば、私は立法院事務局時代から県議会事務局、そして県議会議員に至るまで、合わせて15年間この議会関係に奉職をさせていただきました。その間、お集まりの議員の皆さんからいただきました知識、経験、人情等に深い感銘を受けて、私の胸の中に本当に将来に残る、この記憶の中にとどめておいて宝としていきたいと思います。

どうか皆様、来る6月には全員が立候補して、そして仲井眞県知事とともに沖縄県の明るい未来に向かって一生懸命頑張っていたきたいと最後に要望を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（仲里利信君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 議員の御質問にお答えする前に、これまで長い間、県政に対する多大な御功績・御貢献、そしてまた御苦勞に対し、心から敬意を表し、感謝申し上げます。

それでは親川議員からいただきました御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、地球温暖化対策の中で、温室効果ガス削減計画に係る御質問にお答えいたします。

県では、沖縄県地球温暖化対策地域推進計画に基づき、県みずからが率先して地球温暖化対策を実施するとともに、県民、事業者等による地域からの地球温暖化対策が推進されるよう普及啓発活動等の各種施策を実施いたしております。

特に、計画の推進に当たりましては、県民や事業者などあらゆる主体が当事者意識を持ち、連携し協力することが不可欠なことから、県民、事業者、行政等127団体で構成する「アジェンダ21県民会議」等と連携した「県民環境フェア」を開催し、普及啓発活動に努めているところでございます。

また、学校、地域における環境教育を通して地球温暖化問題を周知するとともに、家庭、事業所におけるエコライフ、エコドライブ、エコオフィス活動等の実践を働きかけているところでございます。

しかしながら、昨年度推計しました平成15年度の温室効果ガス排出量は、約1449万トンと基準年であります平成12年度比で11.3%増加いたしているため、計画の目標達成は困難な状況にあります。

県といたしましては、今後とも沖縄県地球温暖化対策地域推進計画の周知を徹底するとともに、地域における取り組みのさらなる充実強化を図っていききたいと考えているところでございます。

同じく地球温暖化対策に関連する御質問の中で、総合緑化基本計画の実施に係る御質問にお答えいたします。

県では、緑の美ら島の創生を目指して「沖縄県総合緑化基本計画」を策定し、道路、公園等の公共施設の緑化、防風・防潮林の整備を進めるとともに、企業による森づくりや「防風林の日」、植樹祭等の各種イベントを推進いたしております。

また、全県的な緑化運動を高めることを目的として、経済界、農林水産業関係者、教育関係者、緑化関係ボランティア、そして行政等の一体的な取り組みによる全島緑化推進県民会議の設立に向け調整を行っているところでございます。

今後、同県民会議を中心に県民総ぐるみによる緑化運動の展開と、各種緑化事業を総合的に推進してまいります。

次に、観光行政に係る御質問で、1000万人を目指すための環境整備等に係る御質問にお答えいたします。

観光客1000万人の誘致を目指し、ハード・ソフト両面の基盤づくりを着実に進めてまいります。

まず、那覇空港につきましては、滑走路増設等の拡張整備の早期実現に向け、引き続き国と連携し全力で取り組んでまいりたいと考えています。

また、新石垣空港の早期供用、那覇港及び石垣港等における旅客船バースの整備、那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路など、観光の基盤となります主要インフラの整備を推進してまいります。

観光地の魅力の増進を図るため、観光振興地域制度を活用した観光関連施設の集積促進、県内各地域が主体的に取り組む観光まちづくりや沖縄らしい景観づくりを推進してまいります。

また、人材の育成や多言語表記の充実など、国内外の観光客受け入れ体制の整備を進めてまいります。さらに、自然環境との調和を図り、持続的に観光を振興していくため地域の自然環境等の保全に配慮した観光地づくりを支援してまいりたいと考えております。

次に、農林水産業の中で、南北大東村の漁港整備に係る御質問にお答えいたします。

沖縄本島から約400キロメートル離れた大東島周辺海域は、ソデイカ、マグロ等の好漁場で多くの漁船が操業いたしております。

このため、沖縄県では、平成元年度から漁船の避難、前進基地港として南大東漁港の整備を進め、一部供用開始をしたところであります。引き続き防波堤、休憩所等の整備を行うことといたしております。

また、北大東村の漁港につきましては、昨年の12月

13日、漁港漁場整備法に基づき、南大東漁港の分港として島の南海岸に北大東地区が指定をされております。平成20年度から事業に着手をし、新たに掘り込み式の漁港を整備する予定でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（仲里利信君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 行財政改革等に関連しまして、行財政改革の進捗状況についてお答えいたします。

県は、行財政改革プランに基づき、事務事業や出先機関の見直し、定員管理や給与の適正化、県税収入の確保や経費節減等による財政の健全化、公社の見直し、民間委託など、42の推進項目に取り組んでおります。

平成18年度の取り組み状況は、目標を超えて達成したものが9項目で、主なものは、電子県庁に向けた人材育成及び情報リテラシーの向上、定員管理の適正化、県税収入の確保、県有財産の有効活用等であります。

次に、目標をおおむね達成したものは27項目で、主なものは、公の施設の管理のあり方の見直し、事務事業の見直し、公共工事入札制度の見直し、公社等外郭団体の統廃合・整理縮小等などであります。

また、着手はしたものの目標達成に至らなかったものが5項目で、市町村への権限移譲の推進、病院事業の経営健全化の推進等であります。

全体の財政効果としましては、計画の36億円に対しまして実績70億円と約2倍の伸びとなり、順調に進捗をしております。

今後とも行財政改革を一層推進し、県民生活の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、定数適正化計画とその実施状況についてお答えいたします。

県では、行政改革の具体的な取り組みを集中的に実施するため、平成17年度から21年度までの取り組みを明示した「集中改革プラン」を策定し、これを行財政改革プランの推進項目に位置づけ、定員管理の適正化に取り組んでいるところでございます。

「集中改革プラン」では、知事部、病院事業局、企業局、教育庁等の執行機関の職員定員を5年間で1077人、約5.1%を削減する計画でございます。

平成17年4月1日から平成19年4月1日の2年間の実績につきましては、130人の職員削減目標に対しまして537人の削減を行っており、目標を大幅に上回っ

ております。

次に、職員定数の配置状況等についてお答えいたします。

条例で定める知事の事務部局の職員定数は4584人であり、平成19年4月1日現在の配置された職員数は4298人となっており、その差は286人となっております。

条例定数より職員数が少ない理由につきましては、平成15年度に策定しました「新沖縄県定員適正化計画」に基づき、毎年計画的に職員を削減したことによるものでございます。

続きまして、病気休職者等の状況と対策についてお答えいたします。

平成20年2月1日現在の分限休職者数は、知事部局で24名、すべて病気による休職となっており、そのうち精神疾患による休職者は18名となっております。

職員のメンタルヘルス対策は重要な課題と認識しております。平成17年2月に「沖縄県職員の心の健康づくり計画」を策定し、相談体制の充実や復職支援の対策を講じるなど、職員の心の健康管理に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 企業局長。

〔企業局長 花城順孝君登壇〕

○企業局長（花城順孝君） 行財政改革に関連しまして、企業局における職員定数の配置状況についてお答えをいたします。

沖縄県職員定数条例で定める企業局の職員定数は359人であります。これに対して平成19年4月1日現在の配置された職員数は296人となっており、その差は63人となっております。

条例定数より職員数が63人少ないわけですが、これは企業局経営健全化計画に基づいて計画的に職員を削減したことによるものであります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 行財政改革等についての御質問のうち、職員定数の配置状況についてにお答えいたします。

条例で定める病院事業局の職員定数は2314人であり、平成19年4月1日現在の配置職員数は2278人で、その差は36人となっております。

条例定数より配置職員数が少ない理由は、緊急に医師等を確保する必要がある場合に備えるとともに、自治医科大学の義務年限中の医師は頻繁に異動す

ることから過員扱いし、配置職員数に含めていないこと等によるものであります。

以上です。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは行財政改革等についての御質問で、教育庁における職員定数の配置状況についてお答えいたします。

県職員定数条例で定める教育委員会事務局の定数は431人であります。これに対し、平成19年4月1日現在の配置職員数は418人で、その差は13人となっております。

職員の総数につきましては、引き続き定員適正化計画に沿って適切に管理してまいります。

次に、教育行政についての御質問で、学力問題への今後の対策についてお答えいたします。

今年度実施されました全国学力・学習状況調査の結果を見ますと、全国平均と大きな開きがあります。

その要因につきましては、本県の児童生徒は、基本的な生活習慣の確立や基礎学力の定着、学習意欲などに課題があるものと考えております。

県教育委員会といたしましては、これらの課題の改善を図るために、有識者で構成する「沖縄県検証改善委員会」を設置し、確かな学力の向上を目指して「学校改善支援プラン」を策定しました。

学力の向上に向けては、授業改善が最も重要であるという提言を受け、わかる授業をつくるポイントや学習を支える力の重点事項など、授業改善のヒント集を全公立学校へ配布したところであります。

今後は、第2、第3の「学校改善支援プラン」として「家庭学習のてびき」や「授業実践事例集」を発行する予定であります。本プランを参考に各市町村教育委員会や各学校においても、具体的な対策が講じられるよう指導の徹底を図っていきたいと考えております。

次に、家庭、学校、地域が連携した学力向上対策についてお答えいたします。

児童生徒の確かな学力の育成に当たっては、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を明確にし、相互に連携して取り組む必要があります。

学校においては、少人数指導や習熟の程度に応じた指導などを行い、子供一人一人にわかる喜びや学ぶ楽しさを味わわせるなど、学習意欲の向上に努める必要があります。

家庭においては、「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣の確立、健康・体力づくりや家庭

学習の習慣化などを通して、幼児・児童生徒の健全な成長を図ることが大切であります。

また、地域においては、関係機関や団体が連携・協力し、「あいさつ運動」や「愛の一声運動」などを通して生活リズムの確立や青少年の社会環境浄化に努めるとともに、幼児・児童生徒にさまざまな体験活動や社会参加活動の機会を与えることも求められております。

県教育委員会といたしましては、沖縄県学力向上フォーラムを開催し、児童生徒一人一人に確かな学力をはぐくむための機運を醸成するとともに、学校、家庭、地域が連携・協力した県民総ぐるみの取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 県警察の条例定員と実員についてお答えいたします。

県警察職員の定員につきましては、「沖縄県警察職員の定員に関する条例」により、警察官2555人、警察官以外の職員304人の合計2859人と定められております。

一方、平成19年4月1日現在で実際に配置されていた職員数につきましては、警察官2521人、警察官以外の職員291人の合計2812人であり、警察官34人と警察官以外の職員13人を合計した47人が欠員となっております。

以上です。

○議長（仲里利信君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 市町村合併計画と合併市町村への行政指導の状況等についての御質問で、今後の市町村合併計画と推進計画等についてお答えいたします。

県では、平成18年3月に沖縄県市町村合併推進構想を策定し、現在の市町村数を41から23とする9つの組み合わせを示しております。

当構想については、市町村長会議、議会議長会議等においてその周知を図るとともに、市町村合併フォーラムを開催するなど、幅広い情報提供を行うことによって市町村合併の機運醸成に努めております。

また、組み合わせごとに構想市町村行政体制整備研究会を設置し、今後の行財政運営等について調査研究を行い、望ましい行財政基盤の整備拡充のあり方を検討しております。

県では、基礎自治体の行財政基盤の充実強化のため

には市町村合併は有効な手段であると考えており、引き続き関係市町村と連携しながら、各種の説明会や講演会などを開催することによって自主的な市町村合併を推進してまいりたいと考えております。

同じく合併市町村の財源確保対策と市民等への行政サービス、職員の人事異動方針のあり方等に関する行政指導等について一括してお答えいたします。

県では、合併旧法下において合併した5市町が抱えている課題の解消に努め、円滑な行財政運営に資することなどを目的に、平成18年度以降、合併市町担当部課長会議を開催しております。

当会議においては、定員管理の推進、事務事業の見直し等の行政改革による歳出の見直しや税徴収業務の強化、合併算定がえ等による交付税措置、合併特例債、合併補助金、合併支援交付金等の活用による財源確保対策について情報交換を行うとともに、適切な助言を行っているところであります。

さらに、県からの権限移譲による住民サービスの向上、分庁方式による住民サービスの維持向上などについて意見交換を行い、適切なアドバイスに努めているところであります。

今後とも、合併した市や町が抱えている課題等の解決に向けて適時・適切な助言を行っていきたいと考えております。

次に、観光行政等についての御質問で、路面電車・鉄軌道の導入検討についてお答えいたします。

県では、20年から30年後を見据えた長期ビジョンを策定し、その中で将来の県土構造のあり方についても方向性を示していくこととしております。

その際、体系的な交通ネットワークの構築を図る観点から、路面電車・鉄軌道等を含む軌道系システムの導入についても検討していきたいと考えております。

次に、土木行政についての御質問で、馬天港と南北両大東村を結ぶ定期航路の復活についての御質問にお答えいたします。

現在、南北両大東村と那覇を結ぶ定期航路が株式会社大東海運により運航されています。

馬天港と両村を結ぶ定期航路の実現につきましては、両村及び航路事業者がそのニーズや採算性等を踏まえ検討していくものと考えております。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 地球温暖化対策の関連で、省エネ対策の推進についてお答えいたします。

本県においては、二酸化炭素排出量の約7割を家庭

や事務所、自動車等からの排出が占めていることから、県では、これらへの対策を重点的に実施しております。

特に、化石燃料による発電が大部分を占める本県においては、電気使用量の削減に伴う二酸化炭素削減量が他県よりも大きいことから、家庭や事業者に対して県民環境フェアや地球温暖化防止セミナー等の実施を通じ、省エネ家電や建物の省エネルギー化を図るESCO事業等の普及に取り組んでおります。

県としては、地球温暖化対策の手段として省エネ対策が有効なことから、今後とも省エネ化を図る取り組みを推進していく考えであります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 首里勇治君登壇〕

○土木建築部長（首里勇治君） それでは観光行政等関連で、街路樹の整備と道路周辺清掃及び緑化運動の推進についての御質問にお答えいたします。

街路樹は、緑陰の形成や道路景観の向上などのほかに、観光立県である沖縄県においては、道路と沿道環境との調和を図る上で重要な役割を持っております。

県の管理する街路樹につきましては、路線ごとに樹種等を定めた沖縄県道路緑化基本計画をもとに整備を進めており、道路の緑化率は全国でも上位にランクされております。

また、道路の清掃・緑化等を目的としたボランティア活動は、草花による道路の修景や道路を良好に管理するため重要な役割を果たしております。

そのため、県では、道路のボランティア活動を支援するため、平成6年3月に「道路植栽樹木管理会助成要綱」を定め、道路ボランティア団体に対する助成金の交付や活動の際の傷害保険の加入などを行うとともに、「道路植栽樹木管理連絡会」を設置し、道路の美化活動に向けた意見交換会を定期的に行っているところであります。

平成19年8月現在、全県下で「道路植栽樹木管理連絡会」へ加盟している沿線住民などのボランティア団体数は148団体であり、約4000名の方々が道路の環境美化活動を行っております。

県としましては、今後とも道路の環境美化推進に向けたボランティアの育成・支援に努めてまいります。

次に、馬天港の整備についての御質問にお答えいたします。

中城湾港馬天地区につきましては、地元の長年の要望である港湾整備に向け、平成18年8月に港湾計画を改訂しました。

現在、平成19年度新規事業のみなど振興交付金による緑地整備事業を進めております。さらに、港湾改修事業につきましては、防波護岸や波除堤等の調査費を今議会に補正予算として計上し実施していく予定であります。

今後、地元の協力も得ながら早期整備に取り組んでいく考えであります。

次に、県道137号線・新里ビラの整備についての御質問にお答えいたします。

県道137号線の通称新里ビラの区間につきましては、地形の高低差が厳しいため、登坂勾配や曲線半径等について設計速度を20キロメートル以下に制限して整備を行っております。

現在、県におきましては、当該路線が通過する佐敷つきしろから那覇空港自動車道・南風原南インターまでの区間について、南部東道路として着工準備調査を進めているところであり、当該路線の整備につきましては、南部東道路の都市計画決定や環境アセスメント等の見通しを勘案しながら今後検討していきたいと考えております。

次に、南城市佐敷字小谷から大里字南風原までの道路整備についての御質問にお答えいたします。

佐敷字小谷から大里字南風原までの道路整備につきましては、市道西原南風原線として、大里字西原から大里字南風原までの延長780メートルを道路補修事業として平成20年度より事業化できるよう国に要請しているところであります。

なお、当該市道を県道に位置づけ拡幅整備を行うことにつきましては、現在着工準備調査を進めている南部東道路や整備中の国道507号など、当該地域の主要幹線の整備に伴う南部圏域の交通量の変化等を踏まえ、今後検討していきたいと考えております。

次に、南城市大里字仲程から大里字嶺井までの道路整備についての御質問にお答えいたします。

大里字仲程から大里字嶺井までの道路整備につきましては、市道南風原田原線として大里字南風原から大里字嶺井の県道糸満与那原線までの延長1.2キロメートルを道路改良事業として平成20年度より事業化できるよう国に要請しているところであります。

次に、南城市大里字福原地内の道路整備についての御質問にお答えいたします。

大里字福原地内の道路整備につきましては、市道南風原福原線として大里字古堅の県道糸満与那原線から那覇空港自動車道までの延長600メートルを道路改良事業として平成20年度より事業化できるよう国に要請しているところであります。

次に、南城市大里字嶺井から大里字島袋の通学路の整備についての御質問にお答えいたします。

大里字嶺井から大里字島袋までの通学路の整備につきましては、南城市において事業化に向けての取り組みを行っていると考えております。

県としましては、早期事業化に向けて南城市と調整を行っていく考えであります。

次に、南城市大里中学校前の道路拡幅についての御質問にお答えいたします。

南城市大里中学校前の道路は、道路幅員が狭い上に歩道が整備されていないことから、通学の安全確保のため優先して整備すべき箇所であることは認識いたしております。

しかしながら、過去に地権者等の理解が得られず中断した経緯があり、県では円滑な事業実施の見通し等について確認し、地元の合意を得た上で事業化を図りたいと考えております。

次に、代表質問との関連で、雄樋川護岸侵食、佐敷字仲伊保地区の排水路の整備状況等の御質問にお答えいたします。

雄樋川につきましては、これまで下流側から約1200メートルについて整備を進めてまいりましたが、昨年末の集中豪雨により整備予定区間の上流、八重瀬町新城地内において既設石積み護岸が決壊しております。

県としましては、今後、早急に調査を実施し、事業区間の延伸を含めて対応策を検討していきたいと考えております。

また、仲伊保地区の排水路につきましては、排水機能の向上を図るため、導流堤の調査設計を進めており、今後、管理者である南城市と調整し、導流堤を設置していく考えであります。

次に、代表質問との関連で、南部東道路の進捗状況、ルート計画、規格構造についての御質問にお答えいたします。

南部東道路は、那覇空港自動車道から南城市知念の国道331号に連結する延長約12キロメートルの地域高規格道路であります。

当該道路の整備につきましては、平成17年度末に那覇空港自動車道の南風原南インターから南城市つきしろまでの約8キロメートル区間について整備区間として指定され、現在、平成22年度からの本格着工に向けて環境影響評価、都市計画決定等に関する調査を進めているところであります。

道路規格は、設計速度が60キロメートルの4車線道路であり、地域高規格道路として定時・定速走行の確保を図る観点から全区間を中央分離帯構造とし、県道

等の主要道路との交差点については立体構造とする計画であります。

また、つきしろから国道331号に至る残りの区間につきましては、引き続き南城市を初め関係機関と連携を図りながら調査検討を進めることとしております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子君登壇〕

○農林水産部長（護得久友子君） それでは農林水産業の振興についての御質問で、土づくり対策についてにお答えいたします。

農作物の安定的な生産の確保及び持続的な農業を推進するためには、土づくりが重要であると考えております。

このため、県においては、土壌診断に基づく適正な施肥や土壌改良の指導、農薬や肥料の使用を低減するエコファーマーの育成や特別栽培農産物の認証、土地改良事業における堆肥の投入や心土破碎等による土壌改良、緑肥作物のすき込み支援、実証展示圃の設置、土づくり啓発のための土壌保全月間や「土の日」の設定などを行っております。

今後とも、市町村、JA等と連携しながら土づくり対策を推進してまいります。

次に、漁業振興における植林と農薬使用についてにお答えいたします。

森林は、土壌流出を防止するとともに腐植土の栄養分やミネラルを海へ供給するなど、漁業と密接な関係があります。また、マングローブ林は、海岸の侵食防止や魚介類の生育の場として重要な役割を果たしております。

県としては、漁業振興における森林の役割にかんがみ、植林の実施や森林、マングローブ林の保全に努めてまいりたいと考えております。

また、農薬の使用については、適正使用や適期防除指導に努めるとともに、化学農薬を3割低減するエコファーマーの育成や5割低減する特別栽培農産物の認証など、環境保全型農業を推進し、農薬の削減に努めてまいります。

次に、南北大東村の漁業基地化と製氷施設の整備についてにお答えいたします。

県では、南北大東村において漁港の整備を進めているところであり、燃油、氷等の補給体制や漁獲物の流通体制を整備することにより、漁業の前進基地が形成されるものと考えております。

なお、南大東村においては、平成20年度の水産業構造改善事業により製氷施設を整備することとしており

ます。

今後、漁港の整備や利用漁船の状況に応じて、順次、必要な施設を整備してまいります。

続きまして、南北大東村のため池整備についてにお答えいたします。

南北大東村における農業用水の確保は、さとうきびの生産振興を図る上で重要であると考えております。

このため、県においては、農業農村整備事業を導入し、平成18年度までに南大東村で13カ所、北大東村で14カ所のため池の整備を完了しております。現在、南大東村で3カ所、北大東村で10カ所のため池を整備中であります。

県としては、今後とも村と連携し、農業用水源、かんがい施設等の整備を計画的に推進してまいります。

続いて、ヤギの振興及び屠畜場の整備についてにお答えいたします。

沖縄県のヤギは、本県特有の食文化として古くから親しまれております。

県としては、ヤギの生産振興の一環として、平成20年度からおきなわ山羊総合利用調査事業を実施し、地域資源としてのヤギの有効活用を図ることとしております。現在、沖縄本島におけるヤギの屠畜は名護市食肉センターで実施しております。

当該センターの年間の処理能力2000頭に対し、平成18年度の屠畜頭数は662頭で約33%の稼働率となっております。

南部地域に新たなヤギの屠畜施設を整備することについては、採算性や屠畜頭数の確保等の課題があり、現在、県及び南部市町村等で構成する「山羊食肉流通研究会」を設置し、検討を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 嘉手納ラプコンについての御質問にお答えします。

嘉手納飛行場及び那覇空港等の進入管制業務、いわゆる嘉手納ラプコンの返還については、平成16年12月10日に開催された日米合同委員会において具体的計画が合意され、おおむね3年後の空域の移管を目指しておりました。

しかし、日本側航空管制官の訓練の進捗が当初予定よりおこなれていることにより、去る1月24日の日米合同委員会において、平成21年度末に移管を完了することが合意されたところであります。

次に、与那国島上空の防空識別圏についての御質問

にお答えします。

我が国の防空識別圏が与那国島上空で区切られ、空域の一部が防空識別圏外にあり、与那国空域の安全性を確保する上で支障があると考えております。

県としては、防空識別圏の問題は政府レベルで解決を図る必要があると考えており、最近では昨年9月3日に岸田沖縄及び北方対策担当大臣に、去る2月13日には参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会委員長に対し、問題解決に取り組んでいただくよう要請し

たところであります。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明28日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時45分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 仲 里 利 信

会議録署名議員 比 嘉 京 子

会議録署名議員 糸 洲 朝 則

平成20年 2月28日

平成20年
第 1 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 9 号）

平成20年
第 1 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第9号）

平成20年2月28日（木曜日）午前10時2分開議

議 事 日 程 第 9 号

平成20年2月28日（木曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第1号議案から甲第30号議案まで、乙第1号議案、乙第3号議案から乙第13号議案まで及び乙第15号議案から乙第29号議案まで（質疑）

第 3 乙第30号議案から乙第32号議案まで（知事説明、質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第30号議案まで、乙第1号議案、乙第3号議案から乙第13号議案まで及び乙第15号議案から乙第29号議案まで

甲第1号議案 平成20年度沖縄県一般会計予算

甲第2号議案 平成20年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

甲第3号議案 平成20年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

甲第4号議案 平成20年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

甲第5号議案 平成20年度沖縄県下地島空港特別会計予算

甲第6号議案 平成20年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算

甲第7号議案 平成20年度沖縄県下水道事業特別会計予算

甲第8号議案 平成20年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

甲第9号議案 平成20年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

甲第10号議案 平成20年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

甲第11号議案 平成20年度沖縄県林業改善資金特別会計予算

甲第12号議案 平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第13号議案 平成20年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

甲第14号議案 平成20年度沖縄県自由貿易地域特別会計予算

甲第15号議案 平成20年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

甲第16号議案 平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

甲第17号議案 平成20年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算

甲第18号議案 平成20年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

甲第19号議案 平成20年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計予算

甲第20号議案 平成20年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第21号議案 平成20年度沖縄県病院事業会計予算

甲第22号議案 平成20年度沖縄県水道事業会計予算

甲第23号議案 平成20年度沖縄県工業用水道事業会計予算

甲第24号議案 平成19年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）

甲第25号議案 平成19年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）

甲第26号議案 平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）

- 甲第27号議案 平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第28号議案 平成19年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
- 甲第29号議案 平成19年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）
- 甲第30号議案 平成19年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）
- 乙第1号議案 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例
- 乙第3号議案 沖縄県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 沖縄県立県民アートギャラリーの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 乙第9号議案 沖縄県公害審査会の紛争処理の手續に要する費用に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 沖縄県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 乙第11号議案 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例
- 乙第13号議案 沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第15号議案 沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例
- 乙第16号議案 沖縄県中小企業の振興に関する条例
- 乙第17号議案 沖縄県道路整備・都市モノレール建設基金条例の一部を改正する条例
- 乙第18号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 乙第19号議案 沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例
- 乙第20号議案 沖縄県奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第21号議案 土地の処分について
- 乙第22号議案 訴えの提起について
- 乙第23号議案 照明灯倒壊事故に関する和解等について
- 乙第24号議案 損害賠償額の決定について
- 乙第25号議案 包括外部監査契約の締結について
- 乙第26号議案 中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について
- 乙第27号議案 中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について
- 乙第28号議案 中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について
- 乙第29号議案 公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について

日程第3 乙第30号議案から乙第32号議案まで

- 乙第30号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 乙第31号議案 指定管理者の指定について
- 乙第32号議案 指定管理者の指定について

予算特別委員会の設置

予算特別委員会委員の選任

出席議員（45名）

議長	仲里利信君	4番	仲田弘毅君
副議長	具志孝助君	5番	照屋守之君
1番	上原章君	6番	赤嶺昇君
2番	佐喜真淳君	7番	當山弘君
3番	新垣良俊君	8番	狩俣信子君

9 番 比 嘉 京 子 君
 10 番 奥 平 一 夫 君
 11 番 前 田 政 明 君
 12 番 吉 田 勝 廣 君
 13 番 當 山 眞 市 君
 14 番 辻 野 ヒロ子 君
 15 番 親 川 盛 一 君
 16 番 嶺 井 光 君
 17 番 岸 本 恵 光 君
 18 番 當 間 盛 夫 君
 19 番 当 銘 勝 雄 君
 20 番 渡嘉敷 喜代子 君
 22 番 嘉 陽 宗 儀 君
 23 番 玉 城 義 和 君
 24 番 内 間 清 六 君
 25 番 前 島 明 男 君
 26 番 國 場 幸之助 君
 27 番 伊 波 常 洋 君

28 番 砂 川 佳 一 君
 29 番 浦 崎 唯 昭 君
 30 番 安 里 進 次 君
 32 番 兼 城 賢 吉 君
 33 番 新 里 米 仲 君
 34 番 高 嶺 善 弘 君
 35 番 当 山 全 子 君
 36 番 外 間 久 勉 君
 37 番 金 城 朝 則 君
 38 番 糸 洲 亨 君
 40 番 小 渡 淳 司 君
 41 番 池 間 哲 盛 君
 42 番 新 垣 盛 長 君
 45 番 外 間 良 政 君
 46 番 平 良 秀 清 君
 47 番 新 川 昌 春 君
 48 番 喜 納

欠 席 議 員（2名）

21 番 瑞慶覧 朝 義 君 39 番 上 原 賢 一 君

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	事 務 局 長	仲 井 眞 弘 多 君	知 事	公 室 監 事	上 運 天 昂 君
副 知 事	事 務 局 次 長	仲 安 里 全 輝 君	秘 書 長	統 括 監 事	名 渡 山 司 君
副 知 事	公 務 部 長	上 宮 原 城 嗣 三 君	財 政 委 員 長	伊 元 正 一 君	
企 画 部 長	環 境 部 長	上 知 念 波 輝 友 子 君	教 育 委 員 長	仲 村 守 和 君	
文 化 部 長	保 健 部 長	伊 護 得 久 秀 光 君	公 安 委 員 長	安 得 津 八 郎 君	
福 祉 部 長	水 産 部 長	仲 護 得 久 秀 光 君	警 察 本 部 長	大 城 光 代 君	
農 林 部 長	商 工 部 長	仲 首 花 知 上 君	労 働 委 員 長	瀬 良 垣 馨 君	
観 光 部 長	建 築 部 長		人 事 委 員 長	太 田 守 胤 君	
土 木 局 長	企 業 局 長		代 表 監 査 委 員		
病 院 事 業 局 長	出 納 事 務 局 長				
会 計 課 長					

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	長 嶺 伸 明 君	主 査	中 村 守 君
次 長	遊 佐 信 雄 君	主 査	佐 久 田 隆 君
議 事 課 長	嘉 陽 安 昭 君	主 査	上 当 佳 代 子 君
課 長 補 佐	平 田 善 則 君	主 査	大 城 佳 美 君

○議長（仲里利信君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（仲里利信君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第30号議案まで、乙第1号議案、乙第3号議案から乙第13号議案まで及び乙第15号議案から乙第29号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

前島明男君。

〔前島明男君登壇〕

○前島 明男君 おはようございます。

公明党・県民会議の前島でございます。

一般質問に入ります前に、所見を若干述べさせていただきます。

去る2月10日夜、北谷町で起きた米兵による少女暴行事件は、女性の人権を全く無視した悪質で卑劣きまりない蛮行と言わざるを得ない。被害に遭われた少女や親、兄弟の心中を察すれば胸が痛みます。加害者がどう弁解しようが絶対に許されることではない。米軍側は、事件・事故が発生するたびごとに綱紀粛正を唱えるが、それで解決できるものではない。末端の兵隊に至るまで、基本的人権とは何か、また自由とは何か、そして人間として学ぶべき基礎的なことからしっかりと教育すべきではないかと考えます。二度と絶対にこのような事件が起こらないことを願ってやみません。

それでは質問に入ります。

大きな1番、教育行政について伺います。

(1)、ゆとり教育について。

文部科学省は、去る15日、学習指導要領改訂案を公表したが、いろいろ指摘されている。中でも、一人一人の子供に教員の目が行き届き、教材研究の時間を十分確保できるというゆとりある環境が不可欠である。しかし、来年度の教員増は1000人とどまり、今後の大幅増も期待できない。教育現場からさらにゆとりを奪えば、できる子供だけを伸ばす古い教育に逆戻りするおそれがないか。また、北欧などの教育先進国では、競争よりも子供全体の学力を上げる教育に力を入

れており、できる子ができない子を助けることがその子自身の才能を大きく伸ばすというデータもある。しかし、今回の改訂案にはそうした共助の観点が欠落していると指摘されている。

そのようなことから次のことを伺います。

ア、文部科学省は、小中学校の学習指導要領改訂案を公表したが、ゆとり教育路線を転換した最大の理由は何か。

イ、30年ぶりに授業時間数がふえるようだが、授業の中身が問題だったのではないか。

ウ、多くの弊害が指摘されたかつての詰め込み教育に逆戻りする危険性はないか。

エ、今回の学習指導要領改訂案を県教育長はどう見ているか伺います。

(2)、県立特別支援学校編成整備計画（案）について伺います。

「沖縄盲学校の未来を考える会」から、去る2月13日、仲里利信県議会議長あてに、沖縄盲学校を視覚特別支援学校として存続を求める陳情書が提出されました。その内容は、沖縄盲学校は視覚障害教育の場として、点字教育、弱視教育、重複障害児教育、職業教育を実践する一方、県内唯一の視覚障害児・者の教育機関として、視覚障害のある乳幼児やその家族、地域の学校に通う幼児・児童生徒、中途失明者への支援や関係機関との連携など、視覚障害教育を専門とした特別支援学校としてセンター的役割に対するニーズも増し、それにこたえるよう努力をしているとのことであり

ます。今回の整備計画（案）では、どちらの障害においても、活動の制限など制約が多くなることが予想されるため、併設型の特別支援学校ではなく、視覚障害に特化した視覚特別支援学校として盲学校を存続・発展させてほしいとのことでもあります。

そこで次のことを伺います。

ア、県立特別支援学校編成整備計画（案）の基本的な考え方を御説明ください。

イ、整備計画（案）を作成するに当たって、学校現場並びに親たちと何回意見交換を持たれましたか伺います。

ウ、知的障害児との併設を計画しているようですが、教育環境が全く違うのではありませんか。うまくいくとお考えですか。

エ、盲学校の生徒や関係者は非常に不安を感じているようですが、どう解消するお考えですか。

(3)、沖縄県教育委員会は、沖縄戦事例集を初めて作成されたが、その趣旨と内容について御説明ください。

(4)、空手4団体の統一について伺います。

それぞれ独自の道を歩んできた県内の空手道4団体が、統一組織「沖縄伝統空手道振興会」を設立されました。大変に喜ばしいことであります。分裂以来27年になります。県内空手界の懸案であっただけに関係者の喜びはひとしおだと推察いたします。

空手は世界に普及していて、推定で約150カ国、5000万人と言われております。2009年には空手の世界大会が開催されますが、4団体が結束して、県内で世界大会を開催すれば万単位の参加者が世界各国から集うに違いありません。発祥の地として大会を成功させれば、沖縄の名は一層世界へ発信されるものと確信いたします。

そこで次のことについて伺います。

去る2月14日、分裂以来27年ぶりに県内の空手道4団体の統一組織である「沖縄伝統空手道振興会」が設立されました。県は積極的に支援すべきだと考えますが、どのような支援を予定しているか伺います。

大きな2番、福祉・医療行政について伺います。

(1)、施設福祉対策についてであります。

特に老人福祉施設について考えてみたい。

県民からたびたび相談を受けるのは、特別養護老人ホームになかなか入れない。何年も待っている、である。おおむね65歳以上の者であって、身体上、もしくは精神上または環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させる施設であると定められております。

私がここで強調したいのは、おおむね80歳以上の方々のことであります。

この方々は、去る第二次世界大戦で最愛の肉親等を失い、最も悲惨な目に遭われ、その上、生きるために、そして戦後復興のために日夜分かつた必死に頑張っただけです。私は、このような方々がだれよりも大事にされなければならないと考えております。余生もそんなに長くはありません。希望されるすべての方々が入所できるように施設を整備すべきだとの考えから次のことを伺います。

ア、養護老人ホーム並びに特別養護老人ホームの現在の設置状況はどうなっていますか。

イ、入所待機者が随分いるように聞いているが、現状はどうなっていますか。

ウ、希望者全員が入所できるように施設をふやすべきだと考えるが、どうですか。

(2)、看護師や助産師の不足について伺います。

慢性的な看護師や助産師不足を解消するには、新人の養成だけではとても追いつかない現状を見ました場合、どうしてもOBたちの力をかりざるを得ないと思います。熟練した技術を生かさない手はないとの考えから次のことを伺います。

ア、現在どの程度不足しているのか。

イ、一度離職した方々の再就職支援はどうなっているか。

ウ、再就職の状況はどうなっているか伺います。

(3)、ドクターヘリ事業について伺います。

今日まで離島等で急患が発生した場合、自衛隊や海上保安庁に依頼し、対応していただき、多くの人命が救われてきました。このことに対しましては心から感謝をし、敬意を表するものであります。

しかしながら、飛行場が整備されていない地域や山間地等においては、十分な救助活動ができない場合もあったわけですが、次年度のドクターヘリ事業の導入で沖縄全域がカバーされ、全県民が安心して生活できる環境が整うことになります。

そこで次のことを伺います。

ア、20年度予算に5000万円余が計上されているが、県内何カ所を予定しているのか。

イ、今後予算をふやす考えはあるのか。

ウ、県が直営でやるのか、それとも委託に回すのか伺います。

(4)、発達障害のある方とその家族が地域で安心して暮らせるよう、各地域あるいは市町村に支援体制を整備することを目指しているわけですが、昨年2月1日に開所して以来1年が経過しておりますので、発達障害支援センターの現状と課題はどうなっているか伺います。特にコーディネーターの育成・訓練等についてであります。

(5)、障害児タイムケア事業の活用状況と課題はどうなっているか。

(6)、児童養護施設の整備について伺います。

ア、虐待を受けている子と暴力行為のある子との施設を分けて整備する考えはないか伺います。

(7)、配偶者からの暴力防止と被害者保護のための連携強化促進について伺います。

ア、国から示されている内容はどうなっているか伺います。

(8)、児童デイサービスの現状と課題はどうなっているか。

大きな3番、土木建築行政について伺います。

(1)、都市モノレールの延長について。

いよいよ、来る3月21日の第7回モノレール延長審査会において最終結論が出されることになっております。ここで強調しておきたいことは、利便性や経済性も大事な要素であります、最も大事なことは、交通渋滞の緩和を第一義的に考え、さらに沖縄都市モノレールは沖縄全県民の財産であることと、観光客の利便性も十分に考慮して決定されるべきであることから、次のことを伺います。

ア、ゆいレール首里駅から西原入り口付近まで、延長経路に関するP I、いわゆる住民意見の聴取は終わったと思うが、いつ公表されるのか伺います。

イ、P I調査結果は経路決定にどの程度反映されるのか。

ウ、調査したという形式だけでなくして、大いに尊重すべきだと考えるがどうか。

(2)、通称パイプライン線の浦添市伊祖側から宜野湾市向け工事が一向に着工できないのはなぜか。

(3)、浦添市港川の里浜づくりについて伺います。

浦添市港川地域では住民有志が中心になって、住みよい地域づくりのために、また活性化を図るためにこれまでにない盛り上がりのある活動を展開しており、市内外から大きな注目を浴びております。

そこで次のことを伺います。

ア、地域住民が中心になって里浜づくりに努めているが、どう評価しているか。

イ、臨港道路、浦添線をつくる折、ぜひ関係する住民の意見を聞いてほしいとの要望が強いがどう思うか。

ウ、那覇、浦添近郊で唯一残っている勢理客から港川までの海岸線をぜひビーチとして残すべきだと考えるがどうか。

(4)、臨港道路について伺います。

ア、海底トンネル部分以外の工事が遅々として進まないのはなぜか。

イ、浦添、宜野湾線の進捗はどうなっているか。

ウ、平成21年の海底トンネル供用開始時にはどこからどこまでが使用できるのか伺います。

大きな4番、環境行政について伺います。

「捨てればごみ、分別すれば資源」、このキャッチフレーズは耳にタコができるほど聞いてきた言葉であります。しかし、県民意識が高まってきたとはいえ、地域によっては十分な成果が上がっていない自治体もあるように聞いております。資源は無尽蔵ではないことから、大事にする意識をもっと高める必要性から、次のことを伺います。

(1)、ごみの減量化についてであります。

ア、我が県における家庭ごみ削減計画の数値目標と比べて実績はどうなっているか。また、どう評価しているか。

イ、企業の数値目標と実績はどうなっているか。

ウ、今後の中長期の削減目標はどうなっているか伺います。

(2)、産業廃棄物の最終処分場について伺います。

ア、最終処分場の実態はどうなっているか。

イ、県の建設予定候補地を3カ所に絞られたが、関係住民との話し合いはどうなっているか。

ウ、最終処分場の現状からすると早期の着工が望まれるが、めどは立っているのか伺います。

大きな5番、食の安全・安心について伺います。

中国製冷凍ギョーザによる食中毒被害が発生しました。あろうことか、混入していたのは殺虫剤成分であります。食の安全を担う官民の食品検査、輸入管理体制は不備と言わざるを得ない。安全に対する慢心が食中毒の被害を生み拡大させたと言っても過言ではない。問題はもう一つある。最初の被害発生から厚労省の発表までほぼ1カ月もかかっている。通報が迅速に行われ、消費者への告知が早ければ被害はもっと抑えられたのではないか。縦割り行政の弊害と言えよう。加工食品や食原料の大半を中国に依存している日本にとっては死活問題であります。

そこで次のことを伺います。

ア、今回の中国製冷凍ギョーザ中毒事件はなぜ起きたと思うか。

イ、原因究明はどうなっているか。

ウ、今後の我が県としての対策はどうなっているか。

エ、我が国、我が県の農作物の自給率は低い、今後どう高めていくのか。

大きな6番、警察行政について伺います。

(1)につきましては多くの議員から質問がありましたので、割愛をいたします。

(2)、交通事故自動記録装置の県内設置状況と今後の計画はどうなっているか。

交差点内で発生した交通事故の直前から直後の状況をVTRに記録し、事故捜査の鑑定に活用され、的確な事故原因の究明を図ることができる有用な装置ですが、県内の設置状況と今後の計画を伺います。

大きな7番、我が会派の代表質問に関連して質問いたします。

我が会派の上原議員の代表質問、大きい4番の(5)、うつ病デイケア事業について伺います。

私も県議会公明党・県民会議会派は、去年12月18

日、沖縄県立総合精神保健福祉センターを視察し、所長並びに利用者7名から話を聞いてまいりました。また、陳情者の県外来精神科医会の知念襄二会長から、参考人聴取も行ってまいりました。それらのことからいたしますと、慢性うつ病に特化したデイケアは県内になく、センターデイケアの効果は県内外からも注目を浴びております。民間病院にノウハウをバトンタッチするまでは継続・拡充がぜひ必要だと訴えております。

また、知念会長は、慢性うつ病は投薬だけでは改善しないと説明され、センターのデイケアで実施する認知行動療法がうつ病患者の復職などで成果を上げているとのことでもあります。デイケアは県のパイロット事業ではありますが、センターのうつ病デイケアは県内外でも広く知られるようになり、県内外からの見学者も多く、既に県外からは10数カ所の視察申し入れがあるそうでもあります。

また、県内の利用者紹介がふえ続けており、現在では定員15名を倍する利用者を受け入れており、利用待機者も多い状況にあることから、ぜひうつ病デイケアの中核として存続すべきだと考えるが、県の方針を伺いたい。

次に、糸洲朝則議員の代表質問に関連して質問いたします。大きな4番の(5)についてであります。その中で特に香港について伺います。

マスコミ等の情報によりますと、4月から沖縄ー香港間に定期直行便が就航する予定になっているとのことでもあります。それが実現すれば、こんなにうれしいことはありません。歴史や文化、地理的に近いことなどを考えると、観光客を相互にふやしていく上では弾みがつくものと考えます。さらには、貿易やビジネスでの交流も活性化するものと期待されます。

そこで次のことを伺います。

ア、予定会社の運航会社名。

それからイ、具体的な運航計画があればお聞かせください。

答弁によっては再質問をさせていただきます。

○議長（仲里利信君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

前島議員の御質問にお答えいたします。

まず、教育行政の関連で、空手4団体統一組織の支援に係る御質問にお答えいたします。

沖縄を発祥の地とする空手道は、沖縄が世界に誇る貴重な伝統文化であり、その継承・発展に努めることは大変重要なことでもあります。

このたび、空手4団体の統一組織として「沖縄伝統空手道振興会」が設立されたことは、沖縄県の伝統文化の一つであります空手道・古武道を正しく継承・発展させ、世界へ発信する上で大変有意義なことでもあります。

これを契機に同会が中心となり、空手道・古武道の普及・発展のための諸事業が推進されることを期待しているところでございます。

県といたしましては、同会からの具体的な要請を受けて支援策を検討してまいりたいと考えておりますが、既に空手の世界大会を開く話であるとか、空手会館、空手大学、武徳殿のようなものへの関心が強く、これらをこれからよく調査研究・勉強して、手がつけられるものからつけていければ、ないしは支援ができればというふうに考えておりますが、これからでございます。

次に、福祉・医療関係の御質問の中で、2の(3)のア、イ、ウが関連いたしておりますので、御理解を得て一括して答弁をさせていただきたいと思っております。これはドクターヘリ事業に係る御質問でございます。

県が平成20年度から運航を予定いたしております救急医療用ヘリコプターは、国の補助を受けて実施するもので、各都道府県とも補助は1機分となっております。

予算につきましては、平成20年度は4カ月分を計上いたしておりますが、平成21年度以降は通年の経費を計上することにいたしております。

実施体制につきましては、救命救急センターの指定を受けた病院に対する補助事業として考えております。

現在のところ幾つかの条件が無論ついているわけですが、これですと沖縄全域についてはなかなかカバーし切れないという幾つかの難がございます。我々はまた政府とも相談しながら、沖縄に合うような形に展開できないかどうか、前へ詰めてまいりたいと考えております。

次に、食の安全・安心につきましてですが、食料自給率の向上対策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

食料自給率の向上を図るためには、県内農業生産の拡大と地産地消を推進することが極めて重要であります。

このため、県におきましては、農林水産業振興計画に基づきまして、第1に、おきなわブランドの確立と拠点産地の形成による生産供給体制の強化、第2に、輸送コストの低減や地産地消など流通・販売・加工対

策の強化、そして第3に、経営感覚にすぐれた担い手の育成や多様な新規就農者の育成確保、第4に、省力化に向けた農林水産技術の開発・普及、第5に、農業用水源の確保やかんがい施設等生産基盤の整備などによりまして、持続的農林水産業の振興と多面的機能を生かしました農山漁村の振興を図ることといたしております。

今後とも、沖縄県農林水産業の生産振興と食料自給率の向上に向け、総合的に諸施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、我が会派の代表質問との関連という点で、香港路線に係る御質問につきましてお答えいたしたいと思っております。この御質問も7の(2)のア、イが関連いたしておりますので、一括して恐縮ですがお答えさせていただきます。

運航会社は、香港を拠点とする航空会社「香港エクスプレス」となっております。

同社は、平成20年4月3日から木曜・日曜、週2便の運航を計画いたしております。

ことし1月の日本・香港の協議におきまして、輸送枠も含めた航空自由化が合意されたことを受け、4月末には週4便への増便を予定し、現在、運航計画等の調整が行われているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育行政についての御質問で、ゆとり教育の転換についてお答えいたします。

今回の学習指導要領の改訂の背景については、体験の不足などから来る子供たちの「生きる力」の弱さや、OECD等の国際学力調査の結果における日本の子供たちの理科や数学の学力の低下、学ぶ意欲や学習習慣における課題等が大きな要因であるとされております。

このことから、文部科学省は「生きる力」をはぐくむという現行学習指導要領の基本理念を継承しつつ、各教科で知識・技能を活用する学習活動を充実する必要があるとしております。

次に、授業時間数増と授業の中身の問題についてお答えいたします。

今回の学習指導要領の改訂に当たって、文部科学省は、これまで「生きる力」や「総合的な学習の時間」についての必要性や趣旨の周知等が必ずしも十分でなく、学校現場での指導に課題があったものとしており

ます。

そのことから、今回の改訂案は子供たちがつまづきやすい内容の確実な定着を図るための繰り返し学習や、観察・実験やレポート作成、論述などの知識・技能を活用する学習活動や体験活動などにより授業の充実を図る内容となっております。

次に、詰め込み教育への危険性についてお答えいたします。

文部科学省は、今回の改訂における授業時間数の増加は、指導内容をふやすことを主な目的とするものではなく、子供たちが学習にじっくりと取り組める時間を確保すること、そして、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とこれらを活用する力を育成することにあるとしております。

また、「ゆとりか詰め込みかという二者択一ではなく、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と、これらを活用する力の育成をいわば車の両輪として伸ばしていく必要がある」としております。

次に、改訂案に対する教育長の見解についてお答えいたします。

先日公表されました学習指導要領改訂案は、現行学習指導要領の基本理念である「生きる力」を育成することを継承し、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること、道徳教育や体育などの充実により豊かな心や健やかな体を育成することを基本的な考えとしているものととらえております。

本県の目指す教育も「生きる力」の育成であり、その実現のためにどのようなことをなすべきかについて、学校、保護者、地域等と連携を図って取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県立特別支援学校編成整備計画（案）の基本的な考え方についてお答えいたします。

近年の児童生徒の障害の重度・重複化等により、多様な教育ニーズへの対応が求められていることから、平成19年4月から学校教育法の改正により、従来の障害種別ごとの盲・聾・養護学校の制度が複数の障害種に対応できる特別支援学校制度に改められました。

このような状況を踏まえ、県教育委員会では、障害のある幼児・児童生徒のニーズに対応した教育の充実を図るため、県立特別支援学校編成整備計画（案）を作成したところであります。

本計画（案）の基本的な考え方としましては、1点目に、地域で教育ニーズの高い障害種に対応する複数障害種対応の特別支援学校を地区ごとに整備すること、2点目に、障害種別に専門的指導を行うこと、3

点目に、障害のある幼児・児童生徒がより身近な場で教育が受けられるように配慮することなどとしております。

次に、学校現場や親たちとの意見交換についてお答えいたします。

県立特別支援学校編成整備計画（案）は、学識経験者や学校関係者、さらに保護者代表から構成された懇話会の提言を踏まえ、障害のある幼児・児童生徒の教育的ニーズに対応した教育の充実を図るため作成したものであります。

県教育委員会としましては、同計画（案）について中部地区の地域説明会や美咲養護学校を初め沖縄ろう学校、沖縄盲学校の職員や保護者に対し説明会を開催し、御意見を伺っているところであります。

次に、教育環境が違う知的障害児教育との併設についてお答えいたします。

複数の障害種に対応する特別支援学校を整備する場合は、学級編制や教育課程を障害種ごとに定め、それぞれの障害の特性に応じた教育活動が展開されるよう配慮することとしております。

また、施設整備については、国の「特別支援学校施設整備指針」を踏まえ、校舎や教室等の配置においてそれぞれの障害の特性に応じた空間区分や動線設定を考慮し、児童生徒が落ちついて学習できる環境を整える必要があるものと考えております。

次に、盲学校の生徒や関係者の不安の解消についてお答えいたします。

沖縄盲学校の保護者や学校関係者が単独校として存続を求めていることについては、視覚障害教育の専門性の維持等に不安を感じていることのあらわれと受けとめております。

県教育委員会としましては、今後とも保護者や関係団体等に十分な説明と意見交換を行いながら、不安の解消に努めていきたいと考えております。

次に、「沖縄戦の指導案事例集」についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、これまで各高等学校の授業等で実践されてきた沖縄戦の学習指導案をもとに、高校の地理歴史科や特別活動等で活用できる「沖縄戦の指導案事例集」を作成し、新学期までには全県立高等学校に配布する予定であります。

この指導案事例集等を活用することにより、今後とも沖縄戦の実相を子供たちに正しく伝えていくことができ、理解が深まるものと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 福祉医療行政についての中の、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置状況と入所申込者の現状、施設の増設についてにお答えいたします。これは一括のお答えになります。

平成20年1月現在、養護老人ホームは6施設、定員が300人、特別養護老人ホームは54施設、定員4065人が整備されております。

平成18年6月に小規模特別養護老人ホームを除く47施設を対象に入所申込者を調査した結果、在宅からの申込者は3400人となっており、そのうち要介護度3から5の高齢者が1600人で、さらに、ひとり暮らし世帯や介護する者が高齢、障害、就労等により介護が困難な世帯について見ますと900人になるものと推定されております。

一方、特別養護老人ホームにおいて年間の退所者はおおむね700人となっております。

また、平成18年4月からは新たな地域密着型サービスとして認知症高齢者グループホームが50カ所、定員459人、小規模多機能型居宅介護施設32カ所、利用定員741人のサービスが展開されております。

さらに、軽費老人ホームも平成19年度に開設された2施設を加え9施設、定員450人が整備され、県全体としては既存の施設と新たな地域密着型サービスで入所の必要度が高い者のニーズは満たすことができると考えております。

特別養護老人ホームの増設につきましては、第3期介護保険事業支援計画において平成20年度までは行わないこととされており、平成21年度からの第4期介護保険事業支援計画の中において検討されることとなります。

続きまして、看護師や助産師はどの程度不足しているかという質問にお答えいたします。

平成17年度に実施しました平成18年から平成22年までの第六次看護職員需給見通しにおいて、毎年約700人の看護職員不足が見込まれております。そのうち、助産師は毎年約100人の不足と見込まれております。

続きまして、看護職員の再就職支援と再就職の状況について一括してお答えいたします。

沖縄県ナースセンター事業においては、離職期間が長い看護職員への看護力再開発講習会の実施及び求人・求職の紹介や相談を無料で行うなど、再就業を支援しております。

また、現在業務に従事していない助産師に対して、助産技術研修を実施し、産科診療所等への再就業を支援しております。

平成18年度の再就職の状況については、看護力再開発講習会は受講者が23人中8人、助産技術研修は受講者6人全員が再就業しております。

また、平成18年度の沖縄県ナースセンターの求職登録者338人のうち、再就業したのは197人となっております。

続きまして、発達障害者支援センターの現状と課題についてにお答えいたします。

発達障害者支援センターは、発達障害者に対する相談支援、発達支援及び就労支援等を行っております。

平成19年4月から12月までの相談件数は、相談支援が213件、発達支援が185件、就労支援が193件、合計591件となっております。

今後は、身近な地域でよりきめ細かな相談が受けられるよう各圏域で相談・支援体制を構築する必要があります。そのため、相談支援事業所の相談支援専門員等に発達障害者の相談・支援のコーディネートを担っていただくことを考えており、センターを中心にネットワークを築いていくこととしております。

続きまして、障害児タイムケア事業についてにお答えいたします。

障害児タイムケア事業につきましては、利用対象を障害のある中高生等までとしておりましたが、平成18年10月から、18歳以上の障害者等も利用対象に加えられ、事業名称が日中一時支援事業に変更されました。

平成18年度の障害児タイムケア事業は3市町村で実施されておりましたが、現在、日中一時支援事業は29市町村で実施されており、実施市町村は大幅にふえております。未実施市町村は12町村であります。利用者がいないために実施していないということでもあります。

続きまして、児童養護施設の整備についてにお答えいたします。

児童養護施設は、保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させ、これを養護すること等を目的とする施設であります。

当該施設は本県で8カ所設置されており、ことし1月1日現在、定員442人に対し395人が入所しております。

一方、不良行為をなし、またはなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、その自立を支援すること等を目的とする児童自立支援施設が1カ所設置されております。

要保護児童につきましては、児童相談所において調査、診断等に基づき、施設入所措置等の援助方針を決

定することになりますが、一般的に暴力行為等の問題を抱えた児童については児童自立支援施設への入所措置が行われております。

また、児童養護施設に入所した児童が問題行動を起こし、当該施設での処遇が困難となった場合は児童自立支援施設への措置変更が行われており、虐待されている児童と暴力行為等の問題を抱えた児童は別々の施設で処遇が行われております。

続きまして、配偶者からの暴力防止と被害者保護のための連携強化促進の内容についてにお答えいたします。

配偶者暴力防止法第9条は、配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉事務所など都道府県または市町村、その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう相互に連携・協力するよう努めるものと定めております。

また、国が策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」においては、法律に掲げられた機関やその他の関係機関が被害者支援の共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等さまざまな段階において緊密に連携して取り組む必要があると定められております。

そのため、県では、県の関係部局、県警、市町村、民間団体等27機関で構成する「沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡会議」を設置するとともに、女性相談所、北部、宮古及び八重山の3福祉保健所に配偶者暴力相談支援センターを設置し、市町村、県警など関係機関と連携してDVの防止、被害者の保護及び自立支援に努めているところでございます。

続きまして、児童デイサービス事業の現状と課題についてにお答えいたします。

障害者自立支援法の施行に伴い、児童デイサービス事業は、療育を必要とする障害児を指導する場として位置づけられ、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行っております。

一方、これまで児童デイサービスで提供していた放課後対策や介護者のリフレッシュのための預かり的な支援につきましては、日中一時支援事業に区分されたところであります。

しかしながら、児童デイサービス事業所においては、サービスが預かり的な支援にとどまっているところもございます。

今後は、サービス管理責任者研修等を通して療育的支援が提供できるよう職員の資質の向上を図っていきたいと考えております。

なお、平成19年8月時点での児童デイサービスの利

用者数は788人となっております。

次に、食の安全・安心についての、中国産冷凍ギョーザ中毒事件の発生原因、原因究明の状況及び県の対策について一括してお答えいたします。

今回の中国産冷凍ギョーザ中毒事件につきまして、現在、国において当該薬物の混入経路の解明など事案の真相究明のため、中国調査当局と協働で鑑定や関係者の聴取等の捜査を行っているところであり、その結果を注視したいと考えております。

県では、今回の事案に対し、この間、健康被害拡大防止のため県民への情報提供や当該製品の販売中止及び回収等の確認をするとともに、有症者148名からの聞き取りや当該製品の74検体の検査等を行ってきたところであります。検査の結果、メタミドホス及びジクロロボス等の有機燐系薬物は検出されておられません。

近年の国内における食の安全・安心を揺るがすさまざまな事件や事故を受け、国においても今後の対策を検討しているところでありますが、県におきましても、国の検疫所等、関係機関との連携や情報の共有化により、検査及び監視体制の強化に努めていきたいと考えております。

続きまして、我が会派の代表質問との関連の中の、うつ病デイケアの継続実施についてにお答えいたします。

沖縄県総合精神保健福祉センターは、県内唯一の地域精神保健福祉に関する技術的中核機関として、普及啓発や精神保健福祉専門相談、人材育成など多くの役割があるほか、精神障害者の退院促進や自殺対策など主要施策への対応が求められております。

うつ病デイケアにつきましては、現在、平成21年度から2カ所の民間病院が実施を予定しており、技術移転を図るために平成20年度は継続して実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 首里勇治君登壇〕

○土木建築部長（首里勇治君） それでは土木建築行政関連で、P I 結果の公表時期についての御質問にお答えいたします。

モノレール延長に関する P I、すなわちパブリック・インボルブメントの実施については、マスコミ等を通じて去る2月18日に中間発表しております。

その内容は、1万7000部のアンケート配布に対し約5700部、約33%の回収率で、地域別、年齢別、就業者別に幅広い意見を集約することができました。

また、モノレール延長の必要性や事業化に対して

は、9割以上の高い理解度と賛同があり、延長ルート案の選定における重要項目として利便性や交通渋滞緩和を望む意見が多い状況でありました。

なお、P I 最終結果は延長ルート案選定について、地域別や乗客予測割合別に集計・分析し、幹事会で審議した上で3月予定の第7回委員会で公表する考えであります。

次に、延長ルート案の選定における P I 調査結果の反映と尊重についての御質問にお答えいたします。一括してお答えいたします。

延長ルート案の選定に当たりましては、前回委員会までに利便性、町の発展性、交通結節利便性、早期実現性、経営採算性の5つの評価項目で総合評価を実施してきたところであります。

しかしながら、浦添ルート案と福祉センター改良案の評価が拮抗し、P I 結果を踏まえた慎重審議を求める意見があり、結論が持ち越されたことから、延長ルート案の選定も含めた P I を実施したところであります。そのため、次回の委員会において、P I の結果はルート案選定の参考資料として活用されるものと考えております。

続きまして、パイプライン線の工事着工についての御質問にお答えいたします。

都市計画道路パイプライン線は、那覇市の環状2号線を起点とし、宜野湾市の宜野湾西原線を結ぶ国道58号と国道330号の機能を補完する街路であります。

浦添市伊祖から宜野湾市嘉数の延長約1.3キロメートル区間につきましては、平成14年度に事業着手し、現在、主に用地買収と物件補償を行っております。

工事につきましては、平成18年度より用地買収が進んでいる宜野湾市側から着工しており、平成19年度末の事業進捗率は約34%であります。

今後とも地権者の理解を得ながら用地取得に努め、平成23年度の供用を目途に整備を進めていく考えであります。

次に、里浜づくりの評価についての御質問にお答えいたします。

浦添市港川の里浜づくりにつきましては、地域住民や自治会等が主体となる里浜フォーラムや海の体験学習などが活発に行われております。

県としましても地元浦添市同様、地域の自然・歴史・文化など特性を生かす地域に根差した里浜づくり活動が大変重要なものだと認識しております。

続きまして、住民の意見についての御質問にお答えいたします。

臨港道路浦添線につきましては、現在、浦添市土地

開発公社において埋立工事の着手に向け、沖縄県の環境影響評価条例に基づく手続を進めております。

地元の浦添市におきましては、臨港道路浦添線の埋立工事についてこれまで地域住民説明会や市議会等、さまざまな機会をとらえ説明や意見交換を行って進めていると聞いております。

県としましては、今後とも浦添市が地域住民の活動と市民ニーズを十分に踏まえ進めていくものと考えております。

続きまして、ビーチとして残すべきとの考えについての御質問にお答えいたします。

臨港道路浦添線は、延長約2.5キロメートルであり、勢理客から港川の海岸線の前面の海域を埋め立てて通過する計画になっております。

当該道路と陸域の間の海域につきましては、浦添市土地開発公社と那覇港管理組合により都市機能用地及び港湾緑地の造成を行います。今回、港川寄りの一部区間におきましては緑地の埋め立てを見送ると聞いております。

続きまして、沈埋トンネルに係る関連道路の進捗状況について一括してお答えいたします。

那覇空港から沈埋トンネルを経由して宜野湾市宇地泊に至る約12.2キロメートルの区間につきましては、国において臨港道路空港線、臨港道路浦添線及び浦添北道路の3区間の整備を進めております。

臨港道路空港線は、那覇市鏡水から同市若狭の既設臨港道路港湾1号線に接続し、延長が約3キロメートルで、そのうち沈埋トンネル区間が約0.8キロメートル、道路区間が約2.2キロメートルであり、両区間とも平成22年度の完成を目途に整備を進めていると聞いております。

次に、臨港道路浦添線は、浦添市西洲から同市空寿崎の浦添北道路に接続し、延長が約2.5キロメートルで、平成22年度完成予定であると聞いております。

また、浦添北道路は、浦添市空寿崎から宜野湾市宇地泊の国道58号宜野湾バイパスに接続し、延長が約2.0キロメートルで、平成18年度に事業着手していると聞いております。

次に、沈埋トンネルの供用開始時の道路利用状況についてお答えいたします。

沈埋トンネルの供用予定の平成22年度末におきましては、臨港道路空港線及び臨港道路浦添線が完成することから、那覇空港から沈埋トンネルを経由し、那覇市若狭、浦添市西洲、浦添市空寿崎、県道浦添西原線の一部を経て国道58号の港川に至るルートが使用できるものと聞いております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 環境行政についての御質問で、家庭ごみと企業の削減目標と実績について一括してお答えいたします。

廃棄物の基本的な区分として、産業廃棄物以外の廃棄物は一般廃棄物であり、さらに一般廃棄物は、一般家庭から発生する生活系ごみと事業活動に伴って発生する事業系ごみに分けられます。

県におきましては、生活系ごみと事業系ごみを分けた減量化目標はありませんが、第二期の「沖縄県廃棄物処理計画」において、生活系と事業系を合わせた一般廃棄物の平成22年度の減量化目標を設定しております。

同計画の平成22年度目標としては、排出量を基準年度である平成16年度と同程度に抑制し、再生利用量の割合を排出量の22%に、最終処分量の割合を12%にしております。

平成17年度実績では、排出量が基準年度の99.6%、再生利用量は排出量の12%、最終処分量は排出量の13%となっております。

排出量、最終処分量については目標に向けおおむね良好に推移しておりますが、再生利用量が伸び悩んでいることから、一層の県民意識の高揚等を図る必要があると考えております。

県としましては、今後とも市町村と連携し、県民や事業者等の協力を得ながら、循環型社会の形成に努めてまいります。

次に、廃棄物の中長期の削減目標についてお答えいたします。

廃棄物の減量化目標については、5年ごとに策定している沖縄県廃棄物処理計画において設定しており、現在の第二期計画では平成22年度を目標年度としております。

平成23年度以降の減量化目標については、第二期計画の達成状況、本県の廃棄物を取り巻く状況、国の動向等を踏まえ、第三期計画において目標数値の設定を行いたいと考えております。

次に、産業廃棄物最終処分場の実態についてお答えいたします。

産業廃棄物最終処分場のうち安定型最終処分場については、平成17年3月現在、稼働している最終処分場は14施設で、その残余容量は約386万5000立方メートルとなっております。

管理型最終処分場については、平成19年3月現在、

民間の産業廃棄物処理業者が設置している稼動中のものは2施設のみで、その残余容量は3万立方メートルであり、管理型最終処分場については逼迫した状況にあります。

次に、公共関与による産業廃棄物最終処分場について、関係住民との話し合い及び早期着工のめどについて一括してお答えいたします。

公共関与による産業廃棄物最終処分場の立地候補地については、総じて厳しい意見が寄せられています。

県では、本事業に対する理解と協力を得るために、陸域候補地での住民説明会の開催及び先進的な事例となる県外処分場の視察の実施に向けて取り組んでいますが、いまだ実現に至っておりません。

また、海域候補地に関しては、学識経験者や港湾関係者から成る懇談会を開催し、環境影響等について意見を伺い、事業実施に向けた課題を抽出しているところであります。

県としては、社会的条件や地域の理解が得られるなどの諸条件が整った箇所から先に整備を進めたいと考えており、引き続き3候補地の市町や地域の方々の理解と協力が得られるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 交通事故自動記録装置の設置状況と今後の設置計画についてお答えいたします。

交通事故自動記録装置とは、交差点等の交通音の中から衝突音、急ブレーキ、長いクラクションを識別し、識別した瞬間及び前後の映像や音を自動的に記憶するものであります。

同装置は、平成15年度の警察庁の全国調達の中で当県にも5機配分され、また平成17年に民間団体から寄贈があったものを含め、合計6機を交通事故の多い交差点に配置しております。

同装置につきましては、事故当事者の死亡や事故当事者の主張が食い違う場合において事故原因の究明に資するものであり、適正かつ効率的な交通事故捜査を行う上で有効であることから、警察庁からの配分を待つだけでなく、県警察においても可能な限り数多くの台数を整備してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（仲里利信君） 前島明男君。

〔前島明男君登壇〕

○前島 明男君 一通り御答弁をいただきましたが、

再質問をさせていただきます。

まず、教育関係についてであります。②の県立特別支援学校編成整備計画（案）についてでございますけれども、学校教育法の改正によって併設型の施設を計画しなさいということでございますが、時期的なものがあるのか、いつまで計画を立てなきゃいけないというその時期的なものがあるのか。学校の先生方あるいは父兄の皆さん方が非常に不安を感じておりますので、その辺は十分話し合いを持って理解が得られるような努力をしていただきたい。これから何度もお互いの意思の疎通を図っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから施設福祉対策についてでありますけれども、特別養護老人ホームの宮古、八重山における待機者の状況はどうなっているか、それをお聞きしたいというふうに思います。

それから浦添市港川の里浜づくりでございますけれども、那覇から浦添の間の2.5キロのうち、市の方が一部を見送る予定があるということなのですが、その計画の中に人口ビーチもあるわけですが、人口ビーチというのはやむなく人口ビーチをつくるわけでありまして、可能な限り自然のままのビーチが望ましいわけでありまして、那覇市あるいは浦添市の近郊から草履ばきでいつでも行けるような、そういう自然のビーチを可能な限り残していただきたいというふうに思うわけであります。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午前11時5分休憩

午前11時9分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは前島明男議員の再質問で、沖縄盲学校に関連して編成整備計画の時期や不安等についてお答えをいたします。

特別支援学校編成整備については、年度内策定にこだわらず、今後とも継続して意見交換を行い、専門性や安全性に対する保護者等の不安や懸念の解消を図り、十分なコンセンサスを得た上で計画を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 首里勇治君登壇〕

○土木建築部長（首里勇治君） それでは里浜関連の再質問にお答えいたします。

地元浦添市としては、より魅力的なまちづくりを実現するために西海岸開発計画のみでとらえるのではなく、西海岸開発計画と基地跡地利用計画を一体的にとらえたまちづくりが必要であることから、北緑地は基地との緩衝緑地として早急に整備するのではなく、基地の跡地利用を踏まえ、地域特性や社会的ニーズなど、十分な検討を行い位置づけていく必要があると判断し、今回の埋立事業では見送る計画となったと聞いております。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 養護老人ホームの待機者の御質問にお答えいたします。

宮古、八重山の待機者なんですけれども、一応、申し込みの状況が宮古が60人、八重山が175人でございます。

関連しますが、介護度3から5の待機者なんです、この数が宮古31、八重山108となっております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 國場幸之助君。

〔國場幸之助君登壇〕

○國場 幸之助君 私の名前は國場幸之助と申します。

国の場でウチナーンチュの幸せづくりを助ける國場幸之助。すばらしい名前をつけていただいた両親に感謝を申し上げまして、通告に従いまして一般質問を行います。

1、安全・安心な食料の自給率の向上について。

日本の食料自給率低下の背景には食生活の欧米化があります。食料自給率30%の本県は、特にその傾向が顕著であります。

農林水産省総合食料局食料企画課の試算では、和食や地場の料理の献立を一日3食、食すれば自給率は64%に向上し、3食とも洋食だと23%、そして3食中華料理であれば自給率26%という数字がありました。

身土不二、身と土は一つであり、体のもとになる食料はその土地からとることが一番健康によいという意味です。しかし、交通手段の発達で産地と消費地の物理的な距離が拡大し、食品工業の高度化に伴い、生鮮食品から加工食品へと付加価値面での格差が広がり、さらには貯蔵技術の高まりによって生産から消費されるまでの時間が大幅に伸び、農と食の間に多くの食品関連産業と、距離と時間が天文学的に介在するようになりました。

食料自給率の向上のためにはさまざまな施策展開が総合的に必要ですが、その第一歩は、身土不

二、医食同源、そして地産地消という昔からの知恵に基づいた食のライフスタイルの復権にかかっていると考えております。

(1)、中国製ギョーザ中毒問題に対する国民意識調査によると、行政に求める対策のうち、最も国民からの要望が多い項目が食料自給率の向上でありました。そして、食料自給率を上げるには担い手の育成、農地の拡大と流動化と有効活用などの総合的取り組みが求められるが、究極的には国民意識と消費行動にかかっているのではないかと。意識動向の把握や啓発に対しどのような取り組みがなされておりますか。

日本同様、島国であるイギリスは1961年の食料自給率は42%であったが、現在は74%まで向上しております。自給率アップのためにさまざまな啓蒙運動や取り組みがなされておりましたが、その中の一つに、イギリスの消費運動家のティム・ラングが提唱したフードマイレージがあります。食料の輸送距離という意味で、食品の生産地と消費地が近ければフードマイレージは小さくなり、遠くから運ぶほど大きくなります。今の日本は歴史のどの時代におけるどの国の王侯貴族よりフードマイレージの総量が群を抜いて大きく、それだけ環境に対する負の影響とエネルギー消費が大きいです。

もちろん、生産地との距離が近くてもエネルギー消費の高いビニール栽培や、人口密度の高い、例えば銀座の一等地で稲作を行い、茶碗一杯数百万もする米を生産することがよいのかという反論が聞こえてきそうですが、日々の生活の中で食に対する嗜好や行動規範が自給率向上と環境保護に深く関係しているということは認識する必要があります。

(2)、第3次農林水産業振興計画でエコフィード等、自給率向上に資するような指標や施策は盛り込まれておりますか。また、同計画では自給率の目標値を何%に掲げようとしておりますか。本県は現在30%しかないが、政府の食料・農業・農村基本計画では、平成27年度の目標を45%に設定しております。その目標値を実現するために本県はどのように国と連携しておりますか。また、学校給食の自給率の実態と目標値はどうか。

農薬と化学肥料に頼らない有機農法の普及・拡大は、食の安心・安全を確立する上で最優先の取り組みであります。

(3)、平成18年末に成立した国の有機農法推進法に伴い、有機農業支援事業など、平成20年度の新規・継続事業の中で、安心・安全な食料自給率の実現に資するものはどのようなものがありますか。また、有機農法

の推進に関する県の今後の取り組みスケジュールについて明らかにしてください。

(4)、食料自給率が低いにもかかわらず、飽食による肥満や食品廃棄物が多いのも問題であります。食べ物を大切にするという美德を取り戻しながら、児童生徒、成人を対象とした食を通じた健康・長寿の実現や食育等をそれぞれどのように実践しておりますか。

(5)、生産性やマーケティング戦略を問う前に、最近の日本は農家を尊敬する心が失われている感がします。しつけや教育の現場で農はどのように教えられておりますか。そして、農業担い手や後継者を育成するためには農家が生活できる自立支援策が不可欠だが、どのように取り組まれておりますか。

2、北海道洞爺湖サミットについて。

20世紀は、大量生産、大量消費、大量破棄による地球環境破壊というサイクルでGDPを向上させてきました。市場経済、貨幣経済による価値を至上のものとしてとらえ、自然の生態系、環境が本来持つ公共財としての価値をとらえていませんでした。

アメリカの牧師ジェームス・クラークの「政治屋は次の選挙を考えて、政治家は次の世代を考える」という言葉があります。次世代という時間軸だけではなく、地球益、人類益と国益と地域益を考え、人々の意識と行動規範が持続可能な社会システムづくりにつながるようにするためには何ができるのかを今後も探求していきたいと思います。

(1)、地球温暖化問題を主要テーマとする北海道洞爺湖サミットを目前にして、本県が地球温暖化防止策に特別取り組んでいる事業は何ですか。

沖縄が観光交流拠点として世界へ飛躍・発展を遂げた分岐点は2000年のサミット首脳会談であると思います。当時、開催候補地の中で警備を含め一番ハンディがあったのが沖縄県でした。その状況の中、沖縄県民の強い要望を小渕総理が深く理解し、沖縄開催を決断しました。

沖縄学の創始者である伊波普猷の著書「古琉球」の中に、「沖縄人の最大欠点」という小論文があります。明治42年に書かれた文章です。伊波普猷はこの中で、「沖縄人の最大欠点は恩を忘れ易いといふ事である。沖縄人は兎角恩を忘れ易い人民だといふ評を耳にする事があるが、これはどうしても弁解し切れない大事実だと思ふ。」と断言しております。私にとって戒めの言葉の一つでもあります。

沖縄返還を内閣の最優先事項に添えた佐藤栄作総理、初代沖縄開発庁長官山中貞則先生、普天間移設を外務省の猛反発を押し切って初の日米首脳会談で持ち

出した橋本龍太郎総理、絶えず弱者の視点から沖縄の声を国政の中核で反映してきた野中広務元幹事長、そして沖縄サミットを決断いただいた小渕総理。諸先生方の沖縄県民に対する深い思いは忘れてはいけないと思います。そして、この原動力をつくってきた沖縄の先人には深い敬意を表しております。

最近、沖縄に理解のある本土の大物政治家がいなくなったと嘆く声が聞こえます。しかし、私は、日本の国益に直結をする沖縄問題を解決する際、本土の政治家に陳情し依存する時代からは決別を図らないといけないと思います。

沖縄選出の代表が国会で沖縄問題を訴えるだけではなく、日本全体の国力を高めることで沖縄の振興を実現するという働きをしなくてはならない時代に入ってきたのではないのか。永田町、霞ヶ関の中核で威風堂々と国益と県民益の両方を実現する環境を確立してこそ政治の自立が達成されるのであります。

(2)、2000年に首脳会議を開催した沖縄県は、洞爺湖サミットを開催する北海道庁とどのような連携をとっておりますか。2010年のAPEC誘致も見据えて、国際会議の誘致や運営ノウハウの蓄積のために北海道庁や中央官庁等との情報共有は重要だと考えるがどうか。

3、「アジア・ゲートウェイ構想」について。

沖縄振興の頭脳は科学技術大学院大学であり、自立経済の心臓は那覇空港の沖合展開です。格差の是正、本土並みの経済水準の達成を県勢発展の目標としてきた本県が、大学院大学構想を掲げて以来、世界最高水準という理念を初めて掲げました。ベスト・イン・ザ・ワールドの追求が世界最高水準の生活空間やグローバルスタンダードの観光交流拠点の形成に必ずつながると私は考えております。

沖縄を日本とアジアの結節点とするこの構想は実に沖縄向きです。最大限このチャンスを生かしていくことを要望し、以下質問します。

(1)、安倍内閣の肝いりでスタートした「アジア・ゲートウェイ構想」は、福田内閣のもとでどのように推進されておりますか。

(2)、日本の南の玄関口ではなく、アジアのハートを目指す「アジア・ゲートウェイ構想」は、アジアの経済成長とダイナミズムを取り入れながら、沖縄のソフトパワーを産業振興と人材育成に生かす千載一遇のチャンスです。失業率と県民所得の全国並みを実現するための沖縄版「アジア・ゲートウェイ構想」は有機的に初期作動しておりますか。

4、道州制について。

私が道州制に可能性を見出しているのは、沖縄からどんなにすぐれたマスタープランや政策提言を行っても、現在の強固な中央集権体制下では北海道の道州制特区のように中途半端なものでしかなく、明治維新から強固に存続する中央政府の枠組みそのものを解体し再編しなければ、地域の特色を最大限生かせる多極多彩な分権国家は成立しないと感じているからであります。

道州制も最終的には霞ヶ関との戦いであるがゆえ、政治の自立、政治家のリーダーシップ、そしてそれを後押しする国民・県民世論が問われます。行政コストの削減という国の手段としての道州制なのか、真の分権国家、地域の自立や自治の確立としての道州制なのかが根本的に問われているのです。

(1)、国が防衛、外交、皇室、司法、金融等、国家本来の役割に特化する道州制が推進されるほど、米軍基地や国境離島を抱える本県が直接中央政府と交渉すべき機会が間違いなくふえます。道州制は、市町村合併の延長線上の都道府県合併とは異なり、国家の統治機構そのものを再構築する作用も含むが、基地や離島等本県独自の問題を解決するための国とのスキームを組み立て直す機会でもあります。どのように考えておりますか。

(2)、地方分権や権限移譲だけではなく、道州制の真の目的は、人間のきずなを取り戻し、自己実現と社会貢献が両立できる地域コミュニティの再生であると考えます。財政論や制度論に偏りがちな道州制論議ではありますが、まずはどのような地域社会を形成するのかという社会観の形成と共通認識が不可欠です。どのように考えておりますか。

5、教育・福祉・医療問題について。

本県には、視覚障害者の自立支援を行う沖縄盲学校があります。創設者は高橋福治先生。本人の伝記である「デイゴの花かげ」を読むと、大分県の盲啞学校で地理の時間で学んだ沖縄のことが忘れられずに宮崎県から単身沖縄に渡り、視覚障害者の社会参画、自立支援のためにはとにかく教育機関が必要であるとの信念のもと、貧困や差別と戦いながら私財をなげうって、1921年に沖縄で初めて「私立沖縄訓盲院」を創立したことが書かれております。沖縄にとっては忘れてはならない偉人の一人であります。

視覚障害と知的障害の併設が計画案として提出されておりますが、視覚障害と知的障害は、障害の種類も教育環境も教材も環境もすべて異なっております。

まず、視覚障害者にとっては音がとても大切です。細かな音を聞き取り判別をしていかなければいけません。

そして、歩行訓練や点字を学び、指先の感触を通して世界の広さを認識する教育が必要です。ノーマライゼーションのプロセスで視覚障害者に特化した教育環境の時期を確保することは絶対に必要です。その空間を沖縄盲学校が提供してきました。

今回、多くの議員からも提言されておりますが、私も「沖縄盲学校の未来を考える会」の思いを代弁し、視覚障害に対応する教育を専ら行う特別支援学校の必要性と存続を強調しまして質問します。

(1)、県立特別支援学校編成整備計画の中で、沖縄盲学校は視覚障害、知的障害の併設型特別支援学校とする計画が示されたが、本来は視覚特別支援学校として視覚障害者の自立支援、社会参画促進に特化した現行の教育環境を維持すべきであると考えます。見解を伺います。

(2)、犯罪や非行に陥った人々を保護し更生を図る更生保護施設あけぼの寮が果たしてきた役割は極めて大きい。施設の老朽化に伴い新築が計画されておりますが、県は施設整備補助を検討中としておりますが、現在の状況を明らかにしてください。

(3)、救急医療用ヘリコプター活用事業と自衛隊の急患空輸との連携はどのようになっていますか。

6、在沖海兵隊員の女子中学生暴行事件について。

琉球史に残る恐らく最初の米兵暴行事件は、ペリー艦隊の一水兵であるウィリアム・ボードにより引き起こされました。暴行事件に激怒した琉球の人々はボードを殺害しましたが、この事件を知ったペリーも大層怒り、琉球王府に対して真相究明と犯人の処罰を求めて裁判を行いました。

事件の主犯格であるかま渡慶次は、八重山に終身流刑が言い渡されましたが、琉球王府は、八重山の役人に、かま渡慶次が病死したということとし、ペリー艦隊が知らないところでこの事件は一件落ち着いたという余りにも有名な話であります。

相次ぐ米兵による女性に対する人権侵害、暴行事件は決して許されるべきではありません。そして、犯罪を働いた米兵がアメリカ本国でどのように報道され社会的制裁を受けているのか、このことにも我々は監視の目を光らせなければならないのではないかと。しょせん異国での出来事と、犯罪を起こした米兵が開き直らないように、絶対に許さないという県民の怒りは、ウィリアム・ボードの名前を記憶するように、何年たっても事件そのものを決して忘れない、許さないという静かな怒りを持続させることも不可欠だと思います。

(1)、米軍当局と日本警察の合同パトロールは、日米

どちらが身柄引き取りをするのかという問題や、基地外の民間地域に対する米軍の捜査権拡大等さまざまな検討課題を内包しております。一方、言葉の問題や米軍人・軍属等への抑止力の強化など、効果を期待する声もあるが、見解はどうか。

(2)、米軍構成員などの犯罪防止対策をどのように取り組んできたのか。今回の事件を踏まえて新たな取り組みを考えておりますか。

7、我が党の代表質問との関連について。

新垣哲司議員の米兵による少女暴行事件についてに関連して。

来月23日に、米兵女子中学生暴行事件に抗議する県民大会が開催されるようです。本日、南大東村議会でも抗議決議案を可決すると、41市町村すべての議会で抗議決議が可決することになりますが、県民大会に対する知事の見解と今後の対応策を聞かせてください。

最後に、沖縄問題を解決するためにはどうすれば日本政府は本気になって取り組んでくれるのか。多数決による意思決定という民主主義の原則の中で少数派の沖縄がどのような戦略を構築し、平和と繁栄を獲得するのか。このことを私は絶えず問題意識として今日まで持っております。

ただいまアメリカの方では大統領選挙が行われております。今、民主党のバラク・オバマ候補が大変注目をされておりますが、彼は、アメリカ上院議員100人のうち唯一のアフリカ系黒人のアフリカ系の上院議員であります。

彼が大変普遍的なメッセージを発しまして、今、世界の注目を集めている。私は、沖縄問題を解決するヒントはここに隠されていると思っております。つまり、世界の広さと沖縄の深さの両方を県議会の議場で論じ、沖縄の抱える個別的な問題が国益や人類益、そして地球益にも深くかかわるという内容にまで高める翻訳力と交渉力を身につけることが大事であると考えております。

私は、今後しばらく在野から志を高く持ちまして、沖縄の戦後政治の総決算を掲げる仲井眞知事の公約実現のために何ができるのかを模索しつつ、生きた政治学と真の人間学を追求していきながら、今後とも生涯をかけて沖縄県民と日本国民に奉仕をしていく決意でございます。

2000年に、当時27歳で県議会議員として初当選をさせていただきまして、県民の皆様、そして議員諸兄の皆様、知事を初め県職員の皆様には本当にお世話になりました。沖縄県のソフトパワーを高めブランド力を確立していくのは、お互いが健康で長生きをしていく

ということでもあります。

「アイ・シャル・リターン」と最後に雄たけびをしまして、心から皆様方に感謝を申し上げ、一般質問とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（仲里利信君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 國場幸之助議員の御質問にお答えする前に、長きにわたる御苦勞に感謝の辞を申し上げますようかと思ったんですが、実はよく結論がわかりませんので、また改めて、「アイ・シャル・リターン」とおっしゃいましたので。

御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、北海道洞爺湖サミットに関連いたしまして、県が温暖化対策に特別に取り組んでいる事業等に係る御質問にお答えいたしたいと思います。

地球温暖化対策につきまして、県は「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」を平成15年に策定し、各種施策を実施いたしております。特に、この地球温暖化につきましては、県域を越えまして、例えば九州全域はかなり共通の課題を持っております。そういうわけで九州地方知事会の実合意がございます。九州各県と連携をいたしまして、地球温暖化対策の統一キャンペーンをここの夏から実施することになっております。

このキャンペーンにおきましては、地球温暖化防止の普及啓発活動をもっともっと広範に高めることを目的とし、オフィス等での適正な冷暖房の使用などの取り組みを呼びかける「エコスタイルキャンペーン」の実施、そして「ノーマイカーデー強化月間」やエコドライブの普及等を九州各県と共同して実施することといたしております。

また、沖縄県における地球温暖化対策の重点施策としましては、建物の省エネ化を図るESCO事業の推進や、二酸化炭素削減を効果的に進める環境経営システム「エコアクション21」の事業所への導入促進を図っているところでございます。

次に、教育・福祉・医療関連の御質問の中で、救急医療用ヘリの導入と自衛隊の急患空輸との連携についての御質問にお答えいたします。

県では、昼間の沖縄本島周辺離島で発生した重症患者につきましては、救急医療用ヘリコプターを活用することにより病院収容までの時間短縮を図ることにいたしております。

自衛隊による急患空輸は、夜間や長距離にも対応しており今後も継続されますが、救急医療用ヘリコプ

ターと自衛隊との連携につきましては、国、県及び消防機関等から構成する「運航調整委員会」で具体的に検討することといたしております。

次に、「アジア・ゲートウェイ構想」に関連する御質問で、沖縄における「アジア・ゲートウェイ構想」の取り組み状況についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県におきましては、昨年7月に策定しましたアジア・ゲートウェイの拠点形成に向け、取り組み方針に基づきまして各種施策に取り組んでいるところでございます。

具体的には、那覇空港における国際航空物流拠点の形成を図るため、全日空さんの国際貨物基地構想の支援に取り組むとともに、国と連携をして那覇空港の拡張整備に向けて取り組んでいるところでございます。

また、我が国とアジアを結ぶブリッジ機能を担うことを目指しまして、IT津梁パーク整備に着手するとともに、GIXの整備などにも取り組んでいるところでございます。

次に、安全・安心な食料にかかわる御質問の中で、第3次農林水産業振興計画における食料自給率の目標と向上のための施策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

食料自給率の向上を図るため、国におきましては食料・農業・農村基本計画に基づき、農業生産の増大を図ることを基本として施策を展開しております。

消費面では、第1に、実践的な食育と地産地消の全国展開、第2に、国産農産物の消費拡大の推進、第3に、国産品に対する消費者の信頼の確保、生活面では、第1に、需要に応じた生産の推進、第2に、食品産業と農業の連携、第3に、担い手への農地の利用集積、第4に、耕畜連携による飼料作物の生産等を通じた効率的な農地利用の推進などに取り組むことといたしております。

県では、第3次農林水産業振興計画におきまして、平成23年度の食料自給率を40%に設定することといたしております。このため、国の食料・農業・農村基本計画を踏まえまして、農林水産業振興計画に基づき、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化及び地産地消の推進など、各種施策・事業を総合的に推進することといたしております。

次に、道州制に係る御質問の中で、道州制における社会観の形成と共通認識についてというような御趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、将来のあるべき沖縄の姿を描いた

め、地方分権改革や道州制といった制度論のみならず、人口や経済、そして国際情勢、地域社会等を長期的に展望し、将来像とそれに向けた取り組みを明らかにすることが重要であると考えております。そのため、現在策定を進めております21世紀ビジョンの中で、地域社会のあり方についても、また地域の再生、コミュニティの再構築等々の議論を深めていきたいと考えているところでございます。

次に、我が党の代表質問との関連の中で、県民大会についての御質問にお答えいたします。

県民大会につきましては、被害者及び御家族の心情や意向にも十分配慮することがまず第一であり、その上で広く県内の各界各層の声を聞く必要があると考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（仲里利信君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子君登壇〕

○農林水産部長（護得久友子君） それでは安全・安心な食料の自給率の向上についての御質問で、食料自給率向上に向けた取り組みについてにお答えいたします。

我が国の食料自給率は、平成18年度は概算で39%になっております。

国においては、国内農林水産物の消費拡大を図り、食育と地産地消を推進するため、健康で豊かな食生活を実現するための「食事バランスガイド」の策定や普及啓発、農林水産業に関する体験の機会を提供する教育ファーム等を推進しております。

県においては、食料自給率の向上を図るために地産地消及び食育を推進しているところであります。

具体的な取り組みとして、「おきなわ花と食のフェスティバル」の開催、「ゴーヤーの日」や「マンゴーの日」などの販売促進キャンペーンの実施、学校給食、ホテル及び飲食店等における利用促進、食育推進ボランティアの活用による食農教育の推進、ファーマーズマーケットの設置及び量販店における県産食材コーナーの設置、沖縄健康料理メニューの開発及び普及などを実施しております。

次に、有機農法の取り組みについてにお答えいたします。

安全・安心な農産物を提供するためには、化学農薬や化学肥料に依存しない有機農業など、環境保全型農業の推進が重要であると考えております。

県では、これまでエコファーマーの育成や特別栽培農産物の認証を行うとともに、農業適正使用の指導、

出荷前の農産物の残留農薬検査などに取り組んでおります。

また、有機農業推進法に基づき、有機農業を推進するため、有機農業支援事業において平成20年度から平成23年度までに県の支援体制を整備することとしております。

具体的には、県の推進計画策定に向け、協議会の設置、先進地視察、実態調査、地域に適した栽培技術の開発、実証展示圃の設置、有機農業に関する普及指導の強化を図るため研修会への派遣や現地検討会の開催等を行います。

今後とも、環境保全型農業を推進するため各種施策に取り組んでまいります。

続いて、農家の自立支援策についてにお答えいたします。

本県の地域特性を生かした活力ある農業の振興を図るためには、魅力ある農業経営の確立と担い手や後継者の育成が重要であります。

このため、県では、農業大学校における実践的な農業研修教育の充実、農業改良普及センターにおける農業経営及び技術研修指導の強化、補助事業による機械・施設等の整備、制度資金の金利などの優遇措置、農業生産法人や認定農業者等、農業経営体の育成などの施策を実施しております。

今後とも市町村、農業団体等と連携し、経営感覚にすぐれた担い手の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは安全・安心な食料の自給率の向上についての御質問で、学校給食の自給率の実態と目標値についてお答えいたします。

学校給食に地場産物を使用することは、児童生徒へ本県の食文化や郷土食のよさを理解させるとともに、産業振興を図る上で効果があると考えております。

本県における学校給食での地場産物の使用割合は、食材数ベースで見ると、平成16年度24.5%、平成17年度27.1%となっております。また、目標値につきましては、文部科学省が平成22年度までに30%以上とすることを設定していることから、本県においてもそれを目標としております。

県教育委員会としましては、今後とも学校給食への安全・安心な地場産物の積極的な活用を推進してまいります。

次に、児童生徒を対象にした食育の実践についてお答えいたします。

食育は、人間が生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるべきものだと考えております。特に、成長期にある児童生徒にとって、健全な食生活は健康な心身をはぐくむために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものであり、極めて重要であると認識しております。

学校における食育は、給食時間を中心に特別活動や家庭科等の関連教科における食に関する指導など、学校教育活動全体を通して自己管理ができる児童生徒の育成に努めております。

県教育委員会としましては、今後とも家庭と連携した食育の充実に努めてまいります。

次に、農の指導についてお答えいたします。

小中学校においては、社会科等で農業が国民の食料を確保する重要な役割を担っていることや、生産に係る工夫等について学ぶとともに、食育を通して地産地消の大切さや生産から流通にかかわる方々への感謝の心をはぐくむ等の発達段階に応じた学習活動が行われております。

また、生活科や「総合的な学習の時間」の中で、稲や野菜、さとうきびづくりなどの栽培活動を通して農作物を育てる喜びや調理して食べる楽しさ、労働のとうさなど、農業の重要性について理解を深める学習活動が展開されております。

高等学校においては、農林高校において各分野ごとに専門的な知識や技能を習得させ、農業の充実と社会の発展を図る人材育成を目的とした指導が行われております。

今後とも、教科や食育等を通して農業に関する指導の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、教育・福祉・医療問題についての御質問で、沖縄盲学校を現行で維持すべきとの考えについてお答えいたします。

近年の障害の重度・重複化や児童生徒一人一人の教育ニーズに適切に対応するため、従来の盲・聾・養護学校は、障害種別を超えた教育を実施することができるよう特別支援学校制度へ改められました。

県教育委員会では、学識経験者等から構成された懇話会から那覇南部地域の教育ニーズに対応するため、沖縄盲学校を知的障害の教育も行う特別支援学校として整備することが望ましいと提言を受け、特別支援学校編成整備計画（案）を作成したところであります。

沖縄盲学校は、県内の視覚障害教育の拠点としての役割を果たしてきたことから、今後、複数障害種対応の特別支援学校として整備していく場合においても視覚障害教育の専門性を維持し、センター的役割を担う

学校として位置づけ、より充実させてまいりたいと考えております。

県教育委員会としましては、今後とも保護者や関係団体等に十分な説明と意見交換を行いながら理解を得ていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 安全・安心な食料の自給率の向上についての中、成人を対象とした食を通した健康・長寿の実現や食育の実践についてにお答えいたします。

本県では、食生活での脂肪のとり過ぎや食べ過ぎなどにより、男女ともに肥満者の割合が高く、県民の健康の維持増進にとって大きな課題となっており、食生活の改善や食育の推進が重要であります。

そのため、県では、県の健康増進計画である「健康おきなわ2010」に基づき、食生活改善の講演会を開催するほか、肥満予防のテレビ広告やポスターの配布、食生活改善推進員連絡協議会と連携した地域での料理講習会や職場を対象にした肥満予防教室などを実施してまいりました。

また、今年度中に「健康おきなわ2010」を「健康・長寿沖縄」の維持継承に向けたアクションプランとして、「健康おきなわ21」行動計画へ改定し、取り組みを強化することとしております。

アクションプランでは、「チャーガンジューおきなわ」をスローガンに、県民の行動指針「ちゃんと朝食 あぶら控えめ おいしいごはん」や「1日1回 体重測定」などの実行を推進し、「沖縄版食事バランスガイド」の普及・促進などの食育の推進と連携させながら、県民一体の健康づくり運動を展開していくこととしております。

続きまして、教育・福祉・医療問題の中の、更生保護施設あけぼの寮に対する施設整備補助についてにお答えいたします。

更生保護法人沖縄県更生保護会が設置運営している更生保護施設あけぼの寮は、昭和45年に建築されたものであり、老朽化が著しいとして同法人では平成20年度に新築移転を計画しております。

同新築計画では、総工費で約2億8000万円を必要としておりますが、国等からの補助のみで費用を賄うことが困難であるとして、本県に対し補助金の要請があります。

県では、当該施設の重要性等を踏まえて検討した結果、平成20年度予算案に計上しております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 北海道洞爺湖サミットの御質問の中で、国際会議誘致のための北海道庁、中央官庁等との連携についてお答えします。

ことし7月に開催される北海道洞爺湖サミットに関しては、これまで北海道議会や北海道サミット推進局が調査のため本県を訪れており、先催県として、2000年サミットの経験やノウハウを伝えるとともに関連資料等を提供しております。

国際会議等の誘致については、沖縄サミットを契機に内閣府が「国際会議等各種会議の沖縄開催の推進に係る各省庁連絡会議」を設置したことで、国等の関与する各種会議の情報を迅速・的確に収集することができるようになり、その結果、I D B総会や太平洋・島サミットなどの大型国際会議を誘致することができました。

今後とも国や関係機関等と連携を深め、国際会議等の誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 「アジア・ゲートウェイ構想」についての御質問で、福田内閣における「アジア・ゲートウェイ構想」の推進についてお答えいたします。

国は、平成20年度の予算編成の基本方針で、「アジア・ゲートウェイ構想」を具体化するため、航空自由化（アジア・オープンスカイ）等の取り組みを着実に推進するとしており、関係省庁において同構想に基づく諸施策が展開されております。

これらの施策を具体的に見てみると、航空分野で韓国とタイとの間で航空自由化が合意され、平成20年度で336億円の予算が計上されるなどの措置が講じられております。

このように、同構想に基づく各分野ごとの各種施策については、今後とも推進されていくものと考えております。

次に、道州制についての御質問で、道州制における国とのスキームについてお答えいたします。

平成17年11月に取りまとめた県の研究会による中間報告では、外交・防衛は国の役割であるが、米軍との交渉や対策面における道州・市町村への権限付与や国境離島の定住対策に関する国の役割も必要ではないかとしております。

道州制の検討に当たっては、これら沖縄独自の課題に関する国とのスキームをどう組み立てるかも重要であり、今後、県民論議を深めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 米軍との共同パトロールに関する御質問にお答えいたします。

まず第1に、県警察と米軍の軍事警察機関である憲兵隊、いわゆるMPとの共同パトロールについてであります。

同パトロールについて県警察では、米軍施設外における治安の確保は沖縄県警察の責務であること、何らかの犯罪を犯した米軍人を県警察とMPとが共同逮捕した場合、地位協定の規定で当該米軍人の身柄は米軍に引き渡されることとなり、原則として起訴されるまで米軍側がその身柄を拘束することから、容認していないところであります。

第2に、警察権を有しない上官による部下に対する一般的な指導監督のため、米軍当局が独自で実施している通称C Pとの共同パトロールについてであります。

この警察権を有しないC Pとの共同パトロールについても県警察では、共同パトロール中に、米軍人を被疑者とする犯罪現場において事情聴取等を行っている際に、C Pから連絡を受けて現場臨場したMPが共同逮捕を行った場合、身柄の措置に関してMPとの共同パトロール同様の問題が生じる可能性があること、県警察がC Pとの共同パトロールを実施することは、米軍犯罪のみに対処するために既存の警察力の一部を割くことになり、警察力が低下するおそれがあることの2つの問題点があると考えており、現状では、沖縄県民にとって必ずしも望ましいものではなく、これらの問題点が解決され、沖縄県民に明確に示される必要があるものと認識しております。

言葉の問題や米軍人等の犯罪抑止力の強化など、効果を期待する声もあることについてですが、基地外における警察力を向上させるためには、パトロールの実効性を上げ、米軍人の犯罪を未然に防止するとともに、米軍人関係の事件・事故が発生した際に、これを迅速・的確に処理する必要があると考えております。

そのためには、現場において沖縄県警察官が米軍人と無用な紛議を起こすことなく、米軍人からの全面的な協力を得られることが確認されるとともに、共同パトロールに専従する警察官や通訳員の増員配置並びに

パトカー等装備資機材の充実などの措置を講じる必要があると考えております。

次に、米軍構成員などの犯罪抑止対策についてお答えします。

県警察におきましては、米軍人等の事件防止や取り締まりについては、これまでも米軍人等にかかわる事件防止のため、米軍人等が多く集まる場所を重点に警戒・警らを実施してきたところであります。

本来、米軍人による事件防止につきましては、米軍当局においてその対策をとることが大前提となるところでありますが、県警察におきましても、今回の事件を受け、米軍人等が多く立ち寄る繁華街等において、所轄警察署や警察本部自動車警ら隊、機動捜査隊による警戒・警らを強化しているところであります。

今後、外出禁止措置が解除された後の週末やペイデーにおいては、従来の所轄警察署の渉外機動警ら隊に加え、犯罪抑止のため、警察本部に勤務する警察官で編成したシーサー遊撃隊を基地所在の警察署へ応援派遣して、地域住民が不安を抱かないように基地周辺地域における警察力を強化していきたいと考えております。

以上です。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時21分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

伊波常洋君。

〔伊波常洋君登壇〕

○伊波 常洋君 こんにちは。

今回は6月の県議選改選時期に当たります。48名の同僚県議のうち、いつになく勇退なさる方が多くて、勇退なさる方々のあいさつを何人からか聞きまして、感動するものがあります。

私もちょうど2000年に1期目、この議場に来たときには同志の自民党の仲間が6人いました。2期目を迎えた現在は3名です。その3名一緒に戦ってきた我が同志も、砂川さんが今回勇退されます。それから國場県議も次のステップへ歩むということで、私一人が残っております。どこにも行きません。それこそこの議場に幸之助議員ではないんですが、また「アイ・シャル・リターン」です。

それでは今回関連質問も含めまして、6点質問をいたします。

まず、平成20年度の予算編成方針は今回大変画期的な試みがされております。その中で政策的事業、これ

はC経費といいますけれども、この政策的事業の予算配分に最大の予算編成の特色があります。

まずは各部局に枠配分をします。各部局の主体性と責任のもとで経費を配分した上、さらには一般財源総額の5%の範囲内で重点事業特別枠を創設したことに今年度の予算編成の最大の特徴があります。

仲井真知事が公約あるいは重点政策として掲げてきたことを今年度の予算で極力生かそうということのあらわれです。その結果として、各部局が責任を持ち、なおかつ経費削減にもつながったことを評価します。

そこで、各部局が競った上で取りつけた重点特別枠事業についてまず質問いたします。

1、MICE誘致・開催推進事業、2、沖縄型ニューツーリズム形成促進事業、3、園芸ブランドステップアップ事業、4、マリンバイオ産業創出事業、5、沖縄金融センター可能性調査事業、6、就職困難者総合支援事業、7、救急医療用ヘリコプター活用事業、8、小・中・高マスターイングリッシュ推進事業、9、沖縄産音楽発信支援事業、10、道路橋梁（簡易型IC設置）調査について。

2点目に、沖縄県建設事業協会の会員企業の実態調査結果についてお聞きいたします。

1、建設投資の状況、ピーク時と平成19年度についてお答えください。

2、建設業者の数、これもピーク時と平成19年度の数字をお知らせください。

3、企業倒産の推移。

4、就業者と雇用調整。

5、改正建築基準法の影響。

1から5までの調査結果を踏まえた上での県の対応策を伺います。

特に談合防止策、その他方にありますダンピング入札防止策、適正利益の確保について県はどう対応するか伺います。

3点目に、石川東恩納の安定型最終処分場の稼働再開の動きについて質問いたします。

うるま市石川東恩納の廃棄物最終処分場は、旧南商会在昭和63年11月に産業廃棄物安定型最終処分場の設置届けを提出し、その後、平成5年にはあわせて一般廃棄物最終処分場管理型の設置許可を取得した廃棄物最終処分場である。平成5年に一般廃棄物最終処分場の工事を開始。その後、地域住民の反対運動が起こり、建設工事差し止めの仮処分申し立てがなされ、平成6年に那覇地裁が建設工事差し止めの仮処分を決定いたしました。

平成7年には安定型産業廃棄物及び土砂で埋立処分

することで和解し、協定書を締結しております。同年10月には受け入れ可能な状態になったが、現在までのところ当該処分場において埋立処分は行われていません。平成12年、南商会は倉敷環境に施設を渡します。

現在、倉敷環境は、許可容量を超過して埋立処分した沖縄市池原の最終処分場の改善作業を行っているところであるが、当該処分場の廃棄物を掘り起こして分別した後の安定型産業廃棄物を石川東恩納の安定型最終処分場でも埋立処分したいとして稼働再開の動きがあります。

そこで伺います。

1、業者、住民、関係機関――これは県とうるま市のことで――の意見調整はどうなっているか。

2、平成7年に締結された協定書の有効性は生きていますか。どう判断しますか。

3、ここが大変大事なところです。稼働されたときの県、市の役割について伺います。特に監視体制については具体的に答えてください。稼働中の他地域での同種処分場での監視はどのようになされているのかお聞きします。さらには、協定違反あるいは廃棄物処理法違反があった場合の県の対応策を伺います。

次に、我が党の代表質問と関連いたしまして、まず岸本議員が取り上げました沖縄科学技術大学院大学周辺整備事業、「インターナショナルスクールのあり方検討委員会」の報告書が出されました。その内容と今後の取り組みをお聞かせください。

次に、辻野議員が質問いたしました認可外保育園への米代助成についてお伺いいたします。

平成19年度はミルク支給を月10日から20日間に拡充いたしました。今年度は米代として1食11円、月20日間支給することになりました。まだまだ不十分とはいえ、認可外への給食費支援の第一歩だと評価いたします。

そこで、ミルク代等も含めて認可外保育園からの要望をお聞きしながら回答をお願いします。

1、ミルク支給をゼロ歳児にも適用できないか。

2、ミルクアレルギーの子供もいることから、豆乳等の乳製品にも使えないかという要望があります。

3、今回の米代は当初原則として現物を支給するとなっていたが、きのうまでの質問を聞いている限り、市町村と協議することになっているという答弁に聞こえます。これは支給方法については市町村に任せると受け取っていいですか。

○議長（仲里利信君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 伊波議員の御質問にお答え

いたします。

まず第1に、平成20年度新規事業に係る御質問の中で、MICE誘致・開催推進事業に係る御質問にお答えいたします。

本事業は、国際会議、企業報奨旅行、各種コンベンションや展示会・イベント等を沖縄に誘致することを目的といたしております。

事業内容としましては、各種メディア等を活用したプロモーション活動、そしてキーパーソンの招聘、企業インセンティブセミナーの開催などを予定しております。

MICEは主にビジネス客を対象とし、地域への経済波及効果が高く、通年型であるといった特徴を有していることから、本事業は観光消費額の向上及びオフシーズン対策に効果的であると考えております。

次に、同じく20年度の新規事業等の中で、園芸ブランドステップアップ事業について申し述べます。

県におきましては、消費者や市場に対し、定時・定量・定品質で生産供給できる園芸拠点産地の形成をさらに促進し、おきなわブランドを確立するため、園芸ブランドステップアップ事業を実施することといたしております。

この事業は、拠点産地を中心に、第1に、農作物被害防止施設等の生産施設や選果機等の導入です。第2に、新品種・新技術の実証展示圃の設置や消費動向調査、そして講習会等の実施です。第3に、産地協議会を中心としたリーダー研修会や販売戦略検討会の開催及びブランド化へ向けたマニュアルの作成などについて支援する事業であります。この事業により、消費者に信頼される産地体制を確立し、ブランド化を促進してまいりたいと考えております。

同じく20年度新規事業等に係る御質問で、救急医療用ヘリコプター活用事業について御説明申し上げます。

平成20年度から新たに実施する救急医療用ヘリコプター活用事業では、救命救急センターの医師が救急医療用ヘリコプター、いわゆるドクターヘリに搭乗して救急現場に行き、治療を行いながら速やかに病院に搬送することにいたしております。

また、現在、自衛隊や海上保安庁が行っている急患空輸のうち、昼間の沖縄本島周辺離島で発生した重症患者に関しては、救急医療用ヘリコプターを活用することにより病院収容までの時間短縮を図ることによりしております。

救急医療用ヘリコプターの導入により、離島・僻地の県民が安心して暮らせるようになるとともに、救命

率の向上と後遺症の軽減が図られるものと期待いたしております。

同じく平成20年度の新規事業に関連する御質問で、簡易型インターチェンジ設置可能性調査について御説明いたします。

現在、南北間の交通軸を担う国道58号、329号、330号等の一般道路につきましては、交通容量を超過する交通量がありますが、一方で沖縄自動車道は交通容量にまだ余裕がある状況にあります。

本調査は、簡易型インターチェンジの設置により、一般道路から沖縄自動車道へ交通をシフトさせ、交通流動の平準化を図るとともに、渋滞緩和や地域活性化に資することを目的として行うものであります。

先行実施例としまして、沖縄自動車道の喜舎場バス停・導流帯を利用したETC搭載車両専用の喜舎場スマートインターチェンジを昨年10月に供用開始したところであります。

当該調査の内容は、沖縄自動車道における簡易型インターチェンジの候補地を複数選定し、それぞれについて一般道路からのアクセス利便性、利用時の安全性、工事費等の経済性及び地元の意向等を調査し、整備の実現可能性や優先順位等を検討する予定でございます。

同じく平成20年度の新規事業に係る御質問の中で、沖縄産音楽発信支援事業について申し述べます。

沖縄産音楽発信支援事業は、平成21年度に予定しております沖縄国際アジア音楽祭の開催準備を行う事業でございます。

具体的な事業内容として、実行委員会の立ち上げ、そして事業計画の策定、関係団体への協力の依頼、出演交渉等の具体的開催準備、国内外への広報を行っていく予定にいたしております。

沖縄県は、かつて琉球王国として栄え、アジア諸国との交流を通し、古典音楽や民謡等の世界に誇れる独自の音楽を築き上げてまいりました。近年、沖縄ブームや沖縄出身ミュージシャンの活躍により、音楽と沖縄は切り離せないものとなっております。

県では、この特色を生かし、アジア各国との文化交流とともに、沖縄で生まれた音楽の発信と、音楽を核とした観光振興を目指して、平成21年度に沖縄国際アジア音楽祭を開催する予定でございます。

同音楽祭では、アジア各国からミュージシャンを招聘するメインステージのほか、県内各地のコンサートホールやライブハウスで内外のミュージシャンが演奏する協賛ステージを開催し、官民一体となって音楽の島ウチナーを演出する音楽祭にしたいと考えておりま

す。

音楽祭を開催することにより、県民文化の振興とともに、音楽産業や観光産業などの振興を目指してまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 平成20年度の新規事業・重点特別枠事業の御質問の中で、ニューツーリズムについてお答えします。

県では、観光客の多様なニーズへの対応を図るとともに、新しくかつ沖縄ならではの旅行形態の創出を目指し、平成20年度に沖縄型ニューツーリズム形成促進事業を実施することとしております。

具体的には、長期滞在型観光の推進を目的としたロングステイツーリズムに取り組み、新たな旅行プランやプロモーション戦略の検討を進めてまいります。また、本県特有の自然、伝統文化等を生かしたエコツーリズムに取り組み、各種プログラムに関する情報発信や地域リーダーの育成等を進めてまいります。

新たな観光誘客につなげることにより、平均滞在日数の増加、消費単価の向上、観光客の満足度向上等を図っていきたくと考えております。

次に、マリンバイオ産業創出事業についてお答えします。

マリンバイオ産業創出事業は、モズク、海ブドウ等の海藻類及びプランクトン等の海洋生物資源を対象に、先進的な研究開発を行うことでバイオベンチャー企業や食品加工業、水産養殖業の振興につなげていくことを目的としております。

そのため、モズクに含まれるフコイダンやフコキサンチン等の高度利用、新たな加工品の開発、海藻養殖技術の開発を行うとともに、海洋プランクトンが生産する機能性物質を活用した検査試薬の開発等を行います。また、企業や生産者との連携によって研究開発の成果を事業化につなげていく予定です。

当事業の期待される成果として、生産技術と加工技術を開発することによる沖縄産海藻のブランド化、さらに未利用資源を用いた新事業の創出が可能となり、1次産業、2次産業の振興に貢献できると考えております。

次に、沖縄金融センター可能性調査事業についてお答えします。

現在、政府において「アジア・ゲートウェイ構想」の中で、アジアに開かれた金融センターの構築に向け

た取り組みをしているところであります。その中で、証券・資金決済を一体として行う集中決済システムの創設等、国際的に遜色のない金融資本市場インフラ等の構築や、アジア国際債券市場の創設が検討されております。

沖縄県において、アジアに近接している地理的優位性を活用し、その機能の一部を担えないか調査検討してまいりたいと考えております。

次に、就職困難者総合支援事業についてお答えします。

就職困難者総合支援事業は、障害者や母子家庭の母等の就職困難者の雇用を促進するため、障害者の就業支援として、本島中南部の障害者就業・生活支援センターに定着支援員を配置するとともに、同センターが設置されていない宮古、八重山に障害者就業支援員を配置することとしております。

さらに、子育て中の女性に対しては、職業訓練を行う際の子供の保育を支援していくこととしております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは平成20年度の新規事業・重点特別枠事業の御質問で、小・中・高マスターイングリッシュ推進事業についてお答えいたします。

本事業は、小・中・高と連続性のある英語教育の推進と、児童生徒の英語コミュニケーション能力の向上を図るため、小学校では英語に親しむ、中学校では英語を聞き・話すことができる、高校では英語で発信できることを目的として実施するものであります。

事業内容としましては、英語活動アドバイザーを派遣する小学校英語活動支援事業、中高生がオールイングリッシュの宿泊学習活動を行う英語キャンプを実施します。

また、平成20年8月に実施される「アジア青年の家」事業の事前オリエンテーションや実践的指導力の向上を目指して中学高校英語担当合同研修を行います。

県教育委員会としましては、これらの事業を通して児童生徒の発達段階に応じた英語力の育成と実践的コミュニケーション能力の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 首里勇治君登壇〕

○土木建築部長（首里勇治君） それでは県建設事業

協会の会員企業の実態調査結果関連で、企業実態調査結果を踏まえた県の対応策についての御質問に一括してお答えいたします。

建設投資の状況につきましては、本県の建設投資のピークは平成5年度の8296億円、19年度の見通しは5400億円と約35%減少しております。

建設業者数につきましては、県の建設業許可業者数で見ますと、ピークは平成12年の5640業者で、19年度は12月末現在で5048業者と約10%減少しております。

企業倒産の推移につきましては、平成17年が41件で全産業の51.3%、18年が53件で全産業の63.9%、19年は38件で全産業の48.7%となっております。

就業者数と雇用調整につきましては、建設業における就業者数は平成18年平均で7万1000人と全就業者数の11.9%を占めています。

県内建設業の倒産に伴う従業員の離職者数につきましては、東京商工リサーチ沖縄支店の調査によりますと、平成16年が395人、17年が359人、18年が497人となっております。

県では、公共投資の縮減など、厳しい経営環境にある建設産業の活性化を図っていくため、現在策定中の建設産業ビジョンに基づき、技術と経営にすぐれた建設業者が成長していけるよう、建設産業の活性化を総合的に推進してまいります。

具体的には、建設企業の経営計画の策定支援や経営基盤強化に向けた各種融資制度の活用及び新分野進出への取り組み支援を図ってまいります。

また、次年度から建設業界内において公共事業の減少等により市場の縮小が生じている土木業から建築部門等への職種転換を図るため、雇用最適化支援事業を実施して建設労働者のスキルアップを図ってまいります。

建設市場の環境整備につきましては、引き続き一般競争入札の拡大や指名業者数の拡大に努めるとともに、公共工事の品質確保を図るため、従来の価格のみの競争から技術要素を加味した総合評価方式の導入など、入札契約制度の見直しを行ってまいります。

なお、近年、全国的に問題になっております極端な低入札価格による建設生産物の品質への影響を防止するため、本県では19年度に低入札価格調査制度に失格基準価格を設けて、これまで契約内容に適合しないと判断した業者を排除するなど、その厳正かつ適切な運用に努めているところであります。

次に、改正建築基準法の影響とその対応についての御質問にお答えいたします。

平成19年の建築確認申請件数は約5100件で、例年に

比べて約15.5%の減少となっており、いまだ十分に回復したとは言えない状況にあります。

県としては、このような状況が続くと県経済に与える影響も大きいことから、これを最小限にとどめ、事態の收拾を図ることが最優先と考えております。

このため、事前審査期間を延長するとともに、確認業務のさらなる円滑化を推進する観点から、昨年12月に県内の全建築士事務所を対象とした説明会を県内6カ所、参加者総数1500名で開催し、法改正の内容等の周知に努めてまいりました。

また、構造計算適合性判定につきましても、判定員の常勤化を図るとともに、従来2名で行っていた判定を1名でも判定できるように業務の効率化等に取り組んでおります。

現在、県では、戸建て住宅の構造計算を省略できる大臣認定を取得する作業を進めており、本年4月以降は、当該認定の利用によって戸建て住宅の着工件数及び確認申請件数も回復していくものと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 石川東恩納の安定型最終処分場の稼働再開の動きについての御質問で、業者、住民、関係機関の意見調整についてお答えいたします。

御質問の中でもありましたが、改めて経過の説明から答弁させていただきます。

うるま市石川東恩納の廃棄物最終処分場は、沖縄市に事務所を置く南商会在昭和63年11月に産業廃棄物安定型最終処分場の設置届を提出し、その後、平成5年2月に、あわせて一般廃棄物最終処分場（管理型）の設置許可を取得した廃棄物最終処分場であります。

平成5年3月に工事が開始されましたが、地域住民の反対運動が起こり、平成6年11月に那覇地方裁判所沖縄支部が建設工事差し止めの仮処分を決定いたしました。その後、平成7年8月に、安定型産業廃棄物及び土砂で埋立処分することで和解し、地域住民代表、南商会、県、石川市の四者で協定が締結されたため、同年10月には安定型産業廃棄物が受け入れ可能な状態になりましたが、これまでのところ埋立処分は行われておりません。

本処分場は、平成12年9月に廃棄物処理法に基づく所要の手続を経て、株式会社倉敷環境に承継されております。

当該業者は、本処分場で安定型産業廃棄物を埋立処

分したいとして、稼働再開に向けて関係機関と調整を進めているところであります。

県は、うるま市の意向も踏まえた上で、地域住民に対し十分説明を行うよう業者に対して指導を行っているところであります。

次に、協定書の有効性についてお答えいたします。

うるま市石川東恩納の産業廃棄物安定型最終処分場に係る協定書は、平成7年8月に地域住民代表、南商会、県、石川市の四者で締結されております。

当該処分場が株式会社倉敷環境に承継された際、設置者としての地位も引き継がれております。また、石川市は、市町村合併により現在うるま市となっておりますが、これまで四者において当該協定書は破棄されていないことから、現時点においても有効なものであると考えております。

次に、稼働したときの県、市の役割についてお答えいたします。

当該最終処分場の稼働に当たって、県は廃棄物処理法及び協定書に基づき、また、うるま市は協定書に基づき、当該最終処分場が適切に稼働されるものであるか監視するとともに、当該業者及び搬入業者に対する指導監督を行う役割を有しております。

県は、法第19条に基づく立入検査に係る基本方針等を毎年度「廃棄物処理施設等立入検査等実施計画」として定め、原則月1回の廃棄物処理施設等に対する定期的な立入検査を行っており、最終処分場と焼却施設については「最終処分場等総点検実施要領」も策定して重点的に監視指導を行っております。

また、立入検査等の結果、不適正な処理など違法行為が確認された場合には、「沖縄県産業廃棄物行政処分取扱要領」に基づいて指示書・警告書による行政指導を行い、当該指導で改善されない場合は、改善命令や措置命令もしくは許可取り消しなどの行政処分を行っております。

県としましては、当該立入検査等実施計画や総点検実施要領及び行政処分取扱要領に基づき、うるま市と連携して当該処分場が安定型最終処分場として適切に稼働されるよう、監視指導を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 我が党の代表質問との関連で、インターナショナルスクールのあり方検討委員会の答申の内容及び今後の進め方についてお答えいたします。

昨年8月に策定しました大学院大学の周辺整備基本計画では、研究者の子弟教育に資するインターナショナルスクールなど、8分野についての整備方針が示されております。

同方針を受けて「インターナショナルスクールのあり方検討委員会」を昨年6月に設置し、本県に設置する場合の望ましいあり方について検討を進めております。

同委員会では、外国人の子弟を対象としたインターナショナルスクールを単独で設置する場合、県民子弟を主体としたイマージョン教育を行う一般の学校とインターナショナルスクールを併設して設置する場合など、設置形態別にそれぞれの予算や運営面の課題、教育水準など、総合的に検討して今年度中に望ましいあり方を報告書として取りまとめることとしております。

これを受けて、次年度には設置形態、設置主体等の確定へ向け具体的に検討を進めることとしております。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 我が党の代表質問との関連についての中、認可外保育施設入所児童への給食費の助成方法についてにお答えいたします。

認可外保育施設入所児童への米の助成につきましては、市町村による一括購入と、販売業者による施設への配送によって、購入価格の低廉化や当該施設側の利便性向上という効果が期待できることから、現物支給が望ましいとしたものであります。

御指摘のように、施設によって状況が異なることから、具体的な支給方法については市町村と調整し、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 伊波常洋君。

〔伊波常洋君登壇〕

○伊波 常洋君 再質問いたします。

まず、重点特別粋事業の中で、(2)の沖縄型ニューツーリズム形成促進事業。

沖縄の観光は順調に毎年伸びてはきています。しかし、弱点として滞在日数が短いのではないかとされており、平成19年度でも18年度でも構いませんので、今日までの沖縄観光の平均滞在日数をお聞かせください。

今回、それをロングステイ、1日でも2日でも滞在日数を延ばす方策をとられるんですけれども、仮に今

日までの平均滞在日数がもう1日プラスされたとしたら、どれだけの観光消費額の増が見込まれるか、積算しておればお聞かせください。

それから(5)の中で、今回の金融センター可能性調査であるんですけれども、名護市の方で指定されております金融特区構想の枠内で、関連の中での事業なのか、そうでないのかお聞かせください。

それから、特に宮古とか八重山、いつも医療の問題が指摘される中で、今回ドクターヘリが活用されるということで大変画期的なことだと思います。

そこで再質問いたしますけれども、この救急医療用ヘリコプター活用事業の助成対象と予算額をお聞かせください。

それから具体的な運用方法と開始時期をお知らせください。

それから、このヘリに搭乗する医療スタッフ、これはどうなっているのか、専属なのか等もお聞かせください。

県内でもう既に2つの民間病院でドクターヘリは実にはもう活用されております。現在行われている2民間病院の中でのヘリコプター搬送の実績、それから事例等があればお聞かせください。

次に、建設業界の今回のアンケート調査から出てきた実態、今回の調査で明らかになったことは工事量の減少から派生したさまざまな問題に尽きます。

現在の県の入札契約制度は、利益を無視した限度額ぎりぎりの入札でないと土俵にも上がれない。土俵に上がっても技術力や経営力での勝負ではなく、くじ引きで受注が決まってしまう。このくじは当たったとしても利益がないか、赤字というのが実態であります。このため、体力のない企業は倒産・廃業を余儀なくされ、失業者が多く出ています。自殺に追い込まれた経営者もいるのです。

そこで、今回の調査に寄せられた意見の中から幾つかお聞きしますので、県の対応をお伺いします。

ア、最低制限価格を引き上げてほしい、イ、県の賠償金の早期の解決を望む、ウ、PFI的発注による公共工事の活用、エ、積算単価が厳しく市場単価と合わない、オ、建築確認に大変な日数を要している、カ、発注者、設計者、施工業者は同等の立場であるという意見、要望が寄せられております。県の対応をお聞きいたします。

それから石川東恩納地区の安定型最終処分場のことなんですけれども、公が果たす監視のあり方、月1回の立入検査であるとか、定期検査であるとか、これは従来から行われている方法です。これでは足りないか

ら、今回の質問でも奥平議員の方からもありました大浦の産業廃棄物施設の火災を含め、監視が十分でないからこの種の処分場については住民から疑惑というか、反対の運動が起こるんです。つくるときにも大変、つくった後も大変では、これは住民がこの種の処分場を認めるわけにはいかないんですよ。もう一度、踏み込んだ監視体制をはっきりお聞かせください。

特に、今後は公共が関与する管理型最終処分場もつくっていくんですから、公共が関与するということは住民にとれば、もちろん業者にとれば、経費的な財政的な救いにもなるんですけれども、住民からすれば、公共が絡むのであれば運営については大丈夫だろうという担保が欲しいわけなんですよ。

そういう中で、民間のこういった処分場について、これまでのような監視体制では私は住民が納得しないし、今後のためにもきちっとした監視体制を制度も超えてやるべきことだと思いますので、監視体制について再度お聞きします。そして、だれが一体責任を持って監視する立場にあるのか、これもお聞かせください。

それから認可外保育園の給食費の助成について再質問いたします。

平成6年度の公的助成金は、認可保育園は児童1人当たり73万円余りです。これに対し、認可外保育園は児童1人当たりわずか7600円余りです。約100倍の格差です。

児童福祉法は第1条で、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と規定し、第2条で、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」とうたっています。それなのにこの格差であります。

昨年、我々沖縄県議会は、全会一致の意見書を携えて認可外保育園問題解決のため国・政府に要請行動をいたしました。

その回答は、400余りもある認可外の認可化促進は急には難しいと、財政的にも大変厳しいという回答でした。しからば、せめて給食は認可並みにということに対してはあらゆる方策を検討してみるということがありました。

私なりに、認可並みとして1人1食250円で試算をしてみました。認可外児童数1万9000人掛ける1食250円掛ける年間240日で、11億4000万の認可外の給食費となります。

そこで伺います。

1、給食水準を認可並みにという要望に対しての県

の見解、今後の方針を伺います。

2、現行制度では国の補助はありません。しかし、沖縄の特殊事情及び児童福祉法の上から国に善処方を訴えるべきである。これまで県が国に要請してきたのはどういったのがありますか。今後は国にどう働きかけていきますか。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時16分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 伊波議員の再質問にお答えしたいと思うんですが、今の認可外保育園に対する給食費であれ何であれ、支援をもっとしっかりやるべきではないかという御趣旨の御質問だったと思うんですが、確かに今おっしゃったように、給食費の点だけとっても250円にし、1万9240人で10億以上になんなんとするお金が要るわけです。

今のところ、昨年まで我々なりに、厚労省であれ、沖縄開発庁であれ、いろんな折衝をしてきたわけですが、まだその壁はブレイクスルーできておりません。

しかしながら、また議会の先生方のお力も得ながら、この点は何とか徹底して前へ進められるようにしっかりとやってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 救急医療用ヘリコプター活用事業の助成についての御質問にお答えいたします。

救急医療用ヘリコプター活用事業は国の補助を受けて実施するもので、救命救急センターにおいて運航することが補助の要件となっております。

平成20年度は、事業費として救命救急センターに対する補助金等約5601万3000円を計上しております。

なお、この補助金の2分の1は国、2分の1は県負担となっております。

続きまして、ドクターヘリの具体的な運用方法と運航開始時期についてにお答えいたします。

救急医療用ヘリコプターの出動要請基準など具体的な運用方法については、国、県及び消防機関から構成する運航調整委員会で検討することとしております。

なお、運航開始は平成20年12月を予定しております。

続きまして、ドクヘリに添乗する医療従事者につい

ての御質問にお答えいたします。

ドクヘリには救命救急センターの医師が搭乗するほか、必要に応じて看護師も同乗することとしております。

続きまして、民間の2病院で行っているヘリコプター搬送の実績についてにお答えいたします。

県内では、現在、浦添総合病院と北部地区医師会病院がヘリコプターによる搬送事業を独自に行っております。

浦添総合病院は平成17年7月から運航しており、本年1月末までの搬送件数が407件となっております。

北部地区医師会病院は昨年6月から運航しておりますが、これまでの搬送件数は118件となっております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 石川東恩納の最終処分場の監視体制についてにお答えいたします。

県としましては、先ほど答弁いたしました立入検査の要領等に基づき監視指導を行っていきませんが、監視体制につきましては県と現場を担当する保健所、うるま市、それから地域住民、当該事業者と十分に調整を行った上で再稼働に備えていきたいと考えています。その際には県が責任を持って監視体制を構築するとともに、うるま市とも役割分担をきちんと行い、対応していきたいと考えております。

○議長（仲里利信君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 首里勇治君登壇〕

○土木建築部長（首里勇治君） それでは建設業の実態関連で、最低制限価格についての再質問にお答えいたします。

県が施工した主な工種の工事数件を抽出して、公契連モデルにより最低制限価格を試算しましたところ、上限80%を超える工事があることから、これら工事の適正な施工の確保を図るため平成18年4月から最低制限価格の範囲を100分の65から100分の85とし、5%引き上げたところであります。

さらなる最低制限価格の引き上げにつきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

次に、県の損害賠償金の早期解決についての再質問にお答えいたします。

県の談合問題に係る損害賠償金の請求につきましては、公取委による談合認定から2年近くにわたって請求に係る課題を法令、判例、国、他府県の事例等に照らし、詳細に検討してまいりました。その結果、こと

し1月末に請求に係る基本的考え方についての知事の決定を得て、2月5日にその内容をマスコミへ公表し、2月14日に企業191社を対象に説明会を開催してきましたところであります。

県としましては、今後、企業に対しヒアリングを行い、経営体力や負担能力を勘案しながら損害賠償金の納付が円滑に行われるよう長期の分割納付や無利子・無利息・無担保の措置などを検討していくこととしております。

次に、PFI的発注による公共工事の活用についてどう思うかの再質問にお答えいたします。

PFIは、社会資本整備や公共サービスの提供を民間が主導となる事業手法であり、民間の持つ経営能力や技術的能力などを活用するため公共側の関与を必要最小限にとどめ、民間の創意工夫を積極的に導き出す事業となっております。

PFI事業につきましては、公共施設等を対象に「沖縄県PFI導入指針」に基づき、県庁内において設置されたPFI推進会議、PFI検討チーム等で導入事業について検討していきたいと考えております。

次に、積算単価が厳しく、市場単価と合わないとの再質問にお答えいたします。

公共工事で使用する積算単価につきましては、市況における実勢価格を把握するため年2回専門の調査機関へ委託し、市場調査して単価を決定しており、価格等の変動にも反映していると考えております。

次に、建築確認に大変な時間を要しているとの意見にどう対応するかの再質問にお答えいたします。

建築確認審査の短縮を図るため、改正法の周知の説明会開催や適合性判定機関の判定員の常勤化、1名判定員の取り組み、さらには図書省略の認定作業等を進めているところであります。

特に、この図書省略認定員の制度は、建築確認の停滞緩和と構造計算や適合性判定に要する費用や審査時間の短縮ができ、県民の負担軽減を図ることができるものと考えております。

次に、発注者、設計者、施工業者は同等の立場であるとの再質問にお答えいたします。

公共工事に関する諸課題への対応につきましては、関係者の意見を適切に反映させていく必要があることから、現在策定中の建設産業ビジョンにおいてしかるべき機関の設置について検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 観光客の平均滞在日数についての御質問にお答えします。

平成18年の実績で3.76日、平成19年は速報値でございますが3.67日でございます。

1日延びた場合の観光消費額の積算でございますが、試算はしておりません。いずれにしろ、観光消費額の増加につながる付加価値の高いニューツーリズムに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、金融センターは金融特区内の事業かという御質問にお答えします。

名護市が調査を進めている金融特区内の金融ITみらい都市の中核機能として調査検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田 弘毅君 国の内外ともに厳しい現状の中、仲井真知事の就任から1年と2カ月が経過いたしました。県経済を初め、在沖米軍編成に伴う普天間移設問題、跡地利用問題や振興策等をめぐり、これから県政の正念場を迎えようとするさなか、またもや起きてはならない少女暴行事件の発生に沖縄県民として驚きと大きな怒りを覚えています。

けさの新聞によりますと、合衆国大統領の名において、アメリカ国民を代表して謝罪と本人や家族へのいたわりのコメントがライス国務長官から発表・報道がありました。

仲井真知事、二度とこのような不幸なことが起こらないよう県民を代表して日米両政府へ再発防止を全力で訴えていただきたいと思います。

それでは所見を述べながら、通告に従い一般質問を行います。

まず最初に、1、県財政についてであります。

(1)、平成20年度予算について。

国、地方を通じた厳しい財政状況の中、三位一体の改革や歳出・歳入一体改革の推進により、いずれの地方公共団体においても厳しい財政運営を強いられている状況にあります。

本県においても、さきに公表された県財政の中期見通しにおいては、ことしの390億円を初め、平成23年度までの4年間で収支不足の合計額が1260億円発生するというところであります。

こうした厳しい財政状況ではありますが、知事におかれましては就任して1年が経過し、知事公約実現のため、産業の振興、雇用の創出、福祉・医療の拡充等に積極的に取り組まれており、改めて敬意を表する次

第であります。

平成20年度の予算編成方針においては、「選択と集中」を基本に、事業の取捨選択を徹底し、限られた財源を緊急かつ重要な施策に重点的・効果的に配分するとされております。

平成20年度は沖縄振興計画に基づく第3次分野別計画がスタートする年であり、これまでの成果を踏まえ、残された課題への対応とさらなる発展に向けた県づくりを進める上で重要な年度であり、特に平成20年度予算の内容が重要であると考えております。

そこでお伺いします。

ア、当初予算編成において、「選択と集中」はどのような面で生かされておりますか。

イ、平成20年度予算の目玉事業は何かお聞かせください。

ウ、県債発行や給与の特例減額措置もなされておりますが、今後1200億円余りの収支不足を見込んでおり、どのように改善していくか見解を伺います。

2、土木・建築行政について。

(1)、特定財源問題について。

道路特定財源問題については、昨年来、マスコミ等で連日のように報道されているところでありますが、今国会においても野党の皆さんが「ガソリン国会」と位置づけ、政府・与党の暫定税率維持・延長案に対して撤廃を主張しており、先行きが混沌としている状況であります。

私は、この暫定税率の存廃につきましては、本県の今後の道路整備のあり方にも大きな影響を与える大変重要な問題であると認識をしております。

御承知のように、本県においては去る11月に沖縄県六団体の緊急会議が開催され、仲井真知事、仲里県議会議長を初めとする市町村長会会長及び市町村議会議長会会長が一堂に会して、暫定税率の維持・延長について緊急アピールが行われました。

また、県のホームページにおいては、暫定税率が廃止された場合の本県の道路整備事業への影響について公開されておりますが、その内容を見ますと、影響の余りの大きさに暗たんたる思いをしております。

そこで質問を行います。

ア、暫定税率が廃止された場合、本県の道路整備事業はどのような状況になるか伺います。

イ、ガソリン税などの暫定税率の廃止で県民の負担軽減額の総額はどのくらいになるか。また、本県の道路整備事業の減少による経済への影響と比較した場合はどうなるか伺います。

ウ、ある党は、ガソリンが25円安くなると断言して

おりますが、沖縄県の場合、復帰特別措置法によって本土より7円引き下げられております。今より25円安くなると本当に断定できるのでしょうか。また、石油価格調整税に基づく離島への石油製品の輸送費補助は離島地域の生活の安定に貢献しておりますが、現行制度のまま存続することは保証されるのでしょうか。見解をお聞かせください。

エ、暫定税率の維持・延長について、改めて知事の御意見を伺いたいと思います。

(2)、中部地域の道路の整備について。

本県の道路整備については、昭和47年の本土復帰を契機として、高速道路の沖縄自動車道を初め、国道、県道及び市町村道などの道路網の整備が着々と進められてきております。

中部圏域では、西海岸側の北谷、宜野湾地域等の開発、東海岸側では、中城湾港新港地区等の開発が進展し、地域の活性化とともに交通量も増加してきており、国や県においては、道路交通の諸問題の解決に向けて取り組まれているものと考えております。

特に、中部圏域の東側の道路整備におきましては、これまで海中道路の整備や浜比嘉大橋の建設等、離島住民の生活道路の整備拡充がなされるとともに、企業集積が進む中城湾港新港地区へのアクセス道路の整備等、地域振興を支援する基盤整備として大きな成果を上げております。

このような中、去る12月25日、与那城具志川線の与那城饒辺から勝連平敷屋までの区間が供用開始され、与勝半島の北側外周道路として県道8号線に連結され、半島地域の発展に大きく貢献することを期待しております。

そこで質問します。

ア、中部地域における県道整備事業の進捗状況について伺います。

イ、与勝半島の南側を外周する南岸道路の今後の取り組みについて伺います。

(3)、改正建築基準法について。

県内建設業界を取り巻く環境は厳しく、公共工事の減少と改正建築基準法を起因とする諸問題で大きな影響を受け、企業倒産や廃業の危機にさらされている現状を大変危惧しております。

また、原油高や需要の増加等により、建設資材の高騰も業界にとって大きく深刻な事態になっていることは言うまでもありません。

そこで伺います。

ア、建築確認申請の空白期間が生じ、件数が激減したことによる建設企業への影響について伺います。

イ、原油高騰による建設資材の高騰問題について伺いたい。

ウ、建築確認審査の短縮と、資材高騰に対する県の支援対応策について伺います。

次に、3番目として食の安全対策についてであります。

(1)、輸入食品の食中毒について。

中国製冷凍ギョーザ中毒による被害が拡大している中、この種の事件をきっかけに食料大国である我が国の食料事情に大きな一石が投じられてまいりました。

諸外国からの農水産物輸入量は、中国産が全体の約2割を占めており、本県でもその流通が確認されました。また、観光立県を推進する本県沖縄観光のイメージダウンにつながることを懸念され、その対応・対策が早急に必要だと考えております。

そこで伺います。

ア、本県における中国食品の輸入状況はどうか伺います。

イ、以前から指摘されております残留農薬や、禁止抗生物質等が検出されております中国食品が税関や検疫を通過している現状で、本県のチェック体制はどうなっているか伺いたい。

ウ、県教育庁は学校給食で中国産商品の使用調査を行っておりますが、結果について伺いたい。

エ、この種の事件は、我が国が諸外国の農水産物に大きく依存している現状を示しており、食料自給率が改めて注目されることになりました。さらに、自給率が低い本県の中国産食品に対する安全管理体制についてお聞かせください。

4、警察行政について。

(1)、少女暴行事件について。

女子中学生が米兵に暴行されるという痛ましい事件が発生したことに対し、心底から憤りを覚えると同時に、子を持つ親としてまことに残念でなりません。沖縄県民の感情を逆なでするような犯罪行為であり、許しがたい人権じゅうりんであります。

過去の米軍事件の多くが基地周辺の地域で発生していることを考えますと、米軍に対する綱紀粛正の徹底を強く求めるほか、県警のパトロールや地域の防犯活動を一層強化していく必要があると考えております。

さらに、事件後、国会では基地外における市街地での警察と米軍との共同・合同パトロールの必要性についての報道がありますが、民間地域を米軍がパトロールすることは復帰前の状況になるのではないか思慮しているところであります。

そこで伺います。

ア、過去3年間の米軍関係者の犯罪件数はどうか伺います。

イ、事件・事故の全体的な傾向と今後の課題はどうか伺います。

ウ、共同・合同パトロールについて県警本部長の所見をお伺いしたい。

(2)、少年犯罪について。

昨年は、少年の飲酒問題が新聞報道等で多く取り上げられ、県内でもゆゆしき問題として県議会を初め各市町村議会で決議がなされたところであります。

これら少年飲酒問題は少年非行への入り口と考えられ、これからの沖縄県の将来を担う子供たちを守るため、引き続き地域と一体となった活動が望まれております。また、これまで全国的にも少年非行が後を絶たない状況にある中、県内の少年非行は全国的にも比率が高いとの県警の議会答弁もありました。

そこで伺います。

ア、昨年中の県内少年非行の実態はどうか伺います。

イ、その特徴としてはどのようなものがあるか伺います。

ウ、今後の少年非行対策についてどう取り組むかお聞かせください。

(3)、サイバー犯罪について。

昨年8月に愛知県で発生した女性殺人事件では、「闇の職業安定所」と呼ばれるやみサイトで知り合った犯人同士が犯行に及ぶなど凶悪な事件が発生しております。また、ことし2月13日の県内報道では、出会い系サイトで知り合った女子中学生にみだらな行為をしたとして、宮古島市の男性が逮捕されたとの報道がありました。

パソコンや携帯電話が目まぐるしく普及する中で、やみサイトのほか、子供たちが学校裏サイトでのいじめや出会い系サイトを利用し、犯罪に巻き込まれるなどの懸念が指摘されております。

こういったインターネット上の犯罪から子供たちを守るため、フィルタリングが有効との考え方があり、アメリカではほとんどの州で親の責任のもと、フィルタリングが徹底されているようではありますが、日本ではまだ3割程度だと聞いております。

そこでお聞きします。

ア、県教育庁では、県内の生徒たちのフィルタリングについてどう把握しているか伺います。

イ、県警は、フィルタリングをやっているれば宮古島市などで起こった事件を防ぐことができたと考えますか、見解を伺います。

ウ、県警のこれまでのフィルタリング対策はどのようなものがあるか。また、これからどのような対策を進めていくかお聞かせください。

最後に5番目、教育問題について質問します。

私は、資源が乏しい島嶼県である本県の将来を語る時、教育と人材育成こそ最大の県民的課題であると考えてまいりました。教育は国家百年の大計、次代を担う青少年の健全育成はもとより、政治経済、産業及び教育界における人材育成の充実・発展を図るには、家庭教育を初め学校教育、地域の教育力の連携が不可欠であり、中長期的にしっかりと取り組む必要があると考えております。

(1)、高等学校の学区制度について。

高等学校への進学率が約95%で定着し、義務教育化する中で、平成17年度から特色ある学校づくりのもとに学区制度が拡大され、実施から3年が経過いたしました。

そこで伺います。

ア、高等学校における学区制度とは何か、また現状はどうか伺います。

イ、学区制度が変更され、学区が広がったことによるメリット・デメリットは何か伺います。

ウ、交通の便を配慮した学区制度についてどう思うか伺います。

エ、地域の子供は地域で育てるという考え方は、学区制の拡大に反映されているか教育長の見解を伺います。

(2)、PTA活動について。

PTA組織は、保護者会員と教職員会員の共同体であり、児童生徒の健全育成と学力向上を最大の目標とする任意団体であります。

教職員は資格を取って教壇に立っておりますが、親は、子を持つ親になるための資格はどうでしょうか。人間形成の子育てが厳しいと言われる現状の中で、今まさに親学が必要であり、親学でもって子供の教育に真剣に取り組むことが求められていると考えております。

そこで質問します。

ア、学校運営の中でPTAの役割は大きいと思いますが、保護者会員のための研修制度についてどう考えているか伺います。

イ、保護者会員と教職員会員の共同体であるPTAの役割は何か伺いたい。

ウ、今後、PTA活動の中で保護者会員に何を期待するかお聞きします。

(3)、教職員の研究活動について。

本県教育と人材育成に強固な使命感を持って御活躍されております教職員の各先生方には、平素から感謝を申し上げているところであります。

国立教育政策研究所の千々布敏弥先生が、日本の教師は授業研究を恒常的に集団で実施し、これまでより多くの子供たちにより影響を与え、我が国の教育を支えてきたのはこのような教師が多かったからだと述べております。

しかし、残念ながら、本県においてもごく一部ではありますが、職の重みを自覚できない職員がいることもまた事実であります。

そこで伺います。

ア、教職員一人一人の授業研究等はどうなっているか伺います。

イ、学校内外での研究会等への参加状況はどうなっていますか伺います。

ウ、教職員研究活動の支援と義務づけに対し教育長の見解をお伺いします。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 仲田議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、県財政について、当初予算編成における「選択と集中」について等の御質問にお答えいたします。

平成20年度予算の編成に当たりましては、政策的経費全体につきまして枠配分方式を導入し、各部局の権限と責任のもとに主体的な行財政改革を実行するとともに、事業の取捨選択をより一層徹底し、限られた財源を緊急かつ重要な施策に重点的・効果的に配分することを基本といたしました。

また、平成20年度は沖縄振興計画に基づく第3次分野別計画がスタートする重要な年でもあります。そのため、自立型経済の構築や県民福祉の向上を図る観点から、第1に、産業振興の分野では、地域を支える農林水産業や製造業、建設業などの産業振興を進めるとともに、持続的な観光発展を支える質の高い観光・リゾート地の形成や情報通信関連産業の集積・高度化を進めてまいります。

さらに、雇用創出の分野では、建設業の職種転換や若年者、そして就職が困難な障害者等への支援などをやってまいります。

第3に、福祉・医療の分野では、認可外保育所への給食費助成などの子育て家庭への支援や医師確保対策などがございます。

第4に、離島振興の分野では、地上デジタル放送化への対応や自然、文化を生かした地域の活性化など、県政の重要課題に重点的かつ効果的に予算を措置したところでございます。

次に、道路建築行政の関連で、暫定税率の維持・延長に関する見解いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

現在、沖縄県におきましては、那覇空港自動車道や沖縄西海岸道路を初め、離島苦の解消に資する伊良部架橋の整備など、都市部から地方部に至るまで鋭意道路の整備を進めているところでございます。

さらに、今後の基地返還跡地の開発を支える道路整備やモノレール延長に伴う軌道インフラの整備等につきましても取り組むべき重要な課題であります。

沖縄県の道路整備の現状や今後の整備のあり方を踏まえまると、現行の道路特定財源制度の維持及び暫定税率の延長はぜひとも必要であると考えているところでございます。

次に、道路建築行政の中で、中部地域における県道整備事業の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

中部地域の県道は、主要地方道9路線と一般県道の24路線で道路網を構成しており、道路延長約221キロメートルのうち約198キロメートルが改良済みとなっております。

現在、整備を進めている県道は、伊計平良川線、沖縄嘉手納線などの主要地方道5路線及び具志川沖縄線、具志川環状線などの一般県道8路線、合計13路線について道路の拡幅及びバイパス等の整備を推進中でございます。

進捗状況は、本年度末見込みの事業費ベースで全路線の平均進捗率が約60%であり、このうち具志川沖縄線につきましては進捗率が82%となっております。平成21年度中の完成供用を目指しているところでございます。

中部地域の県道整備につきましては、地元市町村などの御協力をいただき、おおむね順調に進捗しているところでありますが、御承知のように、国会においては道路特定財源問題につきまして先行きが見えない状況にあります。

道路は地域活性化を図るための重要な社会資本であり、沖縄県の道路整備を引き続き着実に推進することが必要であると考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（仲里利信君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 県財政についての中で、平成20年度予算の目玉事業についてお答えいたします。

平成20年度予算の編成に当たりましては、自立型経済の構築や県民福祉の向上を図る上で必要な事業に重点的・効果的に予算を措置したところでございます。

新規事業を中心に主な事業を申し上げますと、産業振興の分野では、情報通信産業の集積・振興を図る沖縄I T津梁パーク整備事業、海外重点地域のニーズに応じた旅行商品の開発を支援する国際観光地プロモーションモデル事業、国際会議の誘致等を内容とするM I C E誘致・開催推進事業、園芸作物の拠点産地育成のための園芸ブランドステップアップ事業、また雇用創出の分野では、沖縄型職業教育プログラムなどを実施する沖縄地域雇用創出事業、建設業界内の職種転換のための研修等を実施する雇用最適化支援事業、医療・福祉の分野では、離島・僻地の医療提供体制の充実を図る救急医療用ヘリコプター活用事業、認可外保育施設に対する給食費支援として、従来の牛乳代に加え新たに米代を助成する新すこやか保育事業、離島振興の分野では、地上デジタル放送推進事業、さらに文化振興、教育、国際交流の分野では、沖縄国際アジア音楽祭（仮称）の開催に向けた準備経費、小中高生の英語によるコミュニケーション能力の向上を図る小・中・高マスターイングリッシュ推進事業、高校生等の海外留学を支援する事業などであります。

次に、県財政の健全化についてお答えいたします。

国、地方を取り巻く厳しい財政状況の中、平成20年度当初予算におきましては、給与の特例措置による人件費の削減や政策的経費の縮減を行ってもなお387億円の収支不足が生じたため、主要4基金の取り崩し、退職手当債や行革推進債等の発行などにより対応したところでございます。

本県財政は、今後も歳入において県税や地方交付税などの一般財源の大幅な増が期待できない反面、歳出においては、団塊世代の大量退職に伴う退職金の高どまり、制度改正や少子・高齢化に伴う社会保障関係費の増などにより厳しい状況が続いていくことが見込まれます。

そのため、「沖縄県行財政改革プラン」の着実な実施はもとより、県税の徴収率の向上、使用料・手数料の定期的な見直しなど、自主財源の確保、職員数の適正化、事務事業の見直しなど、財政健全化策をこれまでも増して徹底的に進めてまいります。

○議長（仲里利信君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 首里勇治君登壇〕

○土木建築部長（首里勇治君） それでは道路建築行政関連で、暫定税率の廃止による道路整備事業への影響についての御質問にお答えいたします。

内閣府一括計上による本年度の全県の道路事業費は、直轄、県、市町村合計で1047億円ですが、この額を暫定税率の廃止に当てはめて試算してみると、事業費の減収額は513億円となり、道路事業費は1047億円から534億円にほぼ半減すると想定しております。

事業費の半減に伴う道路整備への影響については、単に各道路の整備の進捗が半減するというだけではなくと考えております。

橋梁補修等の直接生命の危険にかかわる事業を最優先することや、費用対効果が大きい都市部の道路を優先することになるため、北部や離島地域等の整備が大幅に後退するとともに、今後の新規事業についても事業着手がほとんど不可能になるのではないかと危惧するところであります。

次に、与勝半島南岸道路の今後の取り扱いについての御質問にお答えいたします。

与勝半島の一周道路は、北側部分を県道37号線と与那城具志川線で構成しており、県道37号線についてはバイパス事業として平成6年度に供用済みであり、また与那城具志川線については昨年12月に供用開始したところであります。残る南側の整備につきましては、当該地域の将来交通量の動向や土地利用等を勘案しながら今後検討していきたいと考えております。

次に、建設企業への影響についての御質問にお答えいたします。

平成19年の建築確認申請件数は約5100件で、例年に比べて約15.5%の減少となっており、いまだ十分に回復したとは言えない状況にあります。

県としましては、このような状況が続くと県経済に与える影響も大きいことから、これを最小限にとどめ、事態の収拾を図ることが最優先と考えております。

このため、事前審査期間を延長するとともに、確認業務のさらなる円滑化を推進する観点から、昨年12月に県内の全建築士事務所を対象とした説明会を県内6カ所、参加者総数1500名で開催し、法改正の内容等の周知に努めてまいりました。

また、構造計算適合性判定につきましても、判定員の常勤化を図るとともに、従来2名で行っていた判定を1名でも判定できるよう業務の効率化等に取り組んでおります。

現在、県では、戸建て住宅の構造計算を省略できる大臣認定を取得する作業を進めており、本年4月以降は当該認定の利用によって、戸建て住宅の着工件数及び確認申請件数も回復していくものと考えております。

次に、原油高による建設資材の高騰問題についての御質問にお答えいたします。

建設資材の価格は、調査会社の資料によると、平成12年度の平均価格を100とした場合、平成20年1月では全国平均で120、那覇で109となっておりますが、公共工事の発注者としましては、市況での実勢価格を調査し適切な積算を行っております。

次に、建築確認審査の短縮と資材高騰に対する県の対応策についての御質問にお答えいたします。

建築確認審査の短縮のため、改正法周知の説明会の開催や適合性判定機関の判定員の常勤化、1名判定員の取り組み、さらには図書省略の認定作業等も進めていることから、今後は確認審査の効率化が図られ、その結果、審査期間の短縮につながるものと考えております。

また、資材高騰に対しては、市況での実勢価格の調査を行い、公共工事の発注者として適切な積算を行っております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 揮発油税等の暫定税率廃止による県民負担軽減額と道路整備事業費の検証との比較についてお答えいたします。

暫定税率廃止による県民負担軽減額は、平成17年度で約221億円と推計され、民間消費全体の約1.2%程度と見込まれます。

一方、道路特定財源の減少に伴い、道路事業費の減少額は平成19年度で約513億円と推計され、公共投資全体の約16%程度と見込まれます。これらをマクロ経済効果の観点に絞って単純に比較すると、道路事業費の減少額の影響がより大きいと考えています。

同じく暫定税率廃止との関連で、復帰特別措置法等による軽減措置と25円の値下げについての御質問にお答えいたします。

本県においては、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」及び「沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置に関する政令」により、揮発油税及び地方道路税が1キロリットル当たり7000円が軽減されております。

暫定税率が廃止された場合、本土においては揮発油

税法等の本則適用によりガソリンの価格が下がると予想されますが、本県においては、復帰特別措置法等の規定により現時点で断定できる状況にはありません。

県としては、国会での審議状況を見守りつつ、今後の対応策について内閣府等と協議していきたいと考えております。

同じく暫定税率廃止の関連で、石油価格調整税に基づく石油製品輸送費補助の存続についての御質問にお答えいたします。

県は、復帰特別措置により1キロリットル当たり7000円軽減されている揮発油税及び地方道路税の一部を税源として、揮発油の販売に対し1キロリットル当たり1500円の石油価格調整税を課しております。また、石油価格調整税の税収を主たる財源として県内離島へ輸送される石油製品の輸送費補助を行っております。

仮に暫定税率が廃止され、復帰特別措置として税率の軽減が講じられない場合にはこれまでと同様な輸送費補助を実施することは困難になると考えられます。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 食の安全対策の中の、本県における中国産食品の輸入状況、輸入食品のチェック及び安全管理体制について一括してお答えいたします。

国内に流通する中国からの輸入食品の状況につきましては、厚生労働省の輸入食品監視統計によりますと、平成18年は輸入件数では約57万9000件で、全体の31.1%で最も多く、輸入重量では約493万6000トンで全体の14.5%となり、米国に次いで多くなっております。

輸入食品の検査及び監視体制につきましては、国の検疫所において書類審査及び検査等を行って国内への流通を認めております。

一方、県においても、輸入食品を含め県内で流通する食品については、沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき計画的に検査及び監視指導を実施し、違反食品の排除に努めております。

しかしながら、食の安全・安心を揺るがす事件・事故等が相次ぐ中、県としましても対策を強化する必要があると考えており、国の検疫所等関係機関との連携や情報の共有化により、検査及び監視体制の強化に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは食の安全対策についての御質問で、学校給食での中国産冷凍食品の使用調査結果についてお答えいたします。

県内の学校給食において、河北省天洋食品工場が製造したギョーザを含むすべての製品90品目の使用状況について調査したところ、市町村及び関係県立学校から使用したとの報告は1件もありませんでした。

県教育委員会としましては、今後とも市町村や関係機関等と連携し、安全で安心な学校給食の充実に努めてまいります。

次に、警察行政についての御質問で、児童生徒の携帯電話フィルタリングについてお答えいたします。

県教育委員会の平成19年10月現在の調査でフィルタリングを設定している割合は、小学校7.8%、中学校8.2%、高等学校4.5%となっております。

各学校におきましては、児童生徒の情報モラルやマナー等のより一層の向上を目指し、情報教育や生徒指導を通して指導の強化・充実を図っているところであります。

今後とも、フィルタリングについては、児童生徒を有害情報から守るという観点から、アクセス制限などについて学校、警察、関係機関等と連携して保護者に対し周知に努めてまいります。

次に、教育問題についての御質問で、通学区域の制度とその現状についてお答えいたします。

本県の県立高等学校の通学区域については、昭和62年の改正により、全日制普通科については那覇地区では4校選択、都市部では2校選択、その他の地域においては小学区となりました。その後、部分的な通学区域の改善が行われてきましたが、PTA、中学校、市町村教育委員会等から高等学校の選択数に差があることについての改善や、生徒の個性伸長を図るために通学区域の拡大を求める要望・要請等がありました。

そこで、平成14年に通学区域の改善を目的とした「沖縄県立高等学校入学者選抜制度検討委員会」が設置され、同委員会からの報告を受け、平成17年度から高等学校の全日制普通科の通学区域は国頭、中頭、那覇、島尻、宮古、八重山、久米島地区の7通学区域に設定し、それ以外の専門学科、総合学科は県全域となっております。

次に、通学区域が拡大されたことによるメリットとデメリット及び交通の便について一括してお答えいたします。

通学区域の拡大によって生徒の特性に応じた学校選択が可能となり、生徒の居住地によって学校の選択数

に大きな偏りがないように改善されております。

また、各高等学校においては、創意工夫を凝らし、生徒のよさを生かす教育課程を編成し、魅力ある学校づくりに努めていることなどがメリットであると考えます。

一方、一部の学校において、志願者の減少や遠距離通学による交通の利便性や交通費など負担があるとの声も聞かれます。

次に、地域の子供は地域で育てるという考え方と通学区制度についてお答えいたします。

地域の子供は地域で育てるということは大切なことであると考えております。

現在、各高等学校では、特色ある学校づくりを推進しているところであり、近隣の小中学校との情報交換を通じた連携の強化や地域行事への共同参加による交流等、地域に根差した教育を行っているところであります。

県教育委員会としましては、今後とも地域の子供は地域で育てるという認識のもとで、学校、家庭、地域が連携して地域の教育力の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、PTA保護者会員の研修制度についてお答えいたします。

学校を運営する上でPTAの協力は不可欠であり、学習支援や生徒指導、安全指導など、学校教育に直接的にかかわり、その果たす役割は大きいものがあると考えております。

県内の各学校PTAの多くは、組織の中に子育てや家庭教育を中心に研修を行う委員会や部会が設置されております。また、市町村や地区のPTA連合会でも同様な研修を行っており、これらの活動は保護者会員の学びにとって大切なことであります。

その支援のために、県教育委員会では、毎年1回県内すべての学校のPTA指導者を対象に、その資質向上を図るため、PTA指導者研修会を開催しております。また、県高等学校PTA連合会や県PTA連合会が行っている研究大会等を共催し、指導助言者の派遣等研修の支援も行っております。

今後とも研修内容の充実を図り、各PTA団体の活性化につなげていきたいと考えております。

次に、PTAの役割についてお答えいたします。

PTAは、子供の教育や生活環境を向上させることを主な目的として各学校に組織された団体であります。

その活動内容としましては、児童生徒の登下校時の安全対策や授業における教材づくり、ゲストティー

チャーなど教師の補助を通して学校教育の現場を直接的に支援しております。

また、地域の行事や保護者に対する子育て教室等、地域の実情に応じてさまざまな活動を実施しており、学校と家庭、地域を結ぶかなめとして重要な役割を担っていると考えております。

次に、PTA保護者会員への期待についてお答えいたします。

家庭教育はすべての教育の出発点であると言われております。

県教育委員会は、今年度、当たり前のことが当たり前にできるいわゆる凡事徹底を教育のあらゆる場で推進しており、幼稚園を初め各小中学校、県立学校、公民館等にポスターを配布し、基本的生活習慣の確立や規範意識の醸成を図っております。

PTA保護者会員には、この凡事徹底の教育、例えばよいことは褒め、悪いことはしかる、我が家の決まりをつくり実行する、子供の話に耳と心を傾けるなどを実行していただきたいと考えております。

また、各PTA連合会で取り組んでいる「早寝・早起き・朝ごはん運動」、「100万人愛の一声県民運動」などの取り組みを通して、子供たちの基本的生活習慣の形成と規範意識の醸成を図っていただくことに期待をしております。

次に、授業研究等についてお答えいたします。

本県の学校教育においては、幼児・児童生徒の個性の伸長を図り、社会の変化に主体的に対応できる資質能力を培い、創造性・国際性に富む人材の育成を目指しております。

これらの目標を達成するために教職員の資質の向上が不可欠であり、各学校においては、教材研究や公開授業などを通して各学年、各教科の目標やねらいの実現に向けた指導方法等の改善・充実を図っているところであります。

次に、研究会等への参加状況についてお答えいたします。

各学校で行われる校内研修においては、初任者研修や10年経験者等の研究授業、全職員による公開授業等があり、教科等に加え、生徒指導や進路指導等に関する研修を計画的に行っております。

また、今年度県立総合教育センターで実施された夏期短期研修においては58講座が開設され、予定人数を1000人ほど上回る約2500人が受講し、年間開設講座数は581講座で、延べ1万人を上回る教職員が受講し、自己研さんを図っております。

さらに、教員の使命感を高め、専門性の向上を図る

ため、国の教員研修センターや県内外の大学院、海外の教育機関等の長期研修へも計画的に派遣し、一層の研修の充実を図っております。

次に、研究活動の支援と義務づけについてお答えいたします。

教職員の研修については、教育公務員特例法において、学校の教員は絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならないと定められており、また、任命権者に対しては、「研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。」旨義務づけられております。

県教育委員会としましては、今後とも教職員のライフステージに応じた適切な研修を計画・実施するとともに、研修の機会を確保する等の教職員の資質向上の支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 過去3年間の米軍人・軍属、その家族など、米軍構成員等の犯罪検挙件数についてお答えします。

平成17年は66件65人、平成18年は57件63人、平成19年は63件46人であり、大きな変動は見られません。

次に、事件の全体的な傾向についてお答えいたします。

平成19年中の米軍構成員等の刑法犯の検挙件数は63件46人で、その内訳は、凶悪犯が6件6人、粗暴犯が2件3人、窃盗犯が27件25人、知能犯が14件3人、住居侵入などが14件9人となっております。

窃盗犯を最多とする内訳についても、平成17年以降大きな変化はありません。

今後の課題といたしましては、3点あると考えております。

第1は、米軍人が立ち寄る繁華街等における警戒力の強化であります。

そのため、県警察では、今回の事件を受け、米軍人等の事件・事故が多発する繁華街等において、沖縄警察署だけでなく警察本部自動車警ら隊、機動捜査隊を集中的に運用し、警戒力のさらなる強化に努めているところであります。

第2は、人的・物的警察活動基盤の増強であります。

米軍人の犯罪を未然に防止するとともに、米軍人関係の事件・事故が発生した際に、これを迅速・的確に処理し、パトロールの実効性を上げるためには、警察官や通訳員の増員配置並びにパトカーなどの装備資機

材の充実が必要であります。

第3は、県民の防犯意識の高揚と地域住民との連携強化であります。

不審者による子供への声かけ事案の実例についての情報発信を積極的に行うなど、警察の持つ情報を可能な限り地域住民に提供するとともに、子供を見守る活動などで大きな成果を上げている防犯ボランティア団体に対する支援を強化するなど、地域住民、関係機関・団体との連携を強化していく必要があると考えております。

次に、米軍との合同パトロールに関する御質問にお答えします。

まず第1に、県警察と米軍の軍事警察機関である憲兵隊、いわゆるMPとの共同パトロールについてであります。

同パトロールについて県警察では、米軍施設外における治安の確保は沖縄県警察の責務であること、何らかの犯罪を犯した米軍人を県警察とMPとが共同逮捕した場合、地位協定の規定で当該米軍人の身柄は米軍に引き渡されることとなり、原則として起訴されるまで米軍側がその身柄を拘束することから容認していないところであります。

第2に、警察権を有しない上官による部下に対する一般的な指導監督のため米軍が独自で実施している、通称CPとの共同パトロールについてであります。

この警察権を有しないCPとの共同パトロールについても、県警察では、共同パトロール中に米軍人を被疑者とする犯罪現場において事情聴取等を行っている際に、CPから連絡を受けて現場臨場したMPが共同逮捕を行った場合、身柄の措置に関してMPとの共同パトロール同様の問題が生じる可能性があること、県警察がCPとの共同パトロールを実施することは、米軍犯罪のみに対処するために既存の警察力の一部を割くことになり、警察力が低下するおそれがあることの2つの問題点があると考えており、現状では沖縄県民にとって必ずしも望ましいものではなく、これらの問題点が解決され、沖縄県民に明確に示される必要があるものと認識しております。

また、共同パトロールを実施するに当たっては、現場において沖縄県警察官が米軍人との無用な紛議を起こすことなく犯罪を未然に防止するとともに、米軍人関係の事件・事故が発生した際にこれを迅速・的確に処理するなど、パトロールの実効性を上げるため法執行力を持つ警察官や意思疎通のための通訳員の増員、並びにパトカー等装備資機材の充実などの措置を講じる必要があると考えております。

次に、県内の少年非行の実態と特徴、今後の対策について一括してお答えいたします。

昨年1年間に刑法犯である窃盗、傷害等で検挙・補導された少年は1882人であり、前年に比べて181人減少はしております。

しかしながら、刑法犯検挙人員の総数に占める少年の割合が41.5%を占め、全国で2番目に多く、県内治安に大きな影響を与えています。

また、飲酒や深夜徘徊等で補導された不良行為少年を見てみますと、昨年は3万6801人であり、前年に比べて1059人減少しているとはいうものの、過去最多となった平成18年に次いで2番目に多い数字であり、依然として憂慮すべき状況にあります。

県内の少年非行の特徴につきましては、第1は、低年齢化しているということが挙げられます。

刑法犯少年に占める中学生の比率が62.2%で、全国平均の1.7倍と全国で最も高くなっております。

第2は、飲酒や深夜徘徊で補導される少年が多いということが挙げられます。

昨年の飲酒補導は3284人で前年に比べて781人減少しておりますが、補導実数で全国1位、少年人口1000人当たりの補導人員でも全国平均の9.6倍で、全国で最も多くなっております。

また、非行の入り口となりやすい深夜徘徊による補導は1万9518人で、前年に比べて916人増加し、不良行為全体の53%を占めており、少年人口1000人当たりの全国平均の1.7倍と全国的にも上位にあります。

県警察では、深夜の不良行為を早い段階で防止し、少年非行の低年齢化に歯どめをかけるため、中学生に対する非行防止指導活動、非行実態の情報発信と啓発活動、地域と連携した夜間の街頭補導活動を積極的に推進しているところであります。

少年非行防止の基本は、地域の子供は地域で守り育てることであるとの認識に基づき、周囲の大人が少年の不良行為に対し、より一層の関心を示すことであると考えております。

県警察といたしましては、関係機関・団体、地域と連携して、少年に不良行為をさせない社会づくりを構築し、少年の健全育成を図ってまいり所存であります。

次に、フィルタリングの活用による犯罪の防止についてお答えします。

本年1月に宮古島市で発生した児童買春・児童ポルノ違反事件につきましては、被疑者と被害少年が携帯電話のインターネットサイトを通じて知り合ったことがきっかけでありました。

両者においてメールでのやりとりを繰り返した後、その後、被疑者が現金を供与して犯行に及んだものであります。

被害少年が被疑者と知り合うきっかけとなったサイトについて調査した結果、携帯電話事業者のフィルタリングにより閲覧制限が可能であったことが判明しております。

フィルタリングが活用されておれば被害を防げた可能性が十分にあったものと認識しております。

次に、これまでのフィルタリング対策と今後の対策についてお答えします。

県警察におきましては、子供たちがインターネット利用をきっかけに犯罪に巻き込まれるのを防止するため、フィルタリングの普及に向けた広報啓発活動を実施しているところであります。

しかしながら、子供に携帯電話を持たせている保護者のフィルタリングについての理解や認識が十分でないというのが現状であります。

昨年からはテレビやラジオを活用した広報に加え、公開討論会における情報発信、保護者や教職員向けの防犯講演を実施したほか、教育機関が発行する広報誌への投稿、リーフレットの配布、県警ホームページによる情報発信なども積極的に行っております。

また、最近では出会い系サイトのほか、子供たちが友達の輪を広げることを目的としたコミュニティーサイトに悪意を持った大人がアクセスし、子供が犯罪に巻き込まれるケースもあります。

このような状況を踏まえ、県警察では本年の活動重点にインターネット利用犯罪の抑止を掲げて犯罪の取り締まりを強化するとともに、教育機関や産業界と連携してフィルタリングの積極的活用を促進するなど、インターネット利用犯罪に巻き込まれないための対策を推進してまいり所存であります。

以上です。

○議長（仲里利信君） 20分間休憩いたします。

午後3時29分休憩

午後3時54分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 通告に従い一般質問を行います。

今回の質問は、平成20年度の県政運営及び予算の執行について、特に、1、沖縄県の科学技術の振興、2、県経済の振興及び雇用の促進、3、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」、4、沖縄21世紀ビジョン

の策定の4点について取り上げ、平成20年度を展望しながら県政運営及び予算をともに考えていきたいと思っています。

まず1点目の、沖縄県の科学技術の振興についてでございます。

本県は、本土復帰後第3次にわたる振興開発計画及び現在の沖縄振興計画の推進によって着実に発展を遂げてまいりました。同時に、現振興計画に大学院大学を核とした科学技術の振興が新たに盛り込まれ、科学技術の振興は21世紀の本県発展の基盤となるものと位置づけをされております。科学技術の振興を担う中核機関も夏ごろに仮称沖縄県科学技術振興センターの設置も決定され、県民の期待は大きく膨らんでまいります。

先進国首脳会議、北海道洞爺湖サミットに先立ち、地球規模の課題の解決に向けた科学技術協力の強化等について議論するための初めてのG8科学技術大臣会合が6月に沖縄県で開催されることも画期的なことであり、仲井眞県政の大きな成果でございます。G8科学技術大臣会合をぜひ本県の科学技術振興の大きなステップにしたいものでございます。科学技術の振興につきましても、核となる大学院大学の設置が不可欠でございます。

そこで伺います。

沖縄科学技術大学院大学の設置について。

ア、研究事業、イ、施設整備、ウ、周辺整備。

周辺整備につきましては、インターナショナルスクール及び商業施設の整備について、平成20年度の事業、内容の御説明をお願いします。

次に、県経済の振興及び雇用の促進について行います。

1点目の、「沖縄県中小企業の振興に関する条例」につきましては、仲井眞県知事が選挙公約に掲げて、本県の中小企業を支援しながら県民の生活、県経済を振興発展させるべく条例をつくり、本定例会に議案が提案をされているところでございます。

今回の条例を契機に我が沖縄県の中小企業をさらに行政が活用あるいはバックアップをしていくことによって、県経済をさらに活性化させていくために活用していきたいものと考えております。

そこで、今回の「沖縄県中小企業の振興に関する条例」につきまして、ア、その計画及び推進体制について伺いをいたします。

イ、企業の立地促進について伺いをいたします。特に、特自貿地域やあるいは県内各地の状況について御案内をお願いいたします。

ウ、IT津梁パーク事業、建設及び企業の立地策について御案内をお願いいたします。

大きな3番、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」について。

その①、認可外保育園の認可化促進、②、認可外への給食費助成について御案内をお願いしたいわけですが、今定例会でも認可外保育園に対する支援体制についてあらゆる角度から議論がなされてまいりました。認可外保育園の支援というよりは、同じ137万県民の子供たちを預かる認可保育園あるいは市町村の公立の保育所等と認可外保育園の違い、そのことが県民が最近非常に大きな疑問を抱きながら問題提起が行われてまいりました。

そのことも踏まえまして、これまでの予算と平成20年度予算についての御案内、さらには備蓄米の対応、その次に国の支援体制について伺いをいたします。

大きな4番、沖縄21世紀ビジョンの策定に向けて。

文字どおり、先ほども申し上げましたけれども、戦後、第3次にわたる沖縄振興開発計画、そして現在進められております振興計画のもとに沖縄県はこのように発展を遂げてまいりましたけれども、今、平成23年度の沖縄振興計画の期限を間近に控えながら、沖縄21世紀ビジョン、20年を想定した構想を打ち立てていくということで、大変時宜を得た我が沖縄県あるいは県民の期待にこたえるビジョンの策定に頑張っていたきたいわけでございますけれども、その21世紀ビジョンの策定に向けての現状と背景、さらには長期構想の位置づけについて御案内をお願いします。

○議長（仲里利信君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 照屋議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、平成20年度県政運営及び予算に関連いたしまして、大学院大学の研究事業及び施設整備についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄科学技術大学院大学につきましては、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構を中心に、キャンパス整備や研究者の確保等その準備が進められております。

研究事業につきましては、現在、代表研究者17名を中心に100名余の研究者がうるま市などで先行的な研究を行っており、ことし4月からさらに2名の代表研究者が加わる予定となっております。

施設整備につきましては、今月下旬にキャンパス本体の工事に着手をし、平成21年度中に施設の一部が供用開始され、実質的な教育活動が開始される予定と

なっております。

県といたしましては、これら事業が円滑に実施され、開学に向けた準備がスムーズに進みますよう、関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

同じく科学技術大学院大学の周辺整備におけるインターナショナルスクールに係る御質問にお答えしたいと思います。

沖縄科学技術大学院大学の周辺整備につきましては、世界じゅうから集まる研究者やその家族などが快適に暮らせる環境を整備するためのガイドラインとして、昨年8月に周辺整備基本計画を策定いたしました。

同計画では、住宅、教育、医療や商業施設など、8分野についての整備方針が示されております。現在、同計画の実施に向け、ワークショップの開催など、地元での合意形成に努めているところでございます。

インターナショナルスクールにつきましては、昨年6月に設置いたしました「インターナショナルスクールのあり方検討委員会」におきまして、本県に設置する場合の望ましいあり方について検討を進めているところでございます。

商業施設につきましては、専門家を交えた門前町地区検討会におきまして、必要な施設の立地手法や業種などにつきまして検討を進めてまいっております。

今後は、国、県、市町村、民間などを含めたメンバーで組織する専門部会などを通じまして、それぞれが役割を果たしつつ一体的に整備を進めていくことといたしております。

2番目の県経済の振興に係る御質問の中で、IT津梁パークの建設及び企業立地策についての御質問にお答えいたします。

IT津梁パークは、中城湾港新港地区の10ヘクタール程度の用地に延べ床面積7万平方メートルの施設を整備し、8000人の新規雇用を実現することを目標にいたしております。

県では、平成20年度にオフショア開発や人材育成等の機能を集約した中核施設の整備に着手いたします。

加えて、総務・経理部門などのいわゆる業務受注を行うBPO等の企業を誘致するための施設につきましては、民間の資金とノウハウの活用により整備を進めたいと考えております。

このため、平成20年度は民間事業者が整備する施設を県の産業支援施設として借り上げ、IT企業等の利用に供するため15年間の債務負担行為の設定を予定いたしております。

また、今後、企業の進出を促進するためには、ソフトウェア開発やBPO等の人材確保が重要となることから、情報産業核人材育成支援事業を実施するなど、人材育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」に係る御質問で、認可外保育施設の認可化についての御質問にお答えいたします。

認可外保育施設につきましては、過去3年間で27カ所を認可化してまいりました。また、来る4月には7カ所の認可化を予定いたしております。

県としましては、保育の実施主体である市町村と連携し、認可外保育施設認可化促進事業における施設整備や保育士派遣等に係る経費の助成等により、引き続き認可化に取り組んでまいり所存でございます。

次に、同じく認可外保育施設への給食費助成に係る御質問にお答えいたします。

県では、認可外保育施設入所児童の処遇向上のため、新すこやか保育事業により児童の牛乳代、健康診断費、そして調理員の検便費に対する助成を行っております。このうち、牛乳代につきましては、今年度からこれまで一月10日分の助成を20日分に拡充しました。

さらに、平成20年度からは給食費としてこれまでの牛乳代に加え新たに米代を助成することとし、7664万1000円を計上いたしており、新すこやか保育事業の総事業費としましては1億389万2000円となっております。

先ほどの伊波議員を初め多くの議員からの御質問にもありました。この件につきましては、厚労省を初め沖縄開発庁を含め、これはまた私の大きな公約の一つでもありますし、これから先も議員の先生方のお力もかりながら、きちっとブレイクして予算が確保できるように頑張りたいと考えております。

沖縄21世紀ビジョンの策定についての御質問にお答えしたいと思います。現状と背景、位置づけなどについての御質問でした。これは4の(1)、(2)が非常に関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

県におきましては、沖縄振興計画が4年後に期限切れとなることや、また道州制を含む地方分権改革の進展などを踏まえ、沖縄21世紀ビジョン（仮称）の策定に取り組んでいるところであります。

現在、庁内におきまして検討作業を進めており、ビジョン懇話会におきましても活発な御議論をいただいております。

同ビジョンは、20年から30年後を見据えて県民がゆ

とりと豊かさを実感できる社会の実現を目指す県政運営の基本構想と位置づけているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 県経済の振興及び雇用の促進の御質問の中で、「沖縄県中小企業の振興に関する条例」案に関する計画及び推進体制についてお答えします。

本条例案では、第8条において県が実施する中小企業の振興に関する事業を取りまとめ、年度単位の実施計画として「沖縄県中小企業支援計画」を定めることについて規定しております。

同条は、当該計画を定めるに当たり、県の中小企業施策の基本方針を踏まえること、中小企業関係者の意見を反映させる手続を実施すること等を定めたものであります。

県としては、当該計画に基づき中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するため、これまで以上に中小企業関係団体と緊密に連携するとともに、施策が適切に実施されるよう必要に応じ事業者、大学、国または市町村等に協力を求め、産・学・行政の連携の確保に取り組んでまいります。

次に、企業立地の促進についてお答えします。

県では、特別自由貿易地域への企業立地を促進するため、これまで賃貸工場の計画的な整備や使用料の軽減、買い取り条件つき事業用借地制度の導入、物流支援事業の実施、企業立地サポートセンターの設置、土地の減額譲渡制度の導入などを行っています。

こうした取り組みの結果、特別自由貿易地域には平成20年2月現在、分譲用地に6社、賃貸工場に18社の合計24社が立地しております。

また、沖縄振興特別措置法により県内各地に認められた税制優遇措置や沖縄県情報産業ハイウェイ等の各種支援策の周知を図るため、市町村とも連携し、企業誘致セミナーや経済特区視察ツアーを開催する等、企業誘致に積極的に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美君登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美君） 「おきなわ子ども・子育て応援プラン」の中の、認可外保育施設への給食費助成に政府備蓄米を活用することについてにお答えいたします。

政府備蓄米の無償交付制度においては、現在のところ

交付対象施設が学校に限られており、使途についても、給食、学習教材、試食会及び学校行事に限って交付が認められております。

また、給食用として使用する場合の交付量は、前年度に比べて米の使用量が増加した分の6割までとなっております。

このような制約があることから、認可外保育施設への給食費助成に備蓄米を活用することについては、現行制度のままでは困難ではないかと考え、制度の拡充を国に要請しているところであります。

続きまして、認可外保育施設への給食費助成に国の支援を求めることについてにお答えいたします。

県では、認可外保育施設入所児童への給食費の助成について、何らかの支援が得られないか国に求めているところでありますが、厚生労働省からは、認可保育所における保育を基本とする施策にそぐわないとの指摘を受けております。

こうした状況にはありますが、県としては、国からも支援が得られないか関係省庁へ働きかけを行っており、今後とも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 御答弁ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

1点目の、周辺整備の件のインターナショナルスクール、検討委員会で検討していくということですが、例えば、この立地条件とか居住地に近いとか、あるいは病院の問題とか治安の問題とかというふうなことも場所に影響していくか。あるいはその規模、建設が具体的にいつごろになるのか、その見通しをお持ちであれば、その御案内をお願いできませんか。

2点目の中小企業の振興ですが、先ほど第8条の推進計画に基づいて取り組むということでありましたけれども、これは何らかの形で県民に周知をするということですが、ある一つの機関みたいなものを設けて、そういう推進してきたものを提言していろんな意見の交換をしたりとかというふうなことで、またそれを条例に反映させていくというふうな、そういう仕組みがつくれないものか、御答弁お願いできませんか。

これは、沖縄県はほとんど中小企業ですからね、90数%。この小さい島にこれだけの中小企業があって、県民がそこで仕事をして働き生活をしていく。これま

でも振興開発計画の中で、当然その企業の育成とか支援ということは十分やってきたわけですね。あえてそのような中で、これからの21世紀はやはり地元の企業をもっと行政が活用し支援をしていくというふうなことも含めて、中小企業の存在意義とかというふうな、頑張ってきたというふうなその経緯も踏まえて、この新たな条例ができたと思うんですね。ですから、この条例の持つ意味というのは非常に大きいものがあると思うんですね。ですから、これをぜひ計画をつくって当然推進をしていって、それは公表するというですけれども、何らかの機関を設けて評価、あるいはいろんなまたチェックをしていくというふうなものをつくれないものか、その御案内、その辺はどのようにお考えか。

さらには、これは今回の2月定例議会で提案をされているわけでありまして、ぜひこれが、もし条例が可決になったときに、県知事名で県民にあるいは中小企業の方々に、さらにはこれだけ広大な県の組織ですから、それぞれの組織にこういうふうな中小企業を支援をする条例ができてから、そういうふうなことを県民挙げて、あるいは役所を挙げて取り組んでいこうというふうな何らかのメッセージがほしいですね。その辺についてお考えをお願いできませんか。

3点目の子育て応援プラン、その中での備蓄米の対応でありますけれども、先ほど部長の方から答弁がありましたように、現状はそのような形になっているようですね。

実は昨日の衆議院の予算委員会、その中で、安次富修衆議院議員が質問をしているわけでありまして、そのときに農林水産省の答弁では、保育所は無償交付制度の対象にはなっていないけれども、県から正式な要請があればその時点で検討する。そしてまた岸田沖繩担当大臣、認可外への支援として制度を活用できるのか、農林水産省、厚生労働省に協議するよう事務的に指示を出している。関係省庁間で詰めていきたいというふうなことで、政府の方も沖縄県の特別な事情によって何らかの手だてを講じていきたいというものを持っていると思うんですね。ですから、改めてこの備蓄米については正式に伺いを立てて、国の方も前向きに検討されるようでありますから、ぜひその辺お願いをします。

同時に、やはりこの無認可の保育園、実はせんだって23日にうるま市関係の無認可の保育所の方々とか、あるいは父母の皆さんが集まって、ともに育てよう未来へ羽ばたく子供たちという情報交換会がございました。そのこの保育園の保育士あるいは父母の方々の意見

を聞いていると、やはり市町村立の保育所あるいは認可保育園と現在の無認可の違いが非常に大きく浮き彫りになっているわけでありまして。やはり厚生労働省も児童福祉法のもとに保育行政を進めているわけでありまして、その法律でなかなか説明できないというか、県民が理解しがたい現状があって、以前は無認可保育園の園長先生方を中心にそういう運動が展開をされてきましたけれども、最近では子供を預ける親も一緒になって、何とか国の支援あるいは県の支援、行政の支援が得られないかというふうなことをいろいろ勉強されております。

その中でも設置基準、指導監督基準というものがございまして、国も無認可に対してもそのようなことで保育園の経営をやれというふうな基準がありますけれども、ゼロ歳児は3人まで、これが基準ですよというふうな通達があるわけですね。そうすると、ゼロ歳児1人3万5000円で預かっても、3名で10万5000円しか保育料はいただけない。逆に、経営をもっとよくしていこうとすると、1人当たりの保育料を7万も8万も上げないと園の経営そのものがうまくいかない。ということになって非常に厳しい現状があるわけです。

そうすると、おのずとそういう形で子供、乳児を預かって園の経営が成り立たぬというふうなことになるわけで、そうすると園が廃業して乳児、子供たちを預かる場所がないというふうな、そういう厳しい状況もあるようであります。

ですから、国の方はいろんな指導監督基準のもとに無認可の保育園に対しても、いろいろこういうふうにやってくれというふうなお願いはしました。ところが、なかなか財政的な支援はないものですから、民間の保育園の経営としては非常に厳しい実態があるわけで、ですから先ほどから県知事にもいろいろ頑張ってもらっていてやっておりますけれども、これは我々政治家も含めて、行政もあるいは政治的な運動も含めて、この厳しい沖縄の現状をともに訴えながら、何とか改善をしていかなければいけないなというふうな思いを強くしているわけでありまして、そのことも含めてぜひ一緒に頑張っていきたいと思います。

4番目の21世紀ビジョンです。

これはまさに県知事からもありましたように、やはりこれからの沖縄をどうつくっていくか、県民に長期的な展望を示して県民とともにつくっていくというふうなこのビジョンの策定ですから、ぜひ頑張って県民の総意をかけてビジョンをつくってもらえればというふうに考えているわけでありまして。

そこで、この21世紀ビジョンと、今、沖縄振興計画

の中で進められている大学院大学を核とした科学技術の振興、それとの絡みが非常に気になるわけですね。

この21世紀ビジョンと科学技術振興との関係、あるいは最近地球規模での環境問題、ダボス会議で福田総理も新たな提案をしているわけでありますけれども、大学院大学も新たに環境学科、そういう学科も設置をされるというふうなことで決定をしているようであります。

この際、21世紀ビジョンの中にその環境問題も含めてとらえてビジョンをつくる必要があろうかと思えますけれども、その御見解をお願いいたします。

それと21世紀ビジョンとあわせて、この策定は今年度でやっていくわけでありますけれども、G8の科学技術大臣会合が6月に沖縄県で開催をされます。

そこで、当然そういうふうな大臣クラスの首脳が集まってやるわけですから、共同声明を恐らく沖縄県から全世界に発すると思うんですね。せっかくの機会ですから、先ほどの環境問題も含めて我が沖縄県から、そのサンゴ礁の再生とかというふうなことの幾つかのテーマをつくって、その共同声明に入れていただいて、福田総理がダボス会議で提言いたしましたように、100億ドルの環境資金メカニズムを提唱をしておりますね。

ですから、そういうふうな沖縄からの共同声明に入れ込んでいただいて、その基金を使って沖縄からそういうふうな環境問題の展望をつくっていくとかというふうなことも、21世紀ビジョンの前段階として私は取り組む必要があるのではないかとこのように考えておりますけれども、ぜひとも執行部の御見解を賜りますようお願いします。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後4時30分休憩

午後4時32分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 照屋議員の再質問にお答えいたします。

まず1つ、インターナショナルスクールの立地条件について、今後どう検討されていくかということだったと思えますけれども、先ほども申し上げましたように、現在、検討委員会において検討されており、報告書が今年度中にまとまります。来年度にかけまして、立地形態、施設形態等について議論が深まりますけれども、それにあわせてその条件面としては、例えば学習の場にふさわしい環境にあるか、あるいは利便性は

どうか、それから大学院大学との距離とか、総合的な視点で検討してまいりたいと思っております。

次に、21世紀ビジョンとの関連で、科学技術振興との関係はどうかという御質問だと思います。

先ほど議員おっしゃっていましたが、科学技術は21世紀の沖縄発展のかぎであるということをおっしゃられました。まさにそのとおりでございます。科学技術によって産業の振興、経済の発展、それから国際的な交流拠点の形成、そして人材の育成という大変大きな波及効果があるものと思っておりますので、21世紀ビジョン、これから施策の体系といいますか、それをまとめていきますけれども、当然に大きな柱の一つということで位置づけていきたいと考えております。

あわせて、G8科学技術担当大臣の声明に沖縄の声を、特に環境問題等含めて沖縄の声を反映させたらどうかという御提言でございますけれども、大変有意義な御提言ということで、それが実現できますようこれから内閣府等と調整していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 計画が実行できるような、評価、チェックできるようなある機関が必要ではないかという御質問にお答えします。

中小企業振興条例（案）を策定するに当たって、中小企業団体、関係機関とそれぞれ意見交換をして案を作成してございます。

御提案のように、そういった状況で毎年中小企業の振興計画を策定していくということですので、中小企業の意見が反映されるような場、形を施策に反映させるということで、そういった場とかいうのを常に設けて計画を実施していきたいというふうに考えております。

それから条例成立後の知事メッセージを出せないかという御質問にお答えします。

知事メッセージにつきましては、条例の趣旨を徹底させるため市町村、関係団体にメッセージを送る方向で考えたいと思います。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 安里 進君。

〔安里 進君登壇〕

○安里 進君 安心・安全な里づくりを進めてまいりました安里進と申します。

これはどういうことかという、私は名護で警察と一緒にあって会長のときに暴力団を阻止しました。排

除しました。昭和40年に暴力団組織があって、それを57年に排除しました。ですから今、40周年を記念して高速道路の入り口に暴力団侵入阻止と書いているのは、入れないということです。これに安里進という名前がありますから、通るときよく見てみてくださいね。

そういうことで、今回15名の方々が勇退するということで、そのうちの一人が私となっておりますので、皆さんにはいろいろお世話になりまして、本当にありがとうございました。心からお礼を申し上げたいというふうに思います。

好きな人もたくさんいるので、別れるかと思うと非常に寂しいんですけども、よろしくお願いします。

そしてせっかくですから一言、安里進という歌を歌ってみたいと思います。

「安々トゥ心 御万人ヌティフン、里々ニウ名ヤ 広ク知りティ、進マチ行カヤ 我ガウチナー」。

これであります。これが私の安里進という人の歌であります。

では、仲井真知事は具志頭親方蔡温の直系と聞いて、なるほどDNAは争えないと感じました。

琉球には5賢人というのが昔いまして、羽地朝秀、程順則、蔡温、宜湾朝保、そして儀間真常とこういう5名が5賢人と言われている方です。

そのうちの蔡温。

当時、蔡温は法司と国師を兼任する琉球王府の最高の役人の地位にあってあります。18世紀中ごろ、国都を名護に移そうと。つまり首里を名護に移そうという提案をするわけです。そこで、論議されておりまして、蔡温はそれを解決しようとしてしまったけれども、王府は相当反対しまして、これは大変なことになるという形で、結局は名護のヒンプンガジュマルの前に「三府龍脉碑」というのがあります。これは蔡温のわび状文と言われているんですよ。

どういうことかといいますと、今から羽地大川と屋部の間を開削して運河をつくろうと。そういうことをやろうとしたら、今言う遷都説まで出たものだから、相当反対されまして、彼はやがて打ち首になる予定だったんです。それはいかぬということで、彼は風水学を持ち出して「三府龍脉碑」というのをやっているわけですね。中国に行って勉強しました。風水学を持ち出して、それで「三府龍脉碑」を建立して、いやこれはいけませんよというわびみたいな形で建てて、彼は王府にそのままとどまるわけであります。

彼はまた、「山林真秘」という本を出しまして、これが全国の教科書になったわけですね。名護親方程順

則は、もう一つの聖書を出したんですけども、この人は「山林真秘」という本を教科書として全国に広めた。

そういう蔡温の直系である仲井真知事、そういうことを考えると258年前、現在の辺野古のヘリポート建設も同じ感じがするなという感じがするんですよ、直系の本人であるもんですからね。

非常に関心を持って見守りたいなと、そういうことでお伺いしたいというふうに思っております。

まず1つ目に、普天間移設建設問題について。

(1)、普天間飛行場代替施設を2014年までに移設を完了させるためには、国が進めているアセス調査をいつまでに終了しないと間に合わないのか。

(2)、場合によっては、米軍機が住宅地上空を飛行することもあり得るということについて県の認識を伺いたい。

(3)、埋め立てに要する海砂は膨大な量となるが、北部一帯の海砂が取り尽くされるのではないかと心配しております。これについてどう考えるか。

大きい2番目、北部振興について。

(1)、北部振興策については平成20年度まで確実に実施されることを政府に確約を求めるべきではないか。

(2)、再編交付金の支給を政府が検討しているようだが、配布先と支給額について県は把握しているのか。

(3)、北部振興策は2010年度で切れるが、2014年に普天間飛行場の代替施設が完成し米軍の使用が続く間、北部の支援のあり方について伺いたい。

3番目、沖縄の不発弾処理の収益で難病児童支援についてお伺いしたいと思います。

ことは敗戦から63年目になりますが、今も私たちの住む沖縄からは不発弾が発見され、そのたびに市町村職員を初め消防署、警察官らが協力して住民を避難させて、自衛隊の皆さんの手で不発弾の撤去作業が行われております。関係者の御努力に頭の下がる思いであります。

この不発弾は、去る太平洋戦争末期の沖縄戦で使用されたのがほとんどです。「鉄の暴風」と形容された沖縄戦で、原野を初め各地に埋もれて残っている不発弾はとても多いです。今も私たちが住む住宅の周りや畑などの農地、新たな宅地造成中にも不発弾が発見され、住民を避難させて処理されていることは皆様の御存じのとおりであります。

現在、沖縄にある不発弾の総量は推定2500トンとされています。その不発弾を1年間に25トンずつ処理してもあと100年間かけなければすべて処理することができないという計算になります。それは恐ろしい数

になります。

現在、不発弾の処理は、その先端にある信管を抜き取るか、破壊することによって安全性を図っておりますが、爆発のための火薬は100%残ったままです。こうして集められた不発弾は、年平均にして20トンから25トンに達しております。この不発弾の約半分は海洋投棄されておりましたが、2007年4月に海の環境保護を目的にしたロンドン条約が発効されて海洋投棄ができなくなりました。

信管を抜き、爆発のおそれがなくなった不発弾は、海洋投棄と陸上処理の2通りで行われる。発見された不発弾の60%が沖縄本島の南南東約225キロ離れた琉球海溝、水深600メートルに投棄されてきた。だが、陸上での爆破処理には周辺住民の反対が多い。現在、名護市辺野古の米海兵隊基地キャンプ・シュワブ内で、米軍の演習の合間を縫って爆破処理をしております。その処理場周辺の民家では、爆発による振動で壁、屋根などに亀裂が生じ、住民から処理場の撤去が求められている。米軍の規定では1回に爆発させる火薬の量は50キログラム以下となっているので、不発弾の中で多いとされる125キロ以上の爆弾は爆破処理ができない。それらの不発弾は信管を抜き取り、海洋投棄されている。

しかし、世界的な海洋環境保護の高まりを受けて、廃棄物の海洋投棄を禁止したロンドン条約が2007年4月に発効する。そのため、不発弾の最終処理としての海洋投棄はできなくなる。具志堅さんによると――これは那覇の方であります――自衛隊が信管を抜き出し、安全が確認された不発弾を鉄と火薬に分解処理していく。既に火薬の中和処理、焼却処理が確立されており、技術的には問題がないという。その処理費用は当然国が負担するので、その収益金を難病児童の治療に充てるとというのが具志堅さんの構想であります。賛同者は多いようです。勉強会も続けており、既に準備は進んでいるといいます。

具志堅さんは、不発弾処理は日米両政府の責任。不発弾の処理に使う金をNPOに提供し、事務や作業などの必要経費を除いた金を難病治療に役立てたい。内閣府から書類を受理したとの通知ももらっていると話しております。

具志堅さんは53歳ですが、去る沖縄戦で亡くなられた方々の遺骨収集をされている奇特な方です。遺骨収集だけでも頭の下がる思いですが、さらに沖縄戦で使われた不発弾の処理で難病の子供たちを救おうというのですから、私はその計画にもろ手を挙げて賛同いたしております。

よって、次のことを質問いたします。

1つ、不発弾の最終処理施設を沖縄に建設させることについて、県知事はどう考えておられますか。

具志堅隆松さんらが希望しております難病児救命沖縄不発弾特区の申請に県としても支援される考えがありますか。

1つ、今後、特区が認められた場合には、県としての支援体制を組むことを希望したいのですが、知事の所見をお伺いいたします。

私もこれで最終の一般質問であります。残された皆さん、6月8日の選挙は一生懸命頑張って、またここで沖縄県のために頑張ってください。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（仲里利信君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 安里議員の御質問にお答えする前に、3期12年にわたり長い間の県政に対する御貢献・御苦勞を心から感謝申し上げます。

それでは御質問にお答えしたいと思います。

私は、蔡門中会のメンバーですが、直系ではなくて端っこの方で、ジーマが直系になっております。

まず、普天間飛行場移設問題に係る御質問で、住宅地区上空の飛行についてという御質問にお答えいたします。

県としましては、地元名護市、宜野座村と政府が基本合意に至った経緯を考えますと、いかなる訓練においても住宅地区上空を飛行するようなことはあってはならないと考えております。

次は、北部振興策についてですが、平成20年度北部振興策予算の確保に係る御質問にお答えいたします。

北部振興事業の平成20年度予算案につきましては、内閣府において公共事業50億円、非公共事業50億円、合計100億円が計上されております。

北部振興事業は、北部地域の産業振興や雇用の創出、そして定住条件の整備などに大きく寄与しており、県といたしましては平成20年度の予算が確実に確保・執行されるよう国に求めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（仲里利信君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 普天間飛行場の移設に関して、2014年までに移設を完了させるためのアセス調査の時期についてお答えします。

第5回協議会で配布された概略工程表では、平成21

年（2009年）7月ごろまでには環境影響評価手続が終わり、その後の埋立申請手続が同年12月に終了し、工事は平成26年（2014年）に完了するとの防衛省の見込みが示されております。

次に、再編交付金の配布先と支給額についてお答えします。

去る2月7日に開催された第6回協議会において、名護市、宜野座村から再編交付金の対象とするよう求めたことに対し、石破防衛大臣は、再編交付金の交付は、地元市町村の米軍再編への理解と円滑かつ確実な実施への協力が要件であり、指定はこれまでの他市町村の実例を踏まえ検討していく旨の発言をしております。

交付の額については、面積、人員、施設・設備などを点数化し、加点と減点の合計で市町村ごとの負担の程度に応じたものとなっており、指定を受けてからの進捗状況に応じて交付するとされております。しかしながら、現時点で政府から支給額についての具体的な説明はありません。

次に、不発弾処理施設の県内建設についての御質問にお答えします。

国は、不発弾等の海洋投棄にかわる陸上処分を全国規模で実施することとし、去る1月17日に一般競争入札を実施し、2月20日には契約を締結したと聞いております。したがって、不発弾の最終処理施設の県内での整備は厳しいものがあると考えております。

次に、特区申請の支援とそれが認められた場合の支援について一括してお答えします。

沖縄不発弾特区につきましては、申請者の技術的・組織的観点から種々の課題があると考えており、不発弾処理事業の特殊性から判断すると、県として支援するには厳しいものがあると考えております。

もし、特区が認められた場合には県としてどのような支援が可能か検討したいと思います。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 普天間飛行場移設問題についての御質問で、海砂の採取についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立用材については、沖縄島周辺の海砂1700万立方メートルを用いると沖縄防衛局から説明がされたところであります。

しかしながら、県内の年間海砂採取量からすると著しく大量であるため、県外も含めた調達先の複数案を検討するよう知事意見で述べたところであります。

これに対し、沖縄防衛局が提出してきた追加・修正資料においては、しゅんせつ土を含む建設残土の受け入れや、県外からの調達等も含め具体的に検討を行うとの見解が示されたところであります。

県としては、埋立用材の確保に当たっては、当該事業実施区域及びその周辺の生態系に著しい影響を及ぼさないよう十分な配慮が必要であることから、今後の環境影響評価の手続において必要な知事意見を述べてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 北部振興策についての御質問で、今後の北部への支援のあり方についてお答えいたします。

北部地域の振興に当たっては、人と産業の定住条件の整備による地域の持続的な発展を目指して諸施策の展開を図っております。

県としましては、この間の北部振興策の成果を踏まえ、今後とも北部市町村との十分な調整を図りながら、県土の均衡ある発展に向けた諸施策について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（仲里利信君） 以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

予算については、2月6日の議会運営委員会において19人から成る予算特別委員会を設置して審議することに意見の一致を見ております。

よって、ただいま議題となっております議案のうち、甲第1号議案から甲第30号議案までについては、19人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（仲里利信君） 次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔予算特別委員名簿 巻末に掲載〕

○議長（仲里利信君） 次に、お諮りいたします。

乙第11号議案「沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例」は、少子・高齢対策特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案は、少子・高齢対策特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

----- ◆ ・ ・ ◆ -----

○議長（仲里利信君） ただいま各特別委員会に付託されました議案を除く乙第1号議案、乙第3号議案から乙第10号議案まで、乙第12号議案、乙第13号議案及び乙第15号議案から乙第29号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末に掲載〕

○議長（仲里利信君） 日程第3 乙第30号議案から乙第32号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井真知事。

〔知事追加提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 平成20年第1回沖縄県議会定例会に追加提出をいたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

乙第30号議案「沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例」は、沖縄県中部農林土木事務所の移転に

伴い、位置の変更が生じることから条例を改正するものであります。

乙第31号議案及び乙第32号議案の「指定管理者の指定について」は、金武湾港宇堅海浜公園及び中城湾港安座真海浜公園の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

以上、追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（仲里利信君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案のうち、乙第30号議案については総務企画委員会に、乙第31号議案及び乙第32号議案については土木委員会にそれぞれ付託いたします。

休憩いたします。

午後5時2分休憩

午後5時3分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明29日から3月4日までの5日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、明29日から3月4日までの5日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（仲里利信君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、3月5日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時4分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 仲 里 利 信

会議録署名議員 比 嘉 京 子

会議録署名議員 糸 洲 朝 則

平成20年 3 月 5 日

平成20年
第 1 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 10 号）

平成20年
第 1 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第10号）

平成20年3月5日（水曜日）午前10時2分開議

議 事 日 程 第10号

平成20年3月5日（水曜日）

午前10時開議

- 第1 甲第24号議案から甲第30号議案まで（予算特別委員長報告）
- 第2 陳情第17号、第20号、第23号、第25号及び第27号の付託の件
- 第3 陳情平成19年第120号の取り下げの件

本日の会議に付した事件

日程第1 甲第24号議案から甲第30号議案まで

甲第24号議案 平成19年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）

甲第25号議案 平成19年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）

甲第26号議案 平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）

甲第27号議案 平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）

甲第28号議案 平成19年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）

甲第29号議案 平成19年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）

甲第30号議案 平成19年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）

日程第2 陳情第17号、第20号、第23号、第25号及び第27号の付託の件

日程第3 陳情平成19年第120号の取り下げの件

出 席 議 員（44名）

議 長	仲 里 利 信 君	17 番	岸 本 恵 光 君
副議長	具 志 孝 助 君	18 番	當 間 盛 夫 君
1 番	上 原 章 君	19 番	當 銘 勝 雄 君
2 番	佐喜真 淳 君	20 番	渡嘉敷 喜代子 君
3 番	新 垣 良 俊 君	22 番	嘉 陽 宗 儀 君
4 番	仲 田 弘 毅 君	23 番	玉 城 義 和 君
5 番	照 屋 守 之 君	24 番	内 間 清 六 君
6 番	赤 嶺 昇 君	25 番	前 島 明 男 君
7 番	當 山 弘 君	26 番	國 場 幸之助 君
8 番	狩 俣 信 子 君	27 番	伊 波 常 洋 君
9 番	比 嘉 京 子 君	28 番	砂 川 佳 一 君
10 番	奥 平 一 夫 君	29 番	浦 崎 唯 昭 君
11 番	前 田 政 明 君	30 番	安 里 進 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	33 番	新 里 米 吉 君
13 番	當 山 眞 市 君	34 番	高 嶺 善 伸 君
14 番	辻 野 ヒロ子 君	35 番	當 山 全 弘 君
15 番	親 川 盛 一 君	36 番	外 間 久 子 君
16 番	嶺 井 光 君	37 番	金 城 勉 君

38 番 糸 洲 朝 則 君
40 番 小 渡 亨 君
41 番 池 間 淳 君
42 番 新 垣 哲 司 君

45 番 外 間 盛 善 君
46 番 平 良 長 政 君
47 番 新 川 秀 清 君
48 番 喜 納 昌 春 君

欠 席 議 員（３名）

21 番 瑞慶覧 朝 義 君
32 番 兼 城 賢 次 君

39 番 上 原 賢 一 君

欠 員（１名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 長 嶺 伸 明 君
次 長 遊 佐 信 雄 君
議 事 課 長 嘉 陽 安 昭 君
課 長 補 佐 平 田 善 則 君
主 査 中 村 守 君

主 査 佐久田 隆 君
主 査 金 城 悦 子 君
政 務 調 査 課 長 新 城 博 君
副 参 事 通 事 安 憲 君

○議長（仲里利信君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

2月28日の会議において設置されました予算特別委員会の委員長から、同日の委員会において委員長に外間盛善君、副委員長に内間清六君を互選したとの報告がありました。

○議長（仲里利信君） 日程第１ 甲第24号議案から甲第30号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔予算特別委員長 外間盛善君登壇〕

○予算特別委員長（外間盛善君） おはようございます。

ただいま議題となりました甲第24号議案から甲第30号議案までの平成19年度補正予算7件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長を初め関係部局長等の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、不動産取得税と個人県民税の増額補正の理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、増額補正の理由は、不動産取得税では、当初予算編成時に想定できなかったホテル関係を中心とした1000万円以上の大口課税物件が発生したためである。また、個人県民税では、税源移譲等に伴う影響額が当初予算の計上額を上回ったことによる個人県民税均等割・所得割の増や、上場企業の株主への配当金が増加したことによる配当割の増であるとの答弁がありました。

次に、法人事業税と自動車取得税の減額補正の理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、減額補正の理由は、法人事業税では、金融保険業の貸倒引当金の損金算入の増に伴う課税所得の減額によるものであり、また自動車取得税では、軽自動車の新車販売台数の鈍化に伴う減額を見込んだものであるとの答弁がありました。

次に、予算措置された沖縄振興特別交付金による事業を減額補正しないで他の予算目的で執行することはできないのかとの質疑がありました。

これに対し、当該市町村事業について予定していた市町村から特別交付金の申請がなかった場合、平成20年度以降は他の市町村に振りかえるなどの手続も含めて前向きに検討したいとの答弁がありました。

次に、土木建築部の補正の内容は何か。また、この時期に補正した場合、年度内の予算執行は可能かとの質疑がありました。

これに対し、補正の内容は、公共国道新設改良費の2億1700万円、公共地方道新設改良費の3億9300万円、港湾改修費の5億3000万円などである。年度内の

予算執行に努めるが、繰り越しになる場合もあるとの答弁がありました。

次に、沖縄特別振興対策調整費を活用した島しょ型循環ビジネス基盤エリア構築事業の減額補正の理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、公共関与廃棄物最終処分場の検討を行う事業として予算措置したが、場所の選定が3カ所から1カ所に絞ることができず、国庫内示に至らなかったため減額補正したとの答弁がありました。

そのほか、一般会計から病院事業会計への繰り出し状況、総務管理費、林業費、高等学校費及び災害復旧費の繰越明許費の内容、地方交付税の補正理由などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。甲第24号議案及び甲第26号議案から甲第29号議案までの5件については、採決に先立ち、共産党所属委員から反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、甲第24号議案及び甲第26号議案から甲第29号議案までの5件は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

甲第25号議案及び甲第30号議案の2件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（仲里利信君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

甲第24号議案及び甲第26号議案から甲第29号議案までに対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 おはようございます。

私は、日本共産党県議団を代表して、甲第24号議案、甲第26号議案、甲第27号議案、甲第28号議案、甲第29号議案に対する反対討論を一括して簡潔に行います。

まず初めに、甲第24号議案「平成19年度沖縄県一般会計補正予算」についてであります。

今回は予算に関する最終補正をするものでありま

す。この最終補正は、いわば決算的性格を持つものであります。我が党は、平成19年度沖縄県一般会計予算案には今の自民・公明政権の国民いじめ、犠牲を強いる政治を県政に持ち込むものになっているとの理由から批判し、反対をしまいいりました。

県民の命と暮らしを守る義務がある自治体が、今やその役割を放棄したのではないかと疑わざるを得ない事態が進行しています。年金が毎年少なくなり、生活ができないと悲鳴を上げる高齢者の方々がふえています。生活保護に頼らざるを得なくなっても、なかなか受給できないで苦しんで相談に駆けつける県民もいます。また、国保料が支払いできずに病気になっても病院に行けず、こじらせてから手おくれになるケースも出ています。

三位一体の改革、地方分権の推進、指定管理者制度の導入、行財政改革の推進で県民に新たな大きな苦しみを押しつけています。人員や人件費の削減で行政サービスは低下しています。福祉も切り捨てられています。その他、県民生活も各分野で重大な事態が進行しています。しかし、一方では、土木費はすべての項目で増額補正になり、相変わらず無駄を省く立場にない内容になっています。

このように、県民の命と暮らしを守るべき自治体がその責任を果たしていないことは重大だと考えます。

よって、本議案は反対であります。

次に、甲第26号議案、甲第27号議案、甲第28号議案に関する討論をまとめて行います。

これらの議案は、沖縄県中城湾港に関するものであります。

財政危機が叫ばれ、県民の命や暮らし、福祉に関する予算が軒並みに削減されている中で、無駄な公共工事と批判してきた埋立事業は推進するものになっており、新たな土地造成も進めるものになっています。しかも、事業計画の失敗から財産を安く売り払うという二重に県民に損害を与えるものになっています。

よって、これらの議案は反対であります。

次に、甲第29号議案に対する反対討論を行います。

この補正の内容は、説明の中でもありましたが、外来患者はふえているのに入院患者が大幅に減少していることに象徴的にあらわれています。なぜ入院患者が減っているのかという原因ですが、まず1つには、国民健康保険料などの保険料の負担がふえ、支払いできない県民がふえて受診抑制につながっていること、さらに医者や看護師の確保ができずに患者に対応できない事態になっていることです。これでは県民の命も健康もともに守れるはずはありません。まさに金の切

れ目は命の切れ目という事態が進行しています。

以上、問題点を簡単に指摘して賛成できないことを表明して反対討論を終わります。

○議長（仲里利信君） 内間清六君。

〔内間清六君登壇〕

○内間 清六君 おはようございます。

ただいま議題となっています甲第24号議案「平成19年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」及び甲第26号議案「平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）」から甲第29号議案「平成19年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）」までの4件の補正予算案について、賛成の立場から討論を行います。

まず最初に、甲第24号議案「平成19年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」についてでございます。

今回の補正予算は、扶助費等の義務的経費、国の補正予算に伴う経費等について所要額を計上するものであり、限られた財源を緊急かつ重要な施策に的確に対応する予算であると評価をいたしております。

具体的には、まず扶助費は、在宅及び入院中の精神障害者の医療費を公費で負担するもの等であり、義務的な経費であります。

また、国の補正予算に伴う経費については、その主なものを申し上げますと、土木費のうち、道路橋梁費は具志川環状線など県道等の整備に要する経費、河川海岸費は、国場川等の浸水被害軽減のための護岸整備に要する経費、港湾費は、仲田港等の台風被害を防ぐための防波堤整備に要する経費であり、県民の生命財産を守る観点から補正予算による緊急な対応が求められております。

その他、主なものを申し上げますと、民生費のうち、社会福祉費は国民健康保険の財政基盤の安定化を図る経費、児童福祉費は保育所の運営に要する経費であり、県民が地域で安心して暮らせる社会の構築に資するものと評価をいたしております。

商工費は、特別自由貿易地域内の賃貸工場用地を一般会計が中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計から購入する経費や、沖縄県信用保証協会に対する損失補償等に係る経費であり、企業立地の推進や中小企業振興の観点から評価するものであります。

行財政改革については、最近の厳しい財政状況を踏まえ、不要不急な事務の見直し等、最小限の経費で最大の効果を上げるため避けて通れないものとなっており、県民の多様なニーズへの対応及び行政サービスの向上を図る観点から評価するものであります。

また、三位一体の改革については、歳入歳出両面で

の地方の自由度を高め、地方がみずからの責任で行政サービスを選択できる幅を拡大するものであり、地方公共団体における自主・自立的な行財政運営を確保し、地方分権を推進する観点から評価をするものであります。

以上、甲第24号議案「平成19年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」の原案に賛成する立場から討論を行いました。

どうぞ御賛同をよろしくお願いいたします。

次に、甲第26号議案「平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）」について討論を行います。

中城湾港の開発は、地元からの要請に基づき、中部地区開発の起爆剤として国、県により事業が進められております。

本事業は、本県における物資の円滑な流通拠点として、さらに産業の振興、雇用機会の創出及び県土の均衡ある発展に資するため工業用地の確保を図るなど、流通機能と生産機能をあわせ持った流通加工港湾の整備を進めているところであります。

また、平成11年3月に特別自由貿易地域が指定され、加工交易型産業の立地促進に向け、国内外での企業誘致活動に取り組んでいるところであります。

このようなことから、本事業は中部圏域の発展、ひいては本県における民間主導の自立型経済構築のため、強力に推進する必要があります。

以上、甲第26号議案「平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）」に賛成の立場から討論を行いました。

どうぞ御賛同をよろしくお願いいたします。

次に、甲第27号議案「平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）」について討論を行います。

中城湾港新港地区は、本県における物資の円滑な流通を確保するための流通拠点として整備するとともに、産業の振興、雇用機会の創出、産業構造の改善並びに県土の均衡ある発展に資するための工業用地の整備等、流通機能、生産機能をあわせ持った流通加工港として整備を推進しております。

平成18年の港湾取扱貨物量は、計画の70%に当たる約75万トンが取り扱われております。また、平成20年2月末現在119社が立地し、約2500人の雇用が確保されております。

このようなことから、本事業は今後とも立地企業や背後圏企業の活動及び企業誘致を促進するため、基盤となる港湾の整備を着実に進める必要があります。

以上、甲第27号議案「平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）」に賛成の立場から討論を行いました。

どうぞ御賛同をよろしくお願いいたします。

次に、甲第28号議案「平成19年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）」について討論を行います。

中城湾港マリン・タウン特別会計は、西原与那原地区の活性化と中南部地域の振興を図るため、142ヘクタールの埋立造成を行い、都市基盤施設の整備や定住基盤の拡張等を推進するとともに、公共マリーナを整備することにより海辺のアメニティー豊かなまちづくりを推進しております。

平成20年1月末時点の土地の処分状況は、処分面積72.2ヘクタールで77.1%の処分率となっており、西原与那原地区の活性化に資するものと評価をいたしております。

以上、甲第28号議案「平成19年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）」に賛成の立場から討論を行いました。

どうぞ御賛同をよろしくお願いいたします。

次に、甲第29号議案「平成19年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）」について討論を行います。

病院事業は、県民の健康保持に必要な医療を提供するという使命を果たしていく必要から、平成19年度においても引き続き良質な医療サービスの提供に努めるとともに、民間で実施困難な高度・特殊医療、救命救急医療及び離島医療などの政策医療を担い、県民への医療確保のためその使命と責務を果たしております。

平成19年度当初予算では、この方針のもと、各病院の診療体制等を考慮して作成されたものでありますが、当初予算編成後の状況の変化により収益、費用とも現状に即した見直しを行い、事業の円滑化と県民医療ニーズに適切にこたえるため所要の事項について補正が行われるものであります。

病院事業は、地方公営企業として県民医療の確保を図るという公共の福祉の観点から、救急医療や高度・特殊医療などの不採算医療にも適切に対応しなければなりません。当該医療の収支マイナス分については病院事業で負担することは困難なことから、制度上、一般会計からの繰入金金が措置されることとなっており、当該繰入金については、地方公営企業法及び総務省の繰出基準に基づき適正に措置されているものと考えております。

病院事業は依然として厳しい経営環境及び経営状況が続いておりますが、公的医療機関として県民への医

療提供体制の確保のため、全国的に医師不足の中、宮古病院、八重山病院の脳神経外科医師、八重山病院、北部病院における産婦人科医師の確保など、医療体制の充実に全力で努めております。

また、臨床研修の強化を図るため、平成19年度からは新たに5年次以上の研修を実施するなど、医師の養成にも力を注いでおります。

経営面につきましても、平成18年度からスタートした地方公営企業法の全部適用のもと、職員の経営意識の向上や諸課題への迅速かつ柔軟な対応が可能な体制を構築し、収益性の向上を図るとともに、費用の徹底した節減・合理化に努めるなど、県立病院としての役割を踏まえつつ、より一層経営健全化に向けて取り組んでいるところであります。

以上、甲第29号議案「平成19年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）」に賛成の立場から討論を行いました。

議員の皆様の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仲里利信君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時24分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

これより甲第24号議案から甲第30号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず甲第24号議案及び甲第26号議案から甲第29号議案までの5件を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案5件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仲里利信君） 起立多数であります。

よって、甲第24号議案及び甲第26号議案から甲第29号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲里利信君） 次に、甲第25号議案及び甲第30号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第25号議案及び甲第30号議案は、原案のとおり可決されました。

—————◆・・・◆—————

○議長（仲里利信君） 日程第2 陳情第17号、第20号、第23号、第25号及び第27号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情5件のうち、陳情第17号、第23号、第25号及び第27号の4件については米軍基地関係特別委員会に、陳情第20号については少子・高齢対策特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしましたと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

—————◆・・・◆—————

○議長（仲里利信君） 日程第3 陳情平成19年第120号の取り下げの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情については、陳情者から取り下げたいとの申し出がありますので、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、陳情平成19年第120号の取り下げの件は、これを承認することに決定いたしました。

—————◆・・・◆—————

○議長（仲里利信君） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明3月6日から25日までの20日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、明3月6日から25日までの20日間休会とすることに決定いたしました。

—————◆・・・◆—————

○議長（仲里利信君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、3月26日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時27分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 仲 里 利 信

会議録署名議員 比 嘉 京 子

会議録署名議員 糸 洲 朝 則

平成20年 3月26日

平成20年
第 1 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 11 号）

平成20年
第 1 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 11 号）

平成 20 年 3 月 26 日（水曜日）午前 10 時 2 分開議

議 事 日 程 第11号

平成20年 3月26日（水曜日）

午前10時開議

- 第 1 乙第 1 号議案、乙第 3 号議案から乙第 7 号議案まで及び乙第30号議案（総務企画委員長報告）
- 第 2 乙第16号議案（経済労働委員長報告）
- 第 3 乙第 8 号議案から乙第10号議案まで、乙第12号議案、乙第13号議案、乙第15号議案及び乙第18号議案から乙第20号議案まで（文教厚生委員長報告）
- 第 4 乙第17号議案（土木委員長報告）
- 第 5 乙第11号議案（少子・高齢対策特別委員長報告）
- 第 6 沖縄県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
伊波 常洋君 新垣 哲司君
新川 秀清君 糸洲 朝則君
当山 全弘君 外間 久子君 提出 議員提出議案第 6 号
當間 盛夫君 吉田 勝廣君
玉城 義和君
- 第 7 乙第25号議案（総務企画委員長報告）
- 第 8 乙第21号議案（経済労働委員長報告）
- 第 9 乙第24号議案（文教厚生委員長報告）
- 第10 乙第22号議案、乙第23号議案、乙第26号議案から乙第29号議案まで、乙第31号議案及び乙第32号議案（土木委員長報告）
- 第11 甲第 1 号議案から甲第23号議案まで（予算特別委員長報告）
- 第12 国民医療を求める意見書
前島 明男君 仲田 弘毅君
辻野ヒロ子君 親川 盛一君
伊波 常洋君 狩俣 信子君 提出 議員提出議案第 8 号
兼城 賢次君 比嘉 京子君
前田 政明君 赤嶺 昇君
吉田 勝廣君 玉城 義和君
- 第13 沖縄修学旅行の推進に関する要請決議
國場幸之助君 仲田 弘毅君
辻野ヒロ子君 嶺井 光君
安里 進君 新垣 哲司君
當山 弘君 兼城 賢次君 提出 議員提出議案第 9 号
高嶺 善伸君 當山 眞市君
糸洲 朝則君 比嘉 京子君
外間 久子君 當間 盛夫君
吉田 勝廣君 玉城 義和君
- 第14 全国会員大会の沖縄開催に関する支援決議
砂川 佳一君 佐喜真 淳君

嶺井 光君	岸本 恵光君	提出 議員提出議案第7号
新垣 哲司君	當山 弘君	
当銘 勝雄君	當山 眞市君	
喜納 昌春君	吉田 勝廣君	
玉城 義和君	當間 盛夫君	

第15 陳情平成19年第52号、同第132号及び陳情第26号（総務企画委員長報告）

第16 陳情平成17年第166号、陳情平成18年第83号、同第97号、同第112号、陳情平成19年第15号、同第69号の2、同第98号、同第104号、同第115号、陳情第26号の2、第29号及び第31号（経済労働委員長報告）

第17 陳情平成19年第36号、同第41号、同第102号、同第154号、同第156号、同第159号、陳情第4号、第8号、第15号、第16号、第18号、第24号、第26号の3、第28号、第32号及び第33号（文教厚生委員長報告）

第18 陳情平成17年第157号、陳情平成18年第56号、同第104号、陳情平成19年第18号、同第27号、同第31号の3、同第114号及び陳情第20号（少子・高齢対策特別委員長報告）

第19 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第1 乙第1号議案、乙第3号議案から乙第7号議案まで及び乙第30号議案

乙第1号議案 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例

乙第3号議案 沖縄県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

乙第4号議案 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

乙第6号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

乙第7号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第30号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例

日程第2 乙第16号議案

乙第16号議案 沖縄県中小企業の振興に関する条例

日程第3 乙第8号議案から乙第10号議案まで、乙第12号議案、乙第13号議案、乙第15号議案及び乙第18号議案から乙第20号議案まで

乙第8号議案 沖縄県立県民アートギャラリーの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

乙第9号議案 沖縄県公害審査会の紛争処理の手続に要する費用に関する条例の一部を改正する条例

乙第10号議案 沖縄県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

乙第12号議案 沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例

乙第13号議案 沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第15号議案 沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

乙第18号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

乙第19号議案 沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

乙第20号議案 沖縄県奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 乙第17号議案

乙第17号議案 沖縄県道路整備・都市モノレール建設基金条例の一部を改正する条例

日程第5 乙第11号議案

乙第11号議案 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例

日程第6 沖縄県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 乙第25号議案

乙第25号議案 包括外部監査契約の締結について

日程第8 乙第21号議案

- 乙第21号議案 土地の処分について
- 日程第9 乙第24号議案
- 乙第24号議案 損害賠償額の決定について
- 日程第10 乙第22号議案、乙第23号議案、乙第26号議案から乙第29号議案まで、乙第31号議案及び乙第32号議案
- 乙第22号議案 訴えの提起について
- 乙第23号議案 照明灯倒壊事故に関する和解等について
- 乙第26号議案 中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について
- 乙第27号議案 中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について
- 乙第28号議案 中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について
- 乙第29号議案 公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 乙第31号議案 指定管理者の指定について
- 乙第32号議案 指定管理者の指定について
- 日程第11 甲第1号議案から甲第23号議案まで
- 甲第1号議案 平成20年度沖縄県一般会計予算
- 甲第2号議案 平成20年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 甲第3号議案 平成20年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 甲第4号議案 平成20年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 甲第5号議案 平成20年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 甲第6号議案 平成20年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 甲第7号議案 平成20年度沖縄県下水道事業特別会計予算
- 甲第8号議案 平成20年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 甲第9号議案 平成20年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 甲第10号議案 平成20年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 甲第11号議案 平成20年度沖縄県林業改善資金特別会計予算
- 甲第12号議案 平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第13号議案 平成20年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 甲第14号議案 平成20年度沖縄県自由貿易地域特別会計予算
- 甲第15号議案 平成20年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 甲第16号議案 平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 甲第17号議案 平成20年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 甲第18号議案 平成20年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 甲第19号議案 平成20年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計予算
- 甲第20号議案 平成20年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第21号議案 平成20年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 平成20年度沖縄県水道事業会計予算
- 甲第23号議案 平成20年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 日程第12 国民医療を求める意見書
- 日程第13 沖縄修学旅行の推進に関する要請決議
- 日程第14 全国会員大会の沖縄開催に関する支援決議
- 日程第15 陳情平成19年第52号、同第132号及び陳情第26号
- 陳情平成19年第52号 離島・過疎地域振興に関する陳情
- 陳情平成19年第132号 第59回九州地区地域婦人大会及び平成19年度全地婦連九州ブロック会議の決議に関する陳情
- 陳情第26号 離島・過疎地域振興に関する陳情
- 日程第16 陳情平成17年第166号、陳情平成18年第83号、同第97号、同第112号、陳情平成19年第15号、同第69号の2、同第98号、同第104号、同第115号、陳情第26号の2、第29号及び第31号

陳情平成17年第166号 在沖米軍再編に伴う駐留軍従業員の雇用確保対策に関する陳情

陳情平成18年第83号 沖縄薬草、植物等の県外持ち出し禁止の条例制定に関する陳情

陳情平成18年第97号 トンネルじん肺根絶を求める陳情

陳情平成18年第112号 在アルゼンチン沖縄県人移住100周年記念事業に関する陳情

陳情平成19年第15号 座礁船撤去対策に関する陳情

陳情平成19年第69号の2 青年の雇用状況の改善を求める陳情

陳情平成19年第98号 公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書の採択に関する陳情

陳情平成19年第104号 集中豪雨による農業被害の抜本的解決策及び被災農家への救済措置を求める陳情

陳情平成19年第115号 糸満市真壁南地区及び真栄平南地区の水害に関する被害救済等を求める陳情

陳情第26号の2 離島・過疎地域振興に関する陳情

陳情第29号 第58回全国会員大会沖縄・那覇大会の成功に向けた支援決議を求める陳情

陳情第31号 南大東漁港整備の拡充に関する陳情

日程第17 陳情平成19年第36号、同第41号、同第102号、同第154号、同第156号、同第159号、陳情第4号、第8号、第15号、第16号、第18号、第24号、第26号の3、第28号、第32号及び第33号

陳情平成19年第36号 発達障害児支援（特別支援教育）に関する陳情

陳情平成19年第41号 30人以下学級の早期実現を求める陳情

陳情平成19年第102号 「30人以下学級実現」に関する陳情

陳情平成19年第154号 「うつ病デイケア」の存続と拡充に関する陳情

陳情平成19年第156号 「うつ病デイケア」の存続を求める陳情

陳情平成19年第159号 30人以下学級の早期実現を求める陳情

陳情第4号 妊婦HIV抗体スクリーニングに対する公費補助継続に関する陳情

陳情第8号 「国民医療を守る沖縄県民集会」決議事項の意見書提出を求める陳情

陳情第15号 安田診療所の早期再開に関する陳情

陳情第16号 県立南部医療センター・こども医療センター「こころの診療科」の診療体制整備のための専門スタッフの増員と全人的な小児医療の構築を求める陳情

陳情第18号 沖縄盲学校を「視覚特別支援学校」として存続を求める陳情

陳情第24号 沖縄県総合精神保健福祉センターうつ病デイケアの存続・拡充に関する陳情

陳情第26号の3 離島・過疎地域振興に関する陳情

陳情第28号 30人以下学級の実現を求める陳情

陳情第32号 沖縄学生会館の存続に関する陳情

陳情第33号 沖縄ろう学校を「聴覚特別支援学校」として存続を求める陳情

日程第18 陳情平成17年第157号、陳情平成18年第56号、同第104号、陳情平成19年第18号、同第27号、同第31号の3、同第114号及び陳情第20号

陳情平成17年第157号 民間保育所運営費等の一般財源化に反対する陳情

陳情平成18年第56号 「放課後子どもプラン」（仮称）の創設に関する陳情

陳情平成18年第104号 沖縄県の学童保育の充実を求める陳情

陳情平成19年第18号 認可外保育所の児童処遇に関する陳情

陳情平成19年第27号 認可外保育園児の給食費助成に関する陳情

陳情平成19年第31号の3 平成18年度沖縄県知的障害者教育・福祉・就労研究大会決議の実現方に関する陳情

陳情平成19年第114号 認可外保育園の児童への給食費支援の実現を求める陳情

陳情第20号 平成20年度県予算における保育関係事業費の削減に関する陳情

日程第19 閉会中の継続審査の件

出席議員（46名）														
議長	長	仲	里	利	信	出		23	番	玉	城	義	和	君
副議長	長	具	志	孝	助	君		24	番	内	間	清	六	君
1	番	上	原		章	君		25	番	前	島	明	男	君
2	番	佐喜	真		淳	君		26	番	國	場	幸之	助	君
3	番	新	垣	良	俊	君		27	番	伊	波	常	洋	君
4	番	仲	田	弘	毅	君		28	番	砂	川	佳	一	君
5	番	照	屋	守	之	君		29	番	浦	崎	唯	昭	君
6	番	赤	嶺		昇	君		30	番	安	里		進	君
7	番	當	山		弘	君		32	番	兼	城	賢	次	君
8	番	狩	俣	信	子	君		33	番	新	里	米	吉	君
9	番	比	嘉	京	子	君		34	番	高	嶺	善	伸	君
10	番	奥	平	一	夫	君		35	番	当	山	全	弘	君
11	番	前	田	政	明	君		36	番	外	間	久	子	君
12	番	吉	田	勝	廣	君		37	番	金	城		勉	君
13	番	當	山	眞	市	君		38	番	糸	洲	朝	則	君
14	番	辻	野	ヒ	口	子		39	番	上	原	賢	一	君
15	番	親	川	盛	一	君		40	番	小	渡		亨	君
16	番	嶺	井		光	君		41	番	池	間		淳	君
17	番	岸	本	恵	光	君		42	番	新	垣	哲	司	君
18	番	當	間	盛	夫	君		45	番	外	間	盛	善	君
19	番	当	銘	勝	雄	君		46	番	平	良	長	政	君
20	番	渡嘉	敷	喜	代	子		47	番	新	川	秀	清	君
22	番	嘉	陽	宗	儀	君		48	番	喜	納	昌	春	君

欠席議員（1名）			
21番	瑞慶覧朝義君		

欠 員（1名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名														
事務局次長議事課主主主主主	局長	長遊嘉平中査査幹査	嶺佐陽田村久上大	伸信安善	明雄昭則守隆代子美	君君君君君君君君	主査政務調査課副主主主総	査長幹幹幹幹務課	金新城通金饒平知龍	悦城事城平名念野	子博憲明徳正博	君君君君君君君君		

○議長（仲里利信君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

2月8日から3月11日までに受理いたしました陳情17件は、3月14日に配付いたしました陳情文書表のと

おりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、3月24日、砂川佳一君外11人から、議員提出議案第7号「全国会員大会の沖縄開催に関する支援決議」の提出がありました。

また、昨日、伊波常洋君外8人から、議員提出議案

第6号「沖縄県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」、前島明男君外11人から、議員提出議案第8号「国民医療を求める意見書」及び國場幸之助君外15人から、議員提出議案第9号「沖縄修学旅行の推進に関する要請決議」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（仲里利信君） 日程第1 乙第1号議案、乙第3号議案から乙第7号議案まで及び乙第30号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 安里 進君登壇〕

○総務企画委員長（安里 進君） おはようございます。

休憩をお願いします。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時6分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

○総務企画委員長（安里 進君） ただいま議題となりました乙第1号議案、乙第3号議案から乙第7号議案まで及び乙第30号議案の条例議案7件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第1号議案「特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例」は、知事等特別職及び一般職の職員の給与を特例的に減ずるため新たな条例を制定するものである。

条例の主な内容は、第1点目に、知事等特別職の給料月額及び期末手当を減額する。

第2点目として、一般職員の給料月額及び期末手当等を減額する。

第3点目として、部長相当級から課長相当級にかけての退職手当の調整額を一律3万円とするとの説明がありました。

本案に関し、危機的な財政状況に対応するため行う常勤の特別職と一般職の人件費抑制に伴う財政効果は幾らを見込んでいるのかとの質疑がありました。

これに対し、抑制による財政効果額は、年間で常勤の特別職は約450万円、一般職は約45億円、合計で45億540万円を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、今回の給与削減による沖縄県経済への波及効果は幾らを見込んでいるか、人件費以外に削減可能な事業はなかったかとの質疑がありました。

これに対し、県経済に与える波及効果を産業連関表を用いて算出したところ、約46億円を見込んでいる。また、人件費以外には、歳入の確保と歳出の抑制の面から県単独のハード事業を削減しているとの答弁がありました。

次に、特例により給与を減額することと、人事院勧告制度とのかかわりをどのように考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、人事院勧告制度は、労働基本権の代替措置として重要な意義を有しており、尊重すべきであると考えている。しかしながら、本県の財政状況は、平成20年度から平成23年度までの4年間に約1260億円の不足を生じ危機的な状況に陥ることが予測されている。

このような状況を克服するためには、一般財源の中で大きな割合を占める人件費を抑制することが必要であり、今回、給与減額の特例措置を行わざるを得なかったとの答弁がありました。

そのほか、労働組合及び職員団体との交渉状況、地方六団体と政府との交渉状況、経済状況の好転に伴う給与削減分の還元見込み、特例措置を講じている都道府県の状況などについて質疑がありました。

次に、乙第3号議案「沖縄県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄県特別職報酬等審議会の答申に基づき、議会の議長、副議長及び議員の報酬を改定するため条例の一部を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、議長、副議長及び議員の報酬額に関する答申はどのような考えに基づいているのか、全国の中ではどのくらいの順位かとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県特別職報酬等審議会の答申は、九州各県の状況等を勘案したものである。改定後の報酬額の全国との比較は、議長が23位、副議長が34位、議員が44位になるとの答弁がありました。

そのほか、知事や副知事と議員の報酬額の比較、本県より低額の議員報酬の県名などについての質疑があ

りました。

次に、乙第4号議案「沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、県立定時制高等学校や農業、水産及び工業高校における手当を改定するため条例の一部を改正するものである。

主な改正内容は、第1点目に、定時制通信教育手当の支給割合を改正する。

第2点目として、産業教育手当の支給割合を改正するとの説明がありました。

次に、乙第5号議案「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」は、沖縄県特別職報酬等審議会の答申に基づき、知事等特別職の給料月額を改定するほか、知事等の改定状況等を考慮し、公営企業の管理者等、行政委員会の特別職に属する職員等の報酬月額を改定するため条例の一部を改正するものである。

主な改正内容は、第1点目に、知事、副知事、公営企業の管理者及び教育長等の給料月額の減額を行う。

第2点目として、行政委員会の委員長、委員等の報酬月額の減額を行うとの説明がありました。

次に、乙第6号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、社会経済情勢の変化や業務内容等を勘案し、特殊勤務手当の種類を見直すとともに、当該手当の支給要件または支給額を改めるため条例の一部改正を行うものである。

主な改正内容は、第1点目に、術科指導手当、短波無線電話取扱作業手当等5つの手当を廃止する。

第2点目として、自動車等警ら作業手当、暴風雨時手当等11の手当の支給要件、または支給額の改正を行うとの説明がありました。

本案に関し、医療業務従事者の特殊勤務手当である医師手当はどのような削減を行う考えかとの質疑がありました。

これに対し、医師手当は、現在、月額16万円から4万5000円となっているが、給与減額の特例措置が終了した時点で、おおよそ14年をかけて段階的に削減していく考えであるとの答弁がありました。

そのほか、医師暫定手当の内容について質疑がありました。

次に、乙第7号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、関係法令の改正や、既存の手数料の額の適正化に伴う所要の改正を行うため条例の一部を改正するものである。

主な改正内容は、第1点目に、薬事法の一部を改正する法律が施行されるに伴い、新設された事務に係る手数料の規定を整備する。

第2点目として、狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に関する事務に係る手数料について、額の適正化を図るとの説明がありました。

次に、乙第30号議案「沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例」は、沖縄県中部農林土木事務所の位置を沖縄市からうるま市に移転することに伴い、沖縄県行政機関設置条例の一部を改正するものであるとの説明がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。乙第1号議案、乙第4号議案及び乙第6号議案の3件については、採決に先立ち、共産党所属委員から反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、乙第1号議案、乙第4号議案及び乙第6号議案の3件は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

乙第3号議案、乙第5号議案、乙第7号議案及び乙第30号議案の4件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（仲里利信君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時16分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

これより乙第1号議案、乙第3号議案から乙第7号議案まで及び乙第30号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第3号議案、乙第5号議案、乙第7号議案及び乙第30号議案の4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第3号議案、乙第5号議案、乙第7号議案及び乙第30号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（仲里利信君） 次に、乙第1号議案、乙第4

号議案及び乙第6号議案の3件を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仲里利信君） 起立多数であります。

よって、乙第1号議案、乙第4号議案及び乙第6号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

-----◆・・・◆-----

○議長（仲里利信君） 日程第2 乙第16号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働副委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔経済労働副委員長 當山眞市君登壇〕

○経済労働副委員長（當山眞市君） ただいま議題となりました乙第16号議案の条例議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、観光商工部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第16号議案「沖縄県中小企業の振興に関する条例」は、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するため、県内企業の99.9%を占める中小企業の振興の基本理念等を定めた新たな条例を制定するものであります。

条例の主な内容は、第1点目に、条例の目的、基本理念等について定める。

第2点目として、県の責務、中小企業者等の努力について定める。

第3点目として、県が講ずる施策の基本方針について定める。

第4点目として、施策の策定等に関し県が講ずる措置について定めるとの説明がありました。

本案に関し、この時期に制定する理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、昭和38年に中小企業基本法が制定され、これまで中小企業を支援する施策がいろいろ講じられてきたが、三位一体の改革により平成18年度から

税源が移譲され、都道府県が中小企業施策を独自に実施することができる実質的な環境が整えられたため、今回提案されたものであるとの答弁がありました。

次に、条例制定に当たって中小企業の意見聴取をどのような考えで、いつから行ってきたのかとの質疑がありました。

これに対し、中小企業の振興に関しては、企業や団体、県民、行政が一体となって推進しなければいけないとの考えに基づき、素案づくりの段階から意見交換をやってきたとの答弁がありました。

次に、産学連携の確保のためどのような施策を推進しているのかとの質疑がありました。

これに対し、県内大学の研究分野と産業振興公社が連携して新たに大学TLO（技術移転機関）を立ち上げ、県内の中小企業者と連携をとりながら新たに進出できる事業や分野がないか検討を進めていく考えであるとの答弁がありました。

次に、この条例が制定される前と後での違いは何かとの質疑がありました。

これに対し、これまでは県は独自に中小企業に関する施策を策定し国に提出していたが、今後は、中小企業その他の関係者と連携して、情報及び意見交換の促進を図るための措置を講じるとともに、相互に責任が問われることになるとの答弁がありました。

そのほか、基本方針の内容、県内の中小企業社数、中小企業の役割と雇用状況、企業立地促進法の進捗状況などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第16号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（仲里利信君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第16号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第16号議案は、原案のとおり可決されま

した。

-----◆・・・◆-----

○議長（仲里利信君） 日程第3 乙第8号議案から乙第10号議案まで、乙第12号議案、乙第13号議案、乙第15号議案及び乙第18号議案から乙第20号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 前島明男君登壇〕

○文教厚生委員長（前島明男君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第8号議案から乙第10号議案まで、乙第12号議案、乙第13号議案、乙第15号議案、乙第18号議案から乙第20号議案までの条例議案9件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、文化環境部長、福祉保健部長及び教育長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第8号議案「沖縄県立県民アートギャラリーの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」は、平成20年4月1日の沖縄県立県民アートギャラリーの廃止に伴い条例を廃止するものであるとの説明がありました。

次に、乙第9号議案「沖縄県公害審査会の紛争処理の手續に要する費用に関する条例の一部を改正する条例」は、公害紛争処理法上の調停による当事者間の合意が得られない事案について、仲裁手續への移行を促進するため条例の一部改正を行うものである。

改正の主な内容は、調停打ち切り後、一定の期間内に申請された仲裁手数料の額については、通常の手数料の額から前の調停の申請の際に納めた手数料の額を控除した額とするとの説明がありました。

次に、乙第10号議案「沖縄県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例」は、社会福祉士及び介護福祉士法の一部が改正されたことに伴い、社会福祉士及び介護福祉士の養成施設等の定義に関する規定から、厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等を削除するため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、条例から職業能力開発校を削除する理

由は何かとの質疑がありました。

これに対し、現在、職業能力開発校は社会福祉士及び介護福祉士の養成校に指定されてなく、また社会福祉士等の養成もこれまで行っていないことから、今回の法改正に伴い条例の一部を改正する。

なお、県内には社会福祉士及び介護福祉士の養成施設が数多く設置されており、需要を満たしているとの答弁がありました。

次に、乙第12号議案「沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例」は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、平成20年4月から後期高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が創設される。制度創設に当たり、都道府県ごとにすべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合を設置することとされており、同広域連合の財政の安定化を図る必要があることから基金を創設するものである。

条例の主な内容は、基金設置の趣旨、県が同広域連合から徴収する拠出金の率、現金の管理・運用及び基金の処分に関することなどを定めるとの説明がありました。

本案に関し、後期高齢者医療財政安定化基金が必要な理由は何か、財源はどうなるか、基金積立額は幾らを見込んでいるのかとの質疑がありました。

これに対し、本基金は、後期高齢者医療広域連合の財政の安定化を図るとともに、給付の見込み誤りや保険料の未納による財政不足等に対して貸し付けなどを行うため設置するものである。

財源は、国、県及び沖縄県後期高齢者医療広域連合がそれぞれ同額を拠出することになっている。基金積立額は6年間で約19億円を予定しているとの答弁がありました。

そのほか、保険料の納付状況、診療報酬包括払いへの対応状況、保険料未納者に対する資格証明書の発行の考え方などについて質疑がありました。

次に、乙第13号議案「沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄県立浦添看護学校の授業料について、全国の公立看護学校及び民間の養成所の授業料を勘案し、条例の一部改正により看護第一学科学生に係る授業料の額の改定を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、改定額は幾らか、九州各県の状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、授業料は現行の8万4000円から11万8800円に改定する。

九州各県では、佐賀県が平成18年度に7万2000円から12万円に、長崎県が平成19年度に5万1000円から11

万7000円にそれぞれ改定しているとの答弁がありました。

そのほか、民間看護師養成所との授業料の比較、授業料と県民所得の関係、民間移譲のスケジュールなどについて質疑がありました。

次に、乙第15号議案「沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例」は、健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、国民健康保険に係る普通調整交付金の交付に関する規定を整備する必要があるため条例の一部改正を行うものである。

改正の主な内容は、退職者医療制度の廃止に伴い、国民健康保険の利益を受ける者の名称を「一般被保険者」から「被保険者」とし、普通調整交付金の算定対象の整理を行うとの説明がありました。

本案に関し、改正により新たに算定の対象となるものは何かとの質疑がありました。

これに対し、県は、国民健康保険の財政調整のため、市町村に対して国民健康保険調整交付金を交付しているが、後期高齢者医療制度の創設に伴い、同調整交付金の算定項目に新たに高額介護合算療養費、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の支給に要する費用などを追加するものであるとの答弁がありました。

そのほか、国民健康保険調整交付金の総額、国民健康保険証の未到着世帯数、国民健康保険料の徴収状況などについて質疑がありました。

次に、乙第18号議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童生徒数の増減等により学校職員定数を変更する必要があることから、沖縄県職員定数条例にならい、定数外の職員に関する項目を追加するため条例の一部改正を行うものである。

改正の主な内容は、県立高等学校、県立中学校、県立特別支援学校の職員定数及び市町村立小学校及び中学校の職員定数を改めるとの説明がありました。

本案に関し、各学校ごとの職員定数の増減はどのような状況かとの質疑がありました。

これに対し、県立高等学校で50人の減、県立特別支援学校で4人の増、県立中学校で3人の増、市町村立小学校及び中学校で31人の増、合計で12人の職員定数の減となるとの答弁がありました。

そのほか、30人学級と職員定数の関係、臨時的任用職員の配置状況などについて質疑がありました。

次に、乙第19号議案「沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、スポーツ振興法が改正されたことから条例の一部改正を行うものである。

改正の主な内容は、スポーツ振興法の改正により条例に引用している審議会の定数、任期等に関する条項のずれが生じたことから規定の整理を行うとの説明がありました。

本案に関し、条項のずれとは何かとの質疑がありました。

これに対し、スポーツ振興法の改正に伴う条項のずれは、沖縄県スポーツ振興審議会条例第1条中「法第18条第5項」を「法第18条第6項」に改正するものであるとの答弁がありました。

次に、乙第20号議案「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄県立奥武山総合運動場の体育施設である沖縄・兵庫友愛スポーツセンターの老朽化による廃止に伴い、同センターに関する規定を削除するため条例の一部改正を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、沖縄・兵庫友愛スポーツセンター廃止に当たり兵庫県とどのような調整を行ったのか、跡地はどうするのかとの質疑がありました。

これに対し、同センターは兵庫県からいただいた施設であることから、昨年、兵庫県に赴きお礼と取り壊しの了解を事前にいただいた。

跡地については、現在記念碑を設置する予定で検討しているが、具体的な内容等は、今後検討委員会等を設置して検討していく考えであるとの答弁がありました。

そのほか、兵庫県と沖縄県の青年交流の状況などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。乙第12号議案及び乙第15号議案の2件については、採決に先立ち、共産党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決の結果、乙第12号議案及び乙第15号議案の2件は、委員長裁決をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

乙第13号議案及び乙第18号議案の2件については、採決に先立ち、共産党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決の結果、乙第13号議案及び乙第18号議案の2件は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

乙第8号議案から乙第10号議案まで、乙第19号議案及び乙第20号議案の5件は、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（仲里利信君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第12号議案、乙第13号議案、乙第15号議案及び乙第18号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 私は、日本共産党県議団を代表して、ただいま議題となりました乙第12号議案「沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例」、乙第13号議案「沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、乙第15号議案「沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例」、乙第18号議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」について反対討論を行います。

まず最初に、後期高齢者医療制度に関連します乙第12号議案「沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例」と、乙第15号議案「沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例」について反対討論を行います。

自公政権が強行した医療改悪法により、4月から後期高齢者医療制度が導入されようとしています。75歳以上の方々に後期高齢者医療保険手帳――ピンク色――が郵送されています。75歳以上の人を後期高齢者と呼んで他の世代から切り離し、際限のない負担増と差別医療を押しつける制度です。

今、後期高齢者医療制度の中身が知られてくる中で、高齢者、国民、自治体、地方議会、医療関係者などから一斉に批判の声が沸き起こっています。

福田内閣、自民・公明の政権与党も、現行制度で健保の扶養家族の人から新たに保険料を徴収することを半年程度延期する、70歳から74歳の医療費窓口負担を2倍に値上げすることを1年程度延期するなど、医療改悪の一部凍結を言い出さざるを得なくなっています。2006年の通常国会で強行した制度の破綻をみずから認めたものにほかなりません。

しかし、政府・与党の方針は、対象となっている高齢者の一部の人の負担増をほんの少し延期するだけで、凍結とは名ばかりのごまかしにすぎません。国民健康保険に加入している人は凍結の対象ではなく、後期高齢者の約8割程度に当たります。

小泉・安倍内閣の6年間、高齢者は、所得税・住民税の増税、国保料・介護保険料の値上げ、医療の窓口負担引き上げなど、相次ぐ負担増に悲鳴を上げてきました。政府が、お年寄りの置かれている状況に十分配慮し、きめ細かな対応に努めると言うなら、小手先のごまかしではなく、制度実施そのものを中止すべきであります。

後期高齢者医療制度、75歳以上の人を切り離し、まともな医療を受けられなくする大改悪の後期高齢者医療制度に国民の批判が広がっているのは、この制度が75歳以上の人を国保や健保から追い出し、高い負担を無理やり徴収しながら必要な医療を受けられなくする空前の大改悪だからです。

新制度が導入されると、75歳以上の方は今加入している医療保険を脱退させられ、新しい後期高齢者だけの医療保険に組み込まれます。そこで高齢者を待っているのは高い保険料の情け容赦のない徴収です。

沖縄県の場合は、平均保険料は8万1602円で、法定軽減後の平均保険料は6万1085円となっています。月額平均5000円余になり、介護保険料と合わせて毎月平均1万円余が年金天引きで4月15日から徴収されます。新保険料が現行の国保料・国保税を超える人も少なくありません。

しかも、保険料額が2年ごとに改定され、医療給付費の増加や後期高齢者の人口増に応じて自動的に引き上がる仕組みとなっています。制度スタート時に保険料を低く抑えた地域も将来の値上げは確実であります。

さらに、後期高齢者医療制度の導入に便乗して、前期高齢者の65歳から74歳の国保料・国保税も年金から天引きすることになりました。年金が月1万5000円未満の人などは窓口納付になりますが、保険料を滞納したら保険証を今回から取り上げられます。

これまでの老人保健制度では、75歳以上の高齢者は国の公費負担医療を受けている被爆者や障害者と同じく保険証の取り上げが禁止されていました。医療を奪われたら直ちに命にかかわるからであります。

今回、老人保健制度を廃止し、後期高齢者医療制度にかえることで低年金・無年金者から容赦なく保険証を取り上げることになっています。

日本の健康保険は年齢に関係なく加入できるわけですが、これからは75歳になったら全員が脱退させられるわけです。家族みんなが一緒に入っていた保険から追い出してしまう。75歳以上の高齢者だけはなぜ外さないといけないのか。75歳を過ぎた親をなぜ扶養家族にしていけないのかという声も寄せられています。

厚生労働省は、社会保障審議会の審議の中で、後期高齢者医療のあり方に関する特別部会で論議し、骨子をまとめ、75歳以上の後期高齢者の特性として、第1に、老化に伴う生理的機能の低下により治療の長期化、複数疾患への罹患、特に慢性疾患が見られること、第2に、多くの方々に認知症が見られること、第3に、後期高齢者はいずれ避けることのできない死を迎えることなどとして、長期化する、複数疾患、認知症だ、いずれ死が避けられないと一くくりにして、一つの差別医療保険制度に投げ込んで年齢による医療の差別を持ち込むという国際的にも例のないひどい制度にしようとしています。過酷な保険料徴収の一方で、保険で受けられる医療の内容も差別・制限されようとしています。

新制度では、後期高齢者と74歳以下の人は、診療報酬（医療の値段）が別建てになります。これは委員会審議でも明らかになりましたけれども、後期高齢者の診療報酬を包括払い（定額制）とし、保険が使える医療に上限をつけようとしていることです。月額6000円ということであります。後期高齢者に手厚い治療を行う病院は赤字となり、医療内容を制限せざるを得なくなります。

また、厚生労働省は、終末期医療でも75歳以上の患者には特別の診療報酬体系を持ち込むとしています。過剰な延命治療を行わないという誓約書をとったり、終末期の患者に在宅死を選択させて退院させた場合には、病院への診療報酬を加算し、一層の病院追い出しを進めようというわけです。

現在、在宅で死を迎える高齢者は約2割、これを4割にすれば5000億円の医療費の削減になるということを議論しています。こうした報酬体系をつくり、75歳以上の高齢者への保険医療を制限し、医療給付費の抑制を図るのがこの後期高齢者医療制度を導入した自公政府のねらいであります。

政府は、医療費の今後の削減の見込みを2015年には3兆円の医療費の削減を予定していますが、そのうち2兆円の削減は後期高齢者からです。2025年には8兆円の医療費の削減を予定し、そのうち5兆円が後期高齢者の分であります。

皆さん、今度実施される医療改悪は、さらに70歳から74歳の窓口負担が1割から2割へと2倍に引き上げられます。長期療養の人が入院する療養病床を23万床削減し、病院追い出しを進める改悪もこれから本格化をしていきます。

高齢者を別建ての医療保険とすることには何の道理もありません。ヨーロッパ諸国など国民皆保険が確立

している国の中で、年齢で被保険者を切り離し、保険料や医療内容に格差をつけている国はほかにありません。

しかも、自公政権が導入しようとしている後期高齢者医療制度は、元厚生労働省幹部やメディアなどがうば捨て山と呼ぶように、医療費がかかるといって高齢者を邪魔者扱いにし、暮らしも健康も破壊していく最悪の制度と批判しているのは的を射ているのではないのでしょうか。

今の高齢者はもちろん、将来高齢者となるすべての国民から医療を奪い取る大改悪です。また、高齢者を扶養している現役世代にも重い負担がのしかかることになります。

日本共産党は、後期高齢者医療制度に危惧を抱き、見直しを求めるすべての政党、自治体関係者、高齢者団体、医療関係者などに制度の中止に迫り込む一点での共同を呼びかけております。

全国の自治体から政府に寄せられた中止・見直しの地方議会の意見書は、530以上の自治体で可決されています。沖縄県内では、現在41市町村のうち26市町村議会で意見書が採択されています。国会では、日本共産党、民主党、社民党、国民新党の野党4党が共同でこの後期高齢者医療制度を廃止する法案を提出しています。

日本共産党は、世界にも例のない年齢差別の医療制度に反対し、撤回・廃止すべきと考えています。そして、後期高齢者医療制度の実施を中止した上で、だれもが安心してかかれる医療制度にする改革案、1、窓口負担増をやめさせ、国際的にも異常に高い窓口負担を引き下げる、2、公的医療保険の解体を許さず保険医療を拡充する、3、減らし続けた医療への国庫負担を計画的にもとに戻し、保険料負担の軽減、医療保険財政の立て直しを図ることを提案しています。

本来、75歳以上の方々はあの戦争を生き抜いて、今日の沖縄、日本をつくるために必死に頑張ってきた方々であります。75歳になったら、おめでとうございませうという形で医療費を無料にしてあげるのが国の施策のやるべきことではありませんか。

財源はあります。米軍犯罪の温床である海外侵略の米軍基地の建設などの米軍再編費に3兆円、米軍駐留経費6000億円、米軍への思いやり予算は2000億円を超え、国民生活を守るためにこれを充てれば暮らし、福祉、医療改悪をやらなくても済むではありませんか。庶民大増税ではなく、大企業への大幅な減税をやめさせれば、10年前の税率に戻すだけで約4兆円の財源を確保することができます。消費税増税も必要ありませ

ん。

日本共産党は、国民皆保険制度を破壊する後期高齢者医療制度の中止・廃止を実現するために、国民・県民とともに奮闘する決意を表明するものです。

以上の立場から、乙第12号議案「沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例」、乙第15号議案「沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例」に反対をするものです。

次に、乙第13号議案「沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について反対討論を行います。

今回の条例の一部を改正する条例は、授業料を現行の8万4000円を11万8800円に、実に41%の大幅値上げとなっています。現在の県民生活の極めて厳しい状況のもとで、このような授業料の値上げを行うべきではありません。

浦添看護学校については県立で存続すべきことを県議会としてもこの間2度にわたり決議を行ってきました。沖縄県医師会等も県立での存続を強く求めています。しかし、沖縄県は、民間でできることは民間に任せるとの立場から、浦添看護学校の民間譲渡を進めていることは、県立病院の看護師養成等を直接責任を持って行う責任を放棄するものと言わざるを得ません。

浦添看護学校の場合は、入学金もなく、3年課程で3年間で35万円あれば卒業できます。民間の看護学校の場合は、入学金、授業料で約250万円かかるとの説明でありました。県民生活の格差と貧困が進む中で、生活困窮世帯の、頑張って看護師になりたいと願っている子供たちの看護師になれる県立看護学校としてその役割を放棄すべきではありません。

日本共産党県議団は、県立看護学校を民間移譲することに反対をし、それを前提とする授業料を8万4400円から11万8800円への大幅値上げに関する乙第13号議案「沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に反対するものであります。

次に、乙第18号議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する反対討論を行います。

少人数学級のための加配定数を活用して、今回30人以下学級が1年生で77%の学校で実現の見込みとなったことについてはその努力を評価するものであります。しかし、小学校すべてで30人学級を4年間で実現するというのが知事の公約であります。

私は、この本会議でも知事に、山形県の知事が30人学級実現を公約して、子供たちの将来のために道路その他の予算は削ってでも、「さんさん」プランで4年

間で公約を実現した具体的な例を知事にも紹介してきました。

委員会質疑の中で、私の、知事の公約どおりすべての小学校で6年生まで30人学級を実施するという場合、教職員の人数についての問いかけに、仲村教育長は、教職員増としては674人です。年間43億円必要になりますとの答弁でした。

また、30人以下学級を実現するための施設・教室の数とそのため予算は幾らぐらいになりますかとの質疑に対して、仲村教育長は、単純に言って、674名の増ということは674教室が必要ということなんです。市町村がどれくらい空き教室があるのかというのは我々としても調査してございません。1年生導入については調査をして、今回、27校で29教室とやっておりますけれども調査してございませんとの答弁でありました。

小学校での30人学級の実現は県民の切実な願いであり、知事の公約であります。知事の公約実現の具体的な実現のための教職員の大幅な増員が必要とされるときに、今回の学校職員の定数の改正は極めて不十分なものになっております。

知事公約の30人学級の実現を求める立場から、日本共産党県議団は、乙第18号議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に反対するものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（仲里利信君） 辻野ヒロ子君。

〔辻野ヒロ子君登壇〕

○辻野 ヒロ子君 ただいま議題となっております乙第12号議案「沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例」、乙第13号議案「沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、乙第15号議案「沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例」及び乙第18号議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」について、賛成の立場から一括して討論を行います。

乙第12号議案「沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例」については、県内すべての市町村が参加して設立された「沖縄県後期高齢者医療広域連合」の運営に関し、保険料の未納や給付費増のリスクを軽減し、財政影響の緩和を支援することを目的として、県に基金を設置するため必要な条例の制定について議会の議決を求めているものであります。

今般の医療保険制度の改革により、将来にわたって皆保険制度を維持していくために、75歳以上の高齢者を対象とした独立の医療制度として後期高齢者医療制

度が創設され、平成20年4月1日から施行されることになりました。

後期高齢者医療制度は、高齢化の進展に伴い、今後ますます増大すると見込まれる高齢者の医療費を安定的に支えるため、現役世代と高齢者の方々が負担能力に応じて公平に保険料を負担するとともに、公費（税金）を重点的に充てることにより、国民全体で支える仕組みであります。

また、これまでの国民健康保険は市町村単位で運営されていましたが、後期高齢者については都道府県単位の保険制度となり、しっかりと高齢者の医療を支えることとなります。

さらに、後期高齢者の心身の特性を踏まえ、高齢者の暮らしに配慮した治療が行われるような仕組みを導入するとともに、在宅医療の充実や介護サービスの連携強化など、高齢者の生活を支える医療を目指すものであります。

この新しい医療制度を実施するために、都道府県を単位として県内すべての市町村が加入する「沖縄県後期高齢者医療広域連合」が昨年の3月に設置されたところであり、当該広域連合は「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、県民の高齢者等の方々が安心して健康で過ごせるよう医療を受ける機会を確保するとともに、適切な医療の給付、必要な保健事業等のサービスを提供し、高齢者の福祉の向上を図ることとしております。

県においては、同法第133条の規定に基づき、広域連合に対し、後期高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要かつ適切な援助を行うものとされているところであります。

このため、県は、広域連合の運営に関して、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、見込みを上回る給付費の増等に起因する財政不足について、資金の貸し付け・交付を行うための基金の設置について条例を提案しているものであります。

基金から資金の交付や無利子の貸し付けが行われることにより、広域連合の財政運営が適切に行われ、被保険者の保険料の負担軽減が図られるものと考えるところであります。

したがって、後期高齢者医療財政安定化基金は、広域連合の運営を支援し、後期高齢者医療の円滑な実施に寄与するものであり、提案された条例の内容についても適正であると考えております。

以上、乙第12号議案「沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例」について、原案に賛成するものであります。

次に、乙第13号議案「沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について討論を行います。

医療技術の進歩、患者の高齢化・重症化、平均在院日数の短縮化等により、療養生活支援の専門家としての看護職員の役割は多様化しており、これらに適切に対応していくためには、看護職員の養成確保や実践能力の向上を図ることが求められているところであります。

本条例案は、沖縄県立浦添看護学校の授業料について、全国の公立看護学校の授業料及び県内の民間養成所の授業料を勘案し、看護第一学科の授業料を年額8万4000円から11万8800円、月額にして9900円に改正するものであります。

沖縄県立浦添看護学校は、看護第一学科と看護第二学科のコースがあり、准看護師の資格を有する者が看護師の受験資格を得るための教育を実施しておりますが、今回の条例改正は看護第一学科の授業料を改正するもので、平成20年度に入学する学生から適用されます。

看護第二学科については、看護師3年課程への課程変更のため、平成19年度より学生募集を中止していることから授業料の改正はありません。

授業料の額は、平成19年度地方財政計画における公立高等学校授業料を参考にしており、県下の県立高校の生徒が支払う授業料とほぼ同額に設定されており、適切な設定であると考えます。

また、浦添看護学校に入学してくる学生は、准看護師の免許を有するとともに、看護師資格取得後は安定した職場と収入が保証されていることなどから、相応の経済力が認められるものであり、月額9900円の授業料は負担できるものと考えるところであります。

これに加えて、沖縄県看護師等修学資金、日本学生支援機構や沖縄県看護協会の奨学金制度、社会福祉協議会の修学資金など、入学する学生を対象とした無利子等の支援制度も充実しているところであります。

したがって、看護第一学科の授業料の改正については、受益者負担の観点から、適切な提案であるとして、多くの県民の理解が得られると確信するものであります。

県においては、平成20年度からの県立看護大学における別科助産専攻の設置、看護師等の就労促進や民間看護師養成所への運営費補助など、看護職員の養成確保を図る施策が積極的に進められているところであり、早い時期に看護職員の需給バランスが改善されるものと期待しているところであります。

以上、申し上げましたように、乙第13号議案「沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に賛成するものであります。

次に、乙第15号議案「沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例」について討論を行います。

本案は、国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部が改正されることに伴い、国民健康保険にかかる普通調整交付金を市町村に交付するに当たり勘案する事項を改めるなどの必要があるために、条例を改正するものであります。

主な改正内容は、平成20年4月から始まる高齢者医療制度の創設に伴い行われるもので、市町村が新たに負担する後期高齢者医療制度に対する後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び高額介護合算療養費を沖縄県国民健康保険調整交付金の交付の算定対象とするものであります。また、制度の改正に伴う特例措置についても、県調整交付金の算定対象とするものであります。

後期高齢者医療制度の必要性については、乙第12号議案に関する討論で述べたとおりであり、改めて同制度の是非について論じるものではありません。

しかしながら、市町村が運営する国民健康保険は、加入者の平均年齢が高く、所得が低いといった構造的な問題を抱えており、その財政運営は市町村がやむを得ず行っている一般会計からの多額の繰り入れによって辛うじて運営されているのが実態であり、厳しい状況にあります。

その厳しい保険財政は、保険料と公費で賄われており、財政総額の約7%は県の調整交付金で負担しているところであります。

このようなことから、市町村の国保財政の健全な運営を図るためには、県調整交付金の適正な配分・交付が求められるところであり、高齢者医療制度の創設に伴い市町村が新たに負担する費用について、県調整交付金の算定の対象とする必要があります。

したがって、乙第15号議案「沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例」に賛成するものであります。

次に、乙第18号議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」について賛成の立場で討論を行います。

本条例案は、児童生徒数の増減等により県立高等学校、県立特別支援学校、県立中学校並びに市町村立小学校及び中学校の職員定数を定めるものであります。

公立義務教育諸学校の職員定数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」において、学校規模と教職員の配置の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準についての必要な事項が定められ、義務教育水準の維持向上が図られております。

同様に、公立の高等学校に関しても、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」において、学級編制の適正化並びに教職員定数の確保を図るため、学級編制及び教職員定数の標準についての必要な事項が定められ、高等学校の教育水準の維持向上が図られております。

沖縄県学校職員定数については、法令等に基づき定められたものであり、その算出方法は学級数によって算出される定数、少人数指導工夫改善等に係る加配定数、そのほか研修等定数や県単定数の合算によるものであり、適切であると考えます。

平成20年度の学校職員定数は、高等学校において生徒数の減少により収容定員が12学級（480人）減少したことによる定数50名減、特別支援学校の生徒数の増に伴う4名の増、県立中学校2学級増に伴う3名増及び公立小中学校において、沖縄市立比屋根小学校開校等による31名増となり、前年度と比べて全体で定数12名減となっております。

以上のことから、学校職員定数は、児童生徒の実数に見合って算出されており、適正なものと考えます。

なお、本県では、現在、小学校1・2年生について35人学級編制を行っており、小学校3年生以上については、学習効果を高めるため少人数指導を実施する加配教員が配置されております。

30人学級編制については、平成20年度小学校1年生において条件として下限25人を設定し、加配定数の範囲内において教室等が対応可能な学校での導入が予定されております。

以上の理由により、乙第18号議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に賛成するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（仲里利信君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時8分休憩

午前11時8分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

これより乙第8号議案から乙第10号議案まで、乙第

12号議案、乙第13号議案、乙第15号議案、乙第18号議案から乙第20号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず乙第8号議案から乙第10号議案まで、乙第19号議案及び乙第20号議案の5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案5件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案から乙第10号議案まで、乙第19号議案及び乙第20号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（仲里利信君） 次に、乙第18号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仲里利信君） 起立多数であります。

よって、乙第18号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲里利信君） 次に、乙第13号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仲里利信君） 起立多数であります。

よって、乙第13号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲里利信君） 次に、乙第12号議案及び乙第15号議案の2件を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仲里利信君） 起立多数であります。

よって、乙第12号議案及び乙第15号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲里利信君） 日程第4 乙第17号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔土木委員長 小渡 亨君登壇〕

○土木委員長（小渡 亨君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第17号議案の条例議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明概要等について申し上げます。

まず、乙第17号議案「沖縄県道路整備・都市モノレール建設基金条例の一部を改正する条例」は、都市モノレール事業の長期的維持及び安定的継続を図る観点から、沖縄都市モノレール株式会社が行う沖縄都市モノレール事業に対する貸し付けの原資として、基金を処分できるよう条例を改正するものであるとの説明がありました。

以上が委員会における審査の概要であります。採決の結果、乙第17号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（仲里利信君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第17号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第17号議案は、原案のとおり可決されま

した。

-----◆・・・◆-----

○議長（仲里利信君） 日程第5 乙第11号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

少子・高齢対策特別委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔少子・高齢対策特別委員長 吉田勝廣君登壇〕

○少子・高齢対策特別委員長（吉田勝廣君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第11号議案の条例議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、福祉保健部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第11号議案「沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例」は、沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例に定められている事務の実態を踏まえ、現行の介護サービス情報調査手数料及び介護サービス情報公表手数料の見直しを行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、手数料を改定する理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、介護サービス情報調査手数料及び介護サービス情報公表手数料は、平成18年に施行された介護保険制度に基づく介護サービス情報の公表等に関する手数料であり、国から提示されたガイドラインに沿って設定したが、調査に要する日数、時間、旅費等の実態を踏まえて今回見直すもので全国的に行われるものであるとの答弁がありました。

次に、改定額は幾らか、九州各県と比較してどうかとの質疑がありました。

これに対し、介護サービス情報調査手数料は4万5000円から4万円に、介護サービス情報公表手数料は1万4800円から1万2000円にそれぞれ改正する。

九州各県の平均は、調査手数料が3万5000円、公表手数料は1万563円である。本県と同様に離島が多い鹿児島県では調査手数料が3万9621円、公表手数料は1万2500円であるとの答弁がありました。

そのほか、調査及び公表機関の指定状況、調査及び公表機関の中立性・公平性の確保方法などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第11号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（仲里利信君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第11号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案は、原案のとおり可決されました。

-----◆・・・◆-----

○議長（仲里利信君） 日程第6 議員提出議案第6号 沖縄県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

伊波常洋君。

〔議員提出議案第6号 巻末に掲載〕

〔伊波常洋君登壇〕

○伊波 常洋君 議員提出議案第6号「沖縄県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由につきまして、提出者を代表いたしまして御説明申し上げます。

政務調査費は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派及び議員に対し、地方自治法及び条例に基づき交付されております。

本県議会においては、県民の負託にこたえるべく各会派及び各議員が政務調査費を活用し、調査研究活動に邁進してきたところであります。

この政務調査費の使途の問題につきましては、その透明性の確保が大きな課題となっていることから、本県議会の各派代表者会では、政務調査費の透明性の確保を図ることを協議するため、昨年2月20日の第1回目の各派代表者会の開催を皮切りに、数回の各派代表者会を開催して協議してまいりました。

その間、各派代表者会のもとに昨年10月26日に政務調査費検討委員会を設置し、領収書等の提出、政務調査費の充当の考え方、政務調査費の手引（ガイドライン）等について協議を重ね、合計5回にわたり委員会を開催し、本年3月5日に各派代表者会の主催者である仲里議長に対しその検討結果を御報告いたしました。

この検討結果を受け、同日の各派代表者会では、すべての政務調査費に係る支出について領収書等の証拠書類の提出を義務づけること及び条例の一部改正案を開会中の今定例会に提出して所要の改正を行うことをあわせて決定いたしました。

この各派代表者会の決定を受け、政務調査費検討委員会委員長を務めました私を含む各派代表者及び無所属議員2名の連盟で本条例案を提出した次第であります。

改正内容を御説明申し上げますと、条例第10条に新たに第4項を追加し、領収書等の提出義務を規定しております。

追加する第4項を読み上げますと、「前3項の収支報告書を提出するときは、政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（証拠書類を徴することが困難であると認められる場合は、議長が別に定める書類。以下「領収書等」という。）を併せて提出しなければならない。」という規定になっております。

第11条と第13条の改正は、第10条第4項で領収書等の提出を義務づけることに伴う「収支報告書」を「収支報告書等」に改める等の所要の改正となっております。

改正条例の施行期日は、平成20年7月1日で、経過措置として同日以後に交付する政務調査費から適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例によることとしております。

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仲里利信君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員

会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（仲里利信君） これより議員提出議案第6号「沖縄県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（仲里利信君） 日程第7 乙第25号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 安里 進君登壇〕

○総務企画委員長（安里 進君） ただいま議題となりました乙第25号議案の議決議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第25号議案「包括外部監査契約の締結について」は、平成20年度の包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

契約金額は1076万4000円を上限とし、契約の相手方を公認会計士の金沢信昭氏とするとの説明がありました。

本案に関し、包括外部監査結果は県でどのように取り扱われているのかとの質疑がありました。

これに対し、包括外部監査の結果は、知事、議会、所属長等に報告する。また、指摘事項については是正措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知する。

監査委員は、当該通知に係る事項の措置の処理状況を沖縄県の広報に登載して県民に広く知らしめているとの答弁がありました。

次に、包括外部監査の監査事項はどのようにして選定し決定されるのかとの質疑がありました。

これに対し、包括外部監査事項は、包括外部監査人が自己の見識と判断に基づいて選定し監査を行っているとの答弁がありました。

そのほか、監査契約の期間、契約額の設定方法などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第25号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（仲里利信君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第25号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第25号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

----- ◆ ・ ・ ◆ -----

○議長（仲里利信君） 日程第8 乙第21号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働副委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔経済労働副委員長 當山眞市君登壇〕

○経済労働副委員長（當山眞市君） ただいま議題となりました乙第21号議案の議決議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、観光商工部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の

概要等について申し上げます。

まず、乙第21号議案「土地の処分について」は、中城湾港新港地区工業用地の処分について、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

議案の内容は、物件の所在地はうるま市字洲崎7番6号ほか57筆、処分面積は67万2739平方メートル、処分予定価格は179億6213万2902円、ただし、平成23年3月31日までの間は沖縄県特別自由貿易地域の区域内の土地の減額譲渡に関する条例の適用があるとの説明がありました。

本案に関し、今回の提案の目的は何かとの質疑がありました。

これに対し、土地造成工事が平成18年度に完了したので一括して土地の処分の議決を得るものであるとの答弁がありました。

次に、土地の造成目的は何かとの質疑がありました。

これに対し、土地の造成目的は、一般工業用地及び特別自由貿易地域に企業を誘致するためであるとの答弁がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決に先立ち、共産党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決の結果、乙第21号議案は、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（仲里利信君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時29分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

これより乙第21号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仲里利信君） 起立多数であります。

よって、乙第21号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

-----◆・・・◆-----
○議長（仲里利信君） 日程第9 乙第24号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。
文教厚生委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 前島明男君登壇〕

○文教厚生委員長（前島明男君） ただいま議題となりました乙第24号議案の議決議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、病院事業局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第24号議案「損害賠償額の決定について」は、県立病院における医療事故に関し損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

事故の概要は、県立那覇病院の皮膚科において患者に施行した左頸部リンパ節生検の際、副神経を損傷したため後遺症が生じ左上肢が挙上困難となった。発生日は平成6年2月18日、損害賠償額は380万円であるとの説明がありました。

本案に関し、損害賠償額はどのようにして決定したのか、後遺症は残っていないのかとの質疑がありました。

これに対し、県から損害賠償額を提示し合意を得て決定した。副神経損傷後、縫合手術を行ったところ、神経が機能を回復してほぼ正常に近くなっており、後遺症はほとんど残っていないと聞いているとの答弁がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第24号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（仲里利信君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第24号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第24号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

-----◆・・・◆-----
○議長（仲里利信君） 日程第10 乙第22号議案、乙第23号議案、乙第26号議案から乙第29号議案まで、乙第31号議案及び乙第32号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔土木委員長 小渡 亨君登壇〕

○土木委員長（小渡 亨君） ただいま議題となりました乙第22号議案、乙第23号議案、乙第26号議案から乙第29号議案まで、乙第31号議案及び乙第32号議案の議決議案8件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第22号議案「訴えの提起について」は、県営住宅に入居する長期家賃滞納者に対し、建物の明け渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するために、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理者制度の導入以後、家賃の徴収率は改善されているのか、他都道府県の徴収率と比較してどうかとの質疑がありました。

これに対し、指定管理者制度が導入される以前の平成17年度の徴収率は84.0%であるのに対し、導入後の平成18年度の徴収率は84.9%となっており、0.9ポイント改善されている。全国と比較すると、平成18年度の全国平均の徴収率が89.7%であるのに対し、本県は4.8ポイント低い状況であるとの答弁がありました。

次に、訴えの提起の対象件数及び金額が前年度より少なくなっている理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、訴えの提起に係る基準を従来は10カ月以上の滞納としていたが、今年度から6カ月以上に引き上げて厳しくするとともに、提訴を年2回行うこと

としたため、その効果があらわれてきているのではないと思われるとの答弁がありました。

次に、乙第23号議案「照明灯倒壊事故に関する和解等について」は、中城湾港新港地区の臨港道路1号線に設置された照明灯が金属疲労が原因で倒壊し、停車中の車両の屋根部分等を損壊させた事故について和解をし損害賠償額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、事故発生後どのような対応を行ったか、台風時の対策はどのように行う考えか、事故発生から今回の議案提出まで期間を要した理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、今回の事故発生後、直ちに新港地区のすべての照明灯を点検し、異常の見つかった照明灯5基を撤去した。今後は台風時の巡視回数をふやすなどして対応する考えである。議案提出までに期間を要した理由は、被害者との和解協議に時間を要したためであるとの答弁がありました。

次に、乙第26号議案「中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について」、乙第27号議案「中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について」及び乙第28号議案「中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について」の3件は、それぞれの流域下水道の維持管理に要する費用のうち、那覇市ほか16市町村が負担すべき負担金の額の改定を行うため、下水道法第31条の2第2項に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、それぞれの流域下水道の普及率は幾らか、他都道府県の下水道負担金に比較して沖縄県の負担金が低い理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、下水道処理人口の普及率は、中部流域が83.1%、中城湾流域が65.8%、中城湾南部流域が19.4%となっている。

他都道府県の下水道負担金に比較して沖縄県の負担金が低い理由は、沖縄県は戦後、米国民政府によって始められた下水道施設をそのまま引き継いだことや高率補助制度によることが主な理由であると考えられるとの答弁がありました。

そのほか、一般会計からの繰入金の状況、各市町村の使用料の改定状況などについて質疑がありました。

次に、乙第29号議案「公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、県が過疎地域の市町村にかわって公共下水道の幹線管渠等を設置することに要する経費について、その一部を大宜味村に負担させるために過疎地域自立促進

特別措置法第15条第8項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、本事業はどのような仕組みか、これまで県内で本事業を実施した市町村はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、本事業は、過疎地域において公共下水道を設置する必要があるにもかかわらず、市町村が財政力や技術力が十分でないため設置することが困難な場合に当該市町村にかわって県が公共下水道の根幹施設を建設するものであり、その経費の一部を市町村に負担させることができる国庫補助事業である。県内では、これまで竹富町と座間味村において実施されているとの答弁がありました。

次に、乙第31号議案「指定管理者の指定について」は、金武湾港宇堅海浜公園の指定管理者として、平成20年4月1日から平成23年3月31日まで、特定非営利活動法人金武湾を蘇生させる会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、宇堅海浜公園のこれまでの利用状況や収支実績はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、過去3年間の宇堅海浜公園の入客数は約19万4000人、収入はうるま市の一般会計からの繰入金7420万3000円を含み1億357万3000円で、支出は同額であるとの答弁がありました。

次に、乙第32号議案「指定管理者の指定について」は、中城湾港安座真海浜公園の指定管理者として、平成20年4月1日から平成23年3月31日まで、南城市を指定するため地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、南城市のほかに指定管理者への応募者はあったか、指定管理者に南城市が選定された理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、本指定管理者には南城市以外に民間団体一件の応募があった。南城市が選定された理由は、事業計画に沿った安定的な管理を行い得る物的・人的能力を有しているかなどの5項目の選定基準について運営委員会で審査した結果、選定されたものであるとの答弁がありました。

そのほか、公園内の有料施設の状況、補助事業施設内で収益事業を行うことの可否などの質疑がありました。

以上が委員会における審査の概要であります。採決の結果、乙第22号議案、乙第23号議案、乙第26号議案から乙第29号議案まで、乙第31号議案及び乙第32号

議案の議決議案8件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（仲里利信君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時43分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

これより乙第22号議案、乙第23号議案、乙第26号議案から乙第29号議案まで、乙第31号議案及び乙第32号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第22号議案、乙第23号議案、乙第29号議案、乙第31号議案及び乙第32号議案の5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案5件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第22号議案、乙第23号議案、乙第29号議案、乙第31号議案及び乙第32号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲里利信君） 次に、乙第26号議案から乙第28号議案までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仲里利信君） 起立多数であります。

よって、乙第26号議案から乙第28号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲里利信君） 日程第11 甲第1号議案から甲第23号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔予算特別委員長 外間盛善君登壇〕

○予算特別委員長（外間盛善君） ただいま議題となりました甲第1号議案から甲第23号議案までの予算23件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、知事公室長を初め関係部局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、平成20年度の予算編成に当たって、知事の公約や沖縄振興計画に基づく施策をどのように反映させたのかとの質疑がありました。

これに対し、平成20年度は極めて厳しい財政状況だが、知事公約にかかわる施策として、自立経済の構築、県民福祉の向上及び県民の安心・安全の確保を図る事業に重点的に予算措置を行った。

主な事業は、経済力沖縄分野では沖縄IT津梁パーク整備事業、雇用確保施策では沖縄地域雇用創出事業及び就職困難者総合支援事業、観光旅行沖縄の分野では国際観光地プロモーションモデル事業などであり、その他那覇空港整備促進事業、伊良部架橋整備事業、情報通信基盤整備支援事業、新石垣空港整備事業、地上デジタル放送推進事業などであるとの答弁がありました。

次に、不発弾の爆破処理等の民間委託はどうなっているか、沖縄本島と宮古島以外の地域における保管庫の設置状況と予定はどうかとの質疑がありました。

これに対し、不発弾の処理は基本的に国の責任でなされるべきものであり、国が技術、資格、組織及び施設等を有する民間の専門業者を入札によって選定し、不発弾の処理を委託している。

また、宮古島以外の石垣島、久米島及び伊江島等の離島では、現在発見されている不発弾が少量で、かつ今後もふえる見込みがないことから保管庫を設置していないが、今後、必要性等も含めて検討したいとの答弁がありました。

次に、三位一体の改革による県財政への影響はどうかとの質疑がありました。

これに対し、平成19年度における三位一体の改革の影響で、国庫補助負担金改革による廃止影響額は約363億円である。所得税から個人県民税への税源移譲が約118億円であることから、不足額の約245億円は地方交付税で補てんされるべきであるが、構成総額そのものが減額されているため補てんはかなり厳しい状況であるとの答弁がありました。

次に、沖縄21世紀ビジョン策定までのスケジュールはどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、平成19年度はビジョン懇話会を立ち上げ、資料収集を行うとともに、基本的な考え方の整理を行った。平成20年度は、県民意識調査を実施して意見の把握を行い、7月をめどに同懇話会で議論をまとめる。

また、8月ごろに県内各層から構成する沖縄県振興審議会を設置し、平成21年7月に本県独自の長期構想として沖縄21世紀ビジョンを策定する予定であるとの答弁がありました。

次に、食品衛生に関する監視はどのような取り組みを行っているのかとの質疑がありました。

これに対し、食品の安全性を確保するため、食品衛生法に基づき、レストラン等の営業許可や監視指導、食品等の臨検検査及び収去等を行うほか、食品衛生月間における食品衛生思想の普及、食品の安全性に関する情報提供を行うとともに、食品衛生監視員の専門的技術の向上などに取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、沖縄県医療費適正化計画案の内容は何か、療養病床の削減は医療の切り捨てではないかとの質疑がありました。

これに対し、本県は入院医療費が高く、入院外の医療費は低いため、地域医療連携や療養病床の再編などによる医療資源の有効的な活用を図る。

また、メタボリック・シンドローム保有者割合が非常に高いと指摘されているため、特定健康診査、特定保健指導を実施して生活習慣病の予防対策等を推進する。

療養病床の見直しは、今後の医療費の伸びを踏まえ、高い保健医療水準を将来にわたり持続可能とするためであり、医療サービスを低下させるものではないと考えているとの答弁がありました。

次に、WTO等農業交渉はどのような状況か、県は国にどのような要請を行う考えかとの質疑がありました。

これに対し、平成19年7月にファルコナー農業交渉議長案が提案されたが、重要品目数は有税品目または全品目の4から6%となっており、日本が求めている10から15%とは大きな隔たりがある。

今後、WTO交渉の状況によっては、本県の基幹作物であるさとうきび、肉用牛等に与える影響が大きいので、これらの品目を重要品目として位置づけるよう引き続き国に要請していきたいとの答弁がありました。

次に、特別自由貿易地域内の土地分譲の状況はどうか、企業誘致のネックは何かとの質疑がありました。

これに対し、現在、賃貸工場を含めて24社が立地されており、土地の分譲率は19.3%である。

分譲が進まない理由として、他都道府県と比較して土地が高く、遠隔地にあるため物流コストが割高であること、税制優遇措置の周知が十分でないこと、物づくり産業の集積度が低いことなどが挙げられているとの答弁がありました。

次に、道路特定財源の暫定税率が廃止されると、本県の道路整備の財源や計画にどう影響するかとの質疑がありました。

これに対し、廃止に伴う試算では、財源は廃止前が468億円であったが、廃止後は半分の約234億円になる見込みである。

道路整備計画は、廃止後は事業効果等の優先順位をつけて整備しなければならないため、単純に考えた場合、工期はこれまでの2倍の期間を要することになるとの答弁がありました。

次に、水道施設の整備状況はどうなっているか、安全な水を供給するための危機管理体制はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、西系列水源開発事業が平成21年度に終了し、大保ダムは平成22年度に稼働する予定である。また、新石川浄水場は平成23年度から一部供用開始を予定しており、ここ数年以内には水道施設整備事業も一段落することになる。

危機管理対策については、まず第1に、未然防止体制が重要であるとの考えから、常時、水質検査及び監視に万全の体制をとっている。万一危機が生じた場合は、迅速な初動体制をとるとともに、情報の共有化や開示を行うこととしている。さらに、職員の危機管理意識の徹底を図るとともに、毎年防災訓練を行っているところであるとの答弁がありました。

次に、平成19年度の県立病院事業会計の損失額と累積損失額は幾らを見込んでいるか、平成20年度に20億円の借り入れを行う理由は何か、救急医療を含め県立病院の役割についてどう考えているかとの質疑がありました。

これに対し、平成19年度の損失額は24億6300万円、累積損失額は229億1200万円をそれぞれ見込んでいる。

20億円の借入金は資金繰りの悪化を補てんするためであり、地方公営企業法に基づく繰入金とは別に一般会計から借り入れるものである。

効率的な医療供給体制を構築するためには、まず県

立病院と民間医療機関の役割分担が重要であり、さらに救急医療は市町村が初期救急医療を、県立病院が第2次及び第3次の救急医療を中心に担うべきであると考へており、今後は各医療圏の医療供給体制の現状を踏まえて、各県立病院が果たすべき役割を明確にしていきたいとの答弁がありました。

次に、昨年の全国学力・学習状況調査結果を踏まえ、どのような学力向上対策を講じているか、また、検証改善委員会の取り組み状況はどうかとの質疑がありました。

これに対し、昨年の全国学力・学習状況調査では、小学校と中学校のすべての教科において全国平均を下回り、全国最下位となったことから、昨年11月に検証改善委員会を設置した。

同委員会における結果分析及び検討結果に基づき、ことし2月に学校改善支援プランを作成し、県下の全公立学校へ配付するとともに、沖縄県学力向上フォーラムの開催などにより学校、家庭及び地域が一体となって児童生徒の学力向上のための機運上昇に努めてきた。

今後は、家庭学習の手引き書や授業実践事例集を作成し、配布する予定であるとの答弁がありました。

次に、特殊事件装備資財機材整備事業の内容は何か、必要性はどうかとの質疑がありました。

これに対し、特殊事件とは、人質立てこもり事件や誘拐事件のことである。

県内での人質事件発生率は、復帰後の人口比で全国1位となっていることから、このような事件に迅速に対応し、県民が安心して安全な生活が送れるようにするため、防弾防じん服、ヘルメット等を整備する事業であるとの答弁がありました。

そのほか、米軍人等による事件・事故の再発防止策、防災体制のあり方、自主財源の落ち込み理由、県税滞納額の状況、道州制と尖閣問題の取り組み状況、那覇空港第二滑走路の供用開始時期、一般廃棄物の減量化と再資源化対策の状況、海岸漂着ごみの現状と対策、平均寿命の現状と今後の取り組み、後期高齢者医療制度のあり方、食料自給率アップ対策、有機農業の支援対策、第3次沖縄県観光振興計画の内容、沖縄IT津梁パーク整備事業の内容と雇用効果、建築基準法の改正による影響の内容、県内の地すべり危険箇所との状況、燃料高騰による水道料金への影響状況、海水淡水化施設の稼働状況、離島診療所の医療機器整備状況、県立病院の移転問題、全国高等学校総合体育大会の準備状況、30人学級実施への取り組み、ちゅうらん運動の取り組み状況、交番の役割などについて質疑が

ありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。甲第1号議案については、採決に先立ち、共産党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決に際して護憲ネットワーク、社大・結連合及び維新の会所属委員は退席しました。

採決の結果、甲第1号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

甲第12号議案、甲第14号議案、甲第16号議案及び甲第17号議案の4件については、採決に先立ち、共産党所属委員から反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、甲第12号議案、甲第14号議案、甲第16号議案及び甲第17号議案の4件は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

甲第20号議案については、採決に先立ち、共産党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決に際して護憲ネットワーク所属委員は退席しました。

採決の結果、甲第20号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

甲第21号議案については、採決に先立ち、共産党所属委員から反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、甲第21号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

甲第2号議案から甲第11号議案まで、甲第13号議案、甲第15号議案、甲第18号議案、甲第19号議案、甲第22号議案及び甲第23号議案の16件は、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（仲里利信君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後0時8分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

この際、申し上げます。

討論の通告がありますが、時間の都合もありますので、討論については午後の会議に回したいと思ひます。

休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時28分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

午前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

甲第1号議案、甲第12号議案、甲第14号議案、甲第16号議案、甲第17号議案、甲第20号議案及び甲第21号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 こんにちは。

私は、日本共産党県議団を代表して、議題になっています甲第1号議案「平成20年度沖縄県一般会計予算」及び甲第12号議案「平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算」、甲第14号議案「平成20年度沖縄県自由貿易地域特別会計予算」、甲第16号議案「平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算」、甲第17号議案「平成20年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算」、甲第20号議案「平成20年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算」、甲第21号議案「平成20年度沖縄県病院事業会計予算」の各議案に対する反対討論を行います。

まず初めに、甲第1号議案「平成20年度沖縄県一般会計予算」についてであります。

そもそも地方自治体の第一の任務は住民の命と暮らしを守り、福祉を向上させることにあります。ところが提案されている予算案は、県民に新たな貧困と格差を拡大し、一層の痛みと犠牲を押しつけるものになっています。

小泉構造改革は、政治の軸足を大企業に置き、国民には痛みと犠牲を押しつけるものであります。

大企業には大幅減税を初めさまざまな支援策を次々に行ってきました。その結果、大企業のもうけは史上空前のものになっています。

一方、国民には増税、社会保障の切り捨てなど痛みを押しつけ、それに我慢を強いてきました。その結果、現在ではその痛みには耐えられなくなり、自殺に追いやられる国民が毎年3万人を超えるようになっています。沖縄県内でも昨年度はついに400名を突破しています。

小泉構造改革によって貧困と格差は大きく広がり、犯罪は頻発し、国民生活の破壊と荒廃は深刻な事態になっています。まさに、大企業栄えて民滅ぶの事態が進行しています。

今、政治に求められているのは、この現実を直視して真剣に受けとめ、その解決のために力を尽くすことだと思います。

ところが、自民・公明政権は、国民に塗炭の苦しみを押しつけている構造改革路線をさらに強引に進めています。

政府との太いパイプを標榜する仲井真県政は、県民生活優先ではなく、政府方針を県政に持ち込み、三位一体の改革、行財政改革路線を一層強化してきています。

自民・公明政権の国民いじめ、犠牲を強いる政治を県政に持ち込み、県民生活の各分野でさまざまなひずみをつくり出しています。

県民の命と暮らしを守る義務がある自治体が、今や、その役割を放棄したのではないかと疑わざるを得ない事態が進行しています。

平成20年度沖縄県一般会計予算は、その具体的なあらわれの内容になっています。

まず、収入を見ると、一般会計予算は対前年度比59億円の減となり、マイナス編成で収支不足額が387億円にも上っています。県の財政危機はますます深刻になっています。

その主な原因は、1990年代に政府主導で進めた経済対策による公共事業の地方債返還が重くのしかかっていること、さらに、小泉自公政権が進めた三位一体の改革の押しつけにあります。

三位一体の改革は、大企業本位の財政運営と国の財政再建を優先させて自治体財政を削減し、地方財政を6.8兆円、補助金改革4.7兆円、税源移譲3兆円、地方税改革5.1兆円も縮小させ、地方自治の危機が促進されました。

県税収入も大企業優遇の減価償却税で3億5000万円の税収の落ち込みになるなど、法人事業税が28億円の減になり、財政の確立にはほど遠いものになっています。その結果、住民負担の強化とサービスの削減、自治体職員の削減と非正規化、民間委託が進められています。

現在、自治体職員の中で非正規職員が増大し、最低賃金での労働を余儀なくされ、しかもいつ首にされるかわからない不安定雇用を余儀なくされています。また、同一労働・同一賃金が労基法の原則になっているのに、それさえも踏みにじられています。

今回、このような県経済に大きな影響を与える県職員の人件費の削減が特例措置として行われ、それが45億円を上回っていることは重大です。そのために県経済がますます冷え込む結果になることは明らかです。

その中でも特殊勤務手当の削減で医療業務従事者の特殊勤務手当である医師手当の削減に踏み切ったのは、医者確保で困難に陥っている病院事業の状況では全く認められないものです。

支出の削減では、大きな問題の一つに生活保護の切り捨て問題があります。

そもそも生活保護は、憲法25条の生存権、国の社会的使命に基づいて支給されてきました。それは貧困の理由は問わず、だれでも平等に最低限度の生活を保障することが明確にされています。

社会の解決不可能な問題や社会保障の網の目からこぼれる人たちを全部引き受ける仕組みとして出発したものです。

ところが自公政府は、生活保護基準を見直し切り下げてきました。高齢加算、母子加算の廃止・縮小を行い、物価指数が下がったことを理由に生活保護費への引き下げを行いました。さらに、適正化政策のもとに包括同意書を義務づけ、資産、所持品の保有状況の報告など、不当な条件を押しつけてきています。その結果、保護が受給できずに相談に駆け込んでくる人もふえています。

後期高齢者医療制度が4月から始まります。

この制度は、高齢者の75歳以上を対象とした新しい医療保険制度で、高齢者に差別を持ち込むものです。

保険料は、世帯から個人に賦課される仕組みになり、収入のない高齢者からも保険料を徴収することになっています。

これまでの家族の概念がなくなり、扶養者、被扶養者がなくなり、夫婦でもそれぞれに保険料を支払いしなければならなくなりました。保険料は年金から差し引かれ、介護保険料と合わせて平均で月1万円以上が天引きされます。保険料を滞納したら保険証を取り上げ、資格証明書が発行され、金がなければ医療にかかれなくなります。まさにうば捨て山になります。何としてもこの後期高齢者医療制度は廃止させなければなりません。

県財政収入の落ち込みで福祉は切り捨てられ、さまざまな県民犠牲が押しつけられる中で、相変わらず無駄な公共工事が組まれています。

国頭村の林道建設はその最たるものです。国頭村の林道整備は密度で見ると、全国平均は3.9%であるのに対して北部地域は5.2%になっています。ところが国頭地域は9.6%もあるのにさらに林道を整備する予算が組まれています。今や林道が過剰になっています。

また、林道の舗装率も全国平均が39%であるのに対

し、沖縄は88%にも上っています。自然保護上も大きな問題で、貴重な生き物たちが生態系を破壊されて輪禍に遭うという事態が起こっています。

林道がつくられると、山が荒れ果てて自然災害を引き起こし、林道やのり面などが崩壊・崩落して今度は林業・治山災害復旧の公共工事が莫大な予算をつぎ込んで行われています。

林道建設は、「全国森林計画」で森林整備及び保全の目標が明確に示されています。その中には特に沖縄についての規制がうたわれています。

「全国森林計画」で、「沖縄の広域流域については、台風の常襲地帯であるとともに、河川の流路延長が短いこと、また、固有の動植物が生息していることから、水源かん養機能の維持増進及び貴重な種の保存に配慮し、天然力を活用した適切な施業を推進することとする。また、地質のぜい弱な国頭層、島尻層の分布や台風の常襲地帯など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進すること」と厳しく開発が規制されています。

そして種の保存に関する法律では、この法律は、野生動植物が生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものにかんがみ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で豊かな生活に資することがうたわれています。

ところが、現在はその全国森林計画や種の保存に関する法律を無視し、重要な貴重種の生き物たちの生息地域が無差別な破壊を受けています。絶対に許されません。

「やんばる訴訟弁護団」の市川弁護士はマスコミの論壇で、この林道建設問題で次のような指摘をしています。

「谷に流れる清流やノグチゲラの営巣木を見ながら、沖縄の自然の豊かさに圧倒された。」、「しかし、その自然が、目を転ずると大規模皆伐、林道工事によってズタズタに裂かれていた。」、「今、やんばるでは、沖縄県の手によって、日々、世界に沖縄にしかない生物が死んでいき、森林が失われ、海が汚されているのだ。自然を壊すことは人々の暮らしも破壊する。森林は水を保水する。たびたび渇水に襲われる沖縄では水を蓄える森は人々の命を支えている。またやんばるは国頭マージと呼ばれる地層が表面を覆っている。これは、礫や粘板岩の強酸性の地層だ。ところが、森を伐採し、林道を作ることによって、地層が崩れ大量の酸性土砂が海に流れ込む。これでは海も死

んでしまう。」と警告しています。このような無謀な林道建設は直ちに中止すべきです。

次は、教育問題についてです。

沖縄の教育行政は、本当にこのままでいいのかと懸念しなければならない事態が相次いでいます。

青少年の刑法犯は全国一、飲酒、徘徊、不良行為など心を痛める状況がますます深刻になっています。これは改めて教育のあり方を真剣に議論すべきことを示しています。

43年ぶりに実施された全国学力テストの結果に、県民の間に激震が走っています。県教育界のろうばいぶりも哀れなほどでした。

また、経済協力開発機構（OECD）の学んだ知識の実生活への応用力を評価する学習到達度調査では、日本は世界トップから転落した前回からさらに順位が下落し、マスコミは、衝撃再び、巻き返しできる保障はないと、文科省の弱音を報じています。このことは我が国の教育がいかに大きなひずみを抱えているかを示す結果になっています。

全国一斉学力テストの成績が全国最下位という結果について、その原因についてさまざまなことが言われています。親の責任、経済格差、子供の責任、地域が悪い等々であります。

私は、その原因は、複合的な要素もあるが、最も責任が大きいのは教育行政だと考えます。

根本は、文科省の教育の統制、競争をあおる差別・選別の教育にあると思いますが、それを受け入れ、沖縄の先輩たちが打ち立ててきた民主教育を破壊してきた歴代の教育行政の責任も重大であると考えます。

私は、これは学力向上推進運動と達成度テストを強引に進め、学校間・生徒間に過度の競争を持ち込み、本来の教育を大きくゆがめ、差別と選別で生徒を序列化した教育の結果だと考えます。

また、沖縄県民の教育は県民の手でという教育の地方分権を踏みにじり、教育の国家統制を強める文科省の下請機関化し、学校の管理統制を強化し、職員会議を形骸化させ、日の丸・君が代の強制、教職員の自主研修を押さえつけ、初任研や官制研修の強化、主任制、昇任試験などで教職員組織の分断を図り、雑務で教職員を多忙化させ生徒と接する時間を奪ってきた結果が教育現場を荒廃させてきました。

学力向上推進運動と達成度テストを始めたときから、今日までの青少年犯罪は激増しています。

学力向上推進運動と達成度テストの実施などテスト至上主義の教育は大転換して、学び合い、教え合う相互援助の方向に、従来の沖縄の活気に満ちた自由で民

主的な教育現場に戻すべきであります。

ところが、沖縄の教育の問題を自己分析することなく、従来どおりの達成度中心の教育行政を推し進める予算になっています。

私は、学力向上運動で差別・選別の教育が強化され、学校が荒廃し、深刻な事態になるということを1990年の当初から警告してきました。まさに心配していた事態になっています。

今、教育現場に求められているのは、30人学級の実現、教職員の確保です。ところが、予算案はそれを確保するものにはなっていません。

そのほかにも予算には黙過できない内容が数多くあります。カジノ導入に向けての取り組み、米軍再編に絡む新基地建設推進のための予算などがありますが、指摘だけにして討論は省略します。

次に、甲第12号議案平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業などを含めて5件の中城湾港の議案について、一括して反対討論を行います。

県は、中城湾港（新港地区）を本県における物資の円滑な流通を確保するための流通拠点として、さらに産業の振興、雇用機会の創出、産業構造の改善並びに県土の均衡ある発展に資するため、工業用地の確保を図るなど流通機能と生産機能をあわせ持った流通加工港湾整備を図ることを目的として開発事業を推進しています。

ところがその計画は破綻をしています。企業誘致は進まず、造成した土地は売却できずに従前の半額で売り出すなどとんでもない事態が出ています。それにもかかわらず中城湾港臨海部土地造成を続けることは、県税を無駄遣いするものであり認められません。

特別自由貿易地域は、賃貸工場の建設は進めても入居企業は集まらず、おまけに滞納家賃が膨大になるなど、将来にわたって成功するという見通しは立たない状況が続いています。

マリン・タウンでは、事業計画は完全に破綻したために不動産業者に無償で貸し付けるなど、県民の税金を浪費する事態になっています。

甲第20号議案「平成20年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算」は、事業計画そのものが見直しを余儀なくされています。

貴重な泡瀬干潟、生き物たちの命が躍動している豊かな自然が破壊され、死滅の危機に瀕しています。県はいま一度立ちどまって、干潟を残そうと叫んでいる多くの市民、県民の声に耳を傾けるべきです。一度埋めた自然は回復できないし、貴重な生き物たちも生き埋めされたら生き返ることはできません。子々孫々に

悔いを残すことになります。もっと今、行政としてやるべき課題が山積しているはずです。

また、アセス書に記載されていない新種・貴重種が多数発見・確認されています。海洋生物も121種の絶滅危惧種が確認されています。

現在のところ、事業計画もないままに埋め立てだけが進められています。埋立免許の許可条件が変更になったのであれば、事業計画を策定する間は埋め立てを行う根拠はなくなっています。それでも泡瀬干潟に生息する貴重な生き物たちの保全も図らないままに工事は進められています。

泡瀬干潟の埋め立ては、全国的に問題になっている無駄な公共工事そのものであります。即刻やめ、泡瀬干潟の埋め立ても中止すべきであります。

最後に、「平成20年度沖縄県病院事業会計」に対する反対討論を行います。

自治体病院は、現在、各地の地域医療の中核を担い、救命救急センターなどの医療拠点でも大きな役割を果たしています。地域の実情に応じ、人口が少ない不採算地域での高度医療、救急医療、小児医療、産科医療など、民間病院では経営が成り立たない医療過疎地域で住民の命と健康を守る役割を果たしています。

憲法や医療法に基づいた国民の医療を受ける権利に対して、行政がその責任を果たすために地域で不足する医療提供を行っています。

医療法には、国及び地方公共団体は、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるように努めなければならない。県は、基本方針に即して、かつ地域の実情に応じて、県における医療体制を図るための計画を定めることが記されています。

県は、財政的に赤字でも地域医療を提供するための必要な経費として採算性を基準にせず必要な負担はすべきです。現在の病院の赤字は社会保障制度の改悪にあります。診療報酬の引き下げ、患者負担増による受診抑制などが影響して医業収入が減っています。

この予算の内容は説明の中でもありましたが、外来患者はふえているのに入院患者が大幅に減少していることに象徴的にあらわれています。

なぜ入院患者が減っているのかという原因ですが、まず一つには、国民健康保険料の負担がふえ、支払いできない県民がふえて受診抑制につながっていること、さらに、医者や看護師の確保ができずに患者に対応できない事態になっていることです。これでは県民の命も健康もまともに守れるはずはありません。まさに金の切れ目は命の切れ目という事態が進行しています。

以上、問題点を簡単に指摘し、替成できないことを表明して反対討論を終わります。

○議長（仲里利信君） 内間清六君。

〔内間清六君登壇〕

○内間 清六君 ただいま議題となっております甲第1号議案「平成20年度沖縄県一般会計予算」、甲第12号議案「平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算」、甲第14号議案「平成20年度沖縄県自由貿易地域特別会計予算」、甲第16号議案「平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算」、甲第17号議案「平成20年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算」、甲第20号議案「平成20年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算」及び甲第21号議案「平成20年度沖縄県病院事業会計予算」について、原案に賛成する立場から討論を行います。

まず、甲第1号議案「平成20年度沖縄県一般会計予算」についてであります。

平成20年度は、沖縄振興計画に基づく第3次分野別計画がスタートする年であり、これまでの成果を踏まえ、残された課題への対応とさらなる発展に向けた県づくりを進める上で重要な年であります。

仲井真知事におかれましては、沖縄振興計画の基本姿勢のもと、自立型経済の構築や県民福祉の向上を図るための各種施策を積極的に推進する必要があると考えます。また、このことが知事公約の実現にもつながるものと考えます。

このような観点から、平成20年度一般会計予算案を見てみますと、産業の振興、雇用の創出、福祉・医療の充実、離島振興など、知事の公約実現、県政の重要施策の推進に向け意欲にあふれた予算であると高く評価するものであります。

具体的に申し上げますと、まず、産業の振興に関してであります。情報通信産業の集積・振興を図る沖縄IT津梁パーク整備事業、海外重点地域のニーズに応じた旅行商品の開発を支援する国際観光地プロモーションモデル事業、国際会議の誘致等を内容とするMICE誘致・開催推進事業、園芸作物の拠点産地育成のための園芸ブランドステップアップ事業、建設業者の経営改善や新分野進出等の取り組みを総合的に支援する建設産業活性化支援事業など、新規事業を中心に積極的な予算措置がなされております。

雇用の創出に係る施策では、沖縄型職業教育プログラムなどを実施する沖縄地域雇用創出事業、建設業界内の職種転換のための研修等を実施する雇用最適化支援事業などの新規事業に係る予算が措置されております。

す。

このような予算案の内容から、県政の最重要課題である産業の振興と雇用の創出、特に観光客1000万人の実現や、失業率の全国並み実現に向けた強い取り組み姿勢がうかがわれるところであります。

次に、医療・福祉の充実に関してであります。離島・僻地の医療提供体制の充実を図る救急医療用ヘリコプター活用事業や沖縄赤十字病院の移転新築への助成など、新規事業に積極的に予算を措置するほか、認可外保育施設に対する給食費支援として、従来の牛乳代に加え新たに米代を助成する新すこやか保育事業や、母子家庭及び障害者への医療費助成、放課後児童クラブへの運営費補助、医師確保対策事業などに必要な予算が措置されております。

さらに、離島振興の分野では、地上デジタル放送推進事業や離島地域広域連携推進モデル事業などのほか、基盤整備として新石垣空港整備事業や伊良部架橋整備事業などの主要継続プロジェクトについて必要な予算が措置されております。

このほかにも、文化振興、教育、国際交流、人材育成など、さまざまな分野において必要な予算がきめ細かく措置されております。

このように、平成20年度「一般会計当初予算案」を見渡してみますと、限られた財源を緊急かつ重要な施策・事業に重点的に配分し、県民福祉の向上を最優先課題とした知事公約の実現のため、必要な施策・事業を意欲的に実施していこうとする姿勢があらわれており、沖縄振興計画の第3次分野別計画がスタートする年度にふさわしい予算となっております。

仲井真知事を初め執行部の皆さんに敬意を表するとともに、成立した予算の効率的な執行を希望するものであります。

次に、甲第12号議案「平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算」についてであります。

中城湾港の開発は、地元からの要請に基づき中部地区開発の起爆剤として、国・県により事業が進められております。

中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業は、本県における物資の円滑な流通拠点として、さらに、産業の振興、雇用機会の創出及び県土の均衡ある発展に資するため工業用地の確保を図るなど、流通機能と生産機能をあわせ持った流通加工港湾として整備が進められてきたところであります。

また、平成11年3月に特別自由貿易地域に指定され、加工・交易型産業の立地促進に向け国内外で企業

誘致活動が展開されているところであります。その結果、これまで当該地区に100社を超える企業が立地し、約2500人の雇用の場が創出されるなど、地域経済に与えた波及効果は大きなものがあります。

このようなことから、本事業は中部圏域の発展、ひいては本県における民間主導の自立型経済構築のため、引き続き推進する必要があると考えます。

次に、甲第14号議案「平成20年度沖縄県自由貿易地域特別会計予算」についてであります。

本特別会計は、本県における企業立地の促進と加工・交易型産業の振興に資するため、昭和62年に沖縄振興特別措置法に基づく指定を受けて整備された自由貿易地域那覇地区の管理運営を行うものであります。

これまで当地域の活性化を図るため、制度拡充や施設の増改築が行われ、企業の誘致が進められてきたところであります。平成20年1月現在で入居企業数は16社、入居率は100%に達し、雇用者数も765名となっており、地域経済に与える波及効果は大きなものがあります。

また、平成19年度からは指定管理者制度が導入され、施設維持管理や操業支援のノウハウを持つ民間事業者により、施設の効率的な管理運営と入居企業への支援強化が図られ、さらなる域内の活性化が進められているところであります。

以上のことから、本事業は、企業の立地に伴う雇用の場の創出、地域経済の活性化、ひいては本県における民間主導の自立型経済構築のため必要な事業であります。

次に、甲第16号議案「平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算」についてであります。

中城湾港新港地区は、本県における物資の円滑な流通を確保するための流通拠点として整備されるとともに、産業の振興、雇用機会の創出、産業構造の改善並びに県土の均衡ある発展に資するための工業用地の整備等、流通機能、生産機能をあわせ持った流通加工港として整備が進められております。

平成18年の港湾取扱貨物量は、計画の70%に当たる約75万トンが取り扱われております。

今後とも、立地企業や背後圏企業の活動及び企業誘致を促進するため、基盤となる港湾の整備を着実に進める必要があります。

次に、甲第17号議案「平成20年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算」についてであります。

本特別会計では、西原与那原地区の活性化と中南部地域の振興を図るため、142ヘクタールの埋立造成が

行われ、都市基盤施設の整備や定住基盤の拡張等が進められるとともに、公共マリーナが整備されることにより海辺のアメニティー豊かなまちづくりが進められております。

平成20年1月末時点の土地の処分状況は、処分面積72.2ヘクタールで77.1%の処分率となっており、西原与那原地区の活性化に資するものと評価しており、今後とも推進していく必要があります。

次に、甲第20号議案「平成20年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算」についてであります。

泡瀬地区埋立事業は、本島中部東海岸地域が那覇市を中心とした西海岸地域への都市機能等の集中により活力が低下している実情を踏まえ、雇用創出効果のある新たな経済振興策として埠頭や交流施設、ホテル等の誘客施設を一体的に整備し、地域特性を生かした国際交流リゾート拠点等の形成を図るものであります。

現計画は、出島方式の人工島にすることにより干潟の約80%を残し、人と生物が共存できる人工ビーチの整備や人工干潟、野鳥園などの新たな環境を創出することとされており、環境への配慮も十分行われております。

また、事業実施に当たっては、学識経験者等で構成する「環境監視委員会」、「環境保全・創造検討委員会」が設置されるなど、万全の環境保全対策を講じながら慎重に事業が進められております。

以上のとおり、本事業は開発と環境保全が両立するものであり、県は、国・地元沖縄市と連携し早期完成を図っていくこととしており、沖縄市や中部圏域の活性化、ひいては県土の均衡ある発展のため、今後とも推進する必要があります。

最後に、甲第21号議案「平成20年度沖縄県病院事業会計予算」についてであります。

病院事業においては、県民の健康保持に必要な医療を提供するという使命を果たしていく必要から、県民へ良質な医療サービスの提供に努めるとともに、民間で実施困難な高度・特殊医療、救命救急医療及び離島医療などの政策医療を担い、県民への医療確保のためその使命と責務を果たしてきております。

平成20年度予算案は、このような病院事業の使命や責務を踏まえつつ、厳しい経営状況や国の総医療費抑制政策などの病院事業を取り巻く経営環境を勘案し、費用の縮減に重きを置き、収支の改善を目指すことを目標に編成されております。

また、病院事業は、地方公営企業として救急医療や高度・特殊医療などの不採算医療にも適切に対応しな

ければなりません。

当該医療の収支マイナス分については病院事業で負担することは困難であることから、制度上、一般会計からの繰入金措置されることとなっており、当該繰入金については、地方公営企業法及び総務省の繰出基準に基づき適正に措置されているものと考えております。

このように厳しい状況がありますが、病院事業においては県民への医療提供体制の確保のため、全国的に医師不足の中、宮古病院、八重山病院の脳神経外科医師、八重山病院、北部病院における産婦人科医師の確保等、医療体制の充実に取り組んでいるところであります。

また、臨床研修の強化を図るため、平成19年度からは新たに5年次以上の研修が実施されるなど、医師の養成に力が注がれております。

そして、平成18年度からスタートした地方公営企業法の全部適用のもと、職員の経営意識の向上や諸課題への迅速かつ柔軟な対応が可能な体制を構築し、収益性の向上を図るとともに、費用の徹底した節減・合理化に努めるなど、県立病院としての役割を踏まえつつ、より一層経営健全化に向けた取り組みが進められているところであります。

このように、平成20年度病院事業会計予算は厳しい経営状況及び経営環境の中で、県民の医療ニーズに適切にこたえるとともに、経営基盤の強化を図っていくために必要な内容となっております。

以上で「平成20年度沖縄県一般会計予算」等、合わせて7件の予算の原案に賛成する立場からの討論を終わりますが、これらの予算はいずれも極めて重要な内容であり、議員各位におかれましては何とぞ御理解いただき、予算原案に賛成していただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（仲里利信君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後2時4分休憩

午後2時4分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

○高嶺 善伸君 議長。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後2時4分休憩

午後2時7分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

これより甲第1号議案から甲第23号議案までの採決

に入ります。

議題のうち、まず甲第1号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仲里利信君） 起立多数であります。

よって、甲第1号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時9分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

次に、甲第12号議案、甲第14号議案、甲第16号議案、甲第17号議案及び甲第21号議案の5件を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案5件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仲里利信君） 起立多数であります。

よって、甲第12号議案、甲第14号議案、甲第16号議案、甲第17号議案及び甲第21号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○高嶺 善伸君 議長、休憩願います。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時10分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

次に、甲第20号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仲里利信君） 起立多数であります。

よって、甲第20号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時11分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

次に、甲第2号議案から甲第11号議案まで、甲第13号議案、甲第15号議案、甲第18号議案、甲第19号議案、甲第22号議案及び甲第23号議案の16件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案16件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案から甲第11号議案まで、甲第13号議案、甲第15号議案、甲第18号議案、甲第19号議案、甲第22号議案及び甲第23号議案は、原案のとおり可決されました。

—————◆・・・◆—————

○議長（仲里利信君） 日程第12 議員提出議案第8号 国民医療を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

前島明男君。

—————

〔議員提出議案第8号 巻末に掲載〕

—————

〔前島明男君登壇〕

○前島 明男君 ただいま議題となりました議員提出議案第8号につきましては、文教厚生委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、国民医療の充実強化について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第8号を朗読いたします。

〔国民医療を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仲里利信君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（仲里利信君） これより議員提出議案第8号「国民医療を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（仲里利信君） 日程第13 議員提出議案第9号 沖縄修学旅行の推進に関する要請決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

國場幸之助君。

〔議員提出議案第9号 巻末に掲載〕

〔國場幸之助君登壇〕

○國場 幸之助君 ただいま議題となりました議員提出議案第9号につきましては、観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、沖縄への修学旅行の推進に関して関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第9号を朗読いたします。

〔沖縄修学旅行の推進に関する要請決議朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仲里利信君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第9号

については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（仲里利信君） これより議員提出議案第9号「沖縄修学旅行の推進に関する要請決議」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（仲里利信君） この際、申し上げます。

次の議題であります議員提出議案第7号「全国大会の沖縄開催に関する支援決議」につきましては、先ほど當山弘君、当銘勝雄君、喜納昌春君及び玉城義和君から提出者取り消しの申し出があり、当該取り消し申し出を承認いたしましたので、御報告いたします。

○議長（仲里利信君） 日程第14 議員提出議案第7号 全国大会の沖縄開催に関する支援決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

當山眞市君。

〔議員提出議案第7号 巻末に掲載〕

〔當山眞市君登壇〕

○當山 眞市君 ただいま議題となりました議員提出議案第7号につきましては、経済労働委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、青年会議所全国大会の沖縄開催に関する支援を呼びかけるためであります。

次に、議員提出議案第7号を朗読いたします。

〔全国大会の沖縄開催に関する支援決議朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仲里利信君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○前田 政明君 議長、休憩。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後2時28分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第7号は、経済労働委員会に付託いたします。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後3時49分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

休憩前に経済労働委員会に付託いたしました議員提出議案第7号については、先ほど経済労働委員長から、お手元に配付の委員会審査報告書が提出されました。

○議長（仲里利信君） この際、お諮りいたします。

議員提出議案第7号「全国会員大会の沖縄開催に関する支援決議」を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第7号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（仲里利信君） 議員提出議案第7号 全国会員大会の沖縄開催に関する支援決議を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長。

〔委員会審査報告書（決議） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 砂川佳一君登壇〕

○経済労働委員長（砂川佳一君） ただいま議題となりました議員提出議案第7号「全国会員大会の沖縄開

催に関する支援決議」について、委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

議員提出議案第7号に対しては、採決に先立ち、護憲ネットワーク、社大・結連合、共産党及び無所属の委員から反対する旨の意見表明があり、採決の結果、同議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（仲里利信君） これより質疑に入ります。

本案に対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の回数は2回までといたします。

前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 ただいま議題となりました「全国会員大会の沖縄開催に関する支援決議」につきまして、幾つか委員長に質疑をさせていただきたいと思います。

日本青年会議所とはどのような活動をする団体なのか議論されたのでしょうか。まずお答えをお願いしたいと思います。

それからインターネットで開きますと、「社団法人日本青年会議所」とあります。（資料を掲示）それで「2008年度の取り組み」ということで、「日本のアイデンティティ確立に向けての協働運動の展開」と、そして「この国が「日本らしく」あるため、そしてそこにすむ人びとが「日本人らしく」あるため、私たちは国や国民のあるべき姿を提示し、この国を自信と誇りを持って未来の世代へと引き継いでいくことを目指します。国や国民のあるべき姿つまり「日本のアイデンティティ」を確立し、共有するために2008年社団法人日本青年会議所は、様々な協働運動を全国各地の会員会議所と共に取り組んでまいります。」ということを書いて、「憲法に対する国民意識高揚のための運動実践」、「国民主権確立運動の実践」、「環境教育の実践」、そして「倫理・道徳教育の実践」、それから「OMO I Y A R I 運動の展開」と、そして私が注目したのは「近現代史教育の実践」ということで、「私たち国民一人ひとりが、この国の歴史に向き合い学び、地域や国を愛する心を育むために、DVDアニメ『誇り』を活用した近現代史教育運動を全国で展開します。日本人が大切にしてきた文化を大切に、それを次の世代に引き継いでいける意識を育むことで、日本のアイデンティティを確立し「気高き日

本」を創っていきます。」というふうになって、この「近現代史教育実践委員会」のホームページなどで活発にやられているみたいですが、（資料を掲示）その内容についてはどのように御議論になったのでしょうか。

それから、今回、この一つの特定の団体の開催をいわゆる全会一致ではなく、実質的に野党が共同できないという状況のもとで、私は議会としてもこういう先例は好ましくないと思いますけれども、このことにつきましてはどのような議論がなされたのか、大変でしょうけれども、まずお答えをお願いしたいと思います。

○議長（仲里利信君） 経済労働委員長。

〔経済労働委員長 砂川佳一君登壇〕

○経済労働委員長（砂川佳一君） 青年会議所の性格等につきましては、議論されてはおりません。

なぜなら、我々委員会は議長から付託された案件についてでありまして、青年活動の内容等については委員会では議論はしてありませんが、各委員におかれましては、十分周知の上で審査に臨まれているものだと承知しております。また、青年会議所の目的についても同様であります。

DVDにつきましては、私も見ました。

内容については主観の違いでしょうか、戦争を賛美しているものとは思いません。ましてや青年会議所がつくったことに対して言論の自由を封圧するわけにいきませんから、これに対する意見については委員会としては取り上げなかったのであります。

この内容については、後でJCの皆さんにお願いして、必要とあらば観覧してもよろしいかと思いますが、詳しい内容については議論をする必要はないと考えた次第であります。

以上。

○議長（仲里利信君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 私の質疑に対して委員長もこの主観的な見解を述べられておりますが、私はやはり今、沖縄県民のこの願いというのは、あの教科書検定意見を撤回させる、そして日本軍の強制命令・誘導、あの戦争のことについてしっかりと今学ぶことが大事だと思います。

それで、近現代史の研究ということでDVDアニメ、これは私も見る機会がありまして見ました。

この主な内容は、「愛する自分の国を守りたい、そしてアジアの人々を白人から解放したい。日本の戦いには、いつもその気持ちが根底にあった気がす

る」。靖國神社の鳥居の前で、過去から来た青年がこう語ります。「戦後その思いは打ち消され、『悪いのは日本』という教育がおとなにも子どもにも施され、しょく罪意識だけが日本人の心に強く焼き付けられてしまった」と。

そしてこの語りの中で、「日本は自国を守るためにやむをえず戦争した」、「アジアを解放するための戦争だった」とこの主張が繰り返されます。

そしてこういう形で朝鮮半島や台湾について、植民地支配という言葉もなく、「日本はこれらの国を近代化するために道路を整備したり、学校を建設した」というふうに述べています。驚くべきものですが、従軍慰安婦や強制連行などの加害の事実には一切触れていません。

このDVD「誇り」は、さっきありました協働運動としてこれを近現代史の教育プログラムの教材として活用しているわけです。それでこのDVDを見せた後に、子供たちからさまざまな感想を求めるとこういう形で中学生にこのDVDアニメを見せています。

これは国会でも指摘をされまして、伊吹前文科大臣は、私なら使わないというような形でこの村山首相談話の、いわゆるあの日本の侵略戦争についての謝罪を含めた形を含めてそういう中身があります。

それについて委員長は、主観的には見解を述べておりますので、私も委員長がそういう戦争賛美でなかったというような御答弁をされておりますから、質疑は委員長の答弁に対してできるんですね。

そういうことで、そういう面で私は今、先ほど委員長がいわゆる戦争賛美に当たらないと、自分は主観的にはそう思うと言われましたけれども、このDVDアニメ「誇り」は、過去の戦争をめぐるそういう日本の大事なところをやっている。特に日本対アメリカを含む連合国との戦いを、当時、日本では東アジアの白人からの解放を大義目的に大東亜戦争と呼んでいたんだと。日本は亡国の道を歩むか戦争に突入するか、二つに一つの決断が迫られ、アメリカを初めとする連合国との戦争という苦渋の決断を強いられたと。そういう面で靖國神社で……

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後4時4分休憩

午後4時5分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

○前田 政明君 私は、そういう面で、先ほど委員長が、これは戦争賛美のアニメじゃないと言われたので、私はそうではないと。まさに歴史の事実をゆがめる、そういうことを社団法人日本青年会議所の「近現

代史教育の実践」というふうにDVDアニメ「誇り」は語っております。

そういう意味のこの団体を、いわゆるそれぞれ議論をしなかった、知らなかったからといって、この県議会でこういうような全会一致でもない方向で強行することは、これはあしき前例を残すものであり、やはり好ましくないと思いますけれども、委員長はいかがお考えでしょうか。

よろしく明快に御答弁をお願いします。（発言する者多し）

○議長（仲里利信君） 経済労働委員長。

静粛に願います。

〔経済労働委員長 砂川佳一君登壇〕

○経済労働委員長（砂川佳一君） 質疑の、近代史に関するDVDの内容については、当初申し上げたとおり、当委員会では付託された陳情の内容の範囲内で審査いたしましたので、答弁は差し控えていただきます。

ただ、意見・討論につきましては、後ほどやって構いませんが、答弁は控えさせていただきます。

○議長（仲里利信君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議員提出議案第7号に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

外間久子君。

〔外間久子君登壇〕

○外間 久子君 討論に入る前に一言申し述べたいと思います。

特定団体の大会を県議会が支援決議で賛否を問うという異常事態が今回起きています。

経済労働委員会で明らかにされたように、沖縄では毎年いろんな団体が大会・集会を開いておりますが、今回のようなことは初めてです。那覇市議会でも提案されましたが、議会にはなじまないとして、各党派が一致して議会にかけないとの結論に至りました。

日本青年会議所が教科書問題や基地問題がクローズアップしているこの時期に、県議会の歴史で初めて県議会になじまない支援決議なるものを持ち込むのか、それ自体異常であり、別の意図を感じずにはおれません。

以上、申し上げまして討論に入りたいと思います。

私は、日本共産党県議団を代表いたしまして、社団法人日本青年会議所「全国会員大会の沖縄開催に関する支援決議」に反対する討論を行います。

社団法人日本青年会議所のホームページによります

と、「2008年度協働運動・連携推進運動のご案内」では、社団法人日本青年会議所2008年度の取り組みは、「日本のアイデンティティ確立に向けての協働運動の展開」として、「この国が「日本らしく」あるため、そしてそこにすむ人びとが「日本人らしく」あるため、私たちは国や国民のあるべき姿を提示し、この国を自信と誇りを持って未来の世代へと引き継いでいくことを目指します。 国や国民のあるべき姿つまり「日本のアイデンティティ」を確立し、共有するために2008年社団法人日本青年会議所は、様々な協働運動を全国各地の会員会議所と共に取り組んでまいります。」として、そして、「近現代史教育の実践」として、「私たち国民一人ひとりが、この国の歴史に向き合い学び、地域や国を愛する心を育むために、DVDアニメ『誇り』を活用した近現代史教育運動を全国で展開します。日本人が大切にしてきた文化を大切に、それを次の世代に引き継いでいける意識を育むことで、日本のアイデンティティを確立し「気高い日本」を創っていきます。」と、活動方針は述べております。

ところで、日本青年会議所が作成したDVDアニメ「誇り」については、日本共産党の石井郁子議員が2007年5月17日の衆院教育再生特別委員会で取り上げましたが、その内容は、日本の侵略戦争と植民地支配を正当化する驚くべき内容となっております。

DVD「誇り」は、日本青年会議所が地方青年会議所との協働運動として進めている「近現代史教育プログラム」の教材です。同プログラムでは、学校の総合学習などで中学生にこのDVDを見せた後、会議所のメンバーがコーディネーターになって詳しい説明を加えながら討論をさせ、日本を守るためには戦争をするしかなかったのではないかと、日本が自分の国を守るために戦争したなんて初めて知りましたなどとの感想を子供たちから引き出しています。

アニメ「誇り」が語る主な内容は、「愛する自分の国を守りたい、そして、アジアの人々を白人から解放したい。日本の戦いには、いつもその気持ちが根底にあった気がする」と。日本対アメリカを含む連合国軍との戦いを、当時日本では東アジアの白人からの解放を大義目的に大東亜戦争と呼んでいたんだと。日本は、亡国の道を歩むか、戦争に突入するか二つに一つの決断を迫られ、アメリカを初めとする連合国軍との戦争という苦渋の決断を強いられたと、対米戦争をこう説明しています。

アニメを使って子供の心に靖國神社の戦争観、日本の戦争はアジアの解放のためだったという戦争観を中

学生に教え込むためのプログラムになっております。

また、過去の戦争への反省とおわびを述べた1995年の「村山談話」など、政府の基本的立場から逸脱し、日中、対米戦争を自衛の戦争、アジア解放の戦争と美化し弁護をしております。

国会では、伊吹前文部科学大臣は、教材として使う、使わないは各学校の判断だと。私が校長であれば使わないと、こう述べるほどの内容となっております。

このように、日本青年会議所が作成したDVD靖國アニメ「誇り」は、日本の侵略戦争を美化する特異な戦争観を子供たちに教え込むものになるため、全国的に大変大きな批判の声が広がりました。その結果、2007年6月20日、日本青年会議所は、国民の批判の広がりの中、文科省との委託契約を辞退することを表明いたしました。

日本青年会議所の作成したDVD「誇り」は、靖國神社と同じ歴史観、日本の侵略戦争と植民地支配等を正当化して美化する内容となっております。

教科書検定問題において、沖縄県民の願いである教科書検定意見撤回の運動を妨害している勢力が靖國派であることは、この間の国会質問でも明らかにされています。

この沖縄県民の願いである「日本軍の強制による集団強制死・集団自決の教科書検定意見を撤回せよ」との教科書検定問題はまだ解決されておられません。

日本共産党県議団は、日本の侵略戦争と植民地支配を正当化することを「近現代史教育の実践」として国民運動にする団体・日本青年会議所の「全国会員大会の沖縄開催に関する支援決議」に反対するものであります。

日本共産党県議団は、教科書検定意見撤回と沖縄戦の記述の回復を目指して、県民の皆さんと力を合わせて奮闘する決意を表明して、「全国会員大会の沖縄開催に関する支援決議」に反対する討論を終わります。

ひとつよろしく御賛同いただきたいと思います。

○議長（仲里利信君） 國場幸之助君。

〔國場幸之助君登壇〕

○國場 幸之助君 議員提出議案第7号「全国会員大会の沖縄開催に関する支援決議」に賛成する立場から討論を行います。

青年会議所は、米国ミズーリ州のセントルイスの小さな青年社会活動から生まれ、全米、そして世界じゅうに広がった世界最大の青年組織です。

青年会議所のOBには、アメリカ合衆国前大統領のビル・クリントンやジョン・フィッツジェラルド・ケ

ネディ、第7代国連事務総長のコフィー・アナン、そして環境啓発活動が評価され、昨年ノーベル平和賞を受賞したアル・ゴアなどもあります。

日本国内でも小渕恵三元総理や菅直人民主党代表代行を初め、党派を超えた多くの国会議員や地方議員がOBとして名を連ね、沖縄県議会におきましても、砂川経済労働委員長、小渡土木委員長、岸本県議、佐喜真県議等、県勢発展の先頭に立つ有能な政治家を生み続けております。賛同のほどよろしく申し上げます。

もちろん政界だけではなく、青年会議所時代に自己研さんと地方づくり、地域づくりに汗と涙と労苦をささげてきた多種多彩なJC卒業生は、経済界を中心に文化界、教育界、宗教界、芸能界等、各界各層で活躍をしております。

なぜ、かくも多くの世界じゅうの若者の心をとらえ数多くの人材を輩出することができるのか。

それは、JCの活動のベースが「個人の修練」、「社会への奉仕」、そして「世界との友情」を信条とし、国籍、人種、性別、職業、肩書、宗教等が一切関係なく、一人の地球市民として明るい豊かな社会の実現のためにどれだけ精進することができるのかという志と実践こそが究極的には問われる組織であるからです。

日本全国には711の青年会議所があり、約4万人の会員がいると言われております。それぞれの会議所で人間力の向上と社会貢献を両立させながら地域の活性化を図るという取り組みがなされております。人間社会のきずなを取り戻し、地域のローカルコミュニティーの再生なくして日本の再生はありません。

また、近年は公開討論会の開催やマニフェスト選挙の普及等、さまざまな活動を展開中ではありますが、JCの綱領や宣言、そして活動の実態を見れば明白であります。基本的に進歩主義的かつキリスト教の博愛主義に根差したリベラルな集団で、百家争鳴の議論を歓迎する包容力のある組織空間を維持しております。だからこそこれだけの歴史と伝統を築き上げ、各地域、そして世界じゅうで次世代の指導者を養成する機関として期待も高まっているのです。

このような問題意識を持ち、実践と数々の実績を積み重ねてきた20歳から40歳までの青年が2009年10月、社団法人日本青年会議所第58回全国会員大会沖縄那覇大会開催に際し、全国から約2万人の若手経営者を中心とした会員が沖縄を訪問することになります。

全国大会の沖縄開催は2年前に決まりましたが、JCが全国会員大会の沖縄誘致を掲げたのは1994年、今から14年も前のことです。1998年にも立候補の表明を

しましたが、決選投票の結果、僅差で涙をのんだこともあります。

先人たちの思いと志を歴代の会員はしっかりと継承し、2005年、再び壮絶な誘致合戦が全国を舞台に繰り広げられておりましたが、沖縄の多くの青年指導者が力を合わせ心をついにし、沖縄開催を見事獲得することができました。

その原動力は一つの思いです。

万国津梁の国の末裔としての誇りを胸に抱きながら、ユイマールというウチナーの精神文化を大切に、この沖縄の地から恒久的な世界平和を訴え実現したい、この熱い思いでございます。

全国大会の本県での開催は、参加者の沖縄訪問による約27億円の経済効果や、観光客1000万人構想に向けての起爆剤、企業誘致の後押しと自立経済の確立、日米地位協定の改定を含む沖縄が抱えるさまざまな問題を全国の課題へと提言でき、そして全国規模の大会の中でも最大級のコンベンションを開催することにより、地域力向上はもとより沖縄の人材育成につながる等、さまざまな分野への効果も期待されております。

同時に、とても大切な哲学が全国大会開催の理念には凝縮されております。

世界平和に欠かせない相手の立場に自分自身を置きかえ、お互いを受け入れることができる思いやり運動を推進する一つとして、地域性を生かしたユイマールの精神を全国民の胸に響かせたい。すべての市民が思いやりを共通の価値観として持つことにより、世界の繁栄と友好を担う万国津梁の国へとつなげていきたい。

私は、この気高き理念を沖縄の青年が本気で掲げて実現を目指しているとき、県議会ができる限りのバックアップをすることが次世代に対する責任であり、議員たる者の使命であると考えております。（発言する者あり）

○議長（仲里利信君） 静粛に願います。

○國場 幸之助君 青年の顔を見ればその国の将来がわかる、中華人民共和国の初代首相・周恩来の言葉であります。

本日は、日本青年会議所の安里副会頭や、那覇青年会議所の奥村理事長ほか青年会議所の多くの会員が県議会の傍聴席に来ております。彼らの精悍な顔だちと将来を見据える真剣なまなざしを見れば、沖縄も捨てたものではないと実感するはずです。

2009年10月15日から18日までの4日間、全国から約2万人の青年指導者がこの沖縄の大地に立ちます。

あすの沖縄、将来の日本をつくるのは青年でござい

ます。我々の次の世代、またその次の世代のためにも、第58回日本青年会議所全国会員大会の沖縄開催に県議会が最大限御支援をいただき、議員諸兄が御理解を賜りますよう、心よりお願いを申し上げまして賛成討論とさせていただきます。

よろしく願います。（発言する者多し）

○議長（仲里利信君） 静粛に願います。

以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後4時24分休憩

午後4時25分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

○喜納 昌春君 議長。

○議長（仲里利信君） 休憩いたします。

午後4時25分休憩

午後4時25分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

これより議員提出議案第7号「全国会員大会の沖縄開催に関する支援決議」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仲里利信君） 起立多数であります。

よって、議員提出議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

休憩いたします。

午後4時25分休憩

午後4時26分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

日程第15 陳情3件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 安里 進君登壇〕

○総務企画委員長（安里 進君） ただいま議題となりました陳情3件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（仲里利信君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情3件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

-----◆・・・◆-----

○議長（仲里利信君） 日程第16 陳情12件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働副委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔経済労働副委員長 當山眞市君登壇〕

○経済労働副委員長（當山眞市君） ただいま議題となりました陳情12件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（仲里利信君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後4時28分休憩

午後4時28分再開

○議長（仲里利信君） 再開いたします。

これよりただいま議題となっております陳情12件の採決に入ります。

まず、委員会において全会一致で採決されました陳情11件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情11件は、委員長の報告のとおり決す

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情11件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（仲里利信君） 次に、陳情第29号を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仲里利信君） 起立多数であります。

よって、陳情第29号は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

-----◆・・・◆-----

○議長（仲里利信君） 日程第17 陳情16件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 前島明男君登壇〕

○文教厚生委員長（前島明男君） ただいま議題となりました陳情16件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（仲里利信君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情16件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情16件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

-----◆・・・◆-----
○議長（仲里利信君） 日程第18 陳情8件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
少子・高齢対策特別委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔少子・高齢対策特別委員長 吉田勝廣君登壇〕

○少子・高齢対策特別委員長（吉田勝廣君） ただいま議題となりました陳情8件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおりに処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（仲里利信君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情8件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

-----◆・・・◆-----
○議長（仲里利信君） 日程第19 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載〕

○議長（仲里利信君） 各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおりに閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲里利信君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

-----◆・・・◆-----
○議長（仲里利信君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

今定例会は、今後、臨時会が招集されない限り、私どもにとりまして任期最後の議会となりますので、本日の会議を閉じるに当たり一言ごあいさつを申し上げます。

平成16年6月、内外の厳しい社会経済情勢の中、私どもが県民の負託を受けて県政に参画して以来、早くも4年の歳月が過ぎ去ろうとしており、まことに感慨深いものがあります。

顧みますに、この4年間は国と地方をめぐる三位一体の改革や市町村合併、道州制の議論、議会のあり方を含めた新たな地方自治制度の改革など、幅広い検討が行われるとともに、本県においては若年層を中心とする雇用失業情勢は依然として厳しく、加えて米軍基地に起因する事件・事故の相次ぐ発生は県民に大きな不安を与えました。

そのような情勢の中、県議会が県民意思を代表する機関として県政の重要課題解決のため真摯に議論を闘わし、執行部に対して政策提言を行う一方、時宜に応じて意見書等を議決し関係要路へ要請行動を積極的に行ったことは、県民の高い評価と支持を得たものと存じます。

中でも、昨年2度にわたり意見書を可決して要請行動を展開した「教科書検定問題」への対応は、多くの県民の賛同を得たものと思います。また、議員提出政策条例として「しまくとぅばの日に関する条例」を制定できたことは、本県の持つ豊かで広がりのある文化を次世代へ継承する契機になったものと確信するものであります。

沖縄振興計画が後期を迎えた現在、自立型経済の構築、雇用の創出、米軍基地の再編問題等、県政の重要課題については次の任期に持ち越すことになりますが、平和で安らぎと活力のある沖縄県の実現に努めることが私どもに課された重大な責務であることを深く認識し、今後とも議員各位の英知を結集して県民の負託に的確にこたえられるよう最善の努力を傾注してまいりたいと思います。

なお、今任期を最後に勇退される方々には、まことに惜別の念を禁じ得ませんが、在任中の御活躍と御功績に対し深甚なる敬意と謝意を表するとともに、今後とも御自重、御自愛の上、県勢発展のため、なおお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

また、次期選挙に出馬をされる方々には、見事当選の栄に浴され、再びこの議場で相まみえ、本県の直面する諸課題の解決に向けて御活躍されますよう御祈念申し上げるものであります。

ここに、任期最後の定例会を閉じるに当たり、議員各位の御健康と御多幸を心から念ずるとともに、議員各位の御協力と御支援により大過なく議長としての職責を果たすことができましたことに改めて心から感謝

を申し上げます。

まことにありがとうございました。（拍手）

今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成20年第1回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後4時36分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 仲 里 利 信

会議録署名議員 比 嘉 京 子

会議録署名議員 糸 洲 朝 則